明治三十九年一月二十日印刷
明治三十九年一月二十五日發行

非賣品

編輯兼發行者　國書刊行會
東京市京橋區南傳馬町二丁目十二番地
代表者　今泉定介

印刷者　本間季男
東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印刷所　東洋印刷株式會社
東京市京橋區新榮町五丁目三番地

明治三十九年一月二十日印刷
明治三十九年一月二十五日發行

非賣品

編輯兼發行者　東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地　國書刊行會
代表者　今泉定介

印刷者　東京市京橋區新榮町五丁目三番地　本間季男

印刷所　東京市京橋區新榮町五丁目三番地　東京活版株式會社

後三年合戰繪所載二重腹帶

由木搦

由木搦玉海は表腹帶を用ゆる時にかくるものなり白布にて作る信範記由木に結付てゑめ用ゆれば諸鞍日記かく名付しなり今用ゆる腹帶はこの由木搦をもて猶便利に作れるものなりといへどもそのはじめ詳ならず
壽永元年信範記云唐鞍云々白布靸搦赤地錦表腹帶
玉海云治承元年十二月十七日太上法皇蓮花王院齋會中將殿御鞍云々表腹帶由木搦
諸鞍日記云移鞍云々腹帶トハイハデ由木搦ト云テ帶木ニ結ビ付テシメタルナリ

隨兵日記云隨兵の時もおなじ出陣の時もおなじはるびは二重はるびに有べし口傳あり
諸書當用抄云二重腹帶の事軍陣の時なり犬笠掛にはなし他流には小腹帶とて犬の時いる當家にはなし
又云常の腹帶の長さ一倍ばかりなりひとへに取てわの方鞍の上敷の上にあて腹帶通しへ兩はしを入て馬の腹の下にて取違て腹帶さき又腹帶通しへ通して上敷の上にていつものごとく一結ゑめて兩の手形にかけて前輪の前にてむながひにかけていつものごとく丸くして鞍下へおさめべし
平家物語宇治川云梶原ハ佐々木ニ一段計ゾ進ンダル佐佐木如何ニ梶原殿此河ハ西國一ノ大河ゾヤ腹帶ハルビノ延テ見ユルゾ縮メ給ヘト云ケレバ梶原サモアルラントヤ思ヒケン手綱ヲ馬ノユガミニ捨テ左右ノ鐙ヲ蹈透シ腹帶ヲ解テゾ縮メタリケル

春日驗記所載二重腹帶

年中行事蒲菖所載二重腹帶

俵藤太繪詞所載二重腹帶

前ノ手ガタヘ横ザマニカラミ留ル也大諸禮ニモ横ザマニカラムトハ見エタリ古ト今ト少シク異ナリト軍器考ニ云ヘルハ此事ナルベシ延喜式ニ小腹帶アリ又後世ニモ小腹帶ノ名アリ（體源抄）古今名ヲ一ニシテ其用フル所大ニ異ナリ

按に色は白と注せしこと桃花蘂葉の外仲定記にもみえたり由木搦と云とて信範記桃花蘂葉を引たれどもその書に一に由木搦と云となければ漫に軍器考に由木搦ともいへるにやされども由木搦は自ら別物なれば軍器考の說用ひがたし又表腹帶といふは唐鞍及び走馬に用ふる物にして前輪の山形より鍔口へかけて竪ざまにからみとむるといふは二重腹帶の事なり

表腹帶

表腹帶は走馬に用ひ（左馬寮式）また唐鞍に用ゆ（春日社飾馬圖諸鞍日記）調布七尺をもて作る（延喜式）これも又裁て一丈四尺として用ゆるならん革を一寸ばかりにたちて錦につゝむ（諸鞍日記）といふはまた自ら別の作りかたなるべし

延喜左馬寮式云造走馬鞍一具料調布（七尺表腹帶料）

倭名類聚鈔（鞍馬具）云鞶周禮注云（音盤和名宇波々豆於比）馬大帶也

壽永元年信範記唐鞍云々赤地錦表腹帶

玉海云治承元年十二月十七日太上法皇蓮花王院齋會中將殿御鞍（黃地云々）表腹帶云々

諸鞍日記云御幸鞍ノ事云々腹帶ハ下ニ結デ表敷上ニハ上腹帶トテ革ヲ一寸計ニ切テ錦ニテ包テ先ニ鐙ノ鉸具ノ樣ニシテ打テ付ルナリ

又云唐鞍云々表腹帶

二重腹帶

二重腹帶は長さ一丈二尺（用害記）また常の腹帶の一倍なり（諸書當用抄）ともいへり隨兵の時あるひは出陣の日これを用ゆ（隨兵日記）かけやうは鞍の上敷の上にはるびの眞中をあてゝ腹にてとり違へ上敷の上にて常の如く結び兩の手形にかけてむながひにかけ鞍下へ納むる（諸書當用抄春日驗記年中行事西行物語前九年繪）と鞍下に打かけてさて鞍をおき右を左へ左を右へ腹の下にて取違へ上敷にて結び洲濱のかたへ通して山形にてとむると（弓法私書後三年太子傳）二樣あり

扇鏡云二重腹帶の事先腹帶をたゝまずして鞍下はたを一重ゆふなりむすびはせず（本ノマヽ）ゑたを通していつものごとくゆふなり秘するにより細々は用ひずにはるびをさすなり

○釋名

はらおび

倭名類聚鈔

腹帶

同上唐韻廣韻

纕

同上○按に字典廣韻に纕馬腹帶とあれども離騷に既替ㇾ余以ニ蕙纕一と云注に佩帶也といひ玉篇も帶也と注しまた收ニ衣袖一絭などみえて腹帶の正名とも聞えず類篇に緗ー纕淺ー黃也とあるを以て考ふるに淺黃馬腹帶といふ義にやあるべき

小腹帶

左馬寮式

はるび

平家物語用害記倭漢三才圖會

はろび

新撰字鏡鞓徒旱徒段二反波呂比とあり

○正誤

本朝軍器考云腹帶倭名抄ニ唐韻ノ纕ハ馬ノ腹帶也トイフヲ引テ波良於比トヨメリ其後ノ俗ニ波流比トハイフ又由木搦ナドモイフニヤ古キ繪ニ見エシ處古ノ腹帶ノ制ニハ少シク異ナリ

按に由木搦と云は今の腹帶のことにして古の腹帶とは同じからずけだし式の小腹帶と云ものは幅一尺二寸長一丈の物にして今の腹帶と云ものは端に鐶ありて由木にからみ付て鐶に引通し然してからげ用ふるものなり

本朝軍器考補正云腹帶ハ和名抄ニ唐韻ヲ引テ纕ハ馬ノ腹帶也和名波良於比表腹帶ニハ周禮注ヲ引テ鞶ヲ馬ノ大帶也和名宇和波良於比ト注セリ式ニ纕ハ小腹帶鞶ハ表腹帶小腹帶ノ長五尺表腹帶ノ長七尺ナリ布ヲ以テ之ヲ調スト見エタリ色ハ白ト桃花蘂葉ニ見エシ其外ニハ所見ナシ此名ヲ一ニ由木搦ト云（信範記桃花蘂葉）又鞦負搦トモ注セリ（物具抄）是春日社ノ唐鞍ノ圖ノ由木ノ上ニテ表腹帶ヲ結ビテアル故ノ名ナルニヤ武家ニ用ル所常ノ腹帶一丈一尺修羅腹帶三尋二尺五寸犬笠懸一丈三尺ナド見エタリ（三議一統）色ハカチンノ段紺ノ細筋或ハ淺黃等ノ布也手綱ノ色ト同ジ（齋藤助成記庭訓往來）是ヲ結ビ留ルヤウ由木ノ上ニテ結ビ其餘リヲ前輪ノ山形ヨリ鍔口ヘカケテ竪ザマニカラミ留ル也今ハ其餘リヲ

古今要覽稿卷第百七十七

●器財部　馬具

腹帶　小腹帶

腹帶は御鞍に用ひらるゝもの細布にて作る女鞍走馬鞍に用ゆるは調布なり長は五尺なり左馬寮式細布調布共に廣二尺四寸あればそれを裁て用ゆるなるべししかすれば長さ一丈なり後世の腹帶たかばかりの定にして八尺といふは式の一丈なればなり是を小腹帶といふは表腹帶に對してしかよべるなるべし移鞍には白きを用ひ仲定記騎射物具には無文紺玉海といひ水干鞍にはかちんまたは淺黃の外不ㇾ用布衣記とあるを考ふれば染て用ゆるは武備のためにせしなるにや後世武家のもの皆手綱とおなじく染るなりまた春日社飾馬の繪によれば鞦とおなじく革にて作れるがごとく見ゆれどもさるよしは物に見えず

延喜左馬寮式云造御鞍一具料細布五尺小腹帶料

又云造女鞍一具料調布五尺小腹帶料

又云造走馬鞍一具料調布五尺小腹帶料

倭名類聚鈔鞍馬具云腹帶唐韻云纕甚良反和名波良於比馬腹帶也

雫抄云仲定記永仁十八年十月廿五日平文移腹帶白

又云玉海治承四年五月四日騎射物具云々無文紺腹帶二筋按に二筋と云は表腹帶と小腹帶とをさしていへるなり

布衣記云鞍は水干鞍云々腹帶かちんの類不ㇾ然ば淺黃

室町殿記云文明十七年御拜賀之時御供衆裝束云々腹帶かちんすぢを一寸まだらにつくべし

三好筑前守義長朝臣亭御成記云御進物云々腹帶むらさきの引兩一寸ばかりつゝつけ申候

弓馬故實云腹帶は八尺なり鞍にたかばかりの定りとあれば曲尺にて一丈なり但腹帶は馬によりてみじかき間能ほどにすべしたかばかりの定にて然るべし

弓馬故實所載腹帶

ウスアイ

クサ

上褜ニモセヨ騎ル時ハ必ソノ上ニ騎ベキニ是ハ引タル馬ニハカヽリテアレドヤガテ拔去テ騎ベケレバ敷ト云名ハアラズテ鞘トモ云又拔トモ云敷ベキモノナラヌヲ思ヒヤリ玉ヒテヨサラバ鞍靶也ト云ハントスレバ鞍覆ト幷用ヒツ又其形モ鞍ノミ覆テ毛ノ韉ト連リ侍ルベケレバ同皮ヲ用ユルニゾアルベカリキ鞍覆トハイト同ジカラズ

按に是は貫鞘と云ものを忘らざる說なれば云ふにたらず

伊勢因幡貞域所傳貫鞘圖

同上裏

同

同

寸法同上

年中行事繪二宮大饗貫鞘

春日權現驗記繪貫鞘

○正誤

諸鞍日記考注云八子物具抄ノ餉付桃華蘂葉ノ貫鞘（豹尾）トアルモ是ナルベシ豹尾ヲ以テ作ルコトモアルナルベシ

按に延喜左馬寮式に貫鞘料漆五勺とあり八子は東大寺若宮八幡宮に現存するものをみるに長二尺三寸幅七分許の物十二筋あり五勺の漆にて塗るべきによりて之か思違へしものなるべし

雫抄云拔鞘凡鞘トハ物ノ上ニ覆フモノヲ云矛槍ニアレ屋上ノ雨覆ニアレサヤトハ云ゾヤ拔ハ拔去ベキノ義是ハ鞍帊ニハアラズ鞍褥ナリト云ベケレドモ褥ハ

今所用力革

今所用力革は武藏鐙をつくれるもの丶造り出しならん巾着皮とて鉸具をおほふものあり貫鞘の心なるべし世中に武藏鐙をむねと用ゆるより終に古代のもの失てみづを力革のむづかしき物はとみの事に便よからねば誰も用ひずして此をのみ用ゆる事にはなりしならん北面の侍の水干鞍には獅子の丸にてつ丶むといひ(布衣記)京都將軍家の比は播磨白皮を用ゆといひ(鎌倉年中行事)あるひは口なしにて染るともいへり(大館尙氏記)

布衣記云力革は獅子の丸にて上をつ丶むふせぐみあるべし

鎌倉年中行事云播磨革ノ白キ力革金具ナク黑革ニテクケル

又云管領同奉公衆諸大名御全世ノ時ハ葛切付播磨皮ノ白力革金具色革ニテクケル

大館尙氏記云力革ゑろかるべしさりながら更にゑろきはわろし口なしを薄く出して引たるがよきなり

貫鞘

貫鞘(延喜式)は逆鞦を用ゆる時に是を具すけだし鉸具を覆ひて足にあたることなからしめん爲に色革(明月記)あるひは虎豹皮(桃華蘂葉年中行事春日驗記六波羅行幸石山緣起)を用ひて作るものなり大に定りあるにもあらざるべけれども大かた長一尺三寸一分幅二寸ほどに作れり(馬具作方書)緒は御鞍に緋革走馬鞍に洗革(左馬寮式)と見えたれども後世はさもあらざるにや臣下の具足に緋縹を用ひしもあり然るを貫鞘は八子なるべし(諸鞍日記考注)といひあるひは鞍覆の類にやあらんと云(雫抄)ともにあやまりなり

明月記云建保元年七月廿五日(天晴)公卿勅使發遣日也云云賴武給八月五日給レ之云々色目云々豹皮丸形切付(差端色革拔鞘)云々

毘沙門堂記云貞治四年十一月二十五日云々御鞍橋云云切付拔鞘(石上僧正)云々

又云延慶二年十二月十七日云々御方違行幸御鞍云々切付拔鞘(應長殿下御物)云々

桃華蘂葉云力皮(赤)貫鞘(豹皮)

延喜左馬寮式云造ニ御鞍一具一料緋革十條(鞍褥貫鞘緒着韉障泥結料)

又云造ニ走馬鞍一具一料洗革一張(結レ鞍着レ韉接鞦貫鞘靴等料)漆五勺貫鞘

等は皆鉸具力革の二つありて用をなすものなり然るをかくいはれしは全く鐙靻力革の別あることを考へざりしなり

本朝軍器考云鐙靻逆靻倭名鈔ニ揚氏漢語抄ヲ引テ鐙靻一ツニ鐙靳ト云美豆平トヨム逆靻一ツニ逆靳トイフ知賀良加波トヨムヨシ注シヌ世ニハ力皮力革ナドカクナリ足利殿ノ比公方ハ播磨皮ノ力革金具ヲバ黒皮ニテクケラレ管領諸大名ハ金具ヲ紫皮ニテクケラルナド云コト見エタリ

按に鐙靻逆靻は二物にして足利殿の比よりいふ力革はまた逆靻ともおなじからざるなり然るを一つにせしは誤れり

諸鞍日記考注云古ノ力革ハ今世ノ力革トハ異ナリ巾着皮ト云モノナシ力革ノ端ニ鉸具ヲ付ルナリ

信充云力革の端に鉸具を付しは熱田宮寶物の力革の外はまた見ず但彼宮の寶物は全く淸俗の鐙札皮の制をうつせしなれば信ずるにたらず

力革ト云ハ總名ニテソノ中ニミヅヲト云名アリ

按に左馬寮式に鐙靻力革二物を作る料の皮を載られしを見ざりしなるべし

倭名鈔ニ逆靻知賀良加波鐙靻美豆平トアリチカラガハトイフ名ハ鐙ヲフム人ノ足ノ力ヲ受ル意也逆靻ノ逆ノ字ハ唐ノ鐙ノ頭ニハ鉸具ナクテ輪バカリアリ其輪ニ力革ヲ入テ其力革ヲ逆ニ上ヘ折返シテ力革ノ端ニ作リ付タル鉸具ヲ今一方ノ力革ノ穴ヘサスガヲ刺シ貫テ留ル也吾國ノ鐙モ古代ノ物ハ鐙ノ頭ニ鉸具ナクテ輪バカリナルモ有シナリミヅヲトハ穴緒ナリ穴ノコトヲミヅト云也針ノ穴ヲミヅト云モ同ジ力革ニサスガ（サスガハ刺ス金ノ畧語ナリ）ヲ刺シ貫クベキ穴ヲアケ置ユヱミヅヲト云ナリ古キ力革ヲミシコトアリ其圖左ノ如シ

信充云古き力革の圖とて出されしは熱田宮の寶物の力革と見えたりたゞし是は古物にあらず後人淸の物をみて作りしなれば證とするにたらず

同上鐙靼力革

九分
延長九寸
一寸
赤革金物滅金
レヨリ下五寸五分

同上側面

り上に逆ふが故に逆靼の字をあてしなるべし
延喜左馬寮式云造ニ御鞍一具ニ料云々牛革四條各長四尺已下二尺四寸以上廣三寸已下一寸以上鐙靼幷力革料並請ニ大藏ニ
又云造ニ女鞍一具ニ料牛皮一條（長三尺廣三寸鐙靼料）牛皮一條（長三尺廣一寸五分力革料）
倭名類聚鈔（鞍馬具）云鐙靼（美豆乎下音祖）一云鐙靳（音斤去聲）保元物語（白河殿軍）云爲朝例ノ大鏑差番云々等閑ニ發チタリ景義ガ妻手ノ膝節片手切ニ・フット射切テ鐙ノミヅヲカネ馬ノオリボネ五六枚サツトキレテ云々

○正誤

東雅云鐙靼はミヅヲ逆靼はチカラガハといふと注せり古の鐙は今の制のごとくにはあらず壺鐙舌長半舌などいふがごときその制も各異なればミヅヲチカラガハの制も今の物には同じからずミヅヲの義不レ詳チカラガハは俗に力革としるすものなり
信充云延喜式に鐙靼力革と並び書したればミヅヲチカラガハは一具したるものなりそれをミヅヲは詳ならずチカラガハは今の力革なりといはれしは誤なり
古鐙のなほ今も世に殘るもの共をばみることを得たりき鐙にミヅヲと云あり鑣にミヅ、キといふあり幷にそのミヅといふ義詳ならず今も俗に孔竅をよびてメドといひメドまた轉じてミヅと云なり針孔をハリノミヅといふがごときこれなりミヅヲといふものは鐙に舌あるものなりその鐙孔をミヅといひ舌を尾といふに似たりミヅ、キといふ義もまたかくのごとくの事なりとみゆ
按に舌ある鐙の頭に孔あるものは東大寺勸進所藏鐙若宮八幡宮木鐙などの如き物を云なるべし但是

古今要覽稿卷第百七十六

●器財部　馬具

鐙靼（ミヅチ）　力革

鐙靼は長三尺廣三寸の牛皮一條にてつくるといへり延喜左馬寮式東大寺若宮八幡宮に現存する物をみるに幅一寸六分長一尺三寸七分の赤皮二枚を合せて是を綴連ねて用ひたり是によつて考ふれば三尺を四つに裁て用ゆるなるべし此鐙靼の兩端に孔あり故にみづを倭名類聚鈔といへるなるべしまた左馬寮式を精しく考ふるに鐙靼の外に力革といふものあり鐙をみれば熟銅といひ大壺鐙といへり大壺鐙には大かた鉸具なし法隆寺に現存する壺鐙には別に鉸具を添へたり是を思ふに東大寺若宮八幡宮に現存木鐙の制作をみるに鉸具と鐙とを廣さ一寸五分の革をもてつなぎたりその革長さ凡二寸一分あり三重からげたればのばしては一尺二寸六分許の革なるべし然る時は左馬寮式に力皮料牛皮一條長三尺廣一寸五分とあり是も廣さは一寸五分にして二つに裁ては二尺五寸づゝになれり卽東大寺のと長さもやゝちかければ此つなぎたる皮を力革といふこと疑ひなし其力革は鐙に付てあれば下よ

東大寺若宮八幡宮寶物鐙靼

同上力革

同上鐙靼を鉸具にかけし圖

ものゝ殘れるをあるひは故實なりととり傳へたるもあるべし

弓馬故實云熊柳まれなる間略儀にはぐみの木にてもするなり布をきせてくろくぬるなり

軍器考補正云武家ニ用ユル處ハ篠ノ鞭梅ノ木熊柳竹等ナリ云々

へり〔犬追物方聞書〕けだし京都將軍家の時弓馬の故實は小笠原家にて指南したるによりその家にて軍陣に竹根の鞭をもたざるより遂に熊柳を軍陣のものといへるならん

軍陣聞書云征矢負ては鞭をさしそふべし鞭のこしらへやうの事二尺八寸なりくま柳を用ゆべしくま柳をば勝弦といふなり云々とつか六寸に籐をつかふなり六寸の內五分さきをのこして穴をあけ緒を通して鞭むすびにうでの入ほどにむすぶなり緒の革はくろ革なり二尺八寸は手にてとるべし

布衣記云鞍は水干鞍云々ふちはくま柳のとうまきのふちなり舍人刀のごとくにさすなりぬき入の方を上になすなり

犬追物方聞書云撿〔柄〕見の鞭の事云々くま柳の鞭は一段の義なりとつか〔取〕いづれもあるべし犬にもくま柳の鞭もつ事一段の義なりゆるされなくばもつべからず

弓馬秘說云鞭の事熊柳をばいそ柳とも申候也むちの寸法手の寸なり人の指によるべき間相違あるべしとつつかあるべし

弓馬故實云鞭に用ゆる木の事熊柳本なり但此木まれなるものなり

射手方聞書云鞭の本はくま柳なりくろくぬる事常のごとしとつかは何皮にてもくるしからず但紫革常の事なりふすべ皮も玄かるべし

又云鞭の長さ短きは一尺二寸長きは二尺一寸熊柳を用ゆるなり殊に軍陣の時用候事なり

上賢抄云鞭は熊柳本なりことに軍陣などに用くま柳の名秘事也

春日驗記紀繪所載熊柳鞭

ぐみの木鞭　梅の木鞭

ぐみの木鞭は熊柳のなき時に用ゆるなり〔弓馬故實〕されども略儀なるよしなりまた梅の木鞭といふもあり〔軍器考補〕

〔正〕今川貞世入道の說に鞭なき所にて何にても鞭と所望の時は竹にても木にても折ていたすべし努々刀目付べからずと〔今川大雙紙〕いへり玄かれば時に臨てせし

上賢抄云常の鞭の寸は二尺七寸五分なり

又云竹の根の鞭の緒をば目のかたよりあなをあけてもつくまた目をよこさまになしてあなをあけてもするなり

又云竹の根の鞭をば節を半に切るべし二尺七寸餘にきるべし二尺七寸五分にきるなりこれ大事の秘事也

犬追物秘說云竹の根のむちの事筋はいくつもあれ半たるべし

犬追物鞭

犬追物鞭は竹根塗鞭共に用ゆれども塗鞭はゆるしなくしては用ゆることなし（諸書當用抄）たゞし取柄の緒を腕にぬくとその緒の片はしに指掛のわなをつくることあり（射御持長記軍陣聞書）これのみ他にせざることなりといへり

諸書當用抄云鞭はぬりたるが本式なり犬追物の時はゆるしなくば塗むちさゝぬなり竹の根むち（もつイ）然るべきなり

多賀豐後守高忠軍陣聞書云鞭の緒をうでにぬき入て持事犬の時と狩の時ならでは有まじきなりまた指かけの事犬の時ならではせぬ事也ゆひかけをば結びたる緒のかた方のさきをわなにくけてたけたか指にかくるなりまたかた〳〵の先をばかへしてわなにしてむすびめへおしいれるなり狩の時のむちには指かけをせぬなり

又云射手のむちの緒をばいかにもうでにあまるほどにせばくするなりくつろげばむち打にくきと申來るなりわびてぬき入などいふ名目あり

射御持長記云取つかの緒云々ゆひかけとて結たるかた〳〵の緒先をわなにしてたけたかゆびにかくべしかた〳〵の緒の先をば折かへして結めへかふべし

又云撿見喚次の鞭にはゆひかけあるべからずゆひかけのあるふちをば緒の結めへまとふべし

或家藏犬追物鞭

總長二尺七寸九分

取柄長六寸強

熊柳鞭

熊柳鞭は軍陣に用ゆるものなりといへり（軍陣聞書）されども水干鞍の時もこれをもち（布衣記）犬追物の射手及び撿見も小笠原家よりゆるしをうけてはこれをもつとい

紫竹鞭

紫竹鞭は將軍家のもたせ給ふほかたゞ人にては吉良家のみ是をもつといへり（岡本記弓馬故實上賢抄）長さは人々にてたがふといへどもおのがたかばかりにて二尺七寸五分を本とす節數を半にきり長にはせぬものなれば二分三分の延ちゞみはあるべしと多賀豐後守高忠いへり

岡本記云ゑちくのむちの事は公方樣の御持候むちの事なりひせつなり又云むらさきのむちの事はこのゑちくのむちの事なり誠に秘事なり

高忠聞書云紫竹の鞭をばたゞの人はもつまじきなり御所樣御持ある故也（子細口傳にあり）

弓馬故實云紫竹のむちは平人の持たぬものなり公方樣さては吉良殿持申さるゝなり

上賢抄云公方樣御犬などに御用ゆる竹の根の鞭は紫竹の根なり紫竹とはむらさきの竹と書故紫は五色の外のいろなるによつてなり平人のゆめ〳〵不可用なり公方樣または吉良殿などの外は御もちひあるまじき儀なり

光源院殿御元服記云天文十五年十二月十九日云々二日目御乘馬始云々御弓御矢（一手）御鞭二筋（熊柳紫竹）小笠原民部少輔稙盛調㆓進之㆒

竹根鞭

竹根鞭は庭乘にもうつぼにもさし狩にも犬追物にも常々用ゆるものなり（弓馬故實上賢抄犬追物秘說）八幡殿奥州合戰の時青毛の馬になしぢの鞍置竹根のむちもちてあしかりしかば小笠原の流にては軍陣にもつことを嫌ふなり（出陣聞書）といへりたゞし八幡殿の故事實にさることありしやいまだ正しき證をゑらず

弓馬故實云むちの長さの事常に持は竹の根のむちこれも長さはおなじものなりさりながらふしを半にきる間長さの定りたる事はなし竹の根の鞭は少しの長短はあるべきなり節を半にするといふもとつかの内はのけての事なり但とつかなくて略儀に緒ばかりある鞭ならばそれは節を半にすべきなりとつかの縫めは竹の根のひの通りに有べしその通りに緒のあなをもあくべし塗むちもくけめの通りに緒のあるなるべし

又云とつかの長さ六寸許緒の長さむすびてその結びめの内四寸ほどにすれば大略の手はいるものなり緒のくけめ内の方へなる樣に結ぶべし

ゆるも難なしといへり飾抄 寸法何ばかりのものにや詳ならず

飾抄云鞭乘二和鞍一之時用二蒔繪鞭一用二平文鞍一之時猶用二蒔繪鞭一無レ難歟

三條家裝束鈔云鞭蒔繪壯年ノ人ハ紅梅ノ檀紙ヲ以テ是ヲ卷ク老人ハ白キ檀紙ヲ以テ是ヲ卷クナリ

又云治承元年十二月十七日蓮華王院行幸ニ中將蒔繪ヲ用フルナリ

籐卷鞭（トウマキ）

籐卷鞭は舞人の用ゆるものなり飾抄 舞人は大かた左右近衞府の將監將曹府生なれば臨時競馬をつとむるなりそのむち塗鞭なれども紙捻あるひは籐卷を用ゆる江次第 とあれば藤澤緣起の繪に見えたるごとくとつか(取柄)の外までも籐にてまきたるものならんけだし公卿殿上人は蒔繪の鞭をとり衞府の官人は蒔繪の代りに後世いはゆるけしやう籐をとるなるべし

飾抄云籐卷鞭舞人用レ之馳レ馬故歟打任セテハ鞭佘レ指二舍人腰一云々

江次第云臨時競馬左右乘尻各十人騎レ馬 相向其裝束云々塗鞭 以二紙捻一代二籐卷一

籐鞭

籐鞭は籐を以て作れるものなり今川大雙紙 古くは鞭のとつかはなきものなりされぱとつかなきもあるべしと小笠原播磨守元長いはれしよし犬追物萬聞書に見えたりされぱこの籐鞭と云も取柄のなきものにも有べき歟今賀茂の競馬に用ゆるはみな籐鞭にてしかもとつかを錦にてつゝみとうにて卷たり賴政卿の歌にひだり卷の籐鞭といへるは籐の左にまとへる物にてつくりたれぱしかなづけしなり

新拾遺和歌集卷第廿物名云二條院の御時ひだり卷の籐鞭桐火桶をこめて河によせて歌奉るべきよし仰ありければみづからの名をそへてよみ侍りける源三位賴政

水ひたりまきのふちぐ〳〵おちたぎり
　　ひをけさいかによりまさるらん

今川大雙紙云籐鞭長さ二尺七寸五分

賀茂競馬當時所用籐鞭

長二尺二寸九分

古今要覽稿卷第百七十五

●器財部　馬具

鞭

鞭は馬にのることありしよりこのかた必あるべきものなれば神代よりも有けんかし神功皇后新羅をうたせ給ひし時新羅王長く皇朝の飼部となり馬鞭たてまつるべしと請申せし（日本書紀）を以て考ふるにはやくありしこと𛀁るし延喜の比は相模國より十具を上るよしいへり（民部式）それは竹根なるや熊柳なるや籐または梅ぐみの木などを用ひしやいまだ詳ならず

日本書紀云神功皇后云々新羅王叩頭之曰従レ今以後長與二乾坤一伏爲二飼部一其不レ乾二船柂一而春秋獻二馬梳及馬鞭一復不レ煩二海遠一云々

延喜民部式云交易雜物相模國鞭十具

倭名類聚鈔（鞍馬具）云鞭　野王案鞭（音篇先知　俗云無遅）馬策也

本朝軍器考云馬ニ鴐スルコトアランニハ鞭アルコトモ其來ルコト久シカラマシ

朱漆鞭

朱漆鞭は何に用ひしものなるやいまだ詳ならず紀伊國熊野新宮寶物の中にあり長さ曲尺二尺九寸取柄を金銅にてつゝみひなさきに穴あり緋の組絲をぬきたり取柄の長さ五寸一分又末をも金銅にてつゝむ長さ一寸五分質は木と見ゆれどもぬりたれば何なるや𛀁れず（軍器考補正）といへり後世赤にうるしのぬり鞭とて小笠原家に傳へたるものは取柄を革にて卷き常の鞭と制作に違ひなければ是とはおなじからず

軍器考補正云昔ハ鞭ノ緒ニ組ノ絲ヲ用ヒシニヤ熊野新宮ノ寶物ノ鞭朱漆ニ塗テアト先ノカネニテ包ミタレバ何ノ木ト云コトモ見エズ長ハ二尺九寸アリテ取柄ト云處金銅ニテ包ミタルコト五寸一分緒ヲ通ズベキ穴アリ先モマタ金銅ニテ包メル所一寸五分ナリ緒ハ緋ノ組絲ナリ

熊野新宮寶物朱漆鞭

蒔繪鞭

蒔繪鞭は和鞍にのる時用ゆ平文移にのる時これを用

說不可也四方出也右前ヲ馬手ノ緒留トモヨブナリ後右ヲ物付後左ヲ捕付ト唱（狙談）或書云今ノ長緒付軍馬ノ具加禮比都氣ノ鞢カ和名緘附緘紐（カッツケカラミ）ニハ利用多シ三六寸二筋也（要馬錄）愚按三六寸ハ一尺八寸許ノ紐ヲ付ナルベシ惟久ガ畫ニ四方出ニ緒ノ二筋付シ四方出アリムカシノ八子或ハモッケト云是ナリ

按にかれひつけは後の由木先にあり四方出とおなじものにはあらず

鏡玄ほで

布衣記鏡装束之書

饅頭形鏡鞍

集古十種

○正誤

本朝軍器考云四方手ト云モノ倭名鈔ニ鞖ト云字ヲ之保天トヨミテ考聲切韻ノ鞖ハ鞍橋ヲ穿ツ皮也トイフ注ヲ引タリ鞍ノ穿ツ所ナラムニハ鞍橋トイフハ前輪後輪トイフ物ニテ鞍橋一ツニ鞍瓦トイフ説ハアヤマレル事疑フベカラズ

按に四方出は前輪ばかり由木にて通らねども後輪は由木まで通してありそれも古代のものは前輪にも由木まで通してあれば鞍橋を由木として鞍橋を穿つ皮を四方出といはんに難あるべからずけだし四方手を打見には前後輪より出しと言もうべなれども倭名抄を訂されしはいまだしきなり

又同キ抄ニ韉ノ字ヲ出シテ唐韻ニイハク韉ハ鞍鞘也揚氏漢語抄ニ加禮比都氣ト云由ヲ注ス此説ニヨランニハ鞖ト韉トハ別ナル物ニテアルナリ此説モマタ誤レルニヤ鞖ト云字ハ韉ノ字ノ俗書ニテ韉ハ鞍邊ノ帶也ト韻書ニハ見エタリサレバ鞖韉モト同字ニテタヾ正俗ノ二ツアルノミナリ加禮比都氣ト云フコトハ今モ四方出ノ後ノカタノ左ヲ捕付トイヒ右ヲ物付ト云名アル其事ニテアル也

按に韉鞖は同字なるべし玄ほでかれひ付は別物なりされば文字を易へて出されしなり今世四方出の後を捕付物付などいふは後世の誤にしてふるき名にはあらざるなり

之保天トイフコトハ鞍ノ海トイフ處ノホトリヨリ出タレバカク名ヅケシナド世ニ云ナルモ又アヤマレル也三議一統タヾ鞍橋ノ四方ニ出シ帶ナレバカクイヒシナリフルキ物ニハ四方出トコソシルシタレ源平盛衰記但昔ノ四方出ノ形ハ今ノ如クニハアラズタトヘバ圓ニ少シキナル鏡ノ如クナル金物ヲ黄ニモ白クモ装リテ其裏ノ方ノ鼻ヨリ革ヲ貫キテ鞖ヲモ穿チ其革ノ餘リ二條ヲ垂ル古キ繪ニ見エシ物ドモコト〴〵ク皆此制也

按に是は鏡鞍のことなり古物みなかくあるにはあらず

愚得隨筆云鞍ニシホデ付ルト云ハ海アル故也大諸禮此

同上

尾張國熱田社所藏鏡しほで

徑二寸一分滅金

三寸五分

三寸

裏銀

〇釋名

鞖

倭名類聚鈔〇按に鞖鞦は同字にして正俗の二體なるよし新井筑後守君美の說あり

志保天

同上〇按にしほでと云名は既に倭名鈔より前に出しならんけだし四方に出る故にかく名付しなるべし

四方手

源平盛衰記諸鞍日記

四緒手

物具裝束抄〇按に四緒手と云は四緒の出しと云よりいへるなるべけれども既に古く四ほでと云たればしをでは誤なるべし

𩊱

古寫本源平盛衰記

鹽出

寶石類書〇按に春日忠禪と云者の書を引たり全文水干鞍の正誤に云へり元より贋作の書なれば深く論ずるに及ばざるなり

小しほで

諸鞍日記

鏡しほで

鏡しほで（布衣記）は鏡鞍に用ひ（鏡裝束之書）また水干鞍の時もこれを用ふ武藏國秩父郡御嶽神社寶物鏡鞍に具したるは徑一寸八分銀滅金にしたり尾張國熱田神社寶物は徑二寸一分表塗金にして裏は銀なりまた集古十種所載徑二寸三分鐵にて作れるもあり彼是通考すれば大小及び金銀滅金銅鐵ともに一定の式もあらぬなるべし

布衣記云馬のこしらへ樣の事云々鞍は水干鞍云々轡は鏡くつわなりしほでのくつも云々

按に鏡くつわ也といひて後にしほでのくつもとあれば鏡しほでを用ひし事としられたり

鏡裝束之書云鏡鞍の時は鏡鞍を用ふるなり

武藏國御嶽社藏鏡鞍

表　徑一寸八分

裏

集古十種所載鏡しほで

徑二寸三分鐵　厚二分

同上

裏

同上（稱饅頭形）

表　徑二寸

横　高九分

〆ほでは鞍橋と由木とを穿ちて前後左右に引出したる皮緒の名なり前は胸掛をつけ後は尻掛をつくるためのものなり鞦をかくるにわなの開きて便利ならんために銅の管を通したりその管むかしは長一寸五分ばかりにて毛彫なゝこもせざりしが京都将軍家の時御馬召初の具をこと〴〵く伊勢因幡守より作り奉る事となりし時此をも長二寸九分半許に作り毛彫なゝこなどして奉りしかばおのづから世にひろまりしなるべし

倭名類聚鈔（鞍馬具）云鞖　考聲切韻云鞖（碎回反之保天）穿二鞍橋一皮也

東大寺若宮八幡宮所藏小鞖

伊勢貞景口傳〆ほで寸法

曾我物語繪所載〆ほで

家中竹馬記云〆ほでは燒付に毛彫或は赤銅に紋を毛ほりなゝこたるべし

土岐家聞書云〆ほで燒付金の打くゝみ紋ばかり金云云赤銅毛ぼりなゝこ

堀田左京亮正衡所藏黑鞍居木

○釋名

鞍鞘

延喜式

韉

倭名類聚鈔○按に韉は集韻に鞍邊帶也とあるを以て皇朝のかれひつけにあてられしなるべし又鞘といふも元細く縫合て帶の如くなるを以て鞍鞘といへるなるべし然るに新井筑後守君美鞍と云字は韉の俗書なりといひて倭名鈔を訂したれども順朝臣の意は鞍に穿鞍橋皮と云字あればしほでの事とし韉に鞍邊帶とあるが故にかれひ付といはれしなるべしけだし西土の鞍と皇朝の鞍と制作おなじからざれば悉く皇朝のものにあつる文字はあるまじきなり

取付

源平盛衰記○或云鳥付の義ならんと狩などに出る時餌袋をこゝに付たれば取たる鳥をこゝに付まじきにもあらず

物付

飾抄

八子

同上

かれひつけ

倭名類聚鈔

餉付

長秋記

しほで

東大寺若宮八幡宮寶物八子圖

飾抄所載八子圖

春日社唐鞍飾馬圖所繪八子

取付をしほでに結付し圖

古今要覽稿卷第百七十四

●器財部　馬具

韉　かれひつけ　物付　八子　取付

韉はかれひつけ倭名類聚鈔とて鞍の後の由木先左右に付る長秋記ものなり旅行に餉を餌袋にいれてこゝに結付るよりかく名付たり時としては所用の物何にても取付るより取付ともまたは物付ともいへり源平盛衰記飾抄云かるを物付取付は云ほでの事なりと軍器考いへる説もあれど物具裝束抄に四緒手餉付とならべ擧たれば鞍とはおなじからざるなり合戰の時敵の首とりてもまたこゝに付るなり源平盛衰記飾馬に用ひしは赤革にて作りはしに鈴を付たりもと莊嚴をむねとなせしよりその用を失へるなるべしされども餉付の名は失はず物具裝束抄また八子といへり御禊行幸服飾部類古き鞍の物付の孔あるものたまさかに殘るものありかならず後の由木先のみにあらざるにや堀田左京亮正衡所藏黒鞍には前の由木先にあり然るに鎌倉將軍家の末にいたり鞍の制作一變せしより此物付の孔を穿ることなくたゞ鞍の根に結付る事となりたり飾抄それよりして遂に取付に付るといはで鞍に付るに云言葉も出來しなり

倭名類聚鈔馬具鞍云韉唐韻云音吹鞍鞘也揚氏漢語抄云鞍鞘加禮比津氣

長秋記云保延元年云々鞍ノ後ノ由木ニ餉付ヲ左右ニツケ云々

源平盛衰記山木夜討云加藤二上ニ乘カヽリ押ヘテ頭ヲ掻テケリ云々關屋ガ頸ヲ拋出ス下部是ヲ取テ持タリケルヲ北條乞取テ鞍ノ鞖ニゾ付タリケル

又小坪合戰云和田小次郎ツヾキカ首ヲ鞖ノ根ニ結付テ馬ニ打乘リ云々三ノ首ヲ二ツヲバ取付ニツケ一ヲバ太刀ノサキニ貫キ

飾抄云唐鞍具八子兩方六筋已上十二シホデノモトニ付云々或云モツケト記一本物付トアリ

物具裝束抄云唐鞍具橋付ニ四緒手ニ云々餉付二十

隨兵日記云取付ハ長二尺二寸

按に東大寺若宮八幡宮所藏の八子長二尺二寸あり此寸にかなへり

かくのごとし卽博山爐の飾に用ひし處とよくあへり和産は葉圓し風土の違ひなるべし是を以て考ふれば荇葉あるひは莕葉と書べきを莕音杏とあるを以て杏葉と書しなるべし陶說に杏葉五彩水藻金魚壺缾とあるも莕葉なるべし信充云博山爐の飾の荇葉卽拂の鐶の座に用ひしものと全く同じき時はいよ〳〵所謂杏葉は全體の名にあらずして上の方の三葉並びたる處をいへるなることゝしられたり

拂

隋書禮儀志○信充按に鐵具抄靑纓拂とあり具裝は馬甲なり靑纓はむながきなり拂は卽宋代の杏葉紅韃牛尾拂とおなじく纓につくるものなることゝしられたり

鏡杏葉

飾抄

○正誤

本朝軍器考云杏葉ハ杏樹ノ葉ノ形ニ似タレバカクハ名付シニヤ

信充按に古玉圖譜に荇葉と書たるをみれば强に杏樹の葉にも限るべからざるにやされども古玉圖譜に先だちたる王勃白居易の詩賦に杏葉とあれば荇葉も疑はしけれども爐は火器なれば水草を以て飾とすべきことと其緣あり馬もまた火性なれば水草を用ゆることと由緣ありといふべきにや且白石博洽なれども三才圖會等に出しものを見落されしは遺憾ならずや

諸鞍日記考注云杏葉ト云モノハ杏樹ノ春ニ至テ枝頭ニ新芽ヲ生ズルニ其葉重リテ譬バ蘘荷ノ子ノ如クナル形ナリ其形ヲ似セタルモノナル故杏葉ト云

按に杏樹の葉なりと云は軍器考の說によれるなりとも杏葉の重なりたるといふは誤なり其始西土にて牛尾拂の形を荇葉によそへて名付しを皇國にて金にて作りしとき如レ此紋を付し故にアンズの葉のかさなりたるやうに見ゆれども元をしらざる失なり

象の條に宋制鹵簿象絡腦當胸後鞦並設₂銅鈴杏葉紅氂牛尾拂₁と見えたりその圖をみれば

かくの如し是を杏葉紅氂牛尾拂といへるを以て考ふるに杏葉は鞦に付る鐶の座の形紅氂牛尾は拂の質をいふことゝきこゆ。さらるれば杏葉あるも杏葉なきもあるべしされば杏葉とのみいひては此器の正名にあらざるを以て俗稱と記されしなるべし唐王勃咸亨二年に作りたる春思賦に杏葉裝₂金轡₁とあるは金銅勒に杏葉の飾あるとみゆれば今云杏葉のことにやあらん白居易の詩に塵土空留杏葉鞍と云は鞍の飾に用ひたれば今いふ杏葉にはあらず

杏葉

同上○弘賢按に淳熈勅編古玉圖譜博山爐下以₂荇葉₁承ᒾ之とあり其圖をみるに荇の葉なり

また考古圖に載たる博山爐の荇葉

かくの如し證類本草草部中品鳧葵生₂水中₁即荇音杏菜也今按別本注云即荇菜也本草綱目時珍云荇與ᒾ蓴一類二種也其葉似₂馬蹄₁圓者蓴也葉以ᒾ蓴而微尖長者荇也とみえ啓蒙に葉面は綠色背は紫色周邊に雲頭歯ありと云り本草綱目圖經の荇圖を見るに

飾抄所載唐鞍具杏葉

春日社飾馬繪杏葉

年中行事繪所載杏葉 銀にて作れりとみえたり

加茂祭繪所載杏葉 楚鞦に付たるさまなり

○釋名

俾良

天文寫本倭名類聚鈔○弘賢按に印本に伊俾良と書すヒラとはヒラメク義にても有べし伊俾良のイは發語にやともいふべけれど古本に和名俾良とある倭名の二字をとはヒラとは義にても有べし伊俾良のイは發語にやとも伊の一字に作りたれば信じ難し和名の二字あるは例なれば古本のかた勝れり伊と書しは誤なるべしきやうえふ

同上俗○杏葉の音讀なり信充按に三才圖會儀制馴

長門國一宮藏杏葉
東大寺八幡宮藏唐鞍具杏葉
同上
伊勢太神宮白馬形杏葉

熊野新宮神寶圖所載杏葉

按に此杏葉上の形は所謂杏葉拂に似たれども全體金銅にて作りては拂の用を失へるが如しけだし圖に依て作れるにや

同上背

熱田宮藏唐鞍具杏葉

同上

古今要覽稿卷第百七十三

●器財部　馬具

杏葉

杏葉（倭名類聚鈔・西宮記・王勃春思賦・三才圖會）は隋にて拂といひ（隋書禮儀志）唐宋にて杏葉といひ清にて腮胸貼胸（清朝鞍馬圖）といふものなり大嘗會御禊行幸のごとき唐禮を用ひ給ふとき公卿は唐鞍を用ゆれば革鞦につけ四位五位は有に隨て和鞍をも用ゆれどもかならず楚鞦を用ひて杏葉をつくるなり然るに文治四年齋院野宮御禊の時四位五位連着鞦に付たりしを拙きよしいはれたるを（長秋記）以て考ふるに總鞦は和鞍の具にして杏葉は唐鞍の具なるを（物具裝束抄）混雜せしを僻事なりといへるなり

天文寫本倭名類聚鈔（鞍馬具）云杏葉辨色立成云杏葉

倭名俾良俗云行衣布○按に流布印本伊俾良に作る和名二字なし類聚名義抄杏葉ヒラとあれば伊の字は衍字なるべし

西宮記云鞍（大嘗會御禊）公卿乘ニ唐鞍一四位五位乘ニ倭鞍一着ニ杏葉一云々

又云大嘗會御禊日親王公卿等唐鞍供奉五位以上唐鞍和鞍隨レ有但各着ニ杏葉一

北山抄云大嘗會御禊參議以上騎ニ飾馬一五位以上倭鞍用ニ杏葉鞦一結ニ唐尾一

按に親王公卿は唐鞍を用ふれば杏葉あること論なし倭鞍は尋常總鞦を用ふるが故に此日にかぎり杏葉を着て唐裝束に准じて用ひらるゝなるべし

兵範記云壽永元年飾馬（院赤毛）唐鞍云々鏡杏葉（在ニ青地唐錦敷物一）

物具裝束抄云唐鞍具橋（付ニ四緒手一）云々杏葉（ムナガヒ七シリガヒ十オモガヒ十）云々

明月記云建曆二年十月六日未明出騎馬（殿上人役）云々鞍如ニ去年一和鞍付ニ杏葉一鞦六鞅三オモガヒ三結唐尾

長秋記云文治四年四月十九日齋院三年齋了入ニ給于野宮一御禊也云々件四位五位皆連着鞦着ニ杏葉一尋常儀用ニ楚鞦一用ニ連總一拙之由見ニ土御門記一而今度如レ此

世俗淺深秘抄云楚鞦ニ杏葉ヲ付テ唐鞍ニ用ルナリ

とり染手綱

とり染手綱は軍陣または笠掛の時用ゆるなり（弓馬聞書細川家笠掛日記）

弓馬聞書云とり染手綱本なり五寸ばかり一色にそめてまた一寸づゝ段々に三つばかり色々に染候てまた五寸ばかり一色にそむるなり色は何にてもくるしからず此とり染ははれの時軍陣の時ならでは不レ用候小笠原備前入道宗信傳なり

細川家笠掛日記云手綱の事とり染たづな本也染やうは五寸ばかり一色にそめてまた五六寸も置てまた五寸ばかりを一色にそむるなり色は何にてもくるしからず

伊勢因幡所傳とり染手綱

細川家笠懸日記所載とり染手綱

弓馬聞書所載とり染手綱

松岡辰方説とり染手綱

コイアイ
モエギ

淺黄手綱

淺黄手綱は平常に用ゆるものなり（伊勢因幡傳説）また水干鞍の時も用ふ（布衣記）鎌倉公方家にては淺黄の外用ひられざりしよしいへり（鎌倉年中行事）

伊勢因幡傳説云常の手綱淺黄にて筋を付る也筋の數は圖に見えたり

布衣記云水干鞍云々手綱はら帶云々淺黄

鎌倉年中行事云正月五日夜御行始云々手綱腹帶淺黄之外不レ可レ乘云々

伊勢因幡所傳手綱　常に用ゆるもの

此はし一尺　地アイ　総長七尺五寸

此筋のあひだ九寸曲尺にてばかりに

此間たかて四寸七分五厘

褐色（カチン）手綱

褐色手綱は水干鞍に用ゆるものなり（布衣記）これを勝色の手綱ともいへり（大諸禮）

布衣記云北面瀧口布衣判官出仕の時云々鞍は水干鞍云々手綱はら帶カチン歟左からずば淺黃云々

愚得隨筆云大諸禮云大將出陣の時勝色の手綱を用ゆべし勝色とはクロキ色をいふなり

伊勢因幡所傳褐布手綱

又軍陣のたづな

總長七尺五寸（曲尺のさだめ）

此はし一尺

褐布一寸斑手綱　細筋褐布手綱

褐布一寸斑手綱は供奉の時に用ふ（上賢抄）染やうは引手際を殘して中を一寸づゝかちんと白と二色にそむるなりまた是を細筋カチンとも（庭訓往來）いへり

上賢抄云色裝の事手綱腹帶かちんにてすぢを一寸まだらにつくべし

庭訓往來（六月）云細筋褐布手綱

室町殿記云東山殿大將御拜賀之時御供衆裝束云々手綱腹帶カチンニテスヂヲ一寸マダラニ付ベシ云々

豹文手綱　引手際豹文手綱

豹文手綱は大名の常に用ゆるものなり（今川大雙紙）豹文といふは紺赤白の三色にて段染にせしをいへり（松岡辰方記）また柿梅などにそむる時は引手際ばかりをば必豹文にすべしとなり

今川大雙紙云大名家の手綱の寸九尺三寸云々染やうはひやう文にすべし云々たゞし柿にもそむるなり梅にも左ぼるなり云々引手際一尺三寸なり筋をひやう文にすべし

松岡辰方說豹文手綱

紫染引手際紫手綱

紫染引手際紫手綱は將軍家の外これを用ひ給はずといへり（今川大雙紙）染やうは手綱を全く紫にそめてまた引手際を紫にて二反そむるなり

今川大雙紙云將軍家の手綱腹帶の事八尺なり云々紫に染めまた引手際を紫に染むる事もあり

紫染引手際紫染手綱

梅しぼり手綱

梅しぼり手綱は將軍家の用ひさせ給ふものなれどもたゞ人もまたこれを用ゆ（今川大雙紙）加賀國より制していだすもあり（大舘尚氏記）いまはさることもなきにや

今川大雙紙云將軍家の手綱はらおびの事云々また梅にしぼるもあり

大舘尚氏記云また加賀の梅しぼりの手綱殊に長短ある間云々七尺五寸ばかりたかばかりの定なるべし

松岡辰方說梅しぼり手綱

柿染手綱

柿染手綱は將軍家もめすなりまた只の人も用ゆといへり（今川大雙紙）しかれども京都將軍家の末にいたりては式正の時用ゆべからざるよし云說もあり（大舘尚氏說）

今川大雙紙云將軍家の手綱云々柿にも染むべしまた大名家云々柿にも染むるなり

大舘尚氏記云當世かき色にする事式にはゆめ〳〵すまじきなり

松岡辰方說柿染手綱

引兩手綱

引兩手綱むかしはたゞ人も用ひしを（源平盛衰記）京都將軍家の世には御所の御物の外用ゆまじきよしいへり（大舘尚氏記）足利家の紋なればなるべし

源平盛衰記云佐々木四郎高綱ハ生唼ニ黃覆輪ノ鞍オキ白キ轡ニ引兩ノ手綱結テ云々

大舘尚氏記云手綱染やうの事云々引兩すぢとて二筋づゝ間を置て付る事はきらふなり人によるべし

光源院相公三好亭御成記云進上物云々手綱腹帶（紫引兩筋一寸計附之）

臣尊氏公寶篋院大納言義詮卿鹿苑院大相國義滿公三代を經し人なれどもこの三代の間新にさだめられし掟にはあらで鎌倉の故實にならはれしなるべしこれを染るやう兩はしを一尺三寸筋をにほはせてそむるといへり文明五年常徳院内大臣義尚公御馬召初の時伊勢左京亮調進せし手綱あり長七尺二寸幅は一尺なり引手際一尺一寸餘を紫匂にしたりさて惣體は紫なりよく大雙紙にいふ處とあへりこれけだしうくる處あるべし松岡辰方說に引手際を白くして五所紫匂ひに染たるを筋匂ひなりといへるはいかゞあるべき
今川大雙紙云將軍家の手綱腹帶の寸の事八尺色は紫なりかたはすぢにほひにはせて付べし引手ぎははは一尺三寸かたを付て染むべし

伊勢因幡貞城所傳紫筋匂手綱

松岡辰方說紫筋白手綱

赤根染手綱

赤根染手綱は將軍家の御物の外これを用ひず今川大雙紙といへりけだし鎌倉將軍家の制めさせ給ひし掟にしたがへるならん勝定院左大臣家義持公へ伊勢加賀守貞直の染てたてまつりし注文を考ふるに長八尺幅一尺一寸引手際を一尺二寸餘あましてそれより引兩筋とありまた染むる赤根の斤兩及び灰薪の事みな習ひあり
今川大雙紙云將軍家の手綱腹帶の寸の事八尺なり云云赤根にも染べし云々大名家赤根は乘るべからず

伊勢加賀守貞直所染赤根染手綱

アカネ
赤　長八尺
巾尺寸

古今要覽稿卷第百七十二

器財部　馬具　手綱二

武家所用手綱

武家所用手綱はすべて麻布一幅長はたかばかりにて七尺五寸を常用とす（弓馬故實大館尚氏記）たかばかりといふは人の手にてさだむるものなれば曲尺にては計りがたし今川大雙紙に大名の手綱九尺三寸といひ將軍家は八尺とあるも又たかばかりなるべし軍陣には曲尺にて七尺五寸を用ひ（弓馬故實大館尚氏記馬法書弓法秘書）犬追物には六尺七寸（今川大雙紙）を用ゆといへりあるひはまた犬笠掛共に曲尺の七尺五寸（弓馬秘書）ともまたは鞍の前輪にかけてさつと通るほど（扇鏡）ともまたは前輪にかけて一尺ばかりあます（射鏡）ともいへり

手綱腹帶圖式云手綱腹帶の事麻布を染べし是本式なり

今川了俊大雙紙云手綱の尺云々將軍家の手綱腹帶の寸の事八尺云々

又云犬追物の手綱の寸六尺七寸也

又云大名家の手綱の寸九尺三寸云々

扇鏡云手綱長さ七尺五寸犬追物手綱はくらの前輪にかけてさつと通るほどゝいへり

射鏡云笠掛の手綱長さ前伴輪に打かけて一尺ばかりあまるほどにすべし

弓馬秘說云手綱をばゑりかくると云しかくるとはいはず

弓馬故實云手綱腹帶長さの事手綱は七尺五寸ばかり云々常の手綱腹帶はたかばかりの定にて然るべし軍陣への手綱腹帶はかねの定なるべし

弓法私書云手綱の長さ本は七尺五寸なり軍陣犬追物などの式の寸法可レ然なり常には八尺計も吉なり是はよりて七尺五寸になるほどの事なりその心得にたつべきなり

犬追物雜々云犬追物など射る手綱は鞍の前輪にかけて手ふたつ置ほど長くするなり

紫筋勾手綱

紫筋勾手綱は將軍の用ひさせ給ふものなればたゞ人は用ひずといへり（今川大雙紙）今川貞世入道は等持院左大

清俗鞍馬圖

蘇芳平絹伏組手綱

蘇芳平絹伏組手綱は近衞次將の移鞍にかけて用ゆるものなり飾抄けだし移鞍は寮家の物なれば手綱もまた寮の物なるべし次將には三位の人もあればそれは私の手綱にさしかへ蘇芳綾を用ひ四位の人は別に棟綾に改むるに及ばず平絹伏組を用ゆるなるべし

飾抄云移近衞次將乘用云々手綱蘇芳平絹有二伏組一

壽永元年信範記云移蘇芳手綱平絹押二伏組一

仲定記云永仁六年十月廿五日云々平文移緣螺鈿云々

蘇芳絹手綱

諸鞍日記云移鞍云々手綱絹染二蘇芳一也

又云藻壁門院諒闇中日中法勝寺御八講御幸面々人々所爲不同或借ニ用大夫尉騎馬鞍一赤手綱云々

唐鞍手綱

唐鞍手綱は長九尺廣一寸一分綾地を赤蘇黄紺縹朽葉の繧染にせしものなり（東大寺八幡宮寶物唐鞍具）清俗用ゆる處のものをみるに革を廣さ二寸許にたちて長さ八尺餘ありまた昭陵六駿圖をみるに手綱の狀くはしく考ふべからずといへども細き革にて作りしものと見られたり又韃人獵歸圖をみれば正しく革を用ひたり然れば唐鞍に付る手綱は東大寺現存のもの丶外なきにやそれを大嘗會御禊行幸に供奉する公卿は蘇芳繧を用ひ四位以下は棟繧を用ゆる（御禊行幸服飾部類）も移鞍は平絹伏組手綱を用ゆるが本なるを三位中將は蘇芳繧を用ゆるとおなじ例なるべし

東大寺八幡宮寶物唐鞍手綱

綾地段染

赤白[illegible] 長九尺
廣一寸一分

唐昭陵六駿圖

韃人獵歸圖

四人云々棟緂手綱

櫨緂手綱

櫨緂手綱は五位の用ゆるものなり永治元年御禊行幸の時四位以下六位は棟緂を用ひしに五位のみ櫨緂手綱とあれば飾抄自餘は用ひざるにや

飾抄云四位以下棟緂云々永治元十御禊前駈五位十六人云々櫨緂手綱六位云々棟緂

紫緂手綱

紫緂手綱は後京極攝政良經公いまだ中將にて蓮花王院齋會御幸に供奉し給ひし時用ひられしをはじめとす玉海有職抄その前後たえてこれを用ゆる人をきかずけだし紫色は至尊の御物の外ゆるされざる式の定なれば當時別勅にて賜はりしにや

玉海云治承元年十二月十七日太上法皇蓮花王院内立二五重之塔婆一設二一日之齋會一中將殿御出雜事云々御手綱紫緂

縹緂手綱

縹緂手綱は應永十四年新女院入内の時内大臣二條滿基公の用ひ給ひしをはじめとす三條家裝束抄その前後いまだこれを用ひしことをきかず

三條家裝束抄云應永十四年三月廿三日新女院ノ入内ニ内大臣縹緂手綱ヲ用ヒシナリ

紺地手綱　紺緂手綱

紺地手綱は水干鞍に用ゆるものなり明月記寶德四年東山花遊覽の時月輪中將家輔朝臣紺緂を用ひ給へり三條家裝束抄けだし普通の紺組は北面及び諸大夫の水干鞍に用ゆるを以て家輔朝臣の造意にて紺緂にはせられしなるべし

明月記云建保元年七月廿五日公卿勅使發遣也云々忠廣水干鞍紺地手綱云々賴武紺手綱云々賴次紺手綱

三條家裝束抄云寶德四年三月四日將軍家東山花遊覽ノ時金剛院關白ノ前駈月輪中將家輔朝臣紺緂ノ手綱ヲ用ユ

淺黃手綱　赤手綱

淺黃手綱は保元元年諒闇の時御方違の行幸に用ひられ赤手綱は天福元年藻壁門院の御事ありしのち法勝寺御八講御幸に用ひられたり飾抄そののち平常の事に用ひられざるにや

飾抄云諒闇鞍事保元々十二十七御方違行幸云々淺黃手綱云々

○釋名

くつわづら

倭名類聚鈔

轡

同上

韁鞚

延喜式倭名類聚鈔類聚名義鈔

馬鞚

倭名類聚鈔（）按に皇朝にてクツワと云は銜のことなり手綱はその銜の左右へつらなりつゞきたればクツワヅラといへるならん

勒

新撰字鏡云久豆和豆良

靶

同上

手綱

江次第

蘇芳緂手綱

蘇芳緂手綱は公卿これを用ふ飾抄また法皇雪見御幸に鏡鞍にかけて乘らせ給ひしことあり同上あるひは唐鞍に用らるゝともいへり信範記然れども東大寺八幡宮寶物唐鞍に具したる手綱は綾地にて後世とり染といふものゝごとくなり總て蘇芳緂手綱と類せずそれ實に唐鞍に具すべきものなれば此を用ゆるは時に臨での事なるべし

飾抄云手綱公卿蘇芳緂

又云保安五年二月十日雪見御幸上皇御騎馬御馬栗毛鏡地鞍云々蘇芳緂手綱

御禊行幸服飾部類云康治元信範記云御馬御唐鞍鏡云云蘇芳手綱云々

蘇芳緂手綱古模本

一尺寸　赤　白　長九尺　巾三寸　一尺二寸

棟緂手綱

棟緂手綱は四位以下の用ゆるものなり飾抄されども五位は櫨緂を用ゆればこれをかけず永治元年大嘗會御禊の行幸女御代前駈の六位棟緂なりといへば同上五位をのぞきて六位までもこれを用ゆるなるべし

飾抄云四位以下棟緂云々永治元十御禊前駈云々六位

古今要覽稿卷第百七十一

●器財部　馬具　手綱一

轡鞚

轡鞚は今の手綱なりこれをたづなとよべることいつ比より云かいへるにやいまだ詳ならず御鞍に用ふるもの細布練絁をもつてつくる長さ一丈二尺なり廣さは二尺四寸のまゝたゝみて用ひしなるべし（左馬寮式）正月白馬に用ゆるは紺細布にて長さ二丈一尺なり女鞍のは細布七尺五寸五月五日に用ゆるもの及び春日祭賀茂祭などにひかるゝ馬のは調布四尺二寸走馬に用ゆるは四尺なりたゞし調布細布ともに廣さ二尺四寸のものなり走馬に用ゆるもの長四尺にしてはかたく／＼二尺づゝなり然るに御隨身公忠が說に手綱は一尺勝者一尺勝て馬場を渡るといへり（江次第）二尺の長さにては延縮共になしがたかるべしけだしまた廣二尺四寸をたちて一尺二寸となし縫合て長八尺として用ゆるなるべきなり然らば全幅にて乘用にあつるものは御鞍女鞍及び白馬の手綱なるべし

延喜左馬寮式云造御鞍一具料練絁一丈二尺（轡鞚料）細布一丈二尺（轡鞚）

又云造女鞍一具料細布七尺五寸（轡鞚料）

又云造走馬鞍一具料調布四尺（轡鞚料）

又云凡賀茂二社祭走馬十二疋馬別轡鞚料調布四尺二寸

又云五月五日節式右當日早朝鞍ニ簡定馬ニ云々疋別轡鞚料調布四尺二寸

又云正月七日青馬云々轡鞚紺細布（以ニ一端ニ充ニ二疋ニ）

又內藏寮式云春日祭御馬云々（轡鞚長四尺二寸）

倭名類聚鈔（鞍馬具）云轡兼名苑云轡（音秘訓久豆和都）一名钀（魚列反）揚氏漢語抄云轡鞚（薑貢二音和名同上）一名馬鞚（音俗云久豆和）

江次第云公忠云手綱者如ニ委地ニ一尺勝者一尺勝渡ニ馬場ニ二寸負者一寸負渡ニ馬場ニ神妙者也云

熱田神社寶物唐鞍手綱（唐鞍の具にあるべからず惟古昔の手綱なるべし）

白布

長九尺九寸五分

巾一尺一寸

貞丈雜記云沓之圖

左沓外向ノ方

外革ノ方ハ染革ヲ表ニシテタヽミノ表ヲ裏ルニ付

此處染革也

タテアケ

ミヤ

此處ヌヒメアリ

ハナ此處ニヒダ十三トル

ウラ

キピス

細ヘリ二重アリ

ヘリ

ヘリフトクスルヘリモ革也

左沓内向ノ方足ノ入ル處ヲ筒ト云

足ノ裏ニヌヒメ無之足ノコウノ上ニヌヒメ有レ之

三角ニ折テ上ヘ折返シトヂ付ル

此處タヽミノ表ヲ用

内向ノ方ハタヽミノ表ニシテ染革ヲ裏ニ付ル

本多甲馬家藏

内

通るも下馬に可レ准と也云々今案下馬するまではなき者に此片沓を馬上にてぬぐ禮はそのほど〳〵可レ有事也云々

又云諸大名路次にて行あはるゝ時御禮の事兩方同じ程の儀なれば互に馬を打のけ御禮有云々御輿よりおりらるゝ時は前ばかりたてゝ御おり有て足中をめし御禮あり下馬ある方も沓を脱足中をめす也云々

當家弓法集云馬上の沓は熊の皮にてもまたなめし革黑ぬりにもするたてあけはいづれも染革なり

射御秘傳書云沓ハナメシ革ニテ作リ爪先ニ禰ヲ十二トルベシ黑漆ニ塗ルベシタテアケハ御免革ニテスベシ大小ハ人々ノ器量ニヨルベシ（伊勢貞丈曰十二とは非なり十三とるべし）

寛正記云沓は熊の皮友皮の沓は法外也

弓法私書云友皮の沓ははれの時ははかぬ事なり內々にては不レ苦候

射手方聞書云沓のつゝはとも革にて玄たるも男入道はく事いづれも不レ苦なり

細川笠懸日記云沓のことも革の沓はいらざることなりもちあげはごめむがはなるべし

矢根箙等の圖云沓は革にて拵へ黑くぬりたるべしたてあけは沓の外の物にて拵る也（たてあけの內向の事を云也）せいがう又はたゝみのむしろにてもする云々（貞衡傳書也）

犬追物明鏡云沓も新敷はすべりて惡し少しふみならしたるは能なり古は沓の裏をぬる時砂をふるひかけてはきたるとなり

本朝軍器考圖所載馬上沓

てにしてきびすのかたは此時は上へなして沓のはなを土に付て沓のうちへは紫にても又何にてもをしこみてくしを二けづりて沓の中へ兩へ入てすぢかへて土によく指てをけば沓のはなと三ッかなわに土につけてころばぬなり

かやうにたつる也沓の中へ能串を入ていかにもつよきやうにたつべしをよそかやうなり

家中竹馬記云御出仕竝京都にて諸家へ御出などの御供の事返しもゝだちをとり沓をはきて馬に乘也ゆがけ鞭をばさゝず馬よりおりては返しもゝだちをおろすべし夜陰に及ては足なかをはきて馬にのる事もあり故實なり

又云弓うつぼにて御供する時は云々さてゆがけをさし弓を執て沓をはき馬に乘也云々

又云沓は左からはきて左からぬぐ也沓のたてあきを下人にとらへさせてはく又我と左右の手に取へてもはくべしぬぐ時はきびすを後より取へさすれば則ぬぎよき也又我と取てもぬぐべし我と脫ては一つに執て右の手に持て人に渡すべし又鞭と沓を一度にもたば鞭を右に沓を左の手に可ㇾ持なげて不ㇾ可ㇾ渡

又云庭にて馬に乘人あるに云々又我馬などにめして御覽じ候へなどゝいひて人にのせむ時は沓と鞭を必出してのすべし

又云沓をば一足と云弦をも弓の如く一張二張といふ

又云馬上にて逢人獨は沓をはき獨ははかずとも沓を脫には及ばずたゞ禮をして通る也

又云主人或は異なる賞翫の人す足にて馬に召處へ我も馬に乘て出んを沓を著たらば馬上にて沓を脫て下人等に可ㇾ渡等輩の人ならば何とて御沓をめされぬぞなどゝ禮をいひて脫には及ばぬ事也相互にそのおもむきを心得て若又脫人あらば禮をいふとも有べし

又云下馬して左の沓許脫て禮をするは片沓の禮と云凡は下馬も無曲程の事也但相手に依て是程にてよきも有べし惣じては馬よりおるゝならば左右の沓を可ㇾ脫なり

又云馬に乘ながら左の片沓を脫て手に持て禮をして

又云御的始時中間立様次第三番三度弓の時此分也

右弓　弓　弓　矢筒　沓

馬

左弓　弓　弓　太刀　敷皮

大的體拜記云北小路室町新造花御所御的次第（永享三年辛亥）十二月十九日其身の出立如レ常云々沓はかずしてすあし也云云

又云轉法輪高倉於烏丸殿亭御代始御的次第（嘉吉三年癸亥十二月二十三日）出立の様云々直垂に云々沓敷皮水干時と同じ云云乘馬の時沓をはく云々

流鏑馬次第（前備前守持長）云あけ装束の次第（上射）籠手はともにかはる也一ゆがけをさす云々九笠をきる十沓をはく十一馬にのる云々

又云射手装束次第一番にはかまのくゝりをゆふ次にすゐかんを著る云々次に笠をきる次に矢をえびらにさす次に沓をはきて馬にのる

笠掛記（大藏少輔道春）云笠掛矢の沙汰事云々的にあたりて下へたふれ候矢をうつ事馬より下くつをぬぎ弓を右に弦を下へなし持てより云々

就弓馬儀大概聞書（今稱高忠聞書）云とも革の沓などははれの時ははくべからず褻儀なり内々にては犬笠掛の時も子細なし

又云かた沓の禮と云はでんがくさるがくふせいの者などに馬上にてあひたる時馬よりおるゝ事あらば左の沓ばかりをぬぎて禮をすることあり是をかたぐつの禮と云也但是は故實なりさだまれる法にはあらずおるゝ程ならば左右をぬぐべきなり

又云神の前などにて下馬をすべきに馬付すまひし又主の供などしておるゝ事かなはずばはきたる沓を左をぬぎて禮をすべし

高忠聞書云小笠掛などの的のたいにはくつ立る也

かやうにくつのきびすの方をつよき竹にても木にても串をけづりはさみてあしのうらをやあてにしてくつのはなを上になして立也かさかけの的のたいに立る串の長さ一尺二寸にすべし立やうはか様に立る也とを笠掛の的の代に沓を立る事是も沓のうらを矢あ

るべし下馬して沓をぬぎ物をはき候へば遅く候て御こしに迄付兼申候古實にて私にても其心得あるべし」

騎射秘抄云射手裝束の事定れる法あるべからざれども云々裝束振舞等の事はたゞ世の風俗に隨ふべし往昔は行縢をば沓のみせのみゆる程にきるべしなどいふ云々

八廻之日記十文字可沙汰次第云弓を左の手に弭より五六寸上を弦を下へなして云々沓のはなを並て弓の本を右へなして右の手にてにぎりを取て左の手をばにぎりより一尺四五寸上へ取上て沓のはなに弦を押當て云々

殿中申次記長祿二戊寅御對面記云正月二日御乘馬始（永正十三記）在之　伊勢同名中勤役之

御鞦一懸御手綱腹帶一具御沓一足伊勢守進上之御廐孫次郎御服被下之依御乘馬始也

公方樣正月御事始之記云正月二日御乘馬始手綱腹帶並御沓伊勢守進上之御沓は伊勢駿河守作之仕仍御乘馬之時は伊勢守並同苗大畧就役者祗候仕小笠原民部少輔參勤之每年此分也

射禮私記（前備前守持長）云御的射手の裝束の事定れる法有べからず云々此時は沓をはかず只すあしたるべし云々」

又出仕の次第云弓十張左右に五張づゝつがひてもたすべし云々太刀敷皮左矢筒沓は右なるべし

右張替　同　同　同　射弓　矢筒　沓

番之次第　騎馬

左張替　同　同　同　射弓　太刀　敷皮

馬よりおりてはやがて沓をはくべし云々矢と沓とは右のかいぞひの役たるべし

又云小あがりの座（あら座とも云）につくべき次第敷皮を四折のまゝ敷てせおりの方をまはりて着座すべしとうりうあらば沓をぬぐ也ゑからずばぬぐべからず沓ははく時もぬぐ時も左を初とすべし

又云式の座につくべき次第敷皮云々くしかみをまはりて著座して驣て沓をぬぐべし云々

又云足ぶみの事左の足を的に向て後右の足をふみ定むべし扨能々沓をふみ入るべし云々

又云祿を給る時參上之樣銀劒を被下時は弓矢を持沓をはきて沓をば沓ぬぎの下にぬぎて參上して云々

大的體拜記云銀劒給る次第御緣の際沓ぬぎの下にて沓をぬぎて御前へ參上仕云々

か丶とをおさへべしぬがせ申時も手の付所同前也後よりぬがせ申時は沓のきびすの方を右の手にてとり左の手にてはくつの中程をとりぬがせ申べしわがはく時も左よりはき右よりぬぐなり
路次にて輿にあふ禮の事然るに男ののるこしならば左のかたへ打よけて禮をする也若又のり馬の時は人によりて下馬し又沓をもぬぎて禮をするなり
路次などにて主人の御馬に乘候へと仰あらば沓をぬぎてのるべし
馬上にて御供の時は先へ馬を打候へと仰せあらば主人の左を通るべしとほる時は沓にても足なかにても主人の方をはづして通るべし若左の方つまりてあらば右をも通るべき也其時は弓を持てあらば持やうあるべし弓をうつむけて末筈を馬のほそ足の本へ入てその方の沓を執て打通る也
くつむかばきを人に出すやうむかばきをかさね沓を上に置て出す也沓はきびすの方を人に向て沓先を我かたへするなり
主人に沓をはかせ申事ゑやうぐわんの役也平人にすべからず右よりはかせ申ぬがせ申時左よりなり

光源院殿御元服記云御手綱腹帶御鞭鞍皆具梨地御沓御指掛子細アリ伊勢守貞孝調進之云々御鞭御沓伊勢二郎左衞門貞清持參之若君妻戶ヨリ出御御烏帽子ヲ召シ御腰物帶セラル御劒大館左衞門佐晴光御小者千若御沓ヌギヨリ御緒太ヲ參ラセ於庭上御沓ヲ召ル丶稙盛貞清樣體ヲ被レ勤御鞭ヲ指レ貞孝懷キ參ラスル也云云
常德院殿樣御馬召初らる丶事今號御乘馬始記云文明五卯月十日午剋花の御所にて召初らる丶記松の庭にてめすなり云々伊勢八郎左衞門御沓をまゐらせて如レ常めさするなり若公樣西むきに御立有也伊勢守御かいしやく也御沓は赤松進上播磨皮とも云也御沓の內はこうばいのきぬ也云々御沓をも初の役人給られ候て以前のごとく御わき戶へ還御なる也云々
公方樣御成の樣體の事條云下馬あらば沓をぬぐべし
大事出陣の時は沓はくべからず
道のゑるき時はかへしも丶だちを取るべし沓をはくべし
御供の時ふと御輿たちて下馬あらば云々御供衆は御成の時所ちかくならば馬上にて沓をぬぎ足半をはか

古今要覽稿卷第百七十

●器財部　馬具

のりぐつ

のりぐつのはじめさだかならずといへども大形京都將軍家のはじめ今の五六がけの鐙を作り出し比より出來たるなるべし布衣記に北面瀧口布衣判官已下出仕進退といふ條に馬にははだか足にてのるなりとあれば永仁の頃迄はこの物なかりしこと明らかなりさて五六がけのあぶみの名所に沓込といふはむかし沓といひたる所なり沓といはずして沓込と新に名を付しも此鐙になりて沓を作り出しが故なるべしけだし公卿勅使發遣の前駈狩衣にて半靴を用ひしと明月記建保元年に見えたりされば武家にてもこの半靴をうつされしものなるべしさて足利家にては御元服のゝち御馬めしぞめの時はかならず伊勢名字の中より調進せしよし常德院殿御馬乘初記光源院殿御元服記いひ主人に御沓めさするは賞翫の役なり今川大草紙ともいへば常の庭乘にも沓を用ひしことあきらかなりたゞし神前また主人その外人に逢時は沓をぬぎもしあるひはかたあしはづして禮をするよしも今川大草紙あれは平常の往來にも沓はけることゝしられたり然るを犬追物笠掛流鏑馬の時にかぎりて用ゆるものなりと日下部景衡説いふはあやまれりもの射沓はなたか沓伊勢貞丈説といふは何に出たるにやその證をしらずはりま皮にて作り內を紅梅の絹にてはるとも常德院殿御乘馬初記熊の皮なめし革黑ぬり常家弓法集にもするよしいへり

今川大草紙云沓をはき馬に乘るには左を先にはき又ぬぐ時は右をぬぐべき也又むかばきも同前
神の御前にて下馬の事若馬にくせありまたは主人の御供などにて隙なくば左の沓はづして懇に禮をすべし又沓はかずんば鐙をはづして禮をするなり
沓をはきて人に逢て兩方をぬぐ隙なくば左の沓許をふみぬぎて禮をすべしかやうにすれば兩方ぬぎたると同前なり
主人にのり沓めさすべき事沓のおをいを左にて取沓のはなをさきへして持て參りめさする時執りまはして左のおをいひろげて召させ其後右の手にては沓の

武藏鐙云々

厚總鞦

厚總鞦東鑑はいづの世にはじまることをえらずけだし總鞦の絲重大一斤五兩一分二朱を用ふるが式の定めなり大一斤五兩一分二朱は今の二百十四匁二分五厘なりさればそれより重きが厚總なるべし合戰の場に用ひしもの多ければ軍裝の物なるべきにや

東鑑云建長六年六月三日故城介入道賴智周闋期立ニ堵婆ヲ遂供養導師右大臣法印嚴惠眞言供養也布施南庭十馬一匹銀鞍厚總銀劍入レ袋單二重一領云々

又云正嘉二年六月四日今日勝長壽院供養也被引御布施被物卅一重綿一重色々十重綿二十重裹物一以ニ織物一裹レ之納ニ紺村濃十五一砂金百兩御馬十匹皆置ニ銀鞍一懸ニ厚總鞦一供米廿石御加布施銀劍一腰云々

太平記云長崎悪四郎左衞門ハ其行粧見物ノ目ヲゾ驚シケル云々一ノ部黑トテ五尺三寸有ケル坂東一ノ名馬ニ潮干潟ノ捨小舟ヲ金貝ニ磨タル鞍置テ款冬色ノ厚總懸テ云々

又云名越尾張守ハ黃瓦毛ノ馬ノ太ク逞シキニ三本傘ヲ金貝ニ磨タル鞍置テ厚總ノ鞦ノ燃立バカリナルヲ懸ケテ

又云長崎次郎ハ鬼雞ト云ケル坂東一ノ名馬ニ金貝ノ鞍ニ小總ノ鞦カケテゾ乘タルケル

又北條家南部本云長尾ハ鬼栗毛ト云八寸二分アリケル名馬ノ太ク逞シキニ金ノ蒔繪ノ鞍敷テ水色ノ厚總懸テ十幅一丈ノ金沙ノ緹嵐ニ吹ナビカセタリ

又云大塔宮ハ白瓦毛ナル馬ノ尾髮飽マデ足リ太ク逞シキニ沃懸地ノ鞍置テ厚總ノ鞦ノ只今染出タル如クナルヲ芝打長ニ懸成シ侍十二人ニ諸口オサセ千鳥足ヲ蹈セテ路ヲ狹シト步マセラル

海老鞦

海老鞦は荷鞍に用ふるものなり愚得隨筆そのはじめをえらざれどもむかしもかゝるものを用ひけるなるべし

愚得隨筆云楚鞦云々近世荷鞍ノ鞦ノ體楚鞦ニ似タルべキ歟荷鞍ノ鞦ヲ當世海老鞦トイフナリ

小右記云長和三年五月十六日今日幸ニ蓮府一親王公卿走馬等一々北上云々或懸ニ連着鞦一(大納言齊信)或小總或辻總云々

吉部秘訓抄云高野御幸供奉仁安四年三月十三日左衞門權佐藤原經房(藏人院判官代)沃懸(イカケヂ)地鞍辻總鞦泥障自餘如レ常」

世俗淺深秘抄云辻總鞍檢非違使

織鞦

織鞦は絲くみにせず織たるものなればしかいへるなり袋おりなるを以て袋しりがいとも云(室町殿記)坂東尻掛ともいへり(宗五大册子)上鞦總ならんともいへり(愚得隨筆)されども上總鞦といふは染鞦のことゝいへば(東鑑)いさゝかおなじからざるにや

光源院相公三好亭囘駕記云進上物御鞍云々織鞦紫

義尙公方記云東山殿御拜賀之時御供衆裝束次第鞦ハ中房ヲリシリガヒ也名ヲバ袋シリガヒトモイフ也坂東鞦トモ云也

宗五大册子云大かたびらの時はつゞら切付に織しりがいを掛て乘るべし織尻がいとは坂東尻がいと人の申ものなり

愚得隨筆云愚按ニオリ鞦ハ當世用ル鞦ニテ上總鞦ナルべキ歟

染鞦　上總鞦

染鞦はいろ絲を以てくみて作らずしろき絲にて作れるを何いろにても染る故にしか名付たり建長の比內記兵庫允といふもの代々上總國にすみて此事を奉行せしと(東鑑)いへり延喜の時走馬の鞦を茜三斤にて染しこと(左馬寮式)あればそれらの故實を傳へたるなるべし上總國にて染たるがうつくしければ終に染鞦を上總鞦といへるならん

延喜式(左馬寮)云走馬具茜三斤

染鞦料請大藏省○按に御鞍の料は紫絲女鞍料は練絲とあれども染るものを載ざれば色絲にて絡ことうたがひなしあるひは云練は纁の字にや

東鑑云建久六年五月廿日被レ奉ニ御劍(銀作蒔ニ桐竹一)於ニ太子靈前ニ被レ引ニ進御馬一匹一(糠毛置ニ銀鞍一懸ニ上總鞦一)

又云建長六年十二月十七日內記兵庫允註ニ進染鞦之故實一依ニ別仰一也彼家代々於ニ上總國一令レ奉ニ行此事一云々

新猿樂記云四郞者受領郞等刺史執鞭之圖也仍得ニ萬民追從一常擔ニ集諸國土產一貯甚豐也所レ謂云々上總鞦

るべし五位以上にあらざればかけ用ゆることをゆるされず同上たゞし連着の時は泥障をさゝずといへり彈正式

延喜式彈正臺云六位以下鞦總不レ得ニ連着一云々

又云公卿以下五位已上黑地鞍連着鞦不レ指ニ泥障一

壽永元年信範記云平文移　連着鞦　黑移連着鞦

小右記云長和三年五月十六日今日幸ニ蓮府一親王公卿走馬等一々北上今日童二人着ニ天冠一是前例或懸ニ連着鞦一大納言齊信或小總或辻總移鞍馬不飾事

兵範記仁安三年十月廿一日參河原頓宮戌刻還宮云々

唐下鞍連着鞦

玉葉云嘉禎四年十一月十四日主上依祇園御靈會今曉臨幸云々行幸供奉藏人右衞門佐時綱右衞門權佐定頼

馬黑額白予給之蒔繪螺鈿簸蒔繪弓螺鈿野劔虎皮尻鞘沃懸地鞍虎皮切付手繩連着鞦結唐尾

衢總鞦

衢總鞦は六位以下の常に用ふるものなり彈正式されども時としては公卿も乘用ひられしことあり小右記檢非違使にかぎりて用ふる世俗淺深秘抄ものといへる說もあれど強にさもあらざるにや衢といふは鞦を組合せて十字の如くせしをいふなればその十字の一方〳〵にの

東大寺若宮八幡宮寶物鞦

み總を付たるを辻總といへるなるべし

延喜式彈正臺云六位以下鞍鞦總但聽レ着ニ鞦衢ツヂ一

荏柄天神緣起所載楚鞦

○正誤

諸鞍日記考注云唐鞍云々鞦是楚鞦ト云モノ也其形總モナク只長ク直ナル故樹木ノ楚ノ如クナル故楚鞦ト云物也物具抄ニ唐鞍ノ具ノ中革鞦トアルハ是ナリ

按に唐鞍鞦と云は革にて作れるものなれば革鞦といへり且公卿ならでは容易く是を用ゆることなきものなり楚鞦と云は延尉または四位の殿上人常に用ゆるものにして總なき畝鞦なり革鞦と同じものとせしは誤なり

連着鞦

連着鞦延喜式政事要畧は總をつゞけ付たればしかか名付しな

東大寺若宮八幡宮寶物連着鞦

卿革鞦杏葉四位楚鞦杏葉

山槐記云應保元年四月十六日今日初齋院禊ニ東河ニ云云杏葉鞦

有レ總無ト用ニ「楚鞦ニ之人上○按に楚鞦に總なきこと鮮此文にて明らかなり

園太曆云觀應元年十月十日云々抑鞦事御禊楚鞦連着不レ同候廷尉大畧用ニ楚鞦一候尋常號ニ楚鞦一者畝太物構ニ連着一候者平畝若普通畝太之外楚鞦候哉御所見候者可レ被ニ示下一候楚鞦者如ニ褻御幸一細々所レ用物可レ付ニ杏葉一候不審に存候

十月十日　　經　　顯上

洞院殿

積欝之處芳問悦承了御禊行幸被御幸御纏頭尤察申候抑鞦事廷尉代々被レ用ニ楚鞦一之條勿論候歟其外輩者連着通用候歟康治宇槐記所見者付ニ杏葉一候時可レ用ニ楚鞦一之條分明候楚鞦體只尋常外別體强不ニ承置一候連着之其體各別分明候間只常號ニ畝太一物候歟之由了見未レ及ニ悉沙汰一也

淺深秘抄云楚鞦ハ或官ニ用レ之故唐鞍爾用レ之又宿老人内々用レ之京極關白參ニ長谷寺一用レ之大嘗會御禊日非參議猶付ニ楚鞦於杏葉一而自ニ中古一有ニ總鞦付ニ杏葉一也然而猶存ニ古儀一輩間用ニ楚鞦一有ニ所見一

又云楚鞦尋常依官之用レ之然而又主人用レ之上皇之高野詣之時有騎馬爾用レ之又有レ總常代々關白之鞦馬事後爾被引有總鞦用也然而於路頭間々楚鞦被レ用關白長谷寺詣ナドニ又用レ之也

東鑑云正嘉二年三月一日將軍家二所御進發初度行列云々後々騎楚鞦　次小侍所司　次武藏守相模太郞　次侍所司次後陣隨兵十二騎二騎相並

永仁三年布衣記云鞍は水干鞍ゑりがい絲ぐみのうね捍折の時はうねばかり衞府の時はふさを付云々

法然上人行狀畫所載楚鞦

兩方長四尺三寸杏葉一方五十(兩方)方金物一方九十八(兩方)胸懸七尺一寸廣如二尻懸一杏葉五方金物九カゴ如レ帶上手面懸立二尺廣一寸横加レ紐定三尺九寸　方金物六カ

東大寺若宮八幡宮寶物唐鞦

緋

黄

ゴアリ

物具裝束抄云唐鞍具、革鞦　杏葉ムナガヒ七　シリガヒ十　オモガヒ十　攝蝶ムナガヒ十三　シリガヒ十八　オモガヒ十

中右記云寛治三年九月十五日齋宮群行予勤仕西河前駈源大納言師治部卿俊兩宰相中將忠共保實四位四人長顯政信宗仲予公卿有文帶螺鈿劒革鞦杏葉四位巡方帶螺鈿劒楚鞦杏葉

長秋記云大治四年四月十九日齋院入給于野々宮之御禊也參議右衞門督伊通前參議長實中納言左兵衞督實能大納言治部卿能俊已上杏葉唐鞍鞦也

台記云仁平三年九月廿一日兼長參野宮螺鈿劒有二文帶無二魚袋一具靴和鞍用唐鞍鞅鞦並付杏葉

諸鞍日記云唐鞍云々鞦ハ牛ノ皮ニテシテ上ヲ赤ナメシニテ包デ杏葉ヲ金ニテ打テ云々

楚鞦（スハエ）

楚鞦中右記は公卿の革鞦を用ゆる時四位の杏葉を付て用ゆるものなり褻御幸もしくは宿老の人及び廷尉は常に用ゆるなり淺深秘抄布衣記絲ぐみの畝ばかりのものなれば畝鞦明月記あるひは畝太閤太暦などもよべり

中右記云寛治三年九月十五日齋宮群行予勤仕云々公

古今要覽稿卷第百六十九

器財部 馬具

鞦

鞦は面掛胸掛尻掛の三を合せたる名なり延喜式に御鞍女鞍走馬鞍の具をあげたるが鞦ばかりを出して他のふたつに及ばず(左馬寮式)今はさんがいといへり(軍器考)革にて作りて總なきを楚鞦(餝抄)といひ絲にて絡て總付たるを總鞦(延喜式)と云總の連きたるを連着鞦(同上)といひ組めにばかり總の着たるを衢總といひ(同上)織たるを織鞦(宗五大草紙)といひ畝あるを畝鞦(布衣記)といひ織鞦に總付たるを小畝連着といひ(桃花蘂葉)荷鞍に用ふるを海老鞦(愚得隨筆)といふその染色に緋を用ふるは參議以上檢非違使別當以下府生以上の外ゆるされざりし事仁壽四年の宣旨あり(政事要略)今はそのさだめもなきにや

政事要略云私按五位已上可レ連ニ着之一但不レ聽レ用レ緋貞觀九年六月廿日大納言正三位兼左近衛大將藤原卿宣不レ可レ着ニ用之一着ニ用緋鞦一五位以上依ニ舊例一取レ名奏聞六位以下禁ニ其身一但鞦者依ニ去仁壽四年宣旨一送ニ左右馬寮一自外之色六位以下着ニ總鞦一及非色雜物固禁ニ其身一悉從ニ破却一云々

延喜式(左馬寮)云御鞍一具料紫絲大一斤五兩一分二銖鞦料云々絡鞦料絲女十二人

又云女鞍一具料練絲一斤五兩一分二銖總鞦料云々絡鞦絲女十八人

又云走馬鞍一具料云々練絲一斤五兩一分二銖鞦料

又(彈正臺)云凡六位以下鞍鞦總不レ得ニ連着一但聽レ着ニ鞦衢一及復末紫鞦鞆緋鞦等皆禁ニ斷之一纒鞦者不レ在ニ制限一凡參議已上檢非違使別當已下府生已上聽レ着ニ緋鞦一

唐鞍鞦 唐鞦 革鞦

唐鞍鞦(台記)は赤滑あるひは朱漆革にてつくれり(餝抄)御禊行幸の時唐鞍を用ひらるゝ人あるひは齋王川原御禊の時前駈の公卿の外用ひざるにや

雫抄云壽永元年信範記云餝馬唐鞍赤革鞦(付ニ金銅金物一入ニ青瑠璃玉一)

又云正應元年十月廿一日御記云赤滑子鞦

又云仁治三年十月廿一日公光卿記云左蹕鞦

餝抄云唐鞍鞦赤滑或朱漆付ニ杏葉一(徳大寺殿ノ鞦)廣一寸四分

尺八笛云勢揃陣押などに馬鎧用ゆる儀不ㇾ承候合戰の場にても常には不ㇾ用候へども城攻などに矢石はげしき時用申候異本明德記鎌倉年中行事等に相見申候

大寶軍防令源平盛衰記などを見れば城攻の具とばかりも定めがたきにや

校　正　檜山坦齋源義愼
圖　畫　本山幾次郎橘正義
　　　　大河戸晋平藤原儀成
　　　　三輪善太郎三輪正賢
校正兼鈔錄　榊原猪右衞門源長行
校正兼淨寫　山本林藏源淸任
校正兼鈔錄　松井鐵藏源英信
　　　　志村愛助平知孝
編修兼圖畫　岩崎源三源常正
編修兼淨寫　橋本藤兵衞藤原常彥
編　修　栗原孫之丞源信充
總　判　屋代太郎源弘賢

佐橋左源太佳榮家藏馬甲

アイ

キ

○釋名

具裝

軍防令○信充按に唐六典右尚署令の注に甲冑具裝と見え隋書禮儀志に鐵具裝獸文具裝あり南史に蕭道成櫻皮を編で馬具裝とすといひ南齊書焦度傳に具裝馬とあるを合考ふるに馬後甲馬項甲馬胸甲等を具したるが故に具裝といへるなるべし三才圖會に馬裝とあるは馬具裝の畧言なるべし

馬甲

令義解○按に唐六典武庫令に甲之制十有三曰馬甲とあれば義解は是によりしなるべし

鐷ノ甲

太平記

金鐷ノ馬鎧

明德記

金の瓔珞の馬鎧

武陰叢話

孔雀の尾の馬鎧

同上

○正誤

參河ニ出張アリ紅筋ノ頭巾同胴服金ノ馬鎧等ソノ裝束コトニ美麗ナリ

武陰叢話云天正十八年三月小田原御陣ノ時秀吉公ハ仙石權兵衛進上仕候金ノ瓔珞ノ馬鎧掛タル七寸ノ御馬ニ名餘情ヲ振ヒ御通リ云々

或家藏馬甲

又云大坂御陣五月七日御合戰不始前方秀忠公ハ總手ヲ御巡見ナサレ云々御一騎ニテ黑キ御鎧山鳥尾ノ御羽織御冑ハ不レ召櫻野ト云五寸三分ノ御馬ニ孔雀ノ尾ノ馬鎧カケテ召シ角頭巾ノ御冑ハ御持セナサレ云云

同上裏

古今要覽稿卷第百六十八

器財部　馬具

馬甲

馬甲は軍防令に私家に有することを得ずとあれば大寶以前より有しことは明なりさだめて西土の物をうつされしならん其制作いかなりしや古物の存するなければ考ふるによしなしそれより後延喜の比はいかが有しにや式には見えず一の谷合戰の時蒲冠者の楯をかさね馬に甲をきすべしと宣ひしと源平盛衰記鷹巢城の軍の時畑六郞左衞門時能が馬にくさりの甲をかけたり太平記とある及び內野合戰の時一色左京大夫が金鏁の馬鎧をかけたる明德記などを考合すれば治承元曆の比よりして曆應明德のころまでも合戰の場には用たりしこと論なし然るに享德の比に至ては合戰の場ならでも稀にこれをかけし人もありけるにや不ㇾ及ニ合戰ニ前馬甲かくること前にこれなしと海老名季高はいへり成氏年中行事

律賊盜云凡盜ニ禁兵器ㇾ者徒一年半弩具裝者徒二年大寶軍防令云凡私家不ㇾ得ㇾ有ニ鼓鉦弩牟矟具裝ㇾ云々義解云具裝者馬甲也

源平盛衰記佐卷一谷軍云大將軍ノ給ヒケルハ此レハ大事ノ城戶口ノ上ニハ云々楯ヲ重ネ馬冑ヲキスベシ無勢ニシテハアシカリナム

太平記鷹巢城軍云畑六郞左衞門時能云々鹽津黑トテ五尺三寸有ケル馬ニ鏁ノ甲カケサセテ云々

又參考本笛吹峠合戰云薄紅ノ大笠幟ツケ鹿毛ナル馬ニ馬鎧カケ云々

明德記云一色左京大夫栗毛ナル馬ノ八寸ニハヅレタルニ白覆輪ノ鞍置テ金鏁ノ馬鎧懸テ乘タリケル云々」

殿中以下年中行事云公方樣御發向之事云々乘替馬一匹ヅヽマヘニモヒカセベシ如ㇾ常鞍覆可ㇾ掛不ㇾ及ニ合戰ニ前ニ馬ヨロヒヲカクルコト前々無ㇾ之殊更供奉ノ時不ㇾ可ㇾ掛ㇾ之總鞦ヲ可ㇾ懸也

當家弓法集云さし繩かまへ繩あぶみはな革馬鎧馬面はるび云々

武德編年集成云是年天文十六年十二月ナリ織田信秀ノ子三郞信長十四歲初陣トシテ元老平手中務政秀等ヲ卒シテ西

段子鞍覆　金襴鞍覆

段子金襴鞍覆は鎌倉公方の御物のよしいへり成氏年中行事鎌倉公方といふははじめ關東管領とて左馬頭基氏朝臣の下らせ給ひしがその子左馬頭氏滿朝臣より公方の稱を用ひらるれども京都將軍家とおなじくせさせ給ふことかなはざればかゝるものを用ひ給ふとみえたり

成氏年中行事云公方樣御鞍覆は段子金襴也

とろめん鞍覆

とろめん鞍覆は管領のかけて用ゆるものなりといへり鎌倉年中行事たゞし是は關東管領にして京都の管領にはあらざるなり

鎌倉年中行事云管領之鞍覆は鬼羅綿同毛氈

赤なめし革鞍覆

赤なめし革鞍覆はなめし革を赤漆にてぬりたるをいふ伊勢貞景口傳書常々用ゆるものゝよし伊勢貞仍入道いへり宗五大草紙はりま皮鎌倉年中行事といふも大かたこの鞍覆なるべし

伊勢貞景口傳書云赤なめし革の鞍覆は平常に用ゆるものなれば隨分よきはりま皮をえらび木うるしにて三四反ぬるべし

宗五大草紙云常の人の鞍おほひにはなめしを赤うるしにぬりたるを用ひたるがよく候

鎌倉年中行事云鞍覆奉公ノ人々ニハ播磨皮云々

鎌倉年中行事云管領之鞍覆は兎羅綿同毛氈

大諸禮云御引馬の鞍覆は大名は毛氈

宗五大草紙云引馬の事三職御相伴衆吉良殿石橋殿土岐殿六角殿何もこしの先へ被レ引候其外の衆はこしの跡にひかれ候又あかきもうせんの鞍おほひは公方樣の御物の外は大名隨分の衆計いにしへはかけられ候つる色のかはりたるをもたれもひけ候し當時御免とていか成人もぶげんだに候へばかけられ候無覺悟のよし金仙寺物語候し又鞍おほひかくるやう鞍おほひの內に付たる緒を力革に結付てうへをばむながひにて引まはすべし

朝倉家譜云永正十三年六月將軍義植公より彈正左衞門孝景へ白傘袋毛氈鞍覆の御免

光源院殿御元服記云天文十五丙午歲十二月十八日辛丑公方家幷若君從二東山慈照寺一到二坂本一御成于時巳刻也云々同日若君御先え御成也云々御供衆三騎次第大館左衞門佐晴光御劔役但被納御輿中云々三騎共張替被爲持之皆々赤毛氈鞍覆白傘袋幷御同朋孝阿彌也四人共ニ肩衣袴著之其次藤中納言殿御參也其次公方家御成也云々御供衆三騎次第上野民部大輔信孝御劔役但帶右方云々三騎共赤毛氈鞍覆白傘袋被爲持張替御劔役者計ユガケサ、レズ並御同朋孝阿彌供奉四人尼肩衣小袴取返股立云々御力者持御長刀御乘替馬小鶴毛掛鞍蓋御先引之口付御厩者肩掛替之御輿供奉云々

一花毛氈鞍覆 新納織部家藏

有職抄云康正二年三月廿七日慈照院准后八幡詣ニ豹ノ皮ノ鞍覆ヲ用ラレタリ云々

大諸禮云武家の代となりて足利殿の時に御引馬の鞍覆は豹

今川大草紙云馬の鞍覆するやう云々豹虎の革にてもあるべし

○正誤

三議一統云公方は虎皮武家は豹皮

按に武家にて虎皮を用ひしこと正長二年八月十七日普廣院殿八幡社參のときに見えたれば公家にかぎりたることゝも聞えず

鹿皮鞍覆

鹿皮鞍覆は水干鞍にかけて用ふるものなり殿上人は絹を用ひ地下前駈の輩の用ゆるは布裏なり（物具裝束抄）春秋ともに夏毛を用ゆといへり（今川大草紙）

物具裝束抄云鹿皮鞍覆（水干鞍之時常用レ之殿上人絹裏地下前駈以下布裏也）

今川大草紙云馬の鞍覆するやう革は夏毛秋も春も云云かくるやうは何れも白毛をみする也力革にゆひつけてむながひを引まはしてすべきことなり

明月記云建保元年七月廿五日公卿勅使發遣也前駈十人云々忠廣（高左衛門大夫）水干鞍（鹿皮鞍覆藍摺裏）賴武給御馬二疋云々鹿皮鞍覆

熊皮鞍覆

熊皮鞍覆は位ある人ならでは用ゆまじきよしいへり（今川大草紙）されどもいまだそのよる所をしらず

今川大草紙云馬の鞍覆する樣云々熊の革は位ある人ならではすまじきなりくらゐなくしてはしんしやくあるべし

毛氈鞍覆

毛氈鞍覆は京都將軍家の時管領その外大名ならではみだりにかけ用られざりしよしいへり（鎌倉年中行事大諸禮）就中赤色は將軍家の外は大名の中にても隨分の衆ばかり用ゆることにしてたやすくかくべきにあらざるを中ごろよりはたれにてもあれぶげんだにあれば御免を蒙りてかけ用ゆるは無覺悟のよし伊勢守貞宗朝臣はいへり（宗五大草紙）永正十三年六月朝倉彈正左衛門孝景に毛氈の鞍覆をゆるされ（朝倉家譜）天文十五年坂本御成の時御供衆大館左衛門佐晴光上野民部大輔信孝などみな赤毛氈の鞍覆せしよしみえたる（光源院殿御元服記）たぐひをいふなるべし

言令供奉云々路頭供奉儀馬副二人褐衣萎脛巾如レ恒馬

鴾毛(鏡鞍透鞍覆)

透鞍覆圖　地紗地紋品々アリ色青黄赤白紫等本法八尺

二尺六寸八分

四尺六寸七分

ウスアイ

シユ

クサ

シヤスミ

アイ

シユ

クサ

シユ

又云應安四年閏三月廿一日新院御幸也(御幸北野)大納言供

奉儀　鞍(銀地透鞍覆)

伊勢貞丈云先年透鞍覆ヲミシコトアリキソレハ地ハ縠織ニテ色ハ薄青(アサギ)也色々ノ絲ニテ花鳥ヲ縫紋ニシタリ(ヒラヌヒナリ)鞍覆ノ中ノ縫目ノ通リニスソヨリ一尺許上ニ紫革ノ紐ヲトヂ付タリ紐長サ二尺許廣サ八分許左右同ジ此紐ニテチカラ革ノ所ニテ結也此革紐付タルハ別ニ組緒ヲ用ルニ不レ及也　透鞍覆ト云ハ薄ク透キ通ル物ニテ作ル故ナリ

虎皮鞍覆　豹皮鞍覆

虎皮鞍覆は水干鞍にかけて華族の公達の用ひ給ふものなり(物具裝束抄)五位以上虎皮參議以上豹皮といふ定めなれば(彈正式)なるべし正長二年八月十七日普廣院將軍家八幡社參の時ひかせられし馬にかけられしよし(普廣院殿御元服記)いへり鞍の事は何とも注したるものなけれどもさだめて水干鞍なるべきなりそのゝち康正二年三月廿七日慈照院將軍家八幡社參の時は豹皮を用ひられしよし(有職抄)いへり

物具裝束抄云虎皮鞍覆(華族輩水干鞍之時用レ之)

普廣院殿御元服記云正長二年八月十七日八幡御社參始御出卯刻云々御馬被レ牽鴾毛御鞍覆虎皮

ふなり面は顯文紗あるひは浮線綾を用ふ裏は青の打絹あるひははなだなどをも用ふるなり

伊勢太神宮寶物唐鞍々覆

古繪本所載鞍覆

透鞍覆

透鞍覆は薄物にて作る單也（物具裝束抄）といへり薄物といふは紗縠羅の類なればすき通りてみゆるが故にかく名付しものなりと伊勢貞丈いへりまた世に透鞍覆の圖とて傳ふるは貞丈の取出しものなりといへどもその出所傳はらざるにや

物具裝束抄云鞍覆事透鞍覆（地薄物青文三倍多須幾一倍也鰭ナ捻以ニ色々絲一唐鳥唐花縫レ之）也後深心院關白記云應安四年三月廿一日天皇遷ニ御藤中納言忠光卿柳原第一明日可レ有ニ讓位一之故也大納

年中行事二宮大饗繪所載鞍覆

司長官一仍未明勤二行粧一云々唐鞍云々打鞍覆（如レ常）

又云文保二年十月按察使入道記云唐鞍二口云々鞍大炊御門物云々打鞍覆云々

又云寛治時範記云攝政殿唐鞍云々御鞍覆令レ用二蒲萄染一（面蒲萄染打裏蘇芳）内府同レ前（晴儀時大臣令レ用二此色一云々）

又云壽永元信範記云餝馬云々濃打覆

又云貞應元十月廿三日禪大御記云餝馬云々居飼ハ馬右（懸鞍覆打）

猪隈關白記云建仁元年七月五日法勝寺御八講第三日也余馬川原毛蒔繪鞍云々打鞍覆

毘沙門堂記云御鞍云々鞍覆（打物如レ例面蘇芳裏色）

愚得隨筆云打鞍覆表をふしかねぞめの板引裏は蘇芳の板引に候

織物鞍覆

織物鞍覆は面顯文紗裏靑うち絹を用ゆといへり（物具裝束抄）華族の人々年わかきほど用ひ給ふよしなり（有職抄）その制作の大概は伊勢皇太神宮寶物の御鞍覆および東大寺八幡宮緣起の繪とを合せ考へて志られたり

物具裝束抄云鞍覆事織物鞍覆（面顯文紗裏靑打絹）

有職抄云織物鞍覆は華族の人々年わかきほど用ひ給

古今要覽稿卷第百六十七

●器財部　馬具

鞍帊（オホヒ）

鞍帊は二幅を用ひて長八尺に作る（左馬寮式）行幸の時御馬にかけらるゝは深紫の綾なりされはたゞ人の物に紫をば禁ぜらるゝなり（彈正式）年中行事の繪（二宮大饗）に見えたると透鞍覆圖（伊勢平藏貞丈所傳）とを合せ考ふれば今世に用ゆる鞍覆とは大に異なるものにして大臣は淺紫を用ひ參議以上は深緋諸王の五位以上は綠色諸臣は黃色を用ふるなり六位已下にては用ゆることをゆるさずといへり

延喜左馬寮式云凡行幸御馬鞍帊深紫綾一條（二幅長八尺）

又彈正式云紫鞍帊禁ニ斷之一

又云凡大臣已上覆鞍者用ニ淺紫一參議已上深緋諸王五位已上綠色諸臣黃色六位已下不レ得レ用

倭名類聚鈔云揚氏漢語抄云鞍帊（久良於保比　下芳霸反）

○正誤

本朝軍器考補正云鞍帊ハ日本書紀天武天皇ノ御時ニ鞍皮ト云コト見エテ久良於保比ト訓ジタリ

按に日本書紀朱鳥元年四月壬午新羅の智祥健勳等別獻物金銀霞錦綾羅金器屏風鞍皮とあり世間流布の本傍訓なし釋日本紀にクラノカハとよめり久良於保比と訓しは何によれるにや

打鞍覆

打鞍覆といふは表裏ともに打たる織物絹にて作れるなり（物具裝束抄）康治元年大嘗會の時宇治內大臣殿唐鞍に表濃打裏蘇芳にしてかけられたり（御禊行幸服飾部類）しを例としてそのゝちは打鞍覆といへばかならず表濃打裏蘇芳を用ひたると見え仁治三年十月廿一日公光卿記に唐鞍打鞍覆如レ常といひたりされども寛治元年大嘗會の時攝政殿面蒲萄染裏蘇芳を用ひられたればたゞ打たるを打くらおほひといへるなりこれも形は前の鞍帊とおなじきものなるべし

物具裝束抄云打鞍覆（面濃打裏蘇芳打）

御禊行幸服飾部類云康治元信範記云節下內大臣殿（賴長）云唐鞍濃打覆（蘇芳裏）

又云仁治三年十月廿一日公光卿記云予爲ニ御後次第

同上裏

○釋名

行縢切付

諸鞍日記

行縢形

明月記○按に行縢の形古今おなじからず聖武天皇野行幸圖に見えしものは

かくの如し後世の物とは殊の外にたがへり前のかたはかくれて見えざれども伊勢家に傳へたる雛形と考合すればたがひに助合て推はからるゝなり

伊勢因幡所傳行縢

ゆるものをみるにみな一枚なり
明月記云建保五年七月廿五日公卿勅使發遣也前駈十人亮清伊賀馬助烏帽子平禮青丹打狩衣白引倍木重帷練淺黄奴袴半靴敷尻鞍平鞦唐切付如レ常
又云邦廣源藏人大夫烏帽子平禮香織襖雁衣文杏葉鞨縫重帷淺黄練奴袴　半靴　敷尻鞍平鞦唐切付如レ常
東大寺寶物圖所載聖武天皇御韉

伊勢太神宮寶物圖所載韉

行騰切付

行騰切付は和鞍に用ゆるものなり諸鞍日記また鞍の時も用ひ東大寺若宮八幡宮馬具水干鞍の時も用ふ明月記行騰形といふによれば東大寺若宮八幡宮寶物に現存するもの卽是なり伊勢因幡が家に行騰形の雛形とて傳はれるは聊かはる處もみゆれどその大抵は同じものなり
明月記云建保元年七月廿五日公卿勅使發遣也忠廣高左衛門大夫　水干鞍豹皮切付行騰形紫革以レ藍摺裏
又云頼武給云々豹皮切付行騰形差レ端
諸鞍日記云鏡鞍云々切付ハ虎ノ皮形ハ行騰切付ナリ

東大寺若宮八幡宮寶物韉

五寸(韉料)生絲一兩(韉料)苧一兩(韉料)東席一枚(韉料)裏馬革(韉裏革一人小半但韉用ニ皺文革ヲ)

倭名類聚鈔(鞍馬具)云韉唐韻云韉(則前反之太久良)鞍韉也(韆仕陷反今案俗云ニ駒韉ノ韉之短也歟)

武用辨畧云韉將先ノ切音箋馬鞍ノ具今云切付ナリ韆韉軡トモニ訓同ジ順ノ曰韉和名之太久良唐韻ニ云鞍韉也韆ハ其短也案ズルニ俗ニ云駒韉歟ト云々韆ハ短韉ナリ俎談ニ曰韆ハ上表今云上韉也下裏ニアルヲ屧脊トス切付ハ凡テノ名トス俗義ナラムト云々

又云屧ヲ膚付ト云リ屧脊ナリ蔣魴ガ切韻ニ曰屧ハ鞍下ノ屧脊ナリト云々順ノ曰和名奈女俗ノ云馬膚或歟膚說文ニ曰屧ハ履中ノ薦ナリト云々革ニ従フガ故ニ韉トス下切付ト云辭惡シトナリ然レドモ今三枚ニシテソノ中ヲ下韉ト云故ニ屧ヲ敷膚ト云近世ノ三枚切付是也ソノ品ヲ分ハ假令ナラム

又云韡(ノケツ)或ハ靴ニ作ル韡ハ跨也兩足各一跨ヲ以テ騎スト云々韉ノ雙韆表ニ設テ力革ヲ支受ルノ用ナリ

今所用韉

同上韉裏

下韉裏

唐切付

唐切付(明月記)といふは大滑に具したるものにして一枚切付なり(伊勢太神宮寶物餝馬圖　春日神殿唐戸餝馬繪)今も琉球及び清朝にて用

古今要覽稿卷第百六十六

●器財部　馬具

韉　下鞍　切付

韉延喜左馬寮式之太久良倭名類聚鈔とよめり下鞍西宮記とかけるもあり切付といふもおなじことなり桃華蘂葉上古は何の皮を用ひしや延暦の頃驕侈のともがら斑犢の皮をもてつくりしをとゞめられし官符あり政事要略延喜のころは參議以上三位以上は豹皮五位以上は虎皮を用ゆべきよし定られたり彈正式六位は葦鹿なり西宮記また上﨟の上達部は竹豹その次は小豹公卿及び四位これを用ゆ虎は五位葦鹿水豹は六位ともいへり物具裝束抄これらはみな毛皮を用ゆるゑなをいへるなりその制作を考ふるに御鞍の韉商布六尺五寸東席一枚左馬寮式を用ゆと見えたれば表は豹虎の類を用ひ中に東席を入て裏に商布をつくるなりその作工は四人といへり女鞍の韉皮は臨時に色をさだめ皺ヒキハダ文革とありこれは毛革にあらずといへども制作は御鞍の韉とかはることあるまじきなり其證は商布六尺五寸東席一枚作工四人とゑるせりその形はいかなりしにやいまだ考へず東大寺寶物聖武天皇の御鞍圖の韉伊勢太神宮寶物餝馬の韉春日神殿唐戶に繪がきし餝馬の韉をみるに大かた似よりたるものなれば延喜式に見えし御鞍女鞍の韉もまた此形のものなるべきか行騰形といふはすそを行騰形に切たるなりそれも中倍は席をいるゝに今の世に用ゆるものは毛氈をきりてそれをかさね凡あつさ七八分に仕立その上に革をかけて縫付るなり

政事要略云弘刑格曰太政官符應ㇾ禁二斷犢皮韉一事被二右大臣宣一偁奉ㇾ勅牛之爲ㇾ用在ㇾ國功要負ㇾ重致ㇾ遠其功實多今無賴之流爭事二驕侈一剝二斑犢一用二韉及胡籙等之具一爲ㇾ弊尤甚事須二禁絕一若有二違犯一科二違勅罪一主司阿容各與同罪延暦廿二年十二月廿一日

釋日本紀云筑後風土記曰筑後國者本與二筑前國一合爲二一國一昔此兩國之間山有二峻狹坂一往來之所ㇾ駕鞍韉被二摩盡一土人曰二鞍韉盡之坂一

延喜左馬寮式云造二御鞍一一具料韉皮奏請緋革着ㇾ韉料　緣絲一兩韉料商布六尺五寸韉料生絲一兩韉料苧一兩四銖韉料

又云造女鞍一具料紫革四條各長二尺廣一寸韉皮臨時定色　商布六尺

○釋名

籠頭
　延喜式
麻籠頭
　同上
於毛都良
　倭名類聚鈔○伊勢貞丈云おもづらはおもてづなの畧語にて面綱なりといへり
鞆籠頭
　兵範記
鞆羈
　山槐記
羈
　飾抄
鎖羈
　物具裝束抄
拍子
　定家卿鷹三百首注

○正誤

東雅云龓頭オモヅラとはオモは面なりツラは聯也卽馬頭に聯絡ふをいひしなり今俗にオモガイといひて面懸とゑるすもの是なり

按に龓頭と面懸とは同じ物にあらず東大寺若宮八幡宮寶物の中に面懸と鞆籠頭と二種あるにて考知られたりまた年中行事以下すべて古繪本をみるに面懸に銜をゑつけざるものなし然るに今ある籠頭にはけして銜をゑつくべき所なし然るを新井筑後守籠頭を見ざりしと見えて軍器考にもかくの如くいへり

大和國所用拍子

松前所用拍子

武藏國所用麻籠頭

くりて皮を用ゆる所なければ忐か名付しなり伊勢因幡貞域が家に傳はれる麻籠頭といふものは麻絲一條を用て二つに折てかたかぎにむすびて圖のごとくゆふなり牧にて馬をとりてとみにおもづらかけんには鼻革まはりとぢがねなどの用意數多くかねて設けんもわづらはしかるべければ何さまかヽるものをや用ひけん

延喜左馬寮式云凡諸國貢繋飼馬各隨二馬數一備二刷梳剉麻籠頭一

拍子

拍子といふは鼻皮とすき繩との間に拍子に似たる木を付たればはじめは拍子籠頭といひしをのちにはただ拍子とのみいへるなるべし關東にて鷹をつかふにくつわの音高ければひやうしといふ木をあてヽのるといふはこのひやうし籠頭にて鳥をおへるにや今も大和國陸奥國松前讃岐國等にて用ふるといへり定家卿鷹三百首注云關東は馬上にてつかふにくつわの音高ければ鳥よせぬ故ひやうしと云木をあてヽのるとなり

東大寺若宮八幡宮寶物銜龍頭

伊勢因幡貞域所傳鑣籠頭

銜龍頭　鼻革有ニ金銅文一
山槐記云治承三年六月十四日御靈會左少將兼宗移銜羈如ニ公卿ニ云々

又云久壽三年二月廿五日大理殿被レ供ニ養粟田口堂一云々馬物具殊盡ニ美麗一赤地錦鼻皮以ニ金銅一付ニ賢食(カタバミ)形一　手綱等葦津緒着縄唐綾絹也一匹葦毛一匹鹿毛舎人四人引レ之云々

麻籠頭

麻籠頭延喜式は諸國の貢馬に用ゆるものなり麻にてつ

伊勢因幡貞域所傳麻籠頭

唐土韁頭圖

伊勢因幡貞房所造籠頭

リ差縄ニテ牽コトモアリ羈ニテヒクコトモアリ兩様ガ吾國古代ノ韁頭體制今見ル處ナク詳ナラズ故ニ唐土ノ羈頭ノ圖ヲ左ニ記ス萬物和漢ノ制同ジカラズトイヘドモ姑ク異國ノ制ヲ見テ吾國ノ制ヲ考ヘ觀ルベシ中ラズト云ドモ遠カラジ又云或説ニオモヅラヲ以テオモガイノコト丶スルハ大ナル誤ナリ

鋂籠頭（クサリ）

鋂籠頭兵範記また鎖羈物具裝束抄鋂羈山槐記とかけり移馬にかぎりて用ゆるものなることは物具裝束抄に移具とて出したると兵範記に手文移の條と黒移の條とに鋂籠頭をのせたる山槐記に左少將兼宗移鋂羈公卿のごとしなどみえたるを合考てしられたり南都東大寺若宮八幡宮寶物にあるものは所々損じたれどもその大概を見るにたれり伊勢因幡が家に傳へたるものは少しく異なりといへども兵範記山槐記等に鼻革のあるものゝよしみえたれば東大寺のと異なるものもありしなるべし

物具裝束抄云移具　鎖羈

飾抄云平文移　羈平文付ニ堅食金物ー鋂金銅

壽永元年信範記云平文移　鋂籠頭鼻革付ニ金銅堅食文ー　云々黒移

倭名類聚鈔云唐韻云䩮（音籠揚氏漢語抄云䩮頭於毛都良）䩮頭也覊（音基）馬絡頭也（今按馬絡頭即䩮頭也）

古今著聞集云後鳥羽院御時治部卿兼定滋野井の泉にて納涼せられけるに增圓法眼その座につらなり云々馬の允何某とかやいひける老たるもの物くひて居たりけるが歯もなくてくひわづらひたるを見て增圓連歌をよせける

　老馬は草くふべくもなかりけり

治部卿以下興ある句なりとてどよみのゝしるを馬の允聞て

　おもづらはげて野はなちにせん

と付たりけるに満座にがりけり

武用辨畧云靶必駕ノ切音覇轡革也靶鞾（ハナカハ）ノ二字亦鼻革ト訓ズ馬ノ鼻上ヲ帶ル革ナレバ俗ノ稱スル辭也俎談ニ曰靶鞾ハ革轡今云鼻革也鼻上ニ在鞾ハ頤ノ下重鐶（トヂガネ）ノ張綱（ハツナ）也今俗革鏈（クサリ）ト云一名轡連鞾ハ唐韻ニ革轡ト云云鞨ハ其頭上ニ在今云首懸（カフカケ）又云カフガイ馬頭ノ靻ナリ鞨靶ニ渡索ヲ亘舩（ワタリツリ）ト云喉ニ廻ルヲ根舩ト云リ又頤下ニ在ヲ施索（スキナハ）ト呼ブ是ヲ鐵ノ鐶ニ付ルナリ鐶ハ重鐶（トヂガネ）也或ハ鐃鎖（マハリトヂガネ）ニ作又前漢書ニ轠鎖ト書リ轠ハ靶ニ同鎖又鞾ニ通ズ毛詩ノ注ニ鞾ハ金ヲ以テ小鐶ヲ爲テ往々纒搤スル者也ト云々和名鈔ニ鞾ハ久佐利今案ニ俗鏈ノ字ヲ用ルハ然ラズ今云張綱縛繩（ハツナツナギナハ）也故ニ靶鞾（ハヅウ）一具ニシテ鼻革ト訓ズルモ可也ト云々是ヲ一間二間ト云或ハ一掛二掛ナド云ヘリ

伊勢貞丈云䩮頭オモヅラ又籠頭トモ書ク又覊ノ字ヲモ用ユ皆オモヅラトヨム和名鈔云䩮（音籠漢語抄云䩮頭於毛都良）䩮頭也覊（音基）馬絡レ頭也（今按絡頭即䩮頭也）オモヅラハオモテヅナノ畧語ニテ面綱也馬ノ面ニ絡フ綱也ツナヲツラト云フハラトナト横ノ通音也ツラヌキヲツナヌキト云ヒクチワキヅナヲクツワヅラト云ト同例ナリ延喜彈正式紫鞍褥紫籠頭鞍靶緋鞦等皆禁二斷之一餝抄近衛次將乘用平文移ノ條ニ覊平文付二堅食金物一鍮金銅物具抄移鞍具ノ條ニ鑠覊古今著聞集ニ增圓法眼ガ連歌ニ老馬ハ草クフベウモナカリケリトシタルニ馬允何某ガオモヅラハゲテ野ハナチニセント付タリシヿ見タリ是等ヲ合セ考ルニオモヅラハ今世ノ鼻皮ノ類ニ似テ厩ノ立飼ノ具ニモ牽具ニモ用ル物ナルベシ餝抄物具抄等移鞍具ノ中ニ見ユ延喜式ニ色ノ製禁モ見タレバ牽具ナルヿ疑ベカラズ餝抄ニ差繩ト覊ト兩名ヲ並べ載タ

古今要覽稿卷第百六十五

●器財部　馬具

籠頭　鼻革

籠頭延喜式また轆頭倭名類聚鈔また羈同上ともかけり櫪飼の馬の籠頭鑣破損することあらば貢馬の籠頭を用ひよといひ左馬寮式あるひはおもづらはげて野はなちにせんとも古今著聞集いへれば櫪飼の馬貢馬野飼みなおもづらを用ひしこと疑ふべからず又寮の馬牛斃れなばその皮を以て鞍の調度並に籠頭の料にあてよとも左馬寮式いへれば牛馬の皮にて作ることもあるべし豐島鳥養等の牧には寮直にはなちつなぐといへり同上そのつなぐ料にもおもづらを用ひしなりさてその牧飼の馬を移馬といへり移馬に置鞍を移鞍といふよりて移鞍の具をみれば羈飾抄あるひは鎖羈物具裝束抄鞴龍頭兵範記鞴鞍山槐記などありて面掛といふものなしこれけだし移馬といふものは寮の放飼馬にして時ありて乘用ふる時は櫪飼より牽來りても牧より牽來りても籠頭のまゝにて用ふるなるが故に移鞍の具にはおもがいを用ひざることゝ見えたり然るに寮ならぬ移馬といふものにも寮の如くおもづらを用ふることとなりしならん然して鎖を加へたるをば鎖羈といひ鼻革を美麗にせしをば鼻革とのみいひ拍子のごときものをそへたるをば拍子ともいひしなるべし伊勢因幡貞房が作れるものを見しに鼻革の表は朱漆にてぬり雲形を打出し中を金箔にておしたり裏は紫革を用ひ中には綿を入たりすきなはゝ白革をなひて用ひわたりつり根つりは苧索を蘇芳にそめてかけたり首掛は朱漆の皮なり今の鼻革といふものに比すれば大同小異のものなり

延喜左馬寮式云凡諸國貢ニ繫飼馬一各隨ニ馬數一備ニ刷梳剉麻籠頭一共進

又云凡供ニ行幸一馬籠頭刷梳等類皆駄ニ放飼馬一但近幸者疋別飼丁着レ腰

又云凡正月七日靑馬籠頭鑣一疋前頭及最後馬別着ニ金裝一自餘烏裝

又云凡寮馬牛斃者以ニ其皮一充ニ鞍調度幷籠頭等料一

又云凡櫪飼馬籠頭鑣若有ニ破損一者取ニ諸國貢馬籠頭鑣一充用

又云貢馬籠頭料亦用ニ地子一所レ殘交易送レ之

山本林藏源清任
校正兼鈔錄　松井鐵藏源英信
志村愛助平知孝
編修兼圖畫　岩崎源三源常正
橋本藤兵衞藤原常彥
編修兼淨寫　栗原孫之丞源信充
總　判　屋代太郎源弘賢

るが本義なるべしあるひは銀にてはればまたは白鐙といふなり

明月記云建保元年七月廿五日公卿勅使發遣也前駈十人云々賴武給ニ御馬二疋ニ云々鏡瀨巳文鐙云々賴次給ニ御馬一匹ニ云々鏡瀨巳文散金鐙

飾抄云嘉保二年四十七江記云美作守自ニ此宅ニ出立鞍右大將被レ借橋鐙幷鏡也

布衣記云白鐙舌長むねよりかごまでゑろ

伴大納言繪詞所載鏡鐙

半舌鏡鐙

半舌鏡鐙は寬治年中のものとてうつせし圖傳はれり伊勢貞丈鐙圖說舌短鐙をかゞみにせしのみにて異なるところありとも見えず

伊勢貞丈鐙圖說云半舌鐙ハ古常ノ鐙ノ半分程アリ此鐙ハ橫ニナシテ踏也鏡鐙ハ常ノ鐙ノ鳩胸ニ銀ノ薄金ヲ張タルヲ云但ヱミナシノ鐙也半舌ノ鏡鐙ヲミシコトアリ仍テ左ニ其圖ヲ出ス此一ツノ圖ニテ兩品ヲ兼知ルベシ

○和歌

萬葉和歌集卷第十七

新河郡渡ニ延槻河ー時作歌一首

多知夜麻之由吉之久良之毛波比都奇能可波能和多理瀨安夫美都加須毛

右大伴宿禰家持作レ之

檜山坦齋源義愼

鈔錄兼圖畫　本山幾次郎橘正義

大河戶晉平藤原儀成

三輪善太郎三輪正賢

鈔錄　榊原猪右衞門源長行

る鍛冶の作り出せしものなりたゞし其規矩は大坪傳授の藝にあらずしてたゞ見うつしにせしものなり今もそこにて作れるやいなやしらず又おなじ國知多郡にて作りいだすものを知多がけといふいつのころにはじまりしにや何人より傳授せしにやしらずそのかたちをみるにかごくびそりてことの外めにたつものなり銘は舌先の裏にあり象眼またさま〳〵あり沼田光兼口傳云尾張ノ岩崎大形近江掛ト同ジ紋板開キ肩スボミ肩柳葉フトク少シ丸シ

尾張國知多鐙

加賀掛

加賀掛といふは金澤小松に細工人ありて專ら作り出し世に尤多したゞしこの鐙にかぎりて鉸具くびの付根ほかに違ひてもし損ずるともまたつくろひぬべしこの故に世に用ひらるゝと見えたりいつのころより此國に鐙作りありしにやいまだ詳ならず

加賀國金澤鐙

鏡鐙

鏡鐙といふはかごくびよりはとむねを薄がねにてはりたる鐙をいふ伊勢貞丈説是も鏡鞍と同じく赤銅にては

七條鐙　京掛

七條鐙といふは京の七條に鐙作り居てそれらが作れるものをいふなり東鑑その鐙はいかなる規矩にて作れるにやいまだ詳かならずけだし唐鐙壺鐙などの類をもかねてつくれるなるべしその工人後世にいたりては大坪流の鐙をつくれりこれを京掛といへり

東鑑云文治二年丙午二月廿五日癸酉北條殿自二去年一在京執二行武家事一之間於レ事賢直貴賤之所二美談一也而或不善之者稱二北條殿下知一欲レ押二取七條細工鐙一就二訴申一職事被レ尋二下之一仍北條殿殊驚騷今日則陳二謝之一云々

被二仰下一候入道鍛冶訴申鐙事全以不二下知仕一候若下人中自申態事候者可レ相二尋子細於時政一候之處以二是程少事一經二訴訟一最不當覺候之條極恐思候以二此旨一可下令二申上一給上候誠恐謹言

二月廿五日　平　時　政　請文

佐々木掛　近江掛

佐々木掛沼田光兼口傳といふは日野掛ともいふ伊勢貞丈鐙圖説佐々木家にて用ひし故にしかいふといへりたゞしその規矩をみれば大坪の鐙のかたちをうつせしのみにてその藝流の門人ありやいまだつまびらかならずまた近江がけといふあり沼田光兼口傳これ當國の鐙鍛冶がつくれる處にしてその工人はとほむかしより此國に有しものならん

沼田光兼口傳云佐々木掛ト云ハ作ニハナシ去ドモ鳩胸イデタル鐙ハ舌先直ナルヨシ是ツリ合ナリ

又云近江掛ハ木モ金モ太ク首キックリトスルナリ

伊勢貞丈鐙圖説云佐々木掛鐵地鐙也一名日野掛トモ云近江國日野ト云處ニテ作リシナリ近江ハ佐々木家ノ領國ニテアリシ故佐々木家ニテ多ク此鐙ヲ用ヒシ故佐々木掛ト世ニ云習ハセシナリ

大和掛

大和掛沼田光兼口傳といふは大和國にてつくれる鐙をいふその規矩また大坪氏の傳授にはあらざれどもつくれるかたちは全く大坪のかたちとおなじこれその傳授をうけずして見うつしにせしものなり

沼田光兼口傳云大和掛キヤシヤニシテ舌先反テイカニモ美シク掛ルナリ

岩崎掛　知多掛

尾張國の岩崎掛沼田光兼口傳といふは春日井郡岩崎にすめ

國吉　甚兵衛　安永三年午二月十五日六十一歳歿

正國　甚兵衛　享和四年子正月廿八日行年四十六歳歿

正國　甚兵衛

正國　喜兵衛　住京都　又住江戸　明暦四年戊正月五日行年六十八歳歿

正國　清左衛門　此跡斷　寶永五年子六月十九日行年七十五歳歿

國吉の歿せし時正國わづかに十六歳なり是によつて父のいとこ正久といふものゑばし後見たり是上手なりしといへりその妻いま猶存在せり

弘賢家藏武藏鐙

同上

岡村備後守所藏武藏鐙

東大寺勸進所載武藏鐙

も尋たれどもくはしくは忘れず然れども此總兵衛は我家の師匠の子孫たるものなるべし

そのころ金子助左衛門家昌といふものあり金子十郎家忠の子孫にて此處に年久しく住たりしが所領をうしなひて遂にこの武藏鐙が弟子となりはじめて鐙鍛冶とはなりたりその子三郎右衛門家永長左衛門家貴とて二人あり家永は箕田新田中野村にうつり住し家貴はおなじ新田吹上村にうつり文祿年中にいたりて江戸小石川にうつりそのゝち又吹上にかへり寛永十四年三月十二日に歿したりその子を貞國といふ父が業を繼で小石川に住し寛文五年十二月九日九十三歳にて歿したりこれ正國が八世の祖なり

系圖

金子重郎三浦家忠　寶持寺の過去帳もまた重郎三浦家忠と記せり何の故といふことをしらず

―金子越前守三浦家國

―金子中務丞三浦家榮　以上三代墓箕田村寶持寺にあり○按に武藏七黨系圖に桓武天皇九代の後胤村山貫首頼任の孫金子六郎家範が次男金子十郎家忠その子大藏丞家高その子太郎時家　二郎左衛門重高　六郎某三郎左衛門廣家　五郎忠澄五人をのせて家國を載せず疑らくは家忠家國の間また數代をへだつるならんか

―此代より家昌迄數代の處不分明

―金子助左衛門家昌　此代ヨリ武藏鐙ヲ業トシ鍛冶トナル　天正十年午八月十七日歿家運玄昌居士行年不知箕田村寶持寺ニ葬

―一男 家永　三郎左衛門　箕田新田中野村ニ移住寛永六年巳三月廿九日歿箕田村寶持寺ニ葬子孫農具鍛冶トナル

―二男 家貴　長左衛門　箕田村ヨリ新田吹上村ニ移住シ其後小石川郷ニ住シ又吹上ニ歸リ寛永十四年丑三月十二日歿家梁寛貴居士寶持寺ニ葬

―貞國　久兵衛　小石川ニ住　寛文五年十二月九日九十三歳歿覺圓信士駒籠大恩寺ニ葬

―貞清　甚兵衛

―貞純　甚兵衛　九右衛門　天和二年戌二月廿八日行年六十歳歿

―貞常　甚兵衛　九右衛門　享保十九年寅五月十九日行年五十七歳歿

―貞門　九右衛門　身延山ニ於テ行年廿六歳出家門海日行法師

るはすべてむさしあぶみなり枕言葉にむさしあぶみさすがにかけてといふもこれによれり力革も名はむかしとおなじことにて仕方はかはれり

伊勢物語云昔むさしなるをとこ京なる女の許にきこゆればはづかしきこえねばくるしとかきてうはがきにむさしあぶみとかきておこせてのちおともせずなりにければ京より女

　むさしあぶみさすがにかけてたのむには
　　とはぬもつらしとふもうるさし

とあるをみてなんたへがたきこゝちしける

　とへばいふとはねばうらむ武藏鐙
　　かゝるをりにや人はしぬらん

伊勢物語秘抄（文明三年寫本）云武藏鐙と云に二つの義あり一には日本紀云天智天皇の御時いくさあり武藏國より馬鞍を奉る力革なくして鞍に鐙をくさり付たるありければつるはひとつにくさりつゞきたれども鐙と鞍は別のものなり

　此説疑なきにはあらざれども其力革なしと云は鉸具を用ひざる證とするにたれり

伊勢物語愚見抄云鐙は武藏が名物なり根本武藏より來れり信濃眞弓讃岐圓座甲斐駒などそこ〱の名物なり御調物にしそめし所々なり

伊勢物語惟請抄云むさしあぶみといふことはもとはその國より參らせつけたるものをそのまゝ號するなり讃岐圓座などいへる類なり

武藏鐙正國家譜云往古より武藏國足立郡浦和宿の近鄉芝村といふに武藏鐙某といふものありこれ鐙鍛冶にて此處に三四百年も住せしがいかなる故にや寛正年中にいたりておなじ郡箕田村にうつり鐙を作りて世をわたれり

　但足立郡大谷場村に清宮儀左衞門と云ものありそれが叔父を伊兵衞といへり其者は傳通院前に來りて住せしが九十餘にて死したりそれがいはく我先祖儀左衞門と云者に娘あり其娘芝村長德寺に食客となりて居たりし武藏鐙總兵衞と云ものゝ妻となりたりその惣兵衞長德寺にて鐙を作りて世をわたりたり後には我家の名字を與へて清宮總兵衞といひたりと云り此總兵衞大抵慶長寛永の頃にもあたるべしと推はからるれどもしかといつの世とは定めがたし此度大谷場村清宮儀左衞門芝村長德寺へ

てもさることゝのみ心得つれば武藏鐙が家にても大坪の風に作れるものも出來又は大坪の流にて作りし木がらへ武藏鐙が鉸具の金をかくることにもなりたりそれは柳葉の金をうすくかけたり大坪の風を用ひずして作れるものは自然曲りを用ひて鉸具の金を打付たるまでにして柳葉の金なし弘賢所藏のあぶみこれなり是大かた鎌倉將軍家の頃の物ならんといへり(武藏鐙正國說)また辻山城が家にてつくるものもあり之は大坪道禪の流ともいさゝかかはれる處ありと云ども辻政也の鐙に喜兵衛正國が鉸具柳葉をかけたるもあり

荷鞍に乘る時前輪の右爪に繩を結付それを馬の胸さきを廻し左爪に結付てそれに足を踏かけてのることありその繩を下野國太田原の邊にてはむさしあぶみと云と件信友いへり然れどもいまだその當否を玄らず又武藏國にても是に似たることをして荷鞍にのるものありそれは鞍の上より繩をさげてその繩のさきにわなありそれにふみかけて乘やうにせし也是又ふるきことにやいまだ考へず越後國にも此類の事ありといへど名目はなし

伊勢因幡貞景口傳書云大坪入道もむさしあぶみを本にして鐙をば作れり

沼田光兼口傳書云武藏鐙は幅狹ク形スボク如何ニモ木厚也柳葉深シ大カタ美頭金スカシヌクナリ

又云貞泰ムサシ鐙ノ少シ手薄キモノナリ鐙フトウナリ岩崎コレヲウツス猿尾ソルナリ

又云鐙ノコト兩作ナリ木ガラヲ伊勢守殿御打立柳葉ヲ明珍掛タルガ作ナリ片々カクレバ作ニ非ズ然故鐙ノ作稀ナリ代モ鞍ヨリ高シ鐙ハ寸法少ナクテ見處多シ目積リ第一ナリ去間大事ナリ柳葉明珍カケタルハ紋ノ手際見處アリ其外モ柳葉ノシヽオキカクレナシ口傳明珍柳葉カクレバ燧金トテ燧形ナル金肩サキヨリ割テ入ル是ニテ鐙ノ首ノ根ツヨク延ス其外肩先ト猿尾ノ間ニ貫木金トテ二處ニ丸キ金ヲ横ニサシヌクナリ

源平盛衰記(小坪合戰)云厚總ノ鞦カケ武藏鐙ニ重籐ノ眞中トリ云々

庭訓往來云上總鞦武藏鐙(四月)

愚得隨筆云愚按むかしの鐙は今のごとくにさすがなく或は結付あるひは鉸具にてとめし也武藏鐙は鉸具なくして直にさすがを仕付力革にて留るなり今用ゆ

古今要覽稿卷第百六十四

●器財部　馬具　鐙三

武藏鐙　木五六

武藏鐙といふは木鐙の一轉せしものにて木五六ともいふ五六とはその規矩の名なり上古の木鐙は鉸具を逆鞁のはしに付けたれば鐙にはさすがといふものもなくたゞ鏁(クサリ)のみありしかるをこの木五六には鉸具を鐙に作り付にしたり武藏國にて作りいだしたればむさしあぶみといへるなりさすがと鐙とひとつにつくり付にしたればむさしあぶみさすがにかけてともよめるなり（伊勢物語）大坪入道道禪もこのむさしあぶみを本にして作り出したり（伊勢貞景口傳書）しかるに入道が藝京都將軍家の時むねと用られたれば諸國にてつくるものも皆このかたちにあらたまれるなり今になりては古代の壺鐙木鐙などはしる人さへまれになりたりその武藏鐙をつくる工人今なほ江戸に住して武藏鐙を稱號として正國といふその家系をとふにむかし武藏國足立郡芝村に武藏鐙某といふものあり鐙作りなりそこに住こと三四百年にして寛正年中おなじ郡箕田村といふにうつり鐙をつくりて世をわたれり

箕田は忍の近處なり忍當時は成田といふ成田氏の城なりこの鐙作り成田氏をたのみてきたれるなるべし

それより又百年あまりにして弟子に金子助左衞門家昌といふあり家昌が子長左衞門家貴が時にいたり箕田村の新田吹上といふにうつり住し文祿年中にいたりて江戸小石川にうつり住したり家貴が子を久兵衞貞國と云貞國江戸にとゞまり家貴は吹上に歸り寛永十四年に歿したり貞國今の正國が八代の祖也（武藏鐙正國家譜）是によつて考ふれば正國が家の藝は當國にて作り出したる規矩なれば大かた延喜よりははるかに前に起れるものならん大坪入道もこの國の人なればやがて此あぶみの規矩を用ひたるなれどもそのころは木の自然まがりすくなかりつれば柳葉を明珍にきたはせてかけまた貫木金などをも入てつくれりその鐙高貴の間に賞翫せられ遂にこれを作の鐙といふに至れり（沼田光兼口傳書）これより道禪入道の規矩と人もおもひ世中に

集古十種所載木鐙
同上
同上
鉸具頭
朱漆
鉄
三寸五分
九分
一寸三分
二寸一分
二寸

木鐙

木鐙は自然まがりの木を用ひてつくれり肩より上に鏁(クサリ)を付てその上に逆鞚を通し鉸具にてとむるなり東大寺八幡宮寶藏および集古十種にのする所のものをみるに何の時のものといふことはさだかならざれどもそのかたち東大寺勸進所の半舌鐙に似たるものにして尤壺鐙の舌長より轉ぜしものなるべく見ゆるなれば平城宮御宇のころに出しものなるべきか

大和國東大寺若宮八幡宮藏鐙

同上

半舌鐙

半舌鐙といふは壺鐙の一轉せしものにて舌短きものなり東大寺勸進所に現存するもの及び年中行事の繪にみえたるものなど合せ考て玄られたり

裝束抄云鐙ハ金銅壺舌長半舌也云々

飾抄云舌短則半舌也

大和國東大寺勸進所藏鐙圖

同上

舌長鐙

舌長鐙といふは唐鐙の舌長きものなりといへり飾抄されども唐鐙の舌長は大儀の時ならでは用ひらるべからず常の鐙にても舌長きものをば舌長といへるなるべしその故は江次第に臨時競馬の鐙長目常とみえたりさて古き競馬の繪をみるに五六がけと覺しき鐙をかけたり又猪熊關白殿法勝寺御八講に用ひられしも舌長鐙とありもし唐鐙ならんには尋常の事に用ひらるべきにあらずされぱこそ江次第にも常とはかきたるなるべけれ

飾抄所載舌長鐙

江次第臨時競馬云鐙長目常

猪熊關白記云建仁元年七月五日法勝寺御八講第三日也余馬川原毛蒔繪竹豹下鞍舌長鐙云々

飾抄云御幸舌長

康富記云文安五年正月廿七日云々水干鞍舌長鐙杏葉轡懸總

競馬圖所載舌長鐙

熱田社藏唐鐙

弘賢家藏唐鐙

總高七寸六分

松浦家藏唐鐙

琉球國所用鐙

古今要覽稿卷第百六十三

●器財部　馬具　鐙二

唐鐙

唐鐙といふは唐鞍にかくるものにしてすなはち西土の鐙なりそのかたちは輪ばかりにして上に鉸具をつけたり（飾抄長門國一宮藏）その丶ち踏よきために舌をつけたるもあり（飾抄東大寺勸進所藏同八幡宮藏）また弘賢家藏に鐵にてつくりたるものなり

飾抄云鐙古唐鞍等無レ舌只輪計也近代爲二踏能一所レ爲歟

東大寺勸進所藏唐鐙　同上正面

東大寺八幡宮所藏唐鐙

長門國一宮所藏唐鐙

上に銀をながしその上を皮にてつ丶み栗色漆にてぬりたりしとみゆる唐鐙ありければ舌を平にして古繪本にみえたる唐鐙とおなじさまのものにて鉸具をつくり付にしたるは長門國一宮所藏の唐鐙とおなじき

同上側面

大和國法隆寺藏壺鐙圖
一寸二分
大和國東大寺若宮八幡宮藏鐙
紀伊國熊野新宮藏鐙
高四寸四分
五寸
錦
三寸九分
六分
五寸七分
裏

同上

同上

同上

裏

大壺鐙

大壺鐙と云ものは延喜式にはじめて見えたり（左馬寮式）ただしそれよりも猶ふるくは聖武天皇の御物とて東大寺に傳はれり（東大寺寶物圖）又同じき寺若宮八幡宮寶物にもあり熊野神寶のうちにもあり彼是併せ考ふるに平城宮御宇の頃のものかくのごとしそれより前もかくありしなるべきなり古事記に片御足踏二入其御鐙一といへるも今の鐙又は唐鐙のごときものならばかくるとこそいふべけれいるゝとはいふまじきなり甲斐國八代郡にてちかき比ほり出せしものあり前にいへるものに比すればやゝ古拙にしてさすがの制作もまた異様なるものなりこれぞ神代をさること遠からぬものにもあるべきにや

延喜左馬寮式云大壺鐙一具（請二大藏省一）鐙鏁料鐵一挺

又云鐵三挺半（一挺鏁料二挺半鐙料）

毘沙門堂記云御方違行幸供奉雜事（延慶二年十二月十七日）御鞍（獅子）橋　壺鐙云々

玉蘂云曆仁元年三月廿八日今上初度春日行幸也日出之間左大將參內云々晴馬（小黑）鞍云々壺鐙云々

東大寺寶物圖所載聖武天皇御鐙

甲斐國八代郡姥口村堀地所獲壺鐙圖

武器圖所載鐙

氷ヲ金
ヒシトウ金
フシトウ金
モン
ホロ付
サルヲ
ミソヲヱミトモ云
フシコミ
フシツケ
サルヲ金
ハサミ金内外ニ有
サルヲ先内外ニ有
舌先
惣マワリ余ヲヤナイハト云

伊勢貞丈鐙圖説云鳩胸四品ヒキ、處ヲヱミト云カドアル處ヲミネト云

三峯

カコクヒ
カトアリ
カトアリ
カトアリ

双笑（モロヱミ）

丸シ
丸シ
カトアリ

片笑（カタヱミ）

内
外
此方丸シヱミナシ
丸シ
ヱミアリ
カトアリ

無笑（ヱミナシ）

丸シヱミナシ
丸シヱミナシ
カトアリ

世ニ傳リテ古代ノモノ、アルモ今ノ鐙ト同ジ形ナルモノニテアル也昔村上天皇ノ御時左京大夫ナル人ノカシラ鐙頭ナリケレバ冠ノ纓ノセナカニツカズハナレテ振レケルト云（宇治拾遺）鐙頭ハ今ノ世ノ鐙ノ鳩胸ト云處ノ形ニ似タル故ノ名ナルベシサラバ武藏鐙サスガニカケテタノムナリトイヘル（伊勢物語）武藏鐙ハ今ノ制ナルベシ其大壺鐙ト昔ヨリ云シモノヲ道禪入道ノ鹿島明神ヨリ夢中ニ神託ヲ得テ猶巧ミニ仕出セシ故ニ若大坪ト云稱號ヲ得タルニヤ此外ニハ其世大坪ノ號ナキニヤ昔モ石ノヒツギヲ造テ石工ノ姓ヲ賜リ飛鴻ヲトリ得テ鳥取造トヨバル、ノ類ナルカモシルベカラズ其外七條細工鐙（東鑑）上總鐙（了俊大草紙）那波鐙（了俊大草紙 尺素往來）ナド云猶今ノ形ナルベシ移鞍ノ具ニ鐙ニ銀ヲ入或ハ押薄ヲ入ルト見エシモ（飾抄）今ノ鐙ノ形ナル歟又鐙ノ鉸具ト云ハ是ニ力革ヲ付ル所也和名鈔ニモ鉸具ハ腰帶及鞍ノ具銅ヲ以テ革ニ屬クト有テ腰帶ノ具ニ鞍具ヲ合セ言タレバ鉸具ハ鐙ニ云ヘル計ノ名ニハ非ズ歌ニ「ナカ絶テカゴトヤオフトアヤフサニハナダノ帶ハ取テダニミズ」トアルハ（源氏物語）帶ノ鉸具ナリ爲家卿歌ニ「旅人ノ駒打渡ス武藏鐙タ、ナメカ、ル加古ノ川波」ト讀ルハ鐙ノ鉸具也又和名鈔ニ鐙靻ト書テ和名美豆平ト云式ニモ鐙靻料牛皮三尺廣三寸ト見エテ共ニ鉸具ノ事見ザレバ鐙靻ト鉸具ト同物ナル歟保元物語ニミヅヲ皮トモアレバ牛皮ヲキタヒテ鉸具ニ作ルニヤアルベキ此鉸具頭ノナセノ金ヲ美豆平加禰ト云（義經記）モ其名ナルベシ保呂附ノ穴アリ古キ名ナルベケレドモ何ニモ見シ處ナシ舌先沓置ナド三議一統ニ見エシ鳩胸ト云名ハ延德隨兵記ニ見エタリ又幕ヲ鐙ニ付ト云事相州小壺合戰ニ見エタリ（盛衰記）考ル處アレドモ事ナガケレバ別ニ注スベシ

馬具寸法記所載鐙

古事記云日子遅神自二出雲一將レ上ニ坐倭國一而來裝立時片御手者繫ニ御馬之鞍一片御足踏ニ入其御鐙一

延喜主計式云交易雜物太宰府條下黑漆鞍十具鐵鐙廿雙

後世は鐙の價鞍より貴しその裝嚴の精巧なるがゆゑならん

今川了俊大草紙云鐙の名所之事水尾金の下をばかくといふなり沓こみのまはりをば柳葉むかふをばはとむねといふなり

又云鐙の力革かくる所をば見とふがねと云也是はわろしさすがと云はよし又馬頭をかくと云なり

東雅云鐙アブミ倭名鈔に蔣魴切韻を引て鞍兩邊承レ脚具也と注せりアブミとはアは足也ブミとは踏也足の踏む所なるをいふ也倭名鈔に揚氏漢語鈔を引て鐙靻はミヅヲ逆靻はチカラガハといふと注せり古の鐙は今の制のごとくにはあらず壺鐙舌長半舌などいふがごとき其制も各異なればミヅヲチカラガハの制も今の物には同じからずミヅヲの義不レ詳チカラガハは俗に力革といふもの也

古鐙の猶今も世にのこる物どもをば見ることを得たりき鐙にミヅヲといふあり鑣にミヅヽキといふあり並にそのミヅといふ義つまびらかならず今も俗に孔竅をよびてメトといひメトまた轉じてミヅといふなりはり孔をハリノミヅといふがごときこれなりミヅヲといふものは環に舌あるものなりその鐶孔をミヅといひゑたを尾といふににたりミヅツキといふ義もまたかくのごとくのことなりとみゆ

本朝軍器考補正云鐙ト云モノ神代ヨリアル事鞍ノ下ニ注セリ壺鐙舌長半舌唐鐙大壺鐙等ノ品アリ飾抄ノ一本ニ古唐鐙等多ハ舌ナシ只輪計也トアレバ此圖ノ輪計ナルモノ則唐鐙ト云ナルベシ春日社ノ唐鐙ノ圖ノ鐙モ輪バカリ也故ニ舌長ハ近代ノ所爲タル由モ飾抄ニ注セリ物具抄ニハ大滑ノ時ハ壺鐙切付ノ時ハ舌長鐙ナドモ見エタレバ是等ノ鐙馬ノ飾ニシタガヒテ用ル所替リアル歟大壺鐙ト云フモノ延喜式ノ走馬ノ具計ニ見エタリ今ノ鐙此大壺鐙ナル歟競馬騎射ノゴトキ馬上ニ業ヲナシ戰ノ場ニテ太刀打シ弓射ン時ハ往古ヨリ此鐙ヲ用タルカ軍器考ニモ云ヘル如ク古キ畫ドモ飾馬ノ外ハ皆今ノ如キ鐙ヲ畫カザルハナシ又

古今要覽稿卷第百六十二

●器財部　馬具　鐙一

鐙

鐙は神代よりして所見あり古事記そのかたちはいかなりしや未ゝ考たゞし御足を其鐙に踏入とあるを以て思へば壺鐙といふものにやとおしはからるゝなり東大寺寶物圖にのする處の聖武天皇御物の鞍に付たる鐙も壺鐙也又東大寺八幡宮寶物の壺鐙熊野神寶の壺あぶみ及び近頃甲斐國にて堀出せし壺鐙などを幷せ考ふればふるくはみな壺鐙なりしとみえたりそのゝち唐鞍鐙を大儀に用ひらるゝこととなりしより唐鐙といふもの一種出來れりされども尋常に用ひらるゝものにもあらざりしなりゑかれば常には專らこの壺鐙をのみ用ひたるにとみにのる時便あしければにや自然にまがれる木を用ひて壺鐙の舌長きものを作り出したりそれにまた鉸具を作り付にせしを武藏あぶみといふ武藏國にて作る所なるがゆゑなり猶京都七條にて作る鐙を七條鐙といひ東鑑上總にて作るを上總鐙了俊大草紙那波にて作るを那波鐙了俊大草紙尺素往來といふ例なり此木鐙はかならず自然に曲れる木を用ふることなればたやすく得がたきがゆゑに鐵にて筋金を入ても用ふるなりそのかけ合の矩を五六のかねといふよりまた五六がけともいへり然るに後世にいたりて鐵にても作るより終に木にて作るものを木五六といふ名も出來しなり京都將軍のはじめに大坪左京亮入道道禪といへるものあり鞍うつことをば鹿島の神に傳授せしとて世間の鞍規矩一變せしなり然れども猶鐙にいたりては武藏鐙のかねを用ひしなり沼田光兼口傳書これをもつてみれば今の五六がけのあぶみといふものすなはち古の武藏あぶみといふものゝ餘風にてそのもと壺鐙より出しものなるべしされば鞍には鹿島神託の規矩あれども鐙にはその事もなかりしとみえ伊勢因幡守が家にては木がらをばほれども柳葉以下紋板等をば明珍に作らせたり近來にては武藏鐙といふ工をして作らせたり但武藏國のみにも限らず京都及び近江尾張筑紫にもありみなこの木鐙の規矩をならひたるものなり

蜻蜓文銜

蜻蜓文銜いつの比のものといふことをしらずまた誰の用ひし所といふことも詳ならず桐文銜などゝおなじてに出たるものなるべきにや

校　　正　檜山坦齋源義愼
淨寫兼圖畫　本山幾次郎橘正義
大河戸晋平藤原儀成
三輪善太郎三輪正賢
榊原猪右衞門源長行
校正兼淨寫　山本林藏源淸任
校正兼鈔錄　松井鐵藏源英信
志村愛助平知孝
編修兼圖畫　岩崎源三源常正
橋本藤兵衞藤原常彥
編修兼淨寫　栗原孫之丞源信充
總　　判　屋代太郎源弘賢

○正誤

軍器考補正云大坪入道ガ時馬ヲ乗ル業ノ一變セシヨリ昔ノ物ノ改リシナリ其鏡ト云處ヲ十文字ニスルモ其時ヨリヤ起リシ又桐ヲツケシモアリ是ヲ一ニ橋金トモ云ヘバ橋ノ文ヲモ付タルニヤ

按に出雲轡といふもの既に十文字衡のことなる時は源平盛衰記に出雲衡あり是十文字轡といふものなるべし然る時は治承年間よりして所見あり大坪入道はそれより百八九十年も後の人なり十文字衡大坪にはじまると云べからず桐を付しも有といふは集古十種に載たる豐太閤の衡といふもの丶比なるべし又橋金といふは橋の文を付たる故にはあるべからず

蜻蜓文衡

集古十種所載銜　所藏未詳

同上

て持て參り候御轡直に渡し申候次李部の轡を後明珍貞家作なり

信充云明珍系圖に貞家は信家の子又八郎と云天文弘治の比相州小田原に住し又伊賀に移とあり此三上の記は永正九年の記なり當時貞家京に住せしこと疑なし天文弘治の比に至りて小田原に來り住せしにや

此はみふときを直されたきよし前に承り候其御轡と同事に給候則明珍に申付候

岡本記云出雲轡といふことは鍛冶上手にてならさず（不鳴）もするなりこれ夜討にもちゆるくつわなり

愚得隨筆云愚按明珍ガ云先祖出雲守宗介ガ作リシ銜ヲ叡覽アリテ玉ノ如ク明ラカニ珍物也ト勅アリシヨリ明珍ト名乘ト云フ今世ノ銜出雲銜ナリ宗介ガ作リシ形ナルガ故ニ出雲銜ト云ナルベシ

美濃國大井驛長國寺藏根津是行銜圖

古今要覽稿卷第百六十一

●器財部　馬具　鑣五

出雲轡

出雲衘といふものは鐵を十文字にすかしたるなり（三上記）すなはち今の十文字衘なりいつの比よりあるにやそのはじめ詳かならず或は明珍出雲守紀宗介がつくりはじめたればやがて出雲衘と名付しとも（明珍家說）あるひは出雲國より出るものなりともいへり宗介は康治正治の比始雲州に住し後京九條また相模國鎌倉にうつり住すと（系圖）いひあるひは近衞院の御時に出雲守に任ぜられし（武林原始）などいへどさだかに記せしものはみえざれども石橋山合戰の時佐奈田與一が馬に出雲衘の大なるに手綱二筋より合せて乘たりといふこと（源平盛衰記）あれば治承の比より出雲轡の名目はありしなり御隨身三上記に出雲信濃兩作といひ明珍貞家作の轡などみゆれば出雲衘といふは明珍出雲の作りはじめしといふ事はたがひ有まじきなり

源平盛衰記（石橋山合戰條）云佐奈田折節馬ナクテ又乞返タレバ古巣ヘ歸リタリトテ鶯共呼ケリ元來强キ馬也ケレドモ己ガ力ヲ憑ミツ、出雲轡ノ大ナルニ手綱二筋ヨリ合セテゾ乘タリケル

御隨身三上記永正九年二月廿一日十文字の御轡はみをなほさせ進上可レ申由直に仰付られ御轡二月廿三日はみを明珍なほさせて直に進上申候條に御尋候儀有レ之時に某小十文字出雲轡可レ懸ニ御目一由申上候同廿六日小十文字進上可レ申由伺申候處持て可レ參之由被ニ仰出一直に進上上意に相叶と被ニ召置一候又條々御尋之儀有レ之

同九月くろつきげ某進上の小十文字にてめしそめられ候其後某に被レ爲レ責候又愚身がぼうしをとられいろ〳〵御わらひ事共有レ之

十九日御馬の儀伺申候處御厩御座候可レ參之由被ニ仰出一候間則祗候仕候云々某轡出雲信濃兩作可レ懸ニ御目一之由云々

同廿六日李部より大内左京兆より被レ懸ニ御目一馬にはめられ候出雲轡の小十文字ゆがみたる所ども今日中に直し進上可レ申由書狀有レ之則明珍に申付晩に及

肥後國飽田郡小金淵堀地所得銜圖

寛政八年六月十一日窟中ヨリ得ルト云

此組合セタル鐵ノアマリ如レ此捻リ巻タリ

輪ノ合セメ組チガヘテ餘リヲ輪ニマトフナリ

同上

陸奥國白川郡船田村堀地所得銜 農家藤七所藏

古今要覧稿巻第百六十

●器財部　馬具　鑣四

くゝみ銜　ふくみ銜

くゝみ銜 曾我物語 またふくみ銜といふくゝみとは銜の組達はみさきなどいふ所をいへりふくむといふもまたくゝみとおなじ義なり尋常の銜にはこのくゝみの外に鐵と云ものありてそれにたちぎゝを仕付たり乄かるに近世肥後國菊池郡瀬戸村及び陸奥國白川郡船田村にて地を堀て得たりといふ銜には鐵なく橋金に銜水付を組かけたりすなはち曾我物語の繪に見えたるものと合せ考ふるにこのものをやくゝみぐつわといひけん

曾我物語云河津の三郎ぞきたりける云々さびつきげの馬の五きあまり大きなるがおがみあくまでちゞみたるになし地にまきたる白ふくりんのくらにれんじやく鞦の山吹いろなるをかけふくみぐつわこんの手綱をいれてぞのりたりける

異本曾我物語云れんじやく鞦くわんとういろなるをかけくゝみぐつわにこんの手綱を入てぞのりたりける

肥後國菊池郡瀬戸村堀地所獲銜圖　寛政七年田畠ヨリ出ト云

武州御嶽權現社所藏銜

鐵ヲ用ユト又眞鍮トモ云

同上
同上
同上

備前國上寺八幡宮所藏佐々木盛綱銜

集古十種所載水野家藏銜

集古十種所載平將門銜

南都興福寺勸修坊藏義經朝臣銜圖

古今要覽稿卷第百五十九

●器財部　馬具　鑣三

杏葉銜

杏葉銜といふは鑣を杏葉のかたちにせしを云〔康富記〕そのはじめいまだ考ず

康富日記文安五年正月廿七日條曰姉小路判官坂上明世〔大判事〕堀川志大石惟弘〔以上兩人〕請二取賊首一者也〔中略〕水干鞍舌長鐙杏葉轡懸總

木葉銜（コノハバミ）

木葉銜といふ名目古きものにありやいまだ考へずされども馬のりの常にいふことなり必その來れる所あるべしけだしかたち木葉に似たるをもて云かいへるなるべけれどもまことは杏葉銜にすかしいれたるものなるべし春日權現驗記の繪繫馬の繪大須磨三郎の繪などに出たればその比もはら人の好み用ひしにや

本多甲馬所藏杏葉鑣銜

長州一宮社藏唐鞍銜

鏡銜

鏡衘

鏡衘餝抄といふは鐵にすかしのなきものをいふ猶平なる銅を鞍輪に打付たるを鏡鞍といふがごとしむかしは蒺藜衘の外はすべてみな鏡衘なりけんに明珍といふ鍛冶出來りてはじめて十文字衘といふものを作りたるより自然と古代のものはうせて今樣のものをむねと賞翫することになりたれども猶その名はもとのごとくありて今も十文字の所をかゞみとよべるなり

古鏡衘
鐵地無文

餝抄云嘉保二四十七江記曰美作守自二此宅一出立右大將被レ借レ鞍橋鐙並鏡也又韉豹其轡又鏡也云々

布衣記云馬ノコシラヘ樣ノ事中略力皮獅子ノ丸ニテ上ヲツヽムフセグミアルベシ轡ハ鏡轡也云々

桃花蘂葉云鞍具足事中略轡鏡云々

无名裝束抄云金銅鏡應永十四年三月廿三日女院入內ニ內大臣鏡轡ヲ被レ用也云々

鏡衘
裏方木形有

より彼轡を見つくるなりさて其鷹の目に轡の十文字有也これによつてからぐつわと申なり

小倉問答は爲家卿なりといへりしかれども唐轡に十文字ありしといふはいぶかしきことなりたゞ唐轡といふ名目の古くありし證にこゝに出すのみなり

○正誤

愚得隨筆云輪無銜飾抄ニ見エシ此轡輪ナシ圖ヲ考ベシ四位五位の袍文轡唐草輪ナシト云此クツワノ形ナリ

按に輪なし銜といふ名目何に出たるにや飾抄には見えずけだし袍の文に轡唐草輪なしなどいふものあるによりことごとく轡の形を織出すことゝ思ひて終にこの説をなせしなるべしかつこの唐銜のかがみと輪なしの紋とすこし似たる所もあればしかおもひしなるべけれどももと輪なしといふは輪違の異紋にして轡にあづかりしものにあらざればうけがたし

唐鞍銜異形

寛政の初甲斐國にて地をほりて得たりといふ銜はくくみ引手等はよのつねのものとはさのみかはれる所有ともみえずたゞし普通には組違のはしに橘金とてありそのたちばな金を中にしてかゞみありかゞみの外にて引手を仕付るにこのくつわのかゞみは引手中にありて外にかゞみあり鐵は銜の外鐵といひまた外を包ひといふにもよしあればこれ唐ぐつわの異體なるものなるべし

寛政五年丑十一月四日於甲州八代郡米倉村土居原堀地所得銜

小倉問答云二番渡りし鷹は人王三十代欽明天皇の御時也鷹の名からくつわと申也富士山にはなさるゝなり今の富士の巣是なり又一説に云宇治の寶藏に唐の轡を納め置けるに七月七日寶藏を開き萬の物を風に

大和國東大寺八幡宮寶藏唐鞍銜

あてるに彼轡も出たり然るを虛空に鷹來て取てゆくなりそのゝち富士山の鷹の巣をおろす時里人巣の內

尾張國熱田社寶藏唐鞍銜銀滅金

かくの如しさればうばらぐつわを紋に織たるをくつわからくさといふならんといふもあながちにあやまちなりともいはれまじきなりたゞし飾抄に見えし袍の紋の轡唐草などいふ物はその形といはれしは誤なり飾抄には有輪無輪窠中唐草立涌雲中窠などあれども轡唐草といふものはなし轡唐草といふものは後照院殿裝束抄に見えたり伊勢貞丈の說によりて軍器考本文を輪なし銜としてみれば飾抄に見えたる輪なし銜といふものまた此轡唐草とは更に似るべくもあらずされば此條本文は蒺藜銜にして難なきなり

唐鞍銜

唐鞍銜（飾抄）は唐鞍に具したるものなり西土の銜をみるに多く圓き輪を用ひたり（李安忠畫胡人獵琉球圖所用物）しかるに大和國東大寺八幡宮寶藏及び尾張國熱田社寶藏唐鞍に用ひし銜みな飾抄の圖のごときものなりこれによりて思ふに李安忠畫その外清朝琉球國等にて用ゆるものはかへりて後の世のものにして皇朝にてうつし傳しもの隋唐より以前のものなるもしるべからず

飾抄云鞍唐鞍橋云々鐙云々轡（金銅）

同上

○正誤

本朝軍器考云蒺藜銜宇波良久都和トイフモノハ飾抄ニ見エシ袍ノ紋ノ轡唐草ナドイフ物ハ其形ニテアル也

伊勢貞丈云白石翁の蒺藜銜も袍の文もよく知たる人なれどもおもひわすれてかく誤り記されしなるべし袍の文のクツワ唐草は裝束圖式にみえたり蒺藜銜は袍の文の轡唐草に似たるものにあらず按ずるに蒺藜銜と平文にいへるは輪なし銜といふべきの誤なるべし轡唐草に二品あり其一は催馬樂の其駒といふ歌にくつわといふ草はとりかはんやと謠ふ其くつわとり草の花葉を紋に織たるをくつわからくさといふ

弘賢按に此文はもと壺井義知が紋飾推談の說なり其駒上古は催馬樂なりしを中古神樂にうつされたり其章歌其駒ぞや我に我に草かふ草は取かはん水は取草は取かはんと唱ふ也梁塵愚案抄印本には水は取と云一句轡とりとあれども綾小路有俊卿の本には水はとりとかゝれ樂家錄にも水はとりと有て今うたふ所もかはることなければこの說はあやまり也

又一は輪無銜に似たる形を唐草の如くに連ねて紋に織たるを輪無の轡唐草と云此紋は轡唐草と云草にはあらず

按に袍の文の轡唐草といふものをみるに

古今要覽稿卷第百五十八

●器財部　馬具　鑣二

蒺藜銜　うばらぐつわ

蒺藜銜倭名鈔といふはそのかたち蒺藜の實に似たるによりて名付しものなり蒺藜ははまびし新撰字鏡倭名鈔とて濱邊の沙中に生ずるものなりしかるに銜をばはまびしぐつわといはずしてうばらぐつわといへりけだし蒺藜の正名はうばらなるべしその實菱に似て濱邊に生ずるよりはまびしとはよべるにてまことの名にはあらざるべし

薔薇をむばらのみと倭名鈔によめるも蒺藜の實のごときとげのあるによりてしか名付しを後世にはたゞむばらとのみいふにより蒺藜をむばらといふことは人もしらざるやうになりしなり

倭名類聚鈔云辨色立成云蒺藜銜宇波良久都波

愚得隨筆云南都正倉院ニ聖武帝ノ物ナリトテ銜二口アリウバラ銜也圖ヲ考ベシ

軍器考補正云蒺藜轡ハ南都正倉院ノ御寶物ニアリ

東大寺正倉院寶藏蒺藜銜

ふ會意なるべし皇朝にてもクツワといふは口割金にしてクヽミの名なれども其馬を制する要具なるを以てカヾミ引手立バナ金等を總てクツワといふが如し說文に勒馬頭絡銜とも馬轡とも有レ銜曰レ勒ともいへり然れども銜なければ勒といはざるにてたゞ馬頭に絡ふものをいふにあらざるべし

飾抄書入貞丈按轡轡同字也馬ノクチワキニ付ル綱也古訓クツハヅラ是クチワキヅナナリ略語ナリクチヲクツト云ツナヲツラト云ハ音相通也今世是ヲ手綱ト云也古俗ニクツハヅラヲ略シテクツワト云和名鈔ニ見エタリクツハヅラノ略ナル故假名ニ書クニクツワト書ベシワノ字ヲ用ル也此古ノ俗語ノクツワ今世ノクツハノ名ト混雜シテ鑣ニ轡ノ字ヲ誤用ル也鑣ハ馬ノクチニ含ル金也古訓クツバミ是馬ノクチニ食ル義ナリ今世クツバミヲ略シテクツハト云是クツバミノ略ナル故假名ニ書クニハクツハト書ベシハノ字ヲ用ル也クツワトクツハト同ジカラズ又鑣銜同義ナリ

按に轡を銜の事に用ひたるも古し廣韻に石虎諱勒呼ニ馬勒一爲レ轡とあれば既に司馬晋の頃よりして勒と轡と同じく通用したれば手綱の事とするは誤なりかつ倭名鈔に兼名苑を引て轡一名鑣とあり鑣は即クツワノカヾミなり今西土にて嚼環といふ是なりツラといふは面の義なりクツワは口割なり口割は中にあり轡は面にあり故にクツハヅラといふなり口脇綱といふは更にうけがたし鑣に轡の字を用ゆるも近世俗の混雜していふにはあらずクツワとクツハとは同じ物にして義の異なるより假名の違ひあるなれば是またあやまりなり

や銜をクツワとよめるは銜の字の俗體なるべし別に器あるにはあるまじきなり字鏡にも銜をば行部に收めたり

本朝軍器考云說文ニ鑣ハ馬銜也久都波美トヨム俗ニ久々美ト云又兼名苑ニ鑣一名ハ勒、野王按ニ勒ハ馬ノ口中ノ鐵也ト倭名鈔ニハ見エタリ顧野王ノ云ル處ハ說文ニ銜アルヲ勒ト云說アルニヨレルナルベシサレド馬ノ口中ノ鐵ヲ勒ト云ニハ非ズ銜アリテ馬頭ニ纏フ物ヲ勒トハ云ナリ又釋名ニヨル時ハ說文ノ說モタヾ其大體ヲイヘルモノニテ詳ナルニハアラズ釋名ニ鑣ハ包也旁ニアリテ其口ヲ包ミ斂ム爾雅ニ之ヲ钀ト云一ニ扇汗ト名付ケ一ニ排沫トナヅクト見エタリサラバ鑣トイフハ久都和乃加々美銜ト云ハ久都和乃波美ニテスベテ之ヲ勒トハイフ也又倭名鈔ニ蒺蔾銜宇波良久都和トイフモノハ飾抄ニ見エシ物ニテ袍ノ紋ノ轡唐草ナド云物ハ其形ニテアル也又和名鈔ニ辨色立成ヲ引テ承鞚ハ美豆岐俗ニ美都々伎トイヒ一ツニ七寸ト云ト注セリ是ハ今世ニ引手蛇口ナド云處ナリ古事談ニ源義家朝臣ソノ親父ノ爲ニ門ノ鑰ヲトリ收メラレテ轡ノミヅ、キニテ錠アケサセラレシト云フ卽是也世ニ手綱ノ兩末ヲ三都々伎ト云ハ如何アルベキ或人ノ說ニ承鞚トハ今ノ世ニ手助又ハ立聞ナド云フ物也其組ノ長サ七寸許アレバ又七寸トモ云ヒシナリト云フ然レドモ古キ繪ニ畫キシ物ドモヲミルニ皆々オモヅラヲ世ニ面懸付ト云輪ニ絡ヒテ其末ヲ垂タル也手助立聞ナド云シコトハ見エズ

按に鑣をクツワノカヾミとし銜をクツワノハミといひしは聞えたれども兼名苑に勒ハ口中ノ鐵也とあるは說文に銜あるを勒といふ說あるによれるなるべしされど馬の口中の鐵といふにはあらず銜ありて馬頭にまとふものを勒とはいふなりと注せしはいかゞあるべき爾雅郭璞註に馬勒といひしは正しく銜をいふなりこれ钀を馬勒旁鐵と云を以て知らる钀は今嚼環といふものにして卽皇朝にてクツワノカヾミと云ものなりカヾミを馬勒旁鐵といふ時は馬勒中にあるものなること明らかなり故に玉篇に勒馬鑣銜なりと注せり兼名苑引處には口中鐵とあり彼是思合するに銜といふも勒といふも共におなじものなるべし銜字从レ金从レ行銜ニ行馬一會意なりといへり然らば勒もまた革の力とする處とい

或人の説に倭名鈔に承鞚一つに七寸といふによる時は卽今タスケともタテキヽとも云ものを古にミヅヽキといひしなりといふなりこと然かるべからず古の馬のかざりに今のタスケなどいふごとくなるものはあらず古畫の鞍馬を畫きしものをあはせみつべし源義家朝臣の鑰なかりしをクツハノミヅキにてシヤウをあげさせられしといふこと古事談にも見えたり今の手綱手助などいふものヽ門鑰を啓くべしともおもはれず○按に鑣を銜とおなじく倭名鈔に記せしは說文に鑣馬銜也とあるによられしなるべし子細にいへば鑣はクツワノカヾミなれども汎稱してクツワといひ銜のことヽせしも强てとがむるに及ばざるかクツワヅラといふは卽是クツワノカヾミのことにして手綱のことにはあらず江次第競馬の條に上には取レ轡之時云々といひ下に別に手綱の字あり是轡と手綱と一物にあらざる證なりまた延喜左馬寮式に韁鞚細布練絁一丈二尺とありその傍訓タヅナとあり是によりて思へば揚氏漢語抄に韁をクツワヅラとよめるとあるを以て手綱の古名なりといふは誤なり揚氏漢語抄にクツワヅラといふは轡に付たる綱なれば汎稱してこといへることもあるべけれども類聚名義抄に繮タヅナとよみこれは延喜式に韁鞚をたづなとよみたるはまさしく此物の名なるべし新撰字鏡に轡をくつわづらといふもまた漢語抄と同じく汎稱にして正名にはあらずされぱクツワと云ものはむかしも今もともにくつわといひて古今のたがひあるにあらざるなり承鞚は今西土にていふ皮攢水といふものにして引手とたづなとの間にあるものなり

和訓栞云くつばみ倭名鈔に鑣をよめり俗にくヽみといふとも見えたり口食の義なりくヽみは馬銜の義なり今くつわといふこれなり新撰字鏡には鑣をくつわとよみ钀をくつわの鬼とよみ靈異記に轡をよめり○延喜式氷室雜用の條に銜をくつわと訓ぜり氷をはさむ具にや

按に倭名鈔に鑣をくつばみとよみ一にクヽミといへりとあれども俗にいふとはなし新撰字鏡に鑣をクツワとよみ钀を久豆和乃鬼とよみたるといふは誤なり久豆和乃鬼又呂とあり又呂の二字よみがたしされぱたゞクツワノキとばかりはいふまじきに

同上

七寸

同上○按に引手を水つきといふこと伊勢兵庫頭貞宗記に見えたりしかれば東雅軍器考にミヅヽキは手助立聞のことなりなどいふ一説はいふにたらざる説なりこゝを承鞚といふは轡鞚を付る處なるが故にいふなるべし栗原信充曰西土の馬具には轡鞚と引手との間に皮ありその皮を皮攢水といへりその長さ大かた六七寸もあらんか皇朝にもむかしは此もの有しなるべしさてこそ七寸といふ名もあるにやとおもはるれどいまだ正しき證を得ず

銜

銜クツワ

新撰字鏡類聚名義抄

鐐クツバミ

延喜主水式

類聚名義抄

鑣鑾

同上

○正誤

東雅云鑣クツバミ倭名鈔に說文を引て鑣はクツバミ俗にクヽミといふ馬銜なり兼名苑に一名は勒といふと注したり釋名によるに鑣は今俗にクツハノカヾミといひ銜はクツハノハミといひすべてこれをクツハといふはすなはち勒なりまた辨色立成に承鞚一つに七寸といふはミヅキ俗にミヅヽキといふと注せしは卽今俗にクツハの引手蛇口などいふものなり亦揚氏漢語抄に轡鞚一つに馬轡といふはクツハヅラ俗にクツハといふ轡よむことまたおなじと注せしは卽今俗にクツハといふものは古はクツバミといひ古語にクツハといふものは今はクヅナといふこれら古今のものおなじからぬなり古にクツバミといひしは口に含むを云なりクヽミとは則銜なりミヅキミヅヽキ等の義詳ならずクツハヅラといひしは口輪なり凡俗に囘轉の貌を輪といふなり萬葉集に囘轉の字弁に讀てワといふがごときこれなりツラは聯なりその馬口に聯絡するをいひしなり

今俗に手綱の兩末をミヅヽキといふはクツバミのミヅキにつく所なればこれもまたかくいひしなり

本儀なり口の輪といふは聞えず

鑣

延喜式○按に字鏡に鑣を鏕に作り力六反溫器釜久豆和とあり鏕は集韻に釜名と見え正字通に俗鏖字とあり鏖音烏刀切幰平聲にして力六反と合はずいづれにもクツワにはあらずけだし鏕鑣似たるより誤れるなるべし又鑣は爾疋によれば钀とおなじくして馬勒旁鐵の名なれば今いふクツワノカヾミのことなりされども說文に鑣馬銜也と注せしより延喜式にも取てクツワの名に用られしなるべし新撰字鏡に銜鐮鈁の字を久豆和とよみしと主水式に銜字をクツワとよまれしをみれば銜の字をも用ひられざるにはあらざりしなり

くつばみ

倭名鈔○按に一にくゝみといふより考ふれば和訓栞に口食の義なりと云を是とすべし東雅に口含の義といはれしは銜の字によりてさかいはれしなれども銜の字はもとくはゆる義の字なれば是また钀にはあらずして鑣なりさて鑣と云は今いふク、ミのことなれども是器の專とする處なれば惣體の名にも負せしなるべし是を以ておもへばいよ〳〵口制の義にてクツワと名付しこと明らかなり

くつわづら

倭名鈔

轡

同上○按に轡一名钀とあり钀といふは馬勒旁鐵とありてクツワノカヾミのことなり其名義は口制の面(ツラ)といふなるべし又按に口制連の義にても有べし

くゝみ

倭名鈔

わたりばみ

伊勢兵庫頭貞宗記○くゝみとおなじ所なり二ッつながりてあるを以てわたりばみといへるなり

たちばな金

同上

引手

同上

水つき

承鞚(ミヅツキ)

倭名鈔

のたしなみなり
乗馬方之事云轡は白くみがきたるが本式にて候くろくぬり候は人のたしなみにてうつくしくみせんがためにて候

銀銜

如白本平家物語巻九云老馬ニ鏡鞍ヲカセ銀轡ハゲサセ
參考太平記山崎久我畷合戦條天正本云名越尾張守中署銀磨轡ニ紺筋ノ手綱ヨリ合テカケラル

ぬり銜

岡本記云くつわぬる事はれの犬笠掛の時の事なり其外にはぬるまじきなり
弓馬秘説云はれの時はぬりたるくつわ本儀のよし申かたも候歟只ぬらぬくつわが本儀にて候ぬりくつわの事は人のたしなみにこそ仕候へ本儀にはあらず候はれのときはゑたみがきのくつわ本儀にて候

あらひ銜

的出張記伊勢貞久述云あらひ轡をこしらへ轡とて申候
的場出次第作者未詳云洗くつわをばこしらへ轡とて申候あらひくつわ一けん二けんが能候二口一口とも申なり
扇鏡小笠原政清述云洗轡あさぎのさし縄なりおしかけも緒をくみて内へ入て粉を付たる白布たるべしぬひくヽむなり又云屋形へ出る時はあらひ轡をはめてゑん綱とる者式のくつわをかくるなり

散物銜

小右記治安三年五月二日條云相撲使隨身信武給二胡籙幷豹皮切付散物鑣等一

○釋名

くつわ

新撰字鏡○源君美云今俗にクツハと云ものは古はくつばみと云古語にクツワと云ものは今はタヅナと云といへり栗原信充云鑣をクツワとよみしこと既に新撰字鏡に出たれば昌泰年中より云ところにして倭名鈔にクツバミと見えたるは返りて後のことなりされば今クツワと云もの即上古のクツワなりさてクツワと云名は口割の義にてあるべしクチをクツと云はチツの音通口籠をクツコといへる例なり割をワといふは體の語なればはたらかしてはワリともワケともワルともいへども本はワと云が

手ワキノツボ
ヒツテトモ云

アソビガ子トモ
ツボカラミトモ
クワントモ云
イ木ノ圖ニ是チタチバナ
カネトアリ

武用辨畧云轡衘也轡ハ兵臂ノ切音媲長韁也一ニ曰靶靶ハ音覇一ニ曰轡革御人把所ノ處前漢王褒ガ傳ニ王良靶ヲ執ト云々鞗亦靶ニ同ジ徐ガ曰鞗音迢革轡也御者ノ執トコロ絲ヲ以スルヲ轡ト曰革ヲ以スルヲ鞗ト曰案ズルニ今靶鞗共ニ鼻革ノ字ニ用可也トセリ轡ハ糸ニ從衘ハ金ニ從故ニ衘ニ作ル陸佃ガ曰御者駑馬ハ鞭ヲ主トシ駻馬ハ轡ヲ以主トストス云リ兼名苑ニ轡一名ハ钀ト云々爾雅ニ曰鑣之ヲ鑣ト謂馬勒ノ旁ノ鐵衘ハ口中ノ勒也孟康ガ曰案ズルニ轡ヲ載者ト云々説文ニ曰鑣ハ馬ノ衘也順ノ曰久都波美俗ニ云久々美多識編ニ馬衘牟末乃久豆和字彙ニ曰鑣ハ馬衘ノ外鐵ナリ一名ハ扇汗一名ハ排末釋名ニ曰鑣ハ包也旁ニ在テ其口ヲ包斂也ト云々今云久都波ノ加々美兼名苑ニ曰鑣一名ハ勒野王案ズルニ勒ハ馬ノ口中ノ鐵也ト云々畢竟轡衘其用等字彙ニ馬ノ逸ヲ制スル也ト轡亦駻馬ヲ制ス以今轡衘ヲ同ス承鞚ハ馬鞚ヲ承所也故ニ承鞚ト曰辨色立成ニ承鞚一ニ曰七寸和名美豆岐俗ノ云三都都岐此器ヲ一口二口ト云又一掛或一鑣共云ナリ或啣ニ作ル

白磨衘

平家物語宇治川條云景季ガ給ツタル磨墨ニ勝ル馬コソ無リケレト嬉ウ思テ見ル處ニ爰ニ生食ト覺シキ馬コソ一騎出來レ金覆輪ノ鞍置セ小總ノ鞦懸白轡ハゲ白沫カマセテ云々

同長門本熊谷平山城戸口寄條云馬おりぬべきがこゝろみんとて能馬二疋に鞍置白轡はげて手綱をむすびて鞍にかけて下へ向ておひおとす云々

源平盛衰記法住寺城郭合戰條云佐々木四郎高綱ハ生唼ニ黄覆輪ノ鞍置キ白キ轡ニ引兩ノ手綱結テ

庭訓往來六月十一日狀云張鞍料鞍橋金地鐙白磨轡大形鞦

文正記云徒跣郎從弱冠者許撰ニ五百餘人ニ前後走散白磨勒轡ニ玉沫ニ

宗賢聞書云くつわは白みがき本なり宗信は犬追物の時はぬりたる轡を被レ用候由候

犬追物方聞書云轡は白みがき本式のよし勢州貞陸相傳候黒く塗又とかけ色などに塗たるはうつくしき間人

又云造ニ走馬鞍一具ニ料鑣一具請ニ大藏省ニ漆二勺
倭名類聚鈔云鑣說文云鑣音飄訓ニ久都波美ニ一云久々美馬銜也
兼名苑云鑣一名勒野王案勒盧則反馬口中鐵也
今川了俊大艸紙云轡の名所の事は三ほう三立立聞鏡
引手又水付ともいふわちがひつぼつき
古事談云賴義サレバコソ怒ヌレバ眉髮上サマニ上ル
也トテ云々使如レ云指廻シテ鎰ヲ取テ歸リ畢ヌ義家
此由ヲ聞テ云ヲシフ鞍轡ノミヅ、キニテアケヨト云
テ郎アケサセテ打出

進候
伊勢兵庫頭
貞宗記云

カヽミ又シヤウノクツワハ其モシヲ云
タチキ、
是ハ十文字ト云
ヒツテ 手水ツキ
タチハナカ子
クヽミ
ハタリハミトハ コヽノ總名也

吉良家弓馬故實云轡の名所たちぎヽ十文字くヽみは
みかへしくわん引手
尺素往來云伴野鞍那波鐙長井鞦玉井轡所持之分無ニ
不足ニ候
異制庭訓往來云畝太廣形上總鞦懸レ之玉井轡食レ之手
綱腹帶籠頭同進候

馬法書云轡の名

ハミ先總名チハミト云
カンザカヘ或クサリトモ或クヽミト云
クヽミガネトモハミトモ云
マルハミ角ナルハカドノ有ハミト云

古今要覽稿卷第百五十七

●器財部　馬具　鑣クツワ一

鑣クツワ

鑣は鐵にて作る御馬に用ひらるゝも雜馬に用ひらるゝも共に鐵一挺をもてつくるなれば大小輕重大かたおなじきなるべし（延喜式馬寮式）鐵一挺といふは三斤五兩也三斤五兩は今の五百三十目にあたる今現存古鑣の重さをはかるに大なるものは二百六七十錢にいたり小なるものは百七八十錢にすぎずけだし鐵は鑪耗もすくなからねば五百三十錢の鐵にて二百六七十錢ばかりの鑣に仕立ぬるなるべしそのかたちは蒺蔾ウバラ銜（和名抄）鏡銜（飾抄）杏葉銜（康富記）などさま〴〵ありといへどもすべて磨きたるの本儀なりとぞ（宗賢聞書犬追物聞書）是を白轡とも白磨の銜ともいへり（平家物語源平盛衰記）銀にて上をつゝみたるをば銀轡といへりさてはれの犬笠かけの時はぬるをよしとすといへり（岡本記弓馬秘說）

新撰字鏡云銜（戶監反平與含字同含也久豆和）

又云鋤釛

二字久豆和○按に鋤字廣韻集韻字典等にのせず釛は字典に玉篇を引て胡刻切音劾金也とあり久豆和の義をのせず

類聚名義抄云鐐

クツバミ○諸字書によりて考ふるにクツバミの義なし何によられしにや

鑣鑣

谷正ニ飄筆苗反クツバミ谷云クヽミ　クツ禾　クツ禾ヅラ或鑣○按に谷は俗の字の省文ニは音の字の省文禾は和の字の省文ワの假名に用ふ

鑣鑾

正谷力久反鈴下クツバミ

鑯

ニ蟻　又魚謁反　又午蹇反　クツ禾ツラ　谷云クツ禾　クツバミ

延喜民部省式云交易雜物上總國鑣廿具

又左馬寮式云造ニ御鞍一具一料云々鐵三挺半（鑣料一挺）云々

和炭十石（三石鑣料）漆五勺（鑣料）作工（鑣十人）

又云造ニ女鞍一料鐵（一挺鑣料）和炭（三石鑣料）作工（鑣十人）

成氏年中行事云正月五日ノ夜御行始云々馬ハ髮ヲ解テ可ニ透立一鞍ハ白鞍同覆輪一本白幅輪トアリ内ハ白燒付青貝黑鞍何モ不レ苦

蒔繪白覆輪鞍

蒔繪白覆輪鞍は蒔繪の鞍に銀の覆輪かけたるなり明德三年武田五郎源滿信東下總守平師氏用ひたり相國寺供養記その外いまだ考ず

相國寺供養記云先陣隨兵二番

武田五郎源滿信鴾毛蒔繪鞍白覆輪

三番

東下總守平師氏鴾毛蒔繪鞍白覆輪

梨地白覆輪鞍

梨地白覆輪鞍は梨地鞍に銀の覆輪かけたる也明德三年粟飯原九郎左衞門平將胤用相國寺供養記たりし外見所なし

相國寺供養記云隨兵三番

粟飯原九郎左衞門平將胤馬鹿毛鞍梨地白覆輪

大須磨三郎繪所載蒔繪金覆輪鞍

繫馬繪所載蒔繪金覆輪鞍

金覆輪白鞍

金覆輪白鞍は木地鞍に金の覆輪かけたるを云明徳三年民部少輔源滿種是を用ひたり（相國寺供養記）

相國寺供養記云民部少輔源滿種（馬黑金覆輪白鞍）

銀覆輪鞍　白覆輪鞍

銀覆輪鞍また白覆輪ともいふ白燒付（鎌倉年中行事）とあれば銀薄をやき付にせしなるべしいつ比よりかくする事にやいまだ詳ならずといへども保元の合戰の時はしろふくりんの鞍置て乘たる人見えたればそれよりはやくせしものなるべし

繫馬繪所載白鞍金覆輪

保元物語（白川殿軍）云六條判官爲義云々連錢蘆毛ナル馬ニ白覆輪ノ鞍置テゾ乘ラレタル云々

平治物語（源氏勢揃）云越後中將成親ハ云々白蘆毛ナル馬ニ白覆輪ノ鞍置テ信賴卿ノ馬ノ南ニ同頭ニ引立タリ云云

又云中宮大夫進朝長ハ云々葦毛ナル馬ニ白覆輪ノ鞍置テ兄ノ馬ニ引添テコソ立タリケレ云々

同上後輪
同上前輪
同上居木
同上後輪

豆守源信在用たることあり相國寺供養記

明月記云建保元年七月廿五日公卿勅使發遣也云々賴武給ニ蒔繪骨黄伏輪鞍一

相國寺供養記云明德三年歲次壬申八月廿八日丁丑天顏快晴秋氣淸爽今日萬年山相國承天禪寺供養也云云

先陣隨兵一番

武田伊豆守源信在　馬鴾毛蒔繪鞍金覆輪金具

常陸國鹿嶋神社寶物蒔繪金覆輪鞍

同上居木

乘タリケル武者一騎云々
又木曾最後云木曾殿其日ノ裝束ニハ云々木曾ノ鬼蘆毛ト云馬ニ金覆輪鞍ヲ置テ乘タリケル云々
又一二懸云越中次郎兵衛盛續云々連錢蘆毛ナル馬ニ金覆輪ノ鞍ヲ置テ乘タリケルガ云々
又盛俊最後云月毛ナル馬ニ金覆輪ノ鞍置テ乘タリケル武者一騎鞭鐙ヲ合セテ馳來ル越中前司恠氣ニ見ケレバアレハ猪俣ニ親シウ候人見四郎ニテ候ガ則綱ガ有ルヲ見テ詣デ來ト覺候云々
又重衡虜云本三位中將重衡卿ハ生田森ノ副將軍ニテ坐ケルガソノ日ノ裝束ニハ云々童子鹿毛ト云聞エル名馬ニ金覆輪ノ鞍置テ騎給ヘリ云々
又敦盛最後云連錢蘆毛ナル馬ニ金覆輪ノ鞍置テ乘タリケル云々

庭訓往來六月云黃覆輪云々鞍橋云々

相國寺供養記云先陣隨兵
小笠原兵庫助源長秀鴾毛鞍金覆輪文松皮
今川遠江守源貞秋糟毛駮白鞍金覆輪

土岐家聞書云金覆輪の鞍京都にては上下共に稀也但若大名其外にも若衆は自然かながひに金覆輪などにもして野くつゑほ手も燒付にも又金に打くゝみてもせらるゝなり云々

山鹿素行武具短歌云鞍は作鞍布袋鞍金覆輪に鏡鞍云云

愚得隨筆云黃覆輪愚按黃トイフハ總テ金銅ノコトニテ今云ヤキ付ナリ

金覆輪鞍　伊勢貞宗作

蒔繪金覆輪鞍

蒔繪金覆輪鞍は蒔繪鞍に金の覆輪かけたるをいふ公家にて用られしは建保元年公卿勅使發遣の日前駈賴武給はりて乘用たり明月記武家にては明德三年武田伊

古今要覽稿卷第百五十六

●器財部　馬具　鞍十三

金覆輪鞍　黃覆輪鞍

金覆輪鞍は前後輪の山形爪先鰐口へ金の覆輪したる鞍なり何の頃よりか作はじめたるにやさだかならずといへども保元平治の合戰の時此鞍にのれる人〔保元物語平治物語〕おほくみゆれば武用の爲に製せしものにや京都將軍家の比若き大名などの外たやすく用ゆるものなし〔土岐家聞書〕といへりげにも明德三年相國寺供養供奉隨兵の中にも武田小笠原今川三家の外〔相國寺供養記〕乘用ゆる人なきにて知られたり然して金と云とも實に金を用ひしにはあらず滅金を用ひしなり〔鞍作書〕あるひは黃覆輪ともいへり〔源平盛衰記〕なほ銀覆輪を白覆輪といふがごとし

保元物語〔義朝白河殿夜討〕云爲朝白蘆毛ナル馬ニ金覆輪ノ鞍置テ乘タリケルガ云々

杉原本保元物語云重盛ニ於テハ八郎ガ矢サキヲ一防ギ防ガント思切タリ爰ニ體ヲ暴スベシトテ進ケリ其出立ハ云々鴾毛ナル馬ニ鑄懸地ノ黃覆輪ノ鞍置テゾ乘タリケル

保元物語云山田小三郎伊行白蘆毛ナル馬ニ金覆輪ノ鞍置テ乘タリケル云々

平治物語〔源氏揃〕云惡右衞門督信頼ハ云々黑キ馬ノ太ク逞シキガ八寸餘ナルニ沃懸地ノ金覆輪ノ鞍置テ右近ノ櫻樹ノ下ニ東頭ニ引立タリ

源平盛衰記〔墨股川合戰〕云行家ハ云々鹿毛ナル馬ニ黃覆輪ノ鞍置テ乘タリケリ

又〔東國兵馬揃〕云佐々木四郎高綱ハ生唼ニ黃覆輪ノ鞍ヲオキ白キ轡ニツ引兩ノ手綱結テ舍人六人付テ浮嶋ガ原ヲ西ヘ向テゾ引セタル

又〔橫田河原軍〕云敵ノ陣ヨリ十三騎ニテ進出大將軍ハ云々連錢驄ノ馬ニ金覆輪ノ鞍置テ乘タリケリ

又〔宇治川〕云根井大彌太行親ト名乘テ云々黑糟毛ノ馬ノ太ク逞マシキニ金覆輪ノ鞍置テ乘タリケルガ云々

又〔東使木曾合戰〕云勅使河原四郎有範ハ黑斑ノ馬ニ金覆輪ノ鞍ヲイテ乘タリケル

平家物語〔宇治川〕云連錢蘆毛ナル馬ニ金覆輪ノ鞍ヲ置テ

無名裝束抄云行幸ニ大將蒔繪ノ鞍梨地無文蒔繪ヲ用フベキ儀ナリ

相國寺塔供養記云粟飯原下總守詮胤梨地鞍

六角をつなぎしものなりされば鞍の前後輪を一面に龜甲の紋にて蒔繪したるを龜甲地といふこと猶紗の章に龜甲を織出したるを龜甲地紋紗といふとおなじ

梨地鞍

梨地鞍は近衞大將行幸に供奉する時用ふるなり無名抄といふは和鞍の事なるべし武家にては敢て分限によりて用ふべきといふ定めも無にや

梨子地鞍作者未詳伊勢貞重所傳

伊勢駿河守貞雅作鞍

同上後輪

龜甲地鞍

龜甲地鞍は文治五年朝覲の行幸の日少將頼長乘用ひられし（桃花蘂葉無名裝束抄）といふたゞし是は和鞍なれば手形あるべからず此外ものにみえざれども水干鞍を龜甲地にしたる今猶世にあまたみえたり

桃花蘂葉云鞍具足事（和鞍）云々龜甲地（文治五朝覲少將頼長）

無名裝束抄云文治五年朝覲行幸ノ日少將頼長龜甲地鞍ヲ用ユ

諸鞍日記考註補遺云或説ニ龜甲ノ形ヲ鞍ノ前後ノ輪ニ一面ニ金銀ノ粉ニテ蒔繪カキタルナルベシ又一説ニ鞍ノ地文ニ龜甲ノ文ノヒタト刻彫タル鞍ヲ云

辻政也作龜甲地鞍

○正誤

伊勢貞丈云龜甲ハ玳瑁也玳瑁ハ今世ニ云鼈甲ノ事ニシテ婦女ノ櫛笄ニ用ルモノ也此鼈甲ヲ以テ鞍ノ前輪後輪ニ鏡鞍ノ如ク一面ニ伏セ飾タル鞍橋ノコトナルベシ

按に此説いかゞあるべきむかしより今に至るまで織物以下すべて紋飾の名に龜甲と云もの多しみな

いひたるとは異なり水晶地と云は惣ての面をさして地といふなり地の中に文もこもれりたとへば藍染に文を白く出したるを藍白地の革と云がごとし此地も惣てのおもてをさして云此地の中に藍白もこもれるなりないぶかりそ水晶地といふは飾の名なり此鞍橋の名別にあるべし其名未ㇾ知天明二年四月廿日

伊勢平藏貞丈所傳水精地鞍

按に伊勢因幡貞域が自作り置たりし雛形にはたゞ古鞍とのみ記し置て水精地とはいはず別に水精地の注文と云ものはあれどもこの鞍とは自ら別の物なり且寛治年中の物と云明證をもいはれざれば信じがたきものなりかつ原の鞍は水精を圓くすりてゑり入たりしといふはすきまもなくゑづめしにてこの圖のごとくまばらにせしものにはあらざるか然らば此圖の圓き水精は貞丈の臆説にして彌信ずべからざるものなり

同上居木

諸鞍日記考註補遺云淺倉景衡說ニ木地ノヨシ近衞攝政被仰シ然ドモ七寶流シ入レシ鞍モアレバ詳ナラズトアリ考ルニ此說如何アルベキニヤ既ニ酒井家藏寛治年中ノ製作ノ移シト云鞍ハ總體ヲ金ノ梨子地ニ塗テ碁石ノ如クナル圓形ヲ散シテ水晶ヲマドカニ摺リテ彫入タリ其水晶ノ下ニ五色ノ繪具ヲサシタルガ水晶ノ上ニ透通リテ五彩ノ玉ノ如シト云リ按ルニ地トハ文アルガ故ニワケテ地トハコトハリタル意ナルベシ委シク云ハヾ地ハ鞍橋ノ平ヲサシテ云詞ニシテ黑地蒔繪地鏡地梨子地沃懸地ノ類也此鞍ノ水晶地ハ文ニ水晶ヲ彫リ入彩色ヲ施ストアルニ水晶地トハ少シ事ソムケタル名トモ云ツベキニヤ今寛治年中ノ寫シノ鞍ヲ以テ名付ンニハ塵地ニ文水精ノ鞍トモ云ベキモノナラム歟然ドモ今私ニ改メ云フベキニモアラズ邁世ヨリ水晶地ト云來レルガユヘニ暫ク右ニ從フベキコトニコソ

按に酒井家藏の鞍貞域が注文には古鞍とのみあり然るを伊勢貞丈の見てゑかいはれしより諸人みな水精地也と云なれば信じがたし

伊勢貞丈云いにし年源忠恭朝臣（酒井雅樂頭）に見えしに水晶地の鞍をみせられき夫はやごとなき大宮人の家に（誰殿とも聞えず秘せらるゝ故ある歟）傳へ給ひし寛治年中に製せられしものとかやそれを乞借て伊勢因幡貞域して模さしめけるなり本の文は水晶を圓にすりてゑり入たりしをわが好にて牡丹花にかへしなりとかたられきそのゝち源邦孝（新井筑後守君美嫡孫源太郎）かの朝臣に乞かりてうつしぬとて予にみせたりきさきにみしとその形はかはらねどこれはぬりもせず玉をも入ずしてさし置ぬ近頃この繪圖作らんと思ひ立て源邦賢（邦孝養子實弟傳次郎）に乞かりて紙をもて鞍におしあてゝそのあとをつけて畫きぬ色どりはかの忠恭朝臣の鞍のさまをわすれず本の文は圓き玉にてありしといへるによりて今此圖には圓き玉を畫きつ玉のするゑ所色のくばり所などは推量にゑがきつかの大本のものとは違ひもすらんかしされども都て古のならはしを思ひめぐらすにかゝるもの丶文などの事はあながちにかたく定め極めたるおきてもなかりしとみゆるなればたゞかゝるさまの物にこそとおほどかにみゆるすべし或人の說に此鞍を水晶地といへるはいかにぞや水晶紋とこそいはめといへり是ひがごとなり水晶地の地は織物などに文といひ地と

古今要覽稿卷第百五十五

●器財部　　馬具　鞍十二

水精地鞍

水精地鞍は前後輪の木地をよくみがきて水精をひたとほり入たるなり（伊勢因幡家鞍作注文）春日祭の使用ゆる所なり玉海といへり尋常の事には用ひざるにや月輪禪閤（兼實公）の嫡子九條内大臣（良通公）いまだ右近衛中將にて使にたゝれし時白河殿（白河院の御事なり）御物を申請給ひしよししるされたるは新調の用途またたやすからざるがゆへなるべし京都に寛治年中の物のよしにて水精地鞍もてる人ありしを酒井雅樂頭忠恭朝臣伊勢因幡貞域にあつらへてうつさせられしものとて世に傳はれるをみるにそのかたち殊更にかはりてよのつねのものとはみえず然もその規矩寛治年中のものにはあるべからずといへば信じがたし

無名裝束抄云水精地鞍文永三年春日詣ノ時中納言ノ中將用ㇾ之治承二年十月晦日春日祭使右中將良通引馬鞍水精地竹豹ノ韉紫末濃ノ鞦

桃花蘂葉云鞍具足事水精地（文永三春日詣中納言中將）

玉海云治承二年十月廿五日自二白河殿一被ㇾ送二水精地鞍一加二檢知一返納臨ㇾ期可二申請一也　晦日右中將良通爲二春日祭使一發向云々引馬鞍（水精地云々）已上借二用白河殿一用ㇾ之代々春日使所二騎用一也

伊勢因幡家鞍作注文云寶曆十年四月十六日近衞樣御家來進藤左兵衞入來先日被二仰付一候鞍の注文書持參御直書のよし木地を成ほどよくみがきてその前後輪へひたと水精をしづめたるを水精地といふなり

○正誤

愚得隨筆云水精地鞍木地鞍ノヨシ近衞攝政殿被ㇾ仰シ然レドモシツポウ流シ入ラレシ鞍モアレバ不ㇾ詳歟

按に近衞攝政殿と云は豫樂院殿にても有べきにや内前公の寶曆十年四月十六日伊勢因幡貞方に示されし水精地鞍の注文に木地をよくみがきて水精をしづむべしとあるを以て思へば木地の鞍に水精をしづめたるものなりとのたまひしなるべきを聞あやまてるにや

大河戸晋平藤原儀成
三輪善太郎三輪正賢
榊原猪右衛門源長行
校正兼淨寫　山本林藏源清任
校正兼鈔錄　松井鐵藏源英信
志村愛助平知孝
編修兼圖畫　岩崎源三源常正
橋本藤兵衛藤原常彥
編修兼淨寫　栗原孫之丞源信充
總　　判　屋代太郎源弘賢

岡村備後守所藏鞍

○正誤

愚得隨筆云布袋鞍愚按ニ近代ノ制カ前後ノ輪ノ海ナクシテムクリト高キヲ云ナリ

按に作鞍の家にて海の切やう口傳といへば海のあることは論なし岡村備後守所藏の鞍先達鑒定して伊勢貞信なるべしといへり貞信の作疑なきにはあらねども貞長の規矩と大かた同じくその古色また近代の物にはあらずされば近代の制ならんといふはうけがたし

雫鈔云世ニ布袋鞍ト稱スルモノアリ作鞍ノ内ノ變制也海ハナクテ海ノアルヨリハ表フクラカニ造ツレバマコトニ丸キニ似タリ或人ノ家ニ北條氏ノ作ナル布袋ニ島津安藝前司依ニ所望ニ作レ之ト書タル鞍アリシトナモ語リ傳タルコトモ侍リ云々

按にこの說また朝倉氏とおなじく海なしを以て布袋鞍なりといへるなり北條氏の作といふは幻菴をいへるにや幻菴の同時に島津安藝前司といふものありしにやいまだ考ず

校　　正　檜山坦齋源義愼

淨寫兼圖畫　本山幾次郎橘正義

堀田左京亮所藏無海鞍

无ナリ勝定院殿召ノ御鞍一口大坪ガ作ヲ伊勢因幡入道照心ニ被二仰付一テ木ヲ付テ海アリニ直サル

布袋鞍

布袋鞍兵法記といふは前後輪の海と磯との容ふくらかにして繪にかきたる布袋和尙の腹に似たるによりていへるなり然るに海なしの表ふくらしたるをいふとある雫抄はいかゞあるべき海のきりやう口傳ありといへば伊勢貞景口傳書　海なしの鞍にはあらざることあきらかなり

兵法記云鞍はほていをのりよしとおぼえ候尤いきに念を入るべき儀なり

按に山形の手がゝりによきをもてかく云なるべし居木に念をいるゝは布袋にかぎりたることにはあるべからず

伊勢因幡貞景口傳書云布袋の海はきりやう口傳なり

武具短歌云鞍は作鞍布袋鞍

攝津國住吉社藏源義經朝臣鞍

乘たりける
源平盛衰記（東國兵馬揃）云摺墨マコトニ逸物ナリケレバ笑ヲ含ミ畏テ罷出黒漆ノ鞍ヲ置舍人餘多付テ氣色シテコソ引セタレ
又（宇治川先陣）云鎌倉殿ヨリ賜ハツタル摺墨ト云名馬ニ黒ヌリノ鞍置テ乘タリ
又（東使木曾軍）云武藏國住人勅使河原權三郎有直ハ木蘭地ノ直垂ニ黒絲威ノ鎧ニ白星ノ冑廿四差タル黒腹（クロホロ）羽ノ矢黒漆ノ弓ニ黄黒毛ノ馬ニ黒漆ノ鞍置テゾ乘タリケル
成氏年中行事云正月五日ノ夜御行初云々鞍ハ云々黒鞍何モ不レ苦云々

無海鞍

無海鞍（宗五大雙紙沼田勘解由左衞門光兼口傳書）は大坪左京亮入道道禪に多くありといへりそれよりふるきものもありしなるべけれども現存するものをみず婚禮にこの鞍を用ふるをいむといへり海無と產無と音のかよへばなるべしさてこの鞍を今布袋鞍といふ人ありあやまりなり
宗五大雙紙云よめいりの供に猿毛の馬にのるべからず云々うみなしの鞍にのらず故實なり沼田勘解由左衞門光兼口傳書云大坪孫三郎入道道禪作ノ鞍ハ皆海

古今要覽稿卷第百五十四

器財部　馬具　鞍十一

黑漆鞍　黑鞍

黑漆鞍は太宰府交易に奉れる物なり延喜式これをつくるもの太宰府に在しなるべし後世木あつく山形高きものをさして筑紫鞍といへり伊勢貞景口傳けだし黑漆鞍を製したる者の子孫の作れるをいふにやさて此鞍に鐵鐙を具したるを以て考ふれば軍用の鞍なるべし隨兵日記に出陣の時はかな鐙を用ふべしとあればなりされば保元に基頼宇治へ向ひし時義朝白河殿夜討の時及び山田小三郎惟行金子十郎家忠保元物語平治に淸盛公待賢門軍のとき平治物語みな黑鞍を用ひられたりまた唐鞍和鞍をも黑地と注し又は黑漆と記したるありそれは鞍のかたちおなじからざるものなれば自ら別なり

延喜民部省式云交易雜物太宰府黑漆鞍十具鐵鐙十具

保元物語官軍方手分云基頼宇治へ向フニ白襖ノ狩衣ニ淺黃絲ノ鎧ニ上折シタル烏帽子ノ上ニ白星ノ甲ヲ着切符ノ矢ニ二所籐ノ弓モチ黑キ馬ニ黑鞍置テゾ乘タリケル

又半井本白河殿夜討云義朝只今半頰カケ黑馬ニ黑鞍置手打カケテ向候云々

保元物語白河殿攻落云山田小三郎惟行黑革威ノ鎧ニ同毛ノ五枚兜ヲ猪頸ニ着十八差タル染羽ノ矢負ヒ塗籠籐ノ弓持鹿毛ナル馬ニ黑鞍置テ乘タリケリ

又云大將義朝公ナリハ赤地ノ錦ノ直垂ニ黑絲威ノ鎧ニ鍬形打タル兜ヲ着黑馬ニ黑鞍置テ乘タリケリ

又云金子十郎ハ滋目結ノ直垂ニ捃繩目ノ鎧着テ鹿毛ナル馬ニ黑鞍置テ乘タル云々

平治物語待賢門軍條云淸盛宣ヒケルハ防グ兵ニ耻アル侍ガナケレバコソ是迄敵ハ近附ラメイデ去ラバ懸ントテ紺ノ直垂ニ黑絲威ノ鎧キ黑塗ノ太刀ヲ帶黑母衣ノ矢負ヒ塗籠籐ノ弓持テ黑キ馬ニ黑鞍置セテ乘給ヘリ

又源氏勢揃云左馬頭義朝ハ黑鴇毛ナル馬ニ黑鞍オカセテ日華門ニゾ引立タル

長門本平家物語八牧合戰云からすぐろの馬のふとくたくましきに黑鞍置てぞのりたりける

又熊谷平山城戸口寄云ごんだくりげといふ馬に黑鞍置てぞ

金貝磨鞍

金貝磨鞍と云は金と貝とを以て餝りたる鞍なり野々宮家藏に金と螺とを以て鸚鵡の丸を紫檀の鞘にかざりたるあり集古十種即是餝太刀代を金貝にて餝るなり裝束要領抄といふものあれば名越尾張守高家の三本唐笠を金貝にて磨たるといへるもまた此太刀とおなじく金と貝にて付たるなるべし

太平記久我畷合戰云尾張守ハ元ヨリ氣早ノ若武者ナレバ今度ノ合戰人ノ耳目ヲ驚ス樣ニシテ名ヲ揚ンズル者ヲト兼テ有增ノ事ナレバ其日ノ馬物ノ具笠符ニ至マデ當リヲ耀カシテ被出立タリ花曇子ノ濃紅ニ染タル鎧直垂ニ紫絲ノ鎧金物重ク打タルヲ透間モナク着下シテ云々黃瓦毛ノ馬ノ太ク逞キニ三本唐笠ヲ金貝ニ磨タル鞍ヲ置キ厚總ノ鞦ノ燃立計ナルヲカケ朝日ノ影ニ耀シテ光渡テミエタルガ云々

白橋ニ作ル木地鞍トイフコトカ
東鑑云文治五年六月六日甲午早旦公朝申云爲ニ御塔供養ニ自レ院被レ進ニ御馬ニ之間相具參云々御馬葦毛白鞍付ニ金獅子丸打物ニ障泥白覆輪
又云正治元年九月廿三日云々奉レ送ニ神馬鹿毛駁秘藏御馬被レ置ニ白鞍ニ於諏訪上下宮ニ
太平記正成天王寺未來記披見云元弘二年八月三日楠兵衛正成住吉ニ參詣シ神馬三匹獻之翌日天王寺ニ詣テ白鞍置タル馬白綾緘ノ鎧一兩副テ引進ス是ハ大般若經轉讀ノ御布施ナリ云々
又神南合戰云右衞門佐ハ淀ヘ打歸テ此軍ニ討レツル者ドモノ名字ヲ一々ニ書注シテ因幡ノ岩常谷ノ道場ヘ送リ亡卒ノ後世菩提ヲゾ弔ハセラレケル云々白瓦毛ノ馬白鞍置テ葬馬ニ引セ云々
庭訓往來六月云金覆輪螺鞍白橋黑塗張鞍料鞍橋今川大草紙云また白骨の鞍などに羽をそへ出すこともありその時は鞍を役人のかたへむけて羽をば横さまに羽くきのかたを尊主の御前にむけておくなり
又云貴人にゑら橋の鞍を御目にかくること左のかいなにかけ前輪をわが前方へなして主人の左のわきにめすごとく置なり
桂川地藏記云鞍具足者白橋云々
馬法書云白ホネノ鞍掛ニ御目ニニハ前輪ヲ我前ニシテ左ノ腕ニカケ主人ノ御脇ニ召如ク置ベシ乘鞍ノ白木ヲバ白木ト云コト有ベカラズ白木子ト云ナリ

武藏國足立郡伊興村應現寺藏白鞍

ケリサレドモ華美ヲ重ゼラル丶ニ依テ木地ナルモノアリ木地アルカラニ昔ザマナルヲ黒地ト云同ジ黒色ナレドモ黒地ト云ルニハ黒漆ト云トハ其色品甚異ナレバヨク分ルベケレドモ黒漆ニ造ルベキモノ猶黒地ニ作レバ黒地ハ何シカイヤシマレテ縁螺鈿ト云ハ木地本儀ト成ユキタルナリケリ嘉應元年ノ加茂行幸ニ永保ノ行幸大府卿令レ用ニ黒地鞍一給依レ有ニ先聞一用レ之由被レ記爲レ逐ニ家例一先示ニ合左少丞一之處答云黒地鞍雖レ非ニ辨官一古賢多以用レ之就レ中御禊前駈之時用レ之況逐ニ永保之例一何可レ及ニ誹謗一哉ロ被レ刷之時可レ用歟ト吉部秘訓抄ニ見ユ黒キハ古ノ正禮ニテ木地ハ中昔ノ流例ナルシルベシ

按に桑棗の橋の鞍を禁ぜられしこと日本後紀延暦十一年七月にありまた延喜式にも桑棗の鞍橋を禁ぜらる丶よし見えたり黒くかならずぬらんには桑棗も何かせん是を禁ぜらる丶に付て考ふれば木地にて用たりしなるべしたゞし齋宮式には棗鞍橋も見えたれば一向に禁斷せらる丶にはあらざりしとみえたり必その用ゆる所あるがゆゑに常用にとゞめられしとみゆればあながち後世の奢侈ともいふまじきなり

白鞍

白鞍は白橋の鞍なり（愚得隨筆）白橋といふは木地のまゝにして漆をぬらざるなり足立郡伊興村應現寺に八幡太郎義家朝臣の納められしものとて白鞍一口あり堀河院御宇の物といふは信じがたけれども二三百年前のものなることはうたがふべからずこれ觀世音にさゝげたるものなりといへり文治五年鶴岡塔供養の時院の御布施にひかせ給ひし御馬正治元年鎌倉より諏訪上下宮へ奉られし神馬（東鑑）元弘二年楠正成天王寺へ奉りし馬（太平記）などみな白鞍を置たりこれけだし神佛へ奉るものなれば白木の清淨を尊びしなるべし神南合戰のとき山名右衛門佐わが命にかはりしもの丶ために白鞍置て葬馬にひかせたり（同上）とあれどもすべて葬馬は白鞍を用ひらる丶といふにもかぎらざるにや尊主の御前へ白橋の鞍を奉ることもあり（今川大草紙馬法書庭訓往來）あるひは白橋黒塗と並稱したることもありこれは木材の精良なるをあらはして賞翫すること丶ろなるべしまた銀鞍を白鞍といふこともあり混ずべからず

愚得隨筆云白鞍愚按未詳白橋トモイフカ庭訓往來ニ

古今要覽稿卷第百五十三

●器財部　馬具　鞍十

木地螺鈿鞍

木地螺鈿鞍といふは白骨の鞍に螺鈿をえたるなり猶鞘を紫檀にても沉にてもあれ木地にして金具などにてかざりたるを木地螺鈿太刀といひて餝太刀の代に用ゆるものとおなじく（裝束要領抄）木地といへば漆を用ひざるなり螺鈿は蚌をほりいれたるをいふ

正韻に陥レ蚌曰二螺鈿一とあれば螺は貝の事鈿は鍾鼎彝器款識に文字を象眼にせしを鈿紫金と記せしとおなじ義なるべし然るを金扁によりて金貝の事なりといふはうけがたし

延慶大嘗會のとき蒔繪螺鈿の和鞍然るべからずとて木地螺鈿を從三位長基卿の用ひられしは（延慶二年大嘗會記）おなじき時に餝太刀を用ひられずして代を帶せらるゝと同意なれば和鞍を用ひらるゝにはまさりたれども唐鞍を用ひられざりしはいかなる故にやありけん

延慶二年大嘗會御禊記云從三位長基卿裝束闕腋袍如レ恒云々相具馬（鴾毛結二唐尾一和鞍蒔繪螺鈿不レ可レ然木地螺鈿爲二本儀一杏葉數幷付様有二說々一正安幷今度十四付レ之兩度用二總鞦一付二楚鞦一之時有二下數一依レ人用レ之舍人一人召二具之一薄青狩衣上下）

三條家所傳木地螺鈿鞍

○正誤

雫抄云按ニ鞍ヲ黑ク塗ナサルヽコトハ式ニモ見エマタ唐ノ鞍モ黑ケレバ前ニ注スルゴトク古クハ黑カリ

太平記足利殿御上洛云其外乘替ノ御爲ニトテ飼タル馬ニ銀鞍置十疋云々

又一宮御息所云其次ニ白葦毛ノ馬ニ白鞍置タルヲ舍人八人ゾ引テ通ル云々

成氏年中行事云正月五日ノ夜御行始管領ヘ御出恒例也云々馬ハ髮ヲ解テ可ニ透立一鞍ハ白鞍同覆輪内ハ白燒付云々

伊勢貞丈云同覆輪内ハ白燒付トハ内ト云ハ覆輪ヨリ内ノ鏡ノ處ヲ云此處ヲ張ルカネハ銅ニ銀ヲ燒付ルナリ内ハト云ヘルハノ字ヲ以テ考レバ覆輪ヲバ無垢ノ銀ヲ用ヱルナリ是剝ルコトヲ慮リテノコトナルベシ

〇正誤

愚得隨筆云銀鞍未詳愚按或ハ銀地鞍銀梨子地歟銀粉歟銀金具歟

按に成氏年中行事に内を白燒付にすといへり内といふは覆輪より内のことなりそこを燒付にすと云によれば銀粉銀梨子地等にあらざること明らかなり

輪の白鞍なり銀を白といへる證は飾抄に杏葉伏輪黃鏡白とある是なり建久十年賴朝卿上洛の時近江國千松原といふ處にて淺井の老翁にたびたりし馬に白鞍置たり（平治物語）と見えたる元弘三年足利尊氏上洛の時相模入道より乘替のためにとて引送りたりし馬河越彈正少弼が風情をこのむで引馬に白鞍置たり（太平記）など見えたるは清淨を賞翫するにはあらずしてたゞ美麗をむねとせしなれば銀の鏡鞍なるべし

保元物語云判官爲義鍬形打タル兜ヲ着連錢葦毛ナル馬ニ白覆輪鞍置テゾ乘レタル云々

平治物語（平家對治）云サテ此老翁ニ引出物セヨト仰有シカバ白鞍置タル馬二匹云々

東鑑云建保四年正月廿八日始安ニ置御本尊於御持佛堂ニ云々導師御布施御馬一疋（置ニ銀鞍ニ）

又云承久元年十二月一日若君着袴也云々被レ獻ニ兵具ニ云々馬三疋一（銀鞍絲鞦）家長引レ之

又云建長六年六月三日故城介入道願智周關基立ニ塔婆ニ遂ニ供養ニ導師右大臣法印嚴惠眞言供養也布施南庭十　馬一疋（銀鞍厚總）

又云康元二年二月廿六日相州禪室若公（御名正壽七歲）於ニ御所ニ被レ加ニ首服ニ云々一御馬（置レ鞍銀）云々二御馬（白伏輪鞍）云々三御馬（同）云々

又云正嘉二年六月四日勝長壽院供養也云々御布施御馬十疋（皆置ニ銀鞍ニ懸ニ厚總鞦ニ）

又云建長三年五月十五日若君誕生云々御驗者以下祿云々三浦介盛時馳參抃悅之餘騎用所之以置ニ銀鞍ニ自令レ引ニ泰房ニ與レ是名馬也

源平盛衰記（横田川原軍）云上野國住人西七郎廣助ハ火威ノ鎧ニ白星ノ冑キテ白蘆毛ノ馬ノ太ク逞シキニ白覆輪ノ鞍置テ乘タリケリ

又（燧城軍）云林六郎光明ガ嫡子ニ今木寺ノ太郎光平ト云モノアリ褐布ノ直垂ニ袖ヲバ紺地ノ錦ヲ着タリケル紫絲威ノ鎧ニ大中黑ノ矢頭高ニ負ヒ滋籐ノ弓ノ眞中取八寸ニ餘リタル大栗毛ト云馬ニ白覆輪ノ鞍置テゾ乘タリケル

又（宇治川）云木曾ガ従弟ニ信濃國住人長瀬判官代義數ト名乘テ駈出タリ赤地錦ノ直垂ニ黑絲威ノ鎧ニ鍬形ノ冑白房ノ馬ニ白覆輪ノ鞍置テゾ乘タリケル

曾我物語（富士野狩場）云連錢あしげなる馬の三寸にあまりたるに白くらをかせ云々

尾張國熱田社寶藏鏡鞍

前輪

後輪

同裏

○正誤

愚得隨筆云鏡鞍或鏡地未詳愚按緣ニ堀物ナドアリテ中ノナメラカ成鞍カ小笠原家ニテ四方手ニ二寸許ノ丸キ鏡ノゴトク成四方手ヲ付テ鏡鞍トイフ是ハムカシハ如何イヒケン今ハ鏡四方出ト云モノ也鏡鞍ト覺タルハ誤レル也古畫ニモ鏡鹽手付シ體多ク見エタリ桃花蘂葉鞍具足ノ中ニ鏡地赤銅ト見エタリ

按に緣に堀物などありて中なめらかなると云は飾抄に鏡地鞍但緣堀物とあるに依て說をなせしにや小笠原家にて云處は鏡裝束の鞍具の中にある鏡鞍ばかりを取て鏡鞍といへるなり鏡鞍の具といふべきを誤りて云かよべるなり桃花蘂葉には鞍具足倭鞍に用ゆるは云々と云意にて鞍倭云々鏡とかゝせ給へるなればこゝに引るやうにては本書のこゝろにたがへり

銀鞍　白鞍　白覆輪

銀鞍といふは銀の鏡鞍なりまた白鞍ともいふ白覆輪をかけてその內を白燒付にすといへり成氏年中行事鏡鞍といふは赤銅を外に打てつけ覆輪をかけたるものなり諸鞍日記その赤銅と覆輪を白燒付にしたるすなはち白覆

同後輪

計ニ切テ錦ニテ包テ先ニ鐙ノ鉸具ノ樣ニシテ打テ付ルナリ四方手ノ銅ハ小シホデ赤革ニテクケタリ力革ハ包ミタリ鐙ハ銅ノ壺鐙ナリ鏡鞍共云此鞍ハ御幸ノ時公卿殿上人ノ乘鞍ナリ泥障ハ尺ノ泥障トテ馬ノ皮ヲ黑クヌリタリ云々

ことはなし雲珠はかならず唐鞍飾に用ゆるものにしてかつ楚鞦の時のみなるを大總の鞦に付たり𛀁かのみならず鞅は唐鞅にして鈴杏葉もあり疑らくは倭鞍と唐鞍飾と二具ありしを修復の時にあはせて一具になしたるにやさてこの鏡鞍のかゞみを金にしたるを金鞍といひ銀にしたるを銀鞍といふまたは白鞍といふ（東鑑成氏年中行事）

飾抄云保安御禊攝政鏡鞍杏葉下引赤銅

又云行幸可レ用ニ緣螺鈿ニ云々雖レ然近代或鏡鞍

又云祭使引馬鞍治承三四廿一近衞使右少將顯家引馬鏡鞍鞦﨟末濃畝同ニ村濃ニ（不レ染ニ交青色ニ）也泥障懸ニ金銅伏輪打交差繩ニ有ニ莚總ニ

又云公卿將諸社行幸久安五十十一日吉行幸三位中將兼長鏡鞍

又云雪見御幸上皇御騎馬御鞍保安五二十御馬栗毛鏡地鞍（但緣堀物）舌長鐙（近代物也）豹切村（不ニ符豹ニ也）連着　鞍蘇芳縱手綱等也

又云嘉保二四十七江記云美作守自ニ此宅ニ出立鞍右大將被レ借橋幷鐙共鏡也小文𩋡豹其轡又鏡也只水付散物也

桃花蘂葉云（鞍具足）鞍（倭鏡地赤銅）

保元物語（白河殿夜討）云四郎左衞門是ヲ聞モトガメズ則西ノ河原ヘ出向フ紺村濃ノ直垂ニ月數ト云鎧ノ朽葉色ノ唐綾ニテ威タルヲ着二十四差タル大中黑ノ矢頭高ニ負ナシ重籐ノ弓眞中取テ月毛ナル馬ニ鏡鞍置テゾ乘タリケル

平治物語（信頼謀叛事）云義朝謹デ請取テ出ラレケル白ク黑クサル體ナル馬二匹鏡鞍置テ引立タリ

又（源氏揃）云惡源太義平ハ鹿毛ナル馬ノハヤリ切タルニ鏡鞍置セテ父ノ馬ト同頭ニ引立タリ

平家物語（俱利伽羅）云奥ノ秀衡ガ許ヨリ木曾殿ヘ龍蹄二匹奉ル一匹ハ白月毛一匹ハ連錢蘆毛ナリ聽テ此馬ニ鏡鞍置テ白山ノ社ヘ神馬ニ立ラル

又（老馬）云御曹司ヤサシクモ申タルモノ哉雪ハ野原ヲウヅメドモ老タル馬ノ道ハ知ト云樣アリトテ白葦毛ナル老馬ニ鏡鞍置キ白轡番ヒ手綱結ンデ打懸云々

諸鞍日記云御幸鞍ノ事移ノ形ニテ赤銅ヲ外ニ打テカケテ覆輪ヲ掛タル此カネニ各ガ紋ヲ打テ付タリ切付ハ虎ノ皮形ハ行騰切付ナリ表敷ハ錦ニテ包テ廣表敷ナリ腹帶ハ下ニ結テ表敷上ニハ上腹帶トテ革ヲ一寸

古今要覽稿卷第百五十二

●器財部　馬具　鞍九

鏡鞍　御幸鞍

鏡鞍といふは前後輪に銅をはりて外に伏輪をかけたるなり（諸鞍日記）本意要害にありて莊嚴の爲にあらず雄畧天皇の御時大盤宿禰の鞍瓦（クラボネ）後橋（シタクラボネ）を韓子宿禰の射ぬきたりしを以て思へば（日本書紀）わが邦の鞍の山形むかしはうすかりしと見えたり然るに朝鮮の鞍は山形に鐵の薄板をはりて流矢をふせぐ新羅高麗のむかしもかく有しなるべしそれを皇朝にてもうつして前後輪に金をはることをば仕出したるならん然ればもと軍裝の鞍にして常用の器にあらざりしかども保安御禊の時法性寺攝政鏡鞍を用ひられたるなり（飾抄）いかなる故にやありけんその比專ら軍旅に用ひられしことは保元の亂に四郎右衛門頼賢（保元物語）平治の時右衛門督信頼惡源太義平（平治物語）治承の頃木曾左馬頭義仲九郎判官（平家物語）みな鏡鞍を用ひられたるよしみえたりしかるに保安五年二月上皇御幸に緣堀物したる鏡鞍を用ひ給ひ治承三年四月廿一日祭使右近少將顯家朝臣は引馬に鏡鞍を用ひられたり（飾抄）けだし良家の子弟は倭鞍を用ゆべき定めなれば（北山抄）上皇御幸祭使も凡て倭鞍なるべきに鏡鞍を用ひられしはいつしか武家の風を學ばれしにや剩中院通方卿の飾抄」かゝれし比は（承久前後をさすなり）行幸の時も緣螺鈿鞍を用ゆるものなくて多く鏡鞍なりしよしいへり（飾抄）されば桃花蘂葉にも倭鞍の具といへるが中に鏡をいれられたり是よりこの鏡鞍を御幸鞍ともいへるなるべし（諸鞍日記）古物の今に現存するものは武藏國秩父郡御嶽社に黑地螺鈿の鞍に眞鍮の鏡かけたるものありその規矩によりて考ふれば鎌倉將軍家の比のものにてもあるべし尾張國熱田神社にも黑漆の鞍に滅金の鏡かけたるあり居木のうらに大宮司千秋駿河守從五位上藤原朝臣持季修復寶德三年卯月廿六日としるしたればそれより前に作りしものなることは明らけしたゞし此鞍に副たる馬具をみるに銀面杏葉雲珠唐鐙大滑あり鏡鞍を倭鞍に用ひしことはきけども唐鞍飾にせしことは所見なしかつ倭鞍に銀面杏葉を用ひたる例はあれども雲珠を用ひし

はれども莊嚴はすなはち有筋螺鈿なるべし公卿の常用のもの此鞍の如くにて和鞍なるべし

西宮記後勘云有筋螺鈿公卿

飾抄云和鞍行幸可レ用ニ縁螺鈿ニ云々

東大寺八幡宮寶物唐鞍

シと云は西宮記の意にあらずたゞ唐鞍と倭鞍とは制作おなじからざるものなれば唐鞍と同時に用ゆるときはかならず倭鞍と注するなりされば唐鞍とならび用ゆる時にあらざれば倭鞍とは注せずたゞ黒地あるひは蒔繪螺鈿など記したりされば西宮記後勘に和鞍を擧て有筋螺鈿公卿無筋四位五位端螺鈿沃懸地法官五位端螺鈿黒漆六位とあり卽是五位にかぎりたることにあらざるなり然るに後世に至りて縁螺鈿等を和鞍と云ぞと思へる人もありしにや和鞍と云ものある如く注せし記文も見えたり又移鞍水干鞍も和鞍とおなじさまに作れるものなれども移はおのづから移にて唐鞍と並用ゆるものにあらず水干鞍は水干裝束の時の鞍なればまた唐鞍を用ゆる時に相並ぶいはれなし故に此二つの鞍の制作は和鞍なれども唐鞍と對する時なければ和鞍と注せしことなきなり夫を倭ノ具ニハ有ツヽモと云はきこえがたし

桂川地藏記云鞍具足者唐鞍貝鞍大和鞍云々

按に此書は應永廿三年禮奠の風流を書たるものなれば詞つゞきに任せて注せしものにも有べけれどもこの頃の人大和鞍と云もの一種有ごとく思し事を見るにたれり

愚得隨筆云和鞍吾國ノ鞍制ナリ

按に和鞍とあれば吾國の物なることは論なし何の故にゑか名付しといはざるは遺恨なり

諸鞍日記考注云諸鞍日記ニ和鞍結鞍漏タリ因テ左ニ管見ノ趣ヲ記ス和鞍ヤマトグラ是亦馬ノカザリヤウノ名ナリ鞍橋ノ名ニハアラズ云々

按に諸鞍日記に鏡鞍を御幸鞍とて出し唐鞍を御禊行幸の時節下の左大臣一の上の乘鞍と注したり飾抄に和鞍行幸に縁螺鈿近代鏡を用ふとありされば日記に載たる鏡鞍卽是和鞍なり桃花蘂葉にも鞍具足倭と云中に鏡を入られたれば和鞍を日記に落せしとは云がたしさて餝樣の名なりと云も誤なり

有筋螺鈿鞍　縁螺鈿鞍

有筋螺鈿鞍は公卿の乘用る鞍なりあるひは端螺鈿ともかけり西宮記後勘また縁螺鈿ともいふ飾抄縁も端もともにへりとよめりへりといふは山形に伏輪かけたるごとく海をきりたるをいへばそのへりをあるひは筋ともよべるならん東大寺八幡宮所藏の唐鞍は制作はか

同上

○正誤
雫抄云倭鞍謹案ニ此ニ生レタラム者此御邦ノ鞍ヲ斥テ倭ノ鞍ト云ベキ由ナシ去バ此名古キモノニハ見エズ只西宮記ニ時ノ行事唐鞍ニ乘例アルカラニ五位以上ハ倭ノ鞍トシルサレシヨリ始テ裝束ノ記文ニ此名見エタリ唐ノ具ニ對シタル時ノ辭ナリ是故ニ賤ノ鞍ヲバ倭ノ鞍ト呼ベキ節モナク又賤ノ鞍ニ對シテ五位以上ノ鞍ヲ倭ノ鞍ト呼分ツベキ由モナシ去ドモ移ノ鞍水干ノ鞍ハ倭ノ具ニハアリツヽモソレナラヌヲ倭ト注サレタル文モ中昔ニハアリケリ此ハ五位以上ノ乘ベキ鞍ヲ唐ノ鞍ニ對シテ倭ト記サレタルガ何シカ名目トナリテ其物ノ名ノ如ク思成タルニゾアラム

按に五位以上にかぎりて和鞍にのるものなりと云は誤なり西宮記に尋常五位以上乘ニ倭鞍一とありて大嘗會御禊の日は公卿唐鞍五位以上唐倭隨レ有とあり是によれば五位にても唐鞍持たる人は御禊の日乘べき定めなりと見えたり唐鞍もたぬ人は和鞍に乘と云とも杏葉を着るとあれば鞦も唐鞦なるべし然る時は是も亦唐鞍裝束なりされば時ノ行事唐鞍ニ乘例アルカラニ五位以上ハ倭ノ鞍ト注セラレ

法官五位以上端螺鈿黑漆六位

明月記云建曆二年十月六日未明出騎馬殿上人役云々鞍如ニ去年一和鞍付ニ杏葉一鞦六鞅三オモカイ三結ニ唐尾一

飾抄云和鞍行幸可レ用ニ緣螺鈿一云々雖レ然近代或鏡鞍或蒔繪彼是所レ用也切付四位以上豹皮五位以下虎皮手綱公卿蘇芳緂四位以下棟緂差繩公卿師差繩四位以下片差繩

又云仁平三九廿一或秘記云兼長參ニ野宮一和鞍用ニ唐鞍鞦一並付ニ杏葉一

又云天養元九八西河御禊因幡守藤原信輔長門守源師行越中守源資賢土作守高階盛景各和鞍付ニ杏葉一參議右近權中將經定和鞍唐鞍鞦付ニ杏葉一

又云治承三四九初齋院入ニ左近府一給勅使參議左中將定能朝臣和鞍不レ付ニ杏葉一不レ結ニ唐尾一左衞門權佐光長如レ此

園太曆云文和四年三月二十八日今日主上自ニ山門一還ニ幸土御門殿一云々西園寺大和鞍云々

桃華蘂葉云鞍具足倭　水精地天永三春日詣中納言中將　銀地同時引馬

鏡地亦銅　黑地安德天皇壽永二朝覲中將良經　黃地治承三朝覲三位中將　龜甲地大治五朝覲少將賴長

蒔繪　鉢鞍野望用レ之

年中行事二宮大饗繪和鞍

五位已上乘ニ倭鞍一結ニ唐尾一不縷紀記下鞍豹公卿神事五位已上通用虎四位五位葦鹿六位

又云大嘗會御禊日親王公卿等唐鞍供奉五位以上唐倭鞍隨レ有但各着ニ杏葉一

又云五月六日諸家出馬乘馬乘人鐙裲襠錦袴手纒菖蒲形尾囊杏葉雲珠倭鞍臨時節出馬如ニ近衛府一

又云六日競馬乘人鐙裲襠錦袴手纒菖蒲形尾囊杏葉雲珠倭鞍臨時出馬如近衛乘尻弘仁御後諸大夫出馬垂纓冠縫腋黃衣下襲蝿拂深履倭鞍唐尾

御禊行幸服飾部類云寛治記云少納言公衡和鞍有ニ銀面杏葉尾袋一取物四人持物同ニ大臣一

又云少納言公衡倭鞍有ニ銀面尾袋杏葉等裝束一如ニ尋常一外記二人三善雅仲惟宗仲信倭鞍楚鞦結ニ唐尾一各着ニ深緑袍一俗稱ニ柚葉色一

又云保安四朝記云少納言公章和鞍杏葉馬副四人取物四人持物同ニ大臣一

又云康治元信範記云節下少納言源師敎裝束加ニ尋常一和鞍付ニ杏葉一不レ付ニ銀面尾袋等一如何又無ニ執物一

又云康治元十廿六宇槐記云節下少納言光例雖レ乘ニ和鞍一有ニ銀面尾袋一又相ニ具取物六一少納言公章依ニ家貧一無ニ銀面尾袋一又無ニ取物一今度師敎又依ニ家貧一逐ニ公章之例一

又云久壽二信範記云少納言隆成朝臣和鞍銀面尾袋杏葉取物四人少納言侍

又云平治元節下少納言倭鞍不レ具少納言侍

又云寛治時範記云御前判官式部丞菅原淳中務丞藤原正景主典式部錄中務錄御後判官兵部丞民部丞主典兵部錄民部錄以上着ニ深緑闕腋袍帶劒一假有ニ宣旨一倭鞍結ニ唐尾一付ニ杏葉一取物二人

又云天仁元次第司記文云判官深緑闕腋袍躑躅半比着レ靴黑造劒倭鞍結ニ唐尾一無ニ他餝一

又云保安四外記記云前後次第司判官和鞍結ニ唐尾一手振二人

又云保安四永昌記云後乘兵部少輔知信者着ニ緋平絹闕腋袍一倭鞍銀面尾袋杏葉

又云康治元範家記云判官主典柚葉色闕腋袍帶劒和鞍楚鞦唐尾

又云正慶元年十月廿八日御記云次第司次官兵部權少輔藤原朝臣和鞍杏葉

又云天仁元次第司記文云公卿乘ニ唐鞍一云々非參議乘ニ倭鞍一結ニ唐尾一付ニ杏葉一保安四次第司記文亦同レ之

西宮記後勘云有筋螺鈿公卿無筋四位五位端螺鈿沃懸地

古今要覽稿卷第百五十一

●器財部　馬具　鞍八

和鞍

和鞍といふは皇朝の鞍なり大嘗會御禊行幸の時供奉の公卿は唐禮なるによつて唐鞍を用ふれども四位五位の人に至りては唐鞍もたざる人も多きが上に新調の用途も又たやすからず常用になきものを作るもわづらはしければ有にまかせて我國の鞍に唐鞍鞦をかけ杏葉をつけて乘用るなり（西宮記 北山抄）その時に唐鞍和鞍まじりたるを分たんために皇朝の鞍を和鞍と注せしが後世に至りて別に和鞍といふもの有ごとく注せしものありさてこの鞍の莊嚴に有筋螺鈿公卿無筋四位五位端螺鈿沃懸地法官五位端螺鈿黑漆六位（西宮記 後勘）など見えたるもの大嘗會御禊の日にあらざればたゞ有筋螺鈿無筋など書し御禊の日なれば和鞍と注せしなりされば餝抄に和鞍に題して緣螺鈿を用ふべしと注したりしかるにそのころ緣螺鈿を用ふるものすくなく鏡鞍あるひは蒔繪の鞍を用ひたりされば桃花蘂葉に倭鞍具とて水精地銀地鏡地黑地黃地龜甲地蒔繪地鉢鞍を出されたりけだし是等の鞍みな唐鞍と對して用ゆべきものなればかくしるされしなるべしさてこれらの鞍に具したるは赤地錦の表敷水豹竹豹小豹の下鞍大滑あるひは泥障連着鞦小總辻總紫末濃に畝連着壺鐙舌長舌短にても力革貫鞘轡はかゞみ紫緂蘇芳緂棟緂手綱白差繩白腹帶打物薄物鞍覆蒔繪鞭なり（桃花蘂葉）たゞし下鞍は行騰形を用ゆべしそのゝち終に水精地龜甲地等を用ひずして鏡地をのみ用ゆるよりまた鏡地の鞍をさして御幸鞍といふことになれり（諸鞍日記）大嘗會御禊の時は楚鞦を用ひて杏葉をつくるなり（西宮記）五月六日の出馬に菖蒲形雲珠尾袋を用ふ（同上）寛治御禊の時少納言公衡の和鞍に銀面杏葉尾袋取物四人を具したるに康治元年に少納言師敎の裝束尋常にして杏葉をつけ銀面尾袋を用ひられざりしは家貧なるが故なりとぞ（御禊行幸服飾部類）また節下少納言先例和鞍にのるといへども銀面尾袋ありといふ（宇槐記）を考ふれば銀面尾袋は和鞍に用ゆべきものにはあらざるなり

西宮記（大嘗會御禊）云四位五位乘二倭鞍一着二杏葉一尋常行幸

○釋名

雜鞍

延喜式○雜役に用ゆる鞍なるがゆゑにかく名付しなり

結鞍

倭名鈔宇津保物語今昔物語○木を二つ結合せて作る故に名付しなり栗原信充曰荷を結び付る鞍なればむすび鞍ともゆひ鞍ともいへるなるべし

賤の鞍

今昔物語○卑賤のものゝ用ゆるもの故にかくいひしなるべしさだまれる名ともきこえず

草鞍

源平盛衰記○雜鞍の音通なるべし

荷鞍

源平盛衰記太秦牛祭畫卷○荷を付るくら故にいへるなり

○正誤

諸鞍日記考註伊勢平藏貞丈著云結鞍是亦馬ノ餝様ノ名ナリ鞍橋ノ名ニハ非ズ倭名鈔ニ鞍和名久良俗ニ有ニ唐鞍移鞍結鞍等名一又其次ニ鞍橋久良保禰ト見エタリ鞍ト鞍橋ト別々ニ出セリ鞍トバカリ云ハ馬上ノ坐(クラ)皆具ノ總名也其鞍ノ字ノ下ニ唐鞍移鞍結鞍ト三名ヲ連ネ記シタレバ結鞍ト云モ唐鞍移鞍ト同ジク馬ノ餝様ノ名ニテ鞍ノ名ニハアラズト知ベシ今昔物語ニ女牛ニ結鞍ト云者ヲ置テ夫ニ乘セテ出シタリト云コト見エタリ是ハ戯ニキタナゲナル法師ニ競馬乘ル裝束ヲキセテ乾鱇ヲ太刀ニハカセテ馬ノ代リニ女牛ニ結鞍ノ具ヲ置テ乘セテ出シタルコトヲ云コト也是亦結鞍ト云ハ馬ノ餝ノ名ナルコトノ證トスベシ結鞍ノ具何ヲ用ユルヤ詳ナラズ延喜左馬寮式造鞍條ニ結鞍トアルハ鞍橋ヲシバルコトニテ是ハ別ノコトナリ一ニ混ズ可ラズ

弘賢曰結鞍を鞍橋の名にあらず餝様の名なりと云しは甚しき誤なり

古製結鞍

新井筑後守摹本集古十種引ニ古摹本

前

後

三寸四分

一尺六寸五分

一尺六寸六分

一尺一寸五分

一寸四分

三寸四分

荷鞍圖今所用

大高兵粮入荷鞍

後
二寸五分
高一尺六寸七分
馬挾一尺七寸

前
二寸
高一尺五寸三分
凡長一尺一寸
馬挾一尺五寸

○和歌

夫木和歌集巻第廿七

源仲正

朝立に駒のにぐらをいそぎ置て
聞おほせつるほとゝぎすかな

てゑろがねのをのこにひかせたり
山岡明阿曰乘鞍は輪の丸ければ梢打たるものなるを物付るくらは木をゆひ合てつくればさいへるなりむすびくらともいへるおなじものなるべし
空穗物語あてみや云これはながされたるむまくるまにのりてゆくこどもゆひぐらにのりてゆくひいのせうすけなどしておひやれり
今昔物語右近馬場殿上人種合子供歟云右ノ方屋ヨリ打出タル者アリ見レバ老法師ノ極氣ナルニ口タル冠ヲセサセテ狗ノ耳垂タル様ナル老懸ヲセサセテ右ノ競馬ノ裝束ノ舊ク弊キヲセサセテ枯鮭ヲ太刀ニ帶ゲテ裝束ヲモ片嗃下腰ニセサセテ袴ハ踏含セテ恰モ猿樂ノ樣ナルヲ女牛ニ結鞍ト云物ヲ置テ其ニ乘セテ出シタリ
長門本平家物語云今夜都を出し奉れと院宣きびしく追立の檢非違使白河の坊にまいりてそのよし申ければ配所へ趣き給ふ昨までは三千人の貫主と仰がれて手こし四方こしにこそのり給へるにあやしげなるてん馬にゆひぐらといふものをきてのせたてまつる
雫抄稻葉通邦著云鞍ハ木ノ曲レルモノヲ取テ作ルニ荷鞍ハ木ヲ指合テ造レバ結鞍トゾ云ナル草鞍トモシルセリ傳馬ニハコノ鞍ヲ置モノニテ騎士ハ乘ラズ人ヲ馬ニ駄シテ行ニハ人ニ乘ラスルナリケリ
源平盛衰記云如法曉ノコトナレバ旅人モ未レ見ケルニ草鞍置タル馬追テ男一人見エ來ル云々高縄腰ノ刀ヲ拔持テ紀介ヲ取テ引寄ツヽ太腹ニ刀サシ通シ傍ナル溝ニ打入テ荷鞍ニ乘テ鞭ヲ打
太秦牛祭祭文云緘牛カラノウシ仁荷鞍乎置支瘦馬仁鈴乎付天馳毛有里云々
弘賢所藏結鞍

古今要覽稿卷第百五十

●器財部　馬具　鞍七

雜鞍　結鞍　賤の鞍　荷鞍

雜鞍（左馬寮式）といふは雜車とおなじ義にて荷を付るための鞍なり源平盛衰記に草鞍とあるは雜鞍の假借なるべし

今昔物語に草ｶﾘ馬ニ賤ノ鞍置テと云こともあれば草苅鞍といはむも難なかるべきか

さてその製作は今の荷鞍におなじ乘鞍は一木を削りて輪を造るを荷鞍は二木を削りて山形にて合せて合めに細きぬきを通して結合せたれば結鞍（和名鈔）ともいふなり今世に傳はるものは大高兵粮入の小荷駄鞍（紀伊殿馬醫稻垣主馬藏）これは鐵のぬきを入て鋲にて志めたるものなり弘賢所藏のものはそれよりも猶古くみゆるに木のぬきをいれ鐵の鉢卷して鋲をうちたり今時の荷鞍は山形尖りたれどこれらは前後ともに山形丸くして乘用をかねたるものとみゆことに所藏のものは後輪に三所鐵の受筒を打て曲祿の輪のごとき木をさしこみたりこれは病者または女など乘ために設しものなるべきにやと沼田美備はいへりこの外に新井筑後守が摹本あり題して曰前後輪共におの〳〵木二條を用て造り山形の中にしてきり合せ云々前後輪內外黑漆に錫粉を雜て塗て錫を用て三鱗形をすり入山形に五つ左右の爪先に至て各六つ云々此くらいづれの藏といふことをいはざれども筑後守志たしく目擊せし所なりかくのごとく莊嚴せしは專ら荷鞍に用しにはあるべからざるか

但筑後守は結鞍と云ことは知ざりしにや伊勢平藏なども結鞍の製は知ざりしと見えて鞍の餝り樣の名也などいひし山岡明阿稻葉通邦この二人のみ制作の違ひをいへり

延喜左馬寮式云凡雜鞍者十年一度作替五十具其十具用ニ舊橋一

倭名類聚鈔云說文云鞍（音安或作鞌和名久良俗有ニ唐鞍移鞍結鞍等名一）馬鞍也

空穗物語（吹上）云おくり物にひと所に志ろがねのはたご一かけ山の心ばへくみすべてそれにからあやうすものなどいれて志ろがねの馬にぢんのゆひぐらおき

水干鞍傳書云今度自二將軍家一被レ仰水干鞍之事以二家記文一及二調進一候處武田殿誹謗之言有レ之由上意憚入候件鞍之事就二名義一種々之異說區々故如レ此候歟抑調進之水干鞍は古來圖有レ之松殿基房公野外遊騎之體にて俊直之筆也爲尹卿詞書云殿は水干之鞍にめして云々考二其圖一前輪下無レ海之鞍也他無二相違一也當時云二無海鞍之水干一者夫無レ海之謂乎凡鞍有二山形一有レ海故有二鹽手一又有二水附等之名一也何故用二水干鞍一者行二遠路一時之用也云々水干鞍透二猪目一事故實也古來之水干鞍悉皆松檔之橋也近世稱レ重候由頃之一說水干鞍は着二水干一而乘レ馬之名也此說は不レ可レ然近院大將御物之水干鞍現二存于法金剛院一匣蓋記云水干鞍一口云々右被レ決事而可レ被レ闕レ疑者歟以二御便宜一可下禦二謗難一賜上之所レ野也仍狀如レ件

八月八日　春日忠禪言

東殿　御侍衆御取次にて申され相願候

右之書自大坪家借受云々長享二年十月三日

新任中務政行

借受二階堂寫之畢

永祿三年四月　久秀

右之一書雖爲深秘之事依御懇望不淺免傳寫畢貞享元年十二月多田義知

按に此傳書贋作なるべし其故は松殿基房公野外遊騎の體を俊直の畫きて爲尹卿詞をかゝれしといへり爲尹卿は爲相卿の孫爲邦の子にて父遁世ののち祖父爲秀卿の子となりし權大納言爲尹卿の事なり應永二十四年に薨ぜられたり基房公とは時代遙かに遠くして證を取に足らず且爲尹卿よりはるかに先だちし禁秘抄明月記玉蘂布衣記等を合考ふるに水干鞍といふもの海なしの鞍ともみえざればなり

作の鞍の最初の手振は水干鞍にてぞありけると云は無稽の説なり抑作の鞍鐙は大坪道禪入道に始まり伊勢照禪入道に傳はり夫より貞信貞長と相傳し貞長に至て終に作鞍の家となり代々相承し十二代伊勢因幡貞方に至て其家絶たり其相承する所の規矩曲尺其門人猶數輩ありて其傳説を詳に考ふるに水干鞍にてはなきなり

雫抄所載水干鞍圖　水野氏藏

内方

此鞍作ノ傳チシル鞍ニハアラデ古ノ鞍作ノ手振ニテ作レル者ナリ

又勝野延年藏駿河守作鞍

此鞍圖傳寫して誤るものなるべし緩付の穴のかたちも疑なきにあらず又切組の格好等眞の物とみざれば定かに辨じがたしといへ共爪の規矩など貞雅の正作と違へる處もあればいかゞ有べき

同裏

ドモ正シク古代ノ鞍作ノ手振ニテ其ト云ベキモノヲ見侍シモノアルゾヤ別ニ圖シヌサレバ古書ニ考ヘ定メテカヽルモノナリト思ヨリ侍リキ

按に水干鞍の猪目透せし海なき鞍にあらずと云ことはよく辨じたれどもその水干鞍といふ物は制作に自らわかちあることをしらざりしとみえて絕て言ひ及さず其始北條氏の權を執給ふ頃に北面瀧口布衣の判官以下水干を着すべきもの好用たるものなれば當時字して水干鞍と呼たるものなりと云はいかゞあるべき北條氏の權を執給ふ頃と云は承久貞應の際をさして云ならん然れ共禁秘抄に水干鞍の名目あれば此時に北面瀧口布衣の判官水干を着すべきもの好用たるより云ことにはあらずして夫より前にはや此鞍ありしことは論なし然るを昔の鞍は木も厚く海もありと云は更に論ずるに足らず後の鞍にも木の厚きありまた海あるもありまた古き鞍にも木の薄くして海なきもあり五位以上又は武夫ならぬ人々も此をよしと聞して好給ふことも出來たりといふも誤なり禁秘抄に內裏燒亡の時近衞將は水干鞍を用ふべしとあるにて自然におしうつりて是を用ゆることゝなりしにあらざるをしるべしさて此雫抄に水干鞍なるべしとて出せし圖をみるにたゞの無海鞍にてしかも作家の手振にあらずおもふに海のなきをもて水干とさだめしものとみえたり

又云玉葉建曆二年三月家中の新制云々水干鞍にこがね白がね並にからかひの類を停止すべし云々

此ハ水干鞍公卿モ用給フコトアル世ニ移リユクカラニ飾作レル水干鞍出來初ツレバ此御家ニ家中ノ新制ヲ定メラレシ其內ニモ此一條加ハレルナリカシ「是は水干鞍を禁ぜられたるにはあらで水干鞍にこがねしろがねならびにからかひのるゐをもて飾れることをちやうじせられたるにて水干鞍を停止せられしにはあらざるなり」

又云世ニ作ノ鞍ト云モノアリ云々奇工ハ白人ノ手ニ出ル物ニゾ有ケル其人ノ武士ナルハモトヨリニテ水干鞍ヲ好モシツラム又時勢モ水干鞍ノ行ル、盛ナレバ鞍ハ水干鞍鐙ハ東ノ住居ナレバ武藏鐙ヲ寫シテ妙ナル思ヲ斧執ル工ニアラハシテケリサレバ作ノ鞍ノ最初ノ手振ハ水干鞍ニテゾアリケル

玄らざりし故に別に此等の鞍にあつべきもの無りしがゆゑなり

又云是水干鞍ノ飾ニ用ユル鞍橋ノコトヲ云ナリ常サマトハ今世用ユル鞍橋ノコトヲ云ナルベシ此本文水干ノコト委シカラズ因テ管見ノ分ヲ記ス

常樣の鞍とあるを以て今日乘用ふる鞍なることは明かなり是を以て武家の常用の衣服水干をむねとするに考合すれば戎衣ならざる時の鞍なることを知べしさてこそ布衣記の説も彌〻明らかなるなり

布衣記云馬ノコシラヘ樣ノコト髮マカズ沓カケズ鞍ハ水干鞍云々

水干鞍と云は此迄にて此より後の品々は何の鞍へも用ふるものにして水干鞍の時ばかりのことにあらず其證は布衣記に切付はあざらしの皮とあるに明月記には水干鞍豹皮切付とあり又布衣記に鐙は白鐙舌長內々の時は常式の鐙とあり明月記には金鐙木鐙とあり是にて布衣記の切付はアザラシより下は別のことなるを玄るべし

雫抄云水干鞍此鞍ハ何レノ時ニ仕出タリト云コトハ未ダ聞ザレドモ北條氏ノ權ヲ執給フ比ニ北面瀧口布衣ノ判官以下水干ヲ着ベキ者好用タルモノナレバ當時字シテ水干鞍ト呼タルモノナリ凡馬ヲ馳トキハ手綱ヲ馬ニ打タレテ馳モスレバ急ニ鞍取コトアルニ輪ノトリヤスキハ事ニ於テ便ナリ兵法記ニ鞍ハ布衣鞍良トアルニ同ジ意ナリ又騎スル人ハ鞍ノ小クテ角ダタヌガ騎心モヨク人モツカレザルナリ今試ミテ知ル處ナリサレバ武士ノ內ニ其上ノ鞍ノ大キニモ又木厚キモ又海ト云モノヽアリテ鞍取ニ手ノ內アシキコトアルモ良カラヌコトゾト思ヒ初ツラムニヤ輪モ少ク海ト云モノモナク木モ薄ク作ラセテ用初タリケレバ是ヲ故事ノ是ナルモノヨト思ヒテシニコソ水干ヲモキテ奉公スベキ武夫ドモ是ヲ用タリケリ（布衣記ニミユ）五位以上又ハ武夫ナラヌ人々モ此ヲ良ト聞シテ好玉フコトモ出來タレバニヤイツシカ記文ニモ水干鞍ニ乘タル人見ユ然ルヲ水干鞍何ナルモノト云コト人知ラヌ世モアリテ物ノ形ヲカキタル繪空ゴトヲ見トメテ海ナキ鞍ニ猪目ヲ透タルモノト見ユルゾト筆ニ染タル人アリケレバ近キ代ノ人ハ海ト云モノ无レバ水干トハ云ヌゾト思ヒ鞍ノ姿ノ最達タルコトヲ思ヨラヌ人多カリコレハ是ゾ水干鞍ナリトテ見侍シニハアラネ

中納言（衣冠水干鞍）左衛門督殿（御衣冠柏夾水干鞍）仲房朝臣（衣冠水干鞍著ニ泥障ー）
次將
雅朝朝臣（衣冠柏夾水干鞍）德大寺中將殿（御衣冠懸纓老懸水干鞍）云々
公廣　範資　業信　盛雅
以上戎衣
資英朝臣　重顯朝臣　俊冬朝臣　長綱朝臣
經方朝臣　菅原富長　源賴詮
以上戎衣
官人　明宗章賴　坂上明方
以上戎衣
康富記云文安五年正月廿七日是日姊小路判官坂上明世（大判事）堀川志大石惟弘（以上兩人）請ニ取賊首ー者也先ニ賊首請ニ取之ー判官者先令ニ參進ー（束帶）有ニ陣儀ー（上卿職事辨史等有ニ奉行ー）奉ニ召仰ー之後發ニ向河原ー請ニ取之ー而今日不レ及ニ陣儀ー仍兩廷尉各着ニ白張ー（立烏帽子風折也）乘レ馬雖レ向レ之（水干鞍舌長鐙杏葉轡懸總白張ノ上ニ當ニ石帶ー石帶ハ犀角ノ丸鞆也）火丁看督長等召ニ具之ー飼副等侍三十餘人馬左右走步云々
三條家裝束抄云水干鞍康正二年三月廿七日慈照院准后八幡參詣ノ引馬水干鞍ヲ用ヒラル
○正誤

諸鞍日記云水干鞍ノ事常ザマノ鞍也褻ノ御幸ノ時淨衣ノ御幸ニモ公卿殿上人ノ乘ル鞍ナリ
御幸の時に限りたる事にはあらず禁秘抄には內裏燒亡の時近衞將の用ゆる所といひ明月記に建保元年七月廿五日公卿勅使粟田口にて水干裝束に改められし中に前駈十八の鞍に水干と注せしもの五あり然れば悉く水干鞍を用ひしにもあらざることしるべしまた前駈のもの乘用ひたれば公卿殿上人にかぎれるにも非ず布衣記にも鞍は水干鞍とありて布衣の時にも用ゆる鞍なりたゞ園大曆に觀應二年正月十四日行幸の時供奉の公卿水干鞍を用ひられたり文和二年還幸の時もおなじそれより後康正二年三月慈照院准后八幡參詣の時水干鞍を用ひられし由三條家裝束抄に見えたり
諸鞍日記考注云水干鞍ト云モ鞍橋ノ名ニハ非ズ飾樣ノ名也水干ト云名衣服ノ名ニモアリ又此鞍ノ名アリ何ノ故ヲ以テ水干ト名付ル事不レ詳古書ニ水旱ト書タルモアリ別ニスイカント云正字アリテ水干モ水旱モ假字ナランモ知ラズ未レ詳
鞍橋の名に非ずと云は鞍の制作に種々あることを

古今要覽稿卷第百四十九

●器財部　馬具　鞍六

水干鞍

水干鞍は戎衣ならざる時に用ゆる鞍なりそのはじめ詳かならずけだし今世に常用とするもの卽是なりその故は山形あつく乘間弘きは草摺のたゝまりをうけまたは腹をふせがんがためにして卽戎衣の時の鞍なり此水干鞍といふは山形うすく乘間せまきが故に鞍小さく角たゝす今にても正しく試むるにしかり北條氏執權の頃より出來しものならんと雫抄いふはいかゞあらん鞍橋の名にはあらず餝樣の名なり諸鞍日記といふも信じがたし

禁祕抄云內裏燒亡馬無㆓定樣㆒有㆓隨身㆒人隨身移馬或前駈馬無㆓定樣㆒如㆓近衛將㆒用㆓水干鞍㆒移幷倭鞍不㆑可㆑然

明月記云建保元年七月廿五日公卿勅使發遣也前駈十人云々　忠廣　高左衛門大夫烏帽子　平禮　薄青討雁衣　此本二格子面連錢文在㆑中二藍裏但洛打吹返　朽葉衣一重　白生單　薄色織奴袴　半靴　夾尻　水干鞍　蒔繪骨在㆓伏輪㆒無㆓鳥付㆒豹皮切付行縢形影鞦塗泥障文散金鐙打交差繩鹿皮鞍覆藍摺裏紺地組手縄　有季　播藏人大夫　立烏帽子　紺打雁衣　文洲濱　款冬引倍木　重帷　瑠璃色織奴袴　半靴　夾尻　水干鞍　家邦　本ノマヽ伊左衛門大夫　立烏帽子　蟲襖打雁衣　手本並胸菊綴一薄平括　葉生衣重帷　薄色織奴袴　半靴　夾尻　水干鞍　蒔繪骨在㆓鳥付㆒木鐙自餘如㆑常　季宣　甲斐權守　立烏帽子　薄色討雁衣　白三格子筋二藍衣薄平括　黃引倍木　重帷　淺黃生奴袴　半靴　夾尻　水干鞍　無㆑裏手本直能云々拔　平忠繁　本ノマヽ左兵衛尉地下　立烏帽子　二藍布雁衣　形置㆑之其中直秋花紅葉等　白雁袴　云々　水干鞍　蒔繪沓

布衣記云北面瀧口布衣判官已下得㆓出仕進退㆒事鞍ハ水干鞍云々

玉蘂　建暦二年三月家中の新制　云すゐかんくらにこがねしろがねならびにからかいのるいをちやうじ（停止）すべしたゞしいかけ地のほかにこれをゆるすべし

園大暦云觀應二年正月十四日參內依㆓世上擾亂㆒今夜俄可㆑有㆑行㆓幸仙洞㆒　持明院殿　供奉公卿新大納言　垂纓直衣水干鞍平總鞦歟　云々

又云文和二年七月還行供奉人裝束以下事

公卿大納言殿　衣冠淺黃指貫水干鞍着㆓熊皮泥障㆒薄青水干合八人有㆓大結㆒無㆓風流㆒摺袴同㆓脛巾㆒　松殿

ゾナリユキヌ
按に移と云は文書の名にして此寮の馬を用ゆる時に寮に移牒を送りて後寮の馬をば用ゆるが故にいふとあるは唐鞍の移しと云說にはまさりたるなれども猶深く思はざる說なり抑移と云文書は內外諸司その管中へ下すものに非ずして他司に移し議する爲の文の名なりされば直に斥す處なきの稱なり近衞の人馬寮の馬を用ゆるは定れる式文あれば移文を用ゆるに及ばず直に牒して用ゆべきなり是によれば移と云名は移文と同けれども文の事にはあらで騎用る人の移り替るをいふなり寮の移といふものあれば其他にも移しといふものあること知べし卽是院の移し及び私家のうつし東大寺十列の移鞍などの類をいふなり

平文移鞍

平文のうつしといふは貝また玉あるひは銀をいれあるひは薄文をおしたるうつしぐらを云飾抄平文あるひは豹文ともいふ

今昔物語云右近馬場殿上人種合語近衞舍人下野ノ公忠ガ盛ノ御隨身ニテ有ケル時ニ左ノ競馬ノ裝束ノ微妙キヲ着セテ艶ヌ馬ニ微妙キ平文ノ移ヲ置ヲ其ニ乘セテ方屋ノ南ヨリ馬場ニ打出タリ

御禊行幸服色部類云永仁六年十月廿五日仲定記云殿內舍人隨身乘用平文移鞍任レ望御廐別當調進色目

橋螺鈿綠文堅食食カコ白塗レ之　下鞍彩色豹皮色廻押ニ細金ー畧之金銅伏輪綠赤地錦用ー纏間ー　韉散物文同　鐙散物文堅

力革赤地錦　手綱蘇芳　差縄白　腹帶

地金に各の紋を打て付たりとあるをみて其おなじからざることを知べし次にはじめに御幸鞍を出し次に移しと次第すべしと云も誤なり此日記はじめに移鞍次に御幸鞍唐鞍水干鞍前駈鞍と記したるは移鞍は隨身の鞍御幸鞍は殿上人鞍唐鞍は大臣の鞍なるを以て卑を先に尊きを後に記せし也水干鞍前駈鞍と云ものは褻の鞍なるがゆゑに奥に記せしなるべし

雫抄云移鞍古人直ニ移トノミ云又分テ云トキハ移馬移鞍ト云移ハウツシトヨム謹案ニ公式令ニ詔書勅旨論奏奏事便奏令旨啓奏彈解移府牒等ノ式アリ官途ノ文書ノ式ナリ所管ノ處ニ上ルニハ彈ヲ作リ内外諸司非管ノ者移ヲ爲リ内外官人主典已上諸司ニ申ニハ牒ヲ爲ル其後牒ノ字ハ大須寶生院ノ文庫ニ將門記一卷アリケリ承德三年ノ古寫本也今ハ他家ニ傳テ松平何某ノ家ニアリ此古本ニ雖レ送二度度移牒一對捍爲レ宗敢不二府向一ト云文アルニウツシチヤウト承德ノ人ノ手ニテ傍訓ヲシタリケルナリサラバ此文ノ式ヲウツシト云ナリケリ凡官馬ニ騎ル人ハ必本司馬寮ニ移シテ后寮家鞍置馬ヲ出ス故世人此文ヲ移ト云又五位已上六位以下騎ベキ鞍寮ニアリ終ニ是ヲ寮ノ移ト云又其馬寮櫪立セルアリ又繋飼ノ馬近牧ニ放テルアリ皆用ベシ北山抄云御馬ヲ用フ寮ノ移ヲ置トハ殊ニ櫪飼ノ細馬ヲ用ルヲ云ナリ通說ニハ移トハ唐鞍ヲ移サレタル鞍ナリ此鞍置タル馬ヲ移馬ト云ドモ時ノ行事唐鞍ニハ公卿事アルトキニ騎スルニ移ニハ隨身抔乘リテ由ナゲニ見ユ又唐鞍ハ飾馬ナルニ小督ノ君ヲ嵯峨ニ尋參ラセヨト內々ノ命蒙リテ月ノ夜ニ嵯峨ニタドリ行仲國寮ノ移ニ騎タルハ何ゾ唐鞍ヲ移セル飾馬ナルベキ又馬ニ鞍ヲモ置ズ厩ニ飼タル馬ニ移ト云アリケリ是ニヨリテ云トキハ移ノ鞍置タルハ移馬ト云ト言侍ルハ當ラズ移ト云コトハ馬ニモアレ鞍ニモアレ移ト云コト有ナリケリ伏テ思ヒ仰デ古ヲ觀ジ侍ルニ移ハ實ニ文ノ名ニテゾ有ケル隨身ハ近衞ノ人ナレバ移馬ニ騎ベキモノナリ去ドモ官物ノ損壞セル未ダ修理ヲ加ヘザルモノ打交リキラ／＼シカラヌコトハ昔モ今モアル樣ナレバ大臣家ノ出行キラメキ給フニ物ウキ樣ナレバ何ノ御時ニ仕出サレケン移ノ鞍ノ由ナル私ノ調度家々ニ出來テ是ヲ移ノ鞍ト云果ニハ院ノ御所ニモ移ノ御調度アレバ寮ノ移ハ角々シカラズ

ナリ二ツ由木ヲ掛タリ內ハ朱ヲサシテ外ハ黒塗ナリ下鞍ハ裾廣ニ切テ上ニ葉ヲ入タリ地ハ黒ク塗テ緣ハ大滑ヲ廣クサシ廻シタリ緣外レニ白布ヲ三ツ縔ニシテ綾杉ニシテ小緣ノ外レニサシ回シタリ表敷ハナキナリ腹帶トハイハデ由木搦ト云テ由木ニ結付テシメタルナリ鐙ハ壺ナリ鍬ハ平鍬ニ總ヲ付タリ力革ハ赤革ニテ包タリ泥障ハサヽヌナリ行幸ノ時ハ公卿殿上人モ此鞍ニ乘ルナリ

按に此日記たゞ金澤稱名寺より享保年中に出たると云までにして何人の作と云こともまた何時に記せしと云ことも傳はらず其行幸の時に殿上人の乘用ふると云を以て考ふればはじめ近衛の次將の用ひしが中比は隨身の具となり後にまた殿上人の用る處と成たる比にかきたるものとみゆれば應永よりははるかに下れるものならん物具裝束抄に黒移平文移などみえたればかならず內朱外黒にして覆輪うちたるものにも限らざるなり二つ由木をかけたりと云も唐鞍の由木を一つなりとみしよりのあやまりなるべし表敷ハナキナリと云とも飾抄に錦上敷あり鍬は平鍬總ヲ付タリと云とも兵範記には連着鍬とあり是等を以て考ふれば移鞍と云はかざり樣の名にはあらざること明かなり

諸鞍日記考注云移鞍ト云ハ馬ノ飾ノ總名也唯鞍橋ノミノ名ニハ非ズ移ト云名義ハ詳ナラズ云々本文ニ御幸鞍ハ御幸ノ時公卿殿上人ノ乘ル鞍也トアリ移鞍ハ行幸ノ時公卿殿上人モ此鞍ニ乘ル也隨身ハ此鞍ニ乘ト見エタリ然レバ御幸鞍ト移鞍ト同類也是ニ據テ考ルニ移鞍ハ御幸鞍ノ飾ヲ移シタル意ナルベシ移シハ易ル道理ニテ御幸鞍トハカハリタルコトアリ此考ノ趣ニテハ此書ニ先ニ御幸鞍ヲ出シ後ニ移鞍ヲ出スベキコトナルニ移鞍ヲ先ニ出シ御幸鞍ヲ後ニ出シタルハ前後ノ序次違ヘルガ如シ去ドモ古書ハ細事ニ拘ラズ大ヤウニコトヲ記ス事モアレバ是モ其例ナルベキヤ

按に移鞍と云は馬の餝の總名なりといはるゝは此日記に泥まれしが故なり御幸鞍のうつしならんと云もまた誤なり御幸鞍と云は此日記にては鏡鞍の事なり鏡鞍のうつしならば別に覆輪打付たる鉢鞍なりとは記すまじきなり既に御幸鞍の條に移のかたちにて亦銅を外に打てかけて覆輪をかけたる

西宮記云鞍大嘗會御禊近衞次將乘二移鞍一結二唐尾一
又云行幸近衞次將移馬
北山抄云行幸左右少將各一人供奉行二警蹕事一必用二御馬一置二寮移一不レ結二唐尾一自餘騎二移馬一結二唐尾一不レ用二泥障一○按に延喜式に供二奉行幸一大將以下皆用二官馬一府生以上及近衞並乘二私馬一とあれば爰に御馬といふものは卽式に官馬と云ものなること明らかなり馬すでに官物なり鞍鐙また官物なるべし然るをこゝに寮移と云寮は馬寮をさすことまた明らかなり夫を寮の移と云をみれば寮の外にも移といふものあること見るべし下に移馬と云は卽延喜式にみえたる放飼馬のことなり詳に移馬の條にいへり
倭名類聚鈔鞍馬具云唐鞍移鞍云々
禁秘抄南殿儀條云走御馬用二寮移一
餝抄云舊例左右次將各一人用二寮移一近代面々新調用レ之宿老次將或乘二和鞍一
御堂關白記云長和二年四月十九日公則朝臣獻二馬十疋東宮三宮一左衞門督權大夫各二疋三位中將少納言又一疋云々欲レ參二大內一間爾仍不レ參道行朝臣隨身胡籙十二具移一具獻レ之
玉海云文治三年二月十日今朝以二職事一爲レ使送二遣表衣一領牛車牛飼車副一人一移馬一疋置二移鞍一同遣レ之
東鑑云建久六年三月十三日戊戌晴將軍家御二參大佛殿一云々奥州征伐之時以下所二著給一之甲冑幷鞍馬三疋金銀等上被レ贈二和卿一賜二甲冑一爲二造營釘料一施二入于伽藍一止二鞍一口一爲二手搔會十列之移鞍一同寄二進之一云々
物具裝束抄云移鞍橋左筆大滑　鐙　轡　手繩　鏁轠　鈴
御禊行幸服餝部類云壽永元信範記云攝政殿基通令二參內一給御裝束如レ常云々隨身云々騎二移馬一移鞍緣螺鈿橋堅食文豹文彩色下鞍文以二紺靑一彩色文廻押二細金一懸二金銅覆輪一無二表敷一赤地唐錦渡皮同力革散物鐙堅食大奈女藍革緣白針如レ常此緣可レ用二紫革一由有二議定一尤可レ然也絲代可レ用二紫革一散物轡堅食鍮龍頭鼻革付二金銅堅食文一手綱蘇芳打物押伏組白差繩腹帶連着鍬代々古物被レ用レ之引差繩　府生二人云々黑移鞍散物轡連着鍬虎皮文下鞍文回押二細金一靑革大奈女堅食也白針如レ恒鍮龍頭鼻革在二金洞文一手綱白差繩腹帶一丈二尺引差繩

○正誤
諸鞍日記云移シ鞍ノ事移シト云ハ覆輪打付タル鉢鞍

古今要覽稿卷第百四十八

●器財部　馬具　鞍五

移鞍　平文移鞍

移鞍といふは近衞次將の大嘗會御禊行幸の時に乘用ゆる鞍なり西宮記それをば寮の移くらといふなり移馬に置用ふる鞍なるが故にしかいふなり

西宮記大嘗會御禊の條に近衞次將乘二移鞍一とありて行幸の條に近衞次將移馬とあり移馬と云は延喜式に牧の放飼馬者寮移二於當國一國卽令二牧子牽送一とみえ又其注に但攝津國鳥養牧豊島牧不レ移二當國一寮直放繫とみえたるを合考ふれば左右馬寮より移文を作りて某々の國に放飼ふ處の馬をめす故にこの馬をうつしの馬といふなり

唐鞍のうつし諸鞍日記考注といふはさらにうけがたしそれよりのちの世に及びては番長あるひは隨身をのせらるゝ料の鞍となりたり禁秘抄これは近衞次將寮家のものを用ひずして面々に新調して用ゆることになり剰宿老の次將は和鞍を用ゆるにいたりしより飾抄自然に僭上してかくはなりしならん

飾抄は土御門大納言通方卿の抄なり通方卿は嘉禎元年十月より二年四月まで大納言たりしこと補任にみゆれば寮家のものを用ひずして私に新調することも大かたその頃よりなるべし

はじめは移しの馬に置るゝくらゆゑにうつし鞍といへるなれどのちは寮家のものを私に新調するをもてうつしくらといふぞとおもふ人もありしならんまた人にかしてのらしむるよりかならず近國の牧にうつし飼ふことはなけれどもうつしむまといふものもあるより終にのる人の常なきものをさしてうつし鞍ともいふにいたれり

東鑑に賴朝卿奥州征伐の時用られたりし鞍を陳和卿に賜はりたれば東大寺に寄進して十列の移鞍となしたり合戰に用ひし鞍を以て移鞍とせしにて移と云もの別制にはあらざることしられたりたゞのる人の移り替るの義也

かくうつり行よりしてその名義おのづから明らかならずしてあるひは鎊樣の名なりなどいふ說も起れり

按にこの說全く諸鞍日記より出しなればたゞかざりやうの名なりとこゝろ得しなれば子細に論ずるにおよばず

バ輿服調度ノ制何シカ三韓ノ舊制廢シテ唐制ヲ用ユルコト蓋此時ニ始レリ去バ唐鞍ハ卽韓ノ鞍ナリト云ガ如ク大旨同ジサマニゾ成ヌル今ノ朝鮮鞍ソノ遺制ナルベシ

永和大嘗會記に唐例の大儀に唐鞍を用ふとあり唐は李唐をさすこと疑ひなし三韓の鞍といへども其源は西土に出しなれば其制作全く同じ西土の人を迎ふるに其土物を用ひ給ふは使人を優待せらるゝことの厚きより出しなるべし

諸鞍日記云唐鞍ノ事形ハ移シニ同ジ但黑鞍也切付ハ大ニシテ面ニ銅ヲ付テ覆輪モ金ニテ掛テ樣々ノ物ノ紋ヲ打テ付タリ此鞍ノ具足ニハ馬ノ額ニ銀面ヲ當ル也是モ樣々ノ紋ヲ打付タリ又角袋トテ錦ニテ包テ本ニハカネニテ少先細ナルヲ付ル也頭ノ上ニ付ルナリ又頸總トテヲトガヒノ下ニツクル物アリ色々ノ玉ヲツラヌキテサゲタリ長サ二尺アマリナリ又雲珠トテ鞦ノツチノ上ニ付ルナリ如意寶珠ノヤウナルモノ二坐ヲシキ鞦ニムスビ付タリ又尾囊ト云ハ尾ヲ唐尾ニトリテ尾筒ヲ入テ付ルナリ此尾袋ノ左右ニ蝶ノヤウナルモノヲ打テ付タルナリ此鞍ハ御禊ノ行幸ノ時節下ノ左大臣ノ一ノカミノ乘ル鞍ナリ又ハ加茂ノ祭ノ使モ乘ナリ

按にこの書は金澤稱名寺より出たりと云とも越後守貞顯などの頃に書たるものにはあらずはるかに代下りて後に何人かしるせしものなればさして證とするにたらず其故は太神宮及び東大寺八幡宮寶物の唐鞍といふものは其制作和鞍と格別なること一睹して辨ずべしことに東大寺八幡宮の唐鞍は嘉元年中に改作せしものなれば北條九代のころは世上に稀なるものながらしりたる人もありしならん然るに此記を作る人是をしらざれば其北條九代の頃に出でざることをしるべし節下ノ左大臣ノ一ノ上ノ乘と云もあやまりなり西宮記に公卿と云永和大嘗會記に羣臣とあるを見べしけだし和鞍もて飾れる唐鞍裝飾のものをみて眞の唐鞍なりとおもひ違へしが故なるべし且必黑鞍にもかぎらず飾抄に黑地螺鈿入レ玉たるもあり公光卿記には黑地摺貝如レ恒とも見ゆ

伊勢貞丈云唐鞍ト云ハ馬ヲカラ風ニカザルヲ云ナリ鞍橋ノ名ニハアラズ

朝鮮國所用鞍

同上裏

琉球國所用鞍

同上表敷

○正誤

雫抄云按ニ蕃客ハ唐使及韓使ナリ孝徳天皇白雉二年新羅貢調使知萬沙飡等着ニ唐國服レ泊ニ于筑紫レ朝廷惡ニ恣移レ俗訶嘖追還ト日本紀ニ見ユ是ヲ東國通鑑ニ考ルモ新羅ノ眞德王ノ大和三年正月始依ニ華制レ爲ニ冠服レ白雉二年大和五年ニアタル其年唐ノ永徽ノ年號ヲ行ヒ百官賀正ノ禮ヲ始テ行タリキ是ニ依テ見レ

清朝所用鞍

同上裏

康治元十廿六宇槐記云予供奉儀式鹿毛馬（今朝置二唐鞍一予先乘試）

唐鞍八子雲珠鈴頸總也

時範記云前後次第司次官云々唐鞍銀面尾袋杏葉等取物四人（同大臣）

○和歌

夫木和歌集卷第四

唐鞍や駒もかざらぬ故郷の　庭もせにちるうす櫻かな　源仲正

東大寺八幡宮寶藏唐鞍

同上後輪

同上鞍骨

同上鞍骨裏

ふるところは隋唐の制作にして清朝朝鮮琉球に用ふるものは後世の制作なりといへどもその源おなじきがゆゑに大かたはおなじさまなるなりこれをうつしとおなじき黒鞍なり（諸鞍日記）といひまたあるひは韓の鞍ならん（華抄）などいへるはうけがたし

延喜式（左馬寮）云凡蕃客乘騎唐鞍寮家掌收若有二壞損一隨即修理

西宮記（臨時）云鞍（大嘗會御禊）公卿乘二唐鞍一四位五位乘二倭鞍一着二杏葉一

又云大嘗會御禊日親王公卿等唐鞍供奉五位以上唐和鞍隨レ有但各着二杏葉一

北山抄（踐祚）云（大嘗會御禊）參議以上騎二飾馬一五位以上倭鞍用二杏葉一鞦結二唐尾一

飾抄云承保元節下大臣（土御門）馬河原毛唐鞍杏葉具從二法成寺入道殿一傳來在二左大臣家一云々今所二借遣一也

物具裝束抄云唐鞍具　橋（付二四緒手一）　表敷（表腹帶）　鐙　力革　轡　銀面　角袋　尾袋　雲珠　頸總　大滑　革鞦　杏葉（ムナガヒ七シリガヒ十オモガヒ十）　攝蝶（ムナガヒ十三シリガヒ十八オモガヒ十）　餉付十　手綱　差繩　引差繩　鞭　靸搦　鞍覆

又云德大寺殿唐鞍橋（黑地螺鈿入レ玉）

永和大嘗會記云凡この行幸は大儀を以て千官をゑたがふ唐例なるによりて羣臣唐鞍を用ふ

伊勢太神宮寶物唐鞍

御禊行幸服飾部類云寛治時範記云節下左大臣（唐鞍飾馬）

保安四朝記云節下右大臣左大將飾馬唐鞍

康治元信範記云御馬唐鞍鏡杏葉八子雲珠鈴頸總具蘇芳手綱濃打覆（蘇芳裏）白差繩蒔繪鞭銀柄立袋

古今要覽稿卷第百四十七

●器財部　馬具　鞍四

唐鞍

唐鞍といふは蕃客を迎ふる時に用ひらるゝ物なり左右馬寮にてこれをあづかり收めおきて破損すれば隨てこれを修理するなり（延喜式）また大嘗會御禊の行幸は唐の禮なるによりて羣臣唐鞍を用ふ（永和大嘗會記西宮記）とあればば鞍の制作皇朝のものとはおなじからざることゑらるゝなり但大嘗會御禊行幸は至極の大儀にして自餘の行幸とおなじからざるがゆゑに唐鞍を用ひらるゝよしなればこの鞍よのつねに用ひらるゝことなきをゑるべしされぱこそ公卿は必此唐鞍を用ふれども五位の人は有にゑたがふといへり（西宮記）公卿にかぎりて唐鞍を用ゆべしといふにはあらず此大嘗會御禊行幸は一代一度の盛事ゆゑこの鞍用意の人まれなるべければ位淺き人は和鞍を用ゆべしといへるなりゑかれどもその裝飾は全く唐鞍とおなじくせしなり

西宮記に倭鞍着㆓杏葉㆒といひ北山抄に倭鞍用㆓杏葉㆒結㆓唐尾㆒などあるにてその他の飾も推てゑるべし

それをば唐鞍飾馬といへり（御禊行幸服飾部類）またたゞ飾馬ともいへり（春日社飾馬圖）延喜天曆の頃は眞の唐鞍を用ひられしに（西宮記）寬弘長和のころにいたりては倭鞍に裝飾せし飾馬を用ひられたり（北山抄）そのあひだ三四十年に過ざるに眞の唐制の鞍世にまれになりしなるべしされぱにや延慶二年大嘗會御禊正安三年大嘗會御禊の時も多くこの飾馬なりさてありてのち世に眞の唐鞍をゑる人なくなりてはこの飾馬といふものを遂に唐鞍といへるにいたるそれよりして春日祭の使賀茂祭の使などものり用ひしなり

古實によらば春日祭賀茂祭の使は唐例を用ひ給ふ儀なれば唐鞍は用ひらるまじきなり

さて眞の唐鞍の制作といふは前後輪に切組なくして鞍橋を廣くつくりそれへ輪をきり合せて結付るやうに作りたるものなり伊勢太神宮寶物東大寺八幡宮寶物の唐鞍といふものこれなりその作りやう唐昭陵六駿圖及び淸朝朝鮮琉球の鞍と大かたおなじ皇朝に傳

勢家正嫡の遺法にして貞長貞直の流には非ず此説辻と因幡との二流の淵源を忘らざるに似たり

鞍鐙彫刻秘傳鈔云入道道禪（應永ノ始ヨリ）貞雅（永享嘉吉）貞長文安寶德の頃人○按に大坪道禪が世盛りは應永より前なりその證は伊勢家鞍の書に道禪は應永十四年十月十七日卒とあり貞雅は貞長の子にして貞長は親基日記に永享六年七十二歳卒とあれば貞治二年に生れたり道禪が卒せし應永十四年には四十五歳なり然も寶德までは現存せず貞雅は文明六年正月元日卒といへば嘉吉よりは三十年ものちまで現存なり

大夫長政治部大輔長氏右馬助宗長信濃守貞宗信濃守政長に至れり粤に康安年間上總の州に岡崎孫三郎直道といふ人あり其祖某上總の國に配流せられしより爰に住居す直道馭馬の術に志深き故に常州鹿島の神に三七日參籠して神助を祈るといへども未だ心の如くならざれば再び三七日籠りて靈夢を得たり神の告に任せて加州白山の神に一七日參籠し滿願の日に至て一人の老僧に逢ふ僧の曰汝何の故に參籠するや直道旨趣を語ければ僧其志の切なるを感じて云信州に小笠原信濃守政長といふ人あり此人に隨て其道を學ぶべしと直道其敎に任せ信州に趣きけれども所緣なき故に馬飼となり力を竭して仕ふる事年有一日政長廐に來りて直道が擧動ひ人に異なるを奇しみ其由緣を問其志を感じ馭人に取建馭馬の秘術悉く傳へて其妙を得たり誠に此道堪能の人なり應永のはじめ政長の嫡兵庫頭長基京師に至る時直秀（直道此時直秀と改）を相具して鹿園院義滿公に謁奉り直秀が事を上聞に達しければ義滿公大に感じ給ひ直秀を召て大坪左京亮に任じ則御師範となれり

後式部大輔に任ず○按に小笠原信濃守政長は太平記に天龍寺供養の隨兵の中に先陣に武田伊豆前司信氏小笠原兵庫助政長とみえ貞和五年御所圍の條に高師直が方へ加はりたる人なり此系圖に建武三年十八歲とあれば康永元年天龍寺供養の時は廿四歲なり岡崎孫三郎明應元年に八十四歲といふによれば應永十六年に生れし人なり政長此時まで現存せば九十一歲になるべしまた康安年中より政長に從ひしといふ說によればその時二十歲餘にもなりし人ならん然らば明應元年には百五十歲許になるべし然ればこの岡崎孫三郎といふと大坪式部大輔とて明應元年に八十四歲にて歿せし人とは別人なること論なし然して式部大輔が政長に從學せしといふも時代違ひにして信じがたし

又云鞍鐙を作るの法は加々美遠光より世々の傳統是を繼で朝倉元能井出則政より岩波延壽に至寛永年間辻山城正也といふもの此業を好で朝倉元能に屬し鞍鐙の作法はじめて分傳す云々

按に此說また信じがたし辻が家業の事は左近太郎政貞に起りたれば正也よりの事には非ず然してこの朝倉政元が傳ふる所の鞍作の法は貞行以來の伊

居木表

○正誤

鞍鐙作者華押云中頃大坪式部大輔慶秀者伊勢照善之甥也照善之二男貞雅稚名七郎左衞門尉者慶秀之從弟作之初爲官任ニ因幡守ニ元祖也直弟云

按に伊勢家傳說に大坪道禪能作ニ馬鞍ー人呼稱ニ良工ー此時伊勢守貞繼自ニ道禪ー傳ニ妙工ーと見え澤巽阿彌記に大坪道禪と申鎌倉侍鞍作り名仁伊勢守殿へ相傳す公儀御法度同前とあるによるに大坪道禪といふものは元鎌倉の侍なり沼田光兼記に彥三郞吉利とて下總人といふも正しくその藝の末流にて傳ふることゝいひかつ光兼室町將軍家に仕奉りし人なればその言據とすべし照善は卽伊勢守貞繼なり伊勢家にて貞繼の甥に慶秀といふものありといはざればこの說うけがたし大坪本流齋藤氏の祖備前守國忠が文明十一年に書たる秀幸論の序に村上沙彌慶秀號ニ大坪菴主ーとありまたその書中に大坪殿といひ慶秀云永幸云などあげたれば大坪殿といふは慶秀の事にはあらざるなり慶秀はじめ式部大輔廣秀或は直秀といひたりし由諸家の傳書にみえたり然もこの國忠の書によれば文明の頃の人なること論なしまた慶秀の子を村上加賀守永幸といふと大坪本流の傳說にみえたれば式部大輔慶秀村上氏なること疑なしすでに道禪は伊勢守貞繼の師なれば尊氏公と同時の人なり文明年間まであるべきにあらず

岩波氏馭馬調息傳統系譜云小笠原左京大夫長淸より正嫡七代是を傳ふ所謂彈正少弼長經兵庫助長忠大膳

集古十種所載藏未詳古鞍

集古十種所載藏未詳古鞍

大坪道禪作鞍

弘賢家藏

前輪爪長　六寸四分強
馬挾　一尺六分弱
鰐口　二寸八分弱
深サ　一寸五厘
高サ　三寸四分
手形　一寸五分

後輪爪長　七寸五分
馬挾　一尺二寸六分
鰐口　二寸七分
深サ　九分
高サ　三寸六分半

由木　八寸七分
幅　三寸三寸弱
力革　二寸一分
一寸七分

近藤壽俊家藏鞍

大森彦七鞍

集古十種所載藏未詳

三寸七分
一尺三分
三寸五分

同上ヘノカネノスキ一分
前後ノ爪ノ間四寸四分
　後輪ノ寸法之事
馬ハサマリ一尺二寸四分今用ルハ一尺二寸二三分或
一尺二寸五分
爪ノ長サ鰐口ノ内カドヨリ爪ノ内角ニイタルマデ八
寸五分
爪ノ長サ中スミヨリ一尺二分
ワニ口ノ内二寸七分外三寸
鞍ノ高二寸五分或二寸六分
鰐口ノ上ノヨコザマノ曲尺ノスキ一分半或二分
切組ノ下角ノスキ横ザマニカネヲ渡シテ四分或五分
乘間一尺一寸一分
ナケ五寸ヨリ六寸迄口傳
　居木之事
ソリ一寸六分七分又ハ八分九分二寸
セトヲリ一寸八分九分二寸
ヲヒツキタンノ廣サ山カタト同前長サ横不定鞍打樣
ニ依テ長短有レ之
駿河因幡流ノ鞍前輪山形ニ角爪ヲソリト大ニ切ル
伊勢流ノ前輪山形丸シ爪ノ切利口ニリント切
澤巽阿彌覺書云大坪道禪ト申ス鎌倉侍鞍作ノ名仁伊
勢守殿ヘ相傳ス公儀御法度同前也又道禪孫左京亮清
次貞信ヘ仕給フ云々
鞍鐙目利秘鑑云大坪孫三郎と號す老年にして左京進
入道道禪と號應永十四年十月十七日卒此大坪は元來
岡崎の住居岡崎孫三郎とも申なり大坪關東住居の時
鹿島明神より御銜同鞍鐙の事又は乘方御相傳有之て
上京云々
　伊勢守貞宗作鞍　藏未詳

ナリ
木ウスクウミアサク山形ニテスクヒ上居木ソリタル
ヤウニテスグナルハ駿河殿流也是上總ニテモ尾張ニ
テモ打也
鞍フトウニスツカリトスルイヤシクタチテ居木スグ
ナルハ近江打也越前ニテモ打也ハリマ登城モ同前也
ツクシ鞍木アツク形ムキ多シ大形此心得ニテ見ベシ
口傳
タウセン　畠山中務　伊勢因幡入道　同高末　伊勢
上野　伊勢貞高　沼田光兼　同光正
直弟ノ鞍クサイキンノ卷サウヤウ此流木アツクウミ
フカク根ツクノ穴ヒロクモミカクアゼフカク居木先
アツク鞍之山形ヒネリ返シニ肉置有鰐口キツクリト
クリ入ル也クライヤシクミユル也ソノ內ニ直弟ノ鞍
ハ刀アラメニムラナシテカケフカクトル也
伊勢駿河守二郞入道宗悅同六郞左衞門鞍チイサク少
ウスクミル也口傳之書是有シヲテノ根ツクノアゼマ
ルシ居木サキウスク鰐口チンマリト左リイカニモ鞍
キヤシヤ也山形一文字ノヤウニミル也
伊勢貞泰同セウ伊勢貞信伊勢左衞門同貞宗宮備中
千秋高季クラニイキホイナクウミモナデガタニシテ
シヲナシ居木ウスクウラソツテ輪ノ切カケアサシ
伊勢因幡貞信同左京同加賀同貞高同貞忠同五郞貞信
大形駿河殿流ニ似リクラサレドモ後ノキジモヽフカ
クヲレ前輪ツボム也
常德院殿御馬召初らるゝ事記云文明五卯月十日午刻
花の御所にて召初らるゝ云々御鞍はかなかい御鐙共
に伊勢左京亮作なり
大坪入道道禪作鞍具合號直弟前輪寸法之事云爪ノ長
サ六寸六分或六寸五分鰐口ノ內ノ角ヨリ爪ノ內ノサ
キ角ニ到ルナリ
中スミヨリ爪ノ長サ八寸三分半
馬ハサマリ一尺九分爪ノ內角ヨリ今時ノ分ハ一尺五
分ヲ用ルナリ
鞍ノ高サ二寸四分或二寸五分
手形ノ中ノ高ミノヨコ樣ニ曲尺ノスキ一分半或ハ二
分
伏ホト一寸一分或一寸三分今用ハ一寸二分ヲ用
鰐口ノ內二寸六分外二寸九分
爪ノ外角ヨリヨコガネノスキ一分

五分を用ふるよし明應五年右衛門尉貞後作鞍具合是はたゞ大かたの事なるべし鞍大小おなじからざればおしなべての規矩とはなしがたしすでに伊勢守貞宗作鞍の馬挾一尺一寸五分鰐口の内角より爪先まで七寸二分餘ありこの貞家は道禪が流の人なれば道禪のかねに違ふまじきものなるにかくあるにてしられたりたゞし例の鞍橋の高を九つにわかちて馬挾の廣さをはかれば十一にあたれり然して山の高さ九分の三にあたり切組の下の内角より下九分の三にあたり鰐口の下角より高さ九分の五鰐口の廣さ九分の一にあたる近藤壽俊家藏の古鞍この貞家作の鞍よりは少しく小なる方なれどもその規矩は全くおなじ集古十種のするところの所藏未詳古鞍および大森彥七が鞍といふもの大小おのおのおなじからざれどもその寸尺は符を合せたるごとし然れば鞍の制度を定むるにはこの法によりてもとむべき事なり是によつておもへばまた馬挾を廣くなし鞍橋の厚さをましたるは道禪がこゝろにてその他の規矩はまたく古法に從へるものなるべし

沼田光兼鞍鐙書云夫作之鞍之初ハ關東下總國大坪彥三郞吉利ト云者馬乘方之名仁有馬ヲ樣々乘ト云トモ心之儘ニ不納然故鞍ヲ能拵テ乘ラント思テ種々心ヲ盡ト云トモ其理ニ不叶其時山城國清水觀音ニ三七日參籠シテ一事ヲ祈滿ズル曉八十程ノ老僧枕邊ユテ云ク鷄鳴ニ至テ瀧ニ下リ茅毛ナル馬ニ向テ是ヲナラヱト靈夢ヲ蒙夢覺後則瀧ニ下リミルニ在馬彼馬ニ向テ問馬已ガ背ニ當ル所ヲ以レ舌是ヲ敎ソレヨリ工夫シテ是ヲ作ルニ妙ナリ其頃ノ公方ヲバ東山殿ト云此儀ヲ聞食被レ及都ヘ被二召登一鞍ヲ作ル時佛ノ御弟子ナレバトテ入道ニシテ法名直弟ト云其折節畠山中務ト申ハ近習ノ人ニテ殊ニ御寵愛之不淺然故中務ニクラノ大事ヲ傳ヘヨト上意ヲ蒙リ是ニ傳其後畠山伊勢守ニ傳授ス今ニ至マデカヨウ云々

直弟鞍ノナリノ事山形モスハマ方モウツクシク丸キナリクラノ厚サモ木フトクアツキナリイヤシククラブタウニ見ウミモ丸キナリ口傳多シ

駿河殿流ノ鞍ノ事山形モスハマ形モウヱヒラク兩方ニツノアルモノ、ナキモノナリ亦クラモ木ウスクヒハヅナリキシヤニシ、ヲキモ肉ナクスツキリト有ナリウミモ淺シ口傳

木アツク海深ク居木中ニテフカクフリタルハ關東鞍

古今要覽稿卷第百四十六

●器財部　馬具　一下

鞍三（近世鞍制作　大坪流　伊勢氏　宮氏　沼田氏　千秋氏　辻氏）

今世に用ゆる鞍は大坪彦三郎吉利入道道禪或は大坪左京亮入道直弟或は岡崎孫三郎直道後に大坪左京亮直秀又大坪式部大輔と改といひ或は大坪式部大輔慶秀入道道禪とも廣秀入道ともいふ悉は正誤に辨ずが鹿島神社に參籠し神授の制造とも清水寺觀音の示現によりて造はじめしともいへり（作鞍秘書沼田光兼作鞍傳書）よりて道禪が作る處の鞍を神作といひまた畧しては作鞍ともいへり（鞍作秘抄）道禪が藝を伊勢伊勢守貞繼入道照禪相傳し足利將軍家の御鞍をも作らしめしかば遂に將軍家の法となりたり道禪が孫左京亮清次伊勢守貞信に仕たり貞信鞍を作ることを相傳し（伊勢家系圖澤巽阿彌覺書）御馬召初そのほかにても御鞍鐙の類をばこの家にて作りて奉ることゝなりし也（伊勢家所傳御馬召初記）貞信の子貞行貞長二人みな鞍を作れり然れども貞長をもて鞍作の家とは定められたり（伊勢系圖）けだし嫡家は代々政所の職に居て公事繁多なるをもてその家の業をわかちしならん貞行の後は貞國貞親貞宗貞忠貞孝貞良貞元まで相傳し貞元の弟子朝倉右京進政元その弟子辻左近太郎政貞といふ是今の辻山城が祖也（辻家傳記）貞長ののちは貞直貞仲貞誠貞泰貞信に至迄六代室町將軍家に仕奉り御供衆の列なり貞信の子貞常はじめは靈陽院義昭公に仕奉り織田殿に仕へ織田殿事ありてのち遂に浪人となりたり慶長十一年伏見御城へめされ鞍鐙細工の事を仰付られてよりこのかた因幡貞域まで世々その業を傳へたりしが貞域の子貞方に至りて遂に改たり（伊勢因幡由緒書）その門人またすくなからず然れども道禪よりこのかた駿河守貞雅宮備中守千秋高季沼田上野介光延同勘解由左衞門尉等おの〳〵その違ひめありておなじからずまた當時猶別に關東鞍上總尾張打近江うち越前うち播磨打筑紫鞍などあれば道禪が流ならぬくらの作者猶諸國にありしことを見るべしその曲尺は鰐口の內の角より爪の內先にいたるまで六寸六分或は六寸五分馬挾の廣さ一尺九分といへども今は一尺

大和國信貴山本覺院所藏楠正成卿鞍
前
後
後三年合戰繪詞所載鞍
銀
アイ革
茶革
同上
銀
茶革
朱
茶革
アイ革
竹崎季長繪詞所載鞍
青

居木

東山義政公鞍

會津家臣坂本覺兵衛所藏

前

後

居木

武藏國御嶽山所藏鏡鞍

口傳

玉函叢説云古繪をみるに手形を彫らざる多くて手形のほりたるまれにあり平治物語に鎌田政清が與三左衛門尉が首をとりて馬にのらんとして鞍の前輪につらゝゐたれば乗かねつるを義平が下知して鞍に手形を付させしよりはじまれるよしあれどこれは全く附會の説なるべしさる戰のはげしき場にて鞍に手形付るほどのいとま有べきやむかしはみな上腹帯なりつれば鞍のつらゝゐたらんにははら帯をとりてものるべきなり且朝敵の仕出づることゝいひその軍かつやぶれつればその時仕いでつることをばいみさるべき事なるをかくあまねく手がたほりもてゆくことはいかであらん是に騎射または引馬などにも手綱を鞍にうちかくるに風にてちらさせじ料にゑりたるなめりその彫たるかたちの二ゑりなるは（古は一ゑりにゑりたるもあり）指のかたに似つれば手形といひならはせしなるべし

鹿島神社所藏頼朝卿鞍

古今要覽稿卷第百四十五

●器財部　馬具　一中

鞍二　中古鞍制作　武家所用

延喜式に御鞍女鞍走馬鞍その制度おの〳〵同じからず然れば軍團に用ひらるゝ鞍の制作又常用のものと同じかるべからず平治の亂の時鎌田兵衛政家が鞍の前輪につらゝゐてのりかねたりし時惡源太義平がみて手形をつけてのれよといひたるにより打物拔てつふ〳〵ときりてのりたるよし（平治物語吉良家弓法秘實）いへりおよそ鞍に手形を付ることはこの時よりはじまれりといへどこれよりはやく坂東にては手形をきりてのることありしかば義平もゑりたるならん然れども平治物語かきけるころはをしなべて手形ありし故にこれは平治の亂の時に義平がさせしことよといひ傳へしなるべし鹿島の神社に右大將賴朝卿の納められし鞍あり其制作は東大寺八幡宮熱田宮等にあるものと全くおなじけれどもその前輪に手形あり右大將の鞍ならんには軍用の物なること論なしまた武藏國御嶽山に藏めたる鏡鞍も前輪の法馬挾のさだめ一つに東大寺熱田宮のものとおなじければ當時の制度に出たることうたがふべからずたゞその手形のかたちをみれば鹿島の寶藏のとおなじく山のはしよりすぐにきりてあり絕て大坪伊勢の流とおなじからず然してこの手形は悠然院殿の御說に手綱を鞍にかけたる時風にちらさゞるためにきりたるものならんと（玉函叢說）あり曾我物語の繪によればげにゑかするために設けしにや然れども猶軍用に頓にのるべき時の用意なりといふが穩かなるにや竹崎季長繪詞にはたゞ一つくりたるもみえたり又前九年合戰の繪には手形なき鞍もみえたりたま〳〵常用のものを軍用にせしものなるべし

平治物語云十二月廿七日巳刻計ノ事ナルニ一村雨サツトシテ風ハ烈シク吹タリケリ鎌田ガ鞍ノ前輪ニモ氷筋キタレバ乘兼タリ惡源太是ヲ見給ヒテ手形ヲ付テ乘レヤト宣ケレバ打物拔テツブ〳〵ト手形ヲ切テ乘タリケル鞍ニ手形ヲ付ルコ此時ヨリゾ始レル

吉良家弓法秘實云前鞍の切かけを手形と云保元平治の時よりはじまる惡源太鎌田へ申ありて切りしなり

吉良家弓法秘實云

○釈名

くら　鞍

古事記○東雅にクラとは坐なり馬上に坐する處をいひしなりと見え古事記傳に久羅韋は坐居の意なり又人の坐處のみならず物を居る臺などをも久羅といへり又倉鞍なども同意の名なり

鞍名目

鞍橋に山海洲濱切組馬狹などの名目を定めしはいづれの時に起るといふことをしらず延喜天暦のころはいまだ細かに名付しことはなかりしにや鞍橋とのみいひてその餘の名目は詳かならず（左馬寮式倭名鈔等にも見えず）伊勢家馬具の記吉良家弓法秘實等にはじめてさまぐの名目出來たれば室町將軍家の比にいたりてさだめられしものなるべし

東大寺寶物圖所載御鞍

繋馬圖

集古十種所載水晶地鞍

居木表

同上裏

一尺一寸四

一尺二寸七分

熱田社餝馬鞍

前輪

三寸一分

高九寸七分

一尺一寸

後輪

三寸四分

一尺三寸

語には居木としるしてイギといひけり鞍をクラといふことの座の儀なるらんに鞍瓦を居木といはんあしかるべしともおもはれず又これをユギといふことは結木の義とみえたり或人の説のごとき其據をしらず

同上裏

後輪

同上裏

日本書紀云雄略天皇七年詔二大伴大連室屋一命二東漢直掬一以二鞍部堅貴等一遷二居于上桃原下桃原眞神原三所一

延喜四時祭式云大忌祭一坐云々鞍一具

又云風神祭二坐云々鞍二具云々但鞍隨レ損供進

又左馬寮式云凡寮馬韉以二其皮一充二鞍調度料一

倭名類聚鈔 鞍馬具 云鞍說文云鞍 音安字或作レ鞌和名久良俗有二唐鞍移鞍結鞍等名一 馬鞍也蔣魴切韻云鞁 音被楊氏漢語抄云鞁鞍久良於玖 以レ鞍駕レ馬也卸 司夜反楊氏漢語抄云卸鞍久良於呂須 除レ鞍也

鞍橋楊氏漢語抄云鞍橋 久良保禰 一云鞍瓦

東雅云鞍クラとは座也馬上に座する所なるをいひしなり古事記に大己貴神 弘賢曰日子遲神なり大己貴神に非ず の鞍の事みえたれば此物の名は既に太古の時より聞えたるなり倭名鈔に俗に唐鞍移鞍結鞍等の名ありと注せり後代に及びて名づけよぶ所のものども猶多かり又倭名鈔鞍具部に鞍橋一つに鞍瓦楊氏漢語抄幷に讀てクラボネといふとみえたりクラボネといひしは古時に鞍といひしは總名なり分て言には上にして鞍褥あり下にして鞍韉あり鞍橋鞍瓦のごときは物の骨幹あるがごとくなればかく名づけしとみえたり日本紀には鞍橋讀てクラニといひまた鞍前後橋とも云るされたり此文に據時は鞍橋といふものは古語マヘツワシヅワなどいひ今俗マヘワアトワといふものにて鞍瓦とは俗にイギともユギともいふものにて總てはこれをクラボネといふなりされば鞍瓦後橋の字讀てクラボネノシツクラボネとはいひしなり

東大寺八幡宮藏鞍

舊說にユギといふべしイギとはいふべからずといふまた或人の說にユギとは床木なりといふなり古

古今要覽稿卷第百四十四

●器財部　馬具　一上

鞍一　上古鞍制作　公家所用

鞍は神代より所見あり古事記人皇の世になりて鞍部雄畧天皇の御時鞍部堅貴あり鞍作推古天皇の御時鞍作鳥ありといふ氏あればこれを作るをもて業とせしなるべしそのころの鞍のかたちはいかなりしにや上古のもの多く傳はらねば考ふるに據なし東大寺八幡宮に黑漆螺鈿の鞍あり聖武天皇の御寄附の物なりといひ傳へたると尾張國熱田宮に寶德三年大宮司千秋駿河守持季が修覆せし鞍とはいづれの時のものといふことは定かならざれども數百年以上のものなること論なしその制度を詳にするに馬狹の廣さ東大寺のは一尺七分熱田宮のは一尺一寸あり大坪入道々禪がかねとおなじからぬはそれよりも時代の上りたるゆへなり依てその制作を詳に考ふるに鞍橋の高さを九にわかちその十を馬狹の廣さとしそのふたつの餘を前輪の廣さとしその五つを居木の高さとせるなり二の鞍大小はおなじからねどもこの規矩はたがふことなしこれによりて上古の鞍の制作をうかゞふにたれり志貴山緣起年中行事石山緣起後三年合戰記春日驗記などの繪をみるに戰場に用ゆる鞍には手形ありて常用の物には手形なししからば手形を作るは軍用のためにして平常のものには有ことなかりしならんしかるを武家の常用は軍用を宗とせしなれば常用の鞍にも手形を付たるを見て公家に用ひらるゝものも自然に手形を作ることゝなりて終に嘉元四年に作られし東大寺八幡宮の唐鞍にも手形を付たるならんそのゝち室町將軍家の御時に大坪入道道禪新に鞍の制度を考へて自らこれを作りその法遂に伊勢家に傳はりて專ら武家の用ゆる所となりたりその公家に用ひられて軍用にあらざるものに御鞍女鞍走馬鞍雜鞍唐鞍延喜左馬寮式移鞍結鞍倭名類聚鈔の差別ありまた蒔繪螺鈿鏡水精地貝鞍白鞍黑鞍黃地鞍銀地鞍張鞍水干鞍等の名目ありこれはたゞその裝飾によりて設し名なるのみ

古事記云故其日子遲神和備弖自二出雲一將レ上二坐倭國一而束裝立時片御手者繫二御馬之鞍一

同上所載暖簾幕圖

○和歌

玉葉和歌集卷第七賀歌

今上御即位の時大納言三位とばりあげつとめて上階して侍りし時申つかはしける

入道前太政大臣

高みくら雲のとばりをかゝぐとて
のぼるみはしのかひもある哉

○釋名

とばり

日本紀旁訓倭名類聚鈔○とばりは外張の義にてあるべきにや

幔

三代實錄延喜式江家次第倭名類聚鈔三光院内府記東鑑庭訓往來愚得隨筆○幔は漫の義にて長くはりつらねたる義なるべし

武用辨畧所載幔幕圖

本朝軍器考圖式所載幔圖

第一間ニ至ニ于長樂永安門東西掖ニ各曳ニ廻斑幔ヲ爲ニ左右相撲人候所ヲ

又云承明建禮兩門前差南去東西行張ニ斑幔ヲ各二條長樂永安兩門前差北進各張ニ同幔各一條ヲ宜陽殿東庭御輿宿小舍爲ニ皇太子次ヲ掃ニ除舍内身屋南方ヲ張ニ承塵ヲ以ニ帛ヲ爲ニ之四方曳ニ斑幔ヲ（東南西面以ニ廂柱ヲ爲ニ限）北立ニ幔柱ヲ

倭名類聚鈔云唐韵云幔（莫半反）帷幔也（俗名如ニ字）但本朝式斑幔讀ニ萬多（萬久ノ）幌（胡廣反上聲之重和名止波利）帷幔也

三光院内府記云幔幕ト云ハ色々立交也（有ニ竪横ニ當時モ陣之義被ニ行之時其形少相殘候）纐纈ノ幔（紅紺立交也有ニ白文ニ）舞樂之時樂屋ニ引也惣別幕ニ四ノ名候哉平生尋常ニ用候幕ハ家紋等公武家之差別無之候客來酒宴普請露破之所必施ニ之候

平家物語長門本（源平藤川對陣條）云平家の陣を次第にふれまはりけるに人々まんのまく打あげていられたりけれども返事いふ人もなし

東鑑（文治二年條）云法皇今年六十御賓算也仍可ニ被ニ行ニ御賀ニ之旨爲ニ被ニ申行ニ之上ニ絹三百疋國絹三百疋麞牙等ニ此外斑幔六十帖所ニ令ニ進ニ上京師ニ也

庭訓往來云幔幕同幕串云々

愚得隨筆云今世ニ行ハル丶幔幕ト云モノハ近代ノ俗ナリ斑幕ト云フモノハ上下ニ横幅アリテ中ハ竪ニ幅ヲ交（マゼ）ナルモノナリ

愚得隨筆所載斑幕

云注なり
本朝軍器考補正云盛衰記ニモ直實家ノ紋鳩ニ寓生(ホヤ)ヲ直垂ニ縫モノセシコトアレバ其物ナルベシサラバ是等ヲヤ此コトノ見エシ始トヤスベキ云々
按に幕に紋つけしこと後三年合戰圖にみえたれば直實のものをはじめといふはいかゞ
武法軍器辨云夫幕は軍旅の大器也策を帷幄の內にめぐらし勝ことを千里の外に決する是幕の威德なり故に大樹を幕下と號せり依レ去古法に樣々の傳儀多し
按に策を帷幄の中に決すると云は大將は自ら手をおろして兵刄を用るを專らとせず陣所にをいて謀計をなすものなり然るを幕の威德などいふ牽强甚し

とばり　幔

とばりは卽ち幔にして幔は延喜式に四幅三幅とあれば幕よりは幅甚せまきものにて長さを六丈或は四丈二尺とゑるしたり延喜式に幕の方を絁幕一宇布幕一宇とゑるすも野外に屋を設る義幔の方を宇といはずして一條とゑるしたるをみればたゞ飾に用ひたるものならんされどもまんのまくなど丶(増鏡平家物語長門本)幕の字を添ていひたるは幕は凡て此類の惣名なる故なるべし扱これを張には長き木を乳に通して張なり故に貫レ柱といふこと(延喜式)みゆ其色臨時處分すと(同上)あるゆへ定れる色なければ斑幔ともいふなりはゞは古にも竪横の兩樣あるよし三光院內府記にみえたり
三代實錄(仁和元年條)云造二幔四條一料黃絁十六疋賜二大學寮一云々寮本无二幕幔一臨レ事多レ闕常成二煩礙一諸司之例申二請二條一當寮領二四百之生徒一非二兩幕之可一レ容望二請四條一以爲二儲備一太政官處分依レ請焉
增鏡云八月十五日宮古の放生會かねひでをこなふ云云法會のありさまも本社にかはらず舞樂田樂獅子がしらやぶさめなどさま〴〵所にゑつけたることゞもおもしろし十六日にも猶かやうの事なり棧敷どもいかめしくつくりならべて色々のまんまくなどひき
延喜式(齋宮)云造備雜物云々斑幔四條斗帳一具(方一丈二尺高七尺五寸)
又(大藏省)云絁幔一條(長六丈四幅)表裏絁帛各四疋(其色臨時處分)貫レ杜紐卅二條(長各一尺廣八寸)絁帛一丈二尺六寸布幔一條(長四丈二尺三幅)表裏絁紺望陀布百三端紐卅條(長各二尺八寸廣三寸)絁紺布六尺綱五丈二尺絁熟麻大一斤
江家次第云相撲召合裝束云々春興安福兩殿庇自二北

幕

古事記日本紀三代實錄令義解延喜式江家次第倭名類聚鈔體源抄周禮○幕は康熙字典引ニ釋名一絡也といひ和訓栞まくは纏の義ならんといへりいづれにもはりまはしたる義なるべし莫府などゝある莫は幕の字と通用にて軍旅にては定りたるすま居なく幕をはりて陣所となすを以て幕府と云故に策を帷幕の中に決すなどの語あり

帷

延喜式江家次第說文左氏傳前漢書○帷は屋の義にてやねをふきたるごとくおほふたる義なるべし

かたびら

日本紀傍訓倭名鈔○和訓栞云傍平の義布衫の事をさいふは帷に用ゆる布もて衣に裁たるものなり論語疏には正幅如レ帷名曰ニ帷裳一とあり二說いづれもいはれあり

ひらばり

倭名類聚鈔訓レ帟○平張の義平らにはりをなしたるを以て名づく

帳

日本紀淮南子○張と通じて張設る義なり

幨

格致鏡原引ニ逸雅一云牀前帷曰レ幨言ニ幨々而垂一也

幬

同上云帳張也一曰レ幬

帟

倭名類聚鈔周禮後漢書

幌

延喜式倭名類聚鈔

○正誤

倭名類聚鈔云帷加太比良幕萬玖帟比良波利幄阿計波利幔萬多良萬久幌止波利帳張也

古事記傳曰くさ〴〵擧たれどもそはやゝ後のことにて古はさしもあらじ字も漢國にても通用ること常なれば此の訓を右の字どもには泥まずたゞ古き名に依て訓べきなり又張ニ絁垣一立ニ帷幕一の注曰幕和名萬玖とあれども此は字音とこそ聞ゆれ又帷はかたびらとあれど此は帷と幕と二には非ず二字を連ねて一物に訓べきなりつねに帷幕とつゞきたる字なる故にかくは書るのみなり帷も字書に幕也と

本朝軍器考圖式所載幕圖

○和歌

新撰六帖

ぬの　九條三位入道 知家

いかにせんかたびら布のかたよりは　身をかくすべき物とやは見る

○釋名

あげばり

古事記日本紀傍訓倭名類聚鈔○あげばりは揚張の義屋の如く上に張りて宮室に像りたるなりさかるに横もまた通じて言なり故に倭名鈔に幄の字をあて古事記に帷幕の字をあて日本紀に幕の字をあてたるはこれらの字皆通じ用ゆればなり玉篇にも帷幕帳幔等の字同じといへり

帷

古事記日本紀明德記周禮前漢書○帷は古文匽匽と通じて四方にはりまはしたる義なり周禮の注に在レ旁曰レ帷又三禮圖に四旁及レ上曰レ帷とありまた論語非二帷裳一必殺レ之を疏に在レ下之裳其制正幅如レ帷名曰二帷裳一則無二殺縫一とときたれば帷裳などあるもその幅を堅ざまにぬふを以てなるべし

勢州鈴鹿郡甲斐村崇徳寺所藏岡部六彌太幕

武用辨略所載幕名所

室壁奎婁胃昴畢觜參井鬼柳星張翼軫角亢氐房心尾箕斗牛女虚危

乳付ノ町　一ノ町

物見ノ町　日　月　二ノ町

巨門　存祿　廉貞　三ノ町

貪狼　文曲　武曲　破軍

芝摺ノ町

同上
アイ
同上
アイ
アイ

同上所載幄

南北四間東西一間半

後三年合戰圖所載幕

覆ㇾ棺則幕在ㇾ上覆張也
又云幕人掌ニ帷幕幄帟綬之事一
注云四合象ニ宮室一曰ㇾ帷王所ㇾ居帳也則帳幄當ニ周制一也左傳有子我有ㇾ幄又衞侯爲ニ虎幄一皆周事云又所ㇾ寢之幄謂ニ之帳一者黃帝內傳曰王母爲ㇾ帝設ニ九眞十絕妙帳一此疑帳之起也漢武帝作ニ甲乙武帳一蓋因ㇾ耳此
又云掌舍爲ニ帷宮一設ニ旌門一 註曰張ㇾ帷爲ㇾ宮
又云朝日祀ニ上帝一則張ニ大次小次一設ニ重帟一
註曰重帟復帟也鄭司農云帟平帳也
說文云帷在ㇾ上曰ㇾ幕覆ニ食案一亦曰ㇾ幕
又云在ㇾ旁曰ㇾ幄
左氏傳成十六年云楚子登ニ巢車一以望ニ晉軍一伯州犁侍ニ于王後一張ㇾ幕矣曰虔ニ卜于先君一也徹ㇾ幕矣曰將ㇾ發ㇾ命也
又昭十二年云子產以ニ幄幕九張一行
註曰幄幕軍旅之帳又亨ㇾ神之帳
史記李牧傳云市租皆輸ニ入莫府一
索隱曰古者出征爲ニ將帥一軍還則罷理無ニ常處一以ニ莫帟一爲ニ府署一故曰ニ莫府一
又李廣傳云莫府省ニ約文書籍字一
索隱曰凡將軍謂ニ之幕府一者蓋兵門合ニ施帷帳一故稱ニ幕府一古字通用遂作ㇾ莫耳
前漢書禮樂志云照ニ紫幄一珠熉黃 如淳曰紫幄享ㇾ神之帳也
又張良傳云運ニ籌策帷幄中一
後漢書皇后紀云定ニ策帷帟一
淮南子道應訓云齊伐ㇾ楚市偸請爲ㇾ君行ニ薄技一乃夜解ニ齊君之幬帳一而獻ㇾ之
事物紀原云雖ニ女媧之世有ニ幕之名一而其興當ニ自ㇾ周始一
大嘗會調度圖所載幌

をかけ同右の手をかけまくを外へまくり上て入べし
出候時も外へあげて出るなり
武法軍器辨云幕の長さは大中小あり本幕中幕小幕是を七步六步五步の幕と云て三帖の幕と名づくるなり大幕は四丈二尺中幕は二丈六尺小幕二丈なり手繩の長は五步の幕は四丈五尺六步の幕は五丈四尺七步の幕は六丈三尺
又云幕串の木は將軍木を用ゆ
又云幕箱の寸法竪二尺八寸橫三尺六寸高幕の高にしたがふべし
又云幕の名所幷詞之事一幅を天の幅と云其次を二の布といふ或はあいのゝとも云其次を三の幅四の布をかつの幅といふ五番目を芝打ともいしうちの幅とも云也幕の中を天門破左を風體門右を水破門と云
又云紋をする事は嫡子次男其差別有之嫡子の幕は天の幅にかけて紋を出す二男は天の布をのぞき芝打までにかくる庶子は天の幅芝打をのぞき中幅三に書べし紋の數幕の大小によつて三五七なり
又云幕うち樣何方にても其陣の左の方より初るなり春夏は陣の左の二本目の串に角をあらせ秋冬は右の幕三本目の串に角をあらせうつなり出入の所は左右のまくの合目左前に合て六尺あくる出入共に幕をおもての方へまくり出して後へうちこして出入すべし
又云貴人座に有時は左の方を以卷可ㇾ入亦女性內にあらば手を不ㇾ付扇を以てあけ可ㇾ入

武具要說云表裏トハ幕ヲウツ時ウラオモテヲ正スヲ云纐纈ノアルヲ表トス常ニ表ヲ外ニスル也宿幕休幕等ノ說アリ表ヲ外ニスルヲ休トシ內ニスルヲ宿トス又往來ノ辨アリユク方ヲ外ニシテ留メ來ル方ヲ內ニシテトム俗ニ上リ幕下リ幕ト云內幕ハ表ヲ內ニス外幕ニ代ルノ節ハ表ヲ外ニナスコトアリソノ要トスル處ハ內外ノ幕トモニ賞翫ノ方ヲ表トナスベシ

和漢三才圖會云陣幕（軍陣張之）以二二張一爲二陰陽一對一各用二布六端一內一端判ㇾ四以二三分一絢二三股左索一（黑白青色）爲二手繩一其長出二於幕端一各三尺也以二一分一爲ㇾ乳數二十八表二宿星一各長五寸二分濶一寸二分也物見穴九象二日月及北斗七星一（皆拾二大畧一記ㇾ之）

易井卦云井收勿ㇾ幕

周禮云幕人掌二帷幕一在ㇾ旁曰ㇾ帷以ㇾ布爲ㇾ之
疏曰在ㇾ旁施ㇾ之像二土壁一也在ㇾ上曰ㇾ幕又謂二以ㇾ幕

左の方は日右の方は月也是は陣屋の內よりの心得也外より入時は日の方右也左の方月也月日の物見は総の物見よりも上りて兩方に一づゝある也貞丈云大將の物見なり幕を打上て置時も是を心得て可二打上一也自然よそを見る共晝は日の方の物見より見べき也

又云幕は三人して打て一人してたゝむべし口傳あり

又云幕をうつと申也敵のまくをば引とも申由也舟にてははしらかすと申也まくうつとは申さぬ也

用害記云いか程うちつゞくるとも右の幕のうらの方を少扣本ノマヽ通して打也

又云幕串の事幕にくらべて二尺餘程にすべしかきより上四寸二分八角にも丸くも又四方にもすべし上はきりこ也土へ入分さきをとがらし候串の內一も二も土へ入分に金をかけてまなばしのごとくする是あなをつく爲也古實也

又云山へ打懸て串をつき幕を打べき樣の事敵に向て我左よりつき始て行也一帖の幕に串は八本也半幕に四本たるべし貞丈云此一帖と云は二つを云半と云は一つをいふなり一帖打つ時は半幕の分を何方にても折目をすべしすぐに打つゞけぬ事也合せめは具足のさねのかさなりの如し內より見れば左前の如し又半幕を打時も半幕の內にても折目をする也打始の所にても又打とゞめの方にてなりとも打目をする也一帖うつ時も中をすへて打時は右左の方何れにても折目をすべし同うち始の方に折めをかぎの手の如くすべし

八廻日記口傳云幕の長さ三丈六尺金定乳の長さ二に折て六寸計に乳を付べく候一寸餘りとぢ付べく候あさぎかちん白と三色を一つ宛ませて付べしつなも白黑あさぎ三色打ませたるべし幕より兩方へ四五尺あまる程にすべし文をば五幅にかけて五所に付べし我家の文たるべし月は右に日をば左に物見をあけべく候大將は日の物見より出入有べし夜は月の物見より出入すべし星の數は七なり

貞順記云幕出入の事內へ入時は外の方へまくり上て入べし又出候時は內へ上て可レ出也晝は日の物見の下より出入をし夜は月の物見の下より出入せよと有されども賴朝より結城七郎に被レ下本書には正中の間より入て右の脇へ出よ又左より入て正中の間より出よと有又右の脇よりは入事なかれ左の脇よりは出事なかれと云へば又軍陣の時は先芝引の幅に左の手

事わろし主貴人のなき時の事也
又云一帖と云は二つの事也一つはかた〳〵と云也一帖うつ時その打ちがへたる間をとほらぬ物也此打ちがへ樣の事常に着る物きる樣に幕を打て內よりみて左の方を先へ成樣に打べしちがひめは間半ばかり程ゑかるべし
又云幕の打樣かた〳〵に串四つ有べし先左の方より串を立初てまくを打べし上はどれも折釘にかけべし兩方の端を折釘の上にてゑるし付にむすびて其餘を下へさげて串にまとひて留べきと思ふ時はち（手繩か）を串にわなにしてゑめてそのわなをつなのはしにて總をひつときに結て置也一帖打時も同じあぐる時は右の方よりあぐべし
又云まくをば打ともはしらかすともはるとも云也常にはとるともあぐる共云軍陣に限りてとるをおさむると云也
　貞丈云はしらかすとは船中にてのことなり
諸書當用抄云幕の事うつといふ二（本ノマヽ）帖打時は物を着る樣に合候右繩よく留め左は草にすし
又云幕に男幕女幕といふ事不ㇾ承事也幕は一對といふべし
　貞丈云幕一つを一帖といふべし二つは二帖三つは三帖と云べし幕二つに限るにあらざれば一對と云事いかゞ也又前に引たる弓馬故實一帖と云は二つの事也一つはかた〳〵と云也といへるも非なり上古は幕一口二口と云軍防令にみえたり
又云御凶事幕は左をうちなさ（本ノマヽ）め申口傳なり
武雜記云軍道具はあらはぬ事也殊に幕をば不ㇾ可ㇾ洗新しけれども大將打死などすればあらふ也然間堅く洗ふ事をいむなり
弓法私書云幕の手とは乳を通したる緖兩方へ出たるを申也みなはなど丶申人もありわろし幕の手と申べし何がしと幕の手をつかふたると物語にも仕也乳を通したる繩の事也
又云幕を打上げて內へ入時は幕のすそを外へ一つまくり返して兩方の手にて幕をあげて內へ入てあとをよく直して置べき也內より出る時も同前也何も幕のすそ內へまくり入ぬやうにする也又紋の付ざる間を出入すると申說有
又云幕を打たる時出入の事晝は日の方夜は月の方也

さてするもときて本末ひとつに合せておもてと〳〵あふさてそのまゝかずもなくひた物おりて行て前に書く如く又上へ折りあげ二つの手をもちてくる〳〵とまきておしかひてをくべし猶口傳有レ之
又云まくの出し樣はまくのすその方を人の方へなしてちのある方をよく右に持左の手にすけていはれも（本ノマヽ）手をおしかひたる方を上へなして出すべし
又云月見花みの幕のうち樣の事只惣のまくの打樣也
又云同此時の出入とても別になし只軍陣の如く也但かやうの時は少物の違ひても不レ苦軍陣にては少も違ふ事凶事也常の時猶々くるしからず
又云幕の事絲の覺悟針返しせずぬるでの木のやにを以て絲をもとむる也
扇鏡云幕はたかばかりの定也まくをぬふ時若き老人（本ノマヽ）歟又云物見はかねの定なり又云ちをつくる時は布をはさみて付る也ぬのにかゝる所三分也
又云乳（宿カ）は廿八宿八月一日角宿より始る是を次第に付也善宿の所には白乳を用也凶宿の所に宛時は黑を付也
又云長さ二丈六尺也二丈五尺の時は乳を一尺づゝに付る也
又云晝は日の物見より出入也夜は月の物見より出入也
又云上繩は乳をとほしかた〳〵へ三尺づゝ合て六尺出る也布はあさぎとかちんと白と三色にて打也苧にて打は畧儀也
又云牛宿は吉宿也白乳也斗宿女宿の間にをく也
又云乳は九寸を折まはす也ちの廣さはくけて三寸也
又云勸請の針口傳有レ之
貞丈云此口傳乳付ルニ九字形ニトヂ付ルヲ云ナルベシ始ト終ト乳ノコトナリ如レ此ナルコトハマジナヒ事ナリ
又云出陣の時の如く祝はするなり
貞丈云幕ヌヒ作ル時ノ祝ナリ
弓馬故實云幕の出入の事いち上の幅に物見二つ有是を日月の物見と云也此物見の通り下より出入すべからず其二つの物見の通りをよけてまん中の通りより出入すべし眞中の通りに主貴人などの御入あらば其時は何方より出入しても不レ苦それをかへり見ず物ゑりがほに主貴人のきはをすりまはりてむりに通り候

大幕ニ纏ニ景廉ニ懐持退去

鎌倉大雙紙云大内殿は憲實の養子になり上杉山内の系圖をつぎ篠の丸にまひ雀の幕の紋を請て憲實を御父とて崇敬限なし

今昔物語云常に用心すれば枕上に打出の太刀をたて傍に弓胡籙甲冑を置布の大幕二重に引まはして箭などとほらぬ樣に構へて云々

壒囊抄云武士幕紋ノ中ニ文字難レ知多シ定テ字可レ有歟物ノ文(モン)ト云ニ文ノ字ヲ用ル常ノ事也アヤトヨムアヤハ即モンナレバ子細ナケレドモ委ク云ハ糸篇ノ紋ノ字ヲ用ベシ物ノモンヲバ織出セルガ故ニト云々

木瓜　輪違　瓜紋　三鱗形又色子形　四目結　𢇍断

巴　角巴　杏葉　桑穀或楮葉　中黒　椶櫚丸又栟櫚

裾紺　引兩筋　菱　澤瀉　松皮菱　輪子又輪鼓　鉸具又銙具　蝶圓　舍又廬　直違　傍折敷　團扇又打敷　唐傘又唐笠　帆懸船　茄又瓜　酢醬　玳瑁龜甲

梅松論云船どもおほき中に先舟には御文の幕を引て漕むかひ

太平記千劔破城軍條云其間に捨置たる旗大幕なんど取持せて楠が勢閑に城中へぞ引入ける

又山門攻條云中黒の旗三十餘旒山下風に吹れて龍蛇の如くに翻りて其下に陣屋を双べて油幕を引云々

明德記云今ハ奥州角ト思ハレケレバ爰ハ遁レヌ所也心閑ニ腹切ベシ帷幕ヲ引ケト宣ヒケレバ押小路大宮ニ小竹ノ一村有ル所ニ三ツ引兩ノ幕ヲゾ引タリケレドモ云々

體源抄云幕布ノ長サ二丈五尺乳ノ間一尺二寸ナハヽマゼマゼナラバ乳モマゼマゼ一色ナラバ乳モ一色也幕串ノ長サ一丈五寸サキハキリコ、ヒヂハ一尺サゲテ打ツ地ヘハ一尺計數一條ニ六本

八幡本紀云長門蓋井島に神后異國退治し給ふ時筑紫より豊浦宮に移らせ給ふ此島にかりそめにあがらせ給ふ故砂頭の岩に御幕の紋猶あざやかに見ゆる

岡本記云軍陣にてまくのたゝみやうの事はもとよりまくもとからまくをばとれどもびやうぶたゝむやうにそとへまづおりはじめてそのまゝゆきもどり〱かずもなく折てさて玄たからまくりあげてさて手にて中をくる〱とまきつんがひてをくべし但口傳條條あり

又云同常にまくとりをく時はまづもとの方をときて

又（仁和元年條）云九月十四日乙未造ニ幕四條一料紺絁十四疋六尺緋絁十四疋六尺緋絲一絢生絲二絢

軍防令云凡兵士毎火紺布幕一口著レ裏

延喜式（神祇三）云御巫等遷替供神裝束云々幌一條料黄帛一疋

又（齋宮）云輕幄一具紺絁幕一具

又（左右近衞府）云幕卅條（絁十條細布十條調布十條）幷廿年一度申レ官作換

又（內匠）云幄一具柱十八株（六株各長一丈四尺周一尺二寸十二株各長一丈周一尺）䉼漆四升五合掃墨二升單功七人云々幕桁一枚（長一丈三尺周一尺五分）柱二枚（各長九尺周七寸）䉼漆七合掃墨五合功一人

又（大藏省）云紺幄一宇（長七丈廣二丈四尺）表䉼紺帛十五疋三丈六尺裁得ニ卅九條一（長各二丈四尺）云々絁幕一宇（七幅）表䉼紺帛二疋一丈六尺五寸裁得ニ七條一（長各一丈九尺五寸）二戸表䉼紺帛一疋一丈五尺（已上幷緋帛裏其數各准レ表）布幕一宇（六幅）表䉼紺布二端三丈三尺裁得ニ六條一（長各一丈九尺五寸）二戸表䉼紺布一端一丈九尺六寸（已上幷白布裏其數各准レ表）

又（左馬寮）云凡行幸經レ宿須レ用ニ幕及行槽一者御馬四匹布幕二口行槽一枚（枚別商布四段緒料煮麻一斤）其行槽者收レ寮但幕臨時請受

江家次第云內辨着ニ東廊休幕一（在ニ昭訓門南腋一）內記便候ニ大臣幕所ニ云々內記送ニ宣命文於宣命使幕所一

又云內辨大臣（着ニ禮服一）取ニ副下名於笏一入レ自ニ昭訓門幄一云々內豎別當稱唯進ニ立幄南一

倭名類聚鈔云帷釋名云帷（音維和名加太比良）圍也以ニ自障圍一也

幕唐式云衞尉等六幅幕八幅幕（音莫和名萬玖）帟周禮注云平帳曰レ帟（羊益反和名比良波利）幄四聲字苑云幄（於角反和名阿計波利）大帳也帳（几帳附）釋名云帳（猪高反此間音長）張也施ニ張於床上一也小帳曰レ斗（俗云斗帳一云屏幔）形如ニ覆斗一也今按帳屬有ニ几帳之名一所レ出未レ詳

三光院內府記云禁中左右近之陣有レ幕大將ヲ號ニ幕下一事ハ此子細ニ候大將小將等平生此近場ニ在陣ノ心ニ候如レ此之條幕之儀ハ外樣用之事歷然ニ候

平家物語長門本（弘經經胤率ニ多勢一參條）ニ云つねたね申けるは此川ばたに大幕百でう計引ちらし云々

又（源平藤川對陣條）云大幕をもとらず鎧腹卷太刀刀云々

又（土佐房夜討條）云土佐房は曉大佛へ參候べしとて大庭に大幕ひきて候其內に鞍置馬四五十疋計ひきたてゝ云々

義經記（賴朝義經に對面條）云佐殿御陣と申は大幕百八十町ひきたりければ其內は八箇國の大名小名なみゐたり

東鑑（壽永元年條）云其後有ニ盃酌之儀一興宴移レ剋及レ晚加藤次景廉於ニ座席一絕入諸人騷集佐々木三郎盛綱持ニ來

つ向ひし狀をゑがき次郎直實の幕も寓生(ホヤ)に鳩二つをゑがけりこれ其陣を別たん爲にせしものなるが後世のつけかたとちがひて鎌倉殿の幕は混白足利殿二引輛の幕といふは五幅の幕上中下白にて中二幅紺なれば自ら二引輛なりその他三引輛巾黑裙(スソゴ)紅なども皆此例なり〈新井君美說〉今のごとく輪の中に紋つくることは文安比にやありけん壒囊鈔にはじめて武士の幕紋といふことをゑるせりさて幕に大中小ありて五步六步七步と云よし〈愚得隨筆武法軍器辨〉見えまた小幕曰レ帟〈康熙字典〉といふことあれば西土にても大小の別ちあることゑるしまた太平記に油幕といふものあり伊勢貞丈云油幕はたゞ幕のとなり唐の詞にて文をかざりて書たる也日本にて幕に油引ことはなしといへりされども西土に油幕あることいまだ見ずいづれよる所ある說ならん幕串は體源抄には長さ一丈五寸幕一條に串六本打と見え大江眞忠相傳には一條に九本とあり近代は大將十本軍士八本かどを八つにも六つにもして上を蜻蜓頭或は頭巾頭にして石突を鐵にて包み頭より四寸ほど下に折釘を打と〈大諸禮〉みえたり幕串を竹にてするは忌ことなり此串を書は內夜は外に打また平生は內軍陣には外に打いづれにても左の方より打始るなど〈三議一統〉ありこれらのこと家々の相傳同じからずかつ御方にては打といひ敵にはひくといふをさむるといふべしはづすとはいふべからずゑぼるといふべしあぐるといふまじ等の故實あれども後世のことにて古には所見なし

古事記云大雀命聞其兄備兵卽遣使者令造宇遲能和紀郎子故聞驚以兵伏河邊亦其山之上張絁垣立帷幕詐以舍人爲王露坐吳床百官恭敬云々

日本書紀〈景行紀〉云天皇幸二于美濃國一左右奏言之玆國有二佳人一曰二弟媛一云々妾性不レ欲二交接之道一今不レ勝二皇命之威一暫納二帷幕之中一云々

又〈繼體紀〉云六日伴跛興レ師往伐逼二脫衣裳一劫二掠所レ賫盡燒二帷幕一物部連等怖畏逃遁僅存二身命一泊二汶慕羅一〈汶慕羅島名也〉

又〈齊明紀〉云二年秋八月癸巳朔庚子云々時高麗百濟新羅幷遣レ使進調爲張二紺幕於此宮地一而饗焉

三代實錄〈元慶七年條〉云二月廿一日戊午先レ是駿河國司言或具絁幕八條調布幕廿九條商布幕五條機急之備縫作年久延暦年中以後國申請大破不レ用除棄改作至レ是許レ之

古今要覽稿卷第百四十三

●器財部

あげばり　帷　幕　幄

あげばりは古事記に帷幕の字をあて和名鈔に幄の字をあつ帷は竪幅なるもの幕は横幅なるものなりされども古書に帷幕と連ね用ゆるはひとへにまくといふことにてこの差別はなきなり幄はやねのごとくはり設けたるものにて長七丈廣二丈四尺（延喜式）などあればなり帷幕に比すれば甚大なるものなり扨此物の初て書にあらはれしは景行天皇美濃國に御幸せし時其國の弟姫といひしを暫帷幕の中に納ること（日本紀）みえたればこれより猶前世より用ひたるものなるべしそののち應神天皇繼體天皇の御時陣營に用ひたること（古事記日本紀）見えたり西土にても其名は上古よりあれども用ひたるは周よりならんと（事物紀原）見ゆ周禮に帷幕幄等の事かずかずみえたればいづれ古くより用ひたるものならんこれを用ゆるは客來酒宴普請露破の節張設ると（三光院內府記）いひ其制は六幅幕八幅幕と（和名鈔引唐式）あれども七幅の物も（延喜式）あり近世は多く五幅を用ゆ長さは一丈九尺五寸（延喜式）二丈五尺（體源抄）また三丈六尺（大江眞忠相傳）近世は二丈八尺これ一匹の布を用ゆる故と（本朝軍器考）いへり其料は絹も布もあり朝庭にて用ゆるもの兵士の用ゆるもの皆同じく當世は多く一重にて用ゆれども古は必裏付るものにて表料紺帛裏緋帛といふこと（延喜式）見えたり色は多く紺を用ゆさて陣幕は二張を陰陽一對また一双といひて二丈八尺の布十二幅（武法軍器辨云十二月をかたどる）の內二幅を乳と手繩の料內三分を手繩とし一分を乳とす乳は延喜式に紐といひ手繩は綱といふものにて手繩は長さ七間半幕の兩端へ三尺づゝいづるやうにすと（和漢三才圖會）みえたり乳は黑白青の三色を用ゆまた高家は白なり（大江眞忠相傳）乳付の間一尺二寸色は手繩まぜ色なればまぜ色一色なればまた一色と（體源抄）あり其數二十八なるは天の廿八宿に像り陽とし三十六なるは地の禽に像り陰とすと（本朝軍器考）いへりかつはゞの綴目に物見とて九の穴あるは北斗七星と日月に像る（和漢三才圖會）なり其表に纐纈（キクトヂ）をつく幕に紋つくることはそのはじめさだかならず後三年合戰圖に八幡殿幕の紋には鳩二つづ

○正誤

本朝軍器考云源平盛衰記ニハ平氏赤色ヲ捧グ八幡殿ノ家ニハ白色ヲ捧ゲ刑部殿ノ家ハ黑色ヲ捧グナドイフ落書ノ事見エタリ刑部殿トイヒシハ義家朝臣ノ舍弟刑部丞源義光ノ事ナルベシサラバ又源氏ノ旌旗其色皆白カリシニモアラズ云々

刑部殿を源義光ならむとあれども平家物語長門本に刑部卿忠盛とあれば義光といふは誤なり

幡ニ而五色以詔ニ東方郡國ー以ニ青龍ー信ニ南方郡國ー以ニ朱雀ー信ニ西方郡國ー以ニ白虎ー信ニ北方郡國ー以ニ玄武ー信ニ朝庭畿內ー則以ニ黃龍ー信亦以ニ麒麟幡ー高貴卿公討レ晉文王自秉ニ黃龍幡ー以麾晉朝唯用ニ白虎幡書信幡ー用ニ鳥書ー取ニ其飛騰輕疾ー也一曰以ニ鴻雁鷰鳦ー有ニ去來之信ー也

那須家藏白旗圖

長一丈一尺一寸五分　幅二尺三寸八分

同上裏圖

幅八分面
トリテ丸
ミアリ

北史云初齊軍戰ニ芒山ー之時齊軍旃幟盡赤西軍盡黑綦母懷文曰赤火色黑水色水能滅レ火不レ宜ニ以レ赤對レ黑土勝レ水宜ニ改爲レ黃神武遂改爲ニ赭黃ー所レ謂河陽幡者也以上二書格致鏡原引

相模國鎌倉補陀羅伽寺藏赤旗圖

幅一尺四寸三分六十三線

平家赤旗圖

志摩國五智村庄屋何某所藏

長一丈有餘

八幡大菩薩
天照皇大神宮
春日大明神

る間本より構厳しけれども俄に又大堀をほり櫓を搔
せ見せ勢をいだし御旗をうち立て白旗赤旗云々
常陸國風土記云黑坂命之輸ニ轜車ー發ニ自黑前之山ー
到ニ日高之國ー葬具儀赤旗靑幡交雜飄颺雲飛虹張瑩
ㇾ野耀ㇾ路時人謂ニ之幡垂國ー後世言便稱ニ信太國ー
萬葉仙覺抄云靑旗の木旗の上乎云々靑旗者葬具には
べるにや常陸國風土記に信太郡と名づくる由緣を記
して云々
又云靑旗の葛木山に云々とつゞけたるは木にはひか
かりて手の長くさげくしてかゝりたるは靑旗に似た
ればあをはたのかつらぎ山のとはつゞくるなりおよ
そはたと云ははながき義たは手也手の長くてかゝ
りたればはたといへり
扇鏡云無紋白ばたには八幡大菩薩と計書事當家の御
流也
伊勢貞丈云白しるしとは源氏は旗を始としてしるし
とする物には皆白色を用るなりしるしとは廣くいふ
詞なり
本朝軍器考餘篇云源家ハ白色ノ綾ノ旗ヲ用ヒ來リ給
ヒシ事フルクヨリ定リシ事ニヤ續拾遺物語ニハ武將
ト見エテ白綾ノ旗ノ丶ノメイタルハ義家朝臣ト見エ
シモカシコシトアリ又兼實公月輪殿ノ記ニハ藏人行綱
云當家先祖ヨリ白綾無文ノ旗ヲ以ヒ來レリ殿下御幕
ノ綾行綱申シ給ルベシトモ見エタレバ既ニ行綱ノ詞
ニ當家先祖ヨリ用ヒ來ルト云フナレバ白色モチロン
歟サラバ詩常ノ絹ニモアラズ續拾遺幷ビニ殿下ノ記
共ニ綾ナル事ヲ見ツベシ
史記周本紀云武王持ニ大白旗ー麾ニ諸侯ー
又高祖紀云旗幟皆赤
前漢書韓信傳云人持ニ一赤幟ー
又淮陰侯傳云拔ニ趙幟ー樹ニ漢赤幟ー
後漢書禮儀志云立ニ靑旛ー
通鑑後唐紀云王仁達僞立ニ白幟ー請ㇾ降
李靖兵法云諸軍將五旗各準ニ方色ー赤南方火白西方金
皂北方水碧東方木黃中央土々則不ㇾ動用爲ニ四旗之
主ー而大將將ㇾ動持ニ此黃旗於前ー立如ニ東西南北ー有
ㇾ賊各隨ニ方色ー擧ㇾ旗當ニ方面兵ー淵鑑類函引
中華古今注云信幡古之徽號也所下以題ニ表官號ー以爲中
符信上故謂ニ之信幡ー乘輿則畫ニ爲白虎ー取ニ其義ー而有ニ
威信之德ー也魏朝有ニ靑龍幡朱雀幡玄武幡白虎幡黃龍

又（信濃横田河原軍條）云赤旗赤符附ケテ

又（新八幡願書條）云八幡三所誠ノ志ノ深キヲ御納受有ケルニヤ白鳩空ヨリ飛來テ白旗ノ上ニ翩翻ス

東鑑（文治五年七月廿六日條）云令レ立ニ宇都宮ニ給之處佐竹四郎自ニ常陸國ニ追參加而佐竹所レ令レ持之旗無文白旗也二品令レ咎之給與ニ御旗ニ不レ可レ等之故也仍賜ニ御扇出於佐竹ニ可レ附ニ旗上ニ之由被レ仰佐竹隨ニ御旨ニ附之

又（建久元年九月十八日條）云平家赤旗赤標腰充蛇結文

判官物語云佐殿是を御覽じて爰に白旗白ぶるしにてきよげなる武者五六十騎計みえたる云々彌太郎一騎進み出申けるは是に白ぶるしにておはしまし候は云云

愚管抄云滿仲末孫に多田藏人行綱といひし者めして用意して候へとて白ぶるしの料に宇治布卅段たびたりける

太平記（將軍上洛條）云赤旗一揆

又（武藏野合戰條）云白旗一揆

又（山名右衞門佐爲レ敵條）云黄旗一揆

又（足利殿御上洛條）云御先祖累代の白旗あり是八幡殿より代代の家督に傳へて被レ執重寶にて候けるを賴朝卿の後室二位の禪尼相傳して當家に今迄所持也希代の重寶と申ながら於ニ他家ニ無ニ其詮ニ候が是を今度の餞別に進候也此旗をさゝせて凶徒を急ぎ御退治候へとて錦の袋に入ながら自是を參らせらる

又（三角入道謀叛條）云山口七郎左衞門赤旗小旗大旗の一揆云云

又（四條繩手合戰條）云縣下野守は白旗一揆の旗頭にて遙の峯にひかへたり

參考太平記（四條畷合戰條）云白旗（天正本作ニ小旗ニ本文及諸本或作ニ小旗或白旗ニ前後不レ一）一揆ノ衆ニハ縣下野ヲ旗頭トシテ云々楠ガ一陣ノ勢モ大半創ヲ被リテ朱ニ成テ控タル小旗一揆ノ衆ハ（小旗毛利家本作ニ大旗ニ）

又（武藏野合戰條）云二陣ニハ白旗一揆二萬餘騎云々練貫ノ笠驗ニ白旗ヲ差タリケルガ（西源院本云練貫ノ笠驗ニ八文字ヲ書タル白旗ヲ差タリ）敵ニモ白旗アリト聞テ俄ニ短ゾ切タリケル

又（同上）云四陣ハ御所一揆トテ（御所西源院本作ニ白旗ニ）云々

又（笛吹峠軍條）云麓ニハ白旗（毛利家北條家金勝院西源院南都天正本載ニ赤旗ニ）中黑椶櫚葉梶葉ノ紋書タル旗共

又（神南合戰條）云佐々木ガ黄旗一揆ノ中ヨリ大鍬形ニ一樣ノ母衣云々

鎌倉大雙紙云大名小名馳せあつまり結城の城に楯籠

之持相也
又橋合戰條云伊勢國の住人古市兒玉黨に館六郎眞康眞景黑田五平五以上三騎馬を射させて火威赤驗の鎧武者河に依て浮ぬ沈ぬして云々
又兵衛佐殿始賜二院宣一條云石橋の合戰の時も白旗の上に此院宣をよこざまにむすび附られたりけるとぞ聞えし
又三浦人々小坪合戰條云畠山次郎五百餘騎にて赤旗かゝやかして由井の濱いなせ川の端に陣をとる
又弘經々胤率二多勢一參條云つねたね申けるは此川ばたに大幕百てう計引ちらし白旗六七十旒うち立て云々
又畠山初參上條云五百騎にて白旗白弓袋をさして參りてげざんに入べきよしをぞ申ける云々
又筑摩川合戰條云本堂の前にてにはかに赤旗をつくりて安本ノマヽ鈴とり附てほしな黨三百餘騎引かへしてかけ出る云云光盛こえはてねば赤旗かなぐり捨白旗をさとあげて申けるは云々
又池大納言都ニ留條云都をまよひ出ていづくをはかりともなく女房をさへ引ぐして旅立ぬる事の心うさよ侍ども皆赤しるしとり捨よとの給ければ云々
又同上云さらば暇申とて甲の緒をしめて馬に打乘宮の御前へ參る時は世をも御憚ありとてつゝみけれども罷出ける時は赤旗一ながれさゝせて南をさして歩せけり
又高倉院王子位ニ可レ卽給一事條云近江源氏錦古利冠者白旗さして先陣に候けり
又熊谷平山城戸口寄條云源平兩家白旗赤旗あひまじはりたるこそおもしろけれ
又熊野別當參二源氏方一條云田邊の新宮にて御神樂をしけるに御託宣に申けるは白鳩は白旗に附と申けれども湛增猶もちひずして赤鷄白鷄七とり合て白は源氏の方赤雞は平家の方とて社頭にて合けるに赤雞は一つがひもつがはずまけにけり云々
源平盛衰記熊野新宮軍條云新宮十郎義盛コソ高倉ノ宮ノ令旨ヲ給ハリ東國ニ下リ白旗白弓袋ニナリカヘリ
又源氏角田河原取レ陣條云二十騎三十騎五十騎百騎白旗白ジルシ附ツヽ
又畠山推參條云百餘騎ヲ相具シテ白旗白弓袋ヲ指上テ參タリ云々
又平氏淸見關下條云西ノハタニハ平家赤旗ヲ捧テ固メ東ノ河原ニハ源氏白旗ヲ捧タリ

ヲ給リ赤布ノ旗ヲ下シ給是源平兩家赤白ノ起也とあれども是又正文にあらざれば證するに足らず日本書紀に素幡樹二于船舳一また卽素旆而自服とみえ又西土にも赤白旗の事史記漢書見えたれどもかたちは後世の物と同じきや否をしらずその他染色の中藤氏は水色橘家は黃色和漢三才圖會又刑部卿忠盛は黑色平家物語長門本また常陸國風土記にみゆる青幡は萬葉仙覺抄に葬具にはべるにやと注したれば征戰の具にはあらざるべし

日本書紀景行紀云爰有二女人一曰二神夏磯媛一其徒衆甚多一國之魁帥也聆二天皇之使者至一則拔二磯津山賢木一以上枝挂二八握劔一中枝挂二八咫鏡一下枝挂二八尺瓊一亦素幡樹二于船舳一參向而啓之曰願無レ下レ兵

又神功皇后紀云吾聞東有二神國一謂二日本一亦有二聖王一謂二天皇一必其國之神兵也豈可二擧レ兵以距一乎卽素旆而自服

參考保元物語新院遷二幸讃岐一條云新院仁和寺ヲ出サセ玉フ御迹ニ不思議ノ事アリケリ淸盛義朝洛中ニテ合戰スベシトテ源平兩家ノ郎等白旗赤旗ヲサシテ東西南北ヘ馳違フ

平治物語待賢門軍條脫文歟云平家は赤はた赤しるし日にえいじてかゞやきけり大はたこしこばた皆おしなべて白かりける

參考平治物語同上云梅壺桐壺雛壺紫宸殿ノ前後東光殿ノ脇ノ壺迄兵ヒシト並居タリ皆源氏ノ勢ナレバ白旗二十餘旒打立タル大宮面ニハ平家ノ赤旗三十餘旒差揚テ云々

又同上云平家ハ赤旗赤驗日ニ映ジテ耀ケリ源氏ハ大旗腰小旗皆並テ白カリケル

又賴朝擧二義兵一條云義經百騎許白旗サヽセテ參タリ何者ゾ左右ナク錦直垂ヲ著白旗ヲサヽセタル事心得ズト宣ヘバ云々

平家物語遠矢條云白はた一旒まひさがりて源氏の船のへにさほつけのをのさはる程にぞ見えたりける

平家物語長門本三位入道參二高倉宮一條云今案二事情一平氏捧二赤色一持レ世是火姓也今旣果報之薪盡而無下可レ令レ放レ光之處上又平氏以二平治之年號一持レ世之事治承之比上下之字具レ水以二黑色水一可レ滅二赤色火一昔平治今治承以二三水之字一作二年號一只本末以レ水失レ火事古今不レ可レ有レ疑者也兼又今年支干金與レ水也故色者白與レ黑也爰尋二其先蹤一者八幡太郎義家捧二白色一白色則金姓也刑部卿忠盛捧二黑色一黑色則水性也金與レ水和合生長

山白群虎中之主張也今見二一猛圖一不レ覺寒毛卓竪吁時哉雲從レ龍風從レ虎各爲二軍中之擁護一又虎名曰二東海天子旌旗勢如三飛作二活龍一高擡頭角處雲自二八垠一從六韜瓜敕テ瓜傳三畧弄レ牙全彌猛西山白清風未レ嘯先周禮春官云司常掌二九旗之物一名各有レ屬以待二國事一日月爲レ常云々

釋名云九旗之名日月爲レ常畫二日月於其端一天子所レ建言二常明一也

金志云近御則又有二日月大繡旗一

湯川某家藏大塔宮錦御旗圖

長不詳　幅二尺六寸七分

白旗　赤旗　黑旗　青旗　黃旗

赤白は染色なり素幡は景行紀にみえ素旆は神功皇后紀にみえたれば其前よりや傳はりけん赤旗は史記に出で赤幟は前漢書に出たれども皇朝に古き所見有や未だ考ず後に源氏は白旗平家は赤旗といふ事は保元平治の頃よりや始なりけん扨旗にもかぎらずゑるしとなすべき物は皆其色を用ゆ故に赤ゑるし白ゑるしの稱あり平治物語判官物語然るに其赤白を用ゆる所以は正しき書に徵とすべきことなし源氏の祖中務卿貞純親王大將軍の宣旨を蒙り月華門混白の幡を賜りしより白色を用ゆ本朝軍器考引二新編纂圖一又古將軍に征伐を命ぜらるゝ時に御旗を賜ふ事あり故に源氏の祖に征伐を命ぜらるゝ事あるに手長白旗を賜ふ事ありよりて後世白色を用ゆといふ說をも同上引けり平家の赤色を用ゆるは其由來ゑるべからず軍器考に平氏の祖日華門の赤旗を賜はるより赤色を用ゆと云說あれ共其由を記せる物いまだみずとあり武用辨畧或書を引て應神天皇御誕生ノ時白旗四旒赤旗四旒產屋ノ上ニ降下ル淸和天皇ノ御世ニ六孫王經基初テ源ノ姓ヲ給リ白布ノ旗ヲ下シ給桓武天皇ノ御世ニハ一品葛原ノ親王ニ初テ平ノ姓

又筑紫合戰條云遠侍をみるに蟬本白くえたる青竹の旗竿ありさればこそ船の上より錦の御旗を賜りけりと聞えしが實なりけりとおもひ云々

又同上云錦の御はた蟬本白くえたる旗竿につく云々

又節度使下向條云三宮中務卿親王五百餘騎にて三條河原へ打出させ給たるに內裏より被下たる錦の御旗を指上たるに俄に風烈吹く金銀にて打て着たる日月の御紋きれて地に落たりけるこそ不思議なれ

參考太平記義貞爲二節度使一條云內裏ヨリ下サレタル錦ノ御旗ヲ差擧タルニ

今出川家今川家毛利家金勝院西源院南都本云錦御旗蟬本白クシタル旗竿ニ付云々

又笛吹峠軍條云山ノ南ヲ陣ニ取テ峯ニハ錦ノ御旗ヲ打立云々

梅松論元弘二年の冬楠兵衛尉正成といふ勇士叡慮を受て河內國に金剛山千破屋といふ無雙要害を城郭に構て錦の御旗を上しかば云々

又云錦の御旗を上たりければ近所の人々國人等馳參ず

又云粟田口の十禪師の前より錦の御旗に中黑のはたさし添て云々

又云將軍の御座舟は錦の御旗に日を出して天照太神八幡大菩薩を金の文字にて打付られたりければ日に耀てきらめきたりし

南朝紀傳云山名一家を催して南朝にまゐり都をせめんのよしを申す南帝則ち刑部少輔顯連にみことのりして錦の御旗を給ふ

又云上杉中務少輔持房を大將として持氏退治のため關東につかはす帝より御旗をくだし給ふ持房頂戴して追發す御旗の御製曰

擘振海中雲幡之手仁東之塵於拂不秋風（チハヤフルヤヘタツクモノハタノテニアヅマノチリヲハラフアキカゼ）

後に上杉山內の重寶天子の御旗といふはこれなり

明德記云山名陸奧守小林ヲ呼テ宣ケルハ云々先年事ノ次アリシ時南朝ヨリ錦ノ御旗ヲ申シ給テ在二予今一此度任二先例一戰場ニ差揚ゲバヤト思ナリ

親長記云延德三年八月廿二日晴今度被レ申レ請二錦御旗一自二武家一令二用意進一之一條前大納言書之

梅花無盡藏云龍虎二詩並敍（關東管領上杉顯定需之蓋管領軍中有二天子之旗一）昔杜參謀レ賊朝庭兵衛之嚴云旌旗日暖龍蛇動蓋天子之旌旗其勢猶二龍蛇飛動一乎且又一嘯之地清風凜然者各西

古今要覽稿卷第百四十二

●器財部

錦旗

錦御旗の初詳ならずといへども筑後國人の傳說に高良山のほとりに三韓を討たせ賜ふ時錦旗を建られし趾有といふ事八幡本紀にみえたり此說うきたる事のやうにいふ人もあれど應永年中蒙古高麗の寇五百餘艘對馬に押寄せし時いづくよりとはしらず大船四艘錦の旗三旒建て大將とおぼしきは女人にて蒙古が船に乘移り軍兵三百餘人手取にして海中に投入といふ事後崇光院の御記にみえたるを思ひ合すればうきたる事にはあらざるべし其後朱雀院の御時元慶年中大藏の春實に錦御旗を賜ひし事秋月系圖にみえ後醍醐天皇の錦御旗太平記にみへたりその錦の御旗には金銀にて日月を打てつくると（太平記）みゆ西土にも天子の御旗には日月を畫く事周禮にみえたり

八幡本紀云筑紫國御井郡高良山のほとりに三韓を討給ふ前かた陣を張らせ給ふ所とて錦旗を建られし遺趾あり（御井郡は筑後なり）

後崇光院御記應永廿六年探題持範言上云六月廿日蒙古高麗一同に引合て軍勢五百餘艘對馬島に押寄彼島を打取之間我等大宰少貳が勢許にて時日をうつさず浦々泊々の舟着にて日夜之間合戰を致之間云々就中奇瑞にて合戰難儀の時節いづくよりとはしらず大船四艘錦の旗三旒建たる大將とおぼしきは女人なり其力量べからず蒙古が船に乘移て軍兵三百餘人手取にして海中に投入畢云々

神明鏡にもこの時の事を記して神靈種々中ニ女人御方ノ船ヨリ出多ノ敵船ヲ覆スとみえたり

秋月系圖云春實對馬守從五位下天慶三年五月三日賜二錦御旗天國刀一追二罰藤原純友一其時大將四人所謂大藏春實小野好古橘遠保藤原正衡也

太平記（笠置軍條）云城の中をきつとみあげたれば錦の御旗に日月を金銀して打て附たる白日にかゞやきて光り渡る

又（大塔宮熊野落條）云日月を金銀にて打て附たる錦の御旗を芋ケ瀨の庄司にぞ下されける

物を重ずる爲に設けたるなり

太平記新田足利確執奏狀條云義貞若宮の拜殿におはして首ども實檢し御池にて太刀刀を洗ひ結句神殿を打破て重寶共を披見し給ふに錦の袋に入たる二引兩のはたありこれは曩祖八幡殿後三年の軍の時願書を添てこめられし御はたなり

井伊家藏源義家朝臣旗袋圖

長二尺八寸八分餘　幅六寸二分餘

紐長二尺一寸餘

四寸五分

又足利殿御上洛條云御先祖累代の白旗あり是八幡殿より代代の家督に傳へて被執重寶にて候ける云々此旗をささせて凶徒を急ぎ御退治候へとて錦の袋に入ながら自是を參らせらる

軍陣聞書云幡袋の事錦たるべし絹にても布にても裏をうつべし色は何色もくるしからず幡のゆる〳〵と入やうに拵べし本末もなくぬひて兩のはしをくみにてゆひ脇にかけさすべし又陣屋にては敵陣に向てかけて可置也

諸書當用抄云旗袋懸さする事陣取の時は前に可㆑懸歸陣には後に可㆑懸也

上野國新田後閑家藏源義家朝臣旗袋

長二尺九寸

橫六寸二分

以下四寸九分

仍諸侯ハ七仭大夫ハ五仭ト云々或書ニ竿ノ長三間一尺最竹ヲ用軍家流々ノ口傳アレバ師ヲ得テ門ニ入ルベシ

爾雅云素錦綢レ杠（注云謂下以二白地錦一韜中旗之竿上）

○釋名

旗竿（源平盛衰記鎌倉年中行事太平記明德記文正記壒囊抄）
幡竿（軍陣聞書）
旗棹（集古十種）
杠（爾雅廣雅）
桿（武用辨畧引）
手附竿（軍陣聞書出陣聞書○旗絹の上に横ざまにわたしたる木をいふ）

山城國久世郡宇治平等院藏源三位賴政旗棹圖
長七尺五寸

小笠原大膳大夫入道長時所藏卷物所載乳付旗竿

旗袋

旗袋の物に見えたるは上野國新田後閑の家に傳ふる義家朝臣の旗袋といふもの始なるべし其制赤地の倭錦に龜甲の紋あり白生絹を以て裏を打長さ二尺九寸巾六寸二分左右共に縫はづしにて其縫はづしの所各四寸五分紅色の二ッ打緒を縫はづしの際の表に横ざまに刺縫にして末を結たり其後若宮の拜殿に錦の袋に入たる二引兩の旗と云事（太平記）みえ又足利殿御上洛の凶徒退治のため先祖累代の白旗を錦の袋に入ながら相模入道より賜はりたるよし（同上）みえたるは皆その

鵝鷺合戰物語云旗の長さ云々絹と布とはこのみによる同旗竿の長さ或は二尋或は三尋云々

壒嚢抄云武具文字云旗竿

體源抄云旗ノ竿ハ長一丈二尺或ハ二尋片腸共云ヘリ

軍陣聞書云手附さほは勝軍木を削りて黑革にて縫くくみて手を附也但勝軍木ばかりはよわき間いかにも性のよき竹を削りそへて黑革にてぬひくゝむべし又黑がねを薄く打もそふる也云々手附さほとは幡の上に横さまに革にてぬひくゝむを手附さほと云也

又云幡竿の事根ほりの竹を可レ用惣の長さ一丈六尺也根ほりの分をばのぞく節はてう也切勝々々とかぞふるなり竿の一二のよをとほして上より手一束置て穴を明てその穴へ黑革をくけて二に取てつぼの方三ふせ計穴へ可レ出そのつぼをば花くりと云也はなくりに幡を附也幡附の緒とも云なりつぼの殘の革にて一上の節の切目にとんぼうむすびをして置也とんぼう前へ可レ向又竿のすゑ一尺三寸計黑革にてくゝむ事あり略儀也

又云竿をば幡指の中間を可レ持也　竿持たる中間は幡指よりさきへ可レ行なり

出陣聞書云旗の事手附竿には必勝軍木を可レ用木ばかりにては弱し竹をうすくゝとけづりて添べし

又云侍大將のはた竿長さ一丈二尺なり

扇鏡云旗竿をほる時名せん吉(名ノトナヘノヨキ也)所のをほるなり玉女の方へなほすなり

又云旗竿にはたつくる時は鷹をつなぐ如く附也

貞丈云ハタノ緒二筋ヲ一ツニ取テ竿ノ緒ノワナヘ通シ片ワナニ結テ三ツグミニクミテ置ナリタカヲツナギテ大緒ヲクミタルヤウニ見ユルナリ

諸書當用抄云竿の先を革にて縫くゝみて穴をあけ引とほしとんぼう頭に結也

又云旗竿(根共ニスル也)の長さ一丈二尺三寸也但たかばかりの定旗絹は二幅旗又竿をば甲乙壬癸庚申此日吉也丙丁戊巳惡日なり

弓法私書云旗竿の事節は半なり堀たる根の土つきより上の節よりかぞへる也竿の先を黑皮にて包て穴をあけてとんぼうがしらに結て其あまりの緒を竿の内へ出してそれにてはたをゆひつくる也先包む黑皮手一束計なり竿の先を縫くゝむなり

武用辨畧云竿或樺ニ作杠亦同廣雅ニ天子ノ杠ハ高九

旗竿　手附竿

旗竿は根ほりの竹を用ゆ（軍陣聞書）長さは一丈六尺（同上鶴鷺合戰物語）或は一丈二尺（出陣聞書）また一丈二尺三寸（諸書當用抄）三間一尺（武用辨略）とあるは旗の大小によりて竿の長短も異なるなり廣雅に天子杠高九仭諸侯七仭とみゆ仭は周尺八尺をいふなれば皇朝の制よりは甚だ長きものなりさて竿の先を黒皮にて包み穴を明て緒を通しとんぼうむすびをしてこれにはたをつくるなり（弓法私書）はたの緒二筋を一つに取て竿の緒のわなへ通し片わなに結て三つぐみにくみて置なり（貞丈説）また幡の上に横ざまにわたしたる木を手付竿といふこれは勝軍木を削りて黒皮にて縫くゝむ木ばかりにてはよわき故性よき竹を薄くけづりて添ると（軍陣聞書出陣聞書）みえたり

平家物語（小松殿教訓條）云ゑんにも居こぼれ庭にもひしとなみゐたりはたざほども引そばめひきそばめ馬のはるびをかため

源平盛衰記（入道院參條）云サシ入テ見賜ヘバ入道已ニ腹巻ヲキタマヒケル上ハ云々縁ニ居コボレテ庭ニモヒシトナミ居タリ馬ノハルビツヨクシメテ手綱打カケ打カケ旗竿ドモ引ソバメ

鎌倉年中行事云御旗シタテ被レ申役人設樂御旗ヲ持テマカリ出御旗竿之蟬口ニ附ケ申ス

太平記（筑紫合戰條）云遠侍をみるに蟬口白くゑたる青竹の旗竿あり

又（同上）云錦の御はた蟬本白くゑたる旗竿に附く云々

又（將軍上洛條）云佐々木佐渡判官入道ハ云々大手ノ合戰半ナラン時思モ寄ラヌ方ヨリ敵ノ後ヘ懸出ント旗竿ヲ引側メ云々

參考太平記（義貞爲節度使條）云内裏ヨリ下サレタル錦ノ御旗ヲ差擧タルニ

今出川家今川家毛利家金勝院西源院南都本云錦御旗蟬本白クシタル旗竿ニ付云々

梅松論云少貳頼尙は旗の横紙にあやいがさを附たりこれは御眷屬御靈影向ありて蟬口に御坐の故に昔より當家の庭訓なり

義貞記云旗ハ絹布人々ノ好、家ノ先規ニ依ルベキ歟云々旗竿長サ一丈二尺或ハ二尋片脇トモ云リ

明德記云上總介ノ旗差モ大勢ノ中ニ懸入テ旗ヲバ竿ニ巻添テ散々ニ切テ廻リ云々

文正記云旗竿引側メ云々

同上

細川家臣大矢野某家藏菊池家旗紋圖

花葉トモ緣銀絲筋金絲莖萌黃帶紫

武藏國品川法藏寺藏楠正成旗紋圖

同上

參考太平記〈武藏野合戰條〉云三萬餘騎ニ引兩ノ旗ノ下ニ將軍ヲ守護シ奉ル云々

又〈笛吹峠軍條〉云麓ニハ云々中黑樓櫚葉梶葉ノ紋書タル旗共云々

異本太平記〈旗文日月地ニ落事〉云內裏ヨリ被下タル錦ノ御旗云々月日ノ御文剪テ地ニ落タリケルコソ不思議ナレ

明德記云赤松上總介義則一千三百餘騎ニ條猪熊ニ松文字書タル大旗ヲ眞前ニ進タリ

又云山名中務少輔赤松勢ノ眞中ヘ曳聲ヲアゲテ切入テ三引兩ノ大旗ト松ノ文字書タル赤旗ト合ツ別レツ廻リ合フ

又云一色左京大夫云々サシモ廣キ內野ノ末二條ノ大路ニモ餘ル計ニ見タリケリ二引兩ノ大旗搖メキ進ム

船上記云長年が一族名和七郎は謀ある者なれば白布五百端有けるを旗にこしらへ松の葉を燒て煙にふすべ近國の宮方幷人の知たる武者の紋を旗に書て此の木の本彼の峯にぞ置ける此旗ども峯の嵐に吹れて陣陣にひるがへり山中に大勢充滿したる樣に見えければ近所の軍勢我も〳〵と馳附ける

體源抄云旗ハ人ノ好云々又家ノ文計モ云々

軍陣聞書云幡に紋を書には三に折て上の一の折めのきはへさげて墨にて書て其上にうるしをうすく引なり紋の上に八幡大菩薩氏神其外信仰の佛神を勸請申也

又云侍大將などさす幡半幡とも云なり又射手幡とも云也布二(フタ)のなり長さは六尺也是も三に折て上の一の內に折目のきはへさげて紋を可レ書是も紋の上に佛神を勸請申也此時は幡さほの長さ一丈二尺にもするなり吉日吉時をえらび東南陽の方へ向てすべき也

諸書當用抄云えるしには三社五社まで は 可レ然人の不レ知神などは不レ可レ然氏神をゞば書之惣而八幡大菩薩本なるべし天子は旗の紋日月を打也

又云新田足利のながれはきりのとうをきるなりひきりやうは公方樣御紋なり是も同前新田もきる也引領は陣にては足利殿にはする也新田は大中黑なりたとへば惣而足利殿引領被附事は多々良濱合戰之御吉例也昔日は白旗なり難儀に御逢候時小家にかけ置し處家の煤かゝり二筋引領出來候其時勝軍ゆへ御吉例を以取附云々

對ニ云々
星移集云近國他國ノ牢人幷ニ志ノ大名小名ハセ集リ結城ノ城ヘ栖籠ル本ヨリカマヘキビシ云々二ッ引左巴クキ貫梶ノ葉ノ紋書タル旗共其數風ニ飛テ滿々タリ
太平記(新田足利確執奏狀條)云中黑の旗三十餘ながれ月に星片引兩そは折式に三文字書たる旗龜甲すそごの瓜の紋れんせん三ぼし四つめ結赤はた水色三すあま家々の紋かいたる旗三百餘ながれ大中黑月に星左巴右巴丹兒玉の團扇のはた三十餘ながれ牡丹のはた扇のはたたゞ二ながれ
又(同上)云義貞若宮の拜殿におはして首ども實檢し御池にて太刀刀を洗ひ結句神殿を打破て重寶共を披見し給ふに錦の袋に入たる二引兩のはたありこれは曩祖八幡殿後三年の軍の時願書を添てこめられし御はた也きとくの重寶といひながら中黑のはたにあらざれば當家の用に詮なしと宣ひける云々
又(菊池合戰條)云菊池態と小貳を耻しめんが爲に金銀にて月日を打て附たる旗の蟬本に一紙の起請文をぞ押たりける
又(先帝船上臨幸條)云名和七郎と云ける者武勇の謀ありければ白布五百端有けるを旗にこしらへ松の葉をふすべ近國の武士共の家々の文を書て此の木彼の峯にぞ立置ける
又(瓜生擧旗條)云宇都宮美濃將監と天野民部大輔と寄合て四方山の雜談の次に家々の旗の文共を沙汰しける所に誰とは不知末座なる者二引兩と大中黑と何れか勝れたる文にて候やらんと問ければ美濃將監文の善惡をば暫く置て吉凶をいはゞ大中黑程目出度文はあらじと覺ゆその故は前代の文に三鱗をせられしが滅びて今の世に二引兩に成ぬ是を又亡さむずる文は一引兩にてこそあらんずらむと申ければ天野民部大輔勿論に候周易と申文には一文字をばかたきなしと讀て候なるされば此御紋を如何樣天下を治めて五畿七道を悉敵なき世に成しぬと文字に附て才覺を仕ければばなく笑戲ければ云々
又(節度使下向條)云三宮中務卿親王五百餘騎にて三條河原へ打出させ給云々俄に風烈く吹て金銀にて打て着たる日月の御紋きれて地に落たりけるこそ不思議なれ

古今要覽稿卷第百四十一

●器財部

旗紋

旗に紋つくる事皇太子の天皇に請て旗幟にゑがくと（日本紀）みえたるは紋つけし事ならんその後は絶て久しく旗紋の事みる所なく義家朝臣の頃に至ては神號引兩筋などをかきそののち千葉介常胤新調の旗には神號の下に鳩二つむかひしさまをぬふ（東鑑）又源氏白旗平氏赤旗とみえたるはたゞ染色にて分ちたるなりその頃にも金剛童子倶利加羅明王をかく（平家物語長門本）畠山の旗の注に小紋の藍革を押などいふもあり建武の頃に及びては天子の御旗には日月を金銀にて打てつくそのほかさま〴〵の紋出來て銘々のゑるしそなはれり

日本書紀（推古紀）云皇太子請二于天皇一以作二大楯及靫一（靫此云二由岐一）又繪二于旗幟一

太子傳云太子議作二大楯及靫一又繪二于旗幟一

平家物語長門本（熊野別當參源氏方條）云旗の文には金剛童子倶利加羅明王を書奉りて云々

又（畠山初參上條）云重忠が四代のおほぢ十郎武綱初て參り此旗をさして御供仕て先陣かけて則かの武衡追伐せられし時軍兵重忠が此旗をさして卽時に打落し候き云云我日本國を打平げんほどは一かう先陣を勤すべし汝が旗には此皮をすべしとて藍革一文つかはされけるとかやそれよりしてぞこもんの旗とは申ける

又（義仲最後合戰條）云按の如く庄四郎うちはの旗さゝせてまづ先にすゝみて出來る

又（同上）云去程に兒玉黨うちはの旗さゝせて出來云々

源平盛衰記（畠山推參條）云汝ガ旗ノ餘リニトリカヘモナク似タルニ是ヲ押セトテ藍皮一文ヲ賜リ下シ給ヘリ其ヨリ畠山ガ旗ノ注ニハ小紋ノ藍皮ヲ押ケルナリ

東鑑（寶治元年六月五日條）云今曉雞以後鎌倉中彌物忩云々公義差二揚五石疊文之旗一進二于筋替橋北邊一

又（寬喜二年二月卅日條）云召二聚去夜進レ旗之輩一於二御所一武州對面給各不レ存二異儀一進レ旗尤神妙但無二其由緒一騷動向後固不レ可レ進云々旗者任レ文悉以被レ返二下之一

又（文治五年七月八日條）云千葉介常胤獻二新調御旗一云々有二白絲縫物一上方伊勢太神八幡大菩薩云々下縫二鳩二羽相

タル日月ノ御紋切レテ地ニ墮タリケルコソ不思議ナレ

毛利家本云日月ノ御紋切テ地ニ墮ケルヲ御旗差ノ秦ノ久武周章テ是ヲ取云々

梅松論云千葉大隅守がはたさしたゞ一騎河をわたされじと打入ける

明德記云上總介ノ旗差モ大勢ノ中ニ懸入テ旗ヲバ竿ニ卷添テ散々ニ切テ廻リ

又云山口五郎家喜五郎森下六郎旗津兵庫志賀野八郎小鴨入道父子幡差渡部六郎太郎ヲ始トシテ云々

了俊大草紙云其日の御はたの役の事誰にても主人のはからひにてつとめさせられ候事也心持あり口傳人の品々によらぬ事也其故は侍の勤る事もあり中間雜色のつとむる事もありまたみづからさゝせらるゝ時もあり他に不レ可レ知レ之

又云御旗之役人に副て五人三人もたすくること也其人も御覽はからはるゝ次第也兼て又御はたを取付候時縱ひ役人にても御旗の前を横に透るべからす

軍陣聞書云竿をば幡指の中間も可持也竿持たる中間は幡指よりさきへ可レ行なり

に御旗差御幡ヲ奉請取大御門ヨリマカリ出馬ニ乗ルと見え太平記に鳩の飛ゆかんするに任せて向ふべしと下知せられければ旗差馬をはやめて鳩の跡に付て行とみえ平家物語に旗差はきちんの直垂に小櫻を黄にかへしたる鎧をきたるよしみえ軍陣聞書に竿をば幡指の中間を可レ持也といひ了俊大雙紙には侍の勤る事もあり中間雜色の勤ることとあるとみえたれば時に臨てさだむるものなるべし

參考平治物語（牛若奥州下向條）云彼等ヲ語ヒテ平家ヲ滅サン時旗サシニセバヤト思ヒテ云々

平家物語（一二ノカケノ條）云はたさしはきちんの直垂に小櫻を黄にかへしたる鎧云々

平家物語長門本（筑摩川合戰條）云兩方ひしと戰ふ程にあなたこなたの旗さしもうたれにけり

東鑑（壽永二年八月八日條）云三河守範頼爲ニ平家追討一使レ赴ニ西海一午剋進發旗差（旗卷）一人

又（文治五年七月十九日條）云長茂成ニ喜悦一候ニ御供一但爲ニ四人一差レ旗之條有ニ其恐一可レ給ニ御旗一之而依レ仰用ニ私旗一訖于レ時長茂談ニ傍輩ニ云見ニ此旗一逃亡郎從等可ニ來從一云々

又（同上）云御進發儀先陣畠山次郎重忠也云々凡鎌倉出ニ御勢ニ一千騎也次御駕（御弓袋差御旗差御甲着等在ニ御馬前一）

鎌倉年中行事云御出ノ時御旗差中門御妻戸ノ前ニ致ニ伺候一御幡シタテ被レ申役人設樂御旗ヲ持テマカリ出云々御旗差御幡ヲ奉ニ請取一大御門ヨリマカリ出馬ニ乗ル其間ハ御旗ヲバ被管ニモタセ馬ニ乗テ後御旗ヲサス

承久記云駿河次郎先樣ニ渡タル者共サゾ思ラン旗差向ニ渡リタリ

太平記（尊氏願書を篠村八幡宮に籠らるゝ條）云山鳩一つがひ飛來りて白はたの上にへんほんす是八幡大菩薩の立かけりて守らせ給ふしるし也此はとの飛ゆかんずるに任せて向ふべしと下知せられければはたさし馬をはやめて鳩のあとに付て行ほどに云々

又（京軍條）云佐々木と土岐と搔楯の內へ入て敵の陣へ入替らんとしけるが廻る程も猶遲くや覺けん佐々木が旗差堀次郎竿ながら旗を內へ投入て云々

又（龍泉寺合戰條）云其旗差高岸に馬の鼻を突せて上りかねたるを見て相模守自走り下りて其旗ををつ取て云々

參考太平記（義貞爲節度使條）云俄ニ風烈吹テ金銀ニテ打テ付

和州吉野郡和田村民家藏乳付旗圖

長三尺一寸三分强　朱圓經六寸八分

○釋名

のぼり

南朝紀傳○のぼりとは旗の風に吹揚られ竿をつたひてのぼるによりて名付しなるべし然るに本朝軍器考引ニ大諸禮ニ云ノボリノ乳付ル事竹ノ本ヨリ順ニツケテノボル也ト云ヿアレバ乳付ル式ニヨリテカク名付シニヤといへるいかゞあらん

縫くるみ

本朝軍器考○甲斐の武田の家にて作り始めたるものにて乳を付べき所へ革幷に布の類を一樣に縫つけて竿を通すやうになりたるものなり

乳付旗

武用辨略○竿を通すべきために乳を付たる故に乳付旗といふ

まねき

本朝軍器考補正○竿の蟬口に吹ながし旗をつけたるなりこれをまねきといふは風にふかるれば人の手にてまねくさまにみゆればなづけしなるべし

○正誤

南朝紀傳云夏畠山政長將軍の命を背く同義就兵を催して河內國に向ひ萱振に於て合戰政長義就一家たるにより旗の色同じ敵味方わかちがたき故に政長のぼりをつくるこれ本朝のぼりのはじめなり

按に政長のぼりの旗をつくるこれ本朝のぼりの始めとあれどもそれより前義貞朝臣旗といひ傳へしも藥師寺次郎左衞門旗といふものも共に乳付たるものなれば康正年間に初て作り出せりといふはいかゞあらん

旗差

旗差は旗をもつ役人なり旗は大將在所のしるしなれば大將馬首の先に從ひてゆくことなり鎌倉年中行事

吉野山櫻本坊所藏後醍醐天皇御幡
長一丈三尺八寸
白地二尺九寸
赤地三尺四寸
白三尺四寸
赤三尺四寸
白三尺四寸
赤三尺四寸
白二尺九寸
小笠原大膳大夫入道長時藏卷物所載旗
同上
外へまくり下のごとくぬふべし
八幡大菩薩
天照皇太神宮
春日大明神
上の乳一所に二つ宛つくべし乳のかず廿八但私云廿七能候口傳
外へまくりぬふべし
此ぬひやうふせぬひなり
下の乳一所に二つ宛可ㇾ付なり

見シニイカニモ縫クルミニテハアリシ但シ孫子ノ旗ナド云物ハ韋ヲモテ乳作レルナリサレバ武田ノ旗コトゞゝク皆縫クルミ也ト心得シ事ハヨカラジ

同上家藏後村上天皇所賜御旗圖

長二丈一尺　幅一尺三寸餘

横瀬家藏新田義貞朝臣旗圖

長二尺三寸二分　幅二尺四寸五分

同上

長五尺五寸七分　幅二尺四寸五分

小畑勘兵衛家藏武田家旗圖

長一丈二尺六寸四分　幅二尺六寸四分

疾如風徐如林侵
掠如火不動如山

者ノ如シ故ニ旒ト云和漢共ニ之ヲ用ユ
又云指物云々乳アルヲ小旗ノ指物ト云ベシ云々今云乃保利四半又說アリ一說ニ絹一幅半四方ノ小籏ト云リ又籏ト云ハ一幅ニテモ二幅ニテモ竪ヘ長キヲ云トゾ古老ノ曰四半ハ四方ノ半分タリ譬ヘバ竪六尺橫三尺此ノ如シ餘モ亦準テ尺ヲ究ベシト不審先當代用ル所ハ別也尤長幅不定也ト雖所詮何尺ニテモ四方ノ尺ヲ定又其半ヲ分加テ長ミトス譬バ長一尺五寸ニ幅一尺也是一尺四方ノ物ニ尺半ヲ加冠シメタル物尤乳ナク三所ニ革ヲ用蟬口縫ザル所アリ或人曰尺寸ノ法其役ニ因リ將ノ定モアリト云々又四方ト云アリ紛然トシテ同聲ニ呼來之ヲ幟半トス小籏ト云ガ如シ幟幡ト書ハ誤也
愚得隨筆云今ノノボリハ康正ノ比ヨリ始レリソレヨリシテムカシ旗ハ森林ニ掛リテアシキトテスベテ近世乳付ノ乃保利ニナレリ又武田信玄ノ工夫ニテ乳ヲヤメテ袋ニ、セシモアリ
康正の比よりといふは誤也正誤に辨ず
又云或云近世ノボリヲ仕立ルニ乳ヲ付ル所ニ☒如此縫ハ口ニ从ヒ十ニ从フ則叶ノ字ナリ☆如此縫ハ木火土金水ノ五行ナリ則五行ト云ナリ俗ニ清明力判ト云アヤマレリ卌如此縫ハ五橫四竪則九字文臨兵鬪者皆陳列在前是ナリ
又云小旗ヲ指物ニセシヲバ腰小旗ナド、イヒシ
又云上古ノ旗ハ近世ノゴトク乳付ハナク罥連付ノ旗ナリ

大和國吉野郡賀名生鄉和田村堀源次郎家藏
後醍醐天皇所賜御旗圖
長三尺三寸七分餘

本朝軍器考云縫クルミトイフ物ハ甲斐ノ武田ノ家ヨリ出來シナド世ニテ申ス歟其諏訪法性ノ旗ト云物ヲ

古今要覽稿卷第百四十

●器財部

のぼり旗 縫くるみ まねき

乳付旗は後世の物にて古には見えず觀應年中小淸水合戰の時藥師寺次郎左衞門兩方に赤き手をつけたる旗をさすと(太平記)見えまた新田義貞朝臣旗といひ傳しものも(集古十種)有大和國吉野郡堀源次郎所藏後醍醐帝賜ところの旗と(同上)いへるもともに乳付たるものなれば其ころよりやはじまりけん玄かるに南朝紀傳に康正年間に畠山政長義就兩人家督を論じて合戰に及たるに同姓なれば旗の色同くして敵味方の分別知難しとてこれにわかちて政長のぼり旗をつくる是のぼり旗のはじめといへるはいかゞなり抑亂軍の時木にかゝり風になびく患少くして便利なればその制一變せしなりいまのぼりのかしらにまねきとて別に古の吹ながし旗のごとくなるものをつけまた縫くるみなどいふ制もありみな後世征戰の繁ければ樣々のことをたくみ出せるなり

太平記(小淸水合戰條)云藥師寺次郎左衞門公義は今度の戰如何樣大勢を憑で御方爲損じぬと思ひければ彌〻吾大事と氣を勵しけるにや自餘の勢に紛れじと絹三幅を長さ五尺に縫合せて兩方に赤き手を著たる旗をぞ差たりける云々原三郎左衞門義實只一騎馳向て是を見るに三幅の小旗に赤き手を兩方に著たりさては敵也云云

小笠原大雙紙云御旗のちをばみそきぬといふ也

諸書當用抄云乳は横せうぶ革地をこぶしに差べし

和漢三才圖會云源氏白(風袋一文字紅色)平氏赤(同白色)藤氏淺青(同蕉色)橘氏黃(同水色)如二諸家一旗色任レ意自有二家風一其長短不レ定大抵長一丈八尺二幅或三幅綠以レ布縫二附小耳一俗呼曰二之乳一乃入レ杠(サヲ)締(ヲワナ)也是近代之製爲レ風不レ纏而良其乳數二十八(表二天二十八宿一)或三十六(表二地三十六禽一)兵家者流口傳有二異說一(不レ許レ之)

武用辨略云惣ジテ上古ノ旗ハ哥連付也乳付ノ旗ハ後ノ制也竹木ニ懸テ自由惡キヲ以ノ故也

又云耳附旗ハ近代ノ作也幅ト幅トノ縫合タル所ハ伏縫也旒ハ即旗足也陳氏ガ曰水流テ趨リ下ル冕ノ垂ル

節旗

貞觀儀式管見記

釋名云日月爲レ常畫ニ日月於其端一天子所レ建言ニ常
明一也

旌

日本紀倭名類聚鈔詩經○釋名云旌精也言三其有ニ精
光一也

旗

日本紀延喜式倭名類聚鈔東鑑○同上云熊虎爲レ旗
旗期也言三與レ衆期ニ于下一也軍將所レ建象三其猛如ニ
熊虎一也

旂

詩經禮記○同上云交龍爲レ旂旂倚也畫ニ作兩龍相依
倚一通以ニ一赤色一爲之無ニ文采一諸侯所レ建也

旃

同上云通帛爲レ旃旃戰也戰々恭レ己而已三孤所レ建
象レ無レ事也

旟

詩經○同上云旟譽也軍吏所レ建急疾趨レ事則有ニ稱
譽一也

旆

爾雅○同上云雜帛爲レ物一作レ旆以ニ雜色一綴ニ其邊一
爲ニ燕尾一將帥所象レ建ニ物雜一也

旐

詩經○同上云龜蛇爲レ旐旐兆也龜知ニ氣兆之吉凶一
建ニ之於後一察ニ度事宜之形兆一也

旞

同上云全羽爲レ旞旞順滑貌、以上九種は周禮に司
常の掌れる九旗の名なり

幡

日本紀續日本紀軍防令延喜式倭名類聚鈔貞觀儀式
前漢書

旛

後漢書

幟

日本紀延喜式史記前漢書

纛幡

軍防令延喜式前漢書

幢

續日本紀延喜式

標

延喜式貞觀儀式清異錄

○和歌

萬葉集卷第二 相聞

高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌
挂文忌之伎鴨云々御軍士乎安騰毛比賜齊流鼓之音
者雷之聲登聞麻低吹響流小角乃音母一云笛乃音波敵見有虎
可叩吼登諸人之協流麻低爾一云聞惑麻低指擧有幡之靡者云
云

○釋名

はた

日本紀傍訓倭名類聚鈔平家物語同長門本承久記太平記○はたは風にはためくものゆへ名附しなるべし然るに萬葉集註に波は長き義なり太は手なり手の長くかゝりたれば波太といへりまた軍器考餘宇治田忠卿著或説を引、幡ノ訓ハ鰭也鰭俗ニハヒレト云物ナリソレ魚ハ静ナル時ハヒレヲヲサメ動ク時ハヒレヲ建テ風波ヲ厭ハデスミヤカニ行ク物ナリ此鰭ノ訓ヲ借テ幡ヲ波太ト云といひ和訓栞には羽垂乃義旗には幾旒といふこと延喜式にみゆとあり軍器考餘に萬葉集註の解をなじりて此説イカヾアルベキ手ノ長クカ、リタルヲ幡ト云ンニハ延喜式ニ見エタル阿禮幡ト云フ物手ト云ン長キ物モナケレバ此訓義是非オボツカナシサレバ手ナキ幡ナリトモ相假借シテ波太ト云ンモイタク差ヒ侍ラン去かるに貞丈の説に旗ノ手トイフモノハ別ニ作リ添ルニアラズ即旗ノ幅ノスソノ方ヲ手ト云也風ニヒラメキマネクモノナル故手ト云也後代ハ乳附旗ノ上ニ半幅ノ巾ヲ附テコレヲ手ト云コレモ前ニ同ジ意也旗ノスソノミ手ト云ニアラズとみえたりこれらの說みな信じがたし弘賢曰手とは手足の手にあらず手は借字にて正字は樣の字なり卽さまといふ義なり古今集雲のはたてに物ぞ思ふ菅家萬葉天の原はるばるとのみ見ゆる哉雲のはたても色こかりけり袖中抄に引る順朝臣の假名序に思ふ心くものはたてに有物から云々これら皆はたの樣と解してよくかなへり源語にふところでうしろで書法にあしで水でなどいへるも共にさまの義なると同意なり世俗磁器の錦手といふものゝ漢名を十錦樣といへり卽其義なり然るに旗のすその方を手といふ乳附の上の半幅を手といふと云はともにあやまりなり

常

右諸家の旗の圖の內には信用しがたきものも無にあらざれどもしばらく傳寫にしたがひてこれを載す

本朝軍器考圖式所載纛幡圖

同上所載朱雀旗圖

同上所載玄武旗圖

同上所載白虎旗圖

横瀬家藏新田義貞朝臣旗圖

長六尺六寸四分　幅一尺三寸三分

以竹製之

四問去皮三分

同上

長九尺七分　上幅一尺三寸四分　下幅一尺二寸

同上

長一丈七寸　幅二尺五寸七分　此二旒共末方損失

三國天照皇太神神

八幡三所大菩薩

春日和光大明神

同上

長一丈七寸　幅二尺五寸七分　此二旒共末方損失

毛利家藏大内氏旗圖

長七尺八寸　幅一尺八寸　地白晒布紋黒縫マクリナシ

同上

式正之製也　長七尺八寸　幅二尺七寸　地、厚絹精好二幅　杉立、勝負革　上、生絹ノ色ナラン今ス、ハ色ノ如シ　中、淺黄色　下、紺色　紋黒

攝津國大坂商家岡野新次藏赤松律師則祐旗圖

紐組長二尺四寸二分　長七尺　幅一尺三寸八分

八幡大菩薩

松

紺革ヲ以包之

鉄鈴大如圖緒品革旗左右之紐之間ニツクルト云

大和國吉野郡賀名生鄉和田村堀源次郎家藏後村上天皇所賜御旗圖

長五尺八寸五分　幅一尺五寸八分

攝津國多田院藏源賴光朝臣旗圖

長三尺三寸九分
幅二尺六寸二分
地白紋白紐同

河内國葛井寺藏楠正成旗圖

長三尺二寸七分
幅七寸九分

非理法權天

同上藏備後三郎高德旗圖

長三尺五寸
幅二尺五寸

天地

嘉曆二五月初三

閑關而有主有臣有親有子厚禮
義以仕此人道然下詮上者天不
容之其罪無所逃故志士仁人未
生無害仁殺身有為仁吾身雖不
肖戴天荷主恩空隱何地故頃短
才碎肺肝成謀計時為范蠡忌二
族共合再君重會誓恥與吾徒者
一叉不惜生命輕塵芥欲勝戸軍
門

備後三郎
高德

井伊家藏源義家朝臣旗圖

長九尺　幅一尺七寸五分
地白布二幅合目一寸バカリ白絲二條ニテ二行ニ縫裏ノ縫目
表ヘ出サズ　キクトヂ藍革

八幡大菩薩

熊谷次郎直實旗圖集古十種所載所藏未詳

長八尺一寸五分餘　幅一尺三寸三分

同上

長一尺七寸二分餘　幅七寸二分

同上

長一尺八寸二分　幅六寸八分

天照皇太神宮
八幡大菩薩

同上藏貞平親王旗圖

長二尺九寸三分　幅一尺二寸九分

同上藏赤松則祐旗圖

長四尺五分　幅二尺五寸

同上藏足助次郎重範旗圖

長三尺五寸八分　幅二尺五寸

同上藏源滿政旗圖

長三尺五寸　幅一尺二寸九分

孔氏雜說云突厥畏李靖徙牙於磧中牙者旗也東京賦竿上以象牙飾之所以自表識也太守出有門旗其遺法也

宋朝會要云建隆四年將郊祀陶穀建議取天文北角攝提之象作攝提旗及北斗二十八宿十二辰五嶽五方神五鳳四瀆等旗

管子云九章置則兵治士勇矣一曰擧日章則晝行二曰擧月章則夜行三曰擧龍章則水行四曰擧虎章則林行五曰擧鳥章則行坂六曰擧蛇章則行澤七曰擧鵲章則行舶八曰擧狼章則行山九曰擧韓章則載食而駕（注章即旗也）

又云葵邱之會天子致胙於桓公賞服大路龍旗九斿渠門赤旂（注渠門旂名）

逸雅云交龍爲旂旂々倚也畫作兩龍相依倚也通以赤色爲之無文采諸侯所建也

又云旐兆也龜知氣兆之吉凶建之於後察度事宜之形兆也

黃帝內傳云玄女爲帝制玄纛十二以主兵

太平御覽云纛六口大將中營建出引六軍古者天子六軍諸侯三軍今天子十二諸侯六軍故有六纛以總軍

衆書格致鏡原所引（古今事物考以下引）

攝津國天王寺藏平行盛旗圖
長三尺三寸八分　幅一尺二寸九分

南無阿彌陀佛
平行盛
源空

同上藏平淸經旗圖
長二尺五寸五分　幅一尺二寸九分

南無阿彌陀佛
平淸經旗也
文治三丁未年四月一日　爲廻向書之　源空

隋書（禮儀志）云凡旗太常畫三辰旂畫青龍旟畫朱雀
旌畫黃麟旗畫白獸旐畫玄武皆加雲其旜物在
軍亦畫其事號加之以雲氣徽幟亦如之旌節又
畫白獸而析羽于其上
又（盧賁傳）云高祖受禪命賁淸宮因典宿衞賁奏改周代
旗幟更爲嘉名其青龍騶虞朱雀玄武千秋萬歲之旗
皆賁所制也
唐六典（武庫令）云旗之制三十有二一曰青龍旗二曰白獸旗
三曰朱雀旗四曰玄武旗五曰黃龍負圖旗六曰應龍旗七
曰龍馬旗八曰玉馬旗九曰鳳凰旗十曰鸞旗十一曰鵕鸃
旗十二曰太平旗十三曰麒麟旗十四曰飛麟旗十五曰飛
黃旗十六曰駃騠旗十七曰白澤旗十八曰五牛旗十九曰
犀角旗廿曰金牛旗廿一曰兕旗廿二曰三角獸旗廿三曰
角端旗廿四曰吉利旗廿五曰騼䮧旗廿六曰騶牙旗廿七
曰黃鹿旗廿八曰白狼旗廿九曰赤熊旗卅曰辟邪旗卅一
曰苣文旗卅二曰及旗周禮司常掌九旗之名物日月爲
常交龍爲旂通帛爲旜雜帛爲物熊虎爲旗鳥隼爲
旟龜蛇爲旐全羽爲旞析羽爲旌列子曰皇帝與炎
帝戰于阪泉之野以雕鶡鷹鳶爲旗今白澤旗朱雀
辟邪玄武等旗金吾隊所執青龍白獸麒麟角端赤熊等
旗左右衞隊所執鳳凰飛黃吉利兕旗太平等旗驍衞隊
所執五牛飛麟駃騠鸞旗犀牛鵕鸃騼䮧等旗武衞隊所
執應龍三角玉馬白狼龍馬金牛等旗領軍隊事執黃龍
負圖黃鹿騶牙蒼烏等旌咸衞隊所執苣文旗脚爲苣
文及旗火爛燔也
又云二曰纛後漢有纛頭每天子行幸反大軍征伐則
建于旗上隋煬帝親征遼左每百人置一纛皇朝
因而用之
又（大僕寺）云五輅皆重輿左青龍右白獸金鳳翅畫苣文
鳥獸黃屋左纛金鳳一在軾前十二鑾在衡二鈴在
軾云々樹羽輪金根朱班重牙左建十有二旒皆畫
升龍其長曳地青繡綢杠右載闟戟長四尺廣三尺
黼文旂首金龍頭銜錦結綬及緌帶垂鈴金鍐方釳
揷翟尾五焦鏤錫鞶纓十二就
古今事物考云我明鹵簿有肅靖金鼓白澤門旗黃旗龍
旗日月風雲雷雨五星二十八宿等旗共一百二十五面
又云明朝鹵簿有絳引幡五對傳敎幡五對告止幡五對
信幡五對
山堂肆考云將軍之旗曰牙取其爲國爪牙也旗立
於將軍帳前故曰牙帳

又同上云建レ旐設レ旄搏二獸于敖一
又同上云牧人乃夢衆維魚旐維旟云々旐維旟矣室家溱々
集傳云旐郊野所レ建統レ人少旟州里所レ建統レ人多
又桑扈云君子來朝言觀二其一旂其旂淠々鸞聲嘒々
又蕩云四牡騷々旟旐有レ翩
書經周書云厥有二成績一紀二於太常一
注云太常王者之旗也畫二日月之象一有レ功者紀二之於
上一
禮記曲禮云前有レ水則載二靑旌一
注云載所レ謂擧二旌首一所二以警一レ衆者也
又明堂位云有虞氏之旂
周禮春官云交龍爲レ旂
又同上云析レ羽爲レ旌
又同上云鳥隼爲レ旟
注云鳥鳳也畫レ鳳以象二其德一畫レ隼以象二其威一
又同上云巾車玉路建二太常一
疏按司馬法夏以二日月一上レ明商以レ虎上レ威周以レ龍
上レ文
史記周本紀云武王持二大白旗一麾二諸侯一
漢書田蚡傳云之二曲旃一注云旃旗之名也

又鮑宣傳云宣坐二大不敬一下レ獄博士弟子王咸擧二幡大學
下一曰欲レ救二鮑司隸一者會二此下一
又高帝紀云黃屋左纛
注李斐曰纛毛羽幢也在二乘輿車衡左方上一上注レ之
蔡邕曰以二犛牛尾一爲レ之如レ斗或在レ騑或在レ衡應劭
曰雉尾爲レ之在二左驂當鑣上一
又韓延壽傳云植二羽葆一
注云羽葆聚二翟尾一爲レ之亦今纛之類也
爾雅云有レ鈴曰レ旂
注云縣二鈴于竿頭一畫二交龍於旒一
又云繼レ旐曰レ旆
註云帛續二旐末一爲二燕尾一者
又云旄首曰レ旌
註云載二旄於竿頭一如二今之幢一亦有レ旒
又云錯二革鳥一曰レ旟
注云此謂下合二剝鳥皮毛一置中之竿頭上卽禮記云載二鴻
及鳴鳶一
又云緇黃克幅長尋曰レ旐注云帛全幅長八尺
列子云黃帝與二炎帝一戰二於阪泉之野一帥二熊羆狼豹貙
虎一爲二前驅一鵰鶡鷹鳶爲二旗幟一此以レ力使二禽獸一者也

するなり
又云勸請の針はかへさでとゞめて又上を七針ぬふを云也
又云きぬ二はたばり又布にてもこのむら(本ノマヽ)吉也用之
又云セミロへ大勝金剛咒を書て入諸神諸佛の秘咒を書て入也
諸書當用抄云公方樣御旗はねり二幅也縫樣へりをもふせぬひにいたし上に竹を縫くゝめ候て地白二ッ引を書、氏神を書也小笠原は新羅大明神を書、大はた中はた小はた何も同前也長さの違迄也
又云大旗中旗小旗あり縫樣あり
又云はたのせみかはの長さ一尺一寸
又云同旗の渡樣は旗の絹を右に持て旗を左に持也請取人はかしこまり捧る樣に取る也かりそめにもみだりに不レ可レ有之、武の心得違ふなり
又云軍の道具に北絹などはせぬ也にぐるきぬとよむなり
又云軍陣の儀諸式ともに北へ向ふ事は嫌也字にもにぐると讀也
弓法私書云はたと申事は其家のかしらをする人ならではさゝぬ也其内の衆のさすは何も玄るしと申べき也玄るしばたとも又はせを(本ノマヽ)と云也(軍陣聞書以下座右書所レ引)

本朝軍器考補正云其旗ノ名所ノ古ク聞エシハ帛ヲ張シ上ノ板ヲ横上ト云(平家物語太平記)其横上ニ附タル緒ヲ棹附ノ緒ト云(平家物語)此緒ヲ結ヒツケタル竿ノ頭ヲ蟬口ト云(平家物語太平記)天子ヨリ賜リシ錦ノ御旗ヲツクルニハ蟬口ヲ白クスルヨシナド聞エシ(太平記)又旗ノ手旗ノ足ナド云ハ旗ノ帛ノ風ニ飜リ又靡タルヲ旗ノ手ヲヒルガヘシ旗ノ手ヲナビカスナド云ヒ旗ノ帛ノ靡タルニ似タル雲ヲバ雲ノ旗手ナド云和名抄ニハ旒ト書テ和名波太阿之トハ注シタリ然ルニ後世ハ横上ノ左右ニ細キ絹ヲ旗ノ表ニモ裏ニモタレテ是ヲ旗ノ手ト云フ(太平記)コトニナリシ旗ヲ巻テオサメル時ハ巻タル旗ヲ此手ニテ結ヒ留シ也
詩經(鹿鳴)云設ニ此旐一矣建ニ彼旄一矣彼旟旐斯胡不ニ旆々一
集傳云龜蛇曰レ旐建立也旄注ニ旄於旗竿之首一也鳥隼曰レ旟鳥隼龜蛇曲禮所レ謂前ニ朱雀一而後ニ玄武一也
又(同上)云出レ車彭々旂旐央々
集傳云交龍爲レ旂此所レ謂左ニ青龍一也
又(彤弓)云其車三千旂旐央々

大臣とは云也

又云南階を去事十一丈に銅烏の幢を立其東に日像の幡朱雀青龍の旗等をたつ西には月像の幢白虎玄武の旗等をたつ

八幡本記云皇后筑紫にて大旗小旗を立たまふ所を大幡小幡といふ共に初の浦にあり（初浦は筑前にあり）又云筑前高祖邑の隣村染井山に旗染松とて大なる松あり神后旗を染て此木にかけてほし給ふ故に此名あり（本朝武林原始引）

軍陣聞書云はたの拵樣の事長さ一丈二尺本也たかばかりの定白き布二のを縫合てすべき也布のはたばり一尺二寸本也幡三分一すそをばぬふまじき也是を幡の足といふ也ぬひはづしに面に黒革にてきくとぢを附也大小不定ほころばさじがため也義家貞任と御合戰の時前九年後三年十二年三月也然に其旗すそやぶれはつれたる間後三年にはすそ二尺きり給へりさる間一丈に成たり其以後は一丈にもせられたり又すゝしの絹にてもせられたる也きぬは廣絹を被ㇾ用也

又云侍大將などさす幡半幡とも云也又射手幡とも云也布二の也長さは六尺也云々

又云幡をしたつる時はひるしたつる也裁つ時は柳のかき板に幡の布を置て其上に張弓を置弓を左へ弦を右に成してうらはずをさきへなし置て腰刀にて弓と弦との間よりさきへ成て裁也たつ時九字の文摩利支天の眞言をとなふべし印あり

又云幡のぬひ樣の事おきたるやうに左を前へちがへて幡の上より下へぬふ也先一とをりさきへぬふべし針を返して跡へぬはぬ事也さきへぬひてよくとめて置べし又以前の如く上より下へ又一とをり二とをりならべてぬふ也幡の下へ成方を幡の足と云也陽の方に向て午の年の男絲をもえりぬひもする也本命星破軍星謂也

又云幡附の緒をとをす穴より竹の手の中へ五大尊の種子と摩利支天の眞言を書て納るなり

出陣聞書云旗の布たつ時はさきへやりたちにたつべし萬小具足どもたつ時もやりたちにたつべし

扇鏡云ふうたいの上黒革下こめん也

又云ほつれはたこぬひ也ことゞゝくうらへ折てぬふべし

又云鳩居はほそき矢箆の程又しやうのあつき竹をも

立ニ船中一諸方ノ風ヲ知リ或ハ兵衆ノ前ニ捧テ戰場ノ進退ヲ測ル也二者佛法ノ幡名ニ菩薩形幡一定惠ノ手アリ四波羅密ノ足アリ三身ノ坪アリ三角ノ智形アリ是ヲ堂中ニ係ク隨從人皆入佛道ノ功德アリサレバ法ニ大國ノ高ク懸ル幡足人頭上ニサハル程ニシテ其ノ下ヲ通ル者ハ幡、頭ニアタレバ其人ノ罪障ヲ滅スル得益アル也是ヲ灌頂ト云也二字共ニ平聲ニヨム密宗ノ入壇ヲバ灌頂ト云上ヲ去聲下ヲ上聲ニ云也今灌頂モ旒頭ニアタル故ニ頂ニ灌グト云名アル也又下蔭ノ小屋幷里閭巷繩ニ幓ヲク、リサゲテ灌頂ト云モ模スルレ之ナルベシ彼下ヲ通ル者白業分ニ預カルベシサレバ幡ヲ壁間ニ不レ係ト云モ壁間ニハ人出入无ケレバ得益空シカルベキ故ニ略シテ不レ懸云々

又兵具ノ旗或ハ二手二足アリ人形ノ旗共云佛ノ幡ニハ相違ヘル者也

下學集云幢幡二字義同法場用之戰場用ニ旌旗一也幡與レ旛同字也幢與レ旛同

體源抄云旗ハ人ノ好、家ノ先規ニ可レ依歟長ハ八尺或ハ一丈又ハ一丈餘神ノ御名思ニ又家ノ文計モ又云旗ハ五丈練貫ヲ一尺三寸切テ三ニワリ笠ジルシニシテ殘リヲ旗ニタツベシヌヒタテ一丈二尺也タツ物ニハ太刀ヲヌキサカ手ニ以テ唐櫃ノ蓋ノ中ニ置テタツ也

船上記云長年が一族名和七郎は謀ある者なれば白布五百端有けるを旗に拵へ松の葉を燒て煙にふすべ云云此旗共峯の嵐に吹れて陣々にひるがへり山中に大勢充滿したる樣に見えければ近所の軍勢我もくと馳附ける

大橋歷代記云大橋是ノ宮ヲ再興ス永正十年八月也云云四家七名字野々村宇佐美開田宇都宮此中十五人此殿ニ出テ軍神ヲ祭出陣ノ時勝旗ヲ建ル

湘山星移集云文明十五年十月五日上總長南ノ城ヲ責落シタリシニ味方ノ旗ノ上ニ山鳩二ツ飛來云々

鵐鷺合戰物語云旗の長さ或は八尺或は一丈絹と布とはこのみによる

小笠原大雙紙云六具といふは云々母衣小旗扇是を六具といふなり

三箇重事抄云大嘗會行れんとての十月にこの事あり云々節下の大臣と云事有節と云は旗の名也俗には大かしらと名附く其旗の下に供奉するによりて節下の

應仁記云彼佛殿ノ北ニ打出タル敵ノ中ニ蟬小旗指ツレタル勢一二千見エタルハ正シク尾張守ガ手ト見ユルナリ

應仁別記云西ノ方ヲバ朝倉彈正左衞門尉孝景日ノ旗ヲサシ押寄テ命モヲシマズ責タリケリ

神皇正統記云あづまの奥をゑづめらるべしとて參議右近中將源顯家卿を陸奥の守にして遣はさる云々今より武をかねて藩屏たがはじと仰給ひて御自ら旗の銘をかゝしめ給ひさま〴〵の兵器をさへ下し給つる

明德記云陣々ノ勢打立テ大旗小旗エラメイテ二三萬騎モ有ラン云々

又云此年月久ク在京シテ天下ニ自然ノ事モアラバ御所樣ノ御旗ノ下ニテコソ御大事ニモ逢セ給ベキニ云云

又云播磨守ノ兵一千餘騎峯ノ堂ニ陣ヲ取三引兩ノ旗二旒桂河ノ川嵐松尾山ノ山風ニ吹靡セテ云々

又云御馬廻ノ三千餘騎時ヲ嚾ト作リ縣テ爭ヒ進ケル處ニ一ノ不思議有リ御旗西ヘ進ムト等ク北野ノ森ノ方ヨリ山鳩一群飛來テ御旗ノ上ニ返翻シケリ其中ニ尾ノ長サ二尺計ナル靈鳩一雙交テ暫ク飛廻リケルガ播磨守ノ陣ノ上ヲ坤ノ方ヘ飛行ケレバ是ヲ見ケル人毎ニスハヤ八幡大菩薩北野天滿天神ノ御影向ノ奇瑞ヲ顯シテ凶徒ヲ拂セ玉フハト信心肝ニ銘ジツヽ皆憑敷ゾ思ハレケル此鳩ノ飛云（去歟）ト同ク播磨守打負テ梅津ヲ差テ引テ行ク

又云右近馬場ヲ南ヘ向テ四目結ノ大旗ヲ龍蛇ノ如クユラメカシテ云々

又云三引兩ノ旗ノ蟬本ヨリ竹ノ葉附タルハ宮内少輔ト覺ユ云々

文正記云小旗笠璽閃幷立唯今可二打違一氣色

肥前國風土記云今筑前國宗像郡人珂是古祭二吾社一若合レ願者不レ起二荒心一覓二珂是古一令レ祭二神社一珂是古即捧レ幡祈禱云誠有レ欲二吾祀一者此幡順レ風飛往願隨二吾之神邊一便即擧レ幡順レ風放遣于レ時其幡飛往墮二於御原郡姬社之社一更還飛來落二此山道川邊之田村一珂是古自知二神之在一

壒囊抄云武具文字云々幡

又云專以二幡華鬘一堂内ノ嚴トス何故ゾ又幡ヲバ用二兵具一其差別アリヤ云々於レ幡有二二種異一一ハ人頭兵具ノ幡ヲバ名二鬼形幡一幡面畫二鬼面一圖二神形等一或ハ

又云向ノ岸ニ奈良法師熊野法師數千騎向タル其中ニ不動コンガラセイタカ童子ノ笠符ニ著タル旗モ打立テ有リケルガ河風ニ被吹テ靡ケルハ實ニヲソロシクゾ見タリケル

義貞記云旗ハ絹布人々ノ好家ノ先規ニ依ルベキ歟長ハ八尺或ハ一丈又ハ一丈餘神ノ御名思ニ云々

太平記（大嘗會條）云御卽位の大禮は四海の經營にて緇素のの壯觀可レ比事なければ云々（本ノマヽ）諸衞諸陣大儀を伏す四神幡を墀に立て諸衞鼓を陣振る紅旗卷レ風畫龍揚り玉幡映レ日文鳳翔而秦阿房宮にも不レ異云々

又（武藏野合戰條）云大旗小旗下濃旗鍬形一き

又（同上）云只二引兩の大旗のひくに附ていづく迄もと追かけ給ふ

又（山名右衞門佐爲レ敵條）云宮方手合の軍に打勝て氣を揚げ勇に乘て東の方をみたれば土岐の桔梗一揆水色の旗をさし云々

又（四條繩手合戰條）云いかにやあたら首の損じ候に先旗の蟬本につけて敵御方の者共にみせ候はん

又（建武二年正月十六日合戰條）云さらば頓て追掛よとて又旗の手をおろして馬を進め給へば云々

又（大樹攝津國豐島河原合戰條）云兩家の軍勢二月六日の巳刻に端なく豐嶋河原にてぞ行合けるに互に旗手を下して東西に陣を張南北に旗を屯す

又（細川相模守討死條）云軍立餘りに大早なる人なりければ寄手の旗の手をみると均く云々

又（多々良濱合戰條）云將軍は香椎宮に取あがりて遙に菊池が勢を見たまふ云々直義すでにはたの手を下し

又（高師直師泰御所を圍條）云その身の誤らざる所を申ひらき讒者の張本を給て後人の惡習をこらさん爲に候とて旗の手を一同に颯と下させ云々

參考太平記（藤井寺合戰條）云譽田ノ後ナル山陰ヨリ菊水ノ旗二旒差擧テヒタ兜ノ武者七百騎云々

又（山名父子背二尊氏一條）云鹿谷神樂岡ノ南北ニ家々ノ旗二三百旒飜リテ四目結ノ旗（金勝院本亦作二四目結一北條家西源院南都本作二三目結一）一旒眞前ニ進テ云々

異本太平記（尾張小河池田等事）云目賀田楢崎平井丹生片岡渡柳別府別所赤一揆ヲ旗頭ニテ川緣ニ添テ控タル云々

梅松論云少貳賴尙は旗の横紙にあやいがさを附たりこれは御眷屬御靈影向ありて蟬口に御座の故に昔より當家の庭訓なり

釋日本紀云私記曰師說未レ詳二其體一師俊說云今現在此旗之頭如レ鮪故名

又云兼方以二霞幡之義一案之霞色之錦綾羅歟

貞觀儀式云左右分進各就レ標大角生立二第二標一小角生並大笛生立二第三標一鉦並鼓立二第四標一幡楯多々羅鼓

又云大門右掖而右去四許丈立二節旗標一

又云次鼓吹司左右各長上一人官人一人節旗在二其間一鉦鼓次之

管見記云天仁元年江記御禊記云節旗騎馬者持之以二緋綱一四人張之件旗上三股鉾如二山字一

平家物語壇浦合戰條云きいの國の住人くまの丶別當たんそうは云々若王子の御正體を毎にのせ參らせはたのよこがみには金剛どうじをかけ奉りてだんの浦へよする

東鑑治承四年八月廿三日條云陣二于相模國石橋山一給此間以二件令旨一被レ付二御旗橫上一中四郎惟重持之

又文治五年六月廿四日條云奥州泰衡日來隱二容豫州一科已軼二叛逆一也仍爲レ征之可下令二發向給上之間御旗一旒可二調進一之由被レ仰二常胤一絹者朝政依レ召獻レ之

又同七月八日條云千葉介常胤獻二新調御旗一任二入道將軍家賴義御旗寸法二一丈二尺二幅也又有二白絲縫物一上方伊勢大神八幡大菩薩云々下縫二鳩二羽一相對云々是爲二奥州追討一也治承四年常胤率二軍勢一參向之後諸國奉二歸依一其佳例今度御旗事別以被レ仰之絹者小山兵衛尉朝政進之先祖將三輙亡二朝敵一之故此御旗以二三浦介義澄一爲二御使一被レ遣二鶴岡別當坊一於二宮寺一七箇日可レ令二加持一之由被レ仰云々

又同八月廿二日條云甚雨申剋著二御于泰衡平泉館一云々但當二于坤角一有二一宇倉廩一遁二餘焔之難一云々玉幡金華鬘以レ玉飾レ之蜀江錦眞不レ縫云々

又寛喜二年二月廿日條云丑剋俄鎌倉中騷動著二甲冑一揚レ旗之輩競二集于御所幷武州門前一云々爰非レ仰號面々揚レ旗何樣事哉若無二野心一者夜陰之程可レ進レ旗是武州仰也云依レ之老軍二十餘輩獻二旗於御使一各自二此所一離散訖

又同上云召二聚去夜進レ旗之輩於御所一武州對面給各不レ存二異儀一進レ旗尤神妙但無二其由緒一騷動向後固可レ愼云々旗者任レ文悉以被レ返二下之一

承久記云一町共旗ノ手靡ヌ所ハ不レ候ヒシト續キテ候ガ云々

八旒云々隊於龍尾道以南諸門小幡四旒

又(同上)云中儀云々隊幡四旒小幡六十旒

又(同上)云小儀云々踐祚大嘗會禊禊用鷲像纛幡一旒(其執纛一人著末額緋行騰纈袍帛博帶云々)鷹像幡四旒小幡四十旒(少減於威儀幡他亦准此)鉦鼓各一面(其用度雜物及擊鉦鼓人執纛夫等裝束並見兵庫式)

又(同上)云凡踐祚大嘗會齋院屯陣裝束一如元日但除纛隊幡鉦鼓

又(左右兵衛府)云大儀其日寅一刻近衛府始擊動鼓相應裝束云々隊於龍尾道東階下虎像纛幡一旒熊像幡四旒小幡九十六旒鉦鼓各一面又尉率志已下隊於北殿門左小幡十八旒

又(同上)云中儀云々小幡三十旒(大射建之)

又(同上)云凡供奉行幸官人以下裝束並准近衛但踐祚大嘗會禊禊用虎像纛幡一旒鷹像隊幡四旒小幡二十旒鉦鼓各一面

又(同上)云凡踐祚大嘗會小齋官人兵衛裝束並准近衛府陣於齋院諸門其大齋屯陣裝束一如元日但除纛隊幡鉦鼓

又(兵庫寮)云凡元日及即位構建寶幢者云々構建寶幢從殿中階南去十五丈四尺建烏像幢左日像幢次朱雀旗次青龍旗(此旗當殿東頭楹玄武旗當西頭楹)右月像幢次白虎旗次玄武旗云々

又(同上)云凡大儀分配擊鉦鼓人及執夫(上)云々執纛四人(左右衛門府執纛夫各十六人)

又(同上)云車駕行幸執纛一人云々執纛綱二人著桃染布衫布袴布帶執戟一人(從執纛人)云々擊者二人(已上服色同執纛人)鉦鼓師各一人(騎馬服色同執纛人)

又(同上)云凡大射建羅幡者烏羅十二旒々別張竹二株著鈴二口帛巾二條(六旒縹六旒緋各長八尺廣八寸)阿禮幡十二旒各著柄(左第一紫色次深緑次緋次緑次黃次淺緑右方准此)花槍二十口幡二十旒別著柄(建兵部反寮官人等幄下)預前十日移送兵部木工寮射殿之前量定步數便建標杌當日質明列建羅幡訖即返上

又(式部省)云凡大射者預點召使四人擬執旗

又(宮內省)云凡供奉雜物送大膳大炊造酒等司皆馱擔上內豎小緋旛以爲標幟其幡一給之後隨破請替以內侍印印之

又(中務省)云光纛幡二旒(預堀穴樹營柱)鉦鼓各二面(並有翼鼓並槌)

又(中宮職)云緋幡一旒(料帛二尺)並納寮庫當時出用(仮子裝束度主殿寮事畢返納)

倭名類聚鈔(征戰具)云幡旒付考工記云幡(音翻和名波太)旌旗之惣名也唐韻云旒(音流和名波太阿之)旌旗之末垂者也

きらけしされど唐虞以前の事は正しき文籍も少ければ徵となすに足らざるにや

日本書紀神代卷云伊弉冊尊生ニ火神ー時被レ灼而神退去云々土俗用ニ此神之魂ー者花時亦以レ花祭又用ニ鼓吹旛旗ニ歌舞而祭矣

又景行紀云爰有ニ女人ー曰ニ神夏磯媛ー其徒衆甚多一國之魁師也聆ニ天皇之使者至ー則拔ニ磯津山賢木ー以上枝挂ニ八握劔ー中枝挂ニ八咫鏡ー下枝挂ニ八尺瓊ー亦素幡樹ニ于船舳ー參向而啓之曰願無レ下レ兵

又神功皇后紀云皇后親執ニ斧鉞ー令ニ三軍ー曰金鼓無レ節旌旗錯亂則士卒不レ整貪レ財多欲懷レ私內顧必爲ニ敵所ーレ虜

又同上云新羅之建レ國以來未ニ嘗聞ニ海水凌レ國若天運盡國爲レ海乎是言未レ訖之間船師滿レ海旌旗耀レ日鼓吹起レ聲山川悉振

又孝德紀云凡兵者人身輸ニ刀甲弓矢幡鼓ー

又齊明紀云蝦夷二百餘詣レ闕朝獻饗賜賑給有レ加ニ於常ー仍授ニ柵養キカヒノ蝦夷二人位一階ー云々別賜ニ沙尼具那等鮹旗二十頭ー云々別賜ニ馬武等鮹旗二十頭ー云々

又天武紀云新羅遣ニ沙喙一吉飡金忠平太奈末金壹世ー貢ニ調金銀銅鐵錦絹鹿皮細布之類ー各有レ數別獻ニ天皇皇后太子錦霞幡皮之類ー各有レ數

又同上云詔ニ四方國ー曰大角小角鼓吹幡旗及弩抛之類不レ應レ存ニ私家ー咸收ニ于郡家ー

又舒明紀云唐國使人高表仁等到ニ于難波津ー則遣ニ大伴連馬養ー迎ニ於江口ー船卅二艘及鼓吹旗幟皆具整餝

續日本紀文武紀云大寶元年正月乙亥朔天皇御ニ大極殿ー受レ朝其儀於ニ正門ー樹ニ烏形幢左日像青龍朱雀幡右月像玄武白虎幡ー蕃夷使者陳ニ列左右ー文物之儀於レ是備焉

軍防令云凡私家不レ得レ有ニ鼓鉦弩矛矟具裝大角小角及軍幡ー

義解云幡者旌旗惣名也將軍所レ載曰ニ纛幡ー隊長所レ載曰ニ隊幡ー兵士所レ載曰ニ軍幡ー

延喜式左右近衞府云凡踐祚大嘗會小齋官人已下並著ニ靑摺布衫ー餘裝束如ニ元日ー云々但除ニ纛隊幡鉦鼓ー

又左右衞門府云大儀其日寅二刻近衞府始擊ニ動鼓ー以レ次相應隊ニ於會昌門外左鷲像纛幡一旒鷹像隊幡二旒小幡四十九旒鉦鼓各一面ー云々隊ニ於應天門外左隊幡二旒小幡四十五旒ー云々隊ニ於朱雀門外隊幡二旒小幡四十

古今要覧稿巻第百三十九

●器財部

はた

はたは征伐の具にて軍旅の表幟なりそのはたといへるは惣名にて將軍所ㇾ載曰二纛幡一隊長所ㇾ載曰二隊幡一兵士所ㇾ載曰二軍幡一（令義解）とあるは戟の形ちの如くなるものにや詳なる事はしるべからざるなり（本朝軍器考）神代に伊弉冊尊の神を祭るに鼓吹幡旗を用ひ歌舞して祭る（日本紀）といふ事あるこれ書にあらはるゝはじめにて儀容に用ゆるなり征伐に用ひたるは神夏磯媛（カンカシヒメ）王朝にそむきしが天皇の使者至ると聞て素幡を船舳にたてて來り服せしといふ事ある（日本紀）これなりされはその由來いとふるきことしられたりもと征戰の用具なれども元日又御郎位には殿前に日月像幢朱雀青龍等の幢をたつ或は大射には阿禮幡と（延喜式）いふを法場にも用ゆるは威儀のためなりこれを宮衛令に儀仗といひて軍器とならべ稱するなり儀仗は禮容に用ひ軍器は征伐に用ゆ儀仗軍器名異にして實同じきよし（令義解）みえたり法場にこれをたつるも武の備なればかくあるべきなりたゞし大儀にたつる龍像纛幡鷹像隊幡のたぐひは戟のごとくなるものゝよし延喜式注にみえ本朝軍器考圖式にその圖をものせたり後世のはたとは同じからざるなり石清水八幡宮に義家朝臣の旗とて一尺六分の白帛三幅を以て作る惣長八尺九寸二引兩をつけてその上に八幡大菩薩の五字を書し横上に竹を縫つけ菖蒲革を以て竹をまとひその竹に纒あり上下は損し切て分明ならずまた新田後閑の家に傳ふる義家朝臣の旗といへるもの白布二幅を以て作る惣長九尺幅一尺七寸五分神名引兩筋きくとち前に同じまた大和國吉野郡和田村にある古旗は白帛一幅長さ五尺九寸五分なり體源抄に八尺一丈または一丈二尺などしるされたれば長短廣狹定りたる事なかるべし西土の旗旌といふもまた戟の如くなるものにや折羽爲ㇾ旌交ㇾ龍爲ㇾ旂（周禮）などみえたれば皇朝西土ともに古の制はおなじきかこれを用ひたるは黄帝と炎帝の戰に鵰鶡鷹鳶を以て旗幟とすと（列子）みえそのゝち周に至りては旌旗の事かず〳〵みゆれば古の器なる事あ

信充按に保侶は元來甲冑の薄きをたすくるために作りたること三代實錄にみえたり然れば後にてもあれ前にてもあれ時宜によりてその用をなすべきこと勿論なりされば後矢の爲にのみ設けしにあらずまた貞丈の說のごとく後をば絕て防ぐまじきにもあるべからず

校　　正　檜山坦齋源義愼
校正兼鈔錄　池野貞一郎源好謙
圖　　畫　本山幾次郎橘正義
　　　　　大河戶晋平藤原儀成
　　　　　三輪善太郎三輪正賢
校正兼鈔錄　榊原猪右衛門源長行
校正兼淨寫　山本林藏源清任
　　　　　志村愛助平知孝
編修兼圖畫　岩崎源三源常正
編修兼淨寫　橋本藤兵衛藤原常彥
編　　修　栗原孫之丞源信充
總　　判　屋代太郎源弘賢

シテ昔保侶ト云テ人ヲ欺クモノナリ羅山子モ此圖ニ惑ヒ白石子モ亦此圖ニ惑ヘリ此圖ノ作者可憎哉
信充按に昔保侶といふものは羽織に似羽織は羽衣と名實共にちかしといふは全くこの直垂のごときほろにまどへるよりかゝる說も起れるなりたゞしこの昔ほろと云もの既に羅山子の比より前に出しものとしらるればこれまた近世の人の僞作にはあらず
又云日夏繁高曰按ニ保侶ハ日本武尊ニ始ルト云ハ訓閱集ノ說ナリ瓊矛拾遺曰軍縨ハ袋ノ畧訓ナリ想フニ母衣者保侶ノ訓ニテ鳥ノ羽保侶毛也絹ヲ打掛テ鎧ヲ掩フコト保侶毛ニテ腋ヲ掩藏ニ似タリ日本紀景行紀云夜摩苦波區珥能摩倍羅摩（ヤマトハクニノマホロハ）釋日本紀ニ夜摩苦波大和國也鳥ノ和支ノ下ノ毛ニ摩倍羅摩ト云鳥ノ脇羽ノ如ク掩藏國也トアルト意同ジ貞丈曰保侶ハ日本武尊ヨリ始マルト云コト日本紀ヲ始正史實錄ニ見エザルコトナレバ信用スルニ足ズホロハ鳥ノホロ羽ノ意ニテホロト云ニハ非ズヒレト云語ノ轉ジタル也鳥ノホロ羽モヒレ羽ト云コトノ轉ゼシ也
按に日本武尊の歌にやまとは鳥の眞ほろばとよませ給ひしことあれば鳥のほろばといふこと日本武尊の比よりいふことゝはいふべけれどもいはゆるほろばは鳥の腋羽のことにして甲冑の上に被むるほろの事にはあらじ貞丈の說に鳥のほろばはヒレ羽の轉せしなるべしといへるはうけがたし
又桂秋齋云縨ハ後矢ヲ防ギ濱邊ナドヲ風吹ニ駈ル時風ヲ含ミテ馬上ノツリ合トナリ仰ケザマニ落タル時アヤマチヲセズ敵ニ押ヘラレタル時ハ腑ナレバ上ヨリ押ヘ難ク其內ニハ下ヨリ取テ返ス便アリ仰ケナレバツカヘニナリ敵ニ組シカレヌ樣ニ用多シ古今戰場第一ノ要具トス貞丈云後矢ヲ防グ爲ニ保侶ヲ懸ルト云ハ武士ノ風俗ヲ知ザル詞ナリ武士ハ敵ニ後背ヲミスルヲ大耻トス何ゾ逃ル時ノ用意ニ保侶ヲ懸ンヤ又風吹トキ馬上ノ釣合ト云モ非ナリ保侶ヲ懸ザル時風吹バ馬上叶フマジキヤ又風モ向風ニハ宜シカラン追風又左右ヨリ吹風ニハ釣合アシカラン又仰ザマニ落タル時ト云ヨリ以下ハ近世ノ籠ナドヲ包ム保侶ヲ以テ強テ利方ヲ拵ヘテ云ナラベタル者ナリ何レモ古代ノ保侶ノ制古代ノ保侶ノ利用ヲ不知シテ猥ニ造言シタルモノナリ信用スルニ足ラズ

け用ひたり

又云白石子曰我國ノ軍裝ニ保侶カケ總角付ルハ神代ヨリノ事ト見ユ六月晦大祓ノ祝詞ニ比禮(ヒレ)掛伴男(カクルトモノヲ)手繦(タスキ)掛伴男(カクルトモノヲ)ト云卽是也古時比禮ト云シヲ後保侶ト云其語轉ゼシ也貞丈云日本紀古事記舊事記古語拾遺等ヲ見ルニ神代ニ保侶掛シコト見エズ神代ニハ保侶ト云ハズシテ比禮ト云シニヤト思フテ尋ルニ舊事記ニハ峰比禮蛇比禮ト云物アリ是ハ十種ノ神寶ノ內ニテ着服ノ具ニハ非ズ此外ニ比禮ト云モノ神代ノ書ニハ見エズ六月大祓ノ祝詞ニ云ル比禮ハ肩巾領巾ト書テ人代ニ及デ出來シ物ニテ且軍服ニ非ズ云々

信充按に白石の比禮とほろと一物のごとくいへるは誤なること論なくまた神代よりありつるごとくみゆるよしいへるは推量の說にしてそれに六月大祓の比禮かくる伴男を附會せしはいよ〳〵誤なりさてこの比禮と保侶とおなじくば神代よりありもすべけれども新羅の人もかけ用ひしをみれば强ちに皇朝にのみ用ゆるものともいひがたきなり

又云我師ニテアリシ人ハ(白石の師は木下順庵なり)母衣ト云字ハ羽衣ト云文字ヲ誤寫タルナリ是旄ト云モノ也トゾ云ケル貞丈曰衣ト云文字ハ母廬衣ノ三字ヲ中略シテホロトヨミ來レルナリ羽衣ヲ誤寫タルニ非ズ國語ニ獻公伐レ翟郤叔虎負レ羽先登注韋昭云羽鳥羽繫二於背一若二今軍將負一レ旄トミエタルニ據レル說也羽ヲ負トハ鳥羽ヲ結ビ連ネテ鎧ノ背ニ掛テ飾トシタルナリ保侶ハ矢ヲ防グ要具ニシテ飾物ニハ非ズ旄ト同ジカラザル也

信充按に木下順庵羽衣とかくといへるは鳥の羽を負ふことゝこに見えたると皇朝にて鳥の腋羽をホロバとよめるによりてかくおもひたがへしなるべしさてその西土にて羽を負も强に飾のみにもあるまじきなりそれを貞丈偏に飾の具といへるもまたうけがたし

又云近キ代ヨリ羽織ト云物ヲ以テ軍裝トスルコトアリ古ニハカヽル物アリトモ聞エザレド古ニ羽ヲ積デ衣トスト云シハ此物ノ類也サテコソカクハ名付タラメト云人アリ近代マデ有ツル昔保侶ト云ヘル物此物ニ似タル處モアレバカノ羽ヲ織ト云シモ其義ノ遠カラネバ其名ヲカク名付タリケンモ知ズ貞丈云昔保侶ト云ハ前ニモ云如ク近世ノ人直垂ノ如クナル服ヲ圖

信充按に單騎要略に載たる直垂の如き古代のほろといへるもの卽羅山子のいはゆる胞衣は單羽織の如くなるものとしらる羅山子は天正十一年に生れし人なり小田原合戰關原合戰高麗陣はみなその弱冠の時にあたればほろ籠につゝみて用ゆるほろは正しくその近制なることをしれるならん因てこの羽織のごときものを以て古制なるべしとおもへるなるべししかればこの羽織の如きものを以て古制のほろなりといへることも慶長元和の比よりいひ出し言にもあらんかはたそれより前に出しやいまだたしかなるより所を得ず

俗說贅辨云谷重遠曰ホロハ袋ノ略訓ナリ大己貴命ノ袋ヲ負給フ緣ヨリ起レリ今ノ世ノ小袋ヲウハザシト云モ矢ボロヨリ出タル名ナリトホロノ用意タチヤウホロヲ臺ニ上ルコト皆有識ノ習有コトニヤ文字ハ三代實錄ニ保侶ト書リ姓ニ因テ文字替ルトハ附會ノ說ナリ貞丈曰ホロハフクロノ略訓トハ後世ノホロハホロ骨ホロ籠ナドヲ包テ袋ノ形ニ似タルテ見附會シテ設タル說ニテ非ナリ古代ノ保侶ハ今制ト異ニシテ籠ヲモ何ヲモ包ムコトナシホロハヒレノ轉語也大己貴命ノ袋ヲ負玉フ緣ヨリ起ルト云牽強也大己貴命ト云神須勢理媛ト云女ニ逢ン爲ニ袋ヲ負フ賤者ノ形ヲ似セテ潜行シ玉ヒシコト舊事記ニ見エタリ袋ヲ負テ戰給ヒシニ非ズ又今ノ小袋ヲウハザシト云モ矢保侶ヨリ出タル名也ト云モ附會也矢ボロト上ザシ袋似タル物ニ非ズ矢ボロ古代ハミナウツボニカケタリ今ノ世ハ箙ニカクル物ト思ヘリウツボニモ箙ニモ上差ノ矢ト云コトノ有ユヘニ上ザシ袋ハ矢ボロヨリ出タリト附會シタリ云々

信充按に重遠のホロはフクロの略訓なりといふ說全く今をしりて古を知ざる說なることは論なし近世の物こそ袋ともいふべけれ元弘建武の比の物にても袋とはいひがたしいはんや貞觀の比の制作はいかゞありけんしるによしなければいよ〳〵その名義を考へがたし貞丈大己貴命の故事を舊事紀といへるは誤なり古事記を引べしまた矢ぼろはうつぼにかくるものといへるも誤なり射御拾遺抄に矢ぼろの事云々しびらにかくる時はふくろのごとくくゝり緖あるべし紋などはその身の好にしたがふべきなりとみゆれば應永の比よりしてしびらにか

らず長尾彈正が金紗の保侶といふ金紗もまた薄地にはあらず芳賀伊賀守は袈裟をもて保侶とせしことも見ゆ袈裟も薄きものとはいひがたし是等を以て通考すれば大内介義弘が錦のほろも故實を忘らぬ人の妄言ともいひがたしけだし貞丈ほろをかぶることを主張せんがためにかくいへるなれども被りて矢を防ぐと云はうけがたし

又云羅山子曰弓馬ノ家ニ軍陣ノ時保侶ヲ懸ル事アリ胞衣ニカタドル凡人胎內ニ在テ胞衣ニ包マル、時ハ動氣アレドモ無念無心ナリ我心靜ニシテ虛ナル時ハ能愼ム故ニ白刄ヲ恐レズ矢石ノ中ルベキヲモ憚ラズ進ミ行此時胞中ニアル時ト同ジキ樣ニスベキ心持ニテ母衣ヲ懸ルナリ是ニ因テ母衣ノ制法今時ノ單羽織道服ナドノ如ク肩背ニ打カケ左右ノ手ヲ袖ヨリ通シテ胸ノ下ニ紐ヲ付テ結ブ也弓馬ノ家ニ秘スル事ナレバ世人母衣ノ制法ヲ知者稀ナリ武士トシテ此儀ヲ考ヘザルベケンヤ（神道折中俗解也俗說辨後編引之）貞丈曰胎內ニ有時ノ如ク心靜ニ愼ミ白刄矢石ヲ怖レズ憚ラズ進ムベキ爲ニ母衣ヲ懸ルト云ルハ浮言也赴レ戰士ノ白刄矢石ヲ怖レザルハ勇氣ノナス處也勇氣ヲ勵マスハ義ヲ守ル處ノ強ケレバ也義ヲ守ラザレバ勇氣ナシ勇氣ノ發スル事何ゾ母衣ヲ懸ルニヨランヤ勇氣ナキモノ母衣ヲ懸タレバトテ勇氣ノ發スベキ故モナシ又單羽織道服ナドノ如ク肩背ニ打カケ左右ノ手ヲ袖ヨリ通シテ胸ノ下ニ紐ヲ結ブト云モ非ナリ古代ノ保侶ノ制樣々ノ新作アルガ中ニ紅袖ヲ付テ直垂ニ似タル物ヲ繪圖ニシテ古代ノ保侶也ト云テ人ヲ欺クモノアリ人多ク此圖ヲ信用シタリ羅山子モ又此圖ニ惑ハサレタリ右ノ直垂ニ似タルモノ古畫ナドニモ曾テ見ザル處ナリ壒囊抄ニ孩兒在二母胎內一時戴二胞衣一以防二諸毒一也亦武士臨二戰場一時被レ綟以防二敵矢一蓋是胞衣消レ毒喩也以二此義一母衣共書トコソ申侍ル也ト云ヘリ羅山子ノ胞衣ニ象ルト云說ハ壒囊抄ヨリ出テ彼抄ヨリハ其意劣レリ彼抄ノ胞衣ニ象ル故母衣トモ書ト云ルハ附會ノ言ニシテ用ユルニ足ザレドモ被レ綟以防二敵矢一ノ六字ハ古代ノ保侶ノ實用ヲ設得タリト謂ツベシ羅山子ノ語ト同日ノ談ニ非ズ按ルニ母衣ト書ハ胞衣ノ義ニ因ニ非ズ母廬衣ノ三字ヲ中略シテ母衣トシテ俗ニ用ヒ來レルナリ東鑑卷十八建仁三年十月九日ホロニ母廬ノ字ヲ用ヒタリ

たしまづほろは軍装のものにして決して平日用ゆべきものにあらずしかるに此馬の飾りは杏葉あれば楚鞦とみゆ壺證をさへかけたるを以て考ふるに

軍旅の畫にはあるまじきなりもしまたそれが實に軍陣の體ならんには此畫また古代の畫にはあるまじきなりいかにといふに楚鞦杏葉は唐鞍装束なればなり唐鞍装束にして軍陣にのぞみし事更に古書に見えざることなりさてこの繪を推量するにほろにはあるまじきなり日高川繪詞にみえしむしたれぎぬのごときものをほろなりと推量してかたりけんを考に合たりとてかく證としるせしなるべし日高川繪詞の中にみえしは全くむしのたれぎぬ也左にいだす

此圖のさまを森田庄七が語と引くらべ見れば大かた符を合せたるが如ししからばほろにはあらざるなり

又云保侶ヲ被リテ矢ヲ防グト云考ハ心得難シ矢ヲ防グ爲ニハ宜シカルベカラズ予答曰古代ノ保侶ハ布或ハ練緯或ハ羅或ハ紗或ハ生絹類ノ薄キモノヲ以テ作ル試ニ薄キ物ヲ被リテ見ベシ論ヲ待ズシテ明ナルベシ明德記ニ大内義弘赤地ノ錦ノ保侶掛シ由見エタリ錦ノ保侶ヲ被リタラバ道路モ見エマジキナリ此錦保侶ハ故實ヲシラヌ人妄リニ文華ニ書タルナルベシ異本ノ明德記ニハ義弘ガ装束ノ中ニ保侶懸シコトハ見エズ

信充按に此論またいかゞあるべき三代實錄に庸布にて作るよしみえたり庸布はさのみ薄きものにあ

此古畫にみえし所は冑の鉢に付てそのはゞ僅に一幅にすぐべからず決して大塔宮及び大草三郞左衞門公經等のほろと同じからず又或云此圖の冑上の赤巾は大笠印にあらずや答貞丈云旗弓袋の二品源氏は白平家の赤色舊記に見えたる所たれもしりたることなり保侶のいろは姓によりて定る色なし既に前に記す如し此圖の赤巾色源氏にして赤色を用たるものは保侶なることと必せり予臆見を以て强て是を保侶とするにあらず唯舊記の錄する處によるのみといへり是も臆說なりいかにといふに此義家朝臣の像たゞしく古くより傳へしまでにてさだかなる證もなければ强て源氏平家の證ともなしがたしされはこれを平家の某の像なりといはんにもまた害なししかる時はこの色のみによりてたしかにほろなりといはんよりはほろのかたちとは大に異にして小なれば笠印ならんといふをまされりといふべきなり

又云古代ノ保侶ハ前ヘ被リテ矢ヲ防グ物ナルベシト云コトハ予ガ考ニテ然猶其證トスベキコトヲ求メシニ爰ニ遠江國豐田郡萱場村ノ農民利右衞門ト云者アリ其先祖ハ武士也シトゾ其利右衞門ガ弟森田庄七ト云モノ江戶ニ來テ予ガ家僕トナレリ或時カノ庄七予ガ前ニ侍リテ語リケルガ臣ガ兄利右衞門ガ方ニ昔ヨリ傳ハリタル古キ屛風有シガ大ニ損ジテ繪モ剝シテ切々ニナリ小兒ノ翫物トナリシ其中ニ保侶懸タル武者ノ繪アリ是ハ大ニモ破レザリシカバ取納メ置ヌ年月ヲ歷タレバ今ハサコソ破レツラム其繪ノ體騎馬武者ニテ保侶ヲ後ヨリ前ノ方ヘ引被リテ武者ノ頭ハ隱レテ見エズ其保侶ノスソ馬ノ頭ノ後邊マデ掛リテ兩端ハ馬ノ頭ノ兩傍ヘ垂タリ保侶ノ色ハ白シ兩傍ヘ垂タル處ノ隅ニ靑赤黑ノ三色ノ絲ヲ以テ三重ニ刺タル如キ彩色ノアリ其兩傍ノ隅ヨリ總垂タリ鐙ハ檜杓ノ如クナルニ足ヲ踏入タリ胸懸ニハ總ナクシテ形少細長クシテ其廻リハヅレ雪ノ如クキザミノ有モノヲ總ノ代ニ付タリ云々予此談ヲキヽテ推量スルニ保侶ヲ前ヘ被リタルハ矢ヲ防グノ體ナルベシ是予ガ考ヘシ處ニ符合セリ予ガ考モ妄案ナラザルカ又檜杓ノ如クナル鐙ハ壺鐙ナルベシ胸掛ニ付タルモノハ杏葉ナルベシ右ノ畫ノ體古代ノ物ナルコト疑モナシ云々

信充按に此畫の談は疑ひ多くして更に證となしが

にいでつればさのみ近世の造意ともいひがたし又古代のものかならず上下に緒あるにもあらずいはんや組緒にかぎれりとはいはれまじきなり大草三郎右衛門公經のほろはおなじ絹にて作れる緒只一所のみあり

又云古畫義家朝臣ノ像（此古畫ハ狩野探幽永眞等ガ見テ粟田口法眼ガ筆也ト定メシ畫也）ニ見エタルハ紅ノ保侶也其幅數寸尺縫樣等委細ノコトハ繪ナル故シレザレドモ其體首上ハ裁縫ニシテ木ガ竹ナドヲヌキ通シタル如ク强直ニ見エテ兩端ニ緒出タ

リ此緒モ袋縫ノ中ヨリ通リ出タルモノ歟詳ナラズ手ノ方緒無之（手トハスソノ方ヲ云ナリ）彼畫ニハ保侶ノ形風ニ飄ヘリタル體ナリ然ルヲ今平ニ伸ベ披キタル體ニ圖ヲ作テ左ニアラハス

粟田口法眼ハ光嚴院ノ御代ノ畫工ナリ保侶ノ形其時代ミル處ノ畫ナルベシ或古畫ニ見タル保侶モ此義家ノ保侶ト同ジク手ノ緒無レ之其圖ハ下ニ出ス

信充按に此說うけがたしまづ義家朝臣の像にみえし從者の冑にかけしほろの如きものをたしかにほろと定めしはあやまりなり何故ならば古代のほろ今現存するものを以て考ふるに長さ四尺五六寸より五尺斗にもいたりはゞは三幅あるひは五幅なり

日ニ映ゼラレテ耀キケル故準テ縨トス共云リ吾朝ハ神功皇后異域ヲ攻給時住吉大明神造給ト盖半臂ナラン歟赤白ニセシハ胎金兩部ニ表スト也又四姓分テ源家ニ武羅トシ平家ニ六神衣ニ作藤氏ニ錦衣トス橘氏又母衣ト書トゾ或母衣ノ三流ニ熊谷平山蘇武流ノ差別アリト也其作意袮(ヌヒメ)ノ數ニ因テ也信用シ難ト云々仕立樣諸流皆異儀アリ禮家軍家流々口傳多シ故ニ例ヲ一ニ究難トス仕立樣習アリ所詮圖ヲ以辨難ケレバ別ニ類ヲ擧ズ一家口傳ニ曰五幅五尺七幅七尺八幅八尺也近代ハ六幅七尺ニ認奮威(フンイ)ノ緒指通ニシテ中緣ノ緒波不立ノ緒ヲ付ル也凡所々ノ緒寸流義區々也師傳ニ決シ明ベシ

按に此說みな上に辨じたることにして大同小異なり

和訓栞云ほろ三代實錄に保侶衣とみえ雖レ薄助以保といへれば字のごとくなるべし

按にこれは三代實錄の印行本によりて雖レ薄以保(タモツ)とよめるなり校正本には助以ニ保侶一とあれば保の義にはあらず

又云東鑑に母盧とみゆ吾國の制なるべしふくろの畧訓にて大己貴命の袋を負たまふより起れりといへり

按に東鑑に母盧とみえたるとて吾國の制とは決しがたし大己貴命の袋負たまふによりてといふ說は谷重遠の說をうけしなるべし

又云またほらとかよへり洞衣の義にや一說に鳥のほろばよりいづともいへり下學集に縨をよめれど字書の義にあらず疑らくは帆より出たる名にや四聲字苑に帆は風衣也と見えたり

按に風をうけて丸くふくらみたるかたちより洞衣にやといへるなるべけれども保侶はむかひ風にのみかくるものにあらざればうけがたし

保侶推考云保侶ノ制古今同ジカラズ古ノ制モ少シヅツ違フ處アリシ歟近代ノ制尤樣々アリ云々近代ノ制ハ處々ニ緒ヲ多ク着テ其緒ニ日ノ緒月ノ緒勝敵ノ緒奮威ノ緒四天ノ緒中緣ノ緒波不立ノ緒ナド、云六ケ敷名アリ如此緒ヲ多ク付ルコトハ保侶籠保侶骨ヲ圓ク包ムベキ爲ノ料ニ設タル物ナリ古ノ保侶ハ籠ヲモ何ヲモ包ムコトナキ故緒ヲ多ク付ルコトナシ惟上下ノ組緒ヲ付タル也

信充按に緒を多くつくることもはや天文より以前

云々

按に大塔宮のほろ大草三郎左衞門公經のほろ等みな元弘建武の戰場を歷しものなりその製をみるに今の物とは大にことなりまた武田左京大夫信虎朝臣のほろとて甲斐國山梨郡農家に持つたへしものをみるに大草三郎左衞門公經のほろと大かたおなじくかごくしを用ひしものとはみえずされば應仁年中より今のごとくなりしともさだめがたきなり

又云或傳にいにしへの緄は天地に錦をもて橫幅を施し緊の眞中なる幅を二重にしてこゝに神號佛名またはをのれが姓名などを記し緒は領と左右の上中下と七所にありかけやうは先緄の領に設けたる緒（惣じて緄のを家々に名付ろ所際限なきをもてその名稱を志るさず）を緄付の環に結びさて左右上の緒を肩の上より前へとり又兩脇の下より中の緒を胸の上へ引よせ兩乳の順にて上の緒を中の緒のわなに引通しむないたの上にて結びまた下の緒は腰より前へまはし表帶の上にて留るといふ

上に所謂二三の或傳みなその說を異にせり虛實尤さだめがたし私に按に各いにしへの虛を存せる實說たらんか志からば後人是に拘泥して用ゆるにたらず

○按にこの古代ほろといふものは大塔宮のほろと製作やゝおなじくして異なる所は天地に錦を付たると中の幅に梵字を書付たるなどのたがひのみなり

武用辨畧云母羅舊記ニ云母羅ハ後漢ノ代ヨリ初ムト云リ王陵ガ母敵國ニ行別ル、時形見ニ衣ヲ與フ果シテ殺サル王氏兼テ知ル故衣ヲ鎧ノ上ニ着シテ勇猛ヲ奮フ其體洋々タリ後人學テ此器ヲ作ルト云々

按に後漢に王陵なしけだし前漢の王陵が事を誤り傳へしなるべしされど王陵母の衣を鎧上にきて戰ひしことたしかに記せしものをみず

又云下學集云母衣言ハ孩兒母ノ胎ニアル時頭ニ胞衣ヲ戴キ以テ諸毒ヲ防グ也今ノ武士戰場ニ臨時ニ緄ヲ戴キ以テ敵ニ向フ盖胞衣ニ喩ヘテ毒ヲ防グ也母胎ト戰場トハ生死二ノ時也ト云々或胎內ニシテ胞衣トシ陰陽和合ノ當體五行相應ノ表示共云說アリ又ハ漢ノ蘇武胡國ヲ攻時大將軍タリシニ後ニ羅ヲ掛出シカバ此ニ據テ武羅ニ作ト或又漢ノ樊噲赤色ノ絲ヲ掛シニ

身袈裟といふことといづれの經中にも所見なしといへりまた黃帝涿鹿之野に戰ひし時天女の降りてさづけしといふことと西土の書にのすることをきかず神武天皇を第六天の魔王の射奉りしなどいふことも皇朝の古書に絕て見ざることなれば信じがたし樊噲蘇武李陵のことまたかつてたしかにしるせしものをみざれば取用ひがたし

單騎要略云縨は上古に考ふる所なし蓋これ有やいなや予いまだしらず今世兵家者流の密製する所異說多し故に類をあげて盡く辨ずるにいとまなしあるひは五幅五尺六幅七（六歟）尺七幅七尺といふものありあるひは五幅六尺六幅七尺七幅八尺といふものあり紐を付ることもまた六所八所十一所十二所等の多少あり是を負に籠有骨あり籠に剛柔の差あり骨に多少の別ありそのしなに隨ひて着法もまた異儀おほし既に予がしる所さへに十品にみてりその他いまだ考ざるもの幾十品ぞやその定製といふものにはまどふべからず

按に三代實錄に保侶衣のあるをしらざるなり

又云ある傳に縨は袍より出たり故に袍衣と書べしその製袖領などをつけて今時の羽織の製のごとし着法もまた常の羽織とひとしく打拔きさてむなひもをしめ次に左右のすそを前にてむすび合次に袖くゝりをとりてたすきの如くむすび置といふ

古代縨式

按にこのほろ林道春の神道折中俗解にしるしたれば慶長の比よりはや世に傳はれることしらるされどもそのはじめを詳にせず

又云ある傳にいにしへの縨は籠串なくして着せしが何のほどにかその法を失へり今時用ゆる所の籠くしは應仁年中畠山政長製しはじめたるものなりといふ

の作ならんにはかゝることも文明以前より世にいふことゝしらる然れども大塔宮のほろは三幅四尺五寸にてひだなし大草三郎左衛門公經のほろは五幅四尺六寸餘にてひだ十ありこれみな元弘建武の頃の物なりしかるにその裁法區々にして同じからねばひだに十二誓願を表すといひ十六誓願によるなどいへることは元弘建武よりのちにいひ出しことにやうけがたし

縨一流之書云縨之根源者表ニ陰陽和合胞衣ヲ木火土金水是也袍衣者法報應三身之如來纏ニ遍身ニ給御袈裟也因レ茲出陣之武士着ニ着衣ヲ事成佛得脱爲ニ門出ト貴僧高僧同事也然此母衣下ニ武家ニ成ニ軍器ト隨一事和漢例一致也三皇台黄帝於ニ涿鹿野ニ戰ニ蚩尤ト事七十餘度無レ決ニ勝負ヲ于レ時天女天降黄帝奉レ敎ニ戰術ヲ則授ニ黄衣ヲ黄帝取レ之懸ニ甲冑ニ給終滅ニ蚩尤ヲ治世及ニ萬歲ニ武朝往昔神武天皇一天草創之時第六天魔王領ニ葦原國ヲ奉レ射ニ天皇ヲ事度々也官軍責屈無下可ニ伐勝ツ様上于レ時天尊仰レ天祈誓之時梵天帝釋變ニ老翁ニ以ニ一丈五尺ノ衣ヲ被レ授ニ天尊ニ自誓宣修羅眷屬欲レ攀ニ登須彌ニ之時帝釋懸ニ袍衣ヲ揚レ勢給修羅眼耳盲聾失レ度因レ茲帝釋勝戰撫ニ育世界之人民ヲ此故製ニ衣一丈ニ授ニ天皇ニ五尺衣與ニ官軍ニ依レ之母衣者十尋一丈五尋五尺云々其後神武退ニ治魔王ヲ立ニ都於大和國ニ朝政鎭而國土安穩也又漢高祖臣樊噲慈母責(本ノマヽ)衣懸レ鎧得ニ勝利ヲ又漢武帝卅四年(壬午年當ニ日本開化天皇十九年ニ)北胡夷依レ奉レ侵ニ王命ヲ李陵蘇武爲ニ大將ト向ニ胡國ニ于レ時武帝以ニ羅御衣ヲ與ニ兩將ニ詔曰汝望ニ戰場ニ曰以ニ此衣ヲ覆ニ甲冑ニ不レ忘ニ君恩ヲ可レ遂ニ勇戰ヲ云々胡國之軍敗李陵討蘇武生捕伐ニ一足ヲ放ニ曠野ニ蘇武無ニ甲斐ニ存命不レ忘ニ漢忠功ヲ帝釋緒封レ書附レ鴈送ニ故鄕ニ元鳳六年(日本當ニ崇神天皇十九年ニ)蘇武白髮而歸ニ舊里ニ人皇十五代神功皇后欲レ平ニ新羅百濟高麗ヲ有下勸ニ請諸神ヲ軍評定上也諏訪住吉兩大明神爲ニ軍奉行ニ既發向刻八幡大菩薩在ニ母后胎内ニ滿ニ五月ニ皇后御腹大而御鎧之脇顯也因レ玆高良明神以ニ脇立ヲ奉ニ皇后ニ號ニ皇子產衣ニ胞衣纏身事依ニ女體ニ也終攻ニ伏三韓ヲ歸朝於ニ筑前國ニ誕ニ生於皇子ニ應神天皇是也

按に此書奥に天文廿年正月小笠原大膳大夫長時判六孫王經基より當家代々令ニ尊秘ニとあり小笠原家に古く傳へしものとしらるれど實に六孫王より以來しかつたはれるにやいぶかしきことなり如來纏

て戰場にホロをかくるに母の衣と書と云說もあり
といへりしかれども胞衣にかたどりたるが故に母
衣とかくといはゞ保侶とは何故にしかかけるにや
又王良が故事後漢書にみえず何によれるにや更に
うけがたき說なり

武羅

緥一流之書○按に蘇武の羅をよろひの上に引かけ
て戰ひし故事によりてつくり出したれば武羅とか
くよしいへり是またうけがたき說なり

六神衣

同上○按に平家には此字を用ゆるよしいへりけだ
し後人の妄說なるべし

錦衣

同上○按に藤家に用ゆるよしなりされどもうけが
たし

䄡

同上○按に字書に見えず中古の人の妄に制せし字
なるべし

紅のほろ

源平盛衰記著聞集

濃紅のほろ

同上

薄紅のほろ

源平盛衰記太平記

○正誤

鵇鷺合戰物語云それほろといふもの丶本式は紅なり
また赤白のいろもあり是は陰陽一色なりしろほろは
老武者のかくるものなり是治世のほろなり五幅五尺
是は五大力佛を表すあるひは十幅一丈なりこ丶に又
幅異名あり縫絲に口傳あり裁かた又損あり尤秘事な
り陣によりてかくるほろ合戰の體によりてかくるほ
ろ勝軍にかくるほろ歩立のほろ討死のほろあり保呂
袋は赤地のにしき獅子の口をまねたり保侶をかくる
に口傳ありひだ取に習ひあり十二一とり十六にとる
熊谷平山にかはれり或は藥師の十二の大願を表しあ
るひは摩利支天の十六の誓願の數を表せり保侶のた
ちやうかへすぐ〵も秘事なり

按に鵇鷺合戰物語は後成恩寺關白の作といへり後
成恩寺關白は一條兼良公の事なり兼良公文明十三
年四月二日八十歲にして薨せらる此物語實に彼公

古今要覧稿巻第百三十八

器財部　ほろ下

○釋名

ほろ　保侶衣

三代實錄○按に保侶衣の名義未つまびらかならず伊勢平藏貞丈はホロギヌといふを下略してホロとばかりもいふホロといふ名はヒレといふ語を轉じたるなり轉ずるとは五音の相通にひかれてうつりかはるをいふなりヒレとはヒラメクをいふ魚のひれもひらめくものゆへヒレといふまた官人男女の服に比禮といふ事あり領巾とも肩巾ともかきてヒレとよむなり男のヒレのことは延喜式の隼人司式にみえたりといふはいかゞあるべき肩巾は肩にかかりてひらめくものともいふべけれどもほろは幅ひろきものにてかつ上下に紐ありて甲冑にまどひつけたればあながちひらめくものともいひがたし和訓栞にほら衣にやといふもまたいかゞあらんある人は三韓語にてあるべしといへれどもまたたしかなる證をえらず

保呂　扶桑略記

母廬　東鑑

縨

塵囊抄下學集源平盛衰記太平記○按に縨は字書に見えず伊勢平藏貞丈幌は康熙字典に帷幔也とあり帷幔とは幕の類なり中古の人右の帷幔也といふ字注によりて保侶は帷幔に似たるものなる故幌字をホロの字に假用ひたりしを後に文字に疎き人巾偏を糸偏にかきかへてその誤りをうけつたへきたれるなるべしといへり

母衣

太平記○按に一說に赤子の母胎中にある時胞衣をいたゞきて食毒を防ぐにかたどりて武士戰場にほろをかけて惡事災難をふせぐによりて母の衣と書といふまた後漢の王良といへる人母の與へし衣をよろひの上に着して勇猛をふるひしことをまねび

同上

武用辨略所載保呂

運籌帷幄中決勝千里外

同上

慶長年間鐵炮傳書所載保呂

單騎用略所載保呂

同上ひだをとるやう

同上ひだをとりたる圖

同上紐をつくるやうの圖

同上裾の紐を通す

右引ちがへ袖に設けたる水呑の緒を彼わなに通し結びとめ四の緒は串にからみそのあまりをよろひの兩脇の環に結び置裾の緒はうけつゝの頭へ引上て結びとむるといふ猶異説あれども略す宜きに從ふべし

小笠原家緄書所載五尉五尺保呂

又云籠骨を不用して母衣をかくるにはまづ左右の上の緒を肩の上より前へとりまた兩脇の下より中の緒のわなを胸の下へ引よせ上の緒を中の緒のわなへ左右とり違へて引通しそのあまりを胸板の表にて引違に結びてさげたるゝなり裾の緒は前へとりて腰にてとむるといふ猶異義あれども略す

同上裁やうの圖

中幅の裁やう

ウスアイ

布絹のありはゞ

同上裁切たる圖

大抵九つに割って二つ分されば中の廣さ七つ分有

長五尺　ウスアイ

有はゞの七つばかり也

同上わき幅のたちやう

有はゞの九分の一そぎ取

長五尺　ウスアイ

有はゞの九分の二つをそぎとる

さし物固めの環とも緌付の環ともいふ
に結びまた中の緒は彎月の板の下にて結びたる下の
緒は左右より緌の裾をよきほどに緊てそのあまりを
直に請筒の頭串の肱金の所にてしかと結びまた其餘
を中へとり骨を引撓めたる二條の紐へ引かけ總角結
びにむすびてくだしたるべしといふ
又云骨は海鰌の鬚をもて擧挑灯の骨の如くし竪骨三
本横骨長短十本ばかりにす此製の品類最多し皆巧機
をもて組立るごとくす緌は五幅六尺緒はかた〱に
四所左右あはせて八所に付たるを以て結ぶまづ串を
うけ筒にさしいれ母衣の領を以て串の頭にをしあて
扨壹の緒を左右の肩の上より前へ引とりまた二の緒
のわなをも兩脇の下より前へとり左右共に一の緒を
彼わなに引通ししめ付てそのまゝ胸板の上にてむす
び三の緒は緌ぐしの下にて結びとめ裳の緒は請筒際
へ引上て花結びにむすびとむるといふ俗傳に日の緒
をしむることは深き習ひ有といふその說のくはしき
事別卷にしるす
又云籠は鯨の鬚をもて竪十二本横十八本目籠にくむ
べし口の廣さ竪一尺五寸ばかり横一尺八寸ばかり緌
は六幅六尺緒はかた〱に五所左右合せて十所に付
たるをもてゆふまづくしをうけつゝにさし入扨壹の

小笠原家緌書所載十尋一丈保呂

緒は串頭にて左右引ちがへ脇の下より前へ引出し胸
にてしむる二の緒は卽串頭にてむすび置三の緒は左

右のりうご口傳
母衣をたつ時本尊に破軍星を書てかけべし艮方おなじ銚子提三盃洗米を備ふべし看は打鮑かちぐり昆布の類引渡にていはふべし名香をたき九字を切て摩利支天之咒百遍十一面之眞言云々百遍となへて其以後たちきるべし

武用辨略云中鎌ノ緒ハ上ヨリ三尺置テ付也長一尺二寸或二尺八寸幅六分也凡テ双方緒ノ名家々ノ異稱暫之ヲ略ス

又云旋風ハ上ヨリ五寸置テ明也但其明五寸纐纈有

又云奮威ノ緒通一寸二分緒ハ含幅六分ナリ長六幅ノ兩方へ一尺五寸宛餘ベシ

又云波不立ノ緒長九尺圍六分打緒也兩端ニ小串アルベシ

又云裲ノ寄様兩端ノ二幅ヲ除中四幅ニハ裲常ル也

又云縫様ハ片糸ニテ針返ヲセズ芝打ヲ外へ捲出テ縫也

又云色ハ上古赤白ノ二色ヲ用近代ハ五色或ハ間色又ハ尉交等定ル法ナシト云々但傳ニ因ベシ或書ニ云昔緥ト云シ物アリ當代ノ羽織ノ如ニシテ單ニ襟衽ヲ付タル物也母羅ノ代ニ用テ鎧ノ上ニ着シタリシガ今ハ廢レリト云々

又云籠ハ骨卅本鎮護番神ヲ表ス或十二本十二天ヲ準ナド云習セリ或記ニ上古ノ母羅ニハ籠モ侍ザリシガ武者ノ振舞ニ因テ風納テ圓也中輿ヨリ其着様ヲ覺失テ籠ヲ入來又云世諺ニモ母衣武者ノ雨ニ逢タルヲ見苦キ事ニ喩也雨露ノ爲ニ惡ケレバ其ヨリ籠ヲ作也ト云々今大概卅二本串三所ニ穴アル也色々アリ

又云母羅ヲ飾ハ臺ニ請箇ヲ指テ串ヲ入立ル也緥口ヲ串ニ引附前ニテ結波不立ノ緒ヲ前へ引上串ニ掛テ結留ト云々臺ノ形ハ一定ナラズ玆ニ略ス

單騎要略云當今緥をかくる法
骨はくじらをもて作る數十五六本扇のほねのごとくし緥串の上に半月のごとき板を施して彼板に骨の數ほど穴をうがちて骨をさし入然して要の所を下へたわめ紐にて緥串へ結び付置なり緥は五幅五尺掛緒上中下左右二所に付たるを以てゆふ
まづ緥ぐしを請筒にさし入緥の領をとりて串の上端にをし當左右上の緒を串頭にて引違へまた左右へ引出し鎧の兩脇に設けたる環

古今要覧稿巻第百三十七

●器財部　ほろ中

ほろ近世の制

ほろ近世用ゆるものは大かた五幅五尺なり（小笠原家緥書）六
幅六尺にすることもあり（單騎要畧）ひもの付様に家々の習
あり禮の緒帝釋の緒廣目掌の緒増長の緒色納の緒波
波不立の緒不動の緒等の名あり（緥傳書）大かた左右にて
六所なりそのかけやうくじらにて骨あるひは籠を作
りそれへまとひ付るなり

小笠原家緥書云緥神名書事三社五社人の始て出陣の
時氏神によるべし云々
又云母衣裁日之事春庚辛夏壬癸秋甲乙冬丙丁日良辰を
撰ぶべきなり
母衣は三色に定まるなり白色紅薄紅梅なるべし此外
主の好によるべし
勝木にて小刀十二作べし十二因緣十二神之表相なり
たゞし木刀二本鐵刀一本にてもたつべし毎度に護身
法九字勿論なり云々
たつときあたらしきむしろをゑくべし
先母衣袋をたちて緥をたつべし云々
裁手は玉女の方にむかひ挽手は聞神（本ノマヽ）にむかふべし十
二の刀にて一刀宛鐵刀にて三刀以上十五刀に裁べし
何れの幅をもかくのごとくするなり但やり刀なり
三刀にてたつべき時は三刀宛三々九刀に裁べし裁手
挽手も猪爪に押べし條々口傳あり
裁手は午の年の人なり縫人も同前
縫絲左右二筋ならべて縫べし何も伏縫にしてすそを
表へ折て三針さしなり
緥十二とるべし十二因緣十二神表體なり
禮之緒長母衣と同前地は青地金襴なり
四天之緒二尺七寸廣さ一寸三分づゝたゞし掌緒口傳
有之
帝釋之緒廣さ一寸二分長さ一尺八寸なり但國治之緒
ともいふ
母衣絹之事白き時はゑゞらにてすべし色絹之時は絹
を染て作るべし
波不立之緒は四打にすべし色は好によつてすべし左

伊勢加賀守貞直保呂所藏未詳

菊池次郎武重保呂阿蘇宮神庫所藏

伊勢平藏貞丈家藏保呂制式

大和國三輪神社藏大塔宮保呂

長四尺五寸　三幅

大草大次郎公明家藏保呂傳云三郎左衛門尉公經元弘建武合戰所用

紐長一尺八寸六分

一尺二寸

コゲ茶色

長四尺六寸五分　五幅

之一

扶桑略記云寛平六年九月五日對馬島司言新羅賊徒船四十五艘到着之由太宰府同九日進二上飛驛使一同十七日記云大將軍三人副將軍十一人所レ取雜物云々保呂一具云々

東鑑云建仁三年九月九日甲辰快霽今日將軍家政所始也云々其後始着二甲冑一又乘レ馬給遠州被レ奉レ扶ニ持之一小山左衞門尉朝政足立左衞門尉遠元等着二甲冑母廬等一次第故實執權悉奉レ授レ之云々

參考太平記（赤坂合戰）云人見四郎入道云々唯一騎東條ヲ指テ向ケリ石川河原ニテ夜ヲ明スニ朝霞ノ晴間ヨリ南ノ方ヲ見ケレバ紺唐綾威ノ鎧ニ白母衣懸テ鹿毛ナル馬ニ乘タル武者一騎赤坂ノ城ヘゾ向ヒケル云々

又（武藏野合戰）云一方ニハ脇屋左衞門佐義治ヲ大將ニテ二萬餘騎大旗小旗下濃ノ旗鍬形一揆母衣一揆是モ五箇所ニ陣ヲ張リ射手ヲバ左右ニ進マセテ云々

又（京軍）云去程ニ二月八日細川相模守清氏千餘騎ニテ四條大宮ヘ押寄セ北陸道ノ敵八百餘騎ニ懸合テ追ツ返ツ終日ニ戰ヒ暮シテ左右ヘ颯ト引退處ニ紺絲ノ鎧ニ紫ノ母衣懸テ黑瓦毛ナル馬ニ厚總懸テ乘タル武者年ノ程四十計ニ見エタルガ只一騎馬ヲ閑々ト歩マセ寄テ云々其母衣ヲ取寄テ見給フニゲニモ越中國ノ住人二宮兵庫助曝二尸於戰場一留二名於末代一トゾ書タリケル云々

又（芳賀兵衞入道軍）云芳賀伊賀守馬ニ打乘テ母衣ヲ引繕ヒテ申ケルハ平一揆白旗一揆ハ兼テ通ズル子細有シカバ軍ノ勝負ニ付テ或ハ敵トモナリ或ハ味方トモ成ベシ云々

保侶推考云予ガ家ニ保侶ノ制書タル物アリ其制地ハ織色ノ生絹本式也練タルモ人ノ好ミニ任スベシ唐物ハ御免ニテ用ユル長サ五尺八寸五幅也或ハ三幅或ハ二幅半人ノ大小ニ從フ本式ハ五幅ナリ竪ノ兩端一寸二分許緯絲ヲ拔去テ經絲ヲ殘シテ總ノ如クニスヒダヲ取コト兩方ニテ十重一方ニ五重ナリ端ヨリ一尺二寸退テ其ヒダノ如ク組緒ニテ上下三寸許ヅ、間ヲ隔テチドリガケニサシ縫フ兩方共ニトメ組ナリ絲ノ色人ノ好ニ任スベシ紫ハ憚ルベシ此チドリガケニ縫タル緒ノ間ニ別ノ組緒ヲ貫通シテ兩方ニテ結ブナリ緒ノ端ニ總ヲ付ル家ノ紋付ルニハチドリガケノ外ノ方ニ付ルナリ

古今要覽稿卷第百三十六

●器財部　ほろ上

ほろ

ほろのはじめいまだ詳ならず貞觀十二年三月對馬守小野春風の請申により太宰府の庸布をもて千領のほろつくられし（三代實錄）よしいへばそれより前に出來しものなることは論なしされども令にのせられざれば大寶より後につくられしものならんたゞし寛平六年九月新羅賊船四十餘艘對馬國へおしわたりしとき國守これを討て分捕せしもの丶中にほろみえたり（扶桑略記）これによれば新羅國にてもか丶るものをもちひけるにやさらば皇朝にて是を用ひらる丶もはじめは新羅などよりうけつたへられけんも玄りがたし然るを黃帝涿鹿の野にて蚩尤とた丶かひし時にはじまるともまたは前漢の蘇武に起るともあるひは後漢の王良が母の衣を甲冑の上にきて戰ひけるにはじまるなど（小笠原家書）覫之いへるはそのより所さだかならざる說なりまたは神功皇后の三韓を攻給ひし時住吉大明神のつくりはじめ給ひしともいひあるひは應神天皇御鎧の上に生絹を引かけて着給ひしに起るともいひ又は仁德天皇ほろの制式をさだめ給ひし（保侶推考）などいふいづれも正しき書に見えざればうけがたきことなり然してその比の制作はいかゞありしや古きものつたはらざれば考ふるに據なし今の世につたはれるものは大塔宮のほろ及び大草三郎右衞門公經のほろなり此等は正しく元弘建武の合戰に用ひつるものなりその制作を詳にするに五幅三幅の差別ありひだの有無紐の付やうおなじからずそれより下りては伊勢加賀守貞直のほろ菊池次郎武重のほろなどもつたはれりこれも大かた同じくして近世のものとはいさ丶かかはれる所ありほろ籠を用ゆること丶なりしは畠山政長にはじまるといへり（單騎用畧）たゞし正しきものに見えざればいかゞあるべき

三代實錄云貞觀十二年三月十六日戊辰從五位下行對馬守小野朝臣春風進㆓起請二事㆒其一曰軍旅之儲啻在㆓介冑㆒介冑雖㆑薄助以㆓保侶㆒望請縫㆓造調布保侶衣千領㆒以備㆓不虞㆒云々詔從㆑之以㆓太宰府庫布㆒造㆓充

大和國信貴山の寶物に袖のはしと裙付を濃紅にてをどしたるありこれいはゆるはたすそごなるべし

源平盛衰記源平水島合戰條　云越中次郎兵衞盛嗣ハ滋目結ノ直垂ニ耳坐濃（ハダスソゴ）ノ冑ヲキタリ云々

愚得隨筆附考云耳坐濃（ハダスソゴ）印本ニミヽスソゴトカナヲ付タリ讀ヤウヲ知ザル人ノ付タルナリ耳ノ字ヲバハタトヨムナリ大衿耳袖トカキテオホクビハタソデトヨムト同例ナリ

はたすそごをどし

り（平家物語）たゞしこれも裾付の板ばかり濃紅にてをどし
上をば紫にてをどせしなるべし
平治物語（源氏勢揃條）云惡右衞門督信賴ハ赤地ノ錦ノ直垂ニ紫スソゴノ鎧ウキ、ノ裾カナモノ打タルニ金作リノ太刀ヲハキ白ボシノ甲ニクハガタ打タルヲ猪クビニ着云々
平家物語（宇治川條）云義經ソノ日ノ裝束ニハ赤地ノ錦ノ直垂ニ紫坐濃ノ鎧キテ鍬形打タル冑ノ緒ヲシメ金作リノ太刀ヲハキ廿四ツイタルキリフノ矢負シゲ籐ノ弓ノトリ打ノ本ヲ紙ヒロサ一寸バカリニ切テ左卷ニ卷タリ是ゾ今日ノ大將ノシルシト見エシ云々
又（重衡被生捕條）云本三位中將重衡ノ卿ハ生田ノ森ノ副將軍ニテオハシケルガ其日ノ裝束ニハカチニ白ウキナル絲以テ岩ニ千鳥ヲ縫タル直垂ニ紫下濃ノ鎧キテ
又（大阪越條）云判官其日ノ裝束ニハ赤地錦ノ直垂ニ紫スソゴノ鎧キテ鍬形打タル冑ノ緒ヲシメ金造ノ太刀ヲハキ切府ノ矢負滋籐ノ弓ノ眞中トリ沖ノ方ヲニラマヘ大音聲ヲ上テ一院ノ御使檢非違使五位尉源義經ト名ノル云々
參考太平記（關東大勢上洛條）云纐纈ノ鎧直垂ニ精好ノ大口ヲ張セ紫下濃鎧云々

むらさきすそごをどし

○正誤
愚得隨筆云上を紫下を紅又その下を紺絲にて威たる紫裳濃といふ此外は何絲にて肩をとり何絲にて威せしといふなり老談書の說なり
按に老談書何人の作なるや詳ならず上を紫下を紅またその下をこんなど威せしは敷目といふ也

はたすそごをどし

はたすそごをどしは源平水島合戰の日越中次郎兵衞盛嗣がきけるよし（源平盛衰記）見えたりそののちものに見えざればおほく人の好まざりしものなるべしたゞし

挿タリケル云々

岩井某家藏鎧注文云裾濃（スソゴ）裾板付を濃紅にてをどしたるなり

〇正誤

伊勢平藏貞丈云くれなゐすそごは胴はうす紅袖草摺は上はうす紅中は中紅下は本紅なり裾ほど色のこきをいふなり

栗原信充云上中下三段に色をかへてをどせしは即にほひをどしなりされば貞丈の說のごときはくれなゐにほひといふなり

土肥典膳經平云上を白絲次をうす紅裾を濃紅にをどしたるをいふ

按にこれは具足師家說に櫻にほひといへり

鎧威毛圖說云上ハ皆紅ニシテ裾ノ板ヲ紺ニ威スナリ故ニ裾紺ト書ナリ

按に裾紺とかきしものを見ず此說うけがたし

又云紅末濃者紅ニテ末マデコマヤカナルト云義ナリ

按に皆紅ハ紅威なり此說うけがたし

又云上ヲ紅次ヲ紫其下ヲ紺絲ニテオドスヲ云

按にこれはよせ絲をどしなり

又云上ヲ濃紅ニシテ裾ノ板ヲ紫絲ニテ威シタルヲ云ナリ

又云惣體ヲ紅威ニシテ下二段ヲ紺ニテオドシタルヲ云

此二說また其據をしらざればうけがたし

紅下濃黑絲鎧

紅下濃黑絲鎧といふは總體を黑絲にてをどし裾付の板ばかり濃紅にてをどしたればしかよべるなるべし建武に箱根竹下合戰に道場坊の注記祐覺が同宿三十人みな紅下濃の黑絲鎧をきたり（異本太平記）といへりされども多くものに見えざれば人の好にかなはざるにや

異本太平記（箱根竹下合戰條）云道場坊ノ注記祐覺ト云ケル山法師兒下人同宿三十人紅下濃ノ黑絲ノ鎧一樣ニ着テ云々

北條家本金勝院本西源院本南都本皆同

むらさきすそごをどし

紫すそごをどしは平治の軍に右衛門督信頼卿き給ひしよし（平治物語）いへばそれより古くありしなるべしその後伊豫守義經朝臣宇治川をわたし給ひし時と大坂越のときと着給ひまた本三位中將重衡卿もき給ひしな

古今要覽稿卷第百三十五

●器財部　甲冑　六

くれなゐすそごをどし

くれなゐすそごをどしは治承四年右大將頼朝卿義兵をあげ給ふ時伊豫守義經朝臣陸奥國にて是をきゝうち立給ふとき秀衡より奉りけるよろひなり（平治物語）元暦二年讃岐國牟禮高松の在家を燒はらひ平家のたてこもりし屋島の城を追落し給ふ時も紅下濃の鎧を着し給へり（東鑑）そのゝち建武元年箱根竹下合戰の日道場坊祐覺が兒同宿三十餘人みな紅下濃のよろひを着て梅の造花を冑の眞向にさしたり（太平記）などいへり抑すそごといふをどしは袖草摺の裾を濃紅にをどしたればしかいへり（具足師岩井氏家説）とぞこれによつて考ふれば紅すそ濃とはすべて紅にてをどし裾ばかり濃紅にてをどしたるよろひなるべし

平治物語（頼朝義兵をあげ平家退治條）云佐殿（頼朝）すでに義兵をあげ給ふと聞えしかばうち立給ふに秀衡紺地の錦の眞垂にくれなゐすそごのよろひこがね作りの太刀をそへて奉る云々

東鑑云元暦二年二月十九日廷尉（義經）昨日終夜越下阿波國與ニ讃岐一之境中山上今日辰刻到ニ于屋島内裏之向浦一燒ニ拂牟禮高松民屋一依レ之先帝令レ出ニ内裏一御前内府又相ニ率一族等一浮ニ海上一廷尉（着ニ赤地錦直垂紅下濃鎧一駕ニ黑馬一云々）

平家物語長門本（義經院參條）云義經ハ赤地錦ノ直垂ニ萠黄ノカラアヤ紅裾濃ノ甲ニ鍬形打タル冑ヲバキズシテ持セタリ金作ノ太刀ヲ帶タリ云々

くれなゐすそごをどし

太平記（箱根竹下合戰條）云道場坊助注記祐覺ハ兒十八人同宿三十餘人紅下濃ノ鎧ニ梅ノ造花ヲ一枝ヅヽ冑ノ眞向ニ

だし洗革の法を忘らずしてみだりにかゝることをいへるなるべし信じがたし

ニ洗革ノ鎧ニ片白ノ甲廿四指タル白羽ノ矢ニ笛籐ノ弓ノ塗籠タル眞中取テ云々

太平記住吉合戰條云和田新發智源秀ト名乘テ洗革ノ鎧ニ大太刀小太刀二振帶テ六尺餘リノ長刀ヲ脇挾ミ云々

又山名右衛門佐爲敵條云洗革ノ鎧ノ妻トリタルニ龍頭ノ甲ノヲヲシメ五尺計ナル太刀二振帶テ刄ノ亙リ八寸計ナル大鉞ヲフリカタゲ云々

又山門攻條云備後國住人江田源八泰氏ト名乘テ洗革ノ大鎧云々

異制庭訓蕉夜十日條云卯花威洗革云々

具足師岩井家藏鎧注文云洗革ハ柹ノ葉百枚ニ水一升入煎ジツメ五合ホドニシ切ワラヲ束ネテ革ノ裏ヨリ度々ヌリ付テホシ革カキニテ幾度モモミアラフ也サスレバ水ニ入雨ニウタレテモコハラズ

○正誤

愚得隨筆云或書云洗革鎧トハ水色ノ革ニテ威ト云未レ詳

或書の說信じがたし洗革の仕樣を志らざる人の說なり

又云ユカケ師ノ云洗革ト云モノハ何色ニモセヨ革ノ制ナリ革ハ雨ニウタレ水ニ入時ハ必ズコハクナリ故ニ革ニ水付テホシテハ又水ニ入鍬ノ刃ノ如ク成モノニテ幾度モモムナリ如此スレバ水ニ入テモチヾミモセヌ也

按に此說うけがたし洗革といふは白きもの計也何色にもせよとはいひがたしかつ洗革はたゞ水を付てもむばかりにはあらず

又云洗革法水一升ニ柹葉百枚イレ五合ニ煎ジ切ワラニテ革ノ裏ヨリ三返ホドヌリ付ベシ水ニ入テモコハラズ

按にこれ岩井家法を傳聞せし人の說なるべしされどもぬり付しばかりにはあらざるなり

愚得隨筆附考云洗革鎧薄紅ノ革ニテ威シタルナリ緋ニ染タル革ヲ洗ヒハガシタル意ニテ薄紅ノ革ヲ洗革ト云ナリ異本保元物語ニ波多野次郎ガ緋威ノ鎧ノ袖洗革ニ成リヌト云ヘルコレナリ桃花染ヲアラゾメトヨム退紅アラゾメトヨムアラゾメハ洗染ナリ紅ヲアラヒハガシタル意ナリアラヒゾメノ略語ナリ

按に退紅はあらひはがしたるものにあらず自ら染やうありまた緋染の革を何ゆへにあらふべきやけ

又云卯の花をどしは銀小札を白絲にてをどし耳ばかり淺黄絲にてをどしたるなり
按にこれまた白絲なり卯花をどしとは云がたし
又云老談書ニ肩二段ハ淺黄ニシテ總ヲ白絲ニテ威シタルヲ卯花威ト云
按にこれは敷目なり卯花にあらず
又云或記ニ卯花威以二白絲一威シ耳絲畦目淺黄絲ヲ以テ威スナリ
按に此說うけがたしこれも卽白絲なり耳絲ばかりにては卯の花の證となしがたし

あらひ革をどし

あらひ革をどしは保元に左馬頭義朝の家人波多野次郎（保元物語）平治に大宰大貳淸盛朝臣の家人筑後守家貞等これを着たり（平治物語）そのゝち佐々木四郎高綱宇治川をわたせし時畠山庄司次郎重忠院參の時みな褐布の直垂きてあらひ革の鎧を着したり（平家物語）けだしあらひ革といふは雨にうたれ水に入ても革のこはらざるために柹葉を煎じたる水を付て度々もみあらへばなり（具足師岩井家藏鎧注文）されはあらひ革にてをどしたるよろひは白く見ゆべければ褐色とてとりあはせてきたるなるべし

保元物語（古寫本○四人のきんだちの事）その中にはだの次郎があかがはをどしのよろひのそでながるゝなみだにすゝがれてあらひがはとぞなりにける
按に赤革威のよろひは革を赤色に染たるなればそれが涙にぬれて白くなりけるといふなればあらひ革は白き革にて威せしこと疑なき也
平治物語（六波羅ヨリ紀州ヘ早馬條）云家貞ハシゲメ結ノ直垂ニアラヒ革ノ鎧キテ云々
平家物語（遠矢條）云阿波民部重能バカリコソ心替シタルト覺エ候云々重能メセトテ召サレケリ重能ソノ日ノ裝束ニハ木蘭地ノ直垂ニ洗皮ノ鎧キテ御前ニ畏テゾ候ケル云々
又長門本（高綱渡宇治川條）云褐衣ノ直垂ニ洗革ノ鎧着テ黑ツ羽ノ矢負タル武者ナリ云々
又（義經院參條）云澁谷三郎庄司重忠褐衣ノ直垂ニ大荒目ノ洗革ノ鎧ニ烏尾ノ征矢負タリ云々
又（一谷合戰條）云城内ヨリ齡三十計ナル男ノ褐衣ノ直垂ニ洗革ノ鎧キテ云々
源平盛衰記（入道藝等ノ條）云下野國住人那須ノ十郎褐ノ直垂

らばすゝき殿にぐそくを一兩とらせんとて十文字打たるからうどのふたをあけ小櫻をどしのよろひを取出させ給ひて此鎧と申はをぐりのさうぜんもんが子共のまうけの爲にぐそくを二兩をどしたつあにつぎのぶはこざくらをやていたゞのぶはうの花をどしにけつかうしあひまつ所にかれら二人はうたれぬ

庭訓往來六月十一日條云武具事雖見苦候紫絲萠黄絲綴卯花威黒絲鎧赤革黄絲腹卷唐綾小櫻黒革綴大荒目筒丸裾縄目紺絲威腹當星白龍頭四方白甲各一刎同色袖幷手(テ)蓋(ヲヒ)臑宛半首涎懸鍍袴

異制庭訓往來蕉夜十日條云鎧百領幷甲所レ威毛者卯花威洗革小櫻威縹色紺絲威黒絲黒革紫革萠木絲附子縄目紫下濃面高絲威等也

結城合戰物語云越後一揆のぢん中よりおりをえたる卯花をどしのよろひにおなじけのかぶとのををしめ大なぎなたもちたる武者一きすゝみいでゝいひけるは云々

尺素往來云其威毛卯花威小櫻鵊(カシトリ)威火威品革威黄櫨(ハジ)匂裾索目逆剪草肩白濟濃(スソゴ)或取レ妻或取レ腰色々絲種々革至二于唐綾練緯一都合五十兩

矢島草紙云大將とおなじき人のはたには何をかめされけん大くちのそばたかゞ〱とおつ取て卯のはなをどしのよろひをめし云々

うのはなをどし

○正誤

愚得隨筆云卯花威或說ニ白絲ニ廻リ萠黄ノ絲ニテ威シタルナリ又白絲バカリヲモ云

按に總を白絲にて廻りを萠黄絲にて威したるは白絲のはた萠黄といふべしまた白絲はがりは卽白絲にして卯の花とは云べからず

古今要覽稿卷第百三十四

●器財部　甲冑五

うのはなをどし

うのはなをどしは保元の合戰に信濃國住人根井大彌太きたるよし(保元物語)いへば猶それより古くありしならんそのゝち伊豫守義經朝臣奥州にて鈴木三郎に賜はりしも佐藤次信忠信が子供に賜はりしもみな卯のはなをどし也(義經記)まだ足利左兵衞督義敏の家人甲斐入道が家にては幼童の時始めて甲冑を着る時は卯のはなをどしを用ひけるよし(文正記)いひ隨兵に出立時卯のはなをどしを用ゆるは口傳あり(隨兵日記)などいへりさて卯のはな威といふは袖草摺の上一段を白絲にてをどし下を萠木絲にてをどしたるをいふ(岩井家藏鎧注文)といへり然るを肩二段を萠黄にてをどし惣體を白絲にてをどしたるなりといひあるひは白絲のよろひのことなりといひまたは惣體を白絲にてをどしまわりを萠黄の絲にてをどしたるといひまたは銀小札を白絲にてをどし耳絲を淺黄にせしなどいふ(愚得隨筆)みな誤なり

保元物語(白川殿攻落條)を云しなのゝ國の住人ねの井大彌太あかずりの直垂に卯の花をどしのよろひにほし白の甲をきさめなる馬に乘たるがすゝみ出て云々

義經記(つぎのぶ兄弟御とぶらひの條)云はうぐわんいせの三郎をめして小ざくらをどし卯の花をどしの鎧を二人に下されけり

隨兵日記云かつ色をどしの鎧卯花威の鎧口傳有

文正記云甲斐惣領千菊丸其齡十有二蘊髮綰レ雲蛾眉掃レ山寶靨如レ華肌膚琢レ玉粉粧惟馥襟宇靜肅無レ好二戲謔一天生麗質淸而不レ凡龍生二龍子一鳳生二鳳兒一者也濃紅鉢卷袖緒總角燃立計也唐紅菱縫金銀金物鏤二家紋一幹眞而堅物縱雖二強弩長握鎭西八郎爲朝一難レ得二透事一家傳幼童之時代々初着二普代卯花縅鎧一綿上抓拋二懸肩一上帶縮草摺短着下金作腰刀指二添五明一結二降銘作小太刀一籠手脛楯綺麗不レ及二言語一云々

增鏡云その日は大納言も大塔の前の座主もうるはしきものゝふすがたにいでたゝせ給ふ卯の花をどしの鎧にくはがたのかぶとたてまつりて云々

高館草子云判官御覽じて此上は力及ばずいでゞさ

校正兼鈔錄　榊原猪右衛門源長行

校正兼淨寫　山本林藏源淸任

　　　　　　志村愛助平知孝

編修兼圖畫　岩崎源三源常正

編　　修　栗原孫之丞源信充

總　　判　屋代太郎源弘賢

またしな革はいにしへよりありし革の名なり齋藤德元闕東下向道の記に品川驛の狂歌に見えたり是をこそ徵とすべけれ

按に一段づヽに二段ちがひに色をわかちてをどせしは卽是しきめをどし也品川をどしとはいはず

本朝軍器考補正云品川威ハ盛衰記ニ藍革ニ紋ニシダヲゾ付タリトアレバ今ノ杉立菖蒲革ト云革ノ事ナルベシ此革昔ヨリ甲冑ノ飾ニ用レドモ其名ハ聞ヘズサラバ昔ハ品革トコソ云シナルベシ

按に紋にシダを付たるとあり菖蒲を付しといはざれば此說うけがたし

具足師春田某云品革は唐革にてをどすかるがゆへに支那革をどしなるべし

按に唐革といふをどしは自別にしてしな革はシダの紋を付たる革なること前にいふが如し

同岩井某云革を品々あつめてをどす也たとへば紫革靑革黑革白革菖蒲革御免革等の色々の革を細く截てをどすを品革威とはいふなり

按にこれまた色々をどしの事なり

又云品革をどしといふは四色の革にて品をかへをどすなり仍て四名革威といふ今いふ八重染の類にや

按にしだを付たる藍革と盛衰記にいへるをしらざるにや

又云此奈は紫の字の書誤りなり依之此奈革威は紫革をどしの事をいふ

按に科皮とも品川ともかきたり此奈とのみ書しにあらざれば此說もまた信じがたし

又云科皮威といふは白革と黃革と相合せてをどしたるをいふ

按に此またいろ〳〵をどしの事なり

又云菖蒲革を細くたちて其形のみだれざる樣にをどしたるをいふなり

按に新井君美の說によりて推考せし說なるべし

又云しな革威といふは鶉皮にてをどしたるをいふ也

按にこの說その據をしらざれどもまたうけがたし

校　正　檜山成德源義愼
圖書兼校正　屋代次郎源通賢
池野貞一郎源好謙
大河戸晋平藤原儀成
三輪善太郎三輪正賢

土肥經平所考𛂞ながは

○釋名

𛂞ながは

平家物語源平盛衰記○按に盛衰記によれば𛂞だを紋に染たれば𛂞だ革といふべきを相通にて𛂞ながはとよぶことになりしなり

科皮

平家物語○按に科の字よりして科の木の皮を用ゆる說は起れるなり

品川威

源平盛衰記○按に品川とかきたるによりて武藏の品川の地にて染たる革なりといふ說出來たり

此奈川威

同上

○正誤

本朝軍器考云品川威ト云ハ藍皮ニ紋ニシダヲゾ付タリケルト源平盛衰記ニ見エタリ然ドモ其革ノ制イマダ見ルコトヲ得ズ菖蒲革ノ如クナルモノカ又品川威トハ如何ナル故アリテ名付シ按ルニシダト云ハ草ノ名ナリ俗ニハ勝草ト云カ革ニ菖蒲ヲシタルヲ菖蒲革ト云ハシダツケタラムハシダ革トヤイハン然ラバ此モノニテヲドシタルヲバシダ革ヲドシト云ベキヲ誤リテ品川ヲドシトイヒ來リシニヤ

按にシダカハといふべきをシナガハといふは同音通なれば誤れるにはあらず

類聚名物考云品川威と世にいふ處は品々の革にてをどせしをいふなり今按に然らず𛂞なは品階にて其品の品のわかちあるなり科と同じく一段づゝに二段違ひに色をわかちてをどせしをいふ共おもはるあるひは

同上

同上

同上ゑながはをどし異說

平家物語長門本[三位入道父子自害條]云三位入道頼政ハ長絹ノ直垂ニシナガハヲドシノヨロヒヲ着今日ヲ限リト思ヒケレバワザト甲ハ着ザリケリ云々

平家物語[橋合戰條]云源三位入道長絹ノ直垂ニ科革ヲドシノ鎧キテ云々

岩井某家藏甲冑威毛圖所載しな皮

源平盛衰記[宇治合戰條]云源三位入道長絹ノ直垂ニ品川威ノ鎧ヲ着此奈川トハ藍革ニ紋ニシダヲゾ付タリケル云々

同上

古今要覽稿卷第百三十三

●器財部　甲冑四

ゑながはをどし

ゑながはをどしの鎧は源三位入道賴政卿着給ひけるよしいへり源平盛衰記平家物語其後物に見ゆること稀なればゑながはの制作も傳はらずされ共盛衰記の作者は藍革に紋はゑだをぞ付たればゑだ革といふべきをゑながはとよべりといへり實にさるものにや有けん正しく鞍馬に藍革にゑだの丸を白く染たる革にて威したる鎧傳はれり或は盛衰記の文によつて後にさる革を染出して威せしにや新井君美及び土肥經平は今の菖蒲革の如きものかと本朝軍器考いひ山岡俊明は一段づゝ色をわけて威したるなりとも又は武藏國品川にて染出したるを品川革といふそれにて威したるなりと類聚名物考いひ具足師春田某は支那とは唐土のことなれば唐革威なりといひ岩井某は革を品々集めて威したるなりといひ又は四色の革にて品をかへをどしたれば四名革威しといふといひ又は紫皮のこと也といひ盛衰記に此奈川と書たるを紫の字の誤と思ひしなり又は白革黄革を相合せてをどしたるといふ又はうづら革にてをどしたるといひまたは科の木皮にてをどしたるなりなどさま〳〵にいへどもいづれもうけがたし

山城國鞍馬山所藏甲冑緘革

しにてふしなはめとはいひがたし

又云惣地縫延をうす焦地の色にして繩目のかしらを濃焦地にするをいふなり

又云繩目を熏たる革を以てをどしたるをいふなり

按にこれはふすべなはめといふべきかされどもふすべたるのみにあらざればをしなべての證とはなしがたし

按に縄目の色革といふは地黒も地白もさま〴〵あり幕の手縄の如くせしにかぎりたるにはあらず

伊勢平藏貞丈云フシナハメトいふ染革にて威したるなり紺薄青白の三色を以て幕の手縄の如く紺うす青白三色を並べて九折の形を染たる革なり後三年合戰畫及び鞍馬法師の預りの古鎧の中に此をどしげの鎧ありその圖をみるにその紋みだれざるやうに革をならべてをどしたる體也

按にこの説また新井君美とおなじけれども既に前にのする如くなはめの色革數種あれば信じがたし

類聚名物考云字書に据斤於切音居木名也說文云櫃木也爾雅云据櫃陸氏云据木節腫似ニ扶老一卽今靈壽是也今人以爲ニ馬鞭及杖一と見ゆ据は木の節なれば威毛のの絲のふし立たるを据索目といふなるべきにや

按に此說によればふしといふ義は聞えたれども縄目といふ義明ならずかつ縄目の色皮といふもの武藏國より作り出しふしなはめのよろひ多く武藏人着用せしなれば縄目革にてをどしたるに決定せしなり

本朝軍器考補正云フシ縄目ノ鎧ヲ軍器考ニ白キ薄青紺トノ筋アル染革ニテ威シタルモノナルベキト注セシハ如何アルベキ節ノ字ヲ捃(クシ)トモ書キテ昔ヨリ五倍子ノコトニ用ヒ來レリ此五倍子ノ鐵汁ヲ加テ染レバ黒ク赤ミタル色トナル桃花蘂葉ニ附子金ニテ染濃紫ノヨシ也ト云是ナリ依テ考レバ後三年合戰畫卷物ニ黒キ赤キ間色ナルモノヽ薄ト濃トニ白キヲ並ベテ縄目ニ彩レル鎧アリ是捃縄目ノ鎧ナルベシ

按にふしといふ義は伏せなはめにしてふしがねなはめの義にはあらずかつ黒地もくり色地もさまざまあればふしがね地のみにあらざること明かなり

具足師岩井某云紅と紺との組交絲にてをどしたるなり

按に紅と紺と組交の絲にてをどしたるをふしなはめといふよりどころをしらず

又云黒ぬりの小札を啄木の絲を以てをどしたるをいふ

按に小札は金小札銀小札等さま〴〵あれども多くは黒ぬりなり啄木の絲にてをどしたるは啄木をど

岩井某家藏甲冑威毛圖所載ふしなはめ緘

○釋名

ふしなはめ

保元物語○按に大滑などの縁に組絲をふせたるを伏組といふと同じ義にて繩をふせたる如き紋をそめたる革なればふせなはめの革といふべきを相通にてふしなはめとよべるなり又ただなはめの革ともいへり

捃繩目

庭訓往來

掿繩目

同上

附子繩目

異制庭訓

節繩目

武用辨略

樝繩目

同上

櫟繩目

同上

藤繩目

同上

稜繩目

同上

○正誤

本朝軍器考云繩目ノ色革ヲ以テ威シタルナリ此モノ後三年合戰ノ繪ニコヽカシコニ見タリ繩目ノ色革ハ昔坂東ヨリ出シニヤ其事源平盛衰記ニ見エタリタトヘバ幕ノ手繩ト云モノヲ白キ青キ黒キ布ヲナヒ合セシガ如クニ白キトウス藍ト紺トノ筋アル染革ナリ

甲斐國山梨郡三日市場農家所藏甲冑緘革

シロ
シユ
スミ
ヂカキイロ

同上

ヂヽウスアイ　ナハメシロ

同上緘革

同上

シユドズミ
シユ

尺素往來云其威毛卯花威云々裾縄目逆剪草肩白裙濃或取妻或取腰云々

同上をどし革をひらきたる圖

コン
アサギ
シロ

同上

コン
シユ

大和國添上郡村名不知農家所藏甲冑威革

飛驒國高山益田神社所藏甲冑縅革

といひ或説には黒塗の小札を啄木の絲にてをどしたるなりといひまた或説には焦地の色革の繩目の頭をふすべたるなりなどいふ説あれどもいづれもうけがたし

保元物語白河殿攻落條云金子十郎ハシゲ目結ノ直垂ニフシナハメノヨロヒ著テ鹿毛ナル馬ニ黒鞍ヲイテノツタルガ云々

源平盛衰記衣笠軍條云金子十郎ワザト人ヲバ具セザリケリ命ヲ棄ントノ意ナリフシナハメノ鎧ニ三枚甲ノ緒ヲシメ云々

又新八幡願書條云覺明ソノ日ノ装束ニハ褐布ノ鎧直垂ニ首頂頭巾シテフシナハメノヨロヒニクロツバノ征矢負テ三尺一寸ノ赤銅作リノ太刀ハキ云々

又屋島合戰條云畠山次郎重忠フシナハメノヨロヒニ武藏アブミ云々

平家物語一谷合戰條云熊谷小次郎直家ハオモダカヲ一シホスツタル直垂ニフシナハメノヨロヒキテ云々

同長門本坂東大夫親信條云げにや親信坂東に何事かあると申されたりければとりあへず別の事候はず繩目の色革こそ多く候へと返答せられたりければ云々

判官物語鬼一法眼條云我身は聞ゆるいんぢのたいゑやう成ければ人には一やうかはりてぞ出たちけるかちんのひたゝれにふしなはめのはらまきゝて云々

又堀川夜討條云辨慶喜三太にさきをせられて安からず思ひてはしりまはる所に南のごもんにふし繩目のよろひきたるもの一きひかへたり

太平記將軍御進發條云野木與一兵衞入道賴玄トテ大力ノ早業打物取テ世ニ名ヲ知ラレタル兵有ケル筒丸ノ上ニ捃繩目ノ大鎧スキ間モナク著ナシ云々

庭訓往來六月十一日條云武具事雖見苦候云々大荒目筒丸捃繩目紺絲威腹當云々

異制庭訓蕉夜十日條云鎧百領幷甲所レ威毛者云々萠木絲威附子繩目紫下濃云々

山城國鞍馬山所藏古甲冑

古今要覽稿卷第百三十二

●器財部　甲冑　三

ふしなはめをどし

ふしなはめをどしのよろひは保元元年白川殿夜討のとき武藏國住人金子十郎家忠が着たるよし（保元物語）いへるをはじめとして治承四年衣笠の軍に同じき家忠（源平盛衰記）元暦元年一の谷の合戰に熊谷小次郎直家（平家物語）文治元年屋島の軍に畠山次郎重忠（源平盛衰記）着たるよしいへりけだし繩目の色革を武藏國にて作り出せしことは後白河院の御時坊門中納言親信卿は當國にて生れし人なるが叙爵してのちも異名には坂東大夫といはれし然るに法皇の御前にて新大納言成親卿の坂東には何事共か有と申されし時親信卿いまだ吉兵衛佐なりけるがなは目の色革こそ多く候へと答へ給ひにき（源平盛衰記）これ此革を當國より染出せし證なりまた家忠直家重忠みな當國の人なりさらば此國にて作れる染革を用ひて威せし事は明らけしさて繩目の色革といふはいかなるものぞと尋ぬるにいまはさる革をつくる事なければさだかならざりしに鞍馬山に傳はれる甲冑に白藍紺の三色をつゞらおりに染たる革にて緘せしありそのつゞら折になりたるさま繩をふせたるごとく見ゆれば卽これをふしなはめといふなるべしよりてこれを他に尋ねもとむれば栗色に白くつゞら折を染たるも有藍地に白く染たるも赤く染たるも黑地に白く染たるもふすべ色に紺赤白の三色にて染たるもさま〲見出したりすでに色革といへば白藍紺の三色まぜのみにも限るまじきなり然るを新井筑後守君美の白とうす藍紺の三色の筋ある染革にてをどしたるなりと（本朝軍器考）いへるはくらま山のものをのみ見てこれ一色とおもひしなるべし山岡四郎左衞門俊明はをどしげの絲のふしだちたるならんと（類聚名物考）いへりさては繩目の色革にかゝはらずたゞをどし絲のひねりやうによりてえかよべるにやといふべけれどいかゞあらん土肥典膳經平はふしがね染の革に繩目あるならんと（本朝軍器考補正）いへれど既に繩目を染たる革にいろ〲あればかならずふしがね染ともいひがたしまた具足師某は紅と紺組交ぜの絲にてをどせしなり

しといふなり
按に是また後人の附會にして古人の傳ふる所にあらずけだし女房の衣のかさねの色あひに上を紅にして下を白にしたるを櫻といふとあればそれらによりて作り出し說なるべし
又或說云白絲と薄紅梅の絲を以てをどしたるを小櫻をどしといへり
按に是もまたかさねの色めより作り出し說なり證とするにたらず
又云啄木の絲にてうす紅の絲をまぜてをどせしを小櫻をどしといふといへり
按に是また古書に據なしけだしかさねの色めによりていふ說なるべし
又云肩二段の絲は白くして中二段はうす紅梅裳二段は萠黄の絲にてをどしたるを小櫻をどしといふといへり
按に是は櫻匂ひといふよろひのをどしやうなりそれを志らざるもの櫻といふ名のあるによりて漫に志か名付しなり

同上

地白点草

同上

○釋名

小櫻革威

東鑑○按に小櫻革にてをどしたるゆへに小櫻革威ともよべるなり

こざくらをどし

判官物語庭訓往來

○正誤

或函匠曰鎧のそで肩一段を濃紅にして總をうす紅梅にをどしたるを小櫻をどしといふなり

按に此説うけがたし東鑑に小櫻革威と見えたれば菖蒲革といふとおなじく小櫻のかたを染たる革を小櫻革といふとしらる然ればその小櫻革にてをどしたれば卽小櫻をどし也かつ安藝國嚴島につたはれる小松内府のよろひもまた古物なれば徵とすべきものなりまた甲斐國山梨郡菅田天神寶物に武田家代々のたてなしといふよろひ有そのよろひ卽小櫻がたの革にてをどしたり又按に肩一段を濃紅にしてすべてをうす紅梅にしたるをば紅ゐにほひといへり

又或說云紅白の組ませの絲を以てをどすを小櫻をど

同上菅田神社寶物小櫻革威傳云新羅三郎甲冑或云武田家楯無

或說小櫻革威

同上

體見えたり

安藝國嚴島神社寶物小櫻革威傳云小松内府甲冑

地白

アイ

甲斐國山梨郡農家所藏小櫻革威傳云武田信虎朝臣甲冑

地コン

白

古今要覽稿卷第百三十一

●器財部　甲冑二

小ざくらをどし

小櫻威といふは藍革に白く小さき櫻の花を染出したるを以て威したるなり

東鑑（壽永二年正月十七日條）云藤判官代邦通一品房并神主兼重等相二具廣常之甲一自二上總國一宮一歸二參鎌倉一即召二御前一覽二彼甲一（小櫻皮威）結二付一封狀於高紐（ヒモ）一武衞自令レ披レ之給

源平盛衰記（高綱渡二宇治川一條）云高綱ハ褐ノ直垂ニ小櫻ヲ黄ニ返シタル鎧ニ鍬形打タル甲ニ笛藤ノ弓ノ眞中トリ云云

判官物語（忠信最後條）云かつちうをきつればまもりとなりてあくまをよせぬことのあるぞとて小ざくらをどしのよろひに四はうゑろのかぶとやまどりのはの矢十六さしてまろきのゆみ一ちやうそへてをかれたりしぞかし云々

庭訓往來（六月十一日條）云武具事雖レ見苦候一紫絲萠黄絲緘卯花威黒絲鎧赤革黄絲腹卷唐綾小櫻黒革緘大荒目筒丸裙縄目紺絲威腹當星白龍頭四方白甲各一刎同色袖（并）手蓋（テヲヽヒ）臑宛半首（ハツフリ）云々

異制庭訓往來（蕉夜十日條）云鎧百領（并甲）所レ威毛者卯花威洗革小櫻威縹色紺絲威黒絲黒革紫革萠木絲附子縄目紫下濃面高絲威等也云々

高館草子云判官御覽じて此上は力及ばずいでゝさらばすゝき殿にぐそくを一兩とらせんとて十文字打たるからうどのふたをあけ小櫻をどしのよろひを取出させ給ひて此鎧と申はおくりのさうぜんもんが子共のまうけの爲にぐそくを二兩をどしたつあにつきのぶはこざくらゑやていたゞのぶはうの花をどしにけつかうしあひまつ所にかれら二人はうたれぬ

新井筑後守君美說云東鑑には小櫻革をどしと記したり藍革に小き櫻の花のかたを染しを以てをどせし也

伊勢平藏貞丈說云藍革に白く小き櫻の花形をそめたるを小櫻革をどしといふなり

日下部景衡說云革に小き櫻花を白く菖蒲革などの如くに染し革をたちて威せるなり後三年合戰繪にその

按に續世繼にあけの革してひをどしとかしたるとありあけとは緋の事なり緋は延喜式に深緋淺緋の差別あり深緋は茜と紫とにて染淺緋は茜ばかりにてそめたるなりされども今現存する古物の緋革を見るに茜染にはあらずして紅花染なりまた絲緋威の絲を見るにこれも同じく紅花染なりその外緋といふもの厚總にてもあれ小總にてもあれ皆紅花染なれば高敏の説の如く上古はあかね染にてありしなるれども保元平治の頃より後ははや紅花にてそめしを緋威といひし也

或說云金札に紅の革を以てをどしたるを緋威といふ

按にこれもいかゞなり緋威といふは金小札にかぎりたることにあらずされば金小札のをば別に金小札緋威とよべり

又云氷魚頭威とて銀小札を赤絲にてをどしたるをいふ

按にこれも誤なりこれは銀小札の緋威といへり

保胤の匡衡の文許したりける詞にみえたり
本朝軍器考補正云紅威といふはひをどしといふより色のあさきをいふなるべし女官の衣の色に緋は禁色なりその色のうすきはゆるしいろなりそのゆるしいろといふは緋なるよし河海抄に見えたり
或函人說ひをどし

緋威
○釋名
續世繼東鑑○按に緋染の革にてをどしたればかく名付し也
日綴

慶長十五年板行節用集○按に日の字に義理有べからず下の火威等も同じ
火鬼
異本太平記
氷魚綴
室町殿日記
又一說ひをどし

○正誤
布引高敏云緋威ト云ハ紅花ニテ染タルニハアラズシテ茜ノ汁ヲ以テ染タル革ニテオドシタルヲ云ナリ

どうとふみならし云々

矢島草紙云大將と思しき人のすゝんで出させ給ふはたには何をかめされけんあかぢのにしきのひたゝれひをどしのよろひ同じ毛のそで五枚かぶとにくわがたうつてたつがしらすへたるをゐくびにめされ云々

明德記云滿幸宣ケルハサレバコソ運ノ盡ヌル時ハカカル不思議モアルゾトヨ云々先ニハイカナル者カ道シルベヲバシタリケルゾヤト尋ケレバ火威ノ鎧キテ葦毛ナル馬ニ乘タル武者桂川ヘハ此方ヘ々々ト呼テ夜ノ程ハ先ニ打ツルガ夜ノ明ルトヒトシク行方モ知ズ成リタリト申ツルナリ云々

室町殿日記(三好實休討死條)云實休聞給ひて こびんを乄なでてあつぱれよき透間にこそは寄つれ云々いつもこのむ氷魚綴(ヒヲドシ)の鎧に五枚冑の緒を乄め重代の太刀長刀かろげに持て表をさして出らるゝ云々

新井筑後守君美曰火威といふは緋の革にて威せるなり今鏡に見えし大內記保胤の匡衡の文評したりける詞にそのよしは見えたり

伊勢平藏貞丈曰緋威は緋色の革にてをどすをいふ緋の革とは紅花にて染たる革をいふその色火のもえ出るごとくなるゆへ火威ともかくなり是緋威は革威のことなるべし

山岡俊明曰ひをどしは緋威日威火威赤綴等の文字の異說ありたゞしいづれもみなをなじ訓なりまた此外に氷魚威といふありあるひは氷魚ひともいふなり銀小札を赤絲にてをどせしをいふともいへれどもいにしへにそのよりどころなし後世今代の說なるべしすべて打まかせて緋をどしといふあり

岩井某家藏甲冑威毛圖所載ひをどし

愚得隨筆云火威はあけの革にてをどせるなり大內記

増鏡正應三年條云三月九日右衞門陣よりおそろしげなるもの丶ふ三四人馬に乗りながら九重の中へはせ入てうへにのぼりて女儒がつぼねのくちにたちてや丶といふものを見あげたればたけたかくおそろしげなるおとこのあかぢのにしきのよろひひた丶れにひをどしの鎧きてた丶あか鬼のやうなるつらつきにてみかどはいづくに御よるぞといふ

太平記公家一統政道條云宮ハ赤地ノ錦ノ鎧直垂ニ緋威ノ鎧ノ裾金物ニ牡丹ノ陰ニ獅子ノ戯レテ前後左右ニ追合タルヲ草摺長ニ召レ云々

又畑六郎左衞門條云畑六郎左衞門敵外ニ控タル程ハ態トアリトモ知レザリケルガ敵已ニ一二町ニ攻寄タリケル時金胴ノ上ニ火威ノ鎧ノ敷目ニ拵タルヲ草摺長ニ着下シテ同ジ毛ノ五枚甲ニ鍬形打テ緒ヲ〆云々

又將軍上洛條云桃井ガ扇一揆ノ中ヨリ長七尺バカリナル男ノ髭黒ニ血眼ナルガ緋威ノ鎧ニ云々

又武藏合戰條云三陣ニハ花一揆命鶴丸ヲ大將トシテ六十ヨキ萌黄火威紫絲卯花ノ妻取タル鎧ニ薄紅ノ笠符ヲ付云々

又本間孫四郎重氏遠矢條云顯信佐々木筑前守畏叶難キ由ヲゾ再三申ケル孫四郎ガ矢ヲ射返スベキ由尊氏ノ命アリシヲ辭スル也

將軍强テ仰ラレケル間辭スルニ所ナシ己ガ船ニ立歸リ火威ノ鎧ニ鍬形打タル甲ノ緒ヲシメ銀ノワク打タル弓ノ反高ナルヲ檣ニ當テキリ〳〵ト推張リ船ノ舳先ニ立アラハレテ弓ノ弦クヒシメシタルアリサマ誠ニ射ツベクゾ見エタリケル云々

尺素往來云其威毛卯花威(ウノハナヲドシ)小櫻威(コザクラ)鵊威(カシトリ)火威(ヒヲドシ)等革威云々

下學集云鎧色謂二之火威一也

判官物語鬼一法眼條云ほうげんは世にこたえたる人にて御わたり候へば一ぱうの大しやうぐんともたのみ奉られ候はんずるために御入候やらん御たいめん候はん時も此人の事をば世になし物など仰られ候へばとてあしざまなる御返事候てもちたまへるたちのむねにて一うちもあてられさせ給ふなそれがし申さぬとばし仰候などねんごろにをしへてぞ出にけるほうげんこれを聞さてはけなげものならばゆきてたいめんせんとて出たつすゞしのひた丶れにひをどしのはらまきゝてこんがうはいてしゆつちやうときんみ丶のきはまでひつこうで大てぼこつえについてえんどう

ノ直垂ニ緋威鎧着テ連錢蘆毛ナル馬ニ金覆輪ノ鞍ヲ置テ乘タリケル云々

又（懸條）一二云惡七兵衞景清後藤内定經ヲ先トシテ宗徒ノ兵廿餘騎木戸ヲ開テ懸出タリ爰ニ平山ハ滋目結ノ直垂ニ緋威鎧着テ二引兩ノ母衣ヲカケ目糟毛ト云聞ユル名馬ニゾ乘タリケル云々

又（盛俊最後條）云越中前司盛俊ト云者也盛俊身不肖ナレ共流石平家ノ一門也盛俊源氏ヲ憑ウ共思モヨラズ源氏又盛俊ニ憑レウ共ヨモ思給ハジ惡君ガ申樣哉トテ既ニ頸ヲ掻ントシケレバ云々二人ナガラ腰打懸テ息續居タリ良アツテ緋威鎧着テ月毛ナル馬ニ金覆輪ノ鞍置テ乘タリケル云々

又（重衡虜條）云本三位中將重衡卿ハ生田森ノ副將軍ニテ坐ケルガ云々乳夫子ノ後藤兵衞盛長ハ滋目結ノ直垂ニ緋威鎧着テ三位中將ノサシモ秘藏セラレタル夜目無月毛ニゾ乘ラレタル云々

又（宮御最後條）云足利太郎俊綱ガ子又太郎忠綱生年十七歲ニ罷成加樣ニ無官無位ナル者ノ宮ニ向參セテ弓ヲ引矢ヲ放ツ事ハ天ノ恐不少候ヘ共云々大將軍左兵衞督知盛是ヲ見給テ渡セヤ渡セト下知シ給ヘバ云々爰ニ伊賀伊勢兩國ノ官兵等馬筏押破レテ六百餘騎コソ流レタレ緋威赤威色々ノ鎧ノ浮ヌ沈ヌ淘ケルハ神南備山ノ紅葉葉ノ峯嵐ニ誘レテ龍田河ノ秋ノ暮井關ニ懸テ流モアヘヌニ不異其中ニ緋威ノ鎧着タル武者三人網代ニ流レ懸リテ浮ヌ沈ヌ淘レケルヲ伊豆守見給ヒテ角ゾ詠ジ給ケル

伊勢武者ハ皆火威ノ鎧着テ
　宇治ノ網代ニ懸ヌル哉

是等ハ皆伊勢ノ國ノ住人也云々

又（藤戸條）云佐々木三郎守綱兼テ案内ハ知タリ滋目結直垂ニ緋威鎧著テ連錢蘆毛ナル馬ニ金覆輪ノ鞍ヲ置テ乘タリケル云々

源平盛衰記（宇治川合戰條）云白兒黨ニ先陣ニ進ミ戰ケル内ニ三人共ニ赤威ノ鎧ニ赤注シ付タリケル云々

貞丈按ニ前ニハ赤威ト云テ歌ニハ火威トヨミタリ然レドモ赤威ト火威トハ一ツ物ニ非ズ赤威ハ茜ニテ染ル緋ハ紅花ニテ染ル火ノ色ノ如シ白兒黨ガ着タルハ赤威ナレドモ處ハ宇治川ナルユヘ氷魚ニヨソヘテ赤威ヲワザト火威ト歌ニハヨミタル也赤ノ一名火ト云ニハアラズ

古今要覽稿卷第百三十

●器財部　甲冑　一

ひをどし　紅梅をどし

ひをどしのよろひといふは緋染の革にてをどせるなり新井筑後守君美説緋染の革とは紅花にて染たるなりそのいろ火のもえ出る如くなるゆゑ火威ともかく緋威とばかりいふは革威のことなり伊勢平藏貞丈説といへり然るを紅花にて染たるにはあらずあかねの汁にて染たるなり布引高敏説とも金小札を紅の革にてをどしたるなり或人説とも胴袖を赤きなめし革にてつゝみたるなり函同異説ともまたはひをどしとは氷魚をどしにてうすき水色の絲にてをどしたるなりさしぬきのひをくゝりといふを合せ考ふべしとも銀小札をあかき絲にてをどしたるなどいふ説あれども續世繼物語にものゝふのあけの皮してひをどしとかしたるきてとあるをもて證とすればさる説どもはうけがたきにや

續世繼物語からうた云大内記保胤の云々匡衡が詩はものゝふのあけの皮してひをどしとかしたるきてえならぬ駒のあしときにのりてあふさかの關こゆるけしきなりとぞ申ける

保元物語白河殿攻落條云六條判官タメヨシハリギヌノ直衣ニウスガネトイフヒヲドシノ鎧ニクハガタウツタル甲ヲキ云々

承久記云又京ヨリ火威ノ鎧白月毛ナル馬ニ長覆輪ノ太刀帶ヲ呼ビテ出來タリ打ヌミタルヲ見レバカチ黒也

東鑑治承五年閏二月廿三日條云朝政小山小四郎著二火威甲一駕二鹿毛馬一時年廿五

平家物語競ガ事ノ條云競畏テ申ケルハ云々大將最サルベシトテ白葦毛ナル馬ノ煖廷トテ秘藏セラレタリケルニ云々三井寺ヘト出立ケル心ノ中コソ無慙ナレ狂紋ノ狩衣菊トヂ大キラカニシタルニ重代ノ着背(キセナガ)緋威ノ鎧着テ星白甲ノ緒ヲ縮イカ物作ノ太刀ヲ帶云々

又宇治川合戰條云佐々木四郎高綱宇治川ノ先陣ゾヤトゾ名乘タル云々武藏國住人大串ノ次郎重親宇治川ノ步立ノ先陣ゾヤトゾ名乘タル敵モ御方モ是ヲ聞テ一度ニ咄トゾ笑ケル其後畠山乘替ニ乘テ喚デカク爰ニ魚陵

南條正之助藤原近行
栗山兵左衞門藤原定興
校正兼鈔錄　堀小市郎菅原晴延
編修兼校正　若菜三男三郎藤原信孝
林源三郎源高典
校正兼鈔錄　山下官左衞門源正房
校正兼淨寫　忠内鉊太郎紀弘光
校正兼圖畫　葦名廉三郎平盛榮
校正兼淨寫　兒山諦之助平紀言
校正兼鈔錄　橋本太刀允藤原好春
校正兼淨寫　小林好太郎源直溫
編修兼校正　池野貞一郎源好謙
編修兼圖畫　志村愛助平知孝
編修兼校正　大河戶晉平藤原儀成
總　判　屋代太郎源弘賢

大寶積經○惠琳音義云說文又曰蝸牛類也形大出ニ海中ニ形貌數般而不レ一也又螺文注云水族甲蟲也其文左旋也

海螺

事物原始云僧家用ニ海螺ニ以供ニ法器ニ亦曰南海中所レ産也宋史東南夷傳云吹ニ海蠡ニ爲レ角

○正誤

軍器考補正云天慶二年ニ相馬將軍ガ東國ニテ貝鐘ヲナラシテ下野國司ノ後ヲオソヒ戰ヒシトイフ事今昔物語ニ見エシ是ナドヤ寶螺ヲ軍ニ吹シ事ノ見エシ始ナルベシ

弘賢曰將門の時に貝を用ひしと云はあやまりなり其證は將門記及古事談今昔物語眞本にかつて見えざることなり然るにこゝに引ところの今昔物語は井澤長秀が印行せし本にて貝鐘の一句は長秀が竄入なることを志らずして引しものなり

軍器考云千手經ニモシ一切ノ諸天善神ヲマネキヨバンニハ寶螺ヲ手ニスベシトハ見エタリ

弘賢曰本經を按るに當ニ於寶螺手ニとあり此に寶螺を手にすべしと書たるはあやまりなり志かしながら全く白石の誤にはあらず印本和名類聚鈔に當手寶螺とあるに據し所なり天文寫本は本經のごとくなり

宋東南夷傳ニ林邑國ノ人吹ニ海蠡ニ爲レ角トイフ事アレバ蠡角トイフ事ハ寶螺ト角トノ二ツニテアルベキヲ蠡角篇トイフ書ニハ蚩尤角ヲ制出セシヨリ後其長六尺ナルヲ角トイヒ五尺ナルヲ蠡トイフ由ミエタリコレハタヾ角ノ制ノ長短ニヨリテ其名ヲ殊ニセル物也アヤマレルニ似タリ異國ニテ寶螺ヲ以テ角ニ代フル事ハ久シキ事ニテアレバ我國ニテモソノ來ルコト治承ノ頃ヨリナホ遠キコトナランモシルベカラズ近キコロ朝鮮國ノ使來リシニ其軍官ノ中螺角手ト云者アリ此事ヲツカサドレル者ナリカレコレヲ通ジ考ルニ異國ニモ此物ヲ用テ軍器トスルコトハ本朝ノ制ニ同ジキトコソ見エタレ

弘賢曰治承の頃より前に貝を軍器に用ひしことは有まじきにやまた朝鮮の螺角手を寶螺と角との二つのやうにときしはあやまりなり正德聘使のときうつせし樂器圖及騶從圖を按ずるに螺のみなること上に志るせるがごとし

弘賢曰吹螺と吹角とわかち記すといへどもその實は角といふも螺のことにこそ有べけれそのゆへは其國の信使來聘の時螺角といふありてその吹ところは螺のみなり是吹ニ海蠡ー爲レ角といふ義にて有べきなり

正德聘使進見騶從圖

喇叭手　螺角手　太平簫　細樂　鼓打手　錚手

以上左右二行正使の前立

辻井某著朝鮮樂器圖（正德聘使の時淺草本願寺にをいてうつす所なり）

螺角（六箇掛ニ紅綱ー）

喇叭　螺貝　細樂　鼓打　錚手　鼓打　長鼓　銅鼓

以上左右二行副使の前に在左には嵇琴と笛篌あり

喇叭　螺貝　太平簫　銅鼓　鼓打　錚手

以上左右二行從事の前に在

○釋名

かい

今唱ふる所かくのごとし古はかひと書たるを中頃よりいの字を用るなり

貝

法華經涅槃經○惠琳音義摩訶般若第八如貝の注に云謂ニ螺貝ー是也

法螺貝

源平盛衰記

螺

不空羂索經○軍器考云韻書ヲ考ルニ螺ノ字ハモト俗字ニテ正字ハ蠃ノ字又通ジテ蠡トモカク

蠡

文獻通考

蠡

蠡の俗字なり惠琳音義大方廣如來藏經頻蠡の注云經本作レ蠡俗字也

螺貝

云
又礪並山合戰條云樋口次郎兼光ハ搦手ニ廻リタリケルガ三千餘騎其中ニ大鼓貝螺千バカリコソ籠タリケレ
又同條云時ヲ作リ大鼓ヲ打法螺ヲ吹木ノ本萱ノ本ヲ打ハタメキ蟇目鏑ヲ射上ゲテトヾメキ懸リタレバ山彦コタヘテ幾千萬ノ勢共覺ザリケル
はじめは僧徒の用ひしをこゝに至りて武將はじめて貝を用ひけるより今に至るまで武家の道具とはなりしなり
廣東新語云嬴種最多以ニ香嬴ー爲レ上産ニ潮州ー大者如ニ盤盂ー其殼雌雄異レ聲可レ應ニ軍中之用ー
これによれば廣東にては軍器に用ふる事しられたり
宋史東南夷傳云林邑國人吹ニ海螽ー爲レ角
これによれば林邑國にてむかしより海螽を軍器に用しと見えたり
北條五代記云吹貝相州大山に學善坊と名付山伏薩摩と號す大貝ひとつ持たり此山伏より別に吹者なし五十町へ聞氏直出陣には大山寺より此山伏來り旗本に在て貝を吹今も其子孫貝を能吹といふ

明德記云御所各御前へ被レ召テ軍ノ御評定アリケルニ云々其時暫會釋相圖ノ螺ヲ吹立テ上下ノ大勢揉合セ一戰ノ中ニ天下ノ安否ヲ定バヤト思フ
岡本記云螺貝吹樣かいの吹やう三づゝ何時も吹べし
又云あいづのかいの吹樣の事はたゞ二づゝも又一づつもまたはくぎりにかずもなく吹事も心まかせやくそく次第也
貞丈云近世何流ト名ノル軍學者ノ説ニ貝ノ吹樣廿一ヅ、定法アリ一家ノ説ニテ活法ニアラズ取ニタラズ

經國大典卷之四
兵典

試取

	隊卒彭排	吹螺赤太平簫　鍊才則並三等以上取
走	三走以上	
力	三力以上	
吹角吹簫		二等以上

古今要覽稿卷第百二十九

●器財部　征戰具

貝　螺　海螺　寶螺　法螺

貝とは寶螺をいふ（又法螺ともかけり）軍陣に貝太鼓を用ふることと何の時よりぞといふに太皷はいと往古より用ふる所なり貝は元來佛家の器にして武家の道具にはあらず朝廷にしてはわづかに相撲の節の散樂にのみ貝を吹くこと（儀式）みえしかど和名類聚鈔にも寶螺をば僧坊具に入たれば其頃までも軍器にはあらざりしなり

軍器には大角小角を用ひられしを後にそれらのものすたれて貝を用ふることになりしなり

然るにこれを軍陣に用ふることは源平の戰に僧徒の武士に加はりて戰場に臨みし時佛寺に有あふものなれば貝鐘をならして賊聲（トキ）をつくりなどせしこと有しを權輿にて武家に用ふることは壽永二年礪並山の戰に樋口次郎兼光が用ひしよりはじまれり

源平盛衰記○按に西土廣東にては軍器に用ふるよし廣東新語に見えたり林邑國にてはむかしより角の代りに海蠡を用ふるよし宋史に見え朝鮮國にても螺を用ふるよし經國大典にみえたり

千手經云若爲レ召二呼一切諸天善神一者當二於寶螺手一

法華經云吹二大法螺一擊二大法鼓一演二大法義一表二大乘法一又云擊レ鼓吹二角貝一

不空羂索經云若加二持螺一詣二高望處一大聲吹者四生衆生聞二螺聲一者滅二諸重罪一捨二受身巳等一生二天上一又次聞二螺聲一往二生西方極樂國一蓮花化生

これらの諸說によるに法螺は佛家の重器たること明らけし

貞觀儀式（相撲節儀）云散樂人卅人次鐘二面次吹寶螺者左右各二人次大皷十面

和名類聚鈔（僧坊具）云寶螺千手經云々

源平盛衰記卷第十三（治承四年）云那智新宮ノ大衆軍ニ勝テ貝鐘ヲ鳴シ平家ノ運カタブキテ源氏繁昌シタマフベキ軍ハジメニ神イクサシテ勝タリト悅ノ時三度マデコソツクリケレ

又（三井寺合戰條）云夜討ノ儀最然ルベシ軍ハ勝ニ乘ニシカズトテ三院ノ大衆貝鐘ヲナラシ金堂ノ前ニ會合シテ云

ふごとくすべて音あるもの丶總名故なるべしさて角のことをつのぶえとかけるもうたがはし原本は角の字なりしを轉寫の時書たがへしにてもあるべきか一說海に入て汐をふくといへるはあやまりなりまして幻術などいへるは論ずるにたらず又或曰こさはコチの轉語なり夷中の言葉にこち風をやませといふこの風ふく時は霧くらくして四方分ちがたし故に霧のこともコサといふにやあらんといへり弘賢曰コチといふことのコサと轉ずることはあるまじきなり殊に蝦夷の方言やませといふときは證となしがたしもとよりコサといふもの丶あるうへは論ずるにたらず

し其形小にして竹管のごときをいふならん況其始は葭管を用て作りしともみえたれば其義自明らかなるをや今も田舍にて一尺あまりの竹銅を吹を竹ぼらといふこれ則小角の遺風なるべし

こさ

夫木集○名義詳ならずこの名南部より聞ゆるよしいへり南部あたりはいにしへ蝦夷の地なれば蝦夷の方言なることは論なし今按ずるに蝦夷にては五絃琴をカといひ太皷をカテフといふによれば音ある器をカといふことゝ考られたりさらばコサのかへしカなればコサといひカといふともに同義にてすべて音あるものゝ名にてあるべきなり然るを呉竹集にこさを笳と書といへるはうけがたし

○正誤

軍器考云宋ノ東南夷傳ニ林邑國ノ人吹ニ海蠡一爲レ角トイフ事アレバ蠡角トイフ事ハ寶螺ト角トノ二ツニテアルベキヲ蠡角篇トイフ書ニハ蚩尤角ヲ制リ出セシヨリ後其長六尺ナルヲ角トイヒ五尺ナルヲ蠡トイフ由見エタリコレハタヾ角ノ制ノ長短ニヨリテ其名ヲ殊ニセル物ナリアヤマレルニ似タリ

又引蠡角篇云角ト云物ハ黄帝蚩尤ト涿鹿ニテ戰ハセ給ヒシ時ニ蚩尤ガ造リ出シテ吹シ由ヲイヒ傳タリ

按に演繁露には黄帝命吹レ角とみえ黄帝内傳には玄女請製レ角と見えたるにこゝに蚩尤が造りしといへるいかゞ

和訓栞云蝦夷島の人は口より霧の如きものを吹いだして空を暗くすといへり是幻術也又海に入て後浮上りて鹽をふくをいふともいへり呉竹集云こさは笳と書ふきものなり蝦夷のえびす敵をまよはし日をくもらさんとする時はつの笛のやうなるものを吹ば霧に似たるものふりて空くらくなる也一説海に入てうき上り汐をふけばその息霧のごとくにして曇るをこさといふ

弘賢曰こさを笳と書といへるはをしあてなり笳胡笳ともいへばその轉音にやともいふべけれど蝦夷はことごとく訓語にて音讀有ことなければ笳の義にはあらでもとよりの方言なるべしさて笳は蘆葉を卷てふくものといへば似たることながら其物もまたをのづから別なりさはいへど今南部にて木葉を卷てかりそめにふくをもコサといへるは上にい

同上

○和歌

夫木和歌集卷第十三

月

建長四年毎日一首中　民部卿爲家卿

こさ吹ば曇もぞするみちのくの
人にはみせじ秋のよの月

按にすべて高山に登るに人數多き時はたちまち雲霧を起し或は雨降に至るこれ山氣の人聲に感ずる故なり絶頂にては無言にせよといふもこの用意なりといへりよりておもふに蝦夷艸味の時瘴氣盛にしてコサに限らずものゝ音を發しなば雲霧おこるべきなりましてコサは其音大にして永ければコサ吹ばくもるといふこと有しなるべしこの歌春雨抄にはくもりもやせんえぞにはみせじと有呉竹集にもえぞにはみせじとあり人とある本まされるにや

春雨抄卷第七

はるの夜やえぞがこさふく空の月　紹巴

これはまたく爲家卿のうたによりて春月の朧なるはえぞがこさを吹ぬる故にやととりなしたるなり

○釋名

波良の布江

大角○和名類聚鈔○大角をハラとよめるは和名にはあらず漢名なり格致鏡原に事物紺珠を引て曰大角名ニ簸邏廻一とみえたる卽是なり猶シャウノフエキンノコトといへるがごとくなり

久多能布江

小角○同上○小角をクダとよめるは管の義なるべ

三才圖會所載畫角

同上銅角

元趙清澗筆文姫歸漢圖所載吹角

晉書云胡角者本以應二胡笳之聲一後漸用レ之橫吹有二雙角一卽胡樂也張博望入二西域一傳二其法於西京一惟得二摩訶兜勒一曲一李延年因二胡曲一更造二新聲二十八解一乘與以爲二武樂一

通禮義纂云軍中置レ角以司二昏曉一故角爲二軍容一也

音樂旨歸云角長五尺形如二竹筒一本細末大今鹵簿及軍中用之或以二竹本一或以レ皮作レ之

正字通云伏有二大鼓長鳴一長鳴今之號通也口圓而長如二竹筒一一尺五寸又有二小柄空管一從二甯中一抽出吹レ之其始以二葭（同茄）管一後皆以レ銅作レ器象二其聲一桓玄製二龍角一所レ謂銅角也

衞公兵法云鼓止角動吹十二聲爲二一疊一

唐書百官志云節度使入レ境州縣築二節樓一迎以二鼓角一今鼓角樓始レ此

三才圖會云角黃帝內傳云請レ帝製二角二十四一以警レ衆蓋角肇二于黃帝氏一也谷儉角賦夫角蓋黃帝會二群臣于泰山一作二淸角之音一號令之限度也軍中置レ之以司二昏曉一故角爲二軍容一也

又云銅角古角以レ木爲レ之今以レ銅卽古角之變體也其本細其末鉅本常納二於腹中一用卽出レ之爲二軍中之樂一

匠材集云こさふく
えぞがいきなり海に入てうきあがりしほを吹なりいきは霧のごとくに曇るとなりまた角笛のやうなるものともあり○えぞ人のしほをふくといふことはあやまりなり角笛のやうなるものといへるはよし

蝦夷人所用コサの圖

琉球國樂器圖所載銅角（トンキヨ）　惣長三尺五寸三分

爾波右鼓乎擊加天退行退行將軍留牟止左方乃鉦五段擊此乎聞天來方爾面還天留立奴爰將軍退就ニ第四標一自餘亦隨之退立次申云又楯領毛退行牟止左鼓乎道行鼓爾六段乎一節止之天ニ三節擊四節爾波右鼓乎擊加天退行將軍乎見天來方爾面還天策楯天留立奴隨之又退立次申云將軍ニ一段楯領毛二段退立奴今波政畢止將軍之處爾大角一節吹小角一節吹擊レ鼓將軍乃左鼓乎擊下爾九段乎一節止之天ニ三節擊次申云此乎聞天楯領乃左鼓乎擊下爾九段一行擊答而立奴次申云今波將軍塞爾入牟止小角吹小角乃吹上爾鼓乃輪擊皮擊諸鼓擊小角乃竟爾波答鼓擊惠良幾天導幡前立天入奴爰將軍以下皆率入レ塞次申云楯領毛塞爾入牟止左鼓乎道行鼓爾六段乎一節止之天ニ三節擊四節爾波右鼓乎擊加天楯領毛塞爾入奴隨之楯領隊及楯鼓皆入レ塞陣列如レ初次申云今者將軍從レ馬下牟止大角一節吹次申云兵治留軍乎動止止鉦三段擊次申云隊々之長乎召止大鼓三段擊訖陣解去辨史省司共退

令集解兵部省鼓吹司云引ニ延暦十九年十月七日官府一云應レ靡ニ置鼓吹司長上一事云々鼓吹司解稱軍旅之役吹レ角爲レ本征戰之備征鼓爲レ先今吹レ角長上三人曾无ニ鉦鼓之師一至ニ於威儀之日一有レ失ニ進退之節一望請置ニ鉦鼓長上ニ敎ニ習生徒一者右大臣宣奉　勅宜靡ニ大笛長上一兼ニ預大角長上一更置ニ鉦鼓長上一其官位亦同ニ吹角長上一

又引ニ古記及釋一云別記云大角吹幷二百十八戸

延喜式兵庫云凡鼓吹雜生習業所須鉦一口大鼓一面楯領鼓二面多良羅鼓四面答鼓一面大角二十口小角四十口大笛四口緋幡二管鉦簨簴九脚並待ニ官府一充之

又民部式云凡諸國別置ニ鼓生二人大角生五人小角生三人一並免ニ傜役一

又兵庫式云凡鼓吹戸云々長上三人大小角鉦鼓各一人

又同上云凡鼓吹部者簡ニ取戸内百姓才業秀衆者一移ニ兵部省一勘籍補之

大角生十人小角生八人大笛生二人鼓生十人鉦生四人

和名類聚鈔征戰具云兼名苑注云角本出ニ胡中一或云出ニ吳越一以象ニ龍吟一也楊氏漢語抄云大角波良乃布江小角久太能布江

康熙字典引ニ演繁露一云蚩尤率ニ魑魅一與ニ黃帝一戰帝命吹レ角作ニ龍鳴一以禦レ之

格致鏡原引ニ黃帝內傳一云玄女請製ニ角二十四一以警レ夜

徐廣車服儀云角本出ニ羌胡一以驚ニ中國之馬一

佑召二角師名師一稱唯就レ版佑命云生等退給倍師稱唯至二於本標一稱云生等退出與生等共稱唯退出三師依レ次退出次令史持二第扎一退出訖更三師率二生等一列二塞陣一
大角生左右各列二外極徑一其次第生一人立二第一町一以下隔二一町一列立其以内第二第三徑幷列二小角生一
其列立之儀一同二大角生一之
訖吹部一人進就レ版謂二之節申一申云將軍之處爾常爾吹鼓鉦置天朝日中夕夜半鷄鳴之時止鉦三段擊大角一節吹小角一節吹久擊鼓初音細久中大久擊鼓二十四手乎一節止之天二行半擊八擊手數六十手次爾小角一節吹久此者時止申須隨之將軍隊北鉦師幷南鼓師各擊如二申辭一以下應レ申吹レ角擊二鉦鼓一亦同次申云人覺止大角一節吹久次申云覺留軍乎裝束止大角一節吹次申云裝束留軍乎政所爾集止將軍之處爾大角一節吹小角一節吹擊レ鼓將軍乃右鼓乎平聲爾九段乎一節止之天三節擊此乎聞天集立奴次申云集留軍乎今波陣場爾楯領乎解出征止介將軍乃右鼓乎擊上爾九段乎一節止之天三節擊同鼓乎進鼓爾六段乎一節止之天三節擊次申云此乎聞天楯領乃右鼓乎進鼓爾六段乎一節止天三節擊四節爾波左鼓乎擊加天楯擧天二段呼進行進行楯領乎留止將軍乃左鉦乎五段擊此乎聞天楯策天留立奴爰楯領進就二第二標一

次申云將軍進往止牟右鼓乎進鼓爾六段乎一節止之天三節擊四節爾波左鼓乎擊加天進往楯領乎見留立奴爰將軍進就二第三標一次申云復楯領乎進往止將軍乃右鼓乎擊上爾九段乎一節止之天三節擊同鼓乎進鼓爾六段乎一節止之天三節擊四節爾波左鼓乎擊加天楯擧天二段呼天進行進行楯領乎留止將軍乃左鉦乎五段擊此乎聞天楯策留立奴爰楯領隊幷楯及鼓進就二第一標一楯領隊幷幡在二大路中央一平頭下將軍隊又同又將軍進行止牟右鼓乎進鼓爾六段乎一節止之天三節擊四節爾波左鼓乎擊加天進往鼓領乎見天留立奴爰將軍幷鉦鼓進就二第二標一自餘答鼓以下各進就二第三以下標一次申云楯領二段將軍毛二段進往奴今波戰止べし將軍乃右鼓乎領鼓爾五段乎一節止之天三節擊此乎聞天楯領乃左右將軍乃左右大角、小角諸鼓鉦相擊天三段與止見天戰入奴隨卽亂聲三度謂二之單府一次申云戰入留軍乎留止將軍左鼓乎擊下爾九段乎一節止之天三節擊次申云此乎聞天楯領左鼓乎擊下爾九段乎一節止之天□□行擊答天立奴次申云今波將軍退往止牟左鼓乎○謂二多羅々鼓一道行鼓爾六段乎一節止之天三節擊四節爾波右鼓乎擊加天退行退行將軍留止牟左方乃鉦五段擊此乎聞天來方爾面還天留立奴爰將軍以下退立將軍退就二第三標一更北向以下亦隨レ之退立次申云楯領毛退往止牟左鼓乎道行鼓爾六段乎一節止之天三節擊四節

十口小角一百口幡四百竿金鉦鐃鼓各二面

貞觀儀式云

三月一日於鼓吹司試生等儀

當日平旦司率鉦鼓等師幷生等區別廳事前庭幷立標其制也版位以南一許丈之地左右相分畫地爲界版之正南廣一丈二尺爲大路東不至司南垣三許丈大路東西開小徑各縱七橫卅六徑廣二尺縱徑間方四尺號之爲町大路東西第一徑與北極徑之角夾大路立第一標北第四徑立第二標第九徑立第三標第十四徑立第四標第卅六徑立第五標自東第二標東去二町第三徑立大角師標東去一町第四徑立小角師標東去一町第五徑立鉦鼓師標更區別同廳前西南角地又畫地爲界謂之塞陣南北相分中央一丈二尺又爲大路大路南北各開縱四徑橫廿町其北方第一徑曲通廳前大路以西區西第一徑第二徑通第三徑第三徑通第五徑第四徑通第七徑大路南方第一徑通大路以東區西第一徑第二徑通第三徑第三徑通第五徑第四徑通第七徑塞陣樣町大路南北相夾各立楯一面備楯一楯後備鼓各一面各一人用諸生以下皆同擔丁二人與楯平頭路中央立幡一流執一人退西一許丈立楯領標用角師一人將軍又同第五町北置鉦一面南鼓一面師及擔丁同上中央與鉦鼓平頭立幡一流幡後立將軍隊標第八町南置答鼓北多羅々鼓第十一町南北相挾置多羅々鼓第十四町南置多羅々鼓第十九町又相挾立楯一面訖設座於廳事當北戸南面設辨坐東方當棟西面設史座其後去六許尺史生坐自此南去二許丈官掌座西方棟北東面兵部輔座南去二三許丈丞座南去三許尺錄座丞座西去六許尺史生座座南去二許丈省掌座南方北面當中央正座西去三許尺佑座西去三許尺令史座之

巳一刻右辨幷史率史生官掌等就座訖兵部輔丞錄及司正佑令史經廳以屋南頭東行從西區北第十七徑進到大路北向進就版立定辨命云召之輔稱唯正帶五位與輔共稱唯次六位以下共稱唯依次就座訖生等左右分進各就標大角生立第二標小角幷大笛生立第三標征幷鼓生立第四標郎正申云生等習流事申給止申令史讀申其名生等隨之稱唯進就第一標訖更東去一許丈列立郎試所習才每一人試畢更東去三丈北面東上而立每足十八角師一人稱云直上生等稱唯東去四丈北面北上列立試練已畢正申云試生等畢止申辨命云縱正以下依例稱唯訖

古今要覽稿卷第百二十八

●器財部　征戰具

はらのふえ　こさ　大角

くだのふえ　竹ぼら　小角

角は軍中に用ふる所の笛なりたゞし皇朝にて角を用ひられしことは軍防令に大角二口小角四口を鼓と共に軍團に置て兵士をして敎習せしめよとみえしぞ始なるべき其用をなす所は軍陣にして將軍の處に朝と日中と夕と夜半と鷄鳴と三段擊大角一節吹小角一節吹又軍を進るにも退くにも戰場に入にも大角小角たがひに吹て是を以て其節をとゝのふることあり（貞觀儀式）とみえたり是則鼓止角動（衞公兵法）とみえたる義にて有べき也和名類聚鈔征戰具に楊氏漢語抄を引て大角をハラノフエ小角をクダノフエとよみたれど其製のごときは記せしものもみえざるにや西土の書を檢するに角は黃帝蚩尤と戰ひしとき帝命じて角を吹ともいひ（演繁露）或は玄女請て製せしともいひ（黃帝內傳）或は角もと羌胡より出ともいひ（徐廣車服義）或は吳越に出ともいひ（和名類聚鈔）或は胡角は胡笳の聲に應ず橫吹有㆓雙角㆒卽胡樂也などもみえたり（晉書）たゞし黃帝の時作りしといふ物は軍器なり胡角といひしは樂器なるべしさてその製は長さ五尺形ち竹筒のごとく本細く末ふとく或は竹木を以てし或は皮を以てつくる（音樂旨歸）とみえたる物は大角なるべし銅角とて口まどかにして長一尺五寸竹筒のごとく小柄空管をさし込て是を吹（正字通）と見えたるものは小角なるべし

琉球の銅角は長さ一尺五寸にあまれりこれは銅もて作りし小角なるべし

蝦夷にてこさといふは則大角と同ものなり今其用る所は漁獵に出るに露深くして汀も沖も分ちがたければ男船に乘て出る時其婦コサを吹て岸を行ば此音を玄るべとして舟を漕ぎゆくといふ又山獵にも俄に人をよぶにこれをふけば數里の外に聞ゆといへり斯のごとく有用にしてかくべからざるものなり

軍防令云凡軍團各置㆓鼓二面大角二口小角四口㆒通㆓用兵士㆒（謂鼓角通角也）分番敎習

喪葬令云凡親王一品方相轜車各一具鼓一百面大角五

太平記同參考本○名義上におなじ

步楯

倭名類聚鈔引ニ釋名一○かち武者の持ものなるを以て名づく

ひしぎ楯　竹束

ひしぎ楯は畑六郎左衞門が大竹をひしぎ楯の面に當てと（太平記）みえたるがはじめにて後世鐵炮といふはげしき兵器出來たればこれを防ぐに便なりとて甲斐の武田家にて竹束とて竹をあみて作れる楯おこれり（甲陽軍鑑）これみな身を守るの具にてその制作法式もなきものにや杭柱までもからげあつめるといふをみて玄るべし西土にても竹椑楯（世說）また編レ荊爲レ楯（晏子春秋）といふことあれば皇國にてはじまりしものにてはあらざるべし

太平記（畑六郎左衞門事條）云二月廿七日の早旦に己が一族二百餘人物具ひし〳〵と堅め大竹をひしいて楯の面に當てかつぎつれてぞ責たりける

甲陽軍鑑云天文廿一年壬子に信州かりや原の城を信玄せめ取給ふ時甘利左衞門尉より口にて竹をたばね持てたて置城ぎはへより跡をくづしてはくりよせに仕り甘利家中よきはたらき諸手にすぐれて此城をせめおとす事悉皆米倉丹後武略也今度松山においても米倉丹後を武田衆の諸人まね竹にもかぎらず杭柱までもからげあつめ武田の諸勢是を竹たばと名付云々

武用辨略云竹束亦楯ニ等クシテ玉ヲ避ル要物也是ヲ一束二束ト云或車に仕掛タル一兩ト云

和漢三才圖會云有ニ植竹束一立レ柱嵌（ハメヌキ）レ桄編レ竹以避ニ矢石一然不レ便ニ于進退一

又引ニ登壇必究一云以ニ布幔一帳ニ掛之一以折ニ矢石勢一

又云布幔今云幕盾

又云今用ニ綿（モメン）織小幕一代レ楯矢石雖レ中勢盡不レ能レ爲レ害近頃本邦亦制レ之蓋據ニ於射的幕一作出乎

○正誤

本朝軍器考云ヒシギ楯トイフ物ハ竹ニテ作レルヲヤイフ云々

按に太平記に大竹をひしいで楯の面に當るとありさすれば楯の面にうちつけたるものなるべし然るをかくおぼろげにいへるはいかゞ

武用辨略所載竹把繫仕懸圖

同上竹把車仕懸圖

應永記云十一月廿九日のうの時より押よせみかたの三萬餘騎楯の板えびらをたゝきて一度にときを作りければ主やうの内にも五千よきたいこをうちやぐらかいだてをたゝき関をぞ合ける

〇釋名

掻楯
參考平治物語平家物語長門本承久記太平記應永記〇かきならぶべき楯といふ義なるべし

垣楯
源平盛衰記〇盾をならべて檣とする義ならん

疊楯
太平記矢島草子〇のべたゝみの自在なる義を以て名づくるなるべし

帖楯
太平記同參考本〇帖服也と廣雅に解したるをみればつけるといふ義なり數枚はきあはせて用ゆるものなり二三百帖つき並べるといへるにて主らる

手楯
源平盛衰記〇人々手にもつ楯といふ義也

持楯

又将軍上洛條云帖楯二三百帖つき並て云々

又将軍御進發大渡山崎合戰條云重々に構へたる櫓掻楯を引破らんと云々

又同上云櫓の上掻楯の陰なる官軍共是を射て落さんと云々

又越後勢越前に越る條云持楯三千餘帖をはき立て樣々の責支度をせられける

又山門攻條云持楯の陰にかくれんと少色めきける

又正月廿七日合戰條云楯は元來勇氣無双の上智謀第一なりければ一枚楯の輕々と𢈘たるを五六百帖はがせて板の端に懸金と壺とを打て敵の驅んとする時は此楯のかけ金を懸け城の掻楯の如く一二町が程つきならべて透間より散々に射させ云々

又赤坂城軍條云今度は質(スガタ)を替て可責とて面々に持楯をはがせ其表にいため革を當て輙く打れぬ樣に拵へ云々

又千劔破城軍條云人形を二三十作りて甲冑をきせ兵杖を持せて夜中に城の麓に立置前に疊楯をつき双べ云々

參考太平記義貞馬屬强(ツケコハシ)條金勝院西源院云其日ノ軍奉行上木平九郎人夫六千餘人ニ幕本作ニ轉楯ー掻楯埋草塀柱櫓ノ具足共ヲ持運バセテ參リケレバ云々

又直義欲ㇾ誅二師直一條云帖楯持楯人夫七千餘人ニ取持セテ云々

矢島草子云こまを引よせ〳〵ひた〳〵とうち乘て一まいはきのわたりたてを馬のかしらにつきかざし七百餘騎がむれたか松へ一度にさつとかけあげたり源氏二百餘騎おもてのひろきちやうたて一めんにつかせやぶすまつくつてさし取引つめさん〴〵に射たり

承久記云橋中二間引落シテ掻楯掻キ山田ノ次郎ヲ始トシテ山法師大勢陣ヲ取ル

又云掻楯ノ際ニ被切伏云々

本朝軍器考圖式所載步楯圖

爲レ牌

挨牌　同上引ニ武編ー〇武編云挨牌手持ニ長鎗ー一以護レ衆一以旋刺とあり挨の字は揚子方言に强進曰レ挨また正字通に今俗凡物相近謂ニ之挨ーとあれば楯を以て敵陣に入り吾身をまもりかつ敵にきずつくる義なるべし

かいだて　歩楯

搔楯は平治の亂に義朝六波羅へ寄する時六波羅には橋をこぼち搔楯にかいて待と（參考平治物語）いへり其後所々にみえたり搔楯は楯を數枚かき並べたるものにてすなはち太平記に一枚楯の輕々と云たるを五六百帖はがせて板の端に懸金と壺とを打といへるこれなり敵の防に搔楯を用ること必定なれども俄に城を作りその圍に搔楯をかきて矢石を防ぐこともあるよし土肥經平いへり書泰誓にたてをならぶとあれば西土の古も用ひたるものにや疊楯といへるもこれと同じくのべたゝみの自在なる故に名付るなり帖楯も帖楯二三百帖つき並べるなどいふを見ればまた組たての自在なることと云らる持楯は手楯のことにて人ごとに持て面を防ぐより其制堅は二尺にも足らず横は一尺あまりもあるものと（本朝軍器考補正）いへり卽倭名鈔にいはゆる步楯にして步楯は楯の裏に柄を付て持柄の頭はくるるにすると伊勢貞丈のいへるものこれなり

倭名類聚鈔云釋名云狹而長曰ニ步楯ー（和名天太天）步兵所レ持也

參考平治物語（義朝寄ニ六波羅ー條）云去程ニ六波羅ニハ五條ノ橋ヲ毀寄セ搔楯ニ搔テ待所ニ源氏御押寄テ鬨ヲ咄ト作ケレバ云々

平家物語長門本（三浦人々小坪合戰條）云さる程にあふすりに引上てかいだてかいて待つる三浦別當よしたかすでに合戰はじまると見て小坪坂ををくればせにをしよす云云

源平盛衰記（景高景時入城條）云足輕四五十人ニ腹卷キセ手楯ヲツカセテ曳聲出シテ逆茂木ヲ引除ケ云々

又（範賴義經京入條）云橋板ヲ破取テ向ノ岸ニ垣楯ニ搔キ櫓ニ構タリ

太平記（矢矧鷺坂手越河原合戰條）云大刀を眞先に進ませ八尺の金棒に疊楯の廣く厚きを突双べ縦敵懸とも漫に不レ可レ懸云々

同　裏

○詩歌

詩經國風周南一之一

肅々兎罝椓レ之丁々赳々武夫公侯干城

又秦一之十一

四牡孔阜六轡在レ手騏駵是中騧驪是驂龍盾之合鋈以ニ觼軜ニ言念ニ君子ー溫其在レ邑方何爲レ期胡然我念レ之

又大雅生民之什三之二

篤公劉匪レ居匪レ康迺埸迺疆迺積迺倉迺裹ニ餱糧ー于レ橐于レ囊思ニ輯用光ー弓矢斯張干戈戚揚爰方啓行

萬葉集卷第一 雜歌

和銅元年戊申天皇御製歌

大夫之(マスラヲノ)鞆乃(トモノ)音爲奈利(オトスナリ)物部乃(モノヽフノ) 大 臣(オホマウチギミ) 楯立良思母(タテタツラシモ)

○釋名

たて　盾

日本書紀○和訓栞に盾を訓するは隔の義也といへりけだし此器を以て敵より來る矢石をふせぎへだてる義なるべし

楯

古事記古語拾遺萬葉集古今著聞集倭名類聚鈔參考保元物語○名義上におなじ

干

書經詩經周禮○たてを關西にて盾といひ關東にて干といへり扨名義は干は扞と通じて敵をふせぎわが身を蔽ひまもる義なり

櫓

禮記○大盾を櫓といふと說文にあり櫓は露の義にて矢面にあらはれすゝめる義なるべし

樐

倭名類聚鈔○說文に櫓に同じとあり

鹵

前漢書○一切經音義卷第五十八云鹵字體作レ樐同力古反樐大楯也蔡雍獨斷曰天子大駕出陣鹵簿也

牌

和漢三才圖會○康煕字典引ニ正韵ニ云 標牌俗呼レ盾

本朝軍器考圖式所載車楯圖

和漢三才圖會所載無敵神牌圖

或家藏楯相傳明珍式部紀宗介作

幅一尺　長二尺

同上所繪

大嘗會調度圖所載楯

長一丈二尺　上廣三尺九寸　中廣四尺七寸
下廣四尺四寸五分　厚二寸

右寸尺延喜式と合す然るに此圖は上は下より廣く中は下よりも狹し說とあはず不審

日蓮聖人註畫讃所載楯

蒙古襲來畫所載楯

武用辨略所載干圖

同上所繪
同上所繪
同上所繪
同上所繪

內宮御神寶圖所載楯

外宮御神寶圖所載楯

高四尺六寸

黑漆

取手長七寸

弘一尺四寸　厚一寸

鹿島神事所用楯

又平石城軍條云切岸高ければ先なる人の楯の算を蹈へ甲の鉢を足たまりにして云々
又自二大元一攻二日本一條云住吉四所の神馬鞍の下に汗流れ小守勝手の鐵の楯巳と立て敵の方に突双べたり
明德記云大內勢ハ神祇官ノ森ヲ後ニ當テ討手ノ兵ハ皆同丸腹當帽子甲ニテ楯ヨリ左右ヘ流出デ雨ノ降如ク是ヲ射ル
伯耆卷云楯ノハヅレニ四方白ノ冑キタル者アリ田所ガ弟五郎左衞門尉種直ト云者ナリ云々是ヲ見テ郎等源七楯ヲツキカケ肩ニ引カケントス長高二ノ矢ヲツガヒテ楯ノ中ヲ射タリケル楯ヲ洞ス矢ニ楯ツキガ頭ノ骨ヲ射切テ餘ル矢ニ源七ガ小手ノハヅレヲ羽際マデヅ射込ケル
岡本記云たてのあなをば一切ふさぐまじき也これふしあなの事也ふしあなをふさぎ候へば必手たふ事也本ノマヽふしあなよりも矢の入事なし條々口傳有之
武用辨略云榎ノ木樟ノ木等ノ物ヲ用大概厚三四五寸幅一二尺ノ內外長三五尺利用ヲ辨ジテ制スベシ
和漢三才圖會云盾所二以蔽一レ身扞レ目所レ謂干者盾也櫓大盾也俗呼レ盾爲レ牌

又引二武編一云列二牌於隊前一以蔽二矢石一而牌乃陣中第一器所レ不レ可レ少者以二十人一爲二一隊一有二數品一又有二無敵神牌一一人可二以敵一レ百
又云所レ謂無敵神牌稱二車盾一者之屬而製有二少異一
書經大禹謨云帝乃誕敷二文德一舞二干羽于兩階一七旬有苗格
又牧誓云稱二爾戈一比二爾干一立二爾矛一
禮記明堂位云朱干玉戚冕而舞二大武一
又儒行云儒有忠信以爲二甲冑一禮義以爲二干櫓一
周禮春官云司干掌二舞器一
又夏官云司兵掌二五盾一
左傳定公六年云趙蔺子逆而飲二之酒於緜上一獻二楊楯六十於蔺子一
又同八年云陽虎前驅林楚御二桓子一虞人以二鈹盾一夾レ之陽越殿將レ如二蒲圃一
國語齊語云管子對曰制重罪贖以二犀甲一戟一輕罪贖以二韇盾一戟一注云韇盾綴革有レ文如レ繢也
楊子方言云楯自レ關而東或謂二之楯一或謂二之干一關西謂二之樐一

戟八竿各長一丈八尺紀伊國忌部氏造 其料黑牛皮八張各長八尺廣六尺 掃墨一斗三升六合楯別二升八合戟別三合 膠一斤十二兩以二二兩一和二掃墨一升一 酒六升八合以二一升一和二掃墨二升一 商布四段四尺裏料楯別二丈六尺 糯米六升二合着裏料 漆二合燒塗料 面金四枚長各四尺廣五寸厚一分 料鐵卅九斤十二兩和炭十二石工十二人手力十二人六寸平釘六十四隻楯別十六隻 料鐵十六斤和炭五石工五人手力五人二寸平釘七百八十隻楯別百九十五隻 料鐵廿四斤六兩和炭十一石五斗工十五人手力十五人戟鋒八隻料鐵廿六斤八兩和炭十二石工廿人手力十二人食料一人日米二升鹽二勺海藻一把醬滓二合功錢其數隨ㇾ時並申ㇾ官請受

倭名類聚鈔云兼名苑云楯倉尹反上聲之重也和名太天 一名樐音鹵

太子傳云十一月推古十一年 太子議作二大楯及靫一又繪二于旗幟一

古今著聞集云義光時秋がおもふ所を悟りてのどかに打寄て馬よりおりぬ人を遠くのけて柴を切拂ひ楯二枚を敷て一枚には我身座し一枚には時秋をすへけり

參考保元物語新院御所門門各固ノ條云矢ハ三年竹ノ極テ節近ニ金色ナルヲ云々羽ハ鷲梟鴾ノ羽ヲ嫌ハズ藤ハキニ卷タリ筈コラヘズシテ破碎ケル間角ヲ續テ朱ヲ指タリ筈コラヘズシテ云々至此半井本ニ無矢ノ根ハ楯破鎌倉本云蠅尾鳥ノ舌ニモアラズ鑿ノ如クナル物ヲサキ細ニ厚サ五分廣サ一寸長サ八寸ニウタセテマチキハヲ篦ニスリキ云々

又白川殿攻落條云半井本云筑紫八郎ノツカセタル楯ヲ奪取是ヲツキテ軍セヨヤ殿原トテ投出シタリ

平家物語長門本三浦人々小坪合戰條云小太郎義盛さね光にいひけるは楯突の軍は度々したれどもはせ組の軍はこれが始め云々

源平盛衰記八牧夜打條云スグヤカナラン楯突を一人タビ候へ

判官物語忠信吉野山合戰條云修行者の代官に川くら法眼と申て惡僧有よせあしの先陣をぞしたりける法師なれども尋常に出立たり云々まつさきに見えたる法師は四十ばかりに見えたるがかちんのひたゝれに黑かはをどしの腹卷こくしつの太刀をはき椎の木の四枚楯つかせやごろにぞよせたりける

太平記神南合戰條云先神南の宿に打寄り楯の板をしめし馬の腹帶をかためて云々

又紀州龍門山軍條云輕々としたる一枚楯に籆（ウツバ）引付たる野伏共千餘人云々

向以戰爾取所入御船之楯而下立故號其地謂楯津於今者云日下之蓼津也

日本書紀(神代卷)云天神遣經主神武甕槌神使平定葦原中國云々又供造百八十縫之白楯又當主汝祭祀者天穗日命是也

又(同上)云彥狹知神爲作盾者天目一箇神爲作金者

又(同上)云至草香津植盾而爲雄誥(雄誥此云烏多鷄盧)

又(崇神天皇)云天皇夢有神人誨之曰以赤盾八枚云々亦以黑盾八枚黑矛八竿祠大坂神云々

又(成務天皇)云秋九月令諸國以國郡立造長縣邑置稻置並賜楯矛以爲表

又(神武天皇)云遂越狹野到熊野神邑且登天磐盾仍引軍漸進

又(仁德天皇)云秋七月辛未朔癸酉高麗國貢鐵盾鐵的八月庚子朔己酉饗高麗客於朝是日集群臣及百寮令射高麗所獻之鐵盾的諸人不得通的唯的臣祖盾人宿禰射鐵的通焉時高麗客等見之畏其射之勝巧共起以拜朝明日美盾人宿禰而賜名曰的戶田宿禰

又(雄略天皇)云於是物部目連自執太刀使筑紫聞物部大斧手執楯叱於軍中倶進朝日郎乃遙見而射穿大斧手楯二重甲幷入身肉一寸大斧手以楯翳物部目連目連卽獲朝日郎斬之

又(用明天皇)云吡羅夫連手執弓箭皮楯就槻曲家不離晝夜守護大臣(槻曲家者大臣家也)

又(推古天皇)云十一月己亥朔是月皇太子請于天皇以作大楯及靫

又(持統天皇)云物部麿朝臣樹大盾神祇伯中臣大島朝臣讀天神壽詞

釋日本紀云天磐盾案之天者例文磐者常磐堅磐之義盾者干櫓之屬云々然則舟中所安之大楯也

古語拾遺云令手置帆負彥狹知二神作天御量(大小斤雜器等之名)伐大峽小峽之材而造瑞殿(古語美豆乃美阿良可)兼作御笠及矛楯

又云饒速日命帥內物部造備矛盾

又云然後物部乃立矛盾大伴來目建仗開門令朝四方之國以觀天位之貴

延喜式(兵庫寮)云凡踐祚大嘗會新造神楯四枚各長一丈二尺四寸本濶四尺四寸五分中濶四尺七寸末濶三尺九寸厚二寸丹波國楯縫氏造

古今要覽稿卷第百二十七

●器財部 武具

たて 楯

たては神代に天神の葦原中國を定しめ給ひし時大己貴神に勅して百八十縫の白楯をつくらしむる。と（日本書紀）みえまた日神天窟に入給ひし時八百萬神天八湍河の河原に神會してその祈るべき方を議りて種々の物儲備へられしに彥狹知神を作盾とすと（同上）みえその丶ち神武天皇の御世登美能那賀須泥毘古が軍をおこして戰とき御船に入る所の楯を取て下り立故に其地を名づけて楯津といふと（古事記）ありされば神祭にも用ひまた征戰にも用ひてその用は敵をふせぎ身を守る具なり西土にても庖犧たてを作ると（拾遺記）いへれども正しき書にみゆるは書の大禹謨に武の舞にたてを以てするとあるぞはじめなるべきこれにて太古より傳はれる器なることゝ玄られたり扨その制大嘗會の神楯は長一丈二尺上廣三尺九寸中廣四尺下廣四尺四寸五分厚二寸と（延喜式）ありこれ日本紀に見ゆる大楯ならんまた大神宮廿一種御寶物の楯は長四尺四寸五分上廣一尺三寸五分下廣一尺四寸厚一寸なり木は大方樟木或は榎を用るよし（武用辨畧）また椎木楯など（判官物語）いへれば一定したることはなきものなるべし楯を作る人を楯縫氏と（延喜式）いひまた楯を作る所を楯縫郡といふと（出雲風土記）いひまた皮楯とも玄るされたるを見れば皮をはりて縫つくるものならんかつ日本紀にみゆる白楯黑楯の類西土にて龍を盾に畫き（詩經）あるひは白壁を以てかざり黃金を以てちりばむ（越記）赤漆楯黑漆楯など（北史）を合せ考ふればおもひ〳〵に色どりたることゝ玄るし仁德天皇の御時に百濟王より鐵楯を獻ると（日本書紀）見えまた小守勝手の鐵盾と（太平記）いへるは薄き鐵にて表裏を包めるものにて信貴山所藏の楠正成の鐵盾を見て玄るべしと本多忠憲いへりまた太平記に轉楯といへるものあり出雲人小倉林右衞門重信といへる人は盾の下に車を付るものならんと云るが後世車楯といふものあればその製も早く有しにや

古事記云故從其國上行之時經浪速之渡而泊青雲之白肩津此時登美能那賀須泥毘古（自登下九字以音）興軍待

考錄ニハ嘉吉ノ頃赤松滿祐教祐京都出走セラレシヲ其所在ヲ尋ントテ近里在々寺社ヲ歐シムルノ時利劔ヲ竹ノ先ニサシテアヤシキ所々ヲタヅネント見エヌルニゾ近來長劔ノ利アル事ヲ知テ此物ヲ工ミ出シタルニゾアルラン

按に此説も武用辨略の説をうけてかくあやまられしものなるべし

編修兼校正　岡村尙謙平遜
校正兼鈔錄　橋本藤太郎藤原好春
校正兼淨寫　小林好太郎源直溫
校正兼圖畫　屋代次郎源通賢
編修兼校正　池野貞一郎源好謙
編修兼圖畫　志村愛助平知孝
校正兼淨寫　大河戸晢平藤原儀成
校正兼鈔錄　榊原猪右衞門源長行
編修兼圖畫　岩崎源三源常正
總　　判　屋代太郎源弘賢

○釋名

やり

太平記下學集應仁記文正記江陽屋形年譜○やりは手鉾の制によりその柄を長くして遠くまでつきやる義なり

長鑓

參考太平記○その柄長きを以ていふなり

遣刀

尺素往來○刀劍を敵へつきやる義を以てなり

十文字鑓

江陽屋形年譜室町殿日記○その形十の字のごとくなるを以て名づけしなり

釣鑓

北條五代記○くろがねを長くのべ柄の末に横にいれこれにて人をいため敵よりつき來るをふせぐためなり

○正誤

雜々拾遺云敏達天皇の後胤和田賢秀は楠一族にして比類なき勇士なり軍學に達し度々高名をあらはす曆應年中手鉾の中より鑓を工夫し始て作り出す是短兵討つに利あるとの義也賢秀鑓にて大きに軍利を得たり其後楠正儀京軍の時鑓を以て敵を討事おびたゞしこれより諸家にならひておほくこしらへてつゐに武道具となれば云々

按に和田賢秀曆應年中手鉾の中より工夫し始て作り出すといへれども建武二年三井寺合戰の時鑓を用ひしこと太平記にみえたるに曆應は四年も後なれば疑はし

武用辨略云或書云鑓ハ古ノ鋒ヲ手長ク作出シタル物ト云說アリ然共上代未書ニ見ズ源平ノ軍以後建武至德ノ間ニ合戰度々有シニモ鑓ノ事所見ナシ應仁文明ノ比ヨリ其沙汰有テ漸種々ノ巧夫ニ成タル事トゾ

按に建武至德の間鎗を用ひしこと見えずとあれども太平記に鎗を用ゆることかず〱見ゆしかるを用ゆることなしとは誤なり

本朝軍器考圖式云近代ニアル也利ト云物ノ制ハ古ノ戟戈遺制ナルベキ俗ニ鑓ノ字ヲ作リ出シテ也利トヨミタレド正シキ文ニ見エズ源平ノ軍以後建武至德ノ間ニ鎗ヲ用ユルコト見エズ應仁文明ノ頃ヨリ其沙汰アリテ鎌鎗片鎗十文字直鎗鍵鎗等ノ制出タル也舊遺

立鍁
或云立鎌ニ作
轉丁
今云片鎌
銅叉
或鋭釵　今云十文字
徒鎗
或直鎗作
長鋒
今云大身
管鎗
管留
手搦之緒　或管之緒共
同上裏
友田金平鎗大坂御城中有之

鎮目半次郎源惟明鑓
惟明は信州上田七本鑓の一人にて鑓は其子孫傳ふる所なり
武州江府淺草東光山松平西福寺之什物服部半藏持鎗
身祈口
一寸九分
同上西福寺什物南蠻之鎌鎗二筋トモ銘アリ身出來ハ錆ニテ不レ見
一尺四寸
同上
九寸
武用辨略所載
鋒
口金
印附之鐶
逆輪
胴金
血留
水返
石突
月劔
上代鋒共
山劔
今云曲鋒

鑓二番鑓小返鑓大返鑓付入の鑓城攻の鑓籠城の鑓請留の鑓是にさし續たる働四條あり一番乘乘込鑓脇太刀鑓脇弓此外高名七條あり鎗下高名鑓場高名云々

本多忠勝蜻蜓斬鎗

穂長一尺四寸幅中ニテ一寸二分　中心長一尺八寸五分

裏平作廣樋之内梵字浮釼有　但切梵字也

表鎬作連樋有

重ネ四分半幅五分　二所目釘穴　幅三分半

重ネ二分

藤原正真作

長坂血鎗九郎鎗

穂長三尺三寸五分　中心三尺一寸　幅一寸四分

樋幅中五分朱

酒井修理大夫家士大谷正澄所藏服部半藏鎗

穂三尺七寸

樋深サ中ニテ三分計

同上柄

太刀打三尺三寸黒塗センダン巻金物銅

柄ノメグリ一尺五分

長坂血鎗九郎鎗子孫長坂權九郎所持天明二年貞彦所見押形圖

くべき威風をなし給ふ

又云鎌鑓は昔より用る此鎌にも失あれども四寸のまがり身の楯となる深き得をかしこき人たくみ出せり片鎌さへ利ありとて十文字に猶益ありとて後に出來ぬ

慕京集云遠目ながらよろひの毛いかめしうぞ見えけるゑばしたゝかふてやりをあはせしに目のまへにかたきの男つきとめられやがて中村手づから首をとりてわが陣に來てかう／＼なんとかたりける云々

室町殿日記云目代小濱金左衛門六具ゑめて十文字を杖につき弓手に團を持て諸勢に戰ふべからず早くひきとれと下知しければむら／＼ばつと引たりけり

又云（毛利元就陶尾張守隆房を被討條）云矢さきをそろへ鎗ぶすまを造て一人ものがさじとときの聲をつくりかけ／＼

又云刀禰源八兵衛と名乘て赤革威の鎧に三枚冑をゐくびに著兼義うちの二尺あまりの鑓をかいこうで黑き馬のたくましきにあさぎの大房かけたるにうち乘て陣頭にかけいで黑絲威鎧梨子打烏帽子鉢卷萠黃大總十文字鑓云々

又云志摩守が陣より黑絲威の鎧になしうちゑぼしにはちまきし栗毛の馬のたけばつくんにのぼりけるにもえぎの大總かけたるが十文字をひつさげて手綱かいくりゑづ／＼と陣頭へかけ出云々

奇異雜談云中間は肩衣四幅袴にて主の笠を首にかけ手鑓をかたげてあとに行

三好成立記云其比時行物ナド云テ持鎗ノ柄ヲ四方竹ニ仕ケレバ京童落書ニ阿波武者ハ代々ヲ掛テヤ突ヌラシ皆鎗ノ柄ヲ竹ニテゾスル云々

和訓栞云全浙兵制に鎗を譯し戈鎗をかたやりと譯せり使ふ貌をもて名づくる也俗に鎗を鑓と書は訓によりて造れる也やぶるをやりてといへる事伊勢物語にみゆ

譚海云和尙申されけるは我等願ひ御座候あれなる鎗もち殊に寒げに見え候何卒御盃を給れと申されしかばやがて大炊頭殿鎗持に盃を賜りける翌年此鎗持侍に取立られ和尙の所へ立より懇に謝しよろこび云ける云々

安齋隨筆云軍陣に獨身のかせぎは鑓を合するを第一とす總て働の强きを譽て呼事は古より鑓ほど强きかせぎはなき故に古代の諺に云其品八條あり所謂一番

下へ突徹す
參考太平記住吉合戰條云柄長一丈計ニ見ヘタル鎗ヲ云々
毛利家北條家南部天正本云鐏ニ金ヲ入タル鎗ヲ云
云
又細川清氏討死條西源院本天正本云爰ニ備中國住人眞壁孫
四郎是コソ相模殿ヨト見タリケレバ馳違樣ニ長鎗ノ
柄ヲ取延テ放チ橦ニ馬ノ草脇ヲツク
明德記云滑良兵庫ト覺ユルゾ打漏ラスナ兵ドモ長具
足ニテ差合大太刀持ハ背ロヘ廻リスソヲ切ト下知セ
ラレケレバ五人ハ前ヨリスキモナク鑓長刀ニテ支ヘ
タリ太刀持ハ背ロヘ立廻リ臆病金ノハヅレ諸足ヲ掛
テゾ切タリケル
下學集云鑓
應仁記云甲斐庄ハ諸家ニ名ヲ得タル勇夫ナレバ我ニ
不劣兵二百計リ引率シ鑓ヲ小膝ニノセテ西ヲ睨デ床
本ニ居ス
又云楯ヲ眞向ニ指笄敵ノ虎口ヲ突カケテ一二百帖ノ
楯ヲ捨テ鑓ヲ入レバ東ヨリ東條ガ衆二千計横鑓ニカ
カリケルガ東條ガ先陣ニ進デ鑓ヲ入ル、ヲ討セジト
云々

又云佛殿ニ陣取衆ノ鑓前シドロニ見ヘタルハ一定潰
ナントト覺ユル也爰ニ二番鑓ヲ造レト云モハテザルニ
頽レカ、レバ敗軍トヨセ合テ鑓ヲ釋カン樣ゾナキ云
云
文正記云其外迄ニ于這邊(コナタ)那邊(カナタ)大手ノ搦手埒(シヽ)女垣(ガキ)廊下中
門大庭緣際ノ鑓長刀鎌熊手鎭突立々々旗竿引側々
々云々
江陽屋形年譜云將軍家御自身鑓ヲ取テ御對面所ニ出
御中門ヲ防グベキ由ヲ下知シ給フ云々
又小袖ノ鎧ヲ取テ著シ給フ十文字ノ御鑓ヲ持テ御自
身御對面所ノ庭ニ立タマヒ味方ノ勢ヲ下知シ玉フ云
云將軍コラヘズ自鑓ヲ持テ中門ヘ走リ向テ働キ玉フ
コト四度也云々
尺素往來云鑓刀長刀及大刀腰刀者昔在ニ月山天國雲
洞以後得ニ其名ニ云々
應仁別記云一條大閤ノ御孫依レ爲ニ御本領ノ兵庫ニオ
ハシマシケルガ云々敵トヤ思ヒケン以ニ長鑓ノ御心モ
トヲ突通タテマツリ
北條五代記云當世かぎ鑓とてくろがねを長くのべか
ぎをして鑓の柄に入其先にゑるしを付柄にて人をつ

古今要覽稿卷第百二十六

●器財部　武具

やり　鑓

やりは建武二年三井寺合戰の時土矢間より鑓　刀を出して突けるよし太平記いへりその丶ち貞和四年十二月に住吉合戰の時阿間了願柄一丈計ありける鑓をもてるよし同上いひてこれより前見る所なければ此時より用ひはじめしものならん扨此器は古のほこの制の轉せしものにて步戰には大に益あるものなれば專らこれを用ひ一番鑓など稱して先陣かならずつかふことにて當時は武器專用の物となれり今俗やりと訓じて鑓の字を用ゆれども俗字にて正文にあらず遠くまで刀をつきやるの義にてやりといへるとて遣刀とかけるを後に金遣の字を合せて鑓の字を作りかえ用ゆるものならんと伊勢平藏貞丈說いへり新井君美は鎗の字を用べきといへりすでに參考太平記長鎗といふことあれば鎗の字をあつるは穩當なるべけれども西土にて用ゆる槍の制と其形類する故槍の字を用ひて然るべきといへるはいかゞあらん槍は木の兩頭鋭きものと字書にもあれば信じがたき說なりそのかたちは十文字直鑓鈎鑓などいろ〳〵あり長さは二尺餘鑓室町殿日記柄一丈計太平記後に三間柄三間半柄など其流々により寸尺もおなじからざるなり

太平記三井寺合戰條云三方の土矢間より鑓太刀を差出して散々に突けるを亘新左衞門尉十六迄奪てぞ捨たりける云々

又住吉合戰條云其次に一人是も法師武者の長七尺餘もあらんと覺たるが阿間了願と名乘て唐綾威の鎧に小太刀帶て柄の長さ一丈計にみえたる鑓を馬の平頸に引添て云々

又新軍京落條云楯の陰に鑓長刀の打物の衆を五六百人づつ調へて云々

又紀州龍門山軍條云鹽谷は餘りに深く長追して馬に箭三筋立鑓にて二所つかれければ云々

又吉野殿と相公羽林御和睦條云和田が中間走掛て鑓の柄を取延て喉吭を突て突倒す

又師直以下被誅條云吉江小四郎鑓を以て脾骨より左の乳の

と通ずるなりナニヌネノ音相通なればなり

始めをはりも人に志らせじ

○釋名

ほこ　矛

日本書紀古事記古語拾遺神皇正統記倭名類聚鈔令義解

天瓊矛

日本書紀神皇正統記○本居宣長云萬の物に天之某と天てふ言を添て呼ことは御孫命の天降坐し時大御身に服御物(ツヘルモノ)また御從の神等のとり〴〵に持し丶物など凡て天より降來し物多し其時に此國の物と別ちて天物をば天之某にと呼しなり瓊矛は玉鉾と云如く玉以て飾れる矛なるべし古はかゝる物にも玉をかざれる常のことなり

比々羅木八尋矛

古事記○比々羅木は杠谷樹なり八尋はながさをいふ宣長云上代の矛は鋒刄(ハサキ)あるのみに非ず木のかぎりなるもありし此比々羅木の矛も然なり若鋒刄ありて其柄の比々羅木ならむには柄の材の名を矛の名に負べき由なきを思へ續紀十八に予削と云工もみゆ此も柄を削る者ならば矛柄削とこそいふべけれ柄といはでたゞ桙削と云るは木の桙なればなり

鉾

水鏡後三年合戰記平家物語長門本○唐慧琳金光明最勝王經音義云鉾莫侯反古文矛字也正體作レ矛兵器名也

穳

○同上云倉亂反韻詮云穳小矟也荊楚巴蜀今謂二之穳刀一長可二丈餘一古今正字從レ矛贊聲

手鉾

義經記源平盛衰記庭訓往來異制庭訓往來沙石集○本居宣長云此方の古書には戟矛など字にはかゝはらずみな通はし書り桙とも多く書たり矛を天保古と云るは古き名にはあらじ手戟と云るにつきてのことなるべし

○正誤

日本書紀にアマトボコと訓せり

伊勢平藏貞丈云トボコと訓むは誤かニボコとよむべし瓊々杵尊をニヽギノミコトとよむなり故是をニと訓じたるなりニボコとよむべき證は古事記に右の矛の事を沼矛と書たりヌボコとよむ是ニボコ

東大寺寶物圖所載鉾

同上

同上

○詩歌

詩經國風鄭一之七

淸人在ㇾ彭駟介旁々二矛重英河上乎翺翔

淸人在ㇾ消駟介麃々二矛重喬河上乎逍遙

又秦一之十二

俴駟孔羣厹矛鋈錞蒙伐有ㇾ苑虎韔鏤膺交ニ韔二弓一竹閉緄縢言念ニ君子一載寢載興厭々良人秩々德音

萬葉集卷第十 秋雜歌

七夕

八千戈神自御世乏孃人知爾來告思者（ヤチホコノカミノミヨヨリトモシヅマヒトシリニケリツギテシオモヘバ）

右柹本朝臣人麿歌集出

神樂歌注秘抄

鉾

本

此ほこはいづこのほこぞあめにます

とよをか姫の宮のほこ也

愚按に此歌は先の杖の歌と同心也太刀鉾などの神社の寶物の中にあればとり物によめるなり

末

よも山の人の守りにする鉾を

神のおまへに祝ひつる哉

愚按に此歌又先の弓の歌と心同也

夫木和歌集卷第三十四 雜部

神祇　大納言隆季

久安百首

神さびていはへるほこのみゆる哉

こはよも山の人のまもりよ

藻鹽草

かた山の嶺にはた鉾われたてゝ

みがける玉はよの人のため

我戀はほこのねぢとぞくちがため

外宮御神寶之圖所載御鉾

紋巴　赤地錦比禮長三尺五寸

長一尺六寸五分　弘三寸五分　下弘二寸半

澁谷金王丸鉾

鎬高サ五分許

此所ニテ厚サ四分許

此所ニテ二分

此所ニテ一分

同上裏

樋深サ三分許
中ニ

安齋雜錄所載石山寺手鉾

本朝軍器考圖式所載ホコ

同上

本朝軍器考圖式所載山城國靜原二宮社藏天武天皇御鉾

刄長一尺二寸二分　柄長五尺三寸五分　圍四寸七分

同上鉾西ノ方エ向所ノ繪形
但東方同樣東西共ニ正面ト見ユ
此高サ六分
此高サ八分
眉毛ノ樣ニ見エテ高シ
頰先ト見エテ高シ
此二ノ所少高シ
此立筋長二寸二分位少高シ
此邊ヨリ下續形ノ通少シマガル
上
此所鉾ノ先折跡ト見ユ三俣ノ鉾ナルベシ
此間四寸
目長サ一寸四分位高クコレアリ
人中ト見ユ左右立筋ノ所少高ク鼻ヨリ口ノ間七分
口ト見外廻中ノ横筋少高シ
此横筋ヨリ下二分低シ惣丸ノ內西ノ方計半分低シ東ノ方エハ此筋ナシ
此ノゴトク横筋アリテ少シ高シ
都城安永村明觀寺荒嶽權現神體正面形霧島山絶頂鋒折先ト云
所々大小星ハ朽タル所ナリ
此折目絶頂ノ鉾ノ折目ト相違ス此間今一折有タルヤ
上
此處横幅二寸八分半
此處横幅一寸七分半
折レ目押形
惣長一尺七寸二分
脇ノ方繪形
內宮御寶物之圖所載御鉾
紋巴
赤

セントテ手鉾ノサキニテ身ヲアマネクサシケリ

庭訓往來云太刀者兵庫鏁鳥頸皆彫物棊鍔（シトキ）幷金作左右巻白柄長刀同手鉾云々

天逆鉾圖 平田篤胤云眞物なるや否

惣長四尺二寸八分

鉾一體丸シ 但所々大小星ハ朽タル處ナリ

鼻長二寸六分 頰ト見ユ高クアリ

此處七寸五分廻

此處入二分

此邊七寸六分廻

此間七寸六分

此處南方鉾折レ跡ト見エ北ノ方エ相井二所折跡アリ

霧島山絶頂鉾南之方エ向所ノ繪形 但シ北之方同樣南北共ニ横ト見ユ

此處壹尺壹寸廻リ

此處七寸五分廻リ

鼻長二寸九分

頰ト見エ高クアリ

此立筋鑄形合セ目ノ樣ニ見エ少高キ所ニカスカニ勢ノミ續ク處モアリ背面同

此邊七寸二分廻

此邊迄地中ニ立込是ヨリ上五六寸雜石ニテ築立有之

此ソリ八分計

異制庭訓往來云太刀百振云々手矛等百枝進候

書牧誓云稱二爾戈一比二爾干一立二爾矛一予其誓 注云矛長故立二之於地一

禮曲禮云進二矛戟一者前二其鐓一進二几杖一者拂レ之云々 注云矛如レ鋋而三廉也

周禮考工記云酋梣常有四尺夷梣三尋 注云八尺曰レ尋倍レ尋曰レ常首夷長短名

史記仲尼弟子列傳云今竊聞大王將レ興二大義一誅レ彊救レ弱困二暴齊一而撫二周室一請悉起二境内士卒三千人一孤請自被レ堅執レ鋭以先受二矢石一因二越賤臣種一奉二先人藏器甲二十領屈盧之矛歩光之劍一以賀二軍吏一呉王大説 注云屈盧矛名

同上鉾眞上ヨリ見ル所ノ繪形

但外廻鍔之樣ニ見ユ大概一尺八寸廻

及軍幡一
　義解云謂鼓者皮鼓也鉦者金鼓也所ニ以靜ㇾ喧也矛者
　二丈矛也矟者丈二尺矛也
左經記云平文鉾一本在鐵
水鏡云ある時は人を水に入れてほこにてさしころし
云々
後三年合戰記云城中の男女ともつはものあらそひ取
て陣のうちへゐて來る男の首は鉾にさゝれて先にゆ
く女はなみだをながしてあとにゆく云々
又云次任が郎等家衡が首を鉾にさしてひざまづきて
縣殿の手つくりに候となんいひけるいみじかりける
云々
平家物語長門本入道相國可ㇾ押ニ寄院御所一條云そのかみ安藝守と申
し時いつくしまの社より神拜の次にれい夢を蒙りて
まうけられたるしろがねの蛭卷したる秘藏の手鉾の
つねに枕をはなされざりけるを左の脇にはさみ云々
又義仲押ニ寄法住寺殿一條云知康は赤地錦の直垂にわざと鎧はき
ざりけり甲ばかりをぞ着たりける四天王の像を繪に
書て甲におし右の手には金剛鈴をふり左の手には鉾
をつき云々

源平盛衰記入道院參企ノ條云ウツヽニモ實ニ有ケル銀ノ蛭
卷シタル手鉾ノ秘藏シテ常ニ枕ヲ不放被立タル鞘ハ
ツシ左ノ脇ニ挾テ中門ノ廊ニ被立タリ
義經記伊勢三郎義經の臣下になる條云年の比廿四五計なる男のあし
の落葉つけたる淺黄の直垂に萠黄威の腹卷に太刀は
いて大の手ぼこを杖につき
又鬼一法眼條云法眼是を聞てけなげ者ならばゆきて對め
んせんとて出たちすゞしの直垂にひをどしのはらま
きゝてざうりをはき頭巾みゝのきはまで引こうで大
の手ぼこを杖につきて緣どう／＼とふみならし云々
又土佐房義經の討手に上る條云おさめどのゝ方よりしてみは一尺二
寸有けるてぼこのひるまき白くしたるほらがいをめ
ぬきにしたるを持て參る
又判官北國落條云とがしのすけも大口にをし入ゑぼしきて
手鉾を杖づきてさぶらひにぞ出にける
百練鈔云七月六日有ニ軒廊御卜一安樂寺言上者嘉祿元
年五月比豐後國津江山住人等於ニ彼峯一作ㇾ畠之間堀ニ
出金銅鉾二枚一事
沙石集云洛陽ニ或武士ノ郎等下人ノ手鉾ヲヌスメル
ヲトラヘテ柱ニシバリ付テヲノレガホシガル物トラ

羅王門一爲二後葉之印一故其矛今猶樹二于新羅王之門一
也又云刺領巾特二其誂言一獨執レ矛以伺二仲皇子入一レ厠
而刺殺卽隷二于瑞齒別皇子一
又云大臣所レ遣群卿者從來如二嚴矛一（嚴矛此云二伊箇之保虛一）取中（ナカトリ）
事（モテルコトヲシテモノマウス）而奏請人等也
又云於是有二勇敢士一曰二大分君稚臣一則棄二長矛一以
重二擐甲一拔レ刀急蹈レ板度之便斷二著レ板綱一以被レ矢入
レ陣衆悉亂而走之
續日本紀云大寶二年正月造宮職献二杠谷樹長八尋桙一
俗曰二比々良木一
又云同年夏四月秦忌寸廣庭献二杠谷樹八尋桙根一遣二
使者一奉二于伊勢大神宮一云々
又云天平勝寶四年二月云々甲作弓作矢作鉾削鞍作云
々
古語拾遺云于時天照大神赫怒入二于天石窟一云々令下
手置帆負彥狹知二神作中天御量上（大小斤雜器等之名也）伐二大峽小
峽之材一而造二瑞殿一（古語美豆乃美阿良可）兼作二御笠及矛楯一
又云又令下天鈿女命以二眞辟葛（マサキノカツラヲ）一爲レ鬘（カツラト）以レ蘿（ヒカゲヲ）爲二手繦（タスキ）一
以二竹葉飫憩木葉一爲二手草一手持二著鐸之矛一而於二石
窟前一覆誓槽（ウケフネ）擧二庭燎一巧作二俳優一相與歌舞上

又云卽以二八咫鏡及草薙劒二種神寶一授二賜皇孫一永
爲二天璽一（所謂神璽劒鏡是也）矛玉自從
又云又令下天冨命率二齋部諸氏一作中種々神寶鏡玉矛盾
木綿麻等上
又云又手置帆負命之孫造二矛竿一其裔今分在二讃岐國一
每年調庸之外貢二八百竿一是其事證也
又云饒速日命帥二內物部一造二備矛盾一
又云然後物部乃立二矛盾一大伴來目建レ仗開レ門令下朝二
四方之國一以觀中天位之貴上
釋日本紀云私記曰師說以レ茅纏二其矛一也必以レ茅者蓋
取二潔白之義一歟
又云私記曰問大己貴神曰吾以二此矛一卒有二治功一天孫
若用二此矛一治レ國者必當二平安一云々此矛今在二何處一
哉答雖下爲二三種寶物之外一此矛有二治國之名一已奉獻上
天孫定傳之後棄與（在脫カ）然而所在不レ詳但如レ此神器上古多
納二石上神宮一若今彼神宮與古事記曰天皇亦頻詔二倭
建命一言二向和平東方十二道之荒夫一
倭名類聚鈔云釋名云手戟曰レ矛人所レ持也亦作レ鉾（和名天保）
古
大寶令云凡私家不レ得レ有二鼓鉦弩予稍具裝大角小角

命二柱神脩理固成是多陀用幣流之國賜天沼矛而言依賜也

又云又天皇以三宅連等之祖名多遲麻毛理遣常世國令求登岐士玖能迦玖能木實 自登下八字以音 故多遲麻毛理遂到其國採其木實以縵八縵矛八矛將來之間天皇既崩爾多遲麻毛理分縵四縵矛四矛獻于太后以縵四縵矛四矛獻置天皇之御陵戸而擎其木實

又云爾天皇亦頻詔倭建命言向和平東方十二道之荒夫琉神及摩都樓波奴人等而副吉備臣等之祖名御鉏友耳建日子而遣之時給比々羅木之八尋矛 比々羅三字以音 故受命罷行之時云々

日本書紀云伊弉諾尊伊弉冊尊立於天浮橋之上共計曰底下豈無國歟廼以天之瓊 瓊玉也此曰努 矛指下而探之是獲滄溟其矛鋒滴瀝之潮凝成一島名之曰磤馭廬島

又云猿女君遠祖天鈿女命則手持茅纏之矟立於天石窟戸之前巧作俳優

又云大巳貴神云乃以平國時所杖之廣矛授二神曰吾以此矛卒有治功天孫若用此矛治國者必當平安

又云昔伊弉諾尊目此國曰日本者浦安國細戈千足國磯輪上秀眞國 秀眞國家云袍圖莽句你

又云春三月甲子朔戊寅天皇夢有神人誨之曰以赤盾八枚赤矛八竿祠墨坂神亦以黑盾八枚黑矛八竿祠大坂神云々

又云春三月乙丑朔丙寅天皇幸山背時左右奏言之此國有佳人曰綺戸邊姿形美麗山背大國不避之女也天皇於是執矛祈之曰必遇其佳人道路見瑞比至于行宮大龜出河中天皇擧矛刺龜忽化爲白石謂左右曰因此物推之必有驗乎仍喚綺戸邊納于後宮

又云秋九月令諸國以國郡立造長縣邑置稻置並賜楯矛以爲表

又云秋九月庚午朔己卯令諸國集船舶練兵甲時軍卒難集皇后曰必神心焉則立大三輪社以奉刀矛矣軍卒自聚

又云冬十月己亥朔辛酉皇后曰初承神教將授金銀之國又號令三軍曰勿殺自服今既獲財國亦人自降服殺不祥乃解其縛爲飼部遂入其國中封重寶府庫收圖籍文書即以皇后所杖矛樹於新

古今要覽稿卷第百二十五

●器財部　武具

ほこ　矛

ほこは神代に伊弉諾伊弉冊尊天の浮橋の上に立給ひてこの下に國あるべしとて天の瓊矛（ヌボコ）をさしおろしてこれをさぐれば矛のさきにしたゝる潮凝て一の島となると（古事記日本書紀神皇正統記）見えまた大己貴神この國を細戈千足の國と名づけて天孫の降らせ給ひし時昔國を平げし時杖給へる廣矛をまいらせ後世このほこもて國を治めばかならず平安なるべしと（日本書紀古語拾遺）のたまひまた神功皇后新羅をせめ給ひし時その杖する所の矛を新羅王の門にたてゝ後世のしるしとせられしよし（日本書紀）いへれば皇國の兵器にてこれよりふるきものはあらじ日向國霧島山にたてるほこをこの逆鉾なりといひつたふるなり文化年中本阿彌宗圓薩摩國にて寫來れる天逆鉾圖ありまた日本武尊に詔して東夷をせめさせ給ひし時比々羅木八尋矛を賜ふといへるは如何なるものにや文武天皇の大寶二年に獻二杠谷樹長八尋一また同年夏四月獻二杠谷樹八尋桙根一と續日本紀にみえたるを本居宣長は桙を桙根と云るは古物に根てふ言を添て云る例多し杵（キネ）も古書にキの借字に用ひたれば泥（ネ）は添たる言なり屋根岩根島根なども同じといふによればさもあらんか倭名鈔に矛をてぼことと訓ずるを見れば鉾また手鉾などあるもまた矛のことなるべし西土にても周武王紂をせめられし時立二爾矛一予其誓などあるにて殷周の比はや盛に世に用ゆることとしられたり扨その長さは二丈を矛といひ丈二尺を矟といふと（令義解）いひまた酋矛夷矛といひて酋は二丈夷は二丈四尺と（周禮考工記）ありされども皇朝にては手鉾大の手ぼこなどといへるを見ればさして定りたることもなきにやそのかたちは廣矛長矛また細戈などあれば長短廣狹の差別はなけれども南都正藏院藏聖武天皇御寶物圖に載る所のものをみれば頭に三つ角あるもまたひとへに尖りたるも全體の三角なるもさまざまありとしらるる柄も銀のひるまきと（義經記平家物語長門本）いへるを見れば多く白柄のものとみえたり

古事記云於是天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美

古今要覽稿卷第百二十四

●器財部

筑紫長刀

筑紫長刀といふは何人の作り初たるものにやたしかにしるせしものも見えず河内國壺井八幡に神功皇后の御物なりとて傳ふるものを或人見て當麻の末行にやあるべきといへれば筑紫鍛冶にかぎりて作れるが故にもあるまじきなり辻山城が家に先祖左近太郎政貞が持たるものとてあるは欄を容るゝ處ふたつありて形大に異なりといへ共その筑紫長刀といひ傳たればおなじものなるべしあるひは長刀より短くてこの方あるを手桙といふ（小笠原家書）とあるは□所藏のものの如きをいへるにや

本朝軍器考云筑紫長刀ト云物ハ其制スコシク異ナルナリコレモ古ヨリアル物ニヤ詳カナルコトハシラズ

伊勢平藏考武器圖云辻山城家藏先祖辻左近之代ヨリ持來ルヨシ筑紫長刀柄長サ五尺八寸内身ノ込ニ入事九寸二ツノ込ニ入所少シ平ヲ削リ鐵ノ目釘ヲ打目釘ノ裏ノ餘リ打返シテアリ上ノ込ヨリ上ヘ柄一寸許餘リ出ル柄ハ樫木ナリ

小笠原家書云長刀より短うのくひ有レ之は手ほこといふ

河内國壺井八幡宮藏薙刀

辻左近太郎薙刀

はを取違へ鞍の前輪にしめ付ゆんでにくまでおつ取て長刀打かたげひざにて馬にのつたりける

志田艸子云やぐらをゆらりととんでをりひとま所へつゝと入り一まいませの大あらめ袖をばといてからとすてとうはかりかけゑびらかたなくひかき刀三こしまでこそさいたりけれ其日さいごのうちものにとをちかうつたるなぎなたの四尺八寸有けるがえをば三尺五寸にこしらへひたえにかねをのべつけたり今ちつと此え長してきりかす（本ノマヽ）やをとらんと二尺ばかりにさしさげふつとねぢきりなげすてゝ比にまはひてふつて見てあつぱれかねやとうなづゐて云々

室町日記云冷泉判官隆豊大力にして至剛の士なれば云々四尺八寸の赤銅作りの大刀はき二尺五寸白柄の長刀引さげ先にすゝみ云々

又云義長聞て先日の軍無下に哀なれば今度は憮あらん敵近くよすべからず弓鐵砲をうたせよ油斷するなもの共とて云々三尺二寸の太刀一尺八寸の打刀さしそへ鎌倉鍛冶のきたうたる二尺八寸の大長刀杖につき表の矢倉にいかにもしづ〲と上り云々

○釋名

なぎなた

按になぎとは其器の用法多く横に薙拂ふをもつてなりなたとはなかたちのつゝまりしなりナカの反なとなりたち反たとなるなり

長刀

倭名類聚鈔東鑑著聞集平治物語源平盛衰記義經記太平記庭訓往來

投刀

後三年合戰繪詞

薙太刀

異制庭訓往來

長うちもの

赤松物語

ひそめて後城中に火をかけて腹をきらんとしたりしが何とか思ひけん小櫻縅の鎧をきておなじ毛の五枚甲の緒をしめ八尺あまりの長刀杖につき云々

又云安積がもちたる長刀の石づきの上三寸ばかりをいとをしてあまる矢が矢倉のふせぎ板に篦中すぎてぞ射たてける、

又云安積につことわらひ我らもさこそ存ずればいざや勝負をすべしとて件の大長刀を小脇にかいこんでおどりかゝる

又云小林今はかなはじと思ひて紫いとの鎧をぬいて最期の陣なりとて君より初て十二代傳りたる黑皮の鎧を着おなじ毛の五枚胄の緒をしめ四尺八寸の白柄の長刀くきながに取のべ大勢の中にわつて入云々

尺素往來云遣刀長刀及太刀腰刀者昔在二月山天國雲洞一以後得二其名一鍛冶雖レ有二數百人一於二其內一信房舞草行平定秀三條小鍛冶宗近後鳥羽院番鍛冶御作以レ菊爲レ銘粟田口藤林國吉吉光國綱等來國行國俊等此外了戒千手院有計留一文字近藤五正宗仲次郎五郎入道備前三郎國宗彥四郎文珠四郎金剛兵衞一代之間達者候一

文正記云撰二於射手一固二方々櫓一其下寔宜二修羅下地一三寸四寸轓(本ノマヽ)馬式馬面式鞚鏁入若黨郎從引立騎干(ヒカヘタリ)其外迄二于口邊那邊大手搦手塀女垣(本ノマヽ)廊中門大庭緣際一鑓長刀鎌熊手鎮突立突旗竿引倒口口小旗笠璽閃幷立唯今可二打違一氣色

下學集云長刀

結城合戰物語云越後一揆のぢん中よりをりをえたる卯花威のよろひにおなじけのかぶとの緒をしめ大なぎなたもちたる武者一きすゝみいでゝいひけるは云云

高館草子云辨慶もてたつてこんといふまゝに四間所へつゝと入卯の花威の鎧きしのなしうちゑぼしにて今度は白えの長刀をうちかたげインヂ汝らが遠國にすんでいりとりごうたうをしさかひのはうじをろんじ卄き卅き爰かしこに引わけ〳〵そういんししかくつぶて打たらんには似まじいぞ今日むさしがする軍こそ手本よ云々

又云辨慶承つて今度はそれがしが死番にあたつて候と申もあへず云々上帶てうどして一尺八寸のうち刀を十文字にさすまゝにゑびら刀首かき刀長刀こぞり

是ハ故左馬頭義朝ノ秘藏ノ物ナリケルヲ流罪ノ時父ガ形見ニモ見ントテ池ノ尼御前ニ申請テ下シ給ヒタリケルナリ銀ノ小蛭卷ニ目貫ニハ螺ヲ透シテ義朝身ヲ不レ放持レタリシヲ寶物ナレドモ且ハ軍ヲ進ンガ爲且ハ事ノ始ヲ祝ハントオボシテ給ヒケリ

後三年合戰繪詞云龜次が投刀のさきゑきりにあがるやうにみゆるほどに龜次が頭冑きながら鬼武が長刀のさきにかゝりておちぬ

庭訓往來(六月十一日條)云太刀者云々白柄長刀同手鉾異制庭訓往來云太刀百振刀百腰薙太刀小反及手矛等百技進候

太平記(將軍御進發條)云武藏守師直ガ内ニ野木與一兵衞入道賴玄トテ太刀ノ早業打物取テ世ニ名ヲ知ラレタル兵有ケル筒丸ノ上ニ裙細目ノ大鎧スキ間モナク着ナシ獅子頭ノ甲ニ目ノ下ノホウアテシテ四尺三寸ノイカ物作リノ太刀ヲハキ大タテアケノスネアテハイダテノ下ニヒキコウデ柄モ五尺ノ備前長刀右ノコワキニカイコミテ云々

又(正月廿七日合戰條)云爰ニ妙觀院ノ堅者全村トテ三塔名譽ノ惡僧アリ鎖ノ上ニ大荒目ノ鎧ヲ重テ備前長刀ノシノギザカリニ菖蒲形ナルヲ脇ニ挾ミ云々

又(住吉合戰條)云年ノ程廿計ナル若武者和田新發意源秀ト名乘テ洗革ノ鎧ニ大太刀小太刀二振帶デ六尺餘ノ長刀ヲ小脇ニ挾ミ閑々ト馬ヲ歩セテ小歌唄テ進タリ

又(八幡合戰條)云三尺五寸ノ小長刀クキミジカニ取テ云々

又(正成兄弟討死條)云藥師寺十郎次郎只一キ蓮池ノ堤ニテ返シ合テ馬ヨリ飛デ下リ二尺五寸ノ小長刀ノ石突ヲ取延テ掛ル敵ノ馬ノ平首ムナガヒノ引廻シ切テハ刎倒シ々々七八騎ガ程切テ落シケル

又(武野合戰條)云義治ハ太刀ガケ草摺ノ横縫皆突レテ威毛バカリ續タルニ鍬形兩方切折レテ星モ少々削レタリ太刀ハ鐔本打折リヌ中間ニ持セタル長刀ヲ持レタリケルガ峯ハサヽラノ子ノ如ク切ラレテ刄ハ鋸ノ様ニゾ折タリケル

明德記云義弘ガ其日ノ裝束ニハ黑絲縅ノ腹卷ニ三尺五寸ノ太刀ヲハキ赤地錦ノ母衣ヲカケ三尺一寸ニ作ケン荒身ノ長刀ヲ水車ニ廻シ待懸タリ

又云柿屋ハ(彈正)五尺三寸ノ太刀滑良ハ(兵庫頭)五尺二寸ノ長刀ヲ以テ敵八騎ヲ手ノ下ニ切テゾ落シタル云々

赤松物語云去程ニ安積ハ此人々のゑがいどもをとり

又明雲僧正被流罪條云西塔西谷ニ戒淨房ノ阿闍梨祐慶トテ三塔ニ聞エタル惡僧有ケリ黑皮威ノ鎧ノ大荒目ナルヲ草摺長ニ着テ三枚冑ヲキクビニキナシ三尺五寸ノ大長刀ノ茅ノ葉ノ如クナルヲツキ大衆ノ御中ニ候ハントテサシコヱ〱分行テ云々

又學生堂衆合戰條云義竟四郎長刀ノ柄ヲヒル卷ノモトヨリ折ニケリ腰刀ヲヌキハネカヽリケルヲ首ヲウチオトシヌ

又嚴島次第條云其夜御前ニ通夜セラレタリケレバ寶殿ノ內ヨリ白ガネノヒル卷シタル小長刀ヲタマハルト見タリケルガウチオドロキテカタハラヲサグリケレバ誠ニ有カシコマリ是ヲ給ヒツヽ下向セラレニケル

又猿眼赤髭男條云光長ガ下部ニ七郎ヤス淸トテタケ七尺計ナル男ノ大力モノヽ十餘人ガチカラ持タリト聞エシサルマナコノ赤髭ナルガ萌黃絲威ノ腹卷鎧ニ白柄ノ長刀持タリケルガ一人當千ノ思ヒヲナシテ主ノ馬ノクツハシニツキタリケルカ甲ヲパキズ大ワラハニ成テ長刀ヲヒラメテ信連ガ方ヘトンデ懸リケレバ云々

又橋合戰條云一來法師少モオトラズ渡リニケルモトヨリツカヒツケタル長刀ヲケフヲカギリトツカヒケレバ面ヲムクル者モナシ八人ナギタフシ九人ト云ニ長刀ノメヌキオレニケリ

又兼隆被討條云兵衞佐殿カゲヒロヲメシ返シテ白ガネノヒル卷シタル小長刀ヲテヅカラ取出シテコレヲ給ル

又水島合戰條云船軍ハヤウ有物ナレトテ唐綾染ノ小袖ニ精好ノ大口ニ黑絲威ノ鎧ノスソ紅ニ端匂ヒシタルヲ着テ小船ニ乘テ三尺ニ過タル大長刀ノ銀ノヒル卷シタルヲ取持テ云々

源平盛衰記澄憲賜血脈條三枚甲ヲ居首ニ着ナシ黑皮威ノ大荒目ノ冑ニ三尺ノ大長刀ノ茅ノ葉ノ如ナルヲ杖ニ突衆徒ノ中ニ進入テ云々

又同上云銀ニテ蛭卷シタル小長刀云々

又成親以下被召捕條云入道ハ䋝子甲ニ萠黃ノ腹卷ノ袖付タルヲ着テ小長刀計ニテ立給タリ

又文覺發心條云盛遠紺村濃ノ直垂ニ黑絲威ノ腹卷ニ袖付テ折ヱボシカケヲカケ銀ノ蛭卷二筋通シテ卷タル長刀左ノ脇ニ挾ミ云々

又八牧夜打條云佐殿景廉ヲ呼返シテ火威ノ鎧ニ白星ノ甲取具シテ其上ニ夜打ニハ太刀ヨリ柄長キ物ヨカルベシ是ニテ敵ノ首ヲ取テマイラセヨトテ小長刀ヲ給フ

のめほりたるまさかり及のないかま長刀ちぎり木さいほう手々に持て只今事にあふたる氣色にて四天王の如くにして出來る。

又鬼一法眼條云かちんのひたゝれにふしなわめの腹卷きてしやくどう作りの太刀をはき一尺三寸有ける刀にこめんやうなめしにておもてざやを包でむずとさし大長刀のさやをはづし杖につき法師ながらも常に頭をそらざればをつゝかみがしらにおひたるにしゆつちやうときんひつかこみ鬼の如くに見えける

又衣川合戰條云辨慶其日の裝束には黒かはおどしの鎧のすそかな物ひらて打たるにきなるてふを三つ二つ打たりけるをきて大なぎなたの眞中とり云々

又義經吉野山を落給ふ條云かちんの直垂に黒絲をどしの鎧きて法師なれども常にかしらをそらざりければ三寸ばかりおひたるかしらにもみえぼしにゆひがしらして四尺二寸有けるこくしつの太刀かもめじりにはきなしたりみか月の如くそりたる長刀杖につきくまの皮のつらぬきはきてきのふふりたるゆきを時の落花の如くけちらし山下をさして下りけり

平家物語額打論條云觀音坊ハ黒絲威ノ腹卷ニ白柄ノ長刀クキ短ニトリ云々

又座主流條云西塔ノチウ侶カイシヤウノアジヤリユウケイト云惡僧有タケ七尺計有ケルガクロカハ威ノ鎧ノ大アラメニコガネマゼタルヲクサズリナガニキナシ甲ヲヌギテホウシ原ニ持セ白柄ノ長刀杖ニツキ云々

又大衆揃條云乘圓坊ノ阿闍梨慶秀ハ衣ノ下ニモヱギニホヒノ腹卷ヲ着大ナル打刀前垂ニ指ホラシ白柄ノ長刀杖ニツキ云々

又長門本額立論條云淸水寺法師ニ觀音房勢至坊金剛房力士房トテ四人アリ云々四人ノ惡僧等具足ヒシ〳〵ト取ツケテ或ハ三枚胄ニ左右ノコテ或ハ大アラメノ鎧草摺ナガナルヲ一色ニサヾメカセテ茅ノ葉ノ如ナル大長刀ヲモテ走リメグリテサン〴〵ニ打ヤブリテ云々

又日吉神輿入洛條云渡邊ノ丁七唱ヲ召テ大衆ノ中へ使者ヲタツ唱生年卅四タケ七尺計ナル男ノ白クキヨゲナルガ褐衣ノ鎧直垂ニ黒皮威ノ大荒目ノイガナ物打タルニ豹ノ皮ノ尻鞘太刀帶デ黒ツ羽ノ征矢ノツノハズ入タル廿四差タルヲカシラ高ニオヒナシテヌリゴメ籐ノ弓ノニギリブトナルニ大長刀トリ揃タリ鹿毛ナル馬ノフトクタクマシキニ黒鞍置テ乘タリケル云々

古今要覽稿卷第百二十三

●器財部

なぎなた

なぎなたのはじめいまださだかならずといへ共倭名類聚鈔になかだちといふものを載たりこれ今いふなぎなたなるべし然るときは延喜よりのちに作り出ししものならん右大將賴朝卿は夜討に太刀より利あるべしとて加藤次景廉にたび（東鑑源平盛衰記）左中將義貞朝臣は馬上にて十德歩立にて九德なりと（義貞記）記されたり然る時は夜討または馬上にて必用のものと見ゆその長は二尺三寸にして柄はその人の耳の根のひくにひとしくすべしと（同上）されどもさしてさだまりたることもなきにや大塔宮の吉野城合戰の日もたせ給ひしは三尺五寸とも（太平記）四尺八寸とも（太平記北條家本南部本）または二尺五寸とも（同金勝院本）ありまた大内右京大夫義弘は三尺一寸滑良兵庫頭は五尺二寸（明德記）長尾彈正は六尺三寸（太平記）安積彥五郎は八尺餘りなど（赤松物語）いへりそのかたちは三日月の如くそりたるとも（義經記）たひらにてしのぎさかりに菖蒲形なるとも（太平記）茅の葉の如くなるとも（平家物語）いひそのつくりは金のひるまき（太平記）銀のひるまきして（源平盛衰記平家物語）石突あり（赤松物語）柄も白柄と別にことはりたるを以て考ふればおほくぬりたるものと見えたり

倭名類聚鈔（征戰具）云長刀　唐令云銀裝長刀亦云細刀（和名之路加稱都久利乃奈加太遲）

東鑑（治承四年八月十七日條）云手自取二長刀一賜二景廉一討二兼隆之首一可二持參一之旨被二仰含一云々

古今著聞集（偸盜部）云とう腹卷に左右のこてさし小長刀を持たりけるひをくゝりの直垂ばかまにくゝりたかくあげたり

義經記（かゞみの宿強盜の條）云ふぢさはゝかちんの直垂に黑革威の鎧きて甲の緒をしめ黑ぬりの太刀にくまの皮のしりざや入大なぎなたを杖につき夜半計に長者のもとに打入たり

又（伊勢三郎義經の臣下になる條）云年の頃廿四五許なる男のあしの落葉つけたる淺黃の直垂に萠黃威の腹卷に太刀はいて大の手ぼこを杖につき我にをとらぬ若たう四五人ゐ

つゞらさはまき
古事記日本書紀
くろさやまき
長門本平家物語源平盛衰記曾我物語
しろさやまき
平家物語源平盛衰記義經記
ゑびさやまき
光源院將軍御元服記
木さやまき
太平記

編修 栗原孫之丞源信充
總判 屋代太郎源弘賢

校正 檜山坦齋源義愼
本山幾次郎橘正義
大河内晋平藤原儀成
三輪善太郎三輪正賢
校正兼鈔錄 榊原猪右衛門源長行
校正兼淨寫 山本林藏源淸任
校正兼鈔錄 松井茂重郎源英信
志村愛助平知孝
編修兼圖畫 岩崎源三源常正
編修兼淨寫 橋本藤兵衛藤原常彥

按に此朱漆の鞘卷を海老鞘卷と名付しは伊勢平藏貞丈の說にしてはじめはたゞ鞘卷とのみ言傳しこと軍器考圖に海老鞘卷となきにて玄らるさてまた義貞記に八幡太郎鎧着用次第といふをあげたるにも十五番刀とのみありて鞘卷とさへなければ此朝臣に此さやまきありといふは實にうけがたし

木さやまた

木さやまきは靑砥左衞門藤綱の出仕の時用ひしと太平記あれば鎌倉將軍家の比より出來しものなるべし箱根權現寶物に曾我五郎時宗の腰刀とて傳へしもののごとく柄鞘共に木地にて緣頭こじりくりかたなどばかりを銅にて鎊れるものをさしていへるなるべし

太平記北野通夜物語云靑砥左衞門ト云者アリ云々出仕ノ時ハ木鞘卷ノ刀ヲサシ木太刀ヲモタセケルガ云々

伊勢平藏貞丈曰鞘ヲヌラズ木地ノマヽニテ帶シタルモノナルベシ是儉約ヲ守ルユヘナリ

箱根權現寶物紫檀柄鞘腰刀傳云曾我五郎所佩以下朽損

以上朽損

柄紫檀

金物四分一

千葉介常胤木鞘卷所在未詳

鞘長八寸四分

○釋名

さはまき

古事記日本書紀○釋日本紀に言下上古以レ葛纏二太刀刀之柄鞘一以塗上今之鞘纏之體也とあるにてその名義あきらかなり

鞘纏

釋日本紀○延喜式に倭文にて卷たる刀を倭文纏刀とかける例にて纏の字を用ひしなるべし

鞘卷

東鑑

左右卷

庭訓往來

さやまきのくりかた

平家物語

さやまきの下緒

東鑑

源義家朝臣鞘卷 所傳未詳

鞘長一尺一寸四分

○正誤

伊勢平藏貞丈曰此物ハ常ノサヤマキニハアラズ鞘柄トモニ海老ノ如クニ作リ朱漆ニヌリタルガユヘニ海老サヤマキトハ云ナリ

按に朱漆にぬることは何によりていへるにやその據をしらずけだし義家朝臣のさやまきと云傳ふるものを以て云るなるべし

伊勢萬助貞春曰海老サヤマキハ京都將軍家ノ頃ハ式正ノ時專ラ用ヒシモノナルニヤ然ラバ此サヤマキハ白太刀黑太刀ト共ニ相具スベキモノナラムカ

按に御元服記によりてかく云へるなるべし但し白小袖白直垂にて白太刀を帶せられん日に朱漆にて塗たるはいかゞかならず白さやまきなるべし扨元服に用ひらるゝは海老のかゞまりたる如く腰のかがむ迄長生せさせ給へとの祝意にて用ひけるにや

小栗百萬隨筆云魚賣ノ詞車鰕ノ事ヲサイマキト云ハ鞘卷ニテ彼魚ノ皮ノウネノ立タルガ件ノサヤマキニ似タルガ故ニ名付タルカトオモハル、ハアマリノコトニヤ

按に大坂の方言に車鰕をサイムキまたサッハなど云よしきけど定りたる方言にもあらずと云は此說うけがたし

桂林漫錄云海老鞘卷ハ義家朝臣ノ帶シ玉ヘル物ノ製作ヲ模シタル也ト云ドモ其眞物ハ何ノ寺社何某ノ家ニアリト云コトヲ詳ニセズ軍器考ニハ其名モ載セズ白石先生歿後日下部景衡ノ輯タル軍器考圖ニ其形ヲ畫キ傍ニ源義家朝臣鞘卷ト書タルノミニテ刀ノ所在ヲ記サズ彼朝臣ノ事實ノ徵トスベキ後三年畫記ニ此刀ヲ佩ラレタル所ノ畫カズ夫ヨリ漸後ノモノナガラ粟田口法眼ノ義家朝臣馬上ノ圖モ黑漆ノサヤマキヲ畫タリ靜甫春田永年曰此刀ヲ尻ニ付タル犬松ナルモノ古キ畫ニモ記錄ニモ見及バズ室町比ノ書ヨリ其名ハ見ユ此ヲ以テ考フルハ此鞘卷モ其時代ニ製シタルモノナルベシ都テ古畫ニ朱漆ノ短刀ヲ帶タルハ希ナリ皆黑漆ナリト予ガタメニ語リヌ

云
本朝軍器考云白鞘卷ト聞エシハ白太刀ナドイヘル物ノ如ニ白作ナル也トアル人ハイヒケリ云々

○正誤

愚得隨筆云白鞘卷トハ白太刀ノ例ニテ柄ニ白鮫カケタルサヤマキナリ近世白鮫カケ放シ目貫打タル小脇指ト云モノ白鞘卷ナリ云々

按に白太刀白作りなどいふは銀裝のものをさして云こと猶白鞍と云は銀薄裝なるが如し然るを白鮫かけて放目貫打たる小脇指を白鞘卷といふは何の據有や信じがたし

本多忠憲鞘卷考云白太刀白作太刀白鐫太刀白覆輪太刀足白太刀ナド云ヘル例ニテ白トハ白銀ノ事ヲサシ云ヘルニヤ是ヲ以テ考レバ白鞘卷トハ柄鞘トモ銀ノ延付ニシテキザミメヲ付タルヲ云ナランニヤ

按に白銀の延付にして刻目を作るまでにも及ばずたゞ銀裝にてあるべきなり

ゑびさやまき

ゑびさやまきは光源院將軍御元服記にはじめて見えたり猶それよりはやく出來しものなるべしその小尻まがりて海老の尾のまきたるごとくなるより海老作りのさやまきともいへるなり世に源義家朝臣の海老鞘卷の圖といふものあり何の家の所藏といふことを詳にせずといへども此もの漸天文比より所見あればかの朝臣の物なりといふはうけがたきにや

光源院將軍御元服記天文十五年十二月御元服當日十九日云々稙綱高保晴經定賴元造以上五人白小袖袷白直垂大帷大口着也折烏帽子（紙ヨリカケ緒）刀海老作鞘卷也云云御次管領代（定賴）着座衣裝大帷子折烏帽子カケ緒紙捻海老鞘卷ノ刀ヲサヽルヽナリ

酌弁記云ひきめ下緒の事これはかならずゑびさやまきにさげたるなりさりながらゑびさやまきにあらねどもこゝはの時はかならずひきめ下緒にてありしなり

源義家朝臣海老鞘卷（所傳未詳）

テ云シモノニヤアルベキ
按に保元治承の比より刻目を付しとは何によりていへるにや覺束なし

黑鞘卷

黑鞘卷は黑太刀の例にて柄さや黑くぬりたるさやまきをさしていふ（愚得隨筆）といへり平忠盛朝臣五郎の夜闇打にせんと謀る人のありけるをさけん爲に一尺三寸ありけるくろざやまきを束帶の下にさゝれしと（長門本平家物語源平盛衰記）あるもくろくして目だゝざる故に用ひしなるべければなり

愚得隨筆云黑鞘卷ハ黑太刀ノ例ニテ柄サヤ黑クヌリタル鞘卷ヲサシテ黑鞘卷トハ云ナリ

長門本平家物語（殿上闇打）云君につかふるは臣の忠なればその用意をこそせめとて一尺三寸ありける黑さや卷の刀を用意して着座のはじめより亂舞の終まで束帶の下にゑどけなげにさして云々

平家物語（同上）云刀ノ事ハ主殿司ニ預置候畢ヌ是ヲ召出サレ云々イソギ彼刀ヲ召出テ叡覽アルニ上ハ鞘卷ノ黑ウヌリタリケルガ云々

源平盛衰記（同上）云忠盛朝臣黑鞘卷ヲ裝束ノ上ニ横タヘ支度計ナキ體ニテ腰ノホドヲサシクツロゲタル樣ニシテ柄ヲ人ニゾ見セケル云々

曾我物語（兄弟出立）云村千鳥の直垂の袖をむすびて肩にかけ一寸まだらのゑぼし掛緒つよくかけ黑鞘卷赤銅作りの太刀をぞ持ちたりける云々

白鞘卷

白鞘卷は白銀にて裝りたる故にゑか名付しなり猶金にて裝りたるを金太刀といふがごとし然るを朝倉景衡は白鮫かけたる鞘卷なりといふ（愚得隨筆）本田忠憲は白銀の延付にして刻目を付たるならんといへり（鞘卷考）のべ付刻目までなくとも銀にて裝りたらば白さやまきといひて然るべきなり

平家物語（妓王妓女）云始は水干立ゑぼうし白鞘卷をさいて舞ければ男舞とぞ申ける云々

又長門本（佐々木渡藤戸）云九月廿五日夜半ばかり佐々木三郎盛綱只一騎打出てかの浦のものをかたらひてさしたりける白鞘卷をとらせて云々

源平盛衰記（盛綱渡藤戸）云浦人ヲ一人カタラヒヨセテ白サヤマキヲトラセテ云々

義經記（直江の津にて笈さがされし事）云笈の中より白鞘卷を取出し云

古き名のふとのこりたるなるべし然れば小刀と云は本名にして鞘卷といふは作れる形の名なり

山岡俊明曰ツヾラサハマキハ籐葛ヲ多ク卷タル也上古ニ鞘卷ノ名ナシ是ヲサヤマキノ始トハ云ベシ日下部ノ說ニハ今ノ籐柄歟トイヘル如何柄ノミニ限ルベカラズ鞘トモニ籐卷ニセシナルベシ此鞘卷ト云ルモノ卽腰刀ニテ短刀也俗ニ馬手差鎧通九寸五分首搔刀小サ刀ト云フ物ノ種類皆腰刀也

按に籐葛とたしかにいへるはいかゞあらん

土肥經平曰鞘卷ノ刀ト云モノハ鳥羽院ノ御時ヨリ聞エシ事委ク軍器考ニ見エタリ是ヲ往古ニ考ルニ紐小刀ト云匕首ト云ニツケル八鹽折ノ紐ハ後世ノ鞘卷ニアル下緒ナルガゴトシサラバ鞘卷ト云名ハ後ナレドモ此短刀ノ制ハ往古ヨリアリシモノナルベシ鞘卷トハ是ヲ腰ニ挿ムトキコノ下緒ヲ帶ノ上ヲ引コシテ鞘ニ卷カラム故ノ名ニシテ堀川夜討ノ舞ノ本ニ刀ノ鞘ガラミスルト云則コノ事ナリ此サヤ卷ノ刀ニモ樣々ノ制アリテ黑ザヤ卷白ザヤ卷鞘錫鞘卷ナド古ク聞ヘシ又赤木ノ管ノ刀花櫚木ノ刀或ハ金延付銀延付ノ刀ナド云シモ又鞘卷ノ刀ヲ云フニヤ

按に鳥羽院御時より聞えしとは誤也匕首紐小刀はまた自ら別なるべし

大塚嘉樹曰鞘卷ト云ハ馬手指ノ鞘ハ葛又ハ麻苧ノ類ニテ卷キ夫ヲヌリクロメタル也是ヲサヤ卷ギリナドニ云戰場ニテ楚忽ニ鞘ノ碎ザランタメ也今世絲卷ノ太刀ヲモ鞘マキトモ云習セリ夫ト混ズルコトナカレ格別ノ物也

按に鞘卷は上古の形制にしてさやまきゞりは後世の物なりそれを混じて一つにせしはあやまりなり

本多忠憲曰鞘卷ノ刀ヲ武夫ノ腰ニ帶シ始メシコトハ保元治承ノ年間ヨリ粗聞ユルニヤ凡サヤマキノ刀ノ義先輩ノ說々モツトモ佳ナリト云フベシ然レドモ粤ニ鞘卷ノ刀ノ下緒ヲ其サヤニ一カラミ卷テ不意ニ鞘ナガラヌケザランガタメニ儲ケシト云ヘル說ハ恐ラクハ信ジガタキニヤ凡鞘卷ノ刀ノ本義ハ崇神紀ノ葛鞘卷ノ意ニヨツテ按ルニ鞘卷ノ刀ハ柄鞘ニ葛ヲ纏ヒ卷キタルニナラヒテ保元治承ノ比ヨリ柄鞘ニ刻ミ目ヲ付タル刀ヲ鞘卷ノ刀トハ號ケタルモノナルベシ粤ニ柄木地或ハ絲亦ハ鮫ナドヲ以テ柄ヲ餝リ鞘ニハキザミメヲ儲ケ付ザルモノヲ刀或ハ腰刀ナド丶ワカチ

〇正誤

屠龍工随筆小栗百萬云鞘巻の事白石の軍器考に出たれども左かともなく職人盡歌合にある鞘巻切といふものを見べしとかゝれたるに彼繪を見れば男の鋸にて鞘を引切る體を書その片手に持たるは今きざみ鞘のごとくなるものなり亦其ものを名付るならば鞘巻づくりさやまきぬりともいふべきを鞘巻ぎりとひたすらにいひたるは鋸にて幾筋も切て刀してきざみ鞘のごとくうねを立て削りたるものかも知ず云々

本朝軍器考云鞘巻ト云事ハ刀ノ鞘ヲ絲ニテ巻テ塗レル也笛鞘巻ナドイフモタトヘバ笛ヲ巻タランヤウニ巻ヌルガ故也義家朝臣ノ像ニ太刀ニソヘテサヽレシ刀ノ鞘ノ今ノ千段巻ナド云物ノゴトクニ繪ガキシモアレバ其説ノゴトクニモヤアルベケレド鞘巻トイフ事其サヤヲ絲ニテ巻シガ故ニハアラズ此物ヲサスニハ鞘ナガラヌケザランタメニ其緒ヲ帶ノ上ヘ引コシテ鞘ニマキ其アマリヲバ腰ニ挿ムベシサレバ鞘巻トハ云也佐奈田余一ガサヤマキノ栗形カケテ鞘ナガラヌケシナドイフ事併セ見ルベシ

按に釋日本紀にいはゆる葛鞘にて名義は自明らかなるをかくいへるはいかゞ

愚得随筆云鞘巻或左右巻ニ作ルキザミ鞘ノ間々ヲ巻テ塗ル故ニ鞘巻ト云是ハ腰刀也土左光信ガ畫キシ職人盡ノ繪ニサヤ巻切アリソノ體今ノ刻ミ鞘作ル様子也

按に是もまた誤なり刻鞘は上古葛にて纏たるかたちを遺せしにて刻める間を纏てぬるにはあらざるなり

伊勢平藏貞丈曰鞘巻ノ名多ク見タリ左右巻又刀腰物又チイサ刀ト云一物多稱也職人盡ノ畫鞘巻ノ繪ニサヤニキザミメアル體ニ畫ケリ古葛ヲ巻シ體ヲウツシテキザミ目ヲ付タル也古ハ鞘巻ヲチイサ刀トモ云シ也足利殿ノ時代ノ記ニ見タリ

按に上古は短刀の鞘をまきたる故にサヤマキの名起れり後世は鞘をまかざればさは云まじきなれ共

落テナカリケレバ云々
長門本平家物語石橋山合戰云眞田刀ヲ拔テ股野ガクビヲカクニ切レズサセドモ〱通ラズ刀ヲ指上テ雲透ニミレバ鞘卷ノクリカタカケテサヤナガラヌケタリ云云
源平盛衰記またおなじ
曾我物語云何を以てかかた〲の門いでいは丶んとてさやまき一こしとり出し十郎にひかれたり云々
東鑑云寛元二年四月廿一日辛卯天霽今日將軍家若君御元服也云々御刀鞘卷在下緒相模右近大夫將監時定以レ刄爲レ內捧レ之云々
古今著聞集魚蟲禽獸部云足利左馬入道義氏朝臣云々顯文紗のひた丶ればかまにさやまきまかせてゑぼうしをきせたりける云々
布衣記太刀刀扇條云次に刀はさやまき下緒は鎌倉下緒なり云々
庭訓往來六月十一日云左右卷云々
徒然草云多の久助が申けるは通憲入道舞の手の中に興ある事どもをえらびていその禪師といひける女にをしへてまはせけりゑろき水干にさやまきをさ丶せえぼうしをひきいれたりければおとこ舞とぞいひける云々
諸書當用抄云具足の上にさやまきのかたなさ丶ぬ事なり云々
上賢抄云刀はさやまきめぬきかうがいはゑやくどうさげ緒はひきめ皮なり云々
條々聞書大雙紙の事條云刀は鞘卷下緒ひきめ下緒火うち袋さぐべからず云々
弓法萬聞書云刀は鞘卷目貫かうがいは赤銅也下緒は引目革也云々
當家弓法集云騎馬の御供の時うら打といふ事大口ひた丶れさやまきの刀をさすべし云々
節用集饅頭屋宗仁云鞘卷或左右卷

藤丸短刀足利義昭公遺物大坂商家所藏

鞘長一尺一寸一分

古今要覽稿卷第百二十二

器財部

さやまき　つゞらさやまき

さやまきは刀の柄鞘をまきてその上をぬりたる故にしか名付たり釋日本紀故にまくに葛を以てするをつゞらさやまきと古事記いひ黒くぬりたるを黒さやまき長門本平家物語ぬらざるを白さやまき同上といへり平忠盛卿の束帶の下にさし給ひしと平家物語いふを以て考ふれば腰にさすものにして佩るものにあらざることしるく栗形下緒東鑑布衣記平家物語のあるものなれば全く今の小さ刀といふものとおなじきなり

日本書紀云崇神天皇六十年當是時出雲臣之遠祖出雲振根主于神寶是往筑紫國而不遇矣其弟飯入根則被皇命以神寶付弟甘美韓日狹與子鸕濡渟而貢上既而出雲振根從筑紫還來之聞神寶獻於朝廷責其弟飯入根曰數日當待何恐之乎輙許神寶是以既經年月猶懷恨忿有殺弟之志仍欺弟曰頃者於止屋淵多生菨願共行欲見弟則隨兄而往之先是兄竊作木刀形似眞刀當時自佩之弟佩眞刀共到淵頭兄謂弟曰淵水清冷願欲共游沐弟從兄言各解佩刀置淵邊沐於水中乃兄先上陸取弟眞刀自佩後弟驚而取兄木刀共相擊矣弟不得拔木刀兄擊弟飯入根而殺之故時人歌之曰椰勾毛多菟伊頭毛多鷄流餓波鷄流外知菟頭邏佐波磨枳佐微那辭珥阿波禮

古事記云倭建命然而還上之時云々卽入坐出雲國欲殺其出雲建而到卽結友故竊以赤檮作詐刀爲御佩共沐肥河倭建命自河先上取佩出雲建之解置橫刀而詔爲易刀故後出雲建自河上而佩倭建命之詐刀於是倭建命誂云伊奢合刀爾各拔其刀之時出雲建不得拔詐刀卽倭建命拔其刀而打殺出雲建爾御歌云夜都米佐須伊豆毛多祁流賀波祁流多知都豆良佐波麻岐佐味那志爾阿波禮

釋日本紀云椰句毛多菟八雲立也伊頭毛多鷄流餓出雲梟帥也波鷄流多知佩太刀也菟頭羅佐波麻枳葛鞘卷也言上古以葛纏太刀刀之柄鞘以塗上今之鞘纏之體也佐微那辭珥差成也

平家物語信連合戰云腹ヲ切ント腰ヲサグレドモサヤマキ

ハフベキ料ナリ又左兵衛尉家貞ガ弦袋ツケタル太刀脇挾シト云(平家物語)青砥左衛門ガ叙爵ノ後ハ木太刀ニ弦袋付タリト見エシ(太平記)ハ衛府ノ官ハ淺官ニテ直人ニ紛ルベキニヨリ侍ノ品ヲ知ル笠注ナリト注セシモノニテ副弦ヲ卷料計ニアラズ故ニ弓矢ヲ持ザル時モ是ヲ著タリ又新羅三郎ノ甲冑ノ上ニ必付ベキ弦袋ヲ陣ニカケテ戰ノ場ニ向ヒ青砥左衛門ハ武士ハ無官ニテモ必アルベキ弦袋ヲ叙爵ノ後ニツケシナド云シニテモ知ベシ此コトハ猶劔刀ノ部ニ注ス並ビ見ルベシ故ニ無官ノ兵士ノ弦袋ハ太刀ニ付ズシテ箙ノ上帶ニ添テ付ルニヤ法然上人傳ノ書ニ弦袋ヲ箙ニ添タル圖所所見エタリ又調度懸ト云時ハ此弦袋ヲ腰ニ着ズシテ胸ニアテ、箙ヲ負フコト歟古キ畫ドモニカクハ見エシ此コト猶調度懸ノ下ニ注ス

按に此また弦卷と弦袋とおなじものとおもひたがへしよりかゝる說も起れり

右兵衞尉赤皮左右衞門尉藍皮コレヲモテ侍之品ヲシルトゾ見エタル源義光ノ兵衞尉ヲ辭シ申テ陣ニカケタリケンモ此物ナルベシ信連ガイヒシトコロタシカナル據アリトハ見エネド今其形ヲ見ルニマコト神鏡ヲウツサレシナドモイフベキ物也コレ儲弦ヲ卷ナン料ナレバ世ニハ又弦卷トモイフニヤ壒囊抄ニ弦袋弦卷別ニワカチ出セルハアヤマレルニ似タリコレヲ帶ムズルヤウヲモ今ハヨクシレル人多カラヌ歟

按に弦袋は令の制度は兵士自備ふる所といへばたれ〳〵も用ひつらん寛治の頃よりして下承久の比までは衞府の官人ならでは用ひざりしこと新羅三郎の陣にかけて兵衞尉を辭し長谷部信連は侍の品を忘る笠忘るしよといひ承久合戰の時は付二弦袋一と記して名字をば忘らざれども衞府の人の證とせしなどを合せ考ふるに諸衞府の官人ならでは用ひざること自明なり弦卷といふものは忘からず瀧口の調度懸胡籙を負て胸にあてゝ表帶に結び內裏燒亡の時廷尉佐狩胡籙に付て用ふるといへば弦袋弦卷一物ならざることまた疑なしされば小笠原備前守持長多賀豐後守高忠等みな明らかに二物なりといひたり壒囊抄に別にわかち出せしはその二種なることを忘れるが故なりそれをあやまれるに似たりとは却てあやまりなり

愚得隨筆云愚按近世ハ丸キヲ弦卷小兒ノ帶ル守袋ヤウノモノヲバ弦袋トイヒアヤマレリ弓弦ヲ納ルガ故ニ弦袋トハ云也弦袋ハ箙ノ腰緒ニ付納ル也上古ハ腰緒ニテ箙ノ高ガシラヲ結ビ弦袋ヲバ打刀ノサヤニ入シン木ニシ車ノ如ク廻ルヤウニシテ腰緒ノアマリヲ以テ納メシ也中古ヨリ腰革出來ソレニ弦袋ヲ付ル也東鑑ニ見ヘシ腰アテ是ナリサテ用ル時ハ弦輪ヲ弓弭ニ入テ直ニ腰ヨリサシ出シ張ルナリ故實アレバ口傳ヲ受ベシ又弦袋ヲ太刀ノ足間ヨリサケテ腰緒ニテ留ル也

按に愚得隨筆は新井筑後守君美の門人朝倉景衡の著作なれば其說軍器考と同じきは論なし箙の腰緒に付るといふは卽弦卷の事にして弦袋にはあらず然して東鑑に弦袋とあるは弦卷にはあらざるなり

本朝軍器考補正云弦袋又弦卷ト云物多クハ籐或ハ葛ニテ組ミ造レルモノナルベシ軍防令ニ兵士人ゴトニ自備ベキモノニ弦袋一口副弦二條トアリテ後世ノ武士モナベテ甲冑ノ上ニ付シモノ也則替弦ヲマキタク

付様も様子あり兩家ともに錦革の模様を見てたふのうらを被用なり宗信申此ころはたくみにいろ／＼ありといふまたかけ袋といふも則弦袋なり口傳

小笠原家藏弦袋傳云備前守入道淨元所用

萌木革　方六寸

口折返シ一寸五分

同上

同上

栗色革　方六寸餘

口折返シ一寸六分

同上

箙之傳受云箙には必弦卷付るなりつる袋はうつぼに必つくるものなり矢筒にはゆがけをつくる是を三箇の傳受といふ

同上

赤革　方六寸

口折返シ一寸五分

○正誤

本朝軍器考云弦袋ノ事兵士毎レ人弓一張弓弦袋副弦二條ヲ自備フベシト軍防令ニ見エタリ倭名鈔ニハ唐式ノ諸府衞士弦袋トイフコトヲ引ケリ源平盛衰記ニ見エシ長兵衞尉信連ガイヒシ所ハ弦袋トイフハ後ノ內侍所ノミカタチヲカタドレル也衞府ノ官ハ淺官ナレバ地下ニシテ奉公ヲ效スサレバタヾ人ニマギルベケレバトテ內侍所ノ御カタチヲ學ビテ弦袋ヲ賜フ左

んで殿上の小庭に候ける云々

又高倉宮御事條云信連はうすあをの狩衣のえり前よごれたるに衛府のたちはきて弦袋うしろへおしまはしてゑぼしぼんのくぼにおしいれて狩衣の小袂より手を出して中門の中にたゝずみたり云々

源平盛衰記信連合戰條云弦袋ト云ハ又後ノ内侍所ノ御貌ヲカタドレリ其故ニ百官悉ク朝ニ召仕レ奉ルト云ドモ衛府ノ官ハ淺位ナレバ地下ニシテ奉公致スタヾ人ニ紛ルベキニ依テ内侍所ノ御貌ヲマネビテ弦袋ヲ賜テ左右ノ兵衛尉赤皮左右衛門尉藍皮是ヲ以テ侍ノ品ヲ知ル國王ノ御寶ナレバ非分ノ難ヲ遁ルベキ笠注(カサジルシ)ナレ云々又義經軍陣來條云昔八幡殿ノ後三年ノ合戰ノ時ニ弟兵衛尉義光ハ折節帝王ニ事候ケルガ兄ノ向後ノ覺束ナサニ御暇ヲ給テ罷下ルベキ由奏問シケレ共御免ナカリケレバ陣屋ニ弦袋ヲ懸テ迯下リテ金澤ノ館ヘ參向ハレタリ云々

東鑑云治承四年十一月廿一日云々白河院御宇永保三年九月曾祖陸奥守源朝臣義家於二奥州一與二將軍三郎武衡同四郎家衡等一遂二合戰一于レ時左兵衛尉義光候二京都一傳二聞此事一辭二朝廷警衛之當官一解二置弦袋於殿上一潛下二向奥州一加二於兄陣一之後忽被レ亡レ敵訖

又云承久三年六月十八日云々六月十四日宇治合戰討レ敵人々云々小笠原四郎一人付二弦袋一葛山太郎一人弦袋河平次郎手四人熊野法師一人弦袋

太平記北野通夜物語云青砥左衛門ト云者アリ云々出仕ノ時ハ木サヤマキノ刀ヲサシ木太刀ヲ持タセケルガ叙爵ノ後ハ此太刀ニ弦袋ヲゾ付タリケル云々

布衣記云太刀は衛府の太刀五位時平ざやを用ひつる袋をさす云々

小笠原備前守持長袋日記云ふくろの事せい六寸横はば六寸いづれもかねの定なるべしかぶり二寸こすみ

小笠原備前守持長袋日記所載弦袋

丸なり左右一寸二分紐まるうち長さ弦にたくらぶあげまきの輪さがりはからひなるべし色は口傳是あり

古今要覽稿卷第百二十一

●器財部

つる袋

つる袋は軍防令にみえたれば大寶より以前に作り出せしものなるべしたゞし此物唐式に見えたるを倭名類聚鈔以て考ふれば西土の製作をうつされしなるべきかいまだつまびらかならず兵衛尉信連は內侍所の御かたちをうつされて侍の品を見わけんために衛府の官に賜はりて用ゆる所なりと源平盛衰記いへども內侍所といふは三種神器のその一つにおはしまして朝家の重き御寶なればそのみかたちをうつされて衛府の官人に賜ふべきいはれなしことに令に兵士每人自ら備ふべき物の中にのせられたればいよ〳〵信じがたき說なりその制作つまびらかならずといへども赤皮にてつくれるを兵衛尉の物とし藍皮にてつくれるを衛門尉源平盛衰記とすといへり是もいつの頃より志かなりしにや延喜式にこの物をのせざるは兵士自備の物なればなるべし然らば赤皮藍皮など云こともまた延喜より後に出きし制度なるべし小笠原備前守持長の說にも方六寸に縫といへり實に古法なるべきやたしかなるより所を志らずといへどもまた持長の物ずきともいひがたきなり志かるを新井筑後守君美弦卷の事なりといへるは誤なるべし

軍防令云凡兵士自備每〻人弓一張弓弦袋一口副弦二條

倭名類聚鈔云弦袋唐式云諸府衛士弦袋由美都留布久路

古今著聞集云源義光は豐原時元の弟子なり云々いとまを申て下らんと志けるを御ゆるしなかりければ兵衛尉を辭し申て陣につるぶくろをかけてはせ下りける云々

平家物語殿上闇打條云左兵衛尉家貞といふものありうすあをのかり衣の下にもよぎおどしのはら卷つる袋つけたる太刀わきばさみて殿上の小庭にかしこまりてぞ候ける云々

又長門本云家貞もとよりさるものなりければ忠盛に目をかけてとくさ色のかり衣の下に萠黃おどしの腹卷のむないたせめて弓つる袋つけたる太刀わきはさ

げふしをそろへてするなり定れる法はなきなり

校　　正　檜山成德源義愼
校正兼鈔錄　橋本藤太郎藤原春好
校正兼淨寫　小林好太郎源直溫
校正兼圖畫　屋代次郎源通賢
校正兼鈔錄　池野貞一郎源好謙
編修兼圖畫　志村愛助平知孝
校正兼淨寫　大河戶晉平藤原儀成
　　　　　　三輪善太郎三輪正賢
校正兼鈔錄　榊原猪右衞門源長行
編修兼圖畫　岩崎源三源常正
編　　修　栗原孫之丞源信充
總　　判　屋代太郎源弘賢

岡本記云うつぼにかぶらさす事一さすべし口傳これあり

高忠聞書云うつぼに矢をさすべき次第のこと征矢をばいちゑたにさすなり二通りにも三通りにも矢數によりてかさねてさすなりいくつとはさだまらざるなり但十ばかり十二三までのことなり矢のかずさだまらぬなりその上にかりまたをさすなりかりまたは二も三つも身寄のかたをあけてさしかさぬるなりかぶらをさすにはかりまたの上にまん中に一つさすべきなりまた征矢七九など半にある時はうつぼの外の方にかさねてさすべしさしかへすといふことは此儀なりまたかぶらをさす時はかりまたのあはひ少あけてさしてまん中に鏑をもさすなりかぶらは一ならではささぬなり

又云うつぼに矢を六つさゝぬことなりうつぼにかぎらずゑんどう木鉾などものにさゝする時も六はさゝず當流にむやとていむなり

又云うつぼの上に神動さすべきこと二もさすべしむちをさしそへゞきなりむちをさゝずして神動一手さすことあるまじきなりまた神動三もさすべきなり四さす時はむちをさしそへゞしむちをさゝずしてよつさすことあるまじきなりまた神動一さしてむちをもさすなりたとひ神動をさゝず共むちはさすべきなりうつぼを付てむちをさゝぬ能々心得べしたとへむちをさす共神動六さすことあるべからずむちをば必さすべき事なれども自然神動ばかりさす時は神頭一三五などさすべし神動二四六などはむちをさゝでさすこと有まじきなり木ぼうなどさす時は神動さすとおなじ心得なりむちとゑんどうとさすときはむちを身にそへてさすべし

又云うつぼを付てはむちばかりさす事然るべきなりことにとしよりなどゑかるべきなり神動をばわがさすかたなくば小者にさゝすることなりさるによりてうつぼにはいれぬなり但雨などふる時はうつぼに入たるもくるしからずそれも略儀なり遠矢など入てもくるしからず

又云四目をばうつぼの上にもさすべきなり又小もの中間にもさゝすべしかずは神動おなじことなり

又云うつぼにさす矢とてこしらへやう別になし征矢をさすなりうつぼにさしたるを見たるがよきとてす

按にうつとばかりいへるもの古書に絕て所見なしけだし世にいはゆる軍學者といふものゝみだりに作りしものにてあるべきなり

武用辨略所載うつの圖

紋

○釋名

うつぼ　空穗

古今著聞集○按に此器すべて皮にてつゝみ矢さし口のみあけたれば空の義にて名付しなるべしさるを穗の字につきて元來ウツといふものありしに穗皮をそへたるよりうつぼといふなりといへるはあやまり也

羽壺

東鑑

案

壒囊抄

韊　同上

鞬　同上

箙　同上○箙はエビラなりうつぼとよめるは誤なり

うつぼに矢さすやう

うつぼにさす矢は七矢九矢十一矢也射御拾遺抄七矢の時は征矢三本とがり矢かりまた各二本なり九矢の時は征矢五本とがり矢かりまた各二本なり十一矢の時は征矢五本とがりやかりまた各三本なり高忠聞書別記射御拾遺抄云うつぼに矢さす事七九十一などなるべしさし樣は征矢とがりやなどは下にさしてかりまたを身よりの方をあけて上にさすべしゑせんまた一つかぶらをさす事もありそれはかりまたの上に中にさすなり

又云うつぼの上に神動さすこと三色なるべし二つはさすべからずたとひ二つさすともむちをさしそへてくるしからず

ん
又云矢筒をいふ韊をよめり
按に康熙字典は廣韻を引て韋囊歩靫とあり韋囊と
あるによれば韋にて作れるものにて歩靫といへば
歩人の持具としらるればうつぼとはおなじからざ
るなり
又云平家物語に山うつぼと云もの見えたり盛衰記に
猿の皮のうつぼといふ類にや空穗の義にや東鑑には
羽壺とかけり壺籙の類なり
按に平家物語に見えし山うつぼは自山うつぼにし
て猿の皮のうつぼはうつぼのさき皮を猿皮にて作
れるなりさればこれを猿の皮のうつぼの類にやと
いへるは誤なり東鑑に羽壺と見えしは高麗人漂着
せし時船中にありし具の注文なればたしかに皇朝
・うつぼとおなじものなるにやハネ壺とよみて羽を
もてかざりしものなりしや何なるやまださだかに
しりがたしそれを壺籙の類かといへるは荒凉なる
いひやうなり
又云日本紀にいふ歩靫の遺制なるべし
按に歩靫とは同じからざるなりけだしかちゆきを
しらずしてかくいへるものなり
武用辨略云空穗靫ニ作ルベシ音差韊ニ同箭ヲ盛室(モルイヘ)ナ
リ靫ニ作ハ誤ト云々又矢室篗壺靫羽壺歩叉箞乙保乙
凡落穗處蒲穗丸箙窂ナリ云々靫ハ和名由岐今押テ宇
津保ト訓ス日本紀神代ノ上ニ天照大神背ニ千箭ノ靫
五箭ノ靫トヲ負ト云々集覽ニ靫ハ天神ノ手ニ弓弭ヲ
振立背ニ天ノ石靫ヲ負玉フ此靫ノ始ナリ歩靫蒲靫壺
靫姫靫山靫切腰靫袖靫波禰靫筑紫靫等凡テ此類神代
ノ靫ヨリ人工ノ作ニ出來タリト云々舊書ニ空ト云物
アリ其後矢母羅ヲ象リテ穗ヲ作ル故ニ空穗ト云ナリ
トゾ是ヲ算ルニハ一穗二穗ト云
按に靫は神代よりあるものにしてその形もうつぼ
とは大に異なるものなるをうつぼの字を靫につく
るべしとはその理なきことなり剩カチユキをかち
うつぼカマユキをかまうつぼなどいひしこと古書
に絕てなきことなり
又云右ニ云所ノ空ト云モノ左ニ圖ヲ記セリ或書云靫
ト云ハ昔ハウツト計云シヲ後ニ穗ヲ付上ニ雨覆ヲセ
シナリ蟷螂ヲ表シテ付タリ故ニセトヲリト云ナリト
云々

軍義家朝臣笠ノ宮ヲミテ制リ出サレシト管鍵抄ニ記セリ此物モトハ田獵ノ時山野ノ木立ニ分入ランニ羽ノ觸テソコネザラン料ニ作レルモノ也古シハ竹ニテ組ミ又ハ鹿皮ニテ包ミシ其穗細クシテ今樣ハ殊ニ大ナリ下ノ圖今制トテウツシ見ルベシ其制モ名所モ違フコト多キナリ

寫本本朝軍器考圖式所載うつぼ古制名所之圖

同上所載上宮太子靫之圖

同上うつぼ今制名所之圖

蒲先
蒲中通チ背通ト云
渡
枚革
腰帶
根革
助輪
四天
三本藤
打達藤
筏摺
通付環
腰革
箙票
的矢根
根配
蜻蛉詰
附緒
待
結藤
露落
胸額

○正誤

和訓栞云うつぼ童蒙頌韻に靫をよむ
按に慶長四年己亥卯月廿一日於常州下妻長峯子刻書成と奥書ある本に佳皆韻の靫にサイユキとよみたりされはウツボとよめるは古本にあらざるなら

弓法私書所載うつぼ名所圖

弓法秘書所載うつぼ

弓馬故實所載うつぼ名所圖

武田左京大夫信豐朝臣うつぼ若州遠敷郡山寺所藏

同上裏

岡本信濃守弓書所載うつぼ

同上裏

寫本本朝軍器考圖式云羽壺之辨附同圖式此器ヤ源將

射御持長記云秘事の矢の事山鳥の尾にてはぎたる矢を持て右のあしを先へふみはじめて魔縁のものを射にゑりぞかずといふことなしされぱうつぼのみに一二はさす事なりといへり大なる秘事なり

又云うつぼを付ることさのみうしろへまはすべからず尻籠を負たるに似てわろし矢も出しにくきものなり前へ引まはして鞍の前輪にかまとのあたらぬほどにつくべしうつぼのはねたるはみ所はよけれども矢出しにて馬をもかけ出せば矢みなぬけおつるなり歩にてはしる時は矢ぬけて足のかふにあたるなりかねよりはちとはねたるがよきなり

壒嚢鈔云ウツボト云字ハ何ゾ　此字已來ノ沙汰ナリ尻籠簶ハ常ニ用フ同體ノ物ナレドモ日本ニテ構出ス物ニヤ文字慥ナラズ爰ニ楠多門兵衛正成アマタノ字ヲ作ル一ニハウ冠ノ下ニ川ノ字ヲ書テ下ニ平木ヲナスト云宷是只片假名ノウツボナリ一ニハ竹冠ニ賦ト云字ヲ書ト云簶是竹ニテクム故矢賦ト云物竹ナルガ故ト云シ慥ナル字モ無ガ故ニ太平記ニモ色々ニ書用ユ或ハ韃或ハ箙又ハ靫ト書テ共ニウツボトヨメリ簶ハヤカラン其便ニ依テヨムカ

武用辨略所載うつぼの圖

古今要覽稿卷第百二十

●器財部

うつぼ

うつぼのはじめ未だ詳ならず八幡太郎義家朝臣の宗任してかりまたをうつぼにさゝせ賜ひけると新羅三郎義光のうつぼより大食調入調の譜とりいだしたるなど（古今著聞集）いふによればそれより前に作り出したるものなるべしけだし義家朝臣狩裝束してうつぼを負れしと瀨尾太郎を迎へんために鄕人の山うつぼにえしやさして負たる（平家物語）などを合せ考ふればこのもの元來狩獵の具なるべしさらばさき皮といふものも矢だねを見えられじとてせしにはあらでえゝに矢を見せじとの用意と藪林に入ても羽の損ぜざる料との意にて作りしものならん

古今著聞集云或日義家朝臣宗任一人具して物へ行けり主從共に狩裝束にてうつぼをぞおへりけるひろき野をすぐるに狐一疋はしりけり義家うつぼよりかりまたをぬきてきつねをおひかけゝり射ころさんはむざんなりと思ひて左右のみゝの間をすりざまにえりへ射たりければ箭は狐の前の土にたちにけり狐其箭にふせがれてたふれてやがて死にけり宗任馬よりおりて狐を引あげて見るに箭もたゝぬに死たりといひければ義家みて臆して死たるなりころさじとて射はあてね今いき歸なんその時はなつべしといひけり則箭をとりて參らせければやがて宗任してうつぼにささせ給けり

又云新羅三郎義光は豐原時元が弟子なり時秋いまだ幼かりけるとき時元は失にければ大食調入調曲をば時秋にはさづけず義光には慥にをしへたりけり云々柴を切はらひて楯二枚を敷て一枚には我身坐し一枚には時秋をすゑけりうつぼより一紙の文書を取出して時秋に見せけり父時元が自筆に書たる大食調入調曲譜なり

東鑑云貞應三年二月廿九日去年冬比高麗人乘船流ニ寄於越後國寺泊浦一仍今日式部大夫（朝時）執進其弓箭以下具足於ニ若君御方一則覽レ之奧州以下參弓二張（假令如レ常但頰短似ニ夷弓一以レ皮爲レ弦）羽壺一云々

按に畠山次郎重忠白弓袋をさゝげて右兵衞佐殿の御陣に參りしも新大納言成親卿の白布五十端を多田藏人行綱に賜はりしも共に源氏催促して白旗白弓袋になし返れるといふとおなじ意なれば古くより源氏は白きいろを用ひ平家は赤き色を用ひしこと〻聞ゆれば弓袋のいろ定めなしともいひがたし今は大やう水色に紋を燕がくといふも小笠原家に傳へしごときものをいふにはあらずして常の的弓をいる〻ものをいへるなるべければまた古のとは異なり

○釋名

ゆみぶくろ　弓袋

延喜式○按に唐式に弓袋と見え事物異名に弓袋弓室弓房等の字をのするを以て考ふれば延喜式に弓袋とかゝれしは西土にうけられしなり但説文に弢を弓衣と注しまた韔をも弓衣と注せるは二物あるが故ならん

弢（ユミブクロ）

字鏡集○按に左傳成公十六年に養由基が呂錡を射て項にあてしかば弢に伏て死したりといひ又鄭成公旌を弢中に藏むとも見えたり注には弓衣とあり人の伏て死たると旌を藏たるを以て考ふれば皇朝にいはゆる弓袋のごときものにはあらざるべし説文に從レ弓從レ屮々垂飾とあり詩秦風に虎韔といひ交二韔二弓一といふ韔は弢に作るべし韔は韋にて作り長きものと説文にて云らるれば人の伏すべく旌を納むべきものにはあらざるならん長きは弛弓の料にせしものなるべければ二弓を交韔すべからず

韔

倭名類聚鈔○按に説文に弓衣也從レ韋長聲とあれば弓衣を韋にて長く作りしものと聞ゆれば弛弓をいるゝ料のものなるべし

○正誤

本朝軍器考云畠山次郎重忠白旗白弓袋ヲサヽゲテ前兵衛佐殿ノ御陣ニ參シナドイフコトモ見エタリ（源平盛衰記）シカルニ世ニハ此物鎌倉殿上洛ノ時ヨリ始レリ又袋ニスベキ弓殊ニ大事ノ物ナリナド中傳フル歟（八張弓ノ中世平弓トイフヲ袋ニスベシトイフ歟）誤レルニ似タリ建久六年ノ夏入洛ノ日御弓ノ袋指一騎具セラレシ由東鑑ニシルセルナドヲ見テカクハ傳ヘ誤レルナルベシ弓袋ノ式モ家々ニ傳フル故實同ジカラヌカ今ハ大樣水色ニ紋ヲ繪ガクニヤ古ニハ其色定マレルニモアラズ源氏催促シテ平家ヲ亡シ奉ラントテ白旗白弓袋ニナリ返レルト云コト源平盛衰記ニハ見エシソノカミ源平兩氏ニ屬セシ武士ノ旗弓袋ノゴトキモ各兩家用ユル處ノ色ニ從ガヒシニ源氏スデニ滅ビ平氏サカフルニ及テハ國々ノ武士等コトゴトク赤キ色ヲ用ヒシニ源氏又兵ヲ起スニ及テハ皆白キ色ニナリ返レルニゾサレバ弓袋ノ色定マレルニハ非ズ

へりこれも弓の長七尺五寸を加ふれば九尺三寸となるけだし家々にてその定めおなじからざるはもと兵士の私に作り出しものなればなるべし

小笠原家弓袋卷云弓袋總長九尺二寸中比にて幅五寸五分

多賀豐後守高忠軍陣聞書云弓袋の事九尺にたちてうらはずの方一尺二寸置てそれに化粧革を付本筈の方六寸置て弓をいるべくす

上原豐後守高家細工書云弓袋仕立事色は玄ろきなりうつたれはたかはかり一尺二寸化粧革の長さうつたれにおなじ廣さ一尺二寸黑皮と御免皮なりとぢ皮は廣さ五分長さ二寸とぢ所惣の長さを三に打て二の折めにつくべしとぢ皮のはしをば一文字に切化粧革のはしをとんぼう頭にはやすもとはずの方は弓いれて六寸置てはやすべし黑皮五分ばかりにはやして一むすび結ぶべしぐんぢんに用ゆるなり

文安御卽位調度圖所載弓袋

今川了俊大草紙云弓袋のきくとぢ二ッつくべきなり三折に折て一ッ付また中に一ッ付ることもあり

應天門繪詞所載弓袋

武田家所傳弓袋

同上

人の外に弓袋さゝせたる見えなり

源平盛衰記（大納言謀叛條）云白布五十端取出シテ藏人ガ前ニ積置セテ大納言言ケルハ日比談議申侍ツル事大將軍ニハ一向奉レ賴ソレハ袋ノ料ニ進スルナリ

明應九年隨兵次第云張替ノ弓ハ弓袋ニ入テ持スルナリ云々弓袋ノ事ハ餘ノ家ニハ持セラル、モ有ベシ當家ニモ軍陣ノ時ハ持スルナリ白キ布タルベシ化粧革ノ付ヤウ綴革ナドアキ革黑革カハルベカラズ同トヂ所モ替ラズ本筈ノ結ヒ所結バセテ黑皮ニテ本筈ノキハ弓袋ノ上ヲ結ナリ

　武家所用弓袋染色

武家所用弓袋の染色源氏は白平家は赤と（源平盛衰記）いへるは治承元暦の比より以前のことゝしらる美濃源氏土岐の一統は攝津守賴光朝臣の子孫にして淸和源氏なれどもよのつねは淺黃あるひは赤軍陣は黑または白と（土岐家弓馬聞書）いひ信濃源氏小笠原の一家は刑部丞義光朝臣の子孫にして土岐と同じく淸和源氏なり然るにその家にてもまた靑黃白赤黑の五色を用ゆる中に軍陣には必白と（小笠原家門人多賀豐後守高忠軍陣聞書）いへりされば元來人人の好によりて作るものにしてたしかに何色を用ゆべきといふさだめはなかりしなるべし

源平盛衰記（熊野新宮軍條）云源氏等催促シテ平家ヲ亡シ奉ラムトテ白旗白弓袋ニナシ返シケル云々

明應九年隨兵次第云當家にも（小笠原家のことなり）軍陣の時はもたするなり白き布たるべしけしやう革の付やうとぢ皮などあひ皮くろ皮替るべからず

多賀豐後守高忠軍陣聞書云弓袋の色の事靑黃赤白黑にするなり軍陣にても弓袋には白布をするなりけしやう革長さ一尺二寸廣さ一寸二分革は御免黑皮たるべし

土岐家弓馬聞書云弓袋の色はよのつねは淺黃に染たるが誰も難なくしかるべきなり靑黃赤白黑はいづれも用ゆること論なきなりたゞし白は軍陣ならでは用ゆべからず黑は軍陣にても專ら持すべし白は本式さては黑を用ゆるなりその外の色は平生用ゆべきなり

　武家所用弓袋寸法

武家にて用ゆる所弓袋の寸法小笠原家にては九尺二寸といひ多賀高忠は九尺といへり（高忠聞書）また弓の長さ七尺五寸として打たれ一尺二寸と（上賢抄）いふ說もありあるひは打たれ一尺二寸本筈の方六寸（弓矢細工之書）ともい

古今要覽稿卷第百十九

●器財部　武具

ゆみ袋

ゆみ袋のはじめいまだ詳ならず源順朝臣は說文唐式を引て韔の字をあてたりたゞし西土にて韔といふは皇朝にていはゆる弓袋と製作おなじからざれば彼國の物によりてうつし作られけるにはあらざるなるべし延暦の時に記されし伊勢大神宮の儀式帳に正殿に納らるゝ御寶物の中に弓二十四枝あり寛正の官符に朱漆の辛櫃七合に納むといひて袋にいるゝよしはしるされず凡伊勢大神宮の儀式は上延暦の時より下當代にいたるまでよくその故事をつたへたるよしいへば延暦の比にはいまだ弓に袋といふものなかりしことしるし延喜の比ははや作りいだされつることたしかに兵庫式にみえたりその長さ後世武家に用ゆるものよりはいさゝか長く帛にてつくられけるは至尊の御物なればなるべし

延喜兵庫式云弓袋料紫表緋裏帛各一條各長一丈一尺廣八寸

倭名類聚鈔弓劍具云弓袋　說文云韔音帳和名由美布久呂弓衣也唐式云弓袋

文安御卽位調度圖云弓十六蘇芳袋當時兩面袋

本朝軍器考云弓袋ノコト既ニ延喜式ニ見エタリ倭名鈔ニモ說文並ニ唐式ヲ引テ此物ヲ載タリサレド異朝ニテ韔トイフ物ハ我朝ノ制ニ同カラズ三禮圖六經圖毛詩圖等ニ見エタリ我朝ニシテ古ハ武士ノ事アル時ニ必弓袋指ヲ具シケリ年中行事圖ニ檢非違使ノ下部等各其主ノ冑着テ袋ニセシ弓共捧シ見エテ其餘後三年合戰圖西行法師繪卷物ナド云物ドモニ此儀見エタリ

武家所用弓袋

武家にて用ゆる弓袋の布なるよしは大納言成親卿平家を亡さんために多田藏人行綱に白布五十端弓袋の料とて贈られしよし源平盛衰記いへるにてしられたりさてこの袋には張替の弓をいるゝよし隨兵次第いへば軍陣及びよのつねのことにも持弓をば袋にいるゝことなきなるべしされぱにや伴大納言繪詞にも弓持たる

本朝軍器考補正云平胡籙ノ名西宮記ニハジメテ見ユレバ其比ヨリ作リ出シ物ナルベシ其始ハ姫靫ト云シモノヽ轉ゼルナラン

按に熊野新宮寳物に嵯峨天皇御物ありその制作中古の物に比すれば大に異なりされば西宮左府の比よりはじまりしにはあるべからず姫靫は延喜式に見えたれば西宮の左府は見給ひしものなりもしそのものヽ轉じて平胡籙とならんをばかならずしらしヽものならんにさるよしを記し給はねば此說うけがたし

また組ちがへて穴を引出して前に引出して上差をさして上ざしの上をとけぬやうにむすぶなり

紫革は本法裏を打心にて縫くヽむことなり是は肩にかくべき料なり

丸緒は前の穴の中の二つの環を引とをして腰をめぐらしてしむる料なり

〇釋名

ひらやなぐひ　平胡籙

熊野新宮寳物嵯峨天皇御物西宮記江次第

蒔繪平胡籙

飾抄

螺鈿平胡籙

同上

木地螺鈿平胡籙

同上

木地蒔繪平胡籙

同上

沃懸地平胡籙

同上

〇正誤

りてその上に金をまきつぶし地のみえぬほどにしたるなり今時匣のふちにイッカケといふものなり

飾抄云箙蒔繪無㆓伏輪㆒大將用㆑之宿老之儀也中院大理問答抄云沃懸地蒔繪兩樣注㆑之但沃懸地有㆓加點㆒

　平やなぐひの矢ざしやう

平やなぐひに箭をさすやう鎌倉にしる人なかりけるに四人武藤小次郎資頼これをしれるにより免されたりしは文治五年の事なり（東鑑）鎌倉は武備をむねとする兵士のみにてこれをしれる人のなかりしならんといふ人あれども有識として此事を奉行せしは藤判官邦通とて京家の人なり邦通これをしらざるを以て考ふるにそのころははや京家にてもあまねくしる人はなかりしならん

永綱裝束抄云胡籙ニ矢サヽムヤウハ古クハ前ノ緒ノ内ニサシタルモノナルヲ中昔ニハ前ノ緒ヲ二重ニ作リテ左右ヘ一手ヅヽサシテ前ノ緒ヲネヂラカシ又一手ヅヽサシツ四度サシテ後ニ殘レル矢ヲ落矢トテ前ニ落シ入テサシ侍リ

東鑑云文治五年正月十九日若君御方結㆓構風流㆒藤判官邦通爲㆓有識㆒營㆓此事㆒平胡籙差樣不㆓分明㆒四人武藤小次郎資頼得㆓故實㆒之由發㆑言云々早所㆓厚免㆒也可㆑合㆓沙汰㆒之云々

　類聚名物考云平胡籙矢配秘傳

二十筋の矢を如此さして次に矢がらみの末を左を右へ右を左へ組かへして箭の筈のかた兩方へひらくやうにして

右のごとくならべて次にまた矢がらみの末を矢のうしろのかたにて左を右へ右を左へ引ちがへてかすがひの外の方よりわなにして入て鳥の金物にかく布圍はりなどをくりしむるがごとし次に蝶の金物つきし方の緒（矢がらみの末なり）を矢の上へ引廻して後の穴を透し次に蝶の無方の緒を四筋絲二筋づヽ引わけて中の所にて蝶をさしはさむやうにしてその末をまたうしろの穴を透す次に後の穴より外へ引出したる右左の緒を

飾抄或家に德大寺左大將實定卿の用ひられし物とて黑ぬり平やなぐひに蝶の蒔繪したるあり大さよりして所々の寸法鶴岡に傳はれる賴朝卿の平やなぐひに全くおなじ一時に出たるものにや傳説のごとくならん

同背面

には實定卿の大將たりし比に用ひられけるものにやあらん此卿治承元年十二月廿七日左大將文治二年十月左大臣にて大將をとかせ給ひけり凡九年ばかりも兼任せられしなればその比用ひ給しものにやあるべき

飾抄云箙木地蒔繪無伏輪大將用之宿老之儀也

同矢配

沃懸地平胡籙

沃懸地平やなぐひは大將の用ゆるものなり飾抄大將また木地蒔繪を用ゆれども中院大理問答抄には沃懸地に加點せられしといへば通光卿は木地蒔繪を大將の用ゆるを甘心し給はざりしと聞ゆ沃懸地とは金粉をべたといかけたるものなり今の職人はフンダメとよべりその仕方をくはしくたづぬるに下地をくろくぬ

同　底及矢配

つたはれるにやいまだその物の所在を志らざれば制作の詳かなることを志らざれども塵地梨子地等にあらずしてたゞくろくぬりたる平胡籙に蒔繪志たるを木地蒔繪といへばくろぬりの平胡籙に螺鈿せしを木地螺鈿といふならん

飾抄云䉷非參議次將木地螺鈿而近代多用

木地蒔繪平やなぐひ

木地蒔繪平やなぐひは宿老の大將のもちゆる物なり

或家藏平胡籙傳云德大寺實定卿物

木地螺鈿平胡籙

木地螺鈿平胡籙は非參議の次將の用ゆるものと飾抄いへど近代の事のよしみえたり此抄の作者通方卿は曆仁元年七月廿日大納言に任じその年十二月廿八日に薨ぜられたればその近代とさゝれしは治承元曆より後をいふにや今の世に木地螺鈿の平胡籙といふもの

鶴岡八幡宮藏平胡簶

同背面

菊亭右大臣兼季公平胡籙圖 今出川家所藏

地金梨地

高一尺

一寸九分

一寸七分

同上背

地金梨地

五寸九分

云々
次將裝束抄云白馬節會曰若預ニ加階ニ之人卷纓螺鈿野劒不レ付ニ魚袋ニ參內引レ陣之後立ニ入閑所ニ懸レ綏帶ニ弓箭ニ平胡籙如ニ行幸ニ立ニ叙列ニ給ニ位記ニ拜舞畢退出撤ニ弓箭ニ云々
又云行幸卷纓綏緌闕腋袍巡方帶螺鈿野劒五位入ニ尻鞘ニ弓蒔繪平胡籙云々

尾張國熱田神社寶物平胡籙圖

又云遠所行幸平胡籙曳ニ表帶ニ也丸緒但八幡行幸猶不レ曳レ之南京之時曳レ之云々
又云賀茂祭使帶ニ平胡籙ニ持レ弓
御禊行幸服飾部類云保安四永昌記云節下右大臣家左大將位服如レ常番長以下蠻繪狩衣云々平胡籙弓等也
西宮記云五月五日節次將平胡六

蒔繪平やなぐひ

蒔繪平やなぐひは公卿の用ひらるゝものなり飾抄菊亭右大臣兼季公の平胡籙とて今出川家につたはれるものの圖をみるに塵地に菊の折枝を蒔繪にしたり實に大臣の調度にてあらんには元弘建武の際の物なるべしその制作をくはしくするに高さ一尺廣さ六寸矢くばりの板廿枚あり鶴岡八幡宮寶物に螺鈿平やなぐひあり相傳て右大將賴朝卿の遺物のよしいへりいかにも公卿もしくは大臣の大將ならでは用ひざるものといへばよのつねの人の物にてはあるまじきなりその制作大形菊亭大臣のとおなじきなり
飾抄云箙打任天所レ用公卿蒔繪
物具裝束抄云平胡籙之事蒔繪螺鈿大臣大將用レ之但刷日花族公卿時用レ之

古今要覽稿卷第百十八

●器財部

平やなぐひ　平胡簶

平やなぐひのはじめさだかにゑるせしものをみず紀伊國牟婁郡熊野新宮寶物に嵯峨天皇御物のよしいひ傳ふるものあり新宮寶物圖　實に傳へのごとくならばこのものを作りいだしけんはそれよりもまた前なるべしこれに次で尾張國年魚市郡熱田神宮寶物の平やなぐひも古きものなり其國人稻葉通邦延喜より前に奉られしものならんと本朝軍器考圖後篇玉幋いへりその制作熊野新宮のものと大形おなじきを以て考ふればさもあるべきにやさらばこのもの西宮記にはじめて見えたればその比より作りいでしものならんと本朝軍器考補正いへるはうけがたしたゞし此物儀式に用ひらるゝのみにて武備の器にあらず蒔繪螺鈿木地螺鈿木地蒔繪沃懸地等の品々あり飾抄上は公卿より下は隨身番長等も用ゆるなり御禊行幸服飾部類

江次第殿上賭弓云時刻引㆓射手㆒云々出居次將依㆓上卿氣色㆒召㆓右將監名㆒二音將監稱㆑唯次將仰曰懸㆑的外將監出懸㆑之出㆑自㆓本陣㆒次籌刺著座前西後東手取㆓平胡六矢㆒不㆑取㆓弓腰矢㆒

熊野新宮寶物圖所載平胡簶傳云嵯峨天皇御物

高一尺一寸

又相撲召合云時刻渡㆓御南殿㆒太子參上云々次王卿昇云々上卿仰云南向介相撲人共南向上卿又仰云西向介相撲人共西向上卿仰云罷入云々次左右各舞㆑時隨大曲各一云々官人以上位袍番長以下靑袍懸㆑緒並着㆓平胡簶㆒

さかづらなどを合せ考ふればかけ緒に弦卷を付るやうも又おなじからず織物にてつゝみし所もなし志かればたゞ一種をのみ法として かくいへるはいかゞ

りあながちうるはしくあるがゆへにあらず
又云古は大將たる人は必重籐の弓を持いし打の征矢さしたるさかづらの箙を負しなり家記にえびらはさかづらを負べしとあるも此ことなり云々さかづらは諸の箙の元祖にて本式の箙なるゆゑ式正の箙とも名付て大將の箙なり
信充按に大將たる人必さかづらを負ふといふことは京都將軍家の時よりいひ出しことなりされば令にも式にもみえずゑかれども諸衛府の負所のもの熊皮にてたゞ人の小隨身葛を用ゆるよしなればさかづらは公のもの葛は私のものなるなりされどもやなぐひといふものゝはじめは塗やなぐひなり塗やなぐひは靫のたけひきゝものにして大きく五十箭をもるべきものあればなりそのぬりやなぐひ轉じて葛やなぐひの中にて公私をわかつために熊のさかづらといふものいで來しなりさればつくりし次第にては靫ぬりやなぐひ葛やなぐひさかづらといふべきなりたゞし用ゆる次第は諸衛府の負所なれば郎公の物にてこれを第一とすべくかつ衛府ならぬものはみだりに用ひられざりつるものなれば自然世にも貴まれしならんゑかるに衛府ならぬものも私に左衛門兵衛などいふ名を付ることになりしよりまた私に衛府の裝束を用ゆるにもいたれるなるべし
又云熊も猪も猛獸なる故武勇の義にとり用ゆるなり
信充按に熊を天子の儀仗に用ひらるゝことは旛にも屄にもその例多しよりて諸衛府これを用ゆるなるべしこれを付たるは葛胡籙にては頰立をぬり用ゆるにぬりたるものははげ損じて見ぐるしければふと獸皮にてはりしなるべし太刀に尻鞘をかくるもおなじく武勇の義にはあらず損ざすまじきためなりその毛皮をさかさまにはるは矢をかきさぐる時手あたりのよきためなるべし
又云さかづらの箙のかけ緒に弦卷を細き革二筋にてつなぎ付るなりその外織物にて包たる所も有籐をまくにもまきやうありうけをかけをも籐と細きくろ革にてとぢ樣あり矢たばねに組緒の格子あり一體六ケ舖ものなり繪圖にもゑるされず
信充按にこれ細川勝元朝臣のさかづらえびらをもていへるなり新羅三郎のさかづら及び武田信武の

按に今昔物語にみえし猪のかたもゝはぎたる箙よりうつりて猪皮箙の出來しにはあるべからず久安の比はや諸衛府と攝關の隨身と箙の體かはりしなればそれよりはやくかゝる制度も有しならんさてまた殿下の調度に猪皮あるは諸衛府とわかたるべきためなれば私のこのみとはいひがたしたゞし近衛家にては少將拜賀と公卿の後は猪皮箙を用ゆるといへども殿上人にては葛を用ゆるなりさてこそ諸衛府の狩胡籙といふは熊皮攝關の狩胡籙は猪皮たゞ人のは葛と三等にわかたれたりかくて古の制度も見ゆるをたゞ私のこのみによりてさま〴〵に作りいだせしものといひてはつくさゞるなり

伊勢貞丈云さかづらの箙はたゞ武家にのみ用ゆるにもあらず古は公家にても隨身に負せられし事後照念院殿の裝束抄に見えたり（後照念院殿は關白冬平公也）又職人盡歌合の綸箙造りの綸の詞書にさかづらのなきほどに柳えびらにするぞとあり是も公家に用ひられし物なるゆへ右のごとくかゝれしなるべし

信充按にさかづら箙は元諸衛府のものなれば衛府にあらざる武士の用ゆるは京都將軍家の比よりの事にして上古の制度にはあらざるなりさるを古は公家にても隨身に負せられしといふは主客たがへり

又云熊のさかづらを上とし猪のさかづらを次とす熊の皮はうるはしくして貴し猪の皮はあしくして賤し後照念院殿裝束抄に中山記を引て近衛殿少將拜賀の事を人々にしめさるゝに隨身の箙は諸衛は熊箙なり家の例は猪皮を用ゆといふこと見えたり貞丈按るに諸衛とは左右近衛府左右衛門府左右兵衛府をいふ此諸衛の人々天子の御隨身を勤めらるゝ時は熊のさかづらを用ひ攝家のめし具さるゝ隨身は猪のさかづらを負なりしかれば熊は上にして猪は次なることを知べし今は公家にて逆頰を用ひらるゝこと絕てなし

信充按に熊のさかづらを上とし猪のさかづらを次とすといふは隨兵日記に大將熊のさかづら隨兵猪のさかづらとあればこれにてわかりたりさてその大將隨兵にてわかちたるわけをくはしくたづぬれば元より熊皮は諸衛府のものにして猪皮は攝關のものなれば熊皮は公の箙猪皮は私の調度なるなり天子の儀仗に熊を用ひらるゝことは和漢その例あ

胡籙を記して鷲羽黒染箙と見ゆ鷲羽黒染といふは矢の羽を鷲羽にて矧だるを黒くそめたればゑかいふなるべし上に矢の羽のことをいひて下にたゞ箙とのみいへるを以て考ふれば矢をさしたるものをさして箙といふことも既に顯證かくのごとくなれば玉箒の說はゑたがひがたきなり後照念院殿裝束抄等に注せし文意を詳にするにまた箙と胡籙とをわかちたるにはあらず各その條下に詳にす

又云逆頰箙は猪の顏皮を逆に張つればさかづら箙ともまた猪皮の箙とも云後照念院殿裝束抄には惣箙と注せらる殿の御隨身のみ借渡されて逆頰を用ゆれば人並の物なりてふ心にて惣といふにや後三年の圖には此箙多し腰添の所に毛皮みゆ古本今昔物語に箙は塗箙なるべし猪のかたも丶をはぎたりと注したれば昔人は葛にまれ塗箙にまれ私には腰にやわらに取付なんと片も丶はぎたる好ありしかばやがて公私の分りとなりつらん

按に此說うけがたしまづ猪皮箙といふものは攝政關白の隨身にかぎりて用ひその外は大將の隨身のみ用ゆる定めなるよし粟田口大納言入道の說とて中山記に見えたりされども猪顏皮とはなしまた此外に諸衞は熊箙とあれば猪皮にかぎりてさかづらの名あるにはあらずかつ後照念院殿裝束抄惣箙と注さる丶とあるは熊箙とありしを寫し誤たる本によりて人並の物などいふ說は起れるなり抑さかづらに二種ありて諸衞府は熊箙攝政關白は猪箙なりしことをゑらざる故にか丶る說をば設けしなり後三年の圖かきける比は後照念院殿（鷹司冬平公）よりもまた後にして熊のさかづらを本えびらといふ比のものなれば多く繪にもかきしなるべし今昔物語の猪のかたも丶をはぎたりといふは塗箙に付たるとみゆればこのさかづらに似たるものにてたしかにさかづらともいひがたく諸衞府の箙に熊箙ある時はまた私のこのみにまかせしこと丶もいひがたきなり

又云片も丶はぎたりし私事はやがて逆顏にはりなせる基となりて角々敷御方には逆顏箙の御狩胡籙造出給ひて隨身にも借わたし給へば私なる製ながら殿の御調度借渡給ひては小隨身の時よりも是を用ひし例有ける

用ニ猪皮箙一是例也其家執柄家用レ之由往年或人所レ示也年久其人不ニ覺悟一但有職之由所レ覺也近衞大將上﨟隨身猪箙也下﨟熊箙其下﨟乘ニ移馬一日者用レ猪事也

隨兵日記云騎馬衆三十騎も廿騎もあるべし云々えびらは猪のさかづらえびら本たるべしたゞし廿矢十六矢の時は常式のえびらにてあるべし

○和歌

職人盡歌合

閨のうちに枕かたぶけながむれば
さかづらにこそ月もみえけれ

○釋名

さかづら　逆頰

後照念院殿裝束抄○按に伊勢貞丈云頰とはえびらの方立のことなりそれを毛皮にてつゝみたりその毛皮さかだちてある故さかづらとよべるなり獸の顏の皮にてはりたる故に名付とも虎豹の皮にて包むともあまのじやくの面の形を逆に作るとも女牛の皮にてつゝむとも獼葛にて組たる物共いふ說あれどもうけがたし

熊箙
同上

猪皮逆頰
同上

さかづらえびら
判官物語成氏年中行事

猪のさかづらえびら
隨兵日記

○正誤

本朝軍器考圖後篇玉箒云逆頰箙葛箙に矢をさして隨身の調度とする時は狩胡籙といふなり矢をさりてその物の名をいふ時には餝抄に平胡籙の品目に箭箙羽など記され後照念院殿裝束抄に小隨身狩胡籙の品目を猪皮箙葛箙と記され玉海に隨身裝束の狩胡籙に逆頰箙と分注せらるその物の名を箙といへばなり

按に此說のごとくば矢をさして負ふ時は狩胡籙といひ矢をさゝざる時は箙といふと聞ゆ然れども倭名類聚鈔に箙を夜奈久比とよみ唐令用ニ胡籙字一と注したれば箙といひ胡籙といふ共に一物にして二名有なり貞應元年十月廿三日御禊行幸記に隨身平

也後日參二粟田口一時申二此事一被レ仰云雖下攝政關白府生番長用二猪皮箙一是例也上下﨟者用二熊箙一而春日詣後雖二下﨟一皆用二猪皮一其故者乘二移馬一之時下﨟皆

武田信武逆頰箙（油川氏藏）

新羅三郎義光逆頰箙（甲斐國市河八幡藏）

の隨身の箙をかり用ひらるゝよしにて用ひさせ給へり公卿のゝちは子細なく用ひられたり（後照念院殿裝束抄）これ近衞家の公卿逆頬を用ひらるゝはじめなりそのゝち普賢寺攝政殿下（内大臣基通公）は故殿の御物のよしにて用ひさせ給へりとぞしかるに京都將軍家の時は隨兵の大將熊皮箙隨兵猪皮箙（隨兵日記）を用ゆることになりたれば當時攝籙の隨身ならでは用ひざるよしのさだめもすたれたりしと見えたり

後照念院殿裝束抄云小隨身胡籙事仰云小隨身用二逆頬一僻事歟可レ用レ葛歟云々仍弘安十年朝覲行幸之時三位中將タダノ隨身用レ葛隨身等云餘家者用レ葛執柄家自二小隨身時一用二逆顔一之由信範卿注之猶可レ爲二逆顔一也後日見二信範卿記一云六條殿普賢寺殿殿上人ノ間ハ葛（ツヅラ）公卿以後逆顔也但少將拜賀被レ用二逆顔一是殿御隨身箙被二借渡一由也

按に六條殿とは法性寺攝政關白太政大臣（忠通公）の御子基實公の御事なり此殿久安六年正五位下右少將にならせ給ひし時御父殿下關白太政大臣にておはしましつれば殿下の御隨身の箙をかりわたされしなり普賢寺殿とは六條殿の息攝政前内大臣（基通公）の御事なり此殿嘉應二年右少將にならせ給ひし時は御父殿下薨ぜられし後なりよりて隨身の箙詮議ありしに信範卿の說により故殿下（基實公）の物納殿にありしを以て用ひられしなれば猪皮箙なるなり

敎經卿記云粟田口大納言入道記ニ普賢寺殿仰トテ殿上人程用レ葛公卿以後逆頬云々

按に粟田口大納言入道とは基實公の弟忠良卿なりさればこゝにいはゆる逆頬も近衞家にて用ひらるる猪皮箙の事なるなり

中山記云近衞殿少將拜賀云々家例用二猪皮一是攝籙人上下﨟隨身共用二猪皮一取二渡件箙一之體也我時不二見給一

按に普賢寺殿下家例にて猪皮を用ゆべき事なれどもそれはその父攝籙たる人の隨身の箙をとりわたさるゝ事なり然るに我時には父見給はずといふを以て猪皮を用ゆべきやいなやといふことを議されしなり

而故信範卿云只存二在故殿納殿一由被レ用二猪皮一有二何事一哉者仍隨二被レ申狀一可レ然歟申之時被レ用畢不レ可レ及二異議一者拜賀當府隨身參入給二胡六一仍有二此沙汰一

云御所御進發之事云々重籐ノ弓切府ノ矢サカヅラ箙
云々
判官物語云其たけ六尺ばかりなる法師のきはめて色
くろかりけるが裝束もまつくろにぞしけるかちんの
直垂にくろ皮を二寸に切て一寸はたゝみておどした
る鎧に云々三尺九寸ありける黒漆の太刀に熊の皮の
しりざや入て云々さかづらえびら矢くばりよのつね
にぬり箆にくろ羽を以て云々
伊勢平藏貞丈云右黒き裝束の中にさかづらえびら
を用たるを以て黒きものなること自ら明らか也
本朝軍器考云古ハ箙ノ字ヲ用ヒテ夜奈久比トヨムコ
レ乃胡籙也今ハ胡籙ヲ夜奈久比トヨミテ箙ノ字ヲバ
衣比良トヨム云々衣比良ニハ逆頰ト云物特ニ古キ制
也韻書ニ箙ハ獸皮ニテ作レルナド云説ニハ合シニヤ
伊勢貞丈座右抄云さかづら箙はえびらの正面と左右
とを毛皮にてつゝむなり毛さきはさかさまに上へ向
ふなり正面の毛は兩方へなびきて左右のかどへ向ひ
左右のわきは毛さき直に上にむかふなり左右のわき
をつらといふ人の面も左右のそばづらを頰といふつ
らとは頰の事なり猪の毛皮にてつゝみたるを猪のさ
かづらといひ熊の毛皮にてつゝみたるを熊のさかづ
らといふなりさかづらえびらを式正の箙ともいふ也

細川勝元朝臣逆頰箙 細川家藏

猪皮箙　猪逆頰

猪皮箙は熊箙のごとく猪皮にてつゝみしなり攝政關
白たる人の府生番長近衞大將の上﨟隨身の用ゆるも
のなり中山記けだし諸衞府にて熊箙を用ゆればそれに
わかつために猪を用ひらるゝならんしかれば攝政關
白たる人の府生番長ならでは用ひらるまじきものな
るを六條攝政殿下太政大臣基實公は少將拜賀の時御父殿下

古今要覽稿卷第百十七

●器財部

さかづら箙 熊箙

さかづら箙は諸衛府の用ゆるものにして中山記そのつくりかたは胡籙の頬立及び前を熊の皮にてつゝみたり

灌頂巻瀧口致光宮の番に行し所に熊皮箙を繪がけり

この箙衛府の器にてあれば弦袋とおなじく侍の品を見わくるしるしになりしなるべしまた衛府に任ずるを兵士の規摸とするを以て終にこの物を本式の箙とも射御拾遺抄高忠聞書いひ随兵の大將かならずこれを用ゆべきよし随兵日記成氏年中行事いふにいたれるならんその毛皮をはりし故は攝政關白の随身移馬にのる時逆頬を用ゆるよし後照念院殿裝束抄いふによりて考ふるに尻鞘とおなじく物にあたりてもたやすく損ざすまじき料にかくせしものなるべし

後照念院殿裝束抄云中山記云近衛殿少將拜賀事被レ示人々随身箙者諸衛熊箙也而家例用二猪皮一是攝籙人上下薦随身共用二猪皮一取二渡件箙一之體也云々

按に人々随身箙は諸衛熊箙なりといふは随身を召具する人々の事にてその箙みな諸衛平常用ゆる箙にてあるに近衛家にては例として猪皮箙を用ひらるゝよしなりといふなれば諸衛の箙は熊皮なることうたがひなしさてその近衛家にて猪皮箙を用ひらるゝはじめは久安六年六條殿下基實公右少將拜賀の時御父法性寺殿下忠道公の時に前攝政關白太政大臣にておはしければその随身の箙をかり用ひらるるよしにて猪皮箙は攝政關白の随身の箙なればただ人の少將拜賀に用ゆべきことにあらざるなり

射御拾遺抄云えびらはさかづらえびら本なりしこがはえびらなどは畧なり

射御持長記云えびらはさかづら本なり云々

随兵日記云大將はまづ鎧ひたゝれ云々さかづら箙たるべし

弓法私書云えびらはさかづらえびらさしえびらかりえびらといふ有さかづらえびら本なり成氏年中行事

同背面
同側面
信濃國屋代宿柿崎源左衞門所藏步叉

或家藏步叉

同上背面

同上側面及口

又

又所藏未詳
背面
側面

背面

側面

右一器銅を以て造り鐶のみ鐵を用ゆ足なく銘なし弘賢按ずるに古玉圖譜載る處に古玉龍鳳琱文枕刻する所の雲龍と此步靫の文と全く同じ其說に云唐宮の遺物なりとこれによれば此步靫も唐の物なるべきにや又大和國內山永久寺塔頭德藏院藏以ニ搨本一摹レ之

未詳　弘賢按に六書正譌に鼎は貞の本字なりとみえたり

德　これに近し

右一器銅を以て造る足二つ䶎の如きもの丶升降せる象をなす背の上の方に鐶一つあり鐵を用ゆ腹に銘二字あり

古今要覽稿卷第百十六

●器財部 ゆぎ下

かちゆぎ　歩靫　歩叉同

歩靫は神代の物なるよし日本紀にみえたれど其製は如何なりけん記せしものも見えず釋名に歩靫は歩人所ㇾ帶以ㇾ箭叉ニ其中一也とみえたりされはにや日本紀にもカチユギとはよまれけん銅もて造りし歩靫弘賢が家にあり由來詳ならずといへども其製造の精好なるをもて推量れば李唐の物にても有べきにや孝德天皇紀に金靫とみえし即歩靫にて有べきなり金銀もて歩叉造りしことは趙書にみえたり

日本書紀云神武天皇戊午年十有二月癸巳朔丙申天皇曰汝長髓彦所ㇾ爲ㇾ君是實天神之子者必有ニ表物一可ㇾ相示之一長髓彦即取ニ饒速日命之天羽々矢一隻及歩靫一以奉ㇾ示ニ天皇一天皇覽ㇾ之曰事不ㇾ虛也還以ニ所ㇾ御天羽々矢一隻及歩靫一賜ㇾ示ニ於長髓彦一

一切經玄應音義正法念經云歩靫楚佳反謂ニ盛ㇾ箭者一也通俗文箭箙曰ニ歩靫一釋名曰歩人所ㇾ帶以ㇾ箭叉ニ其中一也

釋名今の本には歩の字なし

晉書蘇峻傳云張健復與ニ馬雄韓晃等一輕軍俱走李閎率ニ銳兵一追ㇾ之及ニ於巖山一攻ㇾ之甚急健等不ニ敢下一ㇾ山惟晃獨出帶ニ兩歩靫箭一却據ニ胡牀一彎ㇾ弓射ㇾ之傷殺甚衆箭盡乃斬ㇾ之

孝德天皇紀云于時大伴長德字馬飼連帶ニ金靫一立ニ於壇右一犬上健部君帶ニ金靫一立ニ於壇左一

趙書云石虎破ニ劉曜一獲馬二百疋金銀歩叉弓韃三十具格致鏡原

弘賢家藏古銅歩靫依元樣製

四寸横二寸五分以レ蒲爲ニ組入一口縁以ニ唐錦一閉レ之紫御皃革緒著ニ二處一有ニ金銅座金物一二枚同鐶盛御箭數千隻毎腰五十隻矢尻矯絲同前

貞享寫本伊勢太神宮寶物圖所載蒲靫

或家藏蒲靫圖

○釋名

かまのゆぎ　蒲靫

太神宮儀式解○按に太神宮儀式古寫本數本を考ふるに蒲靫に假名付なければ何とよめるにやいまだ考へず荒木田經雅かまのゆぎとよめるは今現存する靫の制によりて云かいへるなればしばらくこれに云たがふ新井筑後守君美ャナギユギとよめりと云はうけがたし

○正誤

本朝軍器考云大安寺ニアル處ノ神功皇后ノ御靫ト云物ヲ見シニ是等ハ皆々式ニ見エシ所ノ制相合ヘリ大安寺ノ物ハ蒲柳ヲ編テ作レル也コレハ式ニ見エシ蒲靫ナド云物ニヤ左氏傳ニ萑澤之蒲トアルモ水草ニハアラズ蒲柳ナリ蒲柳ハ倭名鈔ニ夜奈木ト云物ナリ

按に新井筑後守君美伊勢太神宮の蒲靫を見ざりし故なるべし今作りて奉るもの現にかまを用ゆれば大安寺にあるものとは自別なるなり

りさるものを合せて樋目といはんは更にうけがたしまた萬葉集のひめかぶらは小さきかぶらといへる説然るべく聞ふれば樋目かぶらにはあらず

或云比女は姫にて此靫錦をはりそのさまうるはしければ賛めて姫靫といふ

按に古ヒメと云言に秘藏の義と細小の意と二つあり少女をヒメといふは秘藏の義雲雀をヒメヒナドリといふは細小雛鳥の意にして細小の松をヒメコ松といひ細小の瓜をヒメウリといふとおなじ此二義の外別に美麗の義とせしことをきかず此ゆぎ秘藏のものなる義にてヒメユギと名付られしはえらず美麗の義にて名付られしといはんは古意にかなはざるなりまた細小の義にては決してあるまじきなり此ほど大きなるゆぎ外にある事なければなり

かまのゆぎ　蒲靫

かまのゆぎは伊勢太神宮寶物中にありひめゆぎとおなじく寶殿物十九種の一なり（太神宮儀式帳）檜にてつくりかまをあみて表につけ鹿皮を頂につけ丹もて裏に繪がきたり長二尺上弘四寸五分下弘四寸あり（太神宮式）然るに長暦の時は竹を以て弦とし絲を以てと（長暦官符）あればこの時は檜にてつくらざりしにや寛正の時は檜にてつくりたれば延喜の舊に復されしなるべく（寛正官符）されども裏に欵冬唐綾を用ひられ口緣に赤地の唐錦を用ひられしは新制とおぼしきなり今の世もおなじといへり（太神宮儀式解）

伊勢太神宮儀式帳云寶殿物十九種云々蒲靫二十枚

延喜太神宮式云蒲靫廿枚長各二尺上廣四寸五分下廣四寸以レ檜作レ之編レ蒲着レ表以二鹿皮一著レ頂以レ丹畫レ裏著二緒四處一並用二紫革一長各二尺廣一寸箭一千隻以二鳥羽一作レ之

長暦官符云蒲靫貳拾枚長各二尺上廣四寸五分下廣四寸以レ竹爲レ弦以レ絲□□刺箭壹仟隻枚別五十隻以二鳥羽一作レ之

寛正官符云蒲靫二十腰長各二尺上弘四寸五分前長一尺七寸下弘四寸以レ檜作レ之喬（ツハノ）長一尺九寸下二寸二分上厚二寸半下形其上組二入蒲一裏款冬唐綾赤地唐錦爲二口緣一付二紫革緒二處一長二尺五寸弘一寸三分裏小文青革加付本緒緋在二前後一位金二枚刺矢千隻腰別五十隻鳥羽長四寸矢尻矯絲同前

元祿調進式目云蒲靫廿枚長各二尺上弘四寸五分下弘

寸下弘四寸五分横二寸八分表唐錦裏緋唐綾紫御兗緒著二一處一有二金銅坐金物一二枚同鐶盛御箭數四百八十隻每腰二十隻矯絲塗レ朱其上塗二金漆一

按に荒木田經雅說に今の代も是と同じといへり

攝津國住吉神社寶物靫

○釋名

ひめゆぎ　姫靫

伊勢太神宮儀式帳延喜式○栗原信充按にひへぎの音轉なるべし其意は此ゆぎ檜を揮て薄板となしそれを黏して作ればしか名付しならん荒木田經雅は樋目靫なるべしといへり又はうるはしければ姫ゆぎと云ならんともいへり共にうけがたし

錦靫

長曆官符○按に錦にて黏したるゆへなるべし

○正誤

太神宮儀式解云比女靫は飛米由藝とよむべし比女の義は樋目なるべし萬葉十六乞食者詠歌比米加夫良とあり是矢の鏑の中うつろにてその鏑に穴を樋の形に堅に細く彫たるさまを云軍器考源義仲法性寺殿を攻まいらせし時今井四郎兼平鳴鏑の中に火を入て射たりしにその矢御所の棟にたち折ふし風はげしく火もえ上りとある考べし比女靫も是に准じておもへば古き代此ゆぎ樋の形したる穴をほりしならん依て樋目ゆぎなるをかなもて比女とも姫ともかきし歟

按に此ゆぎの形貞享年中の寫本によりて考ふるに上は延喜式下は元祿調進の式とすこしもたがふ所なければ延曆の時の制もまた延喜と異なることあるべからずしかるときは樋目をほりしはいとあがれる世のこととおもへるにやさばかり古きもの丶延曆の時よりはじめて見ゆるもいぶかしきことならずやさて樋をほりしを樋目といふことは聞えず凡いにしへ目と名付るは鏑の三目四目よりして太刀の目釘以下多くあれども大かたまるきものをいへり樋といふは細く長きものなれば目とは大に殊な

古今要覽稿卷第百十五

●器財部　ゆぎ中

ひめゆぎ　姫靫

ひめゆぎは伊勢太神宮の神寶の中にあり（太神宮儀式帳）檜にてつくり表を錦にてはり裏を緋帛（ヒノキヌ）にてはりたれば（太神宮式）錦のゆぎともいへり（長暦官符）此靫長二尺四寸上廣六寸下廣四寸五分矢刺口（ザシグチ）方二寸九分（上同）あり靫の最大なるものなり然して此ゆぎ伊勢太神宮寶物より外に所見なしといへども攝津國住吉神社寶物の靫の制化全く姫靫なればむかしは伊勢のみにてもあらざりしにや

伊勢太神宮儀式帳云寶殿物十九種云々比女靫廿四枚云々

延喜太神宮式云姫靫二十四枚長各二尺四寸上廣六寸下廣四寸五分矢刺口方二寸九分以レ檜作レ之以レ錦黏レ表以二緋帛一着レ裏着二緒四處一並用二紫革一長各二尺廣一寸三分箭四百八十隻以二烏羽一作レ之

按に四百八十隻を廿四に分てば一靫に廿箭づゝなり

長暦官符云錦靫貳十肆枚長各二尺四寸上廣六寸下廣四寸五分矢刺口方二寸九分以レ檜作レ之以レ錦黏レ表以二緋綾一着レ裏着二緒四處一並用二紫革一長各二尺廣一寸三分刺箭四百八十隻枚別廿隻以二烏羽一作レ之

寛正官符云錦靫二十四腰後長各二尺四寸前長二尺一寸六分上弘六寸下弘四寸五分厚二寸七分矢刺口方二寸九分以レ檜作レ之以二赤地唐錦一黏レ表以二緋唐綾一黏レ裏付二紫革緒二處一長二尺六寸弘一寸三分裏黏二小文青革一間塞牒金二枚刺矢四百八十隻腰別廿隻長二尺三寸二分片征尻（加二長三寸八分一根定）各烏羽長四寸矯（タメ）絲塗レ朱其上塗二金漆

貞享寫本伊勢太神宮寶物圖所載姫靫

元祿調進式目云錦御靫二十四腰各長二尺四寸上弘六

ヲ靫ト云テ歩靫磐靫ナド見エシガ續日本紀以來ノ國史ニ靫ノ名ミエズシテ令等ニモ胡籙トノミ注セラレシサレドモ遠キ境ニハ昔ノ俗ハシ殘リケルガ元慶二年陸奥國ノ夷俘ヲ討テ弓矢靫ヲ奪得タリシコト見エシ三代實錄夫ヨリ世ヲ經テ延喜式ノ御神寶ニ姫靫蒲靫革靫ノ三ツ見エタリ靫ノミニモアラズ神祇式ニハ上古ノ器ヲナラベ記テ後世ニ其名ヲ聞モフレザルモノ多シ

按に後世靫といふもの絕しにはあらずやなぐひといふもの盛んになりしより看督長の負つる靫をやなぐひといふことに成たり看督長の負るは靫にしてやなぐひにはあらざるなりかつ元慶二年の陸奥國夷俘を討てとあるはあやまれり出羽國なり

麻須良男能由伎等里於比弖伊田弖伊氣婆和可禮乎乎之美奈氣伎家牟都麻

右二月八日　兵部少輔大伴宿禰家持

○釋名

ゆぎ　靫

古事記日本書紀○按にユはヤと通音ケは笥にて箭笥をいふ義なるべし猶くしけづる具を納るを櫛笥(クシゲ)麻をうみて納るゝを麻笥(ヲケ)といふがごとし東雅にユギとは弓笥なりといへるはいかゞあらん新撰字鏡に靫字をやなぐひとよみしは其用おなじきよりしかよみしなるべし抑ユギとヤナグヒの別ちは長き短きとのみにあらず矢くばりあるとなきとのたがひあり

○正誤

類聚名物考云千箭靫とは矢籠なり箭數千入をば千箭の靫といひ矢五百入をば五百箭の靫といふ今の平胡簶なり神代巻抄按ずるに千の矢五百の矢もる矢籠胡簶の大きさ背に負給ふ力量恐るべしたゞ矢の多きなるをいはん事なるべし

按に矢籠は靫とおなじからず平胡簶また靫と同じからず江次第に大將平胡簶自餘壺胡簶廷尉尻鞘と見えたれば平胡簶尻鞘同物にてはあらざるなりそれを一つにせしは誤なり

採栀集覽云問靫といふものその類繁多にしてその初をしらず如何答云靫とは天神の手に弓弭を振立背に天の石靫を負給ふとあり此靫のはじめなりその丶ちに及て人士備急の用をはかりてあるひは歩靫あり蒲靫あり壺靫あり姫靫あり近代に及ては山靫あり切腰靫袖靫あり波禰靫あり筑紫靫あり此類も神代の靫よりやつし造たるにや以上の種類その釋を擧んも皆人の知給ひしことなれば姑くこれを略す

按に天神の手に弓弭を振立背に天の石靫を負給ふといふは誤なり古事記日本書紀によるに天神の手に弓弭ふり立給ひし時のは千入五百入のゆぎなり天の石靫は天孫の天降り給ひし時に天忍日命天津久米命の負たるなり壺靫といふものはいまだきかず壺胡簶の誤なるべし山靫と云ものはけだし山うつぼのことならん切腰靫以下みなうつぼのことなるを靫とせしは誤なり

本朝軍器考補正云神代ヨリ人ノ世ニ及テ矢ヲモル器

その家にかけられぬれば人出入らず此事たえてのち今の世には封をつくることになりにけり

本朝軍器考云靫世ニハ今モアル胡簶スナハチ此物ノ遺制也ト云ニヤサレド倭名鈔ニハ靫ヲバ由岐ト注シ釋名ノ歩人帶ル處ノ靫ト云箭ヲモテ其中ニ叉スル也ト云説ヲヒキ又簶ヲバ夜奈久比ト注シテ周禮ノ注ニ簶ハ矢ヲモル器也唐令ニ胡簶ノ二字ヲ用フ廣韻ニ箶簶ハ箭室也トイフ説ヲ引テ靫ト簶トノ二ツヲ分チ出セリ古ノ靫ヲ見ルニ其制自ラ同ジカラズ

古事記傳云靫は盛レ箭室と字書に見ゆ書紀推古卷に靫此云ニ由岐ニ（和名抄同）記中御孫命御天降段に天石靫と云もみえ孝德紀に金靫もみえたり太神宮式神寶の中に姫靫云々蒲靫云々革靫云々とあり此にてそのつくりざま詳なり儀式帳にも右の三種の靫みゆ

字鏡には靫也奈久比とあり和名抄には別に簶を夜奈久比と注せり

さて靫を作るを編といひしにや貞觀儀式（延喜式にも）に靫は靫編氏造レ之と見え姓氏錄に靫編首てふ姓もあり

愚得隨筆云愚按日の神背に負給ひし千箭の靫五百箭の靫饒速日命の天表とせし歩靫天孫の降り給ふ諸部の神の負れし磐靫などみな神代に聞えし物どもなれども制いまだ詳ならず

ゆぎ名所

長若干といふは此處

大和國法隆寺藏聖德太子靫

○和歌

萬葉集卷第七　雜歌

詠月

靫懸流伴雄廣伎大伴爾國將榮常月者照良思

又卷第二十

天平勝寶七年追痛防人悲別之心作歌

反歌

火瓊々杵尊一則引二開天磐戸一云々于レ時大伴連遠祖天忍日命帥二來目部遠祖天槵津大來目一背負二天磐靫一臂著二稜威高鞆一云々

姓氏錄云推古天皇十一年十一月皇太子聖徳太子なり請二於天皇一以作二大楯及靫一靫此云二由岐一

按に聖徳太子の靫といふもの今も世に傳はれりそれは桐の木を以てつくれり是正しく太子の物ならんには神代より此比までの靫は編て作りしに此時にいたりて始て木にてつくられしならんともいふべけれどもいまだその實をしらず

又云大伴宿禰云々天押日命大來目部立二御前一降二於日向高千穗峯一然後以二大來目部一爲二靫負部一天靫負之名起二於此一也云々

按に是によれば天磐靫また天靫とのみもいひしと聞ゆれば磐の字に別に義あるにあらざるなり

三代實錄云元慶二年六月七日辛未出羽國守藤原朝臣興世飛驒奏言權掾小野春泉文室有房等在二秋田營一去四月十九日遣二最上郡擬大領伴貞道俘魁玉作宇奈麻呂一將二官軍五百六十人一須候二賊類形勢一路遇二賊三百餘人一合戰云々奪二取賊弓三十一靫二十五一云々今月七日重遣二宇奈麻呂一登レ高候望云々追射二殺三人一奪二鞍馬弓矢靫劒等物一云々

新撰字鏡云靫楚佳反兵戈之具也豆興支又也奈久比

字鏡集云靫ヤビツ ヤナグヒ

倭名類聚鈔征戰具云靫釋名云步人所レ帶曰レ靫和名由岐以レ箭叉二其中一也

伊呂波字類抄云靫ユギ

日本紀通證云重遠云靫矢筒也兼良曰靫盛レ箭之器云云

萬葉集仙覺抄云ゆぎといふは看督長の負るやなぐひをいふ

按に仙覺法師の談によれば鎌倉將軍家の比看督長のやなぐひといふもの常のやなぐひとはおなじからざるものゆへそれいにしへのゆぎなりとは注せしなるべし然ればそのものは傳はりてゆぎといふ名のほろびしか

徒然草云勅勘の所に靫かくる作法今はたえてしれる人なし主上の御惱大かた世の中のさわがしき時は五條の天神にゆぎをかけらる鞍馬にゆぎの明神といふも靫かけられたりける神なり看督長の負たるゆぎを

古今要覽稿卷第百十四

●器財部　ゆぎ上

ゆぎ　靫

ゆぎは神代に千入五百入の制あり〈古事記日本書紀〉人皇の御代にいたりてはこれを編作るを以て業とするものあり〈姓氏錄〉大寶に令を作られし時兵士自備ふる具に胡籙をしるさる〈軍防令〉太神宮儀式帳に靫と胡籙と並びのせたれば當時二物ありし事は論なし勅勘の所に有(看)督長の負たる靫をかけられぬれば人出入らず〈徒然草〉といへばけだしゆぎは官物やなぐひはわたくし物にてありしなるべし衞府の官を靫負と稱すれ共その實は胡籙を負へり胡籙を負ふことも既に貞觀の比よりしかれば〈三代實錄〉猶それより前に起れるならんされば新撰字鏡に靫をやなぐひともよみしなり靫の大さを考ふるに大なるは長二尺四寸小なるは二尺廣さ大なるは六寸小なるは四寸五分厚二寸五六分のものなり箭をうくること五十隻にして胡籙とおなじ胡籙は武備の具と〈軍防令三代實錄〉いへば征戰にも用ひしこと論なし靫は元より征戰の具なることは天照大神の素盞嗚尊にむかはせ給ふとて負はせ給ひ又大伴連の負たるみな戰にのぞめる時のことなり〈倭名類聚鈔靫箙を征戰の具に入しも是故なり〉然るに靫は重く便ならず胡籙は輕く便なれば官私ともに胡籙を用ゆることになりしなるべし

古事記云、故於是速須佐之男命言、然者請天照大御神將罷、乃參上天云々、爾天照大御神聞驚而詔、我那勢命之上來由者、必不善心云々、曾毘羅邇者、負千入之靫、〈訓入云能理〉附五百入之靫云々

日本書紀云始素盞嗚尊昇天之時溟渤以之鼓盪山岳爲之鳴响云々天照大神素知其神暴惡至聞來詣之狀乃勃然而驚曰吾弟之來豈以善意乎云々又背負千箭之靫〈千箭此云知能梨〉與五百箭之靫云々

按に古事記に千入五百入といひ日本書紀に千箭五百箭とあれば一靫に千箭五百箭をいれしごとく聞ゆれどもしかあるにはあらざるべしたゞ大小のふたつありしごとくしらる後世胡籙に十六さし二十四さしといふとはおなじくあるべからざるなり

又云一書高皇產靈尊以眞床覆衾褁天津彥國光彥

同上
同上
灌頂卷所載弦卷

加茂祭繪詞所載弦卷

後三年合戰繪詞所載弦卷

十界繪所載弦卷

前九年繪詞所載弦卷

一谷合戰繪所載弦卷

蒙古襲來繪詞所載弦卷

保元平治合戰繪所載弦卷

新羅三郎簶所付弦卷 所藏未詳

集古十種所載弦卷

鎌倉八幡宮寶物兵庫鏁太刀所用弦卷

多羅技故實所載弦卷

伴大納言繪詞所載弦卷

弦輪の方より卷はじめてうらはずの弦輪の上になるやうにまくべし云々

小笠原備前入道淨元弓禮秘傳書云弦卷をば刀にいれてとむるなり云々

宗賢聞書云弦卷につるまきやうの事まづ元はずよりまくべしかけ候時うらはずよりかけかへ候ためなり弦卷にまきて入候事もうらはずのつるわよりまくべからず本はずのつる輪よりまきはじめてうらはずのつる輪を上になるやうに卷とめているゝなり云々

家中竹馬記云本弭の弦輪よりまきはじめてそのまゝ押入て置なり弦卷付たるをば刀のさやを弦卷へいれてうつぼを付るなりまたまふたきの裏に弦卷の根にしてもいるべしまた弓袋に入たる弓にかけかへの弦をかけそへても持べし云々

小笠原信定多羅技故實云弦卷は箙に添なり弦袋は靭に添べし箙を負ひ候時は弦卷へ腰刀の小尻をさし入候樣に可レ負也

貞昌記云つる卷といふ事は新拾金の龍宮より取て來りし龍のいきのいでたりしをかたどるなりつるまきのなきは生あるものゝ息のなきがごとしされば息のとゞまることなんぞいはゐたらんや玄かる間つるまきなくばわざとして參すべし御判ともに玄かなりつるまきといふは日本の最初に人の息を鶴牧といふ詞不定なりし時いひしかば金圓龍が息をまなびたれば鶴牧と案ず息の字をいきとよむ事は近代の事なり太刀は龍をまねびたるかたちなり

按に此說その據を玄らずといへども日本の最初人の詞のさだまらざりし頃いきをつるまきといひしなどいふこと信じがたきことなり

細川家藏弦卷

古今要覽稿卷第百十三

●器財部

つるまき

つるまきの始定かならず延喜式に纏弦と云ものみゆ今の物と同じきや否知べからず今有ものゝ正しく物にみえたるは聖德太子傳繪加茂祭繪等に弓持たるもの丸き物を胸に當て結びたる有御禊行幸服飾部類に康治元年宇槐記を引瀧口十人表帶を以て左肩より弦卷を胸に當て結ぶと有にて考ふれば彼繪にみえたるものは弦卷なること疑なし京都將軍家の比は藁すべ或は葛にて作れるよし多賀豐後守高忠軍陣聞書いへり是今近江國水口にて作る物と同じかるべき也兵庫式云凡御梓弓一張云々纏弦(ツルマキ)縹幅一條長六尺

按に幅とあれば弦を卷て其上を包むものと聞ゆ然して其弦卷は如何なる形にや未詳

御禊行幸服飾部類云康治元年十月廿六日宇槐記云瀧口調度懸十人云々胡籙如レ常負但以二表帶一自二左肩一弦卷當レ胸結レ之弓左持以二弦方一爲レ表云々

吉部秘訓抄云內裏燒亡時廷尉佐裝束事仁安二九廿七欲レ就レ寢之間南方有レ火之由聞レ之云々先參二殿下一卷纓具二狩胡籙一黑漆弓有二弦卷腰宛等一

庭訓往來六月十一日云抑戰場御進發之事夜前始所レ承也云云次武具事云々弓者云々加二弦卷一畢云々

壒囊抄云尻籠箙弦卷(ツルマキ)弓袋(ツルブクロ)云々

節用集云弦卷 鞬

多賀豐後守高忠軍陣聞書云弦卷は箙の腰皮に付て刀のさやへ引とをして矢をおふなり弦卷の付樣口傳あり

箙の緒に付やうあるをいふなり

大小はこのみによるべきなり中のまるさは刀のさやへくつくつととをるほどにこしらへべきなり弦卷はむかしはわらすべにても玄たるなり近年つゞらにてするを被レ用なり何にてするが本儀とはさだまらざるなり

武田家箙之傳受云弦卷はくろしこれをつくる革はすなはちかけをの革をほそくくけてもちゆるなり云々

伊勢貞孝弓馬私說云弦卷に弦をまきやうの事本はず

弓矢名所之記矢代矢頭名所之圖

用害記所載一手神頭之圖

弓矢名所記所載神動圖

用害記所載神頭之圖

校　正　檜山坦齋源義愼
校正兼鈔錄　池野貞一郎源好謙
圖　畫　本山幾次郎橘正義
大河戸晉平藤原儀成

三輪善太郎三輪正賢
校正兼鈔錄　榊原猪右衞門源長行
校正兼淨寫　山本林藏源清任
志村愛助平知孝
編修兼圖畫　岩崎源三源常正
編修兼淨寫　橋本藤兵衞藤原常彥
編　修　栗原孫之丞源信充
總　判　屋代太郎源弘賢

鹿ハシネクリニテ射ルヲ一興ト申丸物ノ樣ニ神頭ニテ射ハ無念ノ由申也トアレバ草鹿ヲ神頭ニテ射ルハヨカラヌニヤ金磁頭ト云物山州笠城ノ城ニテ足助次郎重範ガ荒尾彌五郎ガ兜ノ眞向ヲ射シ金磁頭ト山門ノ軍ニ本間孫四郎資氏相馬四郎左衛門忠重ガ熊野八庄司ヲ射シ時相馬ガ金磁頭ニテ是モ兜ノ眞向ヲ射シト云太平記其餘ニハ聞エザルモノニヤ今川了俊ノ說ニ神頭ノ形本間樣ヨキナリ他家ノヤウハ神頭ノサキイカリテ見ニクキトアルモ孫四郎資氏ガ流ノ神頭ノ形ナルベシ京都將軍ノ時御成ノ前驅腰差ノ神頭ト云ヲ負コトモ聞エシ云々

愚得隨筆云師傳ニ神頭ハ米加布良ホシカタメ作ルヲ式トス後世ハ木ニテ作ルナリ神ノ代ヨリ有シ物ニテ矢ノ最初ナル故神頭ト書ヨシ傳ヘタリ○愚按ニ吾國ノ古言ニ神頭ト云ベキニアラズ文字ノ渡リシ後ノ名ナリ矢ハ昔ヨリ有シ物ニテ昔ト今ノ名カハリシヤ米加布良ニテ作ルヲ本式トシ異名ヲネナシカブヲト云トアレバ上古ハ是モカブラトイヒシガ和州大安寺神寶神功皇后ノ蕪矢アリソノ形鳴鏑ニシテ目サス角ニテ作レリ異名音ナシ蕪トイフニ合カ

上賢抄所載一手神頭

ぢんどうのなり也地を作りて黒くぬりてらういろをとる也

弓法秘傳聞書所載一手神頭

一手神頭大がた此なりなるべしこしらへやうは前にしるす

犬追物聞書所載神動圖

弓法私書所載神頭圖

弓法秘傳聞書云矢頭の卷所をばかなまきと云なり又云或說につの木とはいはずたゞゑんどうと何れをもいふべきなり

犬追物聞書云神頭の事一手神頭とてくろくぬり篦にはふしかけあるひはのごひ篦にもする秘說の矢にてゑるもの稀なりこれを畧して常には三も五ものごひ篦あるひは野矢にもこしらへ山鳥の羽きじの打尾などをも付候はずばふしはず三ふし羽中あるべし

本朝軍器考云矢頭ハ米加布良ヲホシカラシ作リテ黑漆ニテ塗レルヲ本トス又ハ木ニテモ作ル又鐵ヲモテ作リシコトモ見エタリ（太平記ニ見エシ金磁頭コレナリ）此物ハ古ニ聞エシ大伊多都伎ノ制トゾ覺ユル倭名鈔ノ平題箭ノ下ニ楊雄方言ノ鏃不レ銳者之ヲ平題トイフ郭璞ガ曰ク題ハ頭ノゴトシ今ノ戲射箭ナリトイフヲ引テ和名ハ以太都伎トシルセリ此矢草鹿圓物ナドヲ射ツベキ物ニテ鏃ノ銳カラザル物ナレバ順ノ引シ所方言ノ說ニハ合ヒヌサレド今ノ伊多都伎トイフ物ハ鐵ニテツクレバ矢頭トハ異ナルヤウニハアレドカヽル物イニシヘト名ハ同ジケレドモ實ノ異ナルモ名ハ異ナレド實ハ同ジキモアルコト其例多シ延喜式ニ見エシ所角ノ細伊多都伎角大伊多都伎ナドノ制多カリキ今ノ如ク薄鐵モテ作レルノミヲ伊多都伎トイヒシニハ非ズ又矢頭トカクヨシハ下學集ニ見ユ壒囊抄ニハ磁頭ニ作リ太平記ニハ鎰頭ニ作ル思フニタヾ矢頭ト書シカ據アルニハシカジ神頭トカキテ此矢神代ヨリアル物也ナドイフ說アレドモシカルベキ物ニシルセルコトヲ見ネバイカヾアルベキ本朝軍器考補正云矢頭ハ神頭トモ磁頭トモ書神頭ノ始ハ内裏ニテ犬ノ椽ヘアガリシヲ血ヲコボサズ射殺シテト有シ時雁股ヲ拔テ鞍ノ四方手ニ矢ヲ指入射タリショリ神頭ハ出來ル也四方手ハ昔ハ一文字ニ有シト云（上原高家文明之記）此說ナドハ何ノ時ヲ言シカ磁頭ノ名元弘建武ナドヨリ前ニハ聞エヌモノニヤ然ルニ神頭ハ矢ノ始ニテ神代ヨリ始ル物ト云說モアリサレドモ此說ニ叶ヘルト思フコトハ古キモノニ所見ナシ神頭ハメカブナリイカニモ能干カタメテスルナリ神頭ノ長サ三伏ナリ三所マキテ上ヘミエヌヤウニ地ヲシテ塗カクシ黑ク色ドリテヌルベシ一手神頭ニ用ユル木ハ定マラズ柊フクラ柴ナド用ユ羽ハ眞鳥羽ナリ是ニテモ草鹿圓物鳥兎狸又ハ式ノ狹物ヲ射ルナド云ヘリ（以上高忠聞書）然ルニ了俊ノ大草紙ニハ草

ふなり矢代の神頭との丶字をいれていふべきなりの
の字なければ一手神頭などの類に矢代矢頭とて別に
あるに似たり然るべからざるなり矢代矢頭とて別に
は有べからず

神頭

射御拾遺抄云かねまきといふは神頭などのきは或は
引目のきざみめなどを巻をいふべしまた云ねた巻と
いふはくつ巻の上にまくをいふなり
高忠聞書云神頭はめかぶなりいかにもほしかためて
するなり神頭の長さ三ぶせなり少しきり入て三所巻
て上へみえぬやうに地をしてぬりかくしてくろくら
ういろをとりてぬるべし神頭の形口傳有
扇鏡云四目神頭引目など腰にさすは走羽上になるや
うにこしらゆべし鞭にさしそゆる時もおなじ
高忠聞書別記云神頭にてはうつら圓物草鹿狹物いる
なり
弓馬故實云うつぼの上にさす神頭の事神頭を白くし
て切入てまくその巻目を赤うるしにぬるなり篦は白
篦たるべしこれも羽は眞羽を付べし
的出張記云うはざしのじどうと申べし腰にさしてと
は不申候
又云上ざしのじどうをこがしのにすることなきこと
なり
上賢抄云三神頭の事羽のつけやう外むきを一つ内む
きふたつ付るがよきなり色々にいふ說あれども是が
よきなり
弓法私書云常に矢頭に付べき羽の事雉のうら羽同尾
山鳥のおん鳥のうら羽おなじ引尾つるの本白などを
付べし大鳥羽小鳥羽は本よりのことなるべし
又云常の矢頭も一手神頭を略儀にしたるものなり
又云引目神頭などの切しつめて巻たる所をかね巻と
いふなり云々筈巻などの切入て巻たるはかね巻とは
いふべからず
又云うつぼの上に矢頭をさす數の事一二三五七九十
とさすべし四六八さゝぬことなり二つさす時もむち
をさしそへべきなり只二つばかりはさゝぬことゝい
ふ矢頭きほうともに矢頭同前とこゝろ得べし云々ま
た小者にさゝする時もむちをさしそへてさゝする時
は矢頭二四計さゝせてもくるしからずと云なり六さ
さぬことは當流に無矢とて忌む事なり尤可秘事なり

又云神頭はめかぶなりいかにもほしかためてするなり神頭の長さ三ぶせたるべしめかぶをする子細はわれぬものなりそのゆゑは鹽氣の物なる間うるしひぬものなり故實にする樣ありめかぶをよく煮て鹽氣を出しする樣もあり又神頭形に木をけづりてめかぶの中へ入てほしかためて上をけづりうす〳〵とあるほどにして地を作りてぬるもあり條々口傳有之

又云一手神頭略儀には常のごとく神頭を二所にても一所にても卷て木は柊にてもするなり箙にすげるなり

又云三神頭の事羽の付やう外むきを一つうちむきに付るがよきなり

弓法私書云一手矢頭の事是も筈をぬるべしのごひ箙などは略儀なり筈はぬた筈その上をぬるべし羽は眞鳥羽を付てうるしはぎなり矢頭はめかぶにてするなり長さ三つ指にふとさ○是ほどになりはなつめの先をきりたるやうにするなり上を卷てものをきせて絲めみえぬ樣にくろくぬりてらう色をとるなり矢の節は是も三節羽巾を用ゆるなり四つふし箆もくるしからず四節箆は略儀なり一手神頭をも矢筒に入そへて持べきなり本は矢代にも一手神頭をいだすなり一手神頭一手四目にては草鹿圓物狹物など步立の物をいべきなり常の神頭も一手神頭を略儀に仕たるものなり腰ざしの矢頭矢代神頭などゝて仕やうあるべからず矢代には一手神頭をかた〳〵出すべきなり本より丸物矢頭などゝかりそめにもいふべからず

弓法秘傳書云うつぼ付て上ざし神頭ふたつさゝぬことなり流罪の人に二つさゝせてくだすなり必一手神頭をさゝせて送ると云なり

弓馬三冊云一手神頭の事三つぶせあらめのかぶにてすべし二所二分計づゝ切入まきて上をくろうるしにぬるなり

犬追物聞書云神頭は一手神頭とてくろくぬりのにはふしかけあるひはのごひのにもするなり秘說の矢にてゑるもの稀なり

小的事云矢代には一手神頭の甲矢を用ゆべきなりただし本式はかくのごとくなれども常にはたゞ神頭を用ゆる事くるしからず一手神頭はするやう同物なるによりて射手ことに〳〵一手神頭をいだせば我人の矢代見ゑりがたしあるひはまた常に人矢代神頭とい

鳥羽にてうるしはきにすべし神頭のなりさきふくらに絲目なしにくろくらう色をとりてぬるべし矢筒にこれをいれて丸物は是を以ているなり

岡本記云一手神頭にている物の事まづははさみもの草鹿以下なりまたことのかけ候へばまるものぶりぶりなどをもいべし口傳あり

多賀豊後守高忠聞書云一手神頭のこしらへやうの事篦はさはし篦たるべしふしかけをとりてぬるべしはずはふしはずなり腰卷にうるしをためべし羽は眞鳥羽たるべく候はぎめはくろくぬるべしたゞしこきくりいろなりふしはすげ節を本にすべしすげふしのほとらゐ神頭のすげ際より三つぶせたるべく神動のからを三分ばかりまきてそれをも黒くぬるべしふしは三節篦本なりすげふし一所羽中一所篦中のふし一所以上三所なり如此こしらゆべき事一手神頭の本なりまた四ふし五ふしのにてもくるしからずたゞし略儀なり幾節篦にてもあれすげふし本なり

又云一手神頭をさうにこしらゆる時はのごひ篦にするなりその時ははきめ赤うるしにぬりて絲めばかりはくろくぬるなり是は略儀なり神頭の木はさだまらず柊ふくらしなど用ゆるなり

多賀豊後守高忠聞書別記云一手神頭の事神頭の長さ三つぶせなりまき目二所有べし上へ見えぬやうによきめをぬりかくすなり神頭のなりは引目のかしらをとりのけたるやうにあるべしらういろをとりてぬるべし

弓馬故實云一手神頭のこしらへ樣の事下地はひいらぎまたはよの木にてもするなり三所切入てまきて卷目のみえぬほどくろくゑんにぬるなり又めのかぶにてもするなり

射手方聞書云草鹿にても圓物にても射る神頭の事のごひ篦にてもまたふしかけにてもとりて神頭の絲を絲めのみえぬやうにくろくぬりて眞羽にてはぎてはぎすげはうるしはぎにすべし一手神頭なり大かた的矢のごとし

上賢抄云一手神頭のこしらへやうの事篦はさはしのたるべしふしかけをとりてぬるべしはずは節はずなりかはをのこしてうるしをさすなり羽は眞鳥羽たるべしはぎたる絲をばくろくぬるなり

又云ふしは三ふし篦本なりすげふしを本にすべし

也四ツアルニヨリテ志米トイフ但シ三ツニモスル也クルシカラズサレド略儀也ト見エタレバ四目トカクニハシカジ竹根ニテモ木ニテモ作ル大小マタ定マラズ赤クモ黑クモ漆ニテ塗ル草鹿圓物ナド射ンズルモノナリ思ニ是ハモロコシニイハユル骲箭ノ類ナル也今モ彼國ニテ敎閱ニ記ス木樸頭箭トイフハ骲箭ノ遺制ニテ我國ノ四目ノゴトクナル物ニテアルナリ

本朝軍器考補正云四目トイフ物古クハ聞エズ草鹿圓物ナド射ル物ナリ是等ノ射儀出來シヨリ始リシガ式ノ狹物ヲモ射ル或ハ鳥兎狸ナドノ類ヲイル柊又竹ノ根ニテモ造ル寸ハ三伏ニスサレドモ大小定レルコトモアラズ目ハ四ツ明ル故ニ名トスレドモ略儀ニハ三ツモ穿テリ羽ハ眞鳥羽ヲ用ル由共ニ高忠聞書ニ見エタリ又御狩場ノ御供ノ騎馬シヽヤナグヰノ尻籠ヲ負上矢ニ四目ヲサス羽ハヨリハキナリトモミエシ（三議一統）昔野矢ニ角カブラサスコトノアリシ其角鏑ヲ後世四目ニカエタルニヤ

伊勢家所傳四目

大和流所傳四目

一手神頭　神頭

一手神頭といふは篦口ちいさくさきふときものなり（上賢抄弓法秘傳聞書用害記）たゞ神頭といふは篦口ちいさくしてやがて段々にふくらみをもちまた段々にほそく又さきに至りては一手神頭のごとくなるものなり（弓法私書用害記）また篦口よりさきまでの間に三つ輪の如き段をとりしあり（犬追物聞書）むかしはめかぶにて作りし（上賢抄）されどもめかぶは鹽氣ありて急に干ぬものなればよく煮て鹽氣を出しするもあり又木を神頭なりにけづりてめかぶの中へ入てほしかためてするもありといへり（同上）そのゝち柊ふくら玄はなどを用ひてするともいへり（高忠聞書）

射御拾遺抄云一手神頭の事ふしかけをぬりて眞羽にてうるしはきなり玄んどうのなりさきふくらにいとめなしにくろくらういろをとりてぬるべし矢づゝに入そゆるなり

射御持長記云一手神頭の事ふしかけをとりぬりて眞

しからは白篦ふしをこがす羽はまとり羽いろ絲はきじ節をぬりてうるしはきなるべし羽も羽のおし樣も矢頭に同前是ものごひ篦などは略儀なり筈はぬたはずなりぬたの上をぬるべし四目は長さ三ッぶせなり形を少しつぶらに目は四目が本なり故に四目といふなり柊木にてくりて上を三所卷て上に物をきせてぬりてらう色をとるなり四目からもし三節羽中にそろはざれば羽中ふし本に用ゆるなりこれも四ふし篦は略儀なり又ふしは少のびたるもくるしからず常に略儀に爲たる間四目からの羽も廣くする事は自然笠掛など稽古に射べきためと四目からの羽も矢頭の如くなすべきなりさりながら故實に少し廣くおす事もあり

弓法私書云一手四目の事からの仕樣一手矢頭におなじ節をぬりてうるしはきなるべし

四目

弓法私書云四目は矢頭におなじ儀なりされば草鹿丸物ぶり〳〵などをも四目にても矢頭にてもいる物なりことに草鹿丸物などは四目にて射たるがおもしろきなり四目にても矢頭にているもおなじ儀なり

高忠聞書云四ッ目の寸は三つふさなり目はよつあるべき事本なり四あるによりて四目といふなり但目を三にもするなりくるしからずこれは略儀なり四目には柊よきなり目のうへかしらのくち三所ゑり絲にてまきて卷目のみえぬやうに地をしてらう色を取てくろくぬるなり又さらにこしらゆる時は赤うるしにぬりて卷目ばかりをくろくぬるなりこれは略儀なり又云つねの爲めからは白篦たるべしふしは三節篦羽中を本とすべし羽は眞羽を付べしうるしはきたるべし絲の上をあかうるしにぬるべし色絲にてもはぐなり四目は竹の根にても木にてもすべし何れ共に不定大小もさだまらず赤うるしにもくろくもぬるべしまたこがし篦にもするなり略儀なり

扇鏡云四目神動引目など腰にさすははしり羽上へなるやうにさすべしむちにさしそゆる時もおなじ

又云うづら小鳥はちひさき四目にているなり

上賢抄云爲めの殼を色絲はきにもすると被レ仰候也

本朝軍器考云四目トイフ物壒囊抄ニハ立標トカキタリ是ハ式ニ(延喜式)五月五日ノ競馬ニシメ立ルコトヲ立標トシルセシヲ心得誤リテ此物ノ名ニ取用ヒシニゾ有ベキ中原高忠ガ聞書ニ此物目ハ四ッアルベキ事本

古今要覽稿卷第百十二

●器財部　矢七

一手四目　四目

一手四目といふは柊木にてもほうの木にても作る長さは一寸五分許三所にかね卷をして目三赤うるしにぬるべし黑くぬるもくるしからずと(射御持長記)いへりその四目といふは目四あるによつてなり(上賢抄)さのみふるくは聞えず草鹿圓物など射るものなり(本朝軍器考補正)といふその藝の盛になりし頃より出しならん

射御持長記云一手〆めといひてひいらぎにてもほうの木にても長さ一寸五分ばかり三所にかね卷をして目三赤うるしにぬるべし黑くぬるもくるしからずからはふしかけを取て眞鳥羽にてうるしはきにすべし筈は角はずにてもするなり是をもちて丸物草鹿をいるなり

高忠聞書云一手四目のから前に〆るす一手神動に少もかはるまじきなりふしかけをとりてぬるべしこれもさうにこしらゆる時はのごひ篦にもするなり但神動のからよりは羽たけ少短くて少羽をひろく出すべしこれならではかはることなし

岡本記云一手四目にている物の事圓物ぶり〳〵などなり口傳あり

上賢抄云一手四目のから前に〆るす一手神頭に少もかはるまじきなりふしかけをとりてぬるべしたゞし神動のからよりは羽たけすこし短くて小羽をひろくおすべし是ならではかはるまじきなり

又云四目の寸三ふせなり目よつあるべき事本儀なりたゞし三にもするなり略儀なりくろくぬりてらう色をとるべし

又云〆めといふは目四あるによつて〆めと云なり一手〆めの篦一手神動にかはることなし常の〆めには羽中のふしを本とする一手〆めはすけふしを本とするなりはきめのうるしくろくさすなり〆めは柊ふくら〆はよきなり〆めのかしらと目の上とすげぎはと三所まきて地をつくりてらう色をとるなりねた卷あるべし

多賀豐後守高忠聞書別記云一手〆めは牛の角なるべ

同上口人所造かりまた稱二關白形一

同　一種

○釋名

かりまたの矢　狩俣之矢（カリマタノヤ）

託宣集○按にかりまたのやはかりまた鏃をすげたる故に云かいふなり上矢の鏑にすげ又はかぶらなきにもすげ用ゆるといへども征箭にはすげずといへば此鏃元來征戰の用に作れるものにはあらざるなるべし鳥を射る鏃にクルリといふありそれは刃の平なるものなりけだし刃細きは肉にいりて時によりてはたやすくぬけざることあるべし故にかゝるものを作り出し狩に用ゆる料にせしが俣ある狩箭ゆへ狩俣之箭といひたるなるべし

雁俣

保元物語○按に雁の足に似たるを以ていふといへるはあらぬことなるべし

蟇股（カリマタ）

和漢三才圖會○按に蝦蟇之股に似たる故に云か名付しと寺島良安はいへれどいかゞあるべき

同上關三阿彌兼高所造かりまた

同　一種

同　一種

同　一種

同　一種

同　一種

ふべからず但かぶらをえていたることもあり
弓馬故實云當世かりまたを唯またとばかりいふ事おかしきことなりいふまじきことなり
射手方聞書云かりまたからの事白篦に繼筈なり鷹の鳥を上下にはきて山鳥の尾を兩わきに付さすべし四立たるべし鷹の羽ならば代に眞羽山鳥の尾なくば雉の女鳥の尾たるべく候くつまきねたまきうらはぎもとはぎ何も赤うるしたるべく候
弓法秘傳聞書云雁股からは節をもぬりまたのごひ篦にもするまたは白篦にもするなり

鏃工光重所造かりまた

又云常に人のかりまたにてものをいるをすかりまたにているといふ事あやまりなりかぶら矢をいてその次にやがていたるかりまたをすかりまたといふなり二の矢射たるとはかたるべからずすかりまたを射たると語るべし

同　一種

同上後□人所造かりまた

同　一種

にてまゑん化生の物をば射べきためなりこのなり音におつると仰候

又云かりまたのよつたちをば廣き羽をやり羽と云ちひさき羽を小羽といふなりやり羽には鷹の羽を付小羽には山鳥の尾を付るなり山鳥の羽をば化生のものまゑんの物恐るゝなり

弓馬故實云かりまたからの事白箆たるべし羽は鷹の羽をはしり羽とやり羽に付て小羽に山鳥尾をつくべし

又云かりまたは一つ二つといふなり是も當時は一枚二枚と人ごとにいふはいはれなきことなり

又云かりまたのねた卷の事かぶら卷ともいふねた卷ともいふなり

又云かりまたけんゑりたばさむ事かやうの根は羽の方をもつものなりまと矢またはひやうなどの類は根の方をもつものなり

又云すかりまたといふ事かぶらのある所にての詞なりかぶらのなき所にてはすかりまたと云事なき間いふまじきなり

射手方聞書云鏑矢カリマタカラハ白箆ナリ

又云雁股ニテハ鳥鹿兎ナドヲ射ルコト本ナリ

上賢抄云かりまたからの事云々瓶子形にまくことかりまたに限りたることなりはきいとの如くに赤うるしにぬるべし矢さきのかたへふとき絲にて五卷まく子細はいとふとき間なを〳〵つよくせんがためなりまたこがし箆にもするなりこがす子細は鹿など射たる時よしはやくかけをらさんがためにこがしのにもするなり一段の心得なり

又云かりまたの四つたちの羽の付樣の事はしり羽と小羽と打むき〳〵むかひ合て付なり是秘事の付樣なりかやうに付たる矢は直にふりもせず行なり

又云かりまたからの小羽の事羽さきをば羽に從ひてみじかくきるなり長く切事あるべからず

又云かりまたの手さきを手さきといふはわろきなりてきりといふべきなり

諸書當用抄云鏑ト雁股ト並ベテ有時ハカブラノスガラザルヲバスカリマタト云ナリ別々ニ有時ハ常ノ如ク云ベシ

法量物異本云すかりまたといふはかぶら矢を射てやがているかりまたをいふなりたゞいるかりまたをい

扶遂ヨカシトテ御曹子射給タル鏑モ雁股モ指揚テ見セタリ

岡本記云かりまたを常に人の一まい二まいなどゝ申事わろし一つ二つたるべし

又云すかりまたといふ事常のかりまたの事なりまたかぶらの次にいるかりまたをいふ猶條々口傳あり

又云かりまたからさはしのにする事はこれ玄らのを秘してする心なり本は玄らのなり條々口傳

多賀豐後守高忠聞書云かりまたのからの事前に玄るし置鏑のからに少もかはる事なきなり白箆本なりただしかりまたのからにはくつ卷ねたまきあるべきなりくつまき二ふせねた卷一ふせたるべしたゞしねた卷は一ふせより長く卷たるがよきなり瓶子形中を高く矢さきの方へ五卷くつまきの方へ七卷たるべし如レ此瓶子形にまくことかりまたのからにかぎりたる事なりこと矢瓶子形にまく事あるべからずはきめのごとく赤うるしにぬるべし瓶子形にまくことかぶらをへうしたる儀なり人の玄らざる事なり

又云すかりまたと云事かぶらを射て後やがてかりまたを射るをすかりまたとはいふなりたゞすかりまたといふことはあるまじきなりかぶらを射て二の矢にすかりまたを射てなどゝはいふなりされば跡部孫三郎狐射たるにも肝魂も尾へゆけとかぶらにて耳二のあいをばひかせて二の矢にすかりまたを以て狐の生尾を射切たるなど物語にもかたるなり

又云かりまたたばさむ事はかけとりふせとりなどいふ時にかりまたけん玄りなどを手ばさむなりつかふ時は手をあふのけて以前たばさみたるまゝかりまたの方をつかふべしまたかりまたをたゞ腰にさす時は羽の方を腰にさすなりさてこの矢をつかふときは手のうらを上へなして矢を取てそのまゝつかひて射べきなり

又云征矢にはかりまたをばさゝぬなり

高忠聞書別記云すかりまたといふ事たとへばかぶらをすげぬかりまたをすかりまたといふなり先かぶらを射て後にかりまたを射を此時すかりまたといふべしして惣而狐などのやうなる化生の物をばかぶらにて射るなり惣てまゑんの物化生の物をば引目にてこそいるにかぶらを引目によせている心なり若遠くあらん物などは引目射とゞきがたしさるほどにかぶら

古今要覽稿卷第百十一

●器財部　矢 六

かりまた　狩俣之矢(カリマタノヤ)

かりまたのはじめさだかならず平新皇將門の叛きける時八幡大神の七十計の老翁に現じて藤卷狩俣之矢をはなたせ給ひしが將門の頸にあたりてうたれけるその矢内藏寮御庫に納めらるゝと詫宣集いへば承平の頃にははや出來にけるにや鎭西八郎爲朝の上矢の鏑に手先六寸亘六寸の大かりまたをねぢすげたるよし保元物語いへば保元平治の比ははや盛になりたるなるべし近代にいたりて菊川淸次郎越前櫻根口人(クチウト)などいふものよく此鏃をつくれり和漢三才圖會

公事根源集釋云詫宣集云八幡現二七十許老翁一爲二白髮之體一持二白木之弓一以二藤卷狩俣之矢一立二岡之上一令レ放レ之給時言直者波誰加射曾我禮計利古曾者如レ此言給射レ之坐時(マストキ)中二于將門之頸骨一而被レ伐畢公家爲二累代實物一以二此藤卷片手折御矢一被レ納二內藏寮御庫一者也

保元物語新院御所軍評定云鎭西八郎爲朝云々上矢ノ鏑ハナマ朴ヒイラギナドヲ以テ目ノ上八角ニ押削リ目九ツサシタルニ及一寸手先六寸亘六寸ノ大雁股ヲネヂスゲ三峯ニスリタテ、鎌倉本ニ四峯ニ作ル峯ニモ刃ヲ付タレバ小長刀ヲ二ツ打違テ瓶子二ツ立タルニ異ナラズ

又半井本白河殿攻落云京ヘ上リテ後軍有ベシト聞テ鏑ノ射タキコトモコソアレ野矢一腰尋常ニハクト云條例ノ三年竹ノ節近ナルヲ節計コソゲテ洗モセズ結構シタル條鶴ノ下白ヲ藤ハキニゾハキタリケル鏑ハ朴ノ生木ヲ一昨日切寄タルヲカイソイテ手々ニクレトテクラセタル人ノ墓目ト云ヨリモ猶八寸長ク大ニ目九ツサシテ目柱ニハ角ヲゾシケルカ子卷ニ漆一ハケ夜部指タルガ能モヒヌニ手サキ六寸口六寸ナイハ八寸ノ大雁股ヲネヂスケテ峯ニモ能程刃ヲ附タレバ小キ手鉾ヲ二ツ打違ヘタル樣也筈ヨリ下ナガラヨリ上十束ネタゲニ鏑ノ上ヘカラト引掛テ腰ノ骨射切トヒヤウト放タリケレバ長鳴シテ御所中ヲ響ク五六段許ニ控ヘタル景義ガ膝節ヲ片手切ニ射切鐙ノ力革ミツヲ皮馬ノ折骨二ツヲ射切馬ノ腹ヲアナタヘ徹リテ門柱ニゾ立ニケル云々景義ガ鎧ノ袖ニ取附是迄助タルニ

ま蝦蟇の目に似たればやがて名付たるなり蟇は神通の有蟲なればそれにかたどりて名付しなどいふむづかしきことには非ず外にもひきはたのごときたゞ似たるをもて名付しのみ古のさまはみなしかなりとおもふべしたゞし是は用をもて體に名付て蟇目は矢鏃の名なるを後世は射法の名とせしものなり實は蟇目の鏑箭といふべきを蟇目鏑といひまた略して引目とのみいへり

按に近藤壽俊の説によれるなれども誤なり

美人草云引目の事目は九目なり目の上一所目の下一所篦口一處以上三所しつめて卷てまき目のみえぬやうに布をきせて地をして黑漆にてぬりてらう色をとるべし引目の寸は四寸なりかねのさだめたゞしむかしより四寸とはさだめ置れたれども大小の事は弓力によりてもすべしすこしのよりのきくるしからずまた目を七目にもするなりたゞし略儀なり

按に蟇目くろくぬるは略儀のよし高忠聞書犬追物方聞書等にみゆれば美人草の説はうけがたし寸法もまた元よりさだまれることはなきなり

三議一統云引目をしねくりと申はしねといふ鼠は蘆の根をこのみて喰なりかのしねのころ引目のごとくなる故にしねくりとは引目の異名なり

按にシネといふ鼠の口に似たればしねくりといふよし岡本記に見えたりしねと云鼠もいまだ詳かならざれどもしかいはゞ猶きこゆべきをシネクリといひしはあやまりつたへしものなりしかのみならずしねくりは引目にあらずをのづから別物なり

壽俊答云ひきめの事さだかならずと云ども按ずるに大小によりて名目はかはるべき事なり既に大きらかなるをヒキメといひ少きをカブラといふ保元物語半井本に爲朝家季を招きやつばらを蟇目にて射ばやとおもふはいかゞ左候なんと申と有又同記に凡門々にはひきめの音矢呌の音ひまなしなどゝみえたり是ら皆かぶら矢の事なれどその大なるをいひし詞なり

按に半井本保元物語に鏑は朴ノ生木ヲ一昨日切寄タルヲカキソイテ手々ニクレトテクラセタル人ノ蟇目ト云ヨリモ猶八寸長クとあり蟇目といふものより大きくといふのみにて大きなるをヒキメといへるにはあらざるなり又今昔物語に源頼光朝臣狐を射給ひし時狐の胸に射充つれば狐轉びて池に落入といひ著聞集に宗任の犬を射たるにけい／＼と鳴てはしるといへば蟇目には鏃なきものなること自ら志られたり然るに爲朝の射しは雁股をすげたる矢なれば全く別物なり

又云元文五年夏五月宵闇の時端居す庭の叢志げりたるもとへ大なる蝦蟆來りて一聲鳴しを聞にヒキメの響く音にすこしも異ならず一聲づゝ三度まで鳴しをきゝてヒキメの名を發明せりさらば蟇の鳴聲が鳴鏑の目より出る故蟇目と云事なるべし

按に蟇の鳴聲によりてヒキメと名付しといふことは射御持長記に出たれば應永の比よりいへることなるべしされども蟇の鳴聲に似たるもの故ならばヒキメといふは聞えずヒキネといふべきなり然るをふるくよりヒキメといへるによれば蟇の鳴音によりしにはあらざるなるべし又蟇の鳴聲も所によりてかはるにや今はヒキメに似たる蟇の鳴聲有ともきこえず

類聚名物考弓矢云蟇目ひきめ響目異名　志ねくり案に流鏑の穴の蟇の目に似たれば名付といふ故は抱朴子云蟾蜍千歳頭上有レ角腹下丹書名曰二肉芝一能食二山精一人得食レ之可レ仙術家取用以起レ霧祈レ雨辟レ兵解レ縛今有技者聚レ蟾爲レ戲能聽二指使一物性有レ靈於レ此可レ推本草綱目引之とみえたり辟レ兵解レ縛と云によつてその精靈を假用ゆるなり

按に辟レ兵解レ縛の事あるを以て用ゆると云は更に信じがたき説なり

又云ひきめ蟇目引目曳目おもふに此箭の根の穴のさ

四十七番　右弓取

をしはかるこあてだになし夜引目の
いるかた暗き月のあたりは

○釋名

萬葉集卷第九
木國之昔弓雄之(キノクニノムカシユミヲノ)響矢(ナルヤ)用鹿取靡(モテシカトリナビク)坂上爾(サカノヘニ)曾(ゾ)安留(アル)

ひきめ

今昔物語保元物語○本朝軍器考補正云萬葉集ニ響(ナル)矢(ヤ)又比米加夫良ト書タルヲ仙覺法師ガカブラ又ヒメカブラト點ゼシニ類聚萬葉ニ響矢ヲナルヤト點ゼラレシニテ思ヘバ響矢ト云ハ若今ノ蟇目ノコトカモ知ベカラズ又此矢ヲヒキメト云コト矢ノ鳴ル音蝦蟆ノナク聲ニ似タレバ名付ヨシアレド犬秘抄シカアルベシトモ思ハレズ君美ノ考ニハ其形ノ蝦蟆ノ目ニ似タレバカクハ名付シト云ヘルモ又如何アルベキ是ハ穿ツ處ノ目ニ風ノフレテ響キナレバヒビキ目ト云言ヲ略シテヒキ目ト云シナルベシといへり此説玄かるべし○本朝軍器考云蟇目トイフコトハ其形ノ蝦蟆ノ目ニ似タレバカクハ名付シタトヘバツクリ皮ノ皺メルガ蝦蟆ノ背ニ似タレバ比木波太ト云ガ如シ此矢ノ鳴音蝦蟇ノ鳴聲ニ似タレバカク名付此事深キ義アリナド云コトハ心得ラレズ昔人ノ物名ツケシコト安カラズシテ又ムヅカシカラズ此物ハ異名ヲ志禰久利トイフ事ハ志禰トイフ鼠ハ蘆根クフ物ナリ其聲此矢ノ鳴ル音ニ似タルガ故ニカクモイフ也ナドイフ説ノアレバ三議一統蟇目トイフニ其聲ニトレルナド云シニヤとあれども蟇目の形は蝦蟇の目に似たりともいひがたく此矢のなる音蝦蟆のなく聲に似たりともいふべからずまた玄ねといふ鼠ありといへども新撰字鏡和名鈔以下更にその名をのせざれば玄かあるべしともおもはれず

蟇目
保元物語東鑑

引目
射御持長記岡本記高忠聞書扇鏡

曳目
犬追物方聞書

○正誤

安多武久路云或人問云抑引目といふ名目の義理有哉

犬追物聞書所載蟇目

山城國靜原二宮山王社寶藏蟇目
長一尺二寸　圍九寸六分

重四十錢

下野國那須溫泉權現寶藏蟇目相傳與市資隆矢〇大如レ圖

同上

ソコ

七十一番職人盡所載蟇目くり

〇和歌

一尺にあまる御ひきめはくりにくゝてはかゆかぬ

七十一番職人盡歌合
五十五番　　左　ひきめくり

くりかんなかた入ちたるやぶれめの
そのまゝにすむ引目やの月

又云曳目一束とは廿なり一こしとは四なりまた一束也
のからをくろ皮にて結べし革の廣ささだまらずまた
ふすべ革にても結なり略儀なりたゞしくるしからず
此皮を矢ゆひといふ
又云つくろひ曳目とは赤うるし曳目の事なり飯沼兄
弟の射手物語にもつくろひ曳目少々まぜとあり
又云公方樣の御曳目は黑も赤うるしにてぬりて上を
黃なるすゞしの絲にて筒をまかれ候なり頭二所のく
ちはゑり絲筒卷はかたて絲なり色おなじまた御曳目
の頭に角にて菊の花の形をほり入られたるも候ひし
常德院殿御時この分細川淡路殿調進御犬の度ごとに
二束づゝ調進つかまつり候
本朝軍器考云蟇目古ノ物今モ世ニ遺リシハ靜原二宮
ノ神寶ニアル天武天皇ノ內庫ノ物也ト云フモノ其長
サ一尺二寸桐木ヲ以テ作リテ胴ニハ竹ヲフセテ胴卷
セリ其餘ハ今ノ制ニカハレリトモ見エズ別に圖あり
本朝軍器考補正云蟇目ト云モノ上代ニハ聞エザレド
モ靜原ノ二宮ノ神寶ニ天武天皇ノ御蟇目アレバ上代
ヨリアリシコトマガフベカラズ云々
此蟇目又品一ニアラズ笠懸蟇目犬射蟇目產所蟇目等

弓矢名所記所載引目名處圖

弓法私書所載蟇目

尾張國熱田八劍宮寶藏蟇目圖大如

なきてはしる云々

射御持長記云引目根本はひきがへるの鳴聲を表したり依てひきがへるの目ともかけり寸法弓によるべし云々一腰といふはよつなり一束といふは廿の事なりくろ革にてゆふべし是を矢ゆひと云長さ廣さ不定ゆがけを鞭の緒に結付て引目の中にさすべし射手具足になはするには矢ゆひの下をあふこをとをしてむかはぎを左皮の上へ毛をかさねて二つに折てあふこにかけて荷なはすべし重ねて置時はかりそめにも左皮を上に置なり是等は不レ及レ注候といへどもかりそめにも物の次第の違事みにくきあひだ懇に記せり

岡本記云引目一束とは廿の事なり引目一腰とはよつの事なり引目すかり候はずばたゞ一束の分と申なり同から廿ありともこれも一束の分たるべしたゞ一束と申はひきめからすかりての事なり第一の口傳なり同一こしもからすかり候はでは申がたく候

射御拾遺抄云かね卷とは玄んとうなどのきは引目のきざみめなどをまくをいふべし

多賀豐後守高忠聞書云引目の本說のこと別紙に注置なり笠掛は賴朝の御代より射はじめらるゝなり犬追物は先代の時より射はじめられたりその後餘りに引目もこぼれ箆も折るゝ間大儀たる由皆々申合箆も玄らのになり引目もくろく草になされたり引目赤うるし本なり笠掛引目にて射はじめられたるにより赤うるし本なり

又引目のとうまきよりこなたをば箆くちの方と申なり

扇鏡云引目四を一腰といふ事はむかしさして繩へ打よせて一つぬきいだしてもつなり此故に四を一腰と云當時ははじめより一つは手にもつなりまた五こしを一束といふことは云付たる儀なり

犬追物方聞書云曳目のなりは筒ぶとなるが見たるもよきなり同たけ長きは弱弓にてはならずまたあまりつまりたるもならぬものなり筒卷の事五所なるべし筒卷はひろく頭の方はせばかるべし大かた繪圖にあり

又云曳目のぬりいろ光りいろのあるはわろしかはき色なるがよきなりうるしにはこべの玄るにごり酒をまぜてぬるべしはいすみ入べしまた赤うるしにもぬるなり

古今要覽稿卷第百十

●器財部　矢五

ひきめ

ひきめのはじめさだかならず山城國靜原二宮山王寶藏に天武天皇の御物つたはれり眞物を見ざればさだかに當時の器なるや知がたけれども筑後守君美の見し比よりゑか傳へしなるをみれば強に後世のさかしらともいひがたきにや實にかの御物ならんには猶それよりさきに出來しものなるべし然れども書にあらはれしは源賴光朝臣一條院御宇に春宮御所にて狐いられしや始めならん今昔物語たゞしその墓目も御物なりし由いへばそれより前に行はれしことは論なき也

今昔物語春宮大進源賴光朝臣射狐語云今昔三條院ノ天皇ノ春宮ニテ御坐ケル時東三條ニ御坐ケルニ寢殿ノ南面ニ春宮行カセ給ヒケルニ西ノ透渡殿ニ殿上人二三人許候ケリ而ル間辰巳ノ方ナル御堂ノ西ノ檐ニ狐ノ出來テ臥シ丸ビテ臥セリケルニ源賴光朝臣ノ春宮大進ニテ候ケルニ云々御弓トヒキメトヲ給ヒテ彼辰巳ノ檐ニアル狐射ヨト仰給ケレバ云々若ク候ヒシ時自然ラ鹿ナドニ罷合テ墓々シカラネドモ射候ヒシヲ今ハ絕テ然ルコトモ不レ仕候ハネバ云々遠キ物ハヒキメハ重ク候フ征箭シテコソ射候ヘ云々

保元物語白河殿攻落事云鎭西八郎云々目九ツサシタル鏑ノメハシラニハ角ヲ立風返シ厚ククラセテ金卷ニ朱サシタルガ普通ノ墓目程ナルニ手先六寸シノギヲ立テ前一寸ニハ峯ニモ及ヲゾ附タリケル云々

又半井本云爲朝家季ヲ招坂東ノ者ニ手ナミ見スルコトハ是ガ始メ征矢トカリヤノ物ヲ徹スハ常ノコトナリキヤツ原ヲ墓目ニテ射バヤト思フハ如何云々鏑ハ朴ノ生木ヲ人ノ墓目ト云ヨリモ猶八寸長ク大ニ目九ツサシテ

古今著聞集云義家朝臣宗任ばかりを具して女の許へ行たりけり云々強盜數十人きほひ來にけり門の前によりそばひて有火をともしたるかげより見れば三十人ばかり有宗任いかゞはからふべきとおもひたるに中門の下より犬一疋はしり出てほえけるを宗任ちいさき引目をもて射たりけるに犬いられてけい〳〵と

へりこれ八幡太郎義家朝臣奥州合戰の時にさだめ給ひしといふによればいと古きことなり保元合戰の時鎭西八郎爲朝生朴柊ナマホウなどにて作り目九つさし鏃には大かりまたをすげたりし保元物語といふこと八幡殿の先蹤を追はれしにやあらん

義貞記云兵具事云々上矢ノ鏑竹ノ根ヲ式トス又一説ニハ柊

一本榕一本楮に作る榕は字鏡集にヒラキとよみたれば柊と同じ楮はカツと音のみ注して訓をのせず恐くは榕の誤にや

トモ云羽ハ中白一説ニハ鵃ノ羽一ヲバ鵠ノ羽トモ云ヘリ大將軍ハ四ツ五ツ侍ハ二指ナリ云々八幡殿奥州合戰ノ時被レ定之畢云々

保元物語京師本白河殿攻落事云爲朝哀射ヨゲナル物哉云々又上矢ノ鏑ヲハゲ替テ須藤九郎ニ是ヲ見ヨ中差ニテ下野殿ヲ射落シ奉ラント思ヘドモ旁存ズル旨アレバ差置ナリ云々

又山岡本云上矢の鏑は生朴柊など以て目の上八角に押けづり目九つさしたるに及一寸手先六寸わたり六寸の大かりまたをねぢすげ三峯にすり立て峯にも及を付たれば小長刀をふたつ打違て瓶子に立たるにことならず幹は白箆に山鳥の鴾の霜ふりを合せはぎに本四立にしてはぎたり廿四指たる箙に此鏑四筋さしそへたり

太平記本間孫四郎遠矢條云上差ノ流鏑矢ヲ拔テ羽ノスコシ廣ガリケルヲ鞍ノ前輪ニ當テカキ直シ二所藤ノ弓ノ握ブトナルニ取ソヘ小松蔭ニ馬ヲ打寄テ浪ノ上ナル鳴ノ己ガ影ニテ魚ヲ驚カシ飛サガル程ヲゾ待タリケル云々

下野國那須溫泉權現寶藏上差鏑傳云與市宗高物

なるべし

鏑

和名類聚鈔引ニ唐韻ー○康熙字典引ニ廣韻集韻ー和名鈔引所乃唐韻射鳥矢名也と見えしは脱字にて伊呂波抄に乘レ舟射ニ水鳥ー之矢也とみえたるは全文なり舟に乘て射る矢なれば會意にて鏑字を作しなるべし亦舷に作れるは變體なり

舷

字鏡抄鏑舷同伊呂波字類抄亦作レ舷

船のかぶら

本間流的之次第

舟鏑

小笠原弓法書

目無鏑

本間流聞書小笠原弓法書○クルリならで目無鏑と云も有よし大和流にいへり

水鏑

常のクルリ也大和流弓道書

田鏑

地紙形の鏃をすげたるをいふ同上

ぐゝり神頭

[illegible]關作次郎義標書之鏑矢之事目無鏑ともいふ又クヽリ神頭ともいふ

○正誤

一關藩士武士孫八豐功古鏑記云蓋此鏑也和州人日置彈正忠豐秀者造ニ制之ー以ニ明應九年庚申正月十九日ー於ニ江州蒲生河森之郷ー傳ニ之於吉田上野介者ー是其權輿也射ニ其禽於深水之中ー以下所レ象ニ朏影ー之鏃上碎ニ其骨ー有ニ受レ鏃之床ー而浮ニ其箭ー故無ニ失箭之費ー其利多云爾豐秀屢所レ試而制ニ作之ー記傳尤多也而今也不レ贅ニ於茲ー矣

今所レ傳之鏑也宗蕃屋崎隼人豐宣者效ニ豐秀所レ制而作レ之以傳ニ松本兵左衛門尉豐道ー豐道傳ニ之於齋藤次郎助豐脇ー豐脇傳ニ之於曩祖武士孫八豐直ー今也至ニ豐功ニ繼レ業相傳三世矣屋崎豐宣距ニ于今ー上凡百七十年云于時文化十歳次癸酉仲夏日

弘賢曰明應九年日置彈正傳ふる所をもつて其權輿也と記せしは上に引所の諸説をえらざりしにや

上さしのかぶら

上さしのかぶらは竹の根あるひは栘を用ゆと義貞記い

又地之卷云諸鳥ヲ射ル事鳥ヲ射ニハ野指鏑又ハ鴈股ニテ可レ射也征矢ニテ射ルコトモ時ニヨルベシ云々水鳥ヲ射ルニハクルリヲ以テ可射ケリ水クルリト云ナリ

英繁曰クルリの射やうは水際を羽うつやうに射るゆゑ鳥群居の中へ射こめば必中るといへり

享保年所用

是は土井主稅利往の祖父御供弓はじまりし頃用たるものとてその家に傳へし所なり

多羅枝古實所載クルリ

大和流弓道天之卷所載鏃

水鏑

田鏑

陸奥國一關所用

かぶらは黑漆長さ二寸圍二寸三分羽は三五

筑後國柳川所用

かぶら染塗長さ一寸七分圍二寸八分餘桐をもつて作白鳥羽四立

○和歌

夫木和歌集卷第三十三

家集寄水鳥戀　源仲正

我こひはくるりいなかず川のせにたちぬる鳥のあとはかもなし

○釋名

久流利

和名類聚鈔

くるり

源仲正歌古今著聞集○按にくるりとは鏃をゆるくすげて水にあたればくるりとまはる故に名付し名

れけるにや享保の御時に御供弓の者はくるり持べきよし仰出されて再興有しをその丶ちまた絶て今は志る人もまれなり陸奥筑後肥後等の國には今も現在せり猶他國にもあるべきなり

伊呂波字類抄云𥏐クルリ俗人乘レ舟射ニ水鳥ニ之矢也亦作レ舼

弘賢曰この書は壽永頃のものなり引所の文出所いまだ考ずといへども俗人といへるによれば佛書なるべき歟よりて惠琳音義を閲するに舼の字を収めず猶考べきなり

倭名類聚鈔(畋獵具)云𥏐唐韻云𥏐(張留反漢語抄云久流利)射鳥矢名也

弘賢曰伊呂波字類抄によれば唐韻の文脫字あるべし

古今著聞集云みちの國田村の郷の住人馬允なにがしとかやいふおのこたかをつかひけるが鳥を得ずしてむなしくかへりけるにあかぬまといふ所にをし鳥一つがひゐたりけるをくるりをもちて討たりければあやまたずおとりにあたりてけり

多羅枝古實(小笠原信定記)云水鳥ナドヲ射ルニ用ル也カラハ塗箆ニシテ目ニ漆ヲタメベシ漆矧也羽ハ雁白鳥ナド也桐ニテ作リヌルベシ

多賀豐後守高忠聞書別記云うつぼの中に遠矢くるりなどさし添は羽のかたを下へなしさかさまにさすべし自然の時ぬきちがへまじきためなり

弓法秘傳聞書云くるりの事あながちこしらへ樣とて本義にはさのみなし何ともこしらへ水鳥の射よきやうに分別すべし

本間流聞書云くるりは三立水鳥の羽にて志ぶうるしにてはぐべしもとぶとなるうきすの箆を用ゆべし

同的之次第云船のかぶらといふはくるりなり𥏐箭と書目なしかぶらともいふなり

弓法書云𥏐舟鏑といふはくるりの事なり目無鏑ともいふ

日置流射的書云水鳥ハクルリニテイルモノ也是モ二三尺モサゲ弓ヲフセテイルモノ也

大和流弓道天之卷(森川香山相傳)云舼先之事是は水鳥を射るクルリの先にうつ根なり三ケ月形と扇の地紙形とにするなり水クルリ田クルリの別なり

岡本平三郎英繁曰地紙形にするは田あしへ射つけまじきためなり

古今要覽稿卷第百九

●器財部　矢四

音なし鏑　目なし鏑　角鏑

音なし鏑は目なしかぶらともいへり類聚名物考南都大安寺に神功皇后の御矢とてつたへたるもの其形は鳴鏑のごとくにして目をさゝず角にて作れりまた角鏑といふなり

類聚名物考云無音鏑ねなしかぶら是は目無鏑とおなじ物なり目なければならす音の無は目のなければなり一物兩名と云るべし小笠原弓法次第拔書に音無鏑といふ事山鳥の羽にてはぎ柊にて神頭をして上を二巻まきて一つもつことありこれを音なし鏑といふ案に南部の大安寺寶物に神功皇后の御矢とて二本ありその形を鳴鏑のごとくにして目をさゝず角にてつくりたるものにて鏃もつねのかりまたにはあらず是等も角かぶらとも目なし鏑ともいふべきものなり

上原豐前守高忠弓矢細工之書云矢入には目無かぶらをいるなりその時はとびの羽をもちゆるなり小羽は山鳥なり

大和國大安寺寶物鏑傳云神功皇后御物

鏑角

○和歌

新撰六帖　矢　前藤大納言爲家卿

老ぬれば野矢にさすてふ角かぶらさう〴〵しくぞはや成にけり

くるり　舟かぶら

くるりは西土製作の物にて舟より水鳥をいる矢なりされども鈎字說文玉篇等に見えずして唐韻にはじめてみえたれば李唐の代におこりしものにや皇國にては和名類聚鈔より所見あればそのまへよりや傳はりぬらんその製作は小笠原信定の多羅枝古實にくはしくみえたり此矢近世までも用たれど今は絶て他國にのみ殘れり

京都將軍家の頃までは行はれしがいつのほどに廢

卒にて勇猛にむかへていへるなり萬葉集抄に墓目鏑といひ鳴聲によりていふも穏當ならず草木に姫といふは皆少の事也云々今按にめかぶらは海松の株にて作る鏑なり

按に女軍をめいくさといふによらばめかぶらといふべきにしかいはでひめかぶらといふを以て考ふればめゝしき義をもていへるともいひがたし又めかぶらにて作るは矢頭といふものにてかぶらとは自別なればいかゞあるべき

愚得隨筆云愚按ニヒメハ少サキコト歟少シキ蕪ナルベシ

按に前にいへるがごとし

ひめかぶら

ひめかぶらは鹿を射るかぶらなり（萬葉集）小鏑をいふと（類聚名物考）いひまたは樋をゑりたる鏑にてあらんと（萬葉畧解）いへども共にうけがたしあるひは墓目かぶらならんと（同上）もいへり共にうけがたし

萬葉集乞食者詠云伊刀古名兄乃君云々四月與五月間爾藥獵仕流時爾足引乃此片山爾二立伊智比何本爾梓弓八多婆佐彌比米加夫良八多婆左彌宍待跡吾居時爾佐男鹿乃來立來嘆久云々

右歌一首爲ㇾ鹿述ㇾ痛作ㇾ之也

伊勢家傳來ひめかぶら圖　同上後

朱

同上一種　同上後

○正誤

萬葉集略解云ひめかぶらはひきめ鏑の略か和名鈔鳴箭云々八目鏑（夜豆女加布良）又大神宮式に姫靫蒲靫革靫ありて姫靫は小さくかざりうつくしくせるものと見ゆればと比米かぶらも小なるをいふかと翁の說なり宣長云ひめかぶらは樋目鏑にてかぶらに樋をゑりたるなりといへり考べし

按にひきめ鏑といふは抄の說なりといへどもうけがたし天武天皇の御墓目今につたはれるをみるに今制のものとさのみかはれる所もみえずかぶらは聖德太子の物今につたはれり二つを合せ考ふるにひきめかぶらといふべきことゝもおもはれずまた翁の說とあげたるは加茂眞淵が說なれども太神宮式の姫靫蒲靫などいふものは小さくかざりもうつくしきものにあらず然らば小さくかざりうつくしきかぶら矢ならんといふはうけがたしまた樋目といへるは更に證據もなき說にしていふにたらざるなり

類聚名物考云女云ひめかぶら小鏑海松鏑今按にひめかぶらは小鏑なり大雄にむかへて小雌の意にてひめかぶらといふ女鏑はめかぶら共云べし神代紀に女軍といふをめいくさと訓しも女婦にはあらで弱少の軍

をよめり又云野王案角獸頭上出骨也有レ枝曰レ觡無レ枝曰レ角唐韻云觘和名沼太又觳字音旨善反上聲角上波皮也と見えたりしかれば觘をぬたと訓て皮目の事なり波皮とは波文のごとくしほの入しをいふなりぬたとは野膚の略言なるべし石のいまだ琢磨をへざる自然のはたのまゝを野膚といふのとぬと通音すればかく云なるべし

本朝軍器考補正云奴多目鳴鏑ハ高忠ノ說神事ノ流鏑馬ニモツパラ用フルトアル古モカクヤアリシ上矢ノ鏑ニセシコトハ聞エズ八島ニテ那須與市宗高奴多目ニテ射シモ征戰ノ中ナレドモ源平ノ勝負ヲ占ナフ扇ノ的ナレバ兵ハ不祥ノ凶禮ナレドモ吉禮ヲ用テ薄紅ノ鉢卷ニ奴多目ノ鏑ニテハ射シニヤ尋常ノコトナラヌ故平家物語ニアゲ記サレタレドモ上矢トハナクサシ添タル奴多目ノ鏑トハ見エタリ又角鳴鏑トハヌタメノナキヲ云ニヤ爲家卿ノ歌ニオイヌレバ野矢ニサステフ角カブラト見エタレバ新撰六帖是ハ狩獵ノ場ニ用ル物ニヤ此卿ノ父京極黄門ハ弓馬ノ道ニモ堪能ナリシトイヘバ聞傳ヘラレシコトアリテカクハ讀レシナルベシ

狩詞記所載ぬためかぶら

同上後

吉田八左衛門作ぬためかぶら

同上後

同上一種

同上後

同上一種

同上後

石野竹林作ぬためかぶら

同上後

古今要覽稿卷第百八

●器財部　矢三

ぬためのかぶら

ぬためのかぶらは鹿角にて作り三方にぬたをのこしたるをいふぬたとは角の上の波皮なり和名類聚鈔はじめて物にみえたるは讚岐國屋島にて那須與市が射たるにや平家物語源平盛衰記あらん

平家物語云與市ソノ頃ハイマダ廿バカリノ男ナリ云云廿四指タル切生ノ矢負ウスキリフニ鷹ノ羽ワリ合テ矧タリケルヌタメノ鏑ヲゾ差タリケル源平盛衰記亦同じ

射御拾遺抄云かぶらは長さ三ぶせ目四つぬためなるべし云々

射御持長記云かぶらの長さ三ぶせ目よつぬため本なるべし云々

多賀豐後守高忠聞書云かぶらの長さ三ぶせなり目はふたつ目なり鹿の角にてつくりて三方にぬたを殘すべし是は當流のかぶらの本なり

上賢抄云かぶらの長さ三ぶせ目はむかしは八五にも三にもえたるなり今は目ふたつなりかぶらは鹿のつのをかたにぬたをのこしてするなり云々

弓法私書云かぶらは鹿角にてぬためかぶら本なり

本朝軍器考云奴多米鳴鏑トイフハ鹿角ニテ作リ三方ニヌタヲ殘シ目ハ二ツヲ本トストイフ讚岐國屋島ニテ那須與市宗高ガ扇射タリシ矢此物ナリ

平家物語ニ見エシ所ナリ盛衰記ニハヌタメノ由ミエズ

今モソノ子孫ノ家ニハ傳ヘラレケメ文字ハ滑田目(ヌタメ)ナドカクニヤ正シキ文字ハアラザルニコソコレヲ作ラムヤウハ故實ナルベシ

後ニ順ノ倭名鈔ヲ考フルニ廣韻ヲ引キテ䚡ハ角上ノ波皮也和名沼太トミエタリサラバ䚡目鏑トカクベキニヤ

類聚名物考云ぬための鏑䚡目鏑或說にぬためのかぶらとは角にてつくれる鏑の皮目をすこしのこしてあるをいふとなり䚡は和名鈔に奴太とよめり

又云案にぬためのかぶらとは鹿の角にて作りて上皮のはだをのこす故にこの名ありぬたとは和名鈔䚡字

源平盛衰記

上ざしのかぶら

太平記

響矢（ナルヤ）

萬葉集

なるや

藻鹽草○かぶら矢なりと見えたり

同後　尾張國熱田神社寶物鳴鏑　同後

三ツガ内一ツハ目少下ル　小口ヨリ見タル圖

出雲國大社寶藏鳴鏑　同上

○釋名

かぶら

古事記日本書紀○按に蕪根に似たればしか名付たるならんといひまたはめかぶらにてつくりつればいふといへる共にうけがたし神頭をばめかぶらにてつくること有といへどもかぶらをめかぶらにてつくること有といへどもかぶらをめかぶらにてつくれることは古書に見えざるなり本居宣長雷に似たればナリカミブリヤなりといふもいかゞあらん栗原信充按にカブといふは丸き物の古言としらる冑をカブトといふも蕪根をカブといふも同じ義なるべし手を拳りたる形のまるければカブシといへるがカコ通じてコブシといふまた同意なり然らば此カブラもカブガラにてカブは丸き意カラは幹の義なりけんが呼にはたゞカブラといふにや

鳴鏑

　古事記

鏑（ナリカブラ）

　字鏡

八目鳴鏑（ヤツメカブラ）

日本書紀○按に日本書紀纂疏に八目者鏑有二八竅一とみえたり

眇目鏑（ヌタメノカブラ）

　平家物語高忠聞書

角（ツノ）かぶら

　新撰六帖

ひめかぶら

　萬葉集

舟かぶら

　小笠原家弓法書○クルリの事也といへり

三目かぶら

神地神カヽル深キ義ヲモテ各々此物ツクリ出シ給ヘルモイブカシ但天神ノ副持ラレシハ八目鳴鏑ト見エタリ地神ノ取得給ヒシハタヾ鳴鏑トノミアレバ其目ノ數ハシラズ思ニ此物作出サレシ始タヾ其鳴コトアランガタメニ其竅ヲバ開カレタリケメ八ツトイフ事ハ凡ハ神代ニ用給ヘル數ナレバカクハイヒケルナルベシ今モ鳴鏑ニ目ヲサス事二ツモ三ツモ四ツモ五ツモサス定マレル數アルニモアラズ鎭西八郎爲朝ノ鳴鏑ニハ目九ツサヽレシコトモ保元物語ニハ見エタリキ殊ニハ又音ト云コトハ陰陽ヲ合セシ義也ナドイフ說ハ誤レルコトニヤ於登トイフ詞ハ我國ノ語ナリ音トイフ字ハ秦漢ノ隷書也今ノ楷字ハ應神天皇ノ御代ニ百濟ヨリ經典ナド獻ラセシ時ニコソ此國ニハ傳ヘタレ人皇十六代ノ朝廷ニ始テ傳ヘタラム文字ノ八十萬歲ノサキニ天地ノ神ノシロシメサレテ其字ノ義ニヨリテ此物作リ出サセ給ヒシトイフコトヤ有ベキ又說文ヲ考ルニ音ノ字立ノ字ニ从ベルニモアラズ又日ノ字ニ从ベルニモ非ズ凡我國ノ俗古ヨリ言傳ヘシ所カヽル事ドモ多シ能々心得ベキ事アリ古ノ鳴鏑ノ今モ世ニ遺レル物トモ見ルニ及ビシ處ハ天王寺寶藏ニアル處ノ上宮太子ノ鳴鏑矢一筋法隆寺寶藏ニアル處ノ上宮太子ノ鳴鏑矢一筋東大寺正倉院ニアル處ノ聖武天皇ノ御鳴鏑矢二筋アリ其形ヲノ〳〵近世ノ制、ハ同ジカラズ上宮太子ノ矢ニハ目六ツト七ツトサニレタリ聖武天皇ノ御矢ニハ其目八ツト六ツトサヽレタルナリ大安寺ノ神寶神功皇后ノ御矢ト云物ニ其形ハ鳴鏑ノ如クニシテ目サヽヌヲ角ニテ作ラレシ一筋アリキ是等ノ制別ニ圖ス世ニ相傳フル處此物ノ制羽ハゲニモ篦コシラエムニモ各故實アリトモ云フナリ此矢ヲ以テ上ザシニスルコトハ彼諸部ノ神天羽羽矢ヲ副持ラレシ遺レル俗トコソ見エタレ

法隆寺寶物鳴鏑 傳云上宮太子御物

大如レ圖

た五目三目にもあるべし根本かぶらは八ッ目そのゝちは二ッ目本なりまた羽は鷹の羽小羽には山鳥の引尾を付べし小羽も上はぎ迄とをるべし羽のおしやうほそきなりもしは眞鳥羽小羽に雉の引尾を付べし四つ立なるべしすがりまたもからのこしらへ同前

又云かぶらの羽の名の事はしり羽とかけゆすり常のごとし走羽の下の通りに付たる羽をはやり羽といふなりやり羽は羽中のふしの目の上に付るなりかぶらすがりまた同前惣てはわきに山鳥の引尾にて付たる羽をば小羽といふなり四ッ立の時は羽の名一つ多きなり

本朝軍器考云鳴鏑トイフ物ハ天孫此國ニ降リマセシ時諸部ノ神天梔弓天羽ニ矢ヲトリ八目ノ鳴鏑ヲ副持ラレシト云コト此物ノ見エシ始ナルヨシ申セド此國ニシテ大己貴神須世理媛ヲヨバヽセ給ヒシ時大野ノ中ニ射入シ鳴鏑ヲ取得給ヒシト云コト舊事記ニ見エタルハ天孫ノイマダ降ラセ給ハヌ前ノ事ニゾ有ケル後成恩寺殿御記ニ八目トハ鏑ニ八竅アリ漢書ニ所謂冒頓ガ作レル鳴鏑是也トシルサレタリ（纂疏）是ハモロコシニテ漢ノ頃北ノ狄冒頓單于トイヒシガ父殺サムトテ巧ミ出セシヨリ始レリトイフ説ヲ引レシカド莊子ノ中ニ嚆矢ト云モノ見エシ其注ニ矢ノ鳴モノ俗ニ響箭トイフヨシ見エタリサラバ彼國ニテモ此物既ニ周ノ代ニ見エタリ我國ニテコレヲ加布良トナヅケシコトハイカナルイハレニヤイマダ所見アラズ但矢頭トイフ物ハ神代ヨリ始レル物ナレバ凡ハ矢ノ始ニテ神頭ナドモカク也其矢頭ヲバ米加布良トテ海ニ生ツル藻ノ根ニテ作レルガ本式ニテハアルナリ昔神ノ代ノ時櫛玉八ノ神海藻ノ柄ヲ鎌ニシテ燧臼トシ海尊ノ柄ヲ燧杵トシテ火ヲ鑽出セリトイフコトモアレバ（舊事本紀）此物モ元ハ米加布良ニテ作リ出セル物也シニヨリテカクハ名付ルニヤ又平家物語ニハ蕪トモシルシタレバ其形ノ蕪ノ根ニ似タレバトテカク名付タルラムモシラズ是ヲ八目ト云コトハ或人ノ説ニ八ハ木ノ成數ニテ卦ニオキテ震也雷也雷ハ動テ音ヲ發スカブラハ木ニテ音ヲ發スル物ナレバ其穴ヲ開ク事モ亦八ノ數ヲ用ユルト見エタリ（神代卷抄）又其説ニ音トハ其文字立ノ字ニ从ビ日ノ字ニ从ブ立ノ字ハ六一ニ从ブ一六ハ水ノ數ナリ陰ナリ日ハ太陽ノ精ナリ陽也ナドイヘリ此等ノ説ウケ傳フル所コソアラメ信ジ難キコトナリ天

さすべき事本儀なり當流秘説なり二ともさす事あるべからず
闇的聞書云上矢は二すぢある間外むき内むきあるべし
高忠聞書別記云當流にはえこに鏑をさす事なしと仰候
弓馬故實云矢づか卷といふ事かぶら矢に限りたる事なり別の矢になき事なりかぶらよりはその方へすこしのけて卷たるを矢づか卷といふなり
射手方聞書云かぶら矢かりまたがらは白篦なり
上賢抄云かぶらのはずはふしはずなるべしふしはすげふしを本に用ゆべし羽は鷹の羽小羽は山鳥の尾なりはよの寸九分計はず卷と上はぎめの間をけらくひといふなりまたふしがけをとりてもするなり略儀なり眞鳥羽に雉の引尾を小羽にするなり白篦本なりかぶらの長さ三ぶせ目は昔は八五にも三にもえたるなり今は目ふたつなりかぶらは鹿の角を肩にぬたをのこしてするなりまた柊木にてもするなり是は神事流鏑馬などの時用ゆるなりうるしの色は灰すみをまぜずこきうるしなり

又云小笠原備前守殿に承候分はかぶら矢は神のあそばしたる矢なり然者おそれて我矢づかに二ふせ長くして射たる儀なりと承るなり
又云當流に箙に鏑矢をさゝずしてうつぼに一さす事うつぼより後に箙いできたる故に當流にうつぼにさし箙にさゝぬよしうけ給はり候なり此事條々子細ある事なり
諸書當用抄云神前に上矢參らするには晝は左の外かどに立べし神の右わが左なり夜は右の内かどに立べし
弓法私書云かぶらがらの仕樣は白篦はずはぬたはず本式なり節をぬりのごひ篦とは略儀なり篦は三節篦を用ゆるなり羽中篦中すげふし少のぶるなり矢づか卷といふはかぶらすげたるきはから二つふせばかり置て上を五分計卷なりかぶらすげたるきはをもすこしまくなりかぶらは鹿角にてぬためかぶら本なり牛の角などのかぶらは略儀なりかぶらには必かりまたをすげべし異なる根をばすげべからず
又云かぶらの長さ三つふせ目よつぬた本なり朴の木にてもする事あり是は流鏑馬神事の時用ゆるなりま

一つは内むき一つは外向たるべし
又云四たての矢には何もはしり羽内むきならば小羽も内むきたるべしまた走羽外むきたらば小羽も外むきなり
又云篦は白のたるべしはずはふしはずなり白篦本なりたゞし筈の形例式にはかはるなり筈さき征矢のごとくたるべし常のふしはずにはかはるべし
又云はぎの事かた手絲にてはぎて赤うるしにぬるべし
又云ふしは羽中を賞すべしいくふしとは不定なりただし三ふし可ㇾ然羽中一所すげふし一所中のふし以上三所なりたゞし羽中のふしとすげふしを本にして四ふし五ふし篦にてもくるしからず
又云矢づかの事例式のわが矢づかより二ふせ置て矢づか卷とてかた手絲にてまきてあかうるしにぬるなり卷ひろさ三分たるべし二ふせ長くして矢づか卷する事かぶらにかぎりたることなりこと矢にあるまじき事なりまたかぶらの際にねた卷すべしかりまたのねた卷半分たるべし
又云かぶら矢にかぎりて二ふせ矢づかを長くして矢づか卷とてまくいはれはかぶらにてはけ玄やうの物その外大事の物ならではいぬことなりわが矢づかをば弓の木中へ引かくるほどにするが本儀なりひつかくれば矢すぢもちがひかぶらにさゝへて矢づかもひけぬなりさる間我矢づかのきはを矢づか卷とて木中へ引かけてかぶらにはあたらで矢づかをよく引こゝろやすく射べきために昔より二ふせ長く仕來るなり當流の秘談なり
又云かぶらのからをさはしもするなりのごひ篦にもするなりいづれもこれは畧儀なり筈はふしはずなり腰卷にうるしをたむるなり筈のなり口傳あり
又云はしり羽に眞羽をつくるなり小羽にきじの引尾をも付るなり女鳥男鳥おなじことなりこれは畧儀なり鷹の羽山鳥の引尾本なり
又云かぶらの長さ三つふせなり目は二目なり鹿の角にて作りて三方にぬたを殘すべしこれは當流のかぶらの本なり根本は八目そのゝちは五目四目三目にもくりたるなり今は二つ目を本とするなりほうの木にてもくることあり是は流鏑馬の神事の時用ゆるなり
又云かぶら矢の事かくのごとくこしらへてうつぼに

箭ヲ以テ射タレバ笠ノ上ヲ射ツルニ下音モ無箭ノ風モ不レ答シテ空ケレバ云々

判官物語云忠信は大中黒の二十四さしたる上矢にはあをほろかぶらの目より下六寸ばかり有に大のかりまたすげて云々

射御拾遺抄云かぶらは長さ三ふせ目よつぬためなるべしほうの木にてもくる事ありけり是はやぶさめ神事の時用候また五目三目もあるべし羽は眞鳥羽或は鷹の羽四立なり中の羽は雉の引尾山鳥の尾なるべし白篦なりもしは拭篦もあるべし畧儀なりかりまたがら同前またやり羽といふはかぶらかりまたにかぎれり根本かぶらは八目そのゝち二目本なりはすぬためあるべしのごひ篦の時の事なり

又云矢の事かぶらを以て本とすこれも神代につきて種々の口傳雖レ有レ之書載に不レ及然に今の世の矢は征矢を以て本とす

又云矢づか巻の事かぶらにかぎれり其身のあひ矢づかに二ふせ長くしてそのきはをまくなり絲にてもかはにても巻てうるしをさすこれを矢づか巻とはいふなりくつ巻の上にまくをいふなり

射御持長記云かぶらの長さ三ぶせ目四つぬた目本なるべしまた五目三目もあるべし朴の木にてもくる事あり是は流鏑馬神事の用也根本は八目その後は二目本なり篦は白篦節はすげぶしを本とす羽は眞鳥羽鷹の羽四立なるべし中の羽はきじの引尾山鳥の尾なるべし若はのごひ篦などあるべし畧儀なり我矢づかに二ふせばかり長くして其きはを絲にても巻てうるしをさす是矢づか巻といふなり

岡本記云かぶらとゞめといふ事はかぶらのきはにかぶらのかたを高くはすの方をひきくまくいとの事なり

又云かぶらをもさはし篦にする事ありこれもたゞ秘しての心なり猶口傳これあり

多賀豐後守高忠聞書云かぶら矢のこしらへやうの事はぎやうは四たてにてあるべしはしり羽は鷹の羽たるべし小羽は山鳥の引尾なり小羽をも同く鷹の羽のごとくするまでとをすべし小羽をとをさで羽中にてとむること當流にてはなきことなりかぶら一の時は内むき外むきはいづれもさだまらず何もくるしからず但外むきを用べきなり外むきは陽なり一手の時は

古今要覽稿卷第百七

●器財部　矢二

かぶら矢

かぶら矢は大穴牟遲神の時より所見あり（古事記）そのゝち彦火瓊々杵尊天降らせ給ひし時大伴氏の遠祖及び久米部の遠祖等天の磐靫を負ひ天のはし弓をとり八目鳴鏑をとりそへたりと（日本書紀）いへば神代よりありしことは論なきなりさてこの彦火瓊々杵尊の天降らせ給ひしは神武天皇より百七十九萬二千四百七十餘歳の上と（日本書紀）いへば西土にていまだ三皇の代にもならざる前にはや皇朝にはかゝるものも出來しなりさるを後成恩寺關白（一條兼良公）の說に八目鏑とは漢書に冒頓が作れる鳴鏑是なりといはれしは無下に時世たがひてうけがたく筑後守君美の莊子にいはゆる嚆矢を引たるも猶彼國にて作りしは我國の物よりはるかにのちの事にしてそれに習ひしものなりとはいひがたきなりさてかぶらといふは蕪根をほしてつくるが故ならんと（軍器考）いひしもうけがたき說なり

古事記云於是八上比賣答八十神言吾者不聞汝等之言將嫁大穴牟遲神故尒八十神怒欲殺大穴牟遲神共議而至伯伎國之手間山本云々亦鳴鏑射入大野之中令採其矢云々其矢羽者鼠子等皆喫也

又云故其大年神又娶天知迦流美豆比賣生子云々大山咋神亦名山末之大主神此神者坐近淡海國之日枝山亦坐葛野之松尾用鳴鏑神者也

日本書紀云高皇産靈尊以眞床覆衾裹天津彦國光彦火瓊瓊杵尊則引開天磐戶排分天八重雲以奉降之于時大伴連遠祖天忍日命帥來目部遠祖天槵津大來目背負天磐靫臂着稜威高鞆手捉天梔弓天羽々矢副持八目鳴鏑云々

倭名類聚鈔（征戰具）云鳴箭漢書音義云鳴鏑如今之鳴箭也日本紀私記云八目鏑（夜豆女加布良）

今昔物語（下鎭西女依觀音助遁賊難持命語）云今昔鎭西ニ住ケル人京ニ上リテ要事有ケレバ京ニ月來有ケルニ便无リケル宮仕シケル女ノ年若ク形美麗ナリケルヲ宿タル家ノ隣ニ有ケル下女合セテケリ云々男ノ音ニテ荒ラカニ何ト久ハ有ゾ早ク乘ヨト云ナルニ女ノ音ヲ不爲バ蕪

信濃國諏訪神社所藏野箭

白籐巻

鏃長二寸九分

簳長二尺三寸五分

櫻樺巻

白箆

鏃長一寸八分

籐巻三寸

同上大如圖

鶖羽長五寸三分

同上

鏃長一寸七分五厘

〇和歌

新撰六帖

おいぬれば野矢にさすてふつのかぶら　民部卿爲家卿

さうぐしくぞはや成にける

〇釋名

しゝや　獵箭

日本書紀〇按にシヽとは獸字をよめり獸を射るための箭なればしゝか名付しなり

野矢

保元物語東鑑〇按に此箭中頃よりして遠所往來に用ゆるを以て野矢といひしなるべくたとへば今遠所往來を野がけといひその服を野服といふたぐひなるべきなり

鹿矢

源平盛衰記〇按に日本紀通證に入レ山獵レ獸皆主レ鹿訓レ之とあり此説けだし日本紀私記にいづといへば古説なるべし既に地名にも鹿飛とかきてシヽトビといふ所ありその類にて假用ひたる成べし

麻まき

寛正記

うつぼ矢

同上〇按にうつぼは狩にのみ用ゆるものなればうつぼの矢といへばかならず野矢にてありしなるべし

又云狩場に塗箙ふしかけをもつ事法にあらず御調度といへども白箙を用られ候

本朝軍器考云野箭トイフ物古ニ聞エシ獵箭ノ遺制トゾ覺ユルタヾシ日本書紀ニハ獵箭トシルシテ志々矢トハヨミタリ此物野矢ト名付云コトハ何レノ頃ニヤ始リヌラン𢭏嚢抄ノ中ニ箆矢ナドシルシタルハ然ルベカラズ又アル人ノ野箭トハスナハチ征矢ヲイフ也トイヒシハ尤誤レル事ニゾ有ベキ保元物語ノ異本ニ牛井通仙院家藏ノ本也鎭西八郎ノ大矢ノ事シルシタリケル詞ニ征矢ヲモ能羽ニテハ矧サリケリマシテ野矢ハ晴ノアラバコソ能羽ニテモ矧メ夜晝朝夕ノ狩ナレバ昨日ハイタルハ今日ノ狩ニ射損ズ今日ハゲ矢ハ明日ノ狩ノ料常ノ狩ナレバ箆モ羽モコラヘザリケレバ雉ノ羽モ鳥ノ羽モハギ附々ハギシ由シルセシハ野箭スナハチ獵箭ニテ征矢ニハアラヌ證ナルベシコレノミニモアラズ東鑑ノ中ニモ建久三年十一月鎌倉殿入洛ノ日先陣後陣ノ隨兵等ハ各冑(ヒタカブト)ニ腹卷シタル張替持一騎上髮ニ征矢負タル小舍人童一人ヅヽヲグシ水干着ノ人ニハ皆々野箭ヲ負又元久元年二月實朝將軍由比ノ濱ニ出給ヒテ遠笠懸ノアリシ日供奉ノ輩水干ヲ着テ或ハ野矢或ハ征箭負シナド見エタリ野箭征箭同ジカラマシカバカクハ分チシルスベシヤハ又同記ニカノ建久三年上洛ノ料ニ佐々木三郎盛綱野箭一腰ハギテ進ラス鷲ノ白尾ヲ以無文ノ染羽トセシヲ樺ハギニシテ藤ノ口卷ス又青鷺ノ羽ヲ以表箭トシキコレ鎌倉殿ノ曩祖將軍天治年中奥州ノ凶賊ヲ征伐セラレシ後皈洛ノ日用ヒラレタル式也トゾシルセル吉ノ野箭ノ式其大略ヲ想見ツベシ凡ハ其時ニヨリテ野箭負事故實アルコト也此コト武家ノ故實ノミニモアラズ明月記建仁□年十一月九日ノ條ニモ其夜ノ失火ニ弓箭ヲ帶スルコト頗古儀ニ似タリ帶之輩ハ野矢タルベケレド急ニ其物ナキニヨリテ狩胡籙ヲ帶ブナドイフ事見エタリ

信濃國埴科郷農家所傳野箭

箆長二尺五寸

同上大如圖

羽長五寸六分五厘

保元物語云鎭西八郎云々征箭ヲモ能羽ニテハハガザリケリマシテ野箭ハ晴ノアラバコソ能羽ニテモハカメ夜晝朝夕ノ狩ナレバ昨日ハイタルハ今日ノ狩ニ射損ズ今日ハグ矢ハ明日ノ狩ノ料常ノ狩ナレバ篦モ羽モコラヘザリケレバ雞ノ羽モ鳥ノ羽モハギ附云々

東鑑云建久元年九月十八日佐々木三郎盛綱作ニ野矢一腰ニ進上御上洛料也即覽レ之無文染羽以ニ鵠目樺ニ挨レ之藤口卷也以ニ靑鷺羽雁表矢ニ是曩祖將軍天治年中令レ征ニ伐奥州梟賊ニ之後歸洛之日用ニ此式ニ云々又飯富源太宗季作ニ獻篠ニ同歷ニ御覽ニ之所重ニ端革ニ逆也令レ問ニ其由緒ニ給宗季答申曰是故實也以ニ赤革ニ令レ重ニ于表ニ者頗相ニ似平家赤旗赤標ニ也重ニ于下ニ之條可レ然歟云々又居ニ蛇結文於腰充ニ其風情珍重也又云建久元年十一月二品御入洛帶ニ染羽野矢ニ給

按に佐々木三郎盛綱たてまつりし野矢なるべし

又云嘉禎四年二月將軍入洛行列御乘替二人童野矢候ニ御輿右ニ童征矢候ニ御輿左ニ云々

又云仁治二年十一月四日將軍家爲ニ武藏野開發御方違ニ渡ニ御于秋田城介義景武藏國鶴見別莊ニ御布衣御輿御力者三手供奉着ニ水干ニ宿老帶ニ野矢ニ若輩爲ニ征矢ニ

又云建長二年八月云々將軍家令レ出ニ由比浦ニ給歲四十以後人々負ニ征矢ニ四十未滿之輩帶ニ野矢ニ

岡本記云野矢といふは白篦の征矢の事なり他流なり

寛正記云野矢の根は丸根なりすはだ射る樣なり大にあるべし

又云野矢は根卷をまくなり麻のもろよりの絲なりこれによりて麻まきといふむかしより如レ此根多卷なり野矢の羽は鴾鷺(タウサギ)の羽また鷹の羽をも付べし水鳥の羽にてもはぎたるもくるしからずといふ式にはあらず又云うつぼ矢は白篦本式に心得べし野矢是也筈はのたはづなり箭筈(ヨハズ)といふ

又云方羽(カタハ)の時は何にても小羽は山鳥の引尾なりされば常の矢に方羽はなきものなり野矢にも方羽の矢をさす事はかぶら箭かりまた劒尻などのたぐひなり

又云矢羽の事大中黑切符妻黑妻白は一段の儀にて征矢に用ゆかぶら矢とがり矢などにも勿論なり惣て名ある羽などはとがり矢かぶら矢にはぐなり黑ほろ黑つ羽うすへ尾などはよのつねなり白羽も勿論なり白尾鷹野矢には一段の事なり

○釋名

箭

や日本書紀○按に東雅にヤとは破るの儀なりといへりされ共今も鄙人は竹林及び蘆原の中にて伐殘せし株のとがりたるをヤといへりすでに竹林をヤブといふもブは生の儀にてしか名付しなるべしまた或說に遣ルの儀ならんといへどもいかゞあらん

さ

萬葉集○按に日本書紀に一發とかきてヒトサとよめりサは箭の古言なる故なり冠辭考に萬葉集卷第十三投左乃遠離居而思空不安國(ナグルサノトホザカリヰテオモフソラヤスカラナクニ)云々こは投る箭(サ)の遠く飛を人の遠くはなれてあるにいひかけたりといへり又云サヲナグルマといふも射矢間のことなりといへり

天羽々矢

日本書紀○按に羽々と云は大蛇の古名なりといふを以て邪神を拒ぐための矢なればかく名付しともいへどもいかゞあるべき正通は二羽の矢也といひ本居宣高は羽の廣く大なるをいふならんといへり

しゝや　獵箭

しゝや日本書紀のはじめはさだかならざれども火酢芹命の彥火々出見尊の弓矢を持て山にいり獸をもとめ給ひつるといふによればしゝがりに弓矢を用ひしこと神代に起れりその用ゆる所に付て終にしゝやともよべるなるべしまた野弓とも保元物語いへりさてはじめは獵にのみ用ひし弓なれどものちは遠所往來に負しこともあり

鎭守府將軍義家朝臣奥州合戰終りて上洛の時無文染羽の野矢を用ひられたりそのゝち右大將賴朝卿上洛の時もまた義家朝臣の例とて染羽野箭を用ひ給ひしなりあるひは秋田城介義景の鶴見別莊へ右大將のおはせし時も宿老は野矢を用ひしといへりまた合戰に用ひしは保元に鎭西八郎爲朝の射給ひしぞはじめなるべき

日本書紀云兄火酢芹命能得二海幸一弟彥火々出見尊能得二山幸一時兄弟欲三互易二其幸一故兄持二弟之幸弓一入レ山覔レ獸終不レ見二獸之(シヽノ)乾迹一云々是時兄還二弟弓矢一而責二己鈎一

又云敏達天皇十四年八月云々物部弓削守屋大連听然而咲曰如下中二獵箭(オヘルシヽヤ)一之雀鳥上云々

の義なるべし倭名鈔に注して釋名に箭ハ其體曰レ幹ヤガラ旁曰レ羽其足曰レ鏑或謂ニ之鏃一ヤサキ俗にはヤジリといふ

日本書紀通證云今按天羽々矢拾遺云古語大蛇謂ニ之羽々一是拒ニ邪神一之征箭故名レ之（諸説皆爲ニ箭羽之義一然舊事記有ニ天羽々弓之稱一當如何解乎）正通云作ニ二羽一矢也於ニ神社一納ニ二羽矢一矢長五尺以ニ弓長三分之一一爲レ矩也軍陣箭入之時三廣兒曰ニ天鹿兒弓天羽々矢一古之例也

古事記傳云天之麻迦古弓天之波々矢

古は清て讀べく又下の波もすむべし

書紀に天鹿兒弓天羽々矢とかゝれたり一書には天鹿兒弓天眞鹿兒矢とありまた此記の下に雉をいたる所には天之波士弓天之加久矢といへるを

此は別弓矢かとも云べけれど上をうけて天神所レ賜といへれば同じ弓矢と聞ゆ

書紀には本書一書ともに雉を射たる弓矢も初に所賜とおなじ名なりかくてまた下に天忍日命天津久米命の天降らす時に取もたるをば天之波士弓天之眞鹿兒矢とあるを書紀には天梔弓（梔此云ニ波茸一）天羽々矢とあり是等を相照して考ふるに眞鹿兒弓と波士弓と一つにして別物にあらず波々矢と眞鹿兒矢とも一つにして別ならず鹿兒とは鹿兒をいるよしにて弓矢共にその用をいへる名波士は木の名波々は羽のさまにてこれらはその體をいへる名なりかくて此には麻迦古弓と弓には用の名をいひ波々矢と矢には體の名を云て下にはそれを打かへして弓に體の名矢に用の名をいへる弓と矢と互に體用の名をちがへあげて同物なることを暗にしらせたる古文の巧おもしろし云々さて古にも獵に小獸及鳥などを射るには小き弓矢を用ひ猪鹿など大なる獸には弓も大にして強きを用ひ矢も長きをもちひけん故鹿兒弓鹿兒矢といふは大きなる弓矢の稱なりさて征伐の使にもさる大なる弓長き弓を賜はんはもとよりのことぞ次に波々矢は羽張矢にて羽の廣く大きなるを云なるべしさて書紀神武御卷に天神饒速日命の天羽々矢を御覽じてかの天神の御子なりといふことの僞りならざるをしろしめし又みゝづからみはかせる天羽々矢をみせ給ひしかば長髓彥がいたくおぢかしこみしなどをおもへばかゝるものなども天上の朝廷のはそのつくりざま此國のよのつねのとははるかに勝れて異なるさまにぞありけらし

古今要覽稿卷第百六

●器財部　矢一

や　天羽々矢　眞鹿兒矢

やは弓に副たるものなれば日神の御時よりたしかにありしこと疑なし高皇產靈尊の天稚彥に賜ひし天羽羽矢（日本書紀）また眞鹿兒矢といひしを以て考ふれば獵箭にやありけんもしらざれどあるひは征箭なりとくいへば（日本紀通證）いかゞあらん共に正しく傳へたる說もなければ信じがたし羽及び箆の制もいかゞありしやつまびらかならず延喜の頃までは柳を用ひしなれば（兵庫式）ふるくよりしかありしにや

古事記云爾思金神答白可レ遣二天津國玉神之子天若日子一故爾以二天之麻迦古弓天之波々矢一（此二字以レ音）賜二天若日子一而遣云々天若日子持二天神所レ賜天之波士弓天之加久矢一射二殺其雉一爾其自二雉胸一通而逆射上逮二坐天安河之河原天照大御神高木神之御所一是高木神者高御產巢日神之別名故高木神取二其矢一見者血著二其矢羽一於是高木神告之此矢者所レ賜二天若日子一之矢

日本書紀云高皇產靈尊賜二天稚彥天鹿兒弓及天羽々矢一以遣レ之

又云大伴連遠祖天忍日命帥二來目部遠祖天槵津大來目一云々手把二天梔弓天羽々矢一

又云綏靖天皇云々矢部作レ箭

新撰姓氏錄鈔云河內國矢作連布都努志乃命久後也

延喜兵庫式云造レ箭柳箆四百廿箭箆以レ時採乾簡二取强好一

東鑑云元曆三年六月五日囚人前廷尉季貞子息有二源太宗季者一（後日爲二逸見冠者光長猶子一改二宗長一）爲レ見二季貞存亡一密々下向是弓馬箭レ藝剩作レ矢達者也受二矢重橋內所々口傳一

東雅云箭ヤ矢讀事また同じ日本紀私記には矢は以レ弓射遣之義也と見えたれどヤとは破なりその物を破るをいふなるべし石を破る鐵器にヤといふものゝあるもまたこの義なりいまも俗に破ることをヤルといひ破れし事をヤレといふなりそのルといひレといふがごときは詞助なりヤといふは卽破なり後にまたヤブレなど云がごときは矢觸なり矢のふるゝ義なりたとへば毒氣に感じ觸れしをカブレなどいふは蚊觸

りて胡簶ばかりにもあらずかつ胡簶之具とあれば斑犢皮にてつくれる胡簶ありとはいひがたし革靫は太神宮式に調布にて作り黑漆をぬり紫革緒をつくるよしいひて更に斑犢牛皮にてつくれるよしをいはず寛正造御寶官符には檜にて彫布をきせ黑漆にぬりたる由いへり今もまた是にたがはざるよし太神宮儀式解にいへれば壺胡簶の革靫より轉ぜしものといへるはうけがたし

又云壺胡簶ノ名ハ西宮記ニ始テ見ユ儀仗ノ物トナリヌ西宮殿ノ比新ニ造リ出サレタルカ其前ヨリ造リ出サレシ物ヲ始テ記シ出サレシカ何ニモアレ壺胡簶ハ革靫ナラム

按に源善朝臣寛平十年の比左近衞權中將たりし由扶桑略記にみえたり西宮殿は康保三年右大臣たりし善朝臣中將たりし比と相後るゝこと六十年餘に及べりされば彼中將壺胡簶を負しこと後撰集に見えたれば西宮殿の時より壺胡簶の出來しにはあらざることと論なきなりかつ西宮記に壺胡簶見えざるにや

神道名目類聚鈔所載壺胡簶

○釋名

つぼやなぐひ

壺胡簶

後撰和歌集次將裝束抄○按に此やなぐひ全く靫の製とおなじくしてたゞ異なる處は丸く作りて中ほどに穴を彫たるなりその穴のかたち壺に似たるを以て名付しなるべし栗原信充按に上古にかちゆぎとよびけるものは全く壺のかたちせしものなり然るにそのかちゆぎ便ならざることもやありてすたれしのち古きもの丶形をゆぎに彫たるなるべしそのかちゆぎ日本書紀に天羽々矢(アメノハヽヤ)をさしける由いひ天の羽々矢(ハヽヤ)は天之加久矢(アメノカクヤ)ともいひ天梔弓(アメノハジユミ)天麻迦古弓(アメノマカコユミ)といふものにとりそへて記し古事記に天忍日命天津久米命二人の取負し天石靫(アメノイハユキ)といふものまた天梔弓天迦古矢に具したればかのかちゆぎなることしるしそのかちゆぎ天忍日命天津久米命二人の取負けるよしやがてその子孫これを負て皇居を守りしなるべしそれよりまた移りて節會讓位立坊立后などいふ大儀にかならず壺やなぐひを用ひられしも皇孫天降らせ給ひける節の儀を傳へられけるにや

壺

次將裝束抄

隨身箙

愚得隨筆

○正誤

本朝軍器考云壺胡簶ハモト革靫ナルベシ延暦廿三年十二月ノ太政官符ニ斑犢ヲ剝テ胡簶ヲ作ト云コトアレバ此革ヲモテ作ハ壺胡簶ナラム其形モ御神寶ノ革靫ニ相似タレバ其名ノ壺胡簶ニ轉ジタルニゾアラム

按に延暦の官符は類聚國史に見えたりされども「自今以後殺剝及用ニ鞍幷胡簶等之具ニ一切禁斷とあ

又云五節之間丑日參入直衣古人不レ刷寅日殿上淵醉直衣楚々出衣隨身布衣帶劍同夜束帶打梨卯日如二昨日一非下付二童女一人催兼日若少年之輩上者不レ出レ衣昨日不二出仕一人或出衣昨日雖レ不二出仕一不レ出又無レ難同夜有二中院行幸一時卷纓緌縫腋丸鞆帶蒔細劍繪壺弓着二小忌一之人袍上着二小忌一云々

又云追儺縫腋卷纓如二警固時一但夜事不レ及レ刷負二隨身壺一帶二野劍一用二菁弓一爲二故實一耳

又云立坊立后任大臣節會讓位又同縫腋蒔繪細太刀垂袴取レ笏相二具緌弓壺一

裝束圖式云壺胡籙讓位節會等警固之時公卿以下負レ之公卿蒔繪或螺鈿非參議次將木地螺鈿也源平盛衰記神鏡神璽都入云近衞ニハ左中將公時朝臣右中將範能朝臣也兩將共ニ壺胡籙ヲ帶セリ

壺やなぐひ圖傳云大炊御門家所藏

愚得隨筆云壺胡籙愚案裝束具也俗に隨身箙と近世云衞府具足にして征戰の具にあらず

同後

山本正臣所藏壺やなぐひ圖

武用辨略所載壺胡籙

古今要覽稿卷第百五

●器財部

つぼやなぐひ　壺胡簶

つぼやなぐひは正月元日節會四月賀茂祭警固五節の間追儺あるひは立坊立后任大臣節會等の日公卿以下近衛次將の負もの也（次將裝束抄　裝束圖式）ただし馬場騎射の時は隨身も用ゆるよしなり（次將裝束抄）よりて近世隨身簶とよべり（愚得隨筆）されども隨身にかぎりたるものにあらざればさはいふまじきなり蒔繪螺鈿木地螺鈿等の品々ありそのはじめさだかならざれども源善（ヨシ）朝臣中將にて内にさぶらはれし時女藏人の曹子につぼやなぐひをわすれ給ひしよし（後撰和歌集）みえたり彼朝臣寛平十年の比右近衛權中將たり（扶桑畧記）ゝかればこのものゝ出來しはそれより前なること論なし然るを革䩭の轉せしならんといひあるひは西宮左大臣の執政たりし比より出來にしやなど（本朝軍器考補正）いふはうけがたき説なり

後撰和歌集卷第十八（雜歌四）中將にて内にさぶらひける時にあひしりける女藏人のさうしにつぼやなぐひおひかけをやどし置てはべりけるを俄にことありて遠き所にまかりけりこの女のもとよりこのおいかけををこせてあはれなることなどいひをくりはべりける返事に源善朝臣

いづくとてたづねきつらん玉かづら　我はむかしの我ならなくに

按に源善朝臣は參議源舒（ノブ）卿の子寛平五年右少將同十年の比右近權中將昌泰三年左近中將延喜元年正月二十五日出雲權介に左遷せらる菅贈太政大臣の事に座してなり今こゝに俄にことありて遠き所にまかりけりといふけだし出雲權介にてくだる時のことなるべし

次將裝束抄云節會元日　白馬（正月七日）　踏歌（同十六日）　豐明（十一月中辰日）　垂纓闕腋袍（半臂）巡方帶（付魚袋）螺鈿鈿劒靴云々壺

又云警固（四月未日夕）例束帶（垂纓細劒把レ笏）參內依二上卿召一參陣承下可二警固一由上之後卷纓緌（豫相具取弓）負レ壺（蒔繪）至二解陣日一不レ論二束帶宿衣時一（夏直垂必可レ着）帶二弓箭壺劒緌一出二行他所一之時猶卷纓相二具弓箭緌等一（緌壺イタツキ結付ナリ）

又云馬場騎射（左近右近）束帶如レ例（細劒丸鞆帶レ笏）隨身（壺垂袴）

ヒテソヤトハ云ヘルナランニヤ

按に此說また愚得隨筆とおなじければ信がたし

土肥經平說云征矢ハ征戰ノ矢也神功皇后ノ御時末利耶ト云モノ見エテ是ヲ日本紀私記ニ曾矢ナリトハ註セリ敏達天皇ノ御時獵箭ト云モ見エテ往古ヨリ征戰ノ矢狩獵ノ矢ヲワカテル事ハアリシ軍防令ニ人每ニ自備べキ具ノ中ニ征箭五十隻胡籙一具ト見エテ征箭五十ヲ胡籙一ツニ盛ル定ナリシ清和天皇朝廷ニ五十隻ノ矢ヲ三十隻ニナリシ事見エタリ（三代實錄）夫ヨリ此數ヲ以テ定トセシヤ其後卅ノ胡籙ニサシヽ事トモ見エシ

按に末利矢ハ自別義なるべし

中川正宣云征行ノ矢ナルヲ以テ號トス其始ヲ知ラズト云ヘドモ若神代ニヨラバ天若彥國中所有邪鬼ヲ攘ヘト勅有テ弓矢ヲ授ケ玉ヒシ事此濫觴歟征箭ノ文字有テ兵士ニ賜フト云フコトハ軍防令ニ出タリ此亦淡海公ノ撰ナレバ其ハジメ近シト云フベカラズ

按に天若彥の箭は征箭のはじめといふべけれどもたしかにそやといふ名目なければ例となしがたし

本多甲馬忠憲征矢考云征矢ノ說紛々トシテ決定スルコト難シ然ドモ字彙曰征者諸成切音正直行也トアルヲ以テ視レバ鏃カロクシテ正シク行シムルノ意ナルニヤ既ニ白石翁ノ說ニ戰ノ時用ユル所ナレバカクハナヅケタル也ト云ヘルコソオダヤカニシテヤスカルべシ亦征矢ヲソヤト號スル訓義ハ景衡俊明ノ說々ニ征矢ハ素矢ニテ鏑神頭ナド云ヘル矢ニ對シテ直ナル根ナレバ素ト云ヘルナリト記セルコソ其義ヲ得タルトヤ云フベキ按ルニ鏑利雁矢ハ禽獸ヲ射トヾムル鏃ナレバ夫ニ對シテ征矢ハ既ニ釵尻柳葉槇葉鳥舌等ノ鏃ヲ用ヒテ甲冑ヲ貫キ透スコトヲ專要トス左アレバ征矢ハ人ヨリ外ニハ異ナルモノヲ射ザル矢ナルべシ是ヲ以テ視レバ愈征矢ハ征戰ニ用ユべキ矢ナル事ハ決セリ

按に征箭を解して鏃輕くして正しく行しむるを以て征箭の義とせしは誤なり

征箭

軍防令○按に朝倉景衡說にソヤはスヤにて直なる根なればスヤと云なるべしとあり山岡俊明も亦是におなじ伊勢平藏貞丈はソビラヤの略語ならんといへり栗原信充按にそやに雁股あれば直なる鏃なるを以てスヤの意と云も信がたしまた箭はおしなべて背に負ものなれば此箭にかぎりて志か名付べきいはれなし蓋衞府の用ゆる威儀の箭の箆を黑漆にぬり蒔繪をし水精の筈など莊嚴のあるものに比すれば征戰の箭は素樸にして無用の莊嚴なきが故に素矢といへるなるべし

征矢

建暦御記東鑑義貞記尺素往來

曾夜

萬葉集

○正誤

愚得隨筆云箭ハ曾夜也吾國ノ曾夜ト同ジキ故ニ征箭ヲ附會シテ曾夜ト讀セリ萬葉集ニ於此曾箭ト讀タレバ古言也曾夜トハスヤト云事也サシスセソ同韻ニテ曾ハ須也雁股蕪矢ニ對シ直ナル根ナレバスヤト云事也蕪ヲ射テヤガテ雁股ヲ射ルヲバスカリマタヲ射テトハ云也

按にスクヤの略なりといはゞ征箭は必直鏃にして雁股以下の鏃あるべからず然るに征箭に雁鏃腸クリなどあるをみれば直矢といふ義にはあるまじきなり

伊勢平藏貞丈云征矢ヲソヤト云フ事ソビラヤノ略語ナルベシ背ノ字ヲソビラトヨム也背ニ負フ箭ト云フ義ナルベシ日ノ神背ニ千箭ノ靫五百箭ノ靫ヲ負給ヒシ事日本紀ニ見タリ後世ニモ征矢ヲバ箙ニサシテ背ニ負フ也サレバソビラ箭ト云フ事ヲ略シテソヤト云フナルベシ又サシスセソノ通音ナレバセヤト云フコトニテモアルベシセヤハ背矢也

按に背に負は征箭のみにもかぎらざれば是またうけがたし

山岡俊明云征矢ハ素矢ニテ鏑神頭ナド云ヘル矢ニ對シテ直根ナル故ニ素トハ云ヘル也素ハ須トヨムベキ例也素盞嗚尊ナドスト訓ベキヲ後世ニ至リテ字ニヨリテソトヨムコトアリ按ルニ曾ハ漢音ニハ須ハ呉音ナルベシ然レバスヤト云フベキヲカヘリテ訛トオモ

○和歌

萬葉集卷第廿

　爲防人情陳思作歌一首并短歌

大王之美己等可之古美都麻和可禮可奈之久波安禮特大夫情布里於許之等里與曾比門出乎須禮婆云々伊弊乎於毛比遅於比曾箭乃曾與等奈流麻遅奈氣吉都流香母

そや　○釋名

射御持長記云今の世の矢は征矢を以て本とす箙はさかつら本也えこかはゑびらなど略儀也矢數廿五或は廿六不レ苦射手の好たるべし

軍陣聞書云負征矢の事十六矢廿五矢是を用るなり但むかしは六六卅六も箙にさしたるなり弓馬古實云そやと云はゑびらにさす矢の事なり此數は廿五廿十六なり

射手方聞書云負征矢のからはうつぼのからのごとくよはず也のごひ箆にしてふしかけをとるべきとも取間敷ともまゝたるべし

上覽抄云征矢のこしらへ樣の事くつ巻二ふせねた巻一ふせといへり是もねたまきをば一ふせより少長く取たるがよき也

弓法私書云征矢仕樣の事甬筈(ヨハズ)たるべし節をぬるなり節はおつとりの節をそろへ用べし

弓法秘傳聞書云征矢を用心に腰にさす事なり羽のかたを腰にさすなり根のかた上へなるべし書札幷雜々聞書云征矢にかりまたはさゝぬなりおひそやの事なり

弓法聞書云征箭は箆色節影をするなり是は箙下に指べし

本朝軍器考云征箭ノ事征戰ノ時用ユル所ナレバカクハナヅケタル也倭名鈔ニハ唐式ヲ引テ諸府衞士人別弓一張征箭卅隻トシルシタレド本朝ノ令軍防令ニハ征箭五十隻胡簶一具自備ベシト見エタリ

土井利往矢拵之書所載征矢

鎭守府將軍義家朝臣矢出羽國雄勝郡杉宮藏

篦長三尺三寸五分

ヲゾ縫タリケル黒絲威ノ鎧ニ同毛ノ甲大中黒ノ征矢ニ二所藤ノ弓持チ云々

義貞記云鎧ヲ可レ着次第之事云々十七番征矢云々右是ハ八幡太郎義家ノ被レ着ケル次第也云々太平記云白箆ニ節陰バカリ少シ塗テ鴇ノ羽ヲ以テ制タル征矢卅六サシタルヲ筈高ニ負云々難太平記云範氏の三十六指たる大征矢を拂切にしてけり云々

尺素往來云征矢白箆或村濃或黑漆

奥州後三年記云鎌倉權五郎景正征矢にて右の目を射させ首を射つらぬきて冑の鉢付の板に射付られぬ

多賀豐後守高忠聞書云征矢のこしらへ様の事箆にはふしかけをぬるべしはずはよはすふしはおつとりのふしを本とすべし

隨兵日記（小笠原元長）云おひそやは廿五本たるべし又は廿矢も十六矢も有べし

諏訪大明神繪起云大祝の分釼弓征矢沓行騰鞍馬總引副并に飾馬等也

神明鏡云御鎧黑絲大刀二帶滋藤弓石打征矢上矢四武羅ヲ懸給ヒ黑馬ニ乘玉ヘリ

隨兵次第云征矢を負其後征矢の上帶をひくといふ然といへども當家にはうはおひをもたゞ旅に付ておくべし

尙淸聞書云そ矢の事數廿五矢本なりをつとりのふしをそろへるなり筈はよはずなるべし

弓矢百問答云征矢ノ事十二束ニハ羽長四寸二分一ノ節本ハキ、ハヨリ四寸此節ノ名口傳有リ

弓馬之日記云征矢の拵やうの事箆とはふしかけをぬるべし筈はよはず也

興秀聞書云征矢雁股はおつとりの節を賞翫すべし

細工方聞書云そやの拵様の事箆に節かけをぬるべし筈は余筈なりふしはおつとりのふしを本とすべし幾ふし箆とは不定なり

本間流歩立聞書云征矢もとはきの節を本とす羽は三立矢印は羽中本はきの下すけふしのまの三箇所にすべき也

矢本秘傳云是ハ負征矢也箆ハ外三筋也節影ヲヌルベシ筈ハ余筈也

射御拾遺抄云然に今の世の矢は征矢を以て本とす數廿五或は廿六くるしからず又云同そ矢もうは矢をばさゝず

古今要覽稿卷第百四

●器財部

そや

そやは軍防令にはじめて見えたり征戰に用ゆる箭なるを以て征箭の字をあてられしなり其上古にいふ所の千箭靭（チノリノユギ）五百靭（イホリノユギ）日本書紀などいふものも人を射るための料ときこゆれば卽そやなるべしまた令には弓一張に五十隻と見えたるが主稅式にも鏃の鐵をはかるに五十隻分を以て記したれば上は大寶の頃より下は延喜の頃にいたるまで志かありしなるべしその丶ちにいたりて卅隻今昔物語卅六隻難太平記廿五隻廿隻十六隻隨兵日記さすことにはなりしなるべし

軍防令云凡兵士云々每レ人弓一張弓弦袋一口副弦一條征箭（ソヤ）五十隻云々

續日本紀云桓武天皇延曆十年十月壬子仰二東海東山二道諸國一令レ作二征箭三萬四千五百餘具一

延喜主稅寮式云造二征箭五十隻一鏃料鐵五斤七兩金漆五撮漆三勺絲二分

倭名類聚鈔云唐式諸府衞士人別弓一張征箭卅隻征箭和名曾夜

今昔物語平維茂討二藤原諸任一語云紺の襖にやまぶきいろ衣を着夏毛の行縢をふみあやゐ笠を着征矢三十筋に雁股ふたつ並たる胡簶を負て云々

建曆御記云或隨身弓箭或只征矢又野矢以二征矢一爲レ吉云々

東鑑云建久元年十一月七日二品御入洛云々次先陣隨兵三騎列之一騎別張替持一騎冑腹卷行騰又小舍人童上髮負二征矢一着二行騰一各在レ前其外不レ具二郞從一

十訓抄云賴政墓目の外に征矢取具して持たりけるを後に人の問ひければもし不覺かきたらば申行ひたりし人を射かためなりとぞ答へける

保元物語半井本云爲朝征箭をもよき羽にては矧たりけりまして野矢は晴のあらばこそよき羽にてもはかめ云々

長門本平家物語云小松内大臣重盛公にはかの事なりければ云々ひをどしの鎧に切ふの征矢に重藤の弓のま中とり云々

源平盛衰記云熊谷ハ褐ノ鎧直垂ニ家ノ文ナレバ寓生

○釋名

つくしえびら

筑紫箙

愚得隨筆○按につくしえびらといふは筑紫長刀つくしごとのたぐひにてそのはじめ筑紫にてつくり出しよりの名なるべしされば中國より東國にいたりていまだひろまらざりし故に中頃のものに所見なきなるべし筑紫長刀も至て古く見ゆるものあれども絕て所見なきもまたおなじきなるべし

つのえびら

角箙

同上○按に水牛角にてつくりたるゆゑゑかよべるなるべし

按にえびらはそびらの轉語なるべしといふも聞えずやなぐひゆぎ共にそびらに負ふものなればこれをのみ玄か名付べきにあらずまた此歌を年中行事歌合とひき作者を爲忠と玄るせしは誤なり木工權頭爲忠朝臣家百首歌にして散位爲盛の歌なり

つくしえびら

つくしえびらあるひは角えびらといふ（愚得隨筆）その製作全く竹箙とおなじく三四百年ばかりも經にけるにやと見ゆる物もまれに傳はれどもその來由を玄るせしものを見ざればいつ頃より出來しにやさだかならず

愚得隨筆云筑紫箙角箙一物ナリ竹箙ノゴトク角ニテ作リ黑漆ニヌリシモノナリコレマタ略制ナリ

集古十種所載筑紫箙

類聚名物考云角えびら一名筑紫えびら按に角箙は竹箙のごとくにて黑漆に玄たるものなり是もまた略製なるものなり

同上背

同上一種

同上矢配及側面
箆竹共水牛角

長五寸六分
幅二寸五分
側面高三寸六分

びらと訓ならはしたり箙胡籙共に西土の書にみえたり又盛衰記には蠶簿または箇字を共にえびらと訓て用ひたれどもこの二品はみな養蠶の調度にして箭箙の類にあらず借字に用ひたれども同名異物なれば用ゆべからず倭名鈔に具注あり見て辨ふべし

按に箭を盛るものをえびらとよびしこと今昔物語にみえたりかの物語に宇治大納言隆國卿の作なり隆國卿は承保四年に薨じ給へりまた木工權頭爲忠朝臣家の百首にもみえたり此百首何年なりしやたしかならずといへどもその作者の官職に付て考ふるに加賀守顯廣ありこの顯廣は皇太后宮大夫俊成卿の初名なりその加賀守たりしは系圖によるに長承元年閏四月より保延三年十二月までの際なり然るに木工頭爲忠朝臣は保延二年に卒す是を以て推考すれば此百首長承元年より保延二年まで五年の間になりしこと論なししかる時はえびらは後世の新名ともいひがたしまた上古にゆぎとよびしものはその用ゆる所はおなじけれどもその形は大に異なるものなりまたほんだとよびしは鞆の事にしてゆぎやなぐひとは全く別物なりしかるをゆぎといひほんだといふ一物なりとおもへるは誤なりまた箙胡籙ともに西土の書にその名はみえたれどもそのかたちは全く皇朝のものとおなじきやいなやいまだそのよりどころをしらず盛衰記に蠶簿の字を用ひしは卽この竹箙のことにしてまた蠶養の具にはあらざるなり

又云箙えびら服明月記嘉祿元年十月二十五日巳時先冷泉中將裝束之問也繪螺鈿同箙用レ之（箙事予不レ知レ之劔箙可レ爲二同體一之由先年上皇仰云々）見了向二棧敷一

按に清獬眼抄に正月一日五位尉云々箙螺鈿蒔繪といひ飾抄に箙と題して下に公卿蒔繪螺鈿とあるみな胡籙のことにしてえびらの事にはあらざるなり然るを後世の書に箙をえびらとよめるにより箙とばかりあるをばえびらぞとおもへるなれども決して然らず既に三代實錄に箙胡籙通はし書たるをしらざるなり

本朝武林原始云惠比良年中行事歌合爲忠えびらには云々按ずるに惠比良は背（ソビラ）の轉語なるべし古代は矢をいるゝものはやなぐひとも惠比良ともいひたるが形のわかれたるは右大將家の比なるべし

なり

按に竹箙は狩に用ゆるものなれば狩箙ともよばんに子細あるまじけれども狩箙と打いだしていへるは即狩胡籙のことなり

又云愚按箙の字古は夜奈久比とよむ中古より衣比良とはよみしなりその比より胡籙箙と二つのものになれり硯を入しを箙といひ硯の無をば胡籙といふなり

按に箙の字は三代實錄よりして清獬眼抄の比までもやなぐひとよみてえびらとはよまざりしなりこれをえびらとよみしは源平盛衰記平家物語などやはじめなるべきされどもそのもの丶出來しは聖武天皇の御時よりあり然してそのころ箙といひ胡籙とよびしは決してこの竹箙のことにあらず五十箭を盛べき胡籙の事なり

類聚名物考云たかえびら高鞆一云狩箙今考に古事記に竹鞆と見えしすなはち此物のはじめといふべしそれも日本書紀によれば竹は假字にして高き意と見ゆればかならずしもいにしへ竹もて作れるにはあらず今の世にも竹箙といふにも一様ならず伊勢氏が家につたへし物と軍器考にみえし圖とはまたおなじやうならず外にも古物とて見しにこれも異様なるかまた享保の比命ありて齋藤氏御馬役三右衞門某が家にうつせしはまた異様なり然ればこれまた定式あるにはあらず百姓なんどの用ひしこと物にみえたれば今時人のつたへしごときうつくしく飾れるものにはあらで今世の手杵(テキネ)などいふ花入のごとき物にやと見ゆることあるものなり俗にはたけえびらといへどもかゝるたぐひ竹にて作れる物の異物にわたりたるをばたかといふべし竹笠たかがさ竹箒たかはゝき竹村たかむらの類なりすでに竹取翁をも古き歌にはたかとりとよめることさへ有しをおもふべし

按に古事記に竹鞆と見えしは臂にとり佩し給へるものにてあればえびらとはまぎるべきにもあらず山岡俊明たま〳〵おもひあやまりしなるべし軍器考及び伊勢氏等の家につたへしものすこしづゝ異なる所あれども大かたはおなじ制作のものなれば強て異を論ずるに及ばざるなり

又云案にえびらは後世の新名にて古はやなぐひといひ猶も上古はゆぎほんだなどいへり胡籙箙等共にさ訓べけれどもいつの比よりか胡籙をやなぐひ箙はえ

木工頭爲忠朝臣家百首○按に愚得隨筆に蠶に繭つくらすべき料に藁をまげて圖のごとく作れるものをえびらといふこれ倭名類聚鈔に蠶簿とみえしものなりこの形竹箙に似たりされば竹にて作れる箙をえびらとよべるはこのものによりての義ならんといへり

竹箙

平家物語曾我物語

狩えびら

野々宮宰相定基卿説○按に曾我物語をみるに狩に竹えびらを用ひしよしなればゑかよびしこともあるべしされども狩胡籙とはおなじからず

房（エビラ）

尺素往來

笛（エビラ）

今昔物語字鏡集

蠶簿

源平盛衰記

箙

字鏡集ヤナグヒエビラと注せり

○正誤

本朝軍器考云箙ノ字古ハ夜奈久比トヨム中頃ヨリシテ衣比良トハヨミシ也源平盛衰記ニ蠶簿トモ笛トモカキテ衣比良トハヨミタリ此物モトハコガヒシテ蠒作ラスル器ヲ見テ作リ出セルニヤ倭名鈔ヲ見ルニ蠶絲ノ具ニアル蠶簿ヲ衣比良トヨミテ一名ヲ笛トモイフヨシ注シタリ矢ヲ盛ル器ハ其制夜奈久比ニハ異ナルモノナリ

按にやなぐひは靫の制作とおなじくしてたゞたけたかきとひくきとの別あるのみなりえびらは靫と似るべくもあらずされどもこのもの胡籙よりはまたかるくして山野を負行に便よければ遂に常に用ひなれしよりやなぐひをもえびらとよべることになりしなるべしされば箙ははじめよりやなぐひとよぶを正名としえびらとよべるは假借なりといふべし

愚得隨筆云愚按竹箙狩箙ひとつものなり古き竹箙を見たりき全體竹にて作りたり古代のものなれど略制

按に矢立取出シと云によりて考ふれば胡籙なるべきにやたゞし胡籙ならんにはこの比よりえびらやなぐひ混雜してよびならはしけるにや

尺素往來云伊豫薩摩名譽之鏃共狹ニ胡籙房靫等都合百腰ニ

今昔物語餘吾將軍捕ニ盜人一語云箙ハ塗箙ナルベシ矢卅筋サシタリ

尾張國名護屋某氏所藏竹箙

同背面

弘賢家藏竹箙背板損失

○和歌

木工頭爲忠朝臣家百首

騎射　　散位爲盛

えびらにはあやめやさしくさしそへて　常陸の眞弓けふやひくらん

職人盡歌合

人心うけをかけをも切はてゝ　腰はなれたる古えびらかな

○釋名

えびら

古今要覽稿卷第百三

●器財部

えびら　箙

えびらのはじめさだかならず大和國東大寺に聖武天皇御物のよしいひつたふるもの今にありその圖を見るに竹をまげてつくれりそのかたち蠶(カヒコ)に繭(マユ)をつくらする料にするえびらによく似たりされはいづれか前に名を負しならん東大寺の物はたして聖武天皇の御物なるべくばそれより前に出來しことは論なし玄かるにのちにやなぐひをもえびらとよべるよりこのものをば別にたかえびら平家物語と名付たりまた山うつぼといふも此ことなりといふ說あれどもうけがたし平家物語妹尾最後云或ハ柿ノ直垂ニツメ烏帽子或ハ布ノ小袖ニ東オリシ破レ腹卷ツヾリ着山ウツボ竹エビラニ矢少々サシ云々

按に山ウツボ竹エビラと並稱せしにて二物なることは論なし

大石寺本曾我物語大見藤太八幡三郎伊藤入道を窺條云爰ニ大見八幡ハ是ヲ聞テ談合ケルハカヽル時節コソヨキ便ナレ我ニモ狩人ニ打交リ思フ鹿ニ矢一筋射ントテ竹箙取テ腰ニ付白木ノ弓ノ持頃(相イ)ナルヲカタゲテ多クノ勢子ニ打マギレ云々

大和國東大寺寶物竹箙傳云聖武天皇御物

流布本曾我物語云各柿ノ直垂ニ鹿矢サシタル竹箙取テツケ白木ノ弓ノ射ヨゲナルヲ打カタゲ云々

源平盛衰記新八幡願書云覺明馬ヨリ下リ木曾ガ前ニ跪テ箙ノ中ヨリ矢立取出シ墨スリ筆染疊紙押開テ古キ物ヲ寫スガ如ク案ニモ不レ及書レ之

小笠原家所傳矢ぼろの圖

又一種たゝみて用ゆるもあり

又一種上に總角をつけたるも有

又一種ひだを二つとりたるも有

ぬひ付べしすそのくゝりの分ばかりなり矢にかゝる分の長さ打たれをのけて矢つかの長さにするなり矢にあてがひてこしらふべしたゞし二十矢二十五矢の時は矢のはずの方廣くある間みじかくつまりて見ゆる也少は長くして矢にかゝりてゆる〳〵とみよきほどにすべし打たれの分をばくみにて女むすびに結びて五分ばかりかしらのきはにて引ゑめてさす一の矢にからみてとむべし打たれのきはばかりをばくろき革とあかき革と合せて赤き革を下にかさねて女むすびにして切なりまたわが家のもんを付たる時は打たれにても羽のとをりにてもつくべし又引りやうともんと二いろつくる時はもんをば打たれに付て引りやうをば羽のとをりに付べしまたむもんにてもすべしいろさだまらず

射手方聞書云矢ぼろの事いろは何にても好にゑたがひて用ふべきなり

隨兵日記云矢ぼろの色は紅もえぎ□白くも又は朽葉いろにもすべし但うつたれにわが家のもんをぬひ物にて織付べし□矢目かけて羽のとをりに二つひきりやうとくろくおり付べし惣て矢ぼろかくることは畧儀なり

弓矢具足圖所載矢ぼろ

同上

巻まきてかた〳〵のわきにて下へ引とをしておなじ長さに引そろへてさて兩方へはしに小緒をおなじ絲にてほそく打て付てえびらの矢もつ所にかたわなに結付て末を三組に組て置なり上帶のとめ所の結目は身の方へ成やうに付べし上帶をたばぬる時は尺八のやうなるたけに上をくゝり付てたばぬるが能なり上帶のふとさは大方具足の袖の緒の太さなるべし代物六七十目にて打是なりまろく打なり
犬追物政清記云えびらの上帶一丈一尺二寸
伊勢家所傳古箙圖上帶
長さだまらず太さ筆の軸ほど

矢ぼろ

矢ぼろのはじめさだかならざれども應永二十九年小笠原備前守持長かゝれしものに絹あるひは紗にてつくり紋などはその身のこのみによると射御持長記射御拾遺抄見えたれば京都將軍家のはじめに作り出しなるべしその用は敵に矢だねを見えらせまじき爲にせしなりされども畧儀なるよし隨兵日記いへり
射御持長記云矢ぼろの事紗にても何にても對手の好にすべきことなり上一尺二寸ほころばかして其きはを革にても紐にても結べしすそにくゝりを入て矢を引入て矢ゆひのきはにて結べし
射御拾遺抄云矢ぼろの事絹あるひは紗にてもくるしからず是もいろさだまらず矢はずのかた一尺二寸ほころばかす其きはをあかき絲にてもまたあかき革にてもくろき革をかさねてもゆふなりえびらにかくる時はふくろのごとく括り絲にてもあるべしもんなどはその身の好に恣たがふべし
軍陣聞書云矢ぼろの事十六矢は二はたはり二十矢二十五矢には二はたはりにわりのをいるべし打たれば一尺二寸なりたかばかりの定めうつたれ一尺二寸の分をばぬふまじきなり但わりのゝ分をばかた〳〵へ

一種古箙に付る所うけ緒

伊勢家所傳古箙うけ緒

或家藏逆頰箙に所用うけ緒

細川家藏逆頰箙うけ緒

アイ
赤

上帶

上帶は上古の制詳ならず京都將軍家の頃も家々にてかはれりと（射御拾遺抄）いへるはやなぐひ元兵士自備の物なればなるべし長さは八尺計（隨兵日記）あるひは一丈一尺二寸（犬追物政清記）ふとさは大方具足の袖の緒の太さなるべし（弓法私書）といへり付る所はうけ緒の根緒の下かげ緒の弦の根とに付るなり負時は前にて結び不レ負はたばねてたかかしらに結付るなり

射御拾遺抄云上帶の事は家々にかはれり是も當家に上帶をひくといふはそのまゝかくるなり（射御持長記全く是とおなじ）

隨兵日記云矢に上帶つくる上帶の事紅たるべしたばねやう矢のつけやう口傳あり長さは八尺計にすべし

弓法私書云上帶たばぬるやう長さを五寸にたばぬるなり返しかずは九にも七にもするなりとめやうは二

古今要覽稿卷第百二

●器財部　やなぐひ下二

うけ緒

うけ緒はやなぐひの左の弦に付たり（つけやうかけ緒の如く一定ならず）これを負時右の腋下より前に引出し左の肩よりかけをを引とりてそれを引かけてむすびとむるなり長短また一定の制なし香取明神寶物のやなぐひには身寄のほゝたてに横に二つ穴ありそのあなより緒を出しわなとなしそのわなにうけをを通して籐にてとぢそのはしを上に引あげたかかしらの下の肩にて結びたりまた或家藏古やなぐひに付たるは左の弦の中比より根緒をつけてそれにうけ緒をとをしたり細川勝元朝臣やなぐひに付たるやうは弓矢名所の記にしるせしとおなじされば京都將軍の比みやこがたにてはこと〴〵く此制を用ひしなるべし

下總國香取神社寶物古箙うけ緒

黑ぬり箙うけ緒

次にかくのごとくなる

つぎにかけをを通すなり

つぎに五寸のかたを如此引かけよりをかくる
茶
アイ
つぎにかくのごとくす
茶
アイ
その丶ちかくのごとくす
茶
アイ
その次にかくのごとくす
茶
アイ
つぎにかくのごとくす
茶
アイ
次にかくのごとくなる
茶
アイ
つぎにかくのごとくす
茶
アイ
アイ
次にかくのごとくなる
茶
アイ

小笠原備前守持長弓矢名所記かけを
緋革又ハ梅革
上革　一尺七寸もろり
同上むすびやう
上革をかさねて鐶に通す
茶
アイ
アイ
茶
同上又かくのごとくもむすぶなり
まづ鐶に通して
アイ
茶
つぎに
アイ
茶
茶
此所箙にかゝる
つぎに
茶
アイ
かくのごとく結びかけて留る也
同上根緒のむすびやう
此所箙にかゝる
アイ
茶
かくのごとくさげて結ぶなり
まづかくのごとく結びて五寸と八寸とにわり合せてかりに中ゆひすべし
茶
アイ

黒ぬり古簶國所用かけを

伊勢家所傳古簶かけを

一種古簶に付る所かけを

古今要覽稿卷第百一

●器財部　やなぐひ下一

かけ緒　こしを

かけ緒はやなぐひの右の弦につけたり（つけやう一定ならず）是を負時左のかたをこしうけ緒をば右の腋下より出しそれにかけてむすぶなり長短一定ならざれども二尺五寸五分より長きは古法にあらず

一種古胡簶及下總國香取大神寶物○延喜式に箙緒洗革二尺五寸五分と有

然るに後世腰緒といふものを作り出しそのさきに鐶を付てそれにかけ緒をつくるなり但寶德元年小笠原備前守持長かゝれし弓矢名所といふ書に出たればそのはじめまた京都將軍家の比に出來しものにやあらん或云これ平胡簶のかけ緒をまなびてせしものなるべしといへりさもあらんことなり

七十一番職人盡歌合云

人ごゝろうけ緒かけをも絕はてゝ

腰はなれたる古えびらかな

按にこれは腰緒をもそへたるならん

尾張國熱田神社寶物柳箙かけを

下總國香取神社寶物箙かけを

次に

次に

次に

新羅三郎義光箙所用矢たばね

軍陣聞書云矢たばねの革の事くろ革本なり革の廣さ五分なりかねの定さだまらず矢によるべし三重卷て面にてひもむすぶごとく結べし革のさきとんぼうかしらに切なり

又云矢たばねのたかさの事根のさしぎはより上へ一尺二寸置て矢くばりの上をゆふと本日記にあれどもそれはあまり高すぎてはずの方すはりてあしきなりよきほどに見計らひてゆふべし

尾張國熱田八劒宮神寶柳箙所用矢たばね

此中の打たれ七寸許あり

同上軍器考圖後篇玉箒所載むすぶ形

つぎにかくのごとくむすぶ

つぎに

○正誤

伊勢平藏貞丈逆頬箙圖說云

矢くばりの圍は鐵なり黑革にてつゝみ赤組絲にて格子をする也此矢くばりなきもあり

栗原信充按に此かうし細川家所藏勝元の箙といふものにのみあり他にあることをきかずその上軍陣聞書に板め皮にて作るとあれば決してかゝるものにあらずまた太平記盛衰記に矢たばね解てをしくつろげとあり此格子ありては矢たばねをときてもくつろぐまじければむかしは無ものなること明らけし

矢たばね

矢たばねはやなぐひのたかかしらの左右より革を用ひて矢をゆふなり古物をみるにその結樣まち〳〵にして一定ならずはじめはさだめもなかりしなるべし京都將軍家の頃はやのねのすげぎはより一尺二寸許上をゆふと弓法私書射御拾遺抄いひ黑革の廣さ五分ばかり長さは矢を三卷まきてみじかく結ぶほどゝ弓法私書いへりされども細川勝元朝臣の箙に用ひられしは御免革黑革二枚重ねなり又一種古箙に用ひしは藍革なり延喜式には洗革を用ゆとあれば何にてもよろしきなるべし延喜主稅式云黑葛箙緖洗革二尺五寸五分幅五寸

按に矢たばね以下請緖掛緖根緖等に裁切てもちゆるなるべし

弓法私書云たばね革はくろ革なり革のさきをとんばう頭に切て兩わなに結て置なりたばね所は箙から一尺二寸計上を結ぶなり箙の矢もつ所より六寸計上をたばねたるがよきなりたばね革の廣さ五分ばかり長さは矢を三卷まきてみじかくと紐など結ぶやうにむすぶなり結びめ矢の表にあるべし

射御拾遺抄云征矢のゆひ所根のすげ際より一尺二寸上を黑革にてゆふなり紫革𛀁ん𛀁やくすべし

射御持長記云そやのゆひ所すげぎはより一尺二寸黑かはにてゆふなり

同上二つはさめの圖

同上三はさめの圖

同矢
とかり矢
十六
十五
十四
十三かとや
十二
十一
十
九かざや
八
七
六
五
四
三
二
一
今所考定矢くばり一つはさめの圖
前

弓法秘傳書云負征箭さし樣の事廿五さす時は五々廿五とさすべし矢くばりひとつはさめにさす身より上りにさすべし廿さす時は四五廿と矢くばり二つはさめにさすべし四づゝ五とをりにさすなり十六矢の時は四々十六とさすなり矢數すくなき時は三つはさめにさすべし但おなじ通りにさし候へば矢ぬけてわろし矢數をつもりはさめてむらのなきやうにさすべし

鶴岡八幡宮寶物胡籙矢くばり

黒くぬりたる
上を又はけめ
にぬりて黒皮
にて綴たり

狩詞記所載廿五矢さす圖

箙のしるのかた

一	二	三	四	五
十六	十七	十八	十九	六
十五	廿四	廿五	廿	七
十四	廿三	廿二	廿一	八
十三	十二	十一	十	九

箙の前

古今要覽稿卷第百

●器財部　やなぐひ中

矢くばり

矢くばりはやなぐひの筥の中にあり櫛形といふものなりまた筬竹(オサタケ)ともいふ細工方之書されども櫛形といふはその形ちにして筬竹といふもまた織機(ハタオル)料の筬に似たればしかよべるのみ正しき名とは聞えず弓法秘傳書に矢くばりひとつはさめ二はさめ三はさめなどいふことありよりて考ふれば熱田八劒宮の寶物胡籙の筬竹に矢をさしたる所たしかに見ゆるあり軍器考圖後篇玉箒それは筬竹二つはさみにさしたり然れば矢くばりといふものは矢たばねのそばにある格子のことヽいへるは誤なり

義經記云覺範法師云々さかつら箙矢くばり尋常なるに塗箆にくろ羽を以てはきたる矢の太さは笛竹などのやうなるが箆卷より上十四束にたふ〳〵ときりたるをつかみさしにさしはす高に負ひ云々

軍陣聞書云矢たばねの高さの事根のさしぎはより一尺二寸置て矢くばりの上をゆふと本日記にあれどもそれはあまりに高くてはすの方すはりてあしきなりよきほどにみはからひてゆふべし板め革にて矢くばりをしてその上を結べしえびらしこ一番にさす矢ひとつをくろ革をほそくたちていかにもよく引てえびらに結つくべし結やう女むすびなり云々

尾張國熱田神社寶物柳箙矢くばり

軍器考圖後篇玉箒云印ノ如ク四々十六本サシタル根ノアト殘レリ

に内へむけてさすなり何も四のかどにさす矢をば走羽を角へなすやうにさすべし左樣にさせばおのづから追取のふしの目中へむくなり
弓馬三卌云おひ征矢とてえびらに矢をさすこと廿五矢本式なり上さしさしやう有之矢のかずは廿五廿十六と三色にさしやうあり

のさしやうはいづれも根緒のつるの下を第一矢とし
うけ緒のつるの下までに二三四五とならべあるひは
二三四ともさすなりよりて此ならひは追取のふし前
向になるなり第六の矢をさす所多賀豐後守高忠が說
狩詞記と武田伊豆守信豐が說弓馬三冊おなじからず二人共
に小笠原家の說を傳へたるにおなじからぬはいぶか
しきことなりたゞし狩に用ゆる時と征戰の具とのわ
かちにや

保元物語云右兵衛佐頼朝ハ十三歳十二指タル染羽ノ
矢負云々

平家物語云敦盛ハ滋籐ノ弓ニ十八指タル護田鳥（ウスベ）尾ノ
矢鴾毛ノ馬ニ乘玉フ云々

源平盛衰記云頼政十六指タル大中黑ノ矢ノ表ニ水破
兵破ノ二ツノ鏑矢ヲサシタリ

難太平記云範氏ノ卅六指タル大征矢ヲ拂切ニシテケ
リ云々

太平記云名越尾張守高家云々卅六差タル白磨ノ銀筈
ノ大中黑ノ矢ニ本滋籐ノ弓ノ眞中トリテ小路セバシ
トアユマセタリ云々

弓法私書云えびらに矢をさす事廿五矢をば五五とさ
す廿矢をば四五とさすなり廿矢はさる程にわろくさ
せばひしに成なり四さす方をも心にてひろく五さす
かたの廣さほどにさせばよきなり十六矢をば四四と
さすなり何も矢をさすに追取のふし
私云本はきの下の節なり征矢をば此節をそろゆる
なり
の目を外へむけぬ様にさすなり箙のうけ緒のつく方
を矢くばりの竹六ばかりづゝ間を置て上の矢くばり
の革にて結付なりさす一は外向なるべし扨惣をさし
て上の矢くばりをいため革にてこしらへて兩方に穴
をあけて矢をたばぬる革の下に絲にて結付べしその
上をたばぬるなりたばね革はくろ革なり革のさきを
とんぼうがしらに切て兩わなに結て置なりたばね所
は箙から一尺二寸ばかり上を結なり箙の矢もつ所よ
り六寸ばかり上をたばねたるがよきなりたばねがは
の廣さ五分ばかり長さは矢を三卷まきてみじかくと
ひもなどゆふやうに結なり結め矢の表にあるべし矢
くばりたばね革の下にあるなりまた十六矢などの時
羽の方をひろげんとおもはゞさし所を廣くさすべし
返々矢をさす時おつとりの節の目を外へなさぬやう

つゞらを以て袋のごとく編て賤者腰に帶て食料の物を入るなりナとは食物の惣名クヒとは喰義にてナをはましむる義なるべしさてかくナグヒといふ物有によりて箭をはましむるを箭のナグヒといふ義にても有べきにや

胡簶

軍防令○倭名類聚鈔にヤナグヒとよめりたゞし唐令に出たれば西土のをうつされしにてあるべきやと云說もあれど左かるべからず西土にて胡簶といふものは秦王破陣樂の裝束にて考ふるに皇朝にて靫といへるものと同じきなり

ナグヒ圖

籙

保元物語○按に三代實錄に籙胡簶通じて記せり左かれば二物とするはよろしからず必竟籙は西土にても古くより矢をもる器とせし字胡簶は隋唐の間に起りし名なれば北朝の方言ならん隋唐天子みな北方の人なれば終に正名のごとくなりしなるべし

矢數

やなぐひに箭をさすこと五十隻を法とす軍防令又四十隻のこと太神宮儀式帳あり然るに貞觀の末兵士微弱になりて負に勝ざりしかば廿隻以下にもなりしを平日は卅隻臨時警固のことあらん時は五十隻とさだめられ三代實錄つる由なりされば兵庫式にも五十隻を一具とせり五十隻の重さ推量るに五百錢餘に及ぶべしそれに胡簶の重さを加へまた胡簶中にたくはふる器等をいれなば一貫錢餘にも及ぶべしいかにも輕きものにはあらざるなり是に於て後世遂に五十隻の制行はれずして廿五矢を式正とし卅六矢を大なる極りとし廿四矢廿矢十八矢十六矢十二矢にも減ぜしならんさてそ

保元物語新院御所軍評定云爲朝云々𥱋(カラ)ハ白篦ニ山鳥ノ羽鵠(コウ)ノ霜フリヲ合ハギニ四本立ニシテハギタリ廿四指タル箙ニ此鏑ヲ四筋差添タリ

平家物語木曾願書云大夫坊覺明箙のほゝだてより小硯疊紙取出し木曾殿の御前にかしこまり願書をかき云々

太平記土岐多治見宿所軍事云小笠原孫七敵廿四人矢ノ下ニ射テ落シ今一筋胡籙ニ殘シタル矢ヲ拔テ胡籙ヲ櫓ノ下ヘ投落シ云々

又四條畷合戰云田ノ畔ニ後ヲサシアテ、胡籙ニサシタル竹葉取出シテ心閑ニ兵粮ツカヒ云々

後三年合戰記云千任丸をめし出して先日矢倉の上にて云しこと只今申てんやと云千任首をたれてものいはずその舌を切べき由おきてつ源の直といふものよりて手をもちて舌を引出さんとす將軍大きにいかりて云く虎の口に手をいれんとす甚をろかなりとて追立を兵出來りて箙より金はし取出て舌をはさまんとするに千任齒をくひ合せあかず金はしにて齒をつきやぶりてその舌を引出してこれをきりつ云々

○釋名

やなぐひ　靫　韊　新撰字鏡

或家藏やなぐひ名所圖

○按に今やなぐひといふものは平やなぐひ及び壺やなぐひ也扨其二物をくはしく見るに靫は筥なければ櫛形なくても箭をもるにうごくことなしやなぐひは筥短ければ櫛形なくては箭をもるに便ならず故に此櫛形を制し出たるものと志らるこゝに鏃をくはせて止むるを以て矢根ぐひといひしなるべしされども當時此物なき短胡籙もありしなるべければそれと別たん爲に矢根ぐひゆぎといひしならんか後にいたり人々その便利よきを以てことごとく此を用ゆる事となり終にゆぎといふことをはぶけるなるべし日夏繁高は矢並杭ならんといへどもうけがたし又按にナグヒといふ器みちのくにゝのこれり他國にも有べけれどいまだ聞ずそれは黑

れるものは形𩋰(エビラ)に似たればやがてえびらともいひしならん今昔物語に賤の胡籙とあるはこのえびらのごときものにやさて儀仗の具に平胡籙壺胡籙などいふをあるひはたゞ胡籙または箙といへるより自然衛府の官人の帶る所をばえびらと稱せしなるべきなり

軍防令云征箭五十隻胡籙一具云々令ニ自備一不レ可ニ闕少一云々

三代實錄云貞觀十六年九月十四日應レ減三定諸府舍人胡籙之箭數一事案ニ右所レ行准ニ於令一條ー兵士箭數以ニ五十ー隻一令レ盛ニ於一ー箙一而今人力微弱難レ帶ニ五十隻一勘責不ニ肯准ー行一或乃二十隻已下卅隻已上帶レ之非常之備豈容レ如レ斯誠是科責無レ所レ重人心不ニ甘ー服一之所レ致也望請尋常平懷之時以ニ三十隻一爲レ定今使ニ放帶着一但節會行幸及臨時警固之日依レ法備ニ於五十ニ不レ令三武ー備一闕ー乏上

按に上文に胡籙といひ下文に箙とあるにて胡籙と箙と別物にあらざることしられたり

伊勢太神宮儀式帳云荒祭宮正殿裝束弓三枝胡祿三具(皮作一具 黒作二具)月夜見宮遷奉裝束弓六枝胡籙六具(各矢五十)瀧原宮遷奉時裝束云々神財弓三枝胡籙三具(各矢卅箭)伊雜宮遷奉裝束弓三枝胡籙三具(矢卅箭)

延喜兵庫式云造ニ明胡籙一口一料黒葛一斤

倭名類聚鈔(弓矢具)云箙周禮注箙(音服 和名夜宗久比)盛レ矢器也唐令用ニ胡籙二字一唐韻云䩮䩬(胡鹿二字)箭室也

今昔物語(平維茂郎等被レ殺語)云太郎介物食終テ高枕シテ寢ヌ枕上ニ打出ノ太刀置タリ傍ニ弓胡籙鎧甲アリ云々

又(平維茂罸ニ藤原諸任一語)云餘吾ハ紺ノ襖ニ欵冬ノ衣ヲ着テ征箭卅許上指雁胯二並指タル胡籙ヲ負テ手太キ弓ノ革所々卷タルヲ持テ云々澤胯ノ四郎ヨリ始テ軍共俄ニ起上テ此ヲ見テ或ハ胡籙ヲ取テ負ヒ或ハ鎧ヲ取テ着或ハ馬ニ轡ヲ口或ハ倒レ云々

又(依ニ頼信言一平貞道切ニ人頭一語)云貞道郎等共ニ其心ヲ知セテ馬腹帶シメ結胡籙ナド搔䟽テ取テ返シテ追行ケル云々

又(藤原親孝爲ニ盗人ニ被レ捕レ質依ニ頼信言一免語)云草刈馬ノ中ニ强カラム馬ニ賤ノ鞍置テ將來ト云テ取リニ遣リツ亦賤ノ樣ナル弓胡籙取ニ遣ツ各皆持來タレバ盗人ニ胡籙ヲ負セテ云々

又(源頼信朝臣男頼義射ニ殺馬盗人一語)云頼信コノ音ヲ聞テ頼義ガ寢タルニ此ルコト云ハ聞ヤト不レ告シテ起ケルマヽニ衣ヲ引キ壺折テ胡箙ヲ搔負テ厩ニ馳行テ自ラ馬ヲ引出シ云々

古今要覽稿卷第九十九

●器財部　やなぐひ上

やなぐひ　胡籙　箙

やなぐひは靫のたけひきく作りしにて征箭を盛るための器なり軍防令西土の箙及び胡籙にあつれども倭名類聚鈔その制作はおなじからざるなり但上古は征箭を盛るをも靫(ユギ)といふ

天孫の日向高千穗峰に天降らせ給ひし時天忍日命(アメオシヒノミコト)天津久米命の天石靫(イハユギ)を負給ひしと古事記にあるを以て考ふるに征箭なること玄るし

靫の箭をうくること五十隻即やなぐひとおなじゆぎの大きさ底にて廣四寸五分幅二寸七分許のものなれば一箭の分積方五分にあたらずやなぐひまた同じく五十隻をうくるものなれば大きさも相同じかるべきに近世の物大かた廣二寸八九分幅二寸四五分に過ず此積七百分許あり是を五十にわかてば十四分づゝになる十四分を四角にすれば三分强づゝなり方三分强の處に一箭をさし用ひんには箆の太さ經二分許に過べからずさばかりの小箭いかで征箭とするにたゆべけんや

これ十六矢あるひは廿矢廿五矢を盛る料の器なり尾張國熱田八劔宮寶物やなぐひ底にて廣四寸一分幅三寸二分あり近世の物に比すれば甚大きく靫に比すればやゝ同じけだし五十隻をもり用ひしものなるべしたゞし是やなぐひには箙竹ありまた四天王寺にあるやなぐひ八劔の宮のと大きさはやゝ同じくして箙竹なし按るに兵士微弱にして五十隻を帶に勝ざるとて尋常のことには三十隻を帶臨時警固のごときは令によりて五十隻を用ゆべきよし三代實錄定められし比五十隻もりのやなぐひに卅隻もりては箭動きて負に便なかるべければ箙竹といふものを造り出せしなるべし玄からばその箙竹といふものあるをやなぐひゆぎといへるならん然るに五十の箭は武備のためなれば闕乏せしめざれと三代實錄ありて箭の數を減ずることを得ざりしかば終に胡籙を葛柳等にてつくり輕きをむねとせしならん然るに葛柳にて此器を造ることは延喜式に見えたれども竹にて作れるをばきかず竹にて作

三所籐弓

三所籐弓は二所籐の一所多きなりまきやうは握より五寸置て五分籐をつかひまた五分置て五分まきまた五分置て五分まきまた五寸置なり弓の長短によりてまき數さだまることなし

半井本保元物語（義朝白河殿夜討）云伊藤六當年十七死生不知ノ兵ナリ萌黄匂ノ鎧ニ三枚兜ニ染羽ノ矢負三所籐ノ弓持チ云々

本間山城守宗資三所籐弓（甲斐國山梨郡農家藏）

長七尺六寸

五分

五寸

尼子晴久三所籐弓（安藝國某郡農家所藏）

長七尺五寸余

本重籐弓は握より下ばかり重籐にして握より上は二所籐にするなり弓馬故實武田小笠原兩家の用ゆる所にして射御拾遺抄射御持長記たゞ人はもつまじきよし弓馬故實上賢抄的出張記いへり弓馬故實云にぎり下を重籐にして握より上を二所籐にする弓の事本重籐といふなりこれは人により斟酌する弓なりたゞ人はもたぬなり秘事の弓なり

射御拾遺抄云武田小笠原兩家は本重籐にぎりより上二所籐なり

按に射御持長記又おなじ

高忠聞書別記云にぎりより下を重籐にまきてにぎりの上を二卷づゝ卷たるしげとうをば小笠原殿武田殿持レ之よの者もつまじき事なり

的出張記云本しげとうはゆるしなくてはもたざるなり

上賢抄云弓をこしらゆるににぎり下重籐につかひてにぎりの上を二所籐につかふ弓あり是は武田小笠原兩家ならではもつまじき弓なり

諸書當用抄云出陣の時當家には三所籐を用ゆべし卷樣本はずをにぎりより下しげとうに卷てにぎりより上を三所籐をつかひて持べしかぶら籐上は五寸置てまく本は四寸置てまくなり

弓法私書云武田小笠原兩家には本重籐に握より上は二所籐なりいづれも口傳あり

武田右京大夫信豐朝臣弓所藏未詳

二所籐弓

二所籐弓は籐をつかふに間を五寸置て五分まきまた五分置て五分まきまた五寸置て五分まくをいふ武田信豐朝臣の弓にてしられたり

保元物語義朝白河殿夜討云中務少輔重盛生年十九歳赤地錦ノ直垂ニ澤瀉威ノ鎧ニ白星ノカブトヲ着廿四差タル中黑ノ矢負二所籐ノ弓持テ

又半井本云伊勢國ノ住人山田小三郎伊行云々黑ホロノ矢負二所籐ノ弓持云々

武田信豐弓圖

二所籐弓　吉田八左衞門所作云

ら籐はその際にほそく上へ高くつかふなりさてその外は間を五分づゝ置て籐の廣さ二寸づゝつかふなり籐の數はさだまらず弭にはうらはずに細く二ッ本はずに細く一ッつかふなりかくのごとく籐の廣さ間の廣さ定りたれどもうらはずまでかくのごとく同寸につかへば弓の細き所にて籐ふとくみえてみにくきなりすこし上へは籐の間をも細くつかひたるがよきなり是は故實なり惣て重籐つかふ弓をも前にしるすごとく下をせんたん卷に卷てくろぬり籐つかふなりまた軍陣などへ持弓のうらはずもと筈は朱をさす事あり是は蛇の舌を表したる故なり

又云矢を負ふ時必重籐の弓をもつべし武田小笠原には本重籐のうら二所籐の弓を持なりこしらへやう別紙に記す矢をおはざる時重籐の弓をば持べからず

重籐弓伊勢家所傳

伊豫國三島社藏弓圖

長七尺八寸四分

側木八分

外竹巾一寸二分

○正誤

本朝軍器考補正云滋籐ノ弓今世ニ傳フル處專ラ弭ヨリ上ノ籐三十六弭ヨリ下ノ籐廿八ヲ卷ヲ法トスト云ドモ古ク見エシ處ナシ天文中ニ赤松治部少輔俊忠ト云シガ小笠原備前播磨守等ノ相傳ヲ以テ記セシ書ニシゲタウト云ハニギリノ上ニ卅三所ニギリヨリ下ニ十七所以上五十所ナリト云コトハ見エシサラバ今ノ定ハ近キ世ノコトニヤ古キ法ニハアラヌカ

按に籐の數卅六廿八といふ事は射手方聞書にみえたり此書文安五六年の間に小笠原山城守より同名豐前守へ相傳せし書なればこの說また近世にいひ出せしにあらずかつ赤松俊忠の說に五十所といふもその據をしらず抑小笠原家の傳說には卷數さだまらずと弓箭條々にいへば小笠原備前守播磨守かかることをいふべきにあらず

本重籐弓

せんたん卷をすべしせんたん卷といふ事は蛇の體を表するなりその上にゑげとうをつかふべし籐の寸法二寸ばかりあひ五分ばかり矢摺五寸許なりうらはずはすこし長く本はずは少短しうらはず本はず赤かるべし

弓箭條々云重籐の弓のこしらへやう二寸許に籐をつかふなり交は五分なり一寸許なり卷數小笠原殿流にはさだまらざるなり惣て弓は黑蛇をかたどりたるものなりくろぬりが本なりゑげとうは蛇のいろこの心なり

軍陣聞書云弓のはず蛇の頭に似たりこれをおそれおぼしめし今のはずにつくりなされたり蛇の舌に表すべしとてはずを長く出して弦をかけられたるによりて今の世までも如ㇾ此なりくろき蛇を表するによりて弓はくろきを本とするなりそののち籐をつかふ事蛇のいろこに表するなりかぶら籐は蛇の頭なり浦筈本筈に蛇の頭なり口の色は赤とて朱をさすべき事本儀なり故豐後守高長普廣院殿山門御退治の時與雲寺殿御供申致㆓出陣㆒のとき重籐の弓をもつうらはず本はずに朱をさして持たる也ゑらぬ人は不審するなり小笠原備前殿持長法名淨元歸陣の時見物ありて御褒美ありたるなりその時高長負たる矢切符二十五矢なり

弓馬故實云重籐の弓といふ事は箙にそふ弓なりくろぬり籐をゑろくつかふなり籐の長さ一寸許に間を五分許づゝ置てつかふべし南方のかぶら籐につかひやうあり是もゑるしがたし口傳有ㇾ之

的出張記云ゑげ籐は公方樣御持候たゞ人は斟酌すべし

射手方聞書云軍陣の時弓こしらふる事にぎりより上は籐の數二十八是天の二十八宿を表するなりにぎり下の籐の數三十六是地の三十六禽を表するなりにぎりの下には愛染明王の咒摩利支天の咒をうすやうに書て卷てその上を赤地のにしきにて卷て紫革にてにぎりを十五にまくべしくろ革にても卷べしくろ革は平人の儀なり此事ゑれる人なし仁田右馬助方口傳

弓法私書云重籐の弓には必せきつるをかくべし

又云弓こしらへやうの事下を絲にてゑかと卷て上をくろくぬるなり

又云重籐のつかひやううらはず六寸矢ずり本はず五寸上下はずぎはまでたみたるやうにつかふなりかぶ

古今要覧稿巻第九十八

●器財部　弓五

重籐弓　本重籐弓　二所重籐弓　三所重籐弓

重籐弓のはじめさだかならず藤原秀郷三上山の蜈蚣を射たる時に重籐の弓に三年竹の節近なるを十六束三伏に拵てたゞ三筋持たりと（本間家弓書）いへど太平記には五人張にせきつるかけてとありて重籐とはなしたゞしせきつるは必重籐に用ゆるものと（弓法私書）いへば五人張といふも重籐の事にや此説實ならんには承平の比より此弓ありしと云らる然るに承平は延喜式作られし延喜五年よりわづかに四年ののち順朝臣の倭名類聚鈔作られけん比よりはいさゝか前なるに重籐といふ名目制作ともに二書にのせざるはいぶかしきことなり白川院の義家朝臣に武具をめされし時まゆみの黒ぬりなるを奉られしと（宇治拾遺古事談）いふによれば彼朝臣の比は延喜式にみえしごとき弓をむねと用ひられしにやとおしはからるれば秀郷朝臣のもたれし重籐の弓も木弓にてありけんも云るべからずけだし木弓のよく射こまざる内は損じやすきものときけばかゝる制作をも巧み出しならんさて伏竹の弓になりてもいよ〳〵重籐したる堅固なるを以て遂に随兵軍陣には必これを持ことゝ（射御持長記射御拾遺抄）なりしなるべし

本間家弓書云秀郷ハ是迄一度モ不覺セザリシ重籐ノ弓ニ關弦カケ三年竹ノ節近ナルヲ十五束三伏ニタメテ大ノ尖リ鏃ヌケテ三筋ヲ持タリト云傳フ

按に太平記に秀郷ハ一生涯ガ際身ヲ放タデ持タリケル五人張ニセキツルカケテ噛濕シ三年竹ノ節近ナルヲ十五束三伏ニ拵ヘテ鏃ノ中子ヲ筈本マデ打通シニシタル矢タヾ三筋ヲ手狹テ今ヤ今ヤトゾ待タリケルとあり

保元物語（義朝白河殿夜討）云四郎左衛門頼賢コレヲ聞モ咎メズ則西ノ川原ヘ出向紺村濃ノ直垂ニ月數ト云鎧ノ柄葉色ノ唐綾ニテ威タルヲ着廿四差タル大中黒ノ矢頭高ニ負ナシ重籐ノ弓眞中取テ云々

按に軍陣に重籐の弓用ひしことの書にみえしはこれらやはじめなるべき

射御拾遺抄云随兵軍陣などの弓は下地くろくぬりて

志村愛助平知孝

編修兼圖畫　岩崎源三源常正

編修兼淨寫　橋本藤兵衞藤原常彥

編　修　栗原孫之丞源信充

總　判　屋代大郞源弘賢

と云けんと云は猶更信じがたし式にマヽキ矢ノミアリテ弓ノナキと云は兵庫式内藏式共に白木の梓弓と幷載たるを見ざりしなるべし

眞卷弓

眞卷弓はおのづから一種の製なり眞弓に籐にても樺にても卷たるをいふ園太曆に見えたり園太曆文和五年三月二十七日云先日或人相ニ尋眞卷弓事一引勘今日遣ニ返狀一畢爲ニ後勘一續レ之康和三年正月十八日左近次將相ニ具弓矢一不レ持レ笏依レ可レ執レ弓也眞卷弓矢也首書此弓不レ限ニ次將一歟可レ尋先日或人被レ尋云眞卷弓ト號ハ何樣哉或說小弓歟或大弓才學區也愚存如何云々予所存眞弓卷ニ籐及樺一號ニ之眞卷一近代以レ紙替ニ籐樺一歟

或說に籐及樺を卷は木竹を合たる弓に限ことなりといふは誤なり丸木弓を卷たることもあり河内國南別井村農家松村某藏する所楠氏の弓といひ傳しもの十二所卷たり壺井八幡宮藏の丸木弓は七所卷たり今も猶蝦夷の弓は皆丸木なるに其制の精きは樺にて卷たる物あるなり

次將裝束抄云射禮賭射弓場始例東帶相ニ具弓矢一眞卷弓矢也件弓付ニ鞆弓懸一

山科家答云眞卷弓　柄上下卷ク組ハ赤シ或ハ紫紺絲等也樺ハ宿老ノ人用ユ白檀紙色紙壯年ノ人用紅梅檀紙或ハ以ニ薄樣一卷レ之或用ニ眞樺一其色紅梅色也建曆御禊ノ日爲家靑薄樣ニテ卷レ之後日及ニ沙汰一年齡ノ沙汰正儀ニアラズ何モ白樺ナドニテ卷レ之衞府はゑうとうまくべしと見エタリ

○和歌

夫木集卷第卅二弓天仁元年顯季卿家歌合

いかにせんまゝきの弓のともすれば　琳賢法師
引はなちつゝ合ぬ心を

弘賢藏本は日野資勝の筆なり夫にはましきの弓と書てまゝきは傍注してあり

校　正　檜山坦齋源義愼
圖　畫　本山幾次郎橘正義
　　　　大河戸晋平藤原儀成
　　　　三輪善太郞三輪正賢
校正兼鈔錄　榊原猪右衞門源長行
校正兼淨寫　山本林藏源淸任
校正兼鈔錄　松井茂重郞源英信

かくいへるにや竹馬なる時は篠をつかひ候はでは不レ叶候事に候とはいかゞ有べき陸奥國所々に傳はりし前九年の時の弓其材は槻にて外竹のみを合せしなりさらに篠を用ひず又漆をも用ひざれどもその合縫の堅實なる事奇々妙々の物なりいかさま古色にて其傳説もゆゑあるもの見ゆる物なり又木弓にても篠を卷事も有は前にいふごとし抑倭名類聚鈔の細射弓箭のみ擧て延喜式を遺されしは考を失せしならん

軍器考補正云延喜式ニ記セル中ニ麻々伎矢ト云モノ有考ニ麻々伎ト云ニ二品アルナルベシ其一ツハ延喜式ニ見エシト和名鈔射藝部ニ細射ト書テ和名萬々岐由美ト書ルトハトモニ射藝ナルモノ也又一ツハ江次第ニ眞卷弓矢ト見エシト次將裝束抄ニ射禮賭射弓場始ニ相具弓矢眞卷弓也ト書ルハ倶ニ弓矢ノ制作ナルモノナリ則園太暦ニ云々ト答給ヒシモノ是也射藝ト云ハ宇治拾遺ニ門部府生云々コヽニ夜燈ニテ射ルト云フハ坐間ノ業也ナレドモ能射ル聞エアリテ賭弓ヲメデタク射海賊ヲ四十六歩ニ射シナドヽアレバ小弓揚弓ノ類ニハアラズ實ニ射藝ナルコトマガフベカラズ今モ坐間ニテ射ヲナラフニ卷藁ト云モノヲ用フ其制藁ヲ丸ク卷タルモノナレバ其昔カヽルモノヲ丸卷ト云ソレヲ畧シテ麻々伎ナド云シニヤ今卷藁ヲ射ル矢鐵カ角ヲ以テ小キ鏃ヲ用ユ昔モカヽルモノナリシヲ塵バカリナル鏃ト云歟式ニ見エシ麻々伎矢ノ鏃モ矢五十隻ノ料鐵十二兩二分熟銅三分トアレバ特ニ小キ鏃ナルモノ也又式ニ麻々伎矢ノミニテ弓ノナキハ坐間ニ卷藁ヲ置テ射ンニハ弓ハ別ニ製セズトモ足ヌベシ是等アハセ考バ麻々伎ト云ハ今ノ卷藁ノ如キ物トゾ思ハレヌ

按に延喜式に麻々伎矢と云モノアリと云は誤なり式には麻々伎鏃とあり白木の梓弓に角伊多都伎と相具したる鐵の鏃なり倭名鈔に細射をマヽキユミと訓し射もと的弓の事なれば的を射て中りを細良にする義より細射とも名付しなれば即射藝と云べし江次第及次將裝束抄に見えし眞卷弓は白木にあらず延喜式に武官は正月大射の日と云とも塗弓を用ゆる由いへば賭射弓場始また同じく塗弓なるべし又門部府生が藝を坐間のわざなりと云は何を證として志か云るにや信じがたし今の卷藁をマヽキ

なり
弘賢曰これは近世の名目にて上古よりいひつぎしところにはあらず
又云六典及び皇朝の厩牧令に細馬と見えしは良馬のことにしてわろき馬を麁馬といふに對へり細は巨細にはあらで細妙の意なれば和訓に久波之といへるに當る萬葉にもくはし妻あるは良妻なりさらば細弓も良弓といふにおなじき歟是を末々岐由美と訓るも末は稱美の意歟
按に細馬の細もたゞ良と云義にはあらず調練して進退曲節ことごとく度にあたること細良と云意なるべしされば細射と云も中を調練するための義にして細矢とも云なり西土の細弓は何なる制作にや未詳といへども皇朝にては細射に白木を用ゆるを以て細射の弓をマヽキと云なり然るをマは稱美の意とせしはあやまりなり
白石手簡「與小瀨復庵」云マヽキ弓と申すもの候但し是は中世以來のものと見え候此事園太暦にも問答候てしかとしれぬ事にみえ候き唐令細射弓箭を源順倭名抄にマヽキと讀まれ候此細の字麁細の細と少しくちがひ上馬を細馬と申すごとくその工の細微なるを申たると見え候これにつき存候はかのマヽキ弓を古俗に眞卷弓としるし候事よのつねにヽき卷弓と申すものヽ事すなはち今の竹弓の事と存じ候竹弓なる時は籐をつかひ候はでは不レ叶候事に候むかしより絲裏なども滋籐なども申す皆々竹弓とみえ候それを軍備に用ひ當時の俗修羅弓と申すごときものをマとは申し候と見え候歟射に用ひ候をば卷弓と申し軍備に用ひ候をば眞卷弓と申たるとみえ候式にも武官は漆弓を用ひ候と見え候漆弓則質は竹弓にて絲裏にし扠漆を加へ候事とみえ候
按に唐令に的を射ることを細射と名付しは中りの細微を崇ぶより字を命せしなり今の竹弓の事と存じ候と云は更に信じがたし射に用ゆるを卷弓と申し軍備に用候をは眞卷弓と申たるなど云はよりどころなきことなり既に眞卷弓と云は朝廷の三射に次將の執ものにして決して軍備のものにはあらず武官は漆弓を用ひ漆弓質は竹にて絲裹にしと云も誤なり兵庫式に征箭の前に出せる梓弓槻弓檀弓みな漆弓なり武官の執ゆみ竹弓なりとは何によりて

細なりと注せられて木竹合たる弓制の細密なるを以てまゝき弓にあてたるなるべし延喜式に見えたるマヽキ鏃はまゝき弓に具する矢なるべしとはいかにやあらん倭名類聚抄細射弓箭の四文字を此間にいふ末々岐由美是なりと注せしは西土にて細射の弓箭を征伐の具と別にしたるは皇朝にても的を射る弓矢と武備の物とを別てるによくかなへれば皇朝にて所謂マヽキユミと云は唐令の細射にあたり唐にて細弓と云は皇朝にてマヽキと云弓にあたると云義にてかく注せしなるべし順朝臣のマヽキユミと注せしは賭射をノリユミと訓するたぐひにて弓の名と定めしにもあるまじき也委しく別ちていはゞ唐の細射は皇朝のマヽキユミ唐の細弓は皇朝のマヽキと云べしまた木と竹とを合たるを繼木と書べきことと覺束なし繼とは物の絕たるを繼とにてたとへば半は木半は竹ならんには繼木ともかくべきか抑木に竹を合せし弓をばふせ竹といひしにや賴政卿家集に心より外に中絕たる女のもとへつかはしけるおもはずや手ならす弓にふす竹の一よも君にはなるべしとは夫木抄知家卿歌あひおもふといへる題にて梓弓末までとほすふせ竹のはなれがたくもちぎる中かなこの歌によりておもふにふせ竹の梓弓ふせ竹のま弓などいひしにや木竹合せしをマヽキ弓といひしことはさらに所見なき事也

日下部景衡云マヽキとは小的射ることかその弓矢をまゝき弓まゝき矢といふ

弘賢曰マヽキ矢といふ名いまだ見あたらず

近世的弓的矢といふにおなじきなり上古はあづち持ぬものはつぐらを此彼に持せて小的を懸け布かはを張て射たりしなりつぐらといふ物は今のねこかきの如く作りくる／＼卷たるものなればまゝきといふなるべし門部府生まゝきを好て葺板を燒夜も射しとあればつぐらを射し事なるべし

按に小的いる事かと云は何を證とせしにやたゞ的を射るといはゞ聞ゆべきに的弓的矢とまでは考付ながら白木の事に心付ざりしは遺憾なりまたツクラと云ものをマヽキと云しならんとは更に據なき事なればいふにたらず

山岡俊明云マヽキと云キは後の世にあらきたらきぬりきいろき修羅きなどいへるすべてキは弓といふ事

る弓も上古よりありし也まゝき弓は雨露に忞めりを受ればはなるゝ故軍陣には用ひずして的にのみ用ひしなるべし丸木弓は軍陣に専用ひしなり

弘賢按にマヽキ弓は的を射べき弓也といへるは誤なりマヽキユミとは唐の細射とおなじく的を射ることなりされば順朝臣も弓矢の部に收めずして射藝の部に出されたり然して琳賢法師の歌はマヽキノユミとあれば倭名類聚鈔の細射をマヽキユミといひしことは自ら別にして江次第次將裝束鈔にいへる眞卷弓のことなるべし又マヽキは延喜式等にもみえたれば木竹合せたる弓も上古よりありしなりといふはいかゞ延喜式にマヽキと記されしは鏃のことなれども其鏃をすげたる箭に副し弓は白木の梓弓なれば更に木竹を合せし弓にあらざること自ら明らかなり琳賢法師の歌の引はなちとは弓を引矢をはなつ事を云にあらず弓の木と竹を引はなす事を云なりとはいかにやあらん合せぬる木と竹のはなるゝ事をいはゞ引はなれつゝとはいはではかなはざるにややはり弓を引矢をはなつにかけて人のひきたがへぬるをいひしなるべしあはぬ心をといふに木竹をあはせたるこゝろをふくめるともいふべけれどうたはさやうに親句のみつゞくるものにあらざれば此結句は疎句なるべし又常に引はなつにあらずやゝもすれば引はなつといふ心にてともすればといへるなりと見えしもいかゞともすればとは古歌にとすればかゝりかくすればとあるとすればといふ詞にもの文字をそへたるにてとかくすれども引たがへてあはぬよしなるべし此うたにまゝきの弓とよめるは園太暦及次將裝束抄に見えし眞卷弓なるべし園太暦に引れし康和三年の賭射に眞卷弓を用ひしより此歌詠作の天仁元年僅に八年後にて此比より眞弓に籐及樺を卷たる弓行はれしなるべし作者の意は近年行はるゝ眞卷弓をよみ入しがめづらしくさて其まゝき弓は賭射に用るものゆゑともすればといふ詞をよみて粫さへもとりあはせしが趣向なるべしさはいへど他本には此歌の第二句ましきの弓のとかきたればもしその本に忞たがはゞまゝきにてはあらざるなり第三に木と竹とを合せたる弓をまゝき弓といへること物にみえたることとなしそれを倭名類聚抄の細射に麁細の

○正誤

春草云眞卷弓は眞弓に籐を卷たるなりといふ說あり或は小き弓なりといふ說もあり何れも正說にあらず用ることなかれ夫木抄に天仁元年顯季卿家歌合琳賢法師いかにせんまゝきの弓のともすれば引はなちつつあはぬ心を此歌の詞を考るにまゝき弓といふは今世用る木竹を合たる弓のことなり歌は戀のうたなり歌の心は我戀はまゝきの弓のごとくやゝもすれば引はなち／＼て逢ぬ心をいかにせんとなげきたる體なり第二の句あづさの弓といひても事たるべきをまゝきの弓といひたるは下の句に引はなちつゝといふべきが爲なりあづさの弓は丸木弓にてはなれぬ物なるゆゑあづさの弓といひては下の句に引はなちつゝとはいはれぬゆゑはなれやすきまゝきの弓をいひ出して下の句に引はなちつゝといへるなり引はなちとは弓を引矢をはなつことをいふにはあらず弓の木と竹を引はなす事をいふなり常に引はなつにあらずやゝもすれば引はなつといふ心にてともすればといふなり弓射るには左の腕に鞆といふ物を結び付て射るに弦にてはちきて鞆を磨るなり鞆をするといふ事とともすればといふ詞と兩方をかねていへるなり

ともすればといふ詞はやゝもすればといふにおなじ

此歌の詞を以て考ればまゝき弓は木竹合たる弓のことゝきこゆ又此歌によりて考るに眞卷と書は當字なり繼木と書べし繼父繼母をまゝちゝまゝはゝとよみ眞間の繼橋をまゝはしとよむ例にて木竹を繼ぎ合たる弓なるゆゑ繼木弓と書てまゝきゆみとよむべし又倭名抄に細射の二字を出して唐鹵簿令の細射弓箭といふ文を引て今按に此間云和名萬々岐由美と注したり是は細射の細の字を麁に對する細の字として丸木弓の制の麁略なるに對して木竹合せたる弓制の細密なるを以て細射の二字を萬々岐由美に宛たるなるべし延喜式に見えたる麻々岐鏃は萬々岐由美に具する矢なるべし又按にまゝき弓は的を射べき弓なり宇治拾遺に門部府生といふ人常にまゝきを好みて射けるが能く射るよしきこえて賭射の射手にめされし事見えたり又次將裝束抄の射禮賭弓弓場始の條に束帶弓矢を相具す眞卷弓矢也件の弓に鞆弓懸を付と見えたりまゝきは倭名抄延喜式等にも見えたれば木竹合た

といふべし
按に的木といふはマヽキの訛りにや

○和歌

杢権頭爲忠朝臣百家首

弦月　　勘解由次官親隆

まゝきいる大宮人のともすれば
かざしてたてるゆみ張の月

射場始　　加賀守顯廣

まゝきいる大宮人はけふやさは
冬の弓場にたちはじむらん

散木奇歌集上戀部

物申ける人の常にあやしき事のありければうらむるをきゝてくせ〳〵しさなんたぐひなきと申ければまゝきのやたてのひらなるにむすびつけてつかはしける

まろならぬ矢立の竹も節ごとに
くせ〳〵しくて世をば過けり

物名

まゝきのやたて

みくら山まきのやたてゝすむ民は
年を積とも朽じとぞ思ふ

○釋名

麻麻伎

延喜式○マヽキといふ名義詳ならずいま按にキとはサキの上略にて鋒の義なるべし鏃をヤサキとよめる則これなりマヽとは銅鐵を鍛練して造れる義にて有べきにや銅はもとより熟銅と見えたるうへ鐵もかならずきたへて造るべければなりさて熟の字をウマシとよめりウマといふ言かさなればマヽといふ詞となる古言に乳をマヽといひ今も飯をママといへる皆この義なり○土井利往曰マヽキとは今の世のイタツキのことにや然らば其名の如きはマルマキといふルの字を略せるにや他の鏃はみなこみ有て箆の中にとほるをイタツキのみこみなくて箆の本を丸く巻てあればマルマキイタツキといふ名なるをそのイタツキを略しルの字を略してママキといへるなるべし弘賢曰延喜式を按に文章には映略の法もみゆれど物の名目を略せしことはみえざるにやマヽキはおのづからマヽキにてイタツキはおのづからイタツキにてあるべきなり

る細弓は即鹵簿令に細射弓箭とある細弓のことなるべし然も是射宮にしての事なれば的を射ることも明らかなり故に皇朝の的を射る事をマヽキユミと云に引あてヽ細射をゝか注せしなれ共弓の名にあらずして弓射ることとなるを以て射藝の類に載しなるべし

古事談臣節云中院入道雅定有二六ヶ能一云々第一松宕ト第二雙六第三末々木第四舞曲第五笙第六職者也

按にこヽに末々木とゝるせしは倭名類聚鈔にみえたる射藝の意にてあるべきなり

宇治拾遺物語云門部の府生といふ舍人若く身貧しくてぞ有けるにまヽきを好みて射けり夜も射ればわづかなる家の葺板をぬきてとをして射けり云々よく射るよし聞えありてめし出されて射弓つかうまつるにめでたく射ければ叡感ありてはては相撲の使に下りぬ云々かはね島といふ所にて海賊にあふて門部府生がはこより賭弓の時着たりける裝束取出てうるはしくさうぞきて冠老掛など有べき定にゝければ從者どもこはいかに物にくるはせ給ふかなはぬまでもたてつきなどゝ給へかしといかめきあひけりさて海賊近よりければ府生さはがずして引かためてとろ〳〵とはなちて弓たをして見やればこの矢目にもみえずして宗との海賊が居たる所へいりぬはやく左のめにいたつき立にけり海賊やといひてのけさまに倒れぬ矢を拔てみるにうるはしく戰などする時のやうにもあらずちりばかりの物なりこれを海賊ども見てやヽ是はうちある矢にもあらず神箭なりといひてとく〳〵漕もどりにけり

射御拾遺抄云白木そは白木むらごきこれらは的弓に用ゆべし

射御持長記的弓の事白木そは白木村ごき是等を用意すべし云々

岡本記云的弓と人の所望の時ゝらきそはゝらきむらごきを出すべし

弓馬故實云白木に籐つかふこと有まじきなり若よはき所などにつかふことあらばくろうるしをさすべからず是も晴の的などいること有べからず

按に籐をつかはすといふによれば此比も猶白木の梓弓なるにや

弓法私書云的射る弓を的木と云事あるべからず的弓

古今要覽稿卷第九十七

器財部　弓四

まゝき　眞卷弓

マヽキいにしへは鏃の名なり後には弓の名となれり抑弓にマヽキといふ名目古書延喜式和名類聚鈔には所見なし和名鈔にマヽキユミといへるは射藝の名目にて弓の名にはあらず延喜式にマヽキとみえたるは鏃の名にてそのマヽキをすげたる箭はやがてマヽキ箭といへるにや後頼朝臣の集にマヽキノヤダケといふ名目みえたり則マヽキは的矢の名なれば的を射ることをマキユミともいへるなるべし後に眞卷弓と江家次第次將裝束抄園太暦書たるはすなはち弓の製をいへるなり

延喜兵庫式云凡御梓弓一張以二寮庫弓一充レ之修造功五人箭四具一具角太伊多都伎一具角細伊多都伎一具木太伊多都伎一具麻々伎各五十隻爲二一具一具別功五十人鞆一枚功一人其料枲三分四銖弦料鹿角一隻弭料長一尺木賊小一兩三分錯レ弓料篦二百廿隻廿隻損分大和國十一月以前進納雉羽四百廿隻廿隻損分受二進物所一鹿角本末各五十四隻伊太都伎料熊革一條鞆料長九寸廣五寸牛革一條鞆手料長五寸廣二寸鐵十二兩二分熟銅三分已上麻々伎鏃料用二寮家物一云々

按に兵庫式又別に梓弓を載そは一張長功十五日削成三日作本一日瑩理一日造二弭角一裁レ韋纏レ弭料二理枲一續レ弦着レ弓一日勾レ本令レ熱三日塗レ漆三遍毎遍乾二日とあり然るに此御梓弓は修造功五人とあり五人は卽五日なり是削成三日作木一日瑩理一日と五日を言なるべし弭角纏弭塗漆の功日なきを以て白木にして材を削成せしまでの弓なることまた明らかなり其鐵十二兩二分は今の百廿五匁にあたる一鏃の料二匁五分づゝにあたる此を治して袋根に作り熟銅を以てつけるなるべし熟銅三分は今の七匁五分なれば一鏃に一分五厘づゝに當る今のイタツキも鐵にて袋を作り熟銅にてつけたる物なれども重五分より七八分までの物なり但式のは料の鐵といへば餘分につもれるものなるべし

倭名類聚鈔射藝類云細射唐韻篇云細射弓箭

今按此間云二末々岐由美一是也○按に細射は細良射の義なるべし下の弓箭は細射弓細射箭の義なるべし唐六典太子左右內率府に凡皇太子若射二于射宮一則率領二其屬一以從位定千牛備身奉二細弓及矢一とあ

田村家藏弓

陸奧國鹽竈社人藤塚某藏弓

或家藏弓

弘賢所藏弓

○和歌

拾遺和歌集卷第十四　戀四

よみ人しらず

みちのくのあだちのはらの白眞弓
心こはくもみゆる君かな 腹眞弓の心をよめるか

れざる時の人と見ゆれば此説もまた小笠原家の法式にあらずとも必古法なるべししかるに膠木と外竹とをあげて內竹をいはざれば全く十萬弓の制作とおなじきものなるべし是によれば新札の荒木腹眞弓もまた同じく外竹弓なるべし

會津四家合考高倉合戰云岩城勢ノ內本ヨリ田舍人ナレバ弓ノ結構箭幹ノ用意ナンドコソキラ〳〵シクハアラネドモ握ニ餘リタル鎌矛弓ニツク打テ云々矢續早ニ射出ス程ノ手利ドモ六百餘人一度ニハツト放ケル

陸奧國栗原郡金成村金田八幡宮傳說云栗原郡三迫末野村の竹林の竹を伐て鎮守府將軍賴義朝臣弓十萬張をつくらしめ安倍貞任を攻給ふその弓今に當社につたはれりそのむかし竹をとりし處を十萬坂といへり

仙臺家臣某筆記云仙臺の領分中にカマホコ弓といふもの多くありまた十萬打ともいふ相傳ふ秀衡武備のためにつくる處なり

カマホコはその形狀によつて名付るなり十萬打は高舘の下に十萬坂といふ所ありこの地に弓工を置て十萬張を制したる故十萬弓といふとなりその制しらき弓にして外竹のみ打合せて內竹なし然れども雨露は云に不レ及水中に入てもはなれ損ずることなし甚だ重寶といふべし

陸奧國鹽竈社人藤塚某家傳云十萬弓は昔鎮守府將軍藤原基衡朝臣のつくらしめしものなり基衡は秀衡の父なり

栗原信充按に以上三說區々にして共に明證なくまた近日其國の人にきけば八幡太郎の弓なりといへり今按に一張の工五人の積りにして十萬張は五十萬人を用ゆべし賴義朝臣九年合戰の日僅に三千百五十日の間なり百五十餘人の工を集めて九年の間これをつくるにあらずば作り終るべからず況やその間に軍敗れて七騎をしたがへて遁逃る時あり何ぞ悠々として弓をつくらしむる暇あらんや然らば土着の豪傑無事間暇の時にこれを作らしめしものなるべく且その制作もまた節を存するに或は五或六或は七の差別あり長短また參差一ならず延喜式に七尺六寸とあるごとく一時に多くつくりしものならば必一定の長さなるべきにかくまち〳〵なるは數年の間數人の工人を經て一定ならざるものとしらる

の弓ぼさつのとうの弓李將軍がこねんの弓云々

能登守敎經弓 伊豫國三島神社寶物

出雲國大社藏弓

長七尺八寸

○和歌

從三位賴政卿家集

心より外に中絶たる女のもとへつかはしける

思はずや手ならすゆみにふす竹の　一夜も君に放るべしやは

夫木抄

あひおもふ　知家卿

梓ゆみ末までとをすふせたけの　はなれがたくも契る中かな

外竹弓　かまほこ弓　十萬弓　腹眞弓 本間家傳弓書

外竹弓は俵藤太秀鄉にはじまるといへり　外竹はかりふせたるなり陸奥國にてかまほこ弓といひ彼國高倉合戰の時岩城勢六百餘人みな是を用ひしと 會津四家合考 いへり又は十萬弓といふ槻の丸木の外を平にけづり竹をふせたるなり相傳ふ前九年合戰のとき鎭守府將軍賴義朝臣の栗原郡三迫末野村にてつくらせ給ひしが當時十萬張出來たれば十萬弓といふといひあるひは陸奥押領使秀衡の作らしめし所にて高舘の下なる十萬坂といふ所に弓工を置てつくらせたればそか名付といへりこの弓秀鄉に起るといふによれば秀衡は秀鄉の孫なれば誠によしありて聞ゆまた京都將軍家の末に荒木腹眞弓 新札往來 腹木眞弓 二宮左近將監弓書 といふものあり腹木といふによればこの十萬弓のごときものをいふにや

本間家傳弓書云外竹 俵藤太秀鄉ニ始ル

新札往來云筑紫弓荒木腹眞弓四方竹云々

二宮左近將監弓書云腹木眞弓腹木は梓マタハ檀ヲ用ユ外竹は紫竹ヲキラウ也梓ヲ用ヒテモ猶マユミト云マユミは弓ノ總名ナレバ也

按に二宮左近將監傳記未詳といへども弓書の奥に永正四年とあれば未だ日置流と云もの丶世に行は

いふはたらの木山桑桃桑はせのきのきめからすめなり

按に延喜式に梓檀槻柘の四材を用ゆるよしいへどもたら桃桑はせ等を用ゆることをいはず然してこゝにいはゆる六材の說周禮考工記の弓人爲レ弓取二六材一とありて幹角筋膠絲漆をいへるをうけ傳へしならん幹は木なり角筋は木をつゝむものにして皇朝にていはゆる竹籐にあたり膠漆絲は膠漆革にあたれりまた七木といふは考工記に取レ幹之道七柘爲レ上檍次レ之檿桑次レ之橘次レ之木瓜次レ之荊次レ之竹爲レ下とあるをうけ傳へしなるべし全く考工記とおなじくあらざるは工人相傳してかくの如きに至れるなるべし

又云彼は木は遠きことをなす竹は深きことをなす膠は和することをなす籐絲はかたききことをなすうるしは霜露をいとふ是なり

又云天子將軍の御弓は本長なり勸賞の御弓なりその外は自身の尺といふなり

又云弓のすがたは中の字なり弦は中の字の竪の點のこゝろなり心は則あたるなりこれを隨緣眞如ともいふなり

又云弓竹の節數の事外竹は七節これを陽とすまた內竹は六節なりこれ陰なり

又云弓に籐を遣所の事節每に遣ひて上下の籐を合せて十五なり是は天神七代地神五代三光の德なり是重籐と名付るなりまた裏弭より七五三とも卷べしむかしより是等をも重籐といふなりしかれども今の重籐といふはまた各別なり今の重籐は本籐の外にうら弭の方に三十六所本弭の方に二十八處此は本籐間々に如斯遣たるを眞の重籐と云なりしる人まれなるべし籐をしげく遣たるはしたるくてあしきなり此重籐は天子將軍の外に斟酌たるべし

本間家弓書云抑弓と申は金胎兩部を表し奉るあくまを降伏し天地を納め給ふ下弭は胎藏界の大日たいそうかいは七百餘尊金剛界は五百餘尊弓のたけは七尺五寸なり七尺は天の七曜を表し五寸は地の五行を表し五行はこれくわんおんなりうらはずは明王のかたちなりまた弓の名をわくること愛染明王あくまかうふくの弓しやくそんのじひの弓たいはたつたがあいきやうの弓聖德太子のくはの弓伊勢太神宮の弓岩戸

古今要覧稿巻第九十六

●器財部　弓三

ふせたけ弓　外竹弓　かまほこ弓　十萬弓　腹眞弓

ふせたけ弓は源三位頼政卿の歌に見えたるやはじめなるべき家集また知家卿の梓弓するまでとをすふせたけとよまれしによれば梓弓の本末を通じて竹をふせたるものなること論なしそのはじめさだかならざれ共外竹は俵藤太秀郷二方にふせたるは八幡太郎義家四方にふせしは田村麻呂に起ると本間流弓書云りもし此説の如くならば延喜より以前にはやふせたけの弓ありし也され共式にふせたけの名見えざれば田村麻呂に起ると云はいかゞ有べき武田小笠原の家に二方竹弓を傳へて更に丸木及び腹木を傳へざるを以て考ふれば八幡殿より二方竹弓の起りし由云は據有しにや本間流弓書云外竹俵藤太秀郷ニハジマル二方竹八幡太郎義家ニ始ル四方竹田村麿ニ始ル小倉左近將監弓書云一張弓ト云ハ握ヲ九ッ卷ナリ

表二九曜一也矢摺籐七卷也表二七佛一也握ノ下二十八卷表二二十八宿一也握ノ上三十六所卷表二四季日數一也四九ノ心也本弭ハ表レ月曰二兎頭一裏弭表レ日曰二烏頭一木與レ竹三ッ合て表二法報應之三身一也

大坪道禪入道夢想之卷云弓の事昔唐國に羿といふあり弓の濫觴射の惣領たりと傳へたり然るに弓の情徳無限なり弓は天地陰陽の形を請たるものなり外竹は天にして陽なり内竹は陰にして地なり中の木は人なり本弭は陽なり裏弭は陰なり矢摺は人なり本弭は半にして陽なり裏弭は重にして陰なり是則天地人の三才の表儀なりしかれば天に五行あり地に五行あり人に五臓ありこの三を合せて十五なり十五を弓の定尺にしてその長さ一丈五尺なり是は日御神の弓なり今の弓はその半にして七尺五寸なり是は天神七代地神五代の徳なりまたいふ人體の定尺は七尺五寸といふを以てなりさるによつて長短にかぎらずその人のたけにして七尺五寸といふ也是は日の尺といふなり又云弓を作ること六材七木といふことあり先六材といふは木竹籐漆膠革なりあはせて六材なり但し法の弓なり六材をとること時を以て賞すべしまた七木と

宮ノ神寶ニ神功皇后ノ御弓矢靫也ト云アリ同國法隆寺ノ寶藏ニ上宮太子ノ弓矢靫等アリ山城國愛宕郡靜原ニ宮山王社ノ神寶ニ天武天皇ノ御弓墓目等アリ是等シタシク見シ處ノ物也大安寺ニアル處ノ物ト法隆寺ニアル處ノ物ト其制相同ジクシテ神功皇后ノ御弓ト云モノハソノ長サ七尺許上宮太子ノ弓ハ其長サ六尺餘共ニ自ナル木ノ皮ヲ除キテ黐ツケシ如クニ見ユ大安寺ニアルハ特ニフルキ物ニテ朽損ゼシ處アリ云云大安寺ニアル物ハ貝多羅樹ノ枝ナリト云ニヤ心得ラレズ法隆寺ニアルモノハ梓弓ナリト云サレド是等ハ神世ニ聞エシ梔弓ノ遺制ト覺ユルナリ

按に上宮太子の御弓は曲尺にてはかるに六尺一寸五分あり皮付の丸木をそのまゝに弓とせしものゝごとく眞の梓眞弓なりといへりけだし信濃國にていはゆる梓は日光山にて斧折といふ木に似たるものにして楸の屬にあらず上宮太子の御弓に用ひし木は此梓にても有べきか神功皇后の御弓本末折損じたれば正しく何尺ありしにやさだかに考がたしといへども七尺にあまれる弓なることは論なし多羅樹の御弓といひつたへて終に多羅樹の枝にて作りしものなりなどいふ説もいできしなり

大安寺八幡宮寶物神功皇后御弓

法隆寺寶物上宮太子弓

鶴岡八幡宮寶物右大將賴朝卿弓

長六尺四寸五分

側面

内

壺井八幡宮寶物弓

長七尺六分

楠正成朝臣弓 河內國農人松村某藏

長四尺五寸

てもふれで月日へにける白眞弓
　おきふし夜は物をこそ思へ
　　　　　　　　　　　つらゆき

梓弓（アヅサ）　○釋名

日本書紀萬葉集三代實錄延喜式○按に梓は楸の屬にして今いふアカメカシハなりと小野蘭山いへりされども元慶二年官符に梓は信濃國より採進すべきよし定められたり又歌にも信濃なる梓の眞弓とよめば彼國より出しことは論なし依て彼國人にきくに今も梓といふものあり其材日光にていへる斧折と云ものゝ如し

槻弓（ツキ）

三代實錄延喜式○按に今工匠の用ゆる手斧の柄に用ゆる物なり

檀弓（マユミ）

日本書紀萬葉集三代實錄延喜式○按に今もある桃葉衞矛（マユミ）にてあるべきなり

柘弓

三代實錄延喜式○按に柘は山桑なり

丸木弓

丸木弓はそのはじめを詳にせずといへども大和國大安寺八幡宮寶物神功皇后御弓おなじ國法隆寺寶物上宮太子御弓といふものみな丸木なればこのものまことにその傳のごとくならんには既に千六百餘年の前にかゝる制作ありしことあきらかなり唐太宗の時弓工の說に木心正しからざれば脉理みな邪にして弓つよしといへどもはなつ矢直からずといへりし事あれば唐の世にも木心を正しく割たる弓ありしことあきらかなればこれらの弓もまた疑ふべからざるものにやされども皮付の丸木を用ひしといふは誤なるべし木の理正しくなければ放つ矢直からずといふに自然の小木にてつくれるもの用に堪べけんやもし又說のごとく皮付の木にて作れるものならば木理に順逆ありて必ず折損ずべきなり然して丸木弓といふ名目太平記にはじめて見え又鶴岡に右大將賴朝卿の物と云傳へし丸木弓には樋かきてあれば丸木弓に樋かくことも有しはあきらかなり既に樋をかゝんには皮付の丸木にてはあるまじきなり

本朝軍器考云今モ世ニ遺レル物ハ大和國大安寺八幡

其乎

譬喩歌

梓弓弓束卷易中見判更雖引君之隨意

又卷第十四

東歌

美知乃久能安太多良末由美波自伎於伎氐西良思馬伎那婆都良波可馬可毛

右一首陸奥國歌

相聞　未勘國相聞往來歌

安豆左由美欲良能夜麻邊能之牙可久爾伊毛呂乎多氐天左禰度波良布母

安都佐由美須惠波余里禰牟麻左可許曾比等目乎於保美奈乎波思爾於家禮

柿本朝臣人麻呂歌集出也

防人歌

於伎氐伊可婆伊毛婆摩可奈之母知氐由久安都佐能由美乃由都可爾母我毛

六帖

ゆみ　　ならのみかど

梓ゆみ引野のつゞら末つゐに
　我おもふ人にことのしげゝん

あづさゆみ磯邊の小松たが世にか
　萬代かねて種をまきけん
　　きの女郎

梓弓引み弛べみこずはこそ
　こはこそをなどよそにこそ見め

あづさゆみ引ば本末わが方に
　よるこそまされ戀しきことは

梓弓はるかなれども忘られて
　君思ひつるの絶えむものかは
　　貫之

梓弓はるの山邊にいるときは
　かざしにのみぞ花はちりける

あづさ弓末のたつきはしらねども
　心は君によりにしものを
　　人まろ

梓弓引はりもちてゆるさずと
　我おもふ妹はしるやしらずや

あづさゆみ絃とりはけて引人は
　後のこゝろをしる人ぞひく

恨先帝廢之非立而重有是怨則謀之曰我殺太子遂登帝位爰大鷦鷯尊豫聞其謀密告太子備兵令守時太子設兵待之大山守皇子不知其備兵獨領數百兵士夜半發而行之會明詣菟道將渡河時太子服布袍取檝櫓密接度子以載大山守皇子而濟至于河中誂度子蹈船而傾於是大山守皇子墮河而沒更浮流之歌曰云々然伏兵多起不得着岸遂沈而死焉令求其屍泛於考羅濟時太子視其屍歌之曰知破椰臂等于能和多利珥和多利涅珥多弖流阿豆瑳由瀰摩由瀰伊枳羅牟苫虛々呂破望閇耐伊斗羅牟苫虛々呂破望閇耐望苫幣破枳瀰烏於望臂涅須惠幣破伊暮烏於望比涅伊羅那雞區曾虛珥於望比伽那志雞區虛々珥於望臂伊枳羅儒層區屢阿豆瑳由瀰摩由瀰

萬葉集卷第二　相聞

久米禪師娉石川郎女時歌

水薦苅信濃乃眞弓吾引者宇眞人佐備而不言常將言可聞　禪師

三薦苅信濃乃眞弓不引爲而强作留行事乎知跡言莫君二　郎女

梓弓引者隨意依目友後心乎知勝奴鴨　郎女

梓弓都良緒取波氣引人者後心乎知人曾引　禪師

又卷第三　雜歌

間人宿禰大浦初月歌　大浦見紀氏六帖

天原振離見者白眞弓張而懸有夜路者將吉

又卷第四　相聞

海上女王奉和歌一首

梓弓爪引夜音之遠音爾毛君之御幸乎聞之好毛

譬喩歌寄弓

陸奧之吾田多良眞弓着絃而引者香人之吾乎事將成

南淵之細川山立檀弓束級人二不所知

春相聞

白檀弓今春山爾去雲之逝哉將別戀敷物乎

又卷第十一　古今相聞往來歌

正述心緒

梓弓末之腹野爾鷹田爲君之弓食之將絕跡念甕屋

葛木之其津彥眞弓荒木爾毛憑也君之吾之名告兼

梓弓引見弛見不來者不來來者來其乎奈何不來者來者

古今要覽稿卷第九十五

●器財部　弓二

ゆみ　梓弓　槻弓　檀弓　柘弓　丸木弓

梓弓と檀弓とは菟道稚郎子の歌に（日本書紀）見えたれば仁德天皇御宇より以前に起れることしるし槻弓は相模安房の國より柘弓は備中備後の國より採進すべきよし元慶二年の官符あれば（三代實錄）それより以前に彼國々より奉りしなるべし延喜の時に兵庫寮にてつくる所もこの四木のみなれば（延喜兵庫寮式）當時すべてこれらの材を用ひられしこと疑なしその作る式をみるに長は七尺六寸にて小斧削一日鉋二日とあり削るに五日の功を用ゆるをみれば丸木のまゝを用ひてつくれるにはあらざるならん瑩理して漆をぬりすべて十五日にして一弓をなせりこれによりて考ふれば大和國大安寺八幡宮寶物及び法隆寺寶物の丸木弓といふものも割木にてつくれるものなるべしされどもその材を丸くけづりたるを以て丸木弓といへるなるべし然らば式に功力五日を用ゆるものは住吉社にある蒔繪弓のごとく四角にけづり作りたるものにやあらん

三代實錄云元慶二年五月九日下ニ符相模國一令レ採ニ進槻弓百枝安房國百枝信濃國梓弓二百枝但馬國檀弓百枝備中國柘弓百枝備後國百枝一

延喜兵庫寮式云梓弓一張（長七尺六寸槻柘檀准レ此）長功十五日 中功短功遞加一日削成三日（一日小斧削二日鉋）作本一日瑩理一日造ニ弣角一裁レ韋纒レ弣料理枲續レ絃着レ弓一日勾レ本令レ熟三日塗レ漆三遍毎遍乾二日造ニ弣角一長功日十枚中功日八枚短功日六枚裁ニ弣韋一長功七十條中功六十條短功四十五條纒レ弣長功三十五張中功二十五張短功十五張料理枲續レ弦長功五條中功四條短功三條

攝津國住吉社藏蒔繪弓

○和歌

日本書紀云大鷦鷯天皇（仁德天皇）云々譽田天皇崩時太子菟道稚郎子讓ニ位于大鷦鷯天皇一云々然後大山守皇子每

るべし八張弓といふことは小笠原家にても言傳ふることとなれば兼倶卿以前より既にありしなりされば小笠原家にていはゆる八張弓に據て神代四弓の說をばつくれるなるべし

天のかご弓　天のはじ弓

天のかご弓は高皇產靈尊の天稚彥にたびたりし弓なり（日本書紀）あるひは天のまかご弓とも天のはじ弓とも（古事記）いへば天香山の梔木にて作りし弓なりと（日本紀纂疏）いふは據あるにや梔木にてつくりしといふ說によらば天忍穗耳尊の弓も（日本書紀）またおなじかるべし鹿脊のごとく曲りたるゆゑかご弓といふと（神代紀抄）いひまたは鹿兒をいる弓なりと（後成恩寺關白說）あるはいかゞあらんまた天のかご弓を發向弓天のはじ弓を護持弓などいひ神代の四弓などいふも（同上）うけがたき說なり

日本書紀云高皇產靈尊賜㆓天稚彥天鹿兒弓及天羽々矢㆒以遣㆑之云々大稚彥乃取㆓高皇產靈尊所㆑賜天鹿兒弓天羽々矢㆒射㆑雉斃㆑之云々

古事記云是以高御產巢日神天照大御神亦問㆓諸神等㆒所㆑遣㆓葦原中國㆒之天菩比神久不㆓復奏㆒遣使㆓何神之㆒吉爾思兼神答曰可㆑遣㆓天津國玉神之子天若日子㆒故爾以㆓天之麻迦古弓（自㆑麻下三字以㆑音）天之波々（波二字以㆑音）矢㆒賜㆓天若日子㆒而遣云々天若日子持㆓天神所㆑賜天之波士弓天之加久矢㆒云々

日本書紀纂疏云天鹿兒弓（アメノカゴ）一名天梔弓（アメノハジ）舊說云採㆓天香山之梔木（ハジノ）㆒爲㆑之故命曰㆓鹿兒㆒與㆓香字㆒其訓同矣一說射㆑麑（カゴ）之弓也誤分作㆓鹿兒㆒

○釋名

天之麻迦古弓

古事記

天鹿兒弓

日本書紀

天之波士弓

古事記

天梔弓

日本書紀○按に日本書紀纂疏に梔章移反梔子木實可㆑染㆑黃和訓梔曰㆓波志㆒或云土師氏所㆑造之弓也といへり梔木にて作る弓なりといふ說にしたがふべきにや土師氏の所㆑造なりといふはうけがたし

承傳ヘラレシ所コソ有ケムサレドタヾ張レル弓ノ形ハ上弦下弦ノ月ニ象ドリソレヲ引滿ル形ハ月ノ望ニ象レリサレバ十五望ノ數ノ半ニシテ七尺五寸トセリト云說コソ安ラカナルヤウニ侍レ

按に弓の長兵庫式には七尺六寸とあり其七尺五寸と云は小笠原家に傳ふる處なれどもその度は曲尺にあらず取人の手量なり然して神代の弓一丈五尺といふは大坪道禪入道夢想の卷に見えたり淸三位宣賢卿よりは先だつこと百年ばかりの前にあれども道禪入道元來鎌倉將軍家にもちひられし弓馬の藝を傳へし人なればいはゆる七尺五寸も武藝の細精なるより撰擇して制作せし弓を神妙にせんとて日の神の御弓一丈五尺などいひ出せしなるべけれども既に延喜式に七尺六寸とあればそれより後に設けし說なるべし且十五望ノ半ニシテ七尺五寸トセリト云說コソ安ラカナルヤウニ侍レといへども式の七尺六寸は何としてよかるやその義を得べからず

愚得隨筆云愚按上古ノ人ハ長一丈アリシガ末代ニナリテ人ノ長五尺ニナリシヤ人ノ長短ハアレド昔ヨリ五尺ヲ人長トシ四尺ヲ馬尺ト普通ニハ云ナリ天照大神岩戸ヘ入給ヒシ時尺六張ヲ並ベ引シ是ヲ日本琴或和琴ト名付其長六尺二寸ト體源抄ニミエタレバ尺長ハ六尺二寸トモ云ベキカ

按に和琴の長六尺二寸は皇朝曲尺にてはかれるなりこの曲尺はすなはち唐の大尺にしてそのはじめ隋唐の制度によられしなれば天照大神の岩戸にてひき給へる弓この大尺を用ふべきやうなしまた人のたけ五尺といふも今の大尺になりてよりこのかたの事なり

又云神代四弓トテ日ノ神ノ持給ヘルハ坐陣弓ナリ干戈ヲ動サズ太平ヲ致シ玉フ天稚比古ニ賜フ處ハ發向弓皇孫降臨ノ時諸神持給ヘルハ護持弓也火火出見尊持給ヘルハ治世弓ナリ愚按ニ神ノ代ノムカシ弓ヲ用ヒシコトハアリヌベケレド坐陣弓發向弓ナド云言葉ノアルベキニアラズ後世附會ノ名ナリ是ヨリ後八張弓ナド云コトモ出來カ

按に神代四弓は神代紀抄の說なれば淸三位宣賢卿に出しなり宣賢卿は卜部兼倶卿の男にして淸家の養子となられたればこの說けだし兼倶卿に出しな

弓（ユミ）

日本書紀○按にユミとはユムといへる詞なるにや木の枝のタユムといへるユムも同じ義にて弓といふものは木をたゆめて用をなすものなるが故にユムといへるなるべし又東雅及日本釋名にユガミなりといへるも同じ意也和訓栞に努力（ユメ）の義ならんといふはうけ難し

御執（ミトラシ）

萬葉集○按に御執（ミトラシノ）梓弓とつゞけたれば直にミトラシとのみいひては弓のことにはあらざりしなるべしされども執ものゝ中にては弓を重んずる故にミトラシといへは弓のことゝ聞ゆるなり猶ミハカシといへば劔のごとく聞ゆるが如し然るに後世にいたりて天竺の貝多羅葉の長さと弓の長さとおなじければたらしといふなどいへるは誤なり

多羅枝

公事根源

手束弓（タツカ）

萬葉集

彇（ユミハズ）

弓彇（ユミハズ）　倭名類聚鈔

弓端（ユミハズ）　日本書紀

弣（ユミズカ）　古事記

延喜式倭名類聚抄

○正誤

本朝軍器考云清三位宣賢ノ說ニ我國ノ弓ハ月ヲ見テ作レル也弓ノイマダ張ザルハ月ノ初テ生ズル象ニテ張レルハ上弦下弦ノ象ナリ箭ハゲテ引時ハ月既ニ滿ル象也弓ノ長ハ七尺ナレド今ハ七尺五寸也神代ノ弓ハ一丈五尺是一尺ヲ十五合セタルモノニシテ卽十五日ノ日數也今ノ人ノタケ短ニヨリテ七尺五寸トナスコト神代ノ弓ノ半ナル也但シ七尺五寸ナラムゾ圓ニ引滿ンニハ圍一丈五尺ナルベシ云々大己貴ノ神大弓大矢ヲ持テ此國ヲ平ゲラレシト云コトモアレバ神代ノ弓人ノ代ノ制ニ異ナリシモシラネド人ノ代ノ弓ダニ萬國ニ勝レテ其制大也トゾ云ナリマシテ神代ノ弓甚長カランニハ實ニアヤシキコト也彼卿ノ說ナレバ

姬尊と申奉る故に御多らしといふとあれども舊史に見えず

○和歌

萬葉集卷第三

笠朝臣金村鹽津山作歌

丈夫之弓上振起射都流矢乎後將見人者語繼金

又卷第七雜歌

詠月

丈夫之弓上振起借高之野邊副淸照月夜可聞

又卷第九

大寶元年辛丑冬十月幸紀伊國時歌

木國之昔弓雄之響矢用鹿取靡坂上爾曾安留

又卷第十一　古今相聞往來歌

正述心緒

希將見君乎見常衣左手之執弓方之眉根搔禮

又卷第十四

防人歌

於久禮爲氐古非波久流思母安佐加里能伎美我由美爾母奈良麻思物能乎

又卷第十九

十月二十二日於左大辨紀飯麻呂朝臣家宴歌

手束弓手爾取持而朝獵爾君者立去奴多奈久良能野爾

右一首治部卿船主傳誦之久邇京都時歌未詳作主也

夫木和歌集卷第卅三　弓

貞永元年十首歌合寄弓戀　前中納言定家卿

狩人の引や弓末のよるさへや
　たゆまぬ關のもるにまどはん

家集寄弓戀　俊頼朝臣

とがりするさつをの弓弦うち絕て
　あたらぬ戀に病ふころ哉

別にし手束の弓のしら鳥を
　きのかはゆすりこひぬ日ぞなき

久安百首　前參議親隆卿

なか〳〵に手束の弓となりもせば
　引留めてもいはまし物を

題しらず　よみ人しらず

まれにみん君をみんとぞ左り手の
　弓取かたの眉根かきつれ

○釋名

ミトラシは御弓なりミタラシといふは轉語なりといふ卽是なり

弓は男子のとる處なりとは崇神天皇紀に天下の人民にはじめて調役を科せられしに男の弭調と名付られし如きをもても古の俗を云るべきなり

倭名抄に釋名を引て弓末曰レ彇ユミハズといふ中央曰レ弣ユミツカといふと見えしは俗にユハズといひユヅカといふもの是なり古事記には弓端の字を用ひて讀てユミハズといひ又萬葉集抄にはハズといひハジといふ同語なり物に隨てハズをつくるに矢もし張殿のシキシなどのハズをば中をえりてうらうへのハジにつく弓のハズは中につくるものなれば中ハズといふと見えたりされど弓も矢もハズといふものは絃をふくむ所なればその義を揹にとりけんも云るべからず

本朝軍器考云又弓ヲ御多羅枝トイフコトモ天竺ノ貝多羅葉ハソノ長サ七尺五寸ナリ弓ノ長サモ同ジコトナル故ニ時ヲ多羅枝ト申ニヤト後成恩寺殿ノ御說ニ見エタリ公事根源サレド多羅樹ノ高サ八九十尺トモ又一多羅樹トハ高サ七仭ヲ云七尺ヲ仭ト云ハ其高サ四十九尺也ナド云コトハアレド翻譯名義集ソレモ一定ノ說トモ聞エズ萬葉集ノ歌ニハ御執ノ梓弓トツヾケタリ男子ノ執物ナレバ後代ニモ武士ヲバ弓矢取トイヘリイニシヘハ御執ト云シヲ後代ニイタリテ御多羅枝ト云コトハ其言ノ轉ゼシナリ

本朝武林原始云御多羅支萬葉集朝庭取撫賜夕庭伊與立之御執乃梓弓之奈加弭之音爲奈利

仙覺抄曰みとらしといふは弓なりみとらしといふをまたみたらしともいふトとタと同內相通の故なり日本釋名曰弓はゆがみなり中略なり弦はすぐなるものなり弓はゆがみたるものなりみとらしは御執とかけりトとタと相通ずる故にみたらしといふ御とらしとはとるといふ義みはたうとみていへり弓は手にとるものなり弓取などいふしは助字なりまた古人說に天竺の多羅葉たけ六尺五寸あり弓のたけもまた七尺五寸故にたらしといふ或曰この說いぶかし天竺の事いまだ多く傳はらざる時すでにみたらしの名あり劍をみはかしといふがごとし按ずるに古傳に御多羅枝とは神功皇后にはじまる三韓を討給ふ時弓をもち給ふて御手のあれたれば御あらしといふ然るに皇后は足

遙視ニ王船ー豫怖ニ其威勢ー而心裏知ニ之不レ可レ勝悉捨ニ弓矢ー云々

後漢書東夷傳云倭在ニ韓東南大海中ー云々其兵有ニ矛楯木弓竹矢ー或以レ骨爲レ鏃

按に後漢書は宋范曄撰にて皇朝允恭天皇御宇にあたれば皇朝の木弓異國にきこえしもこれより前にあるべし

三國志魏志云倭人在ニ帶方東南大海中ー云々兵用ニ矛楯木弓ー木弓短下長上箭或鐵鏃或骨短下長上云々

按に三國志は晋陳壽撰にて皇朝應神天皇御宇にあたれり

日本書紀云雄畧天皇五年春二月天皇挍ニ獵于葛城山ー云々嗔猪直來欲レ噬ニ天皇ー用レ弓刺止擧レ脚蹈殺云々

又云二十三年云々是以尾代空彈ニ弓弦於海濱上ー云々尾代乃立レ弓執レ末而歌云々

宮衞令云凡儀仗軍器十事以上（謂弓一張箭五十隻各爲ニ一事ー即弓箭不ニ相須ー也云々）

軍防令云凡兵士各爲ニ隊伍ー便ニ弓馬ー者（謂弓者歩射也馬者騎射也）

又云凡兵士云々毎人弓一張弓弦袋一口副弦二條征箭五十隻胡籙一具云々

又云兵士上番者云々向レ京一年云々及ニ征行ー不レ須レ科ニ其弓箭ー

又云衞士者中分ー日上ー日下毎ニ下日ー即令下於ニ當府ー敎中習弓馬上

又云凡軍團大毅少毅云々其校尉以下取下庶人便ニ於弓馬ー者上取レ之

倭名類聚鈔（征戰具）云弓四聲字苑云弓（音宮和名由美）所ニ以遣レ箭之器也釋名云弓末曰レ彇（音簫和名由美波數）中央曰レ弣（音撫和名由美都加）

東雅云弓ユミ我國の弓矢のはじめ詳かならず月神または月弓尊と申せしことのみ見えたればそのものすでに太古のはじめよりして聞えたるなりユミといふ義詳ならず萬葉集歌には弓をイといひしこと見えたり古語にユといひイといふことは相通じていひしが故なりされば弓をユといひしは射の義にして又ユミともユムともいひしが如きは猶齋をイといひイミといひイムともいひしがごとくなるべし或説にユミといふはユガミなりそのかたちのユガミぬるによれりといふなりユガミとは弓上なりユガムなどいふ詞は弓によりてこそいひし所なれば萬葉集には弓上の字をユスヱともよみけりまたミトラシといひしは御執なり男子のとる所のものなるをいふなり萬葉集抄に

古今要覽稿卷第九十四

●器財部　弓一

ゆみ　天のかご弓　天のはじ弓

ゆみは素盞雄尊の高天原にのぼり給ひし時天照大神の背に千箭五百箭の靫を負臂に高鞆をはき弓彇ふりたてゝむかひ給ひしと（日本書紀）あれば神代よりありけることは論なし伊弉諾尊にはじまると（河海抄）いふは何の傳にやいぶかしきことなりされども神代の弓は如何なる制作なりしや考によしなしといへども高御産巣日神天照大御神の天若日子に賜ひし天之麻迦古弓といふもの天香山梔木にてつくりたるよし（釋日本紀）いへば神代の弓も木にてありしことはうたがひなきなり其長さ一丈五尺ありし（神代紀抄）などいふは信がたし人皇の世になりても猶木弓を用ひられしことは異國までも聞えたり（後漢書三國志）その木は梓檀槻柘を用ひたり（日本書紀萬葉集延喜式）今の世に用ゆるふせたけの弓は源三位頼政卿の歌にはじめて（頼政卿家集）見えたればその頃よりや出來たりけん

日本書紀云始素戔嗚尊昇レ天之時云々天照大神云々背負ニ千箭之靫一與ニ五百箭之靫一臂着ニ稜威之高鞆一振ニ起弓彇一云々

又一書云日神本知ニ素戔嗚尊有ニ武健陵レ物之意一云々背上負レ靫又臂着ニ稜威高鞆一手握ニ弓箭一云々

古事記云曾毘良邇者負ニ千入之靫一附ニ五百入之靫一亦所レ取ニ佩伊都之竹鞆一而弓腹振立云々

日本書紀云崇神天皇十二年九月甲戌朔己丑始校ニ人民一更科ニ調役一此謂ニ男之弓弭調一

又云垂仁天皇廿七年秋八月癸酉朔己卯令ニ祠官一卜中兵器上爲ニ神幣一吉之故弓矢及横刀納ニ諸神之社一仍更定ニ神地神戸一以レ時祠レ之云々

又云卅年春正月己未朔甲子天皇詔ニ五十瓊敷命大足彦尊一曰汝等各言ニ情願之物一也兄王諮欲レ得ニ弓矢一弟王諮欲レ得ニ皇位一於レ是天皇詔レ之曰各宜レ隨レ情則以ニ弓矢一賜ニ五十瓊敷命一仍詔ニ大足彦尊一曰汝必繼ニ朕位一

又云景行天皇四十年冬十月壬子朔癸丑日本武尊發路云々日本武尊則從ニ上總一轉入ニ陸奥國一云々蝦夷賊首

國朝佳節錄松下見林今按朝家以二亥日餅一名二亥猪一上古十月用二猪肉一意近レ之矣按日本書紀崇峻天皇五年十月丙子有レ獻二山猪一

弘賢曰貝原好古も此說に荷擔して太子傳暦上云冬十月有レ人獻二山猪一別要抄云山猪ゐのことよみ付たり一義に十月上亥日用る亥子餅の事也といへりこゝを以みれば昔は直に山猪を用けるにやと和事始にいへり然れどもこれはたま〳〵山猪を獻ぜしにて丙子の日なれば今の玄猪の濫觴ともいひがたし殊に十月亥日食レ餅除二萬病一といへる唐土の本說あるとなればいよ〳〵信じがたしおほかたは唐土の風俗をうつされしなるべし

和漢三才圖會云辨才天經祭二宇賀神一用三巳與二亥日一亥月亥日特重以レ餅供二養之一恐玄猪亦浮屠氏取二護國貧轉圓滿之義一奏レ之始レ之稱二三輪大明神之告一者亦附會之說耳

弘賢曰禁中にて行はるゝさま佛說も信ずるにたらざるなり

四季物語云但馬國よりはじめてゐのこのもちゐ奉りし事國史に侍る時代開化のすべらみことの御くらゐしろしめして二年の此月の御事也とかや子夜行といふ文には十月は亥の月にして亥の用らるゝ事は子を一年の月の數にうみ閏には十三うみてめでたくあさましきまでいみじき物なればとて此事行はるゝよし侍る

弘賢曰此書は僞作にて妄誕論ずるにたらず引用の書目もみなあらぬことなり

日本歲時記云楊鳴曉筆といへる書を見侍りしに景行天皇二十三年十月亥日餅を奉りしよししるしぬれども國史にみえず

先代舊事本紀云珠城宮御代太神告誨曰巳月上巳亥月端亥天照太神幸魂次神富福智惠尊行二富饒一巳降行二地富一亥升行二天富一以二五色餅并五色幣及甘辛酒五味菓等一誠請祭レ之國災皆消國福悉發

弘賢曰この書僞作論ずるにたらず

下學集云雜五行書云々一說曰豕能生二多子一故女人美レ之至二十月豕日一獻レ餅祝レ之也愚謂十月亦亥月故用二之此月此日一也豕每年產二十二子一象二一年十二月一閏年則十三子產也豕與二猪亥一相通而用レ之者也

弘賢曰此說も亦信ずるにたらず

豚之嚴重
宣胤卿記

げんでう
後水尾院年中行事

玄猪
續谷響集云玄猪或謂亥ハ猪也冬屬レ水故呼爲ニ玄猪一○弘賢曰女房私記にげんじよと書たるはかなたがへり

お玄猪
雅莚醉狂集云俗にお玄猪といふは黑き猪といふにて此包たる物の名にはあらずいつよりか誤て云かり又室町將軍家より此日餅に作り花など相そへいつくしく飾り內々にて獻上あり仍て御嚴重ともいふ其外說々あり

御亥子
殿中申次記

御源猪
年中定例記○かり字也

御まいり切
宣胤卿記

御成切
御事始記成氏年中行事○御事始記云御なりきり共申又嚴重とも申なり弘賢曰ナリキリとは喰さしを賜はるゆゑにいひならはせし異名なるべし喰さしを賜はるよしは後水尾院年中行事に御いきをかけらるヽとみえたるも其意なるべし年中定例記にはそと御口にあてられてまいらせられ候を賜はるよし見えたり

おなれきり
大友興廢記○おなりきりの轉語なり

○正誤
公事根源云亥子餅この事いつ比より始るともみえず延喜式に載たれば往古よりはやありけることならんかし承安四年にさたありて大外記賴重師尙など勘文をまいらすそれも本朝のおこりをばたしかにも申さず云々
貝原好古曰延喜式に亥子餅の事なしいぶかし○弘賢曰藏人式をおもひたがへられしなるべしたとへ延喜式にありとも藏人式はそれよりも先だちたる書なれば藏人式を徵とすべきなり

は下繪のつゝみ紙につゝみてその上を杉原にてつゝみ候て御出候中﨟の御役なり大かたの衆へはきりはくの御つゝみ紙其外は引合也つゝみ樣あり觀世大夫には下繪のつゝみ紙にて候申次遣レ之

一　今日は男女共に紫の小袖をめし候殿中ならず各も大がい此分にて候

御事始記云十月ゐのこの御成切の事公方樣御直に被レ下方へは其分にて候又御直に不レ被レ下方へは御前の御成切過候て五ヶ番へ御なりきり四方にすはりて一膳づゝ五ヶ番へ被レ出候五ヶ番に月行事あり祇候請取候番子にちやうだいさせ申候又奉行衆には公人奉行祇候仕候て請取申是も各に頂戴させ申候也每年此分にて候也

成氏年中行事云十月亥子之御祝三度アル時ハ三度ナガラ御祝有レ之御成切管領ヨリハ以レ使可レ被レ下由被ニ申上一其使ニ御對面其以後御使被レ遣レ之管領御成切直ニ請取有ニ頂戴一御使ニ一獻其後被レ出ニ太刀一飯參シテ其由ヲ申上自餘ノ外樣ヘハ近付方々申出シテ被レ遣レ之奉公中在鄕之方々御亥子之御祝ニ多分參上アルナリ

弘賢曰東鑑に豕子の祝所見なしといへども鎌倉將軍家にも行はれしなるべしその故は東鑑には恒例の事は記さゞる例なればなり

大友興廢記云おなれきり十月の亥の日御祝寒田の家より是を勤大さ三寸廻り程の餅に五色の衣をつけ引合一重につゝみ菊を一枝づゝ添て亥の日の御祝に伺公の侍に下さるゝおなれきりの御祝とこれをいふ也

〇釋名

亥日餠　年中行事秘抄

亥子餠　同上

御嚴重

二水記〇兩朝時令云三條右大臣(實條公)江戶參向ノ時羅山子道春ニ談ゼラレテ云亥子餠イックシクカサヌル故ニ嚴重ト稱ス嚴ノ字イックシト訓ゼリシカルヲ俗ニ亥ノ日タルニヨッテ亥猪ト云獻猪ト云ナラハヌハ無根ノ僻說ナリ〇弘賢曰御ゆどのゝ上の記にげんぢやうと書たるはかなのたがへるなるべし

一　つく〳〵の上にをかれ候五色のこはくろきをなかにをかれ候
一　つく〳〵は御ひと　御所樣ばかり參候
つく〳〵の上にをかれ候
御四方の上にすはり候三つすはり候をまづまいり候てのちに二すはり候が參候

黄　青
黒
赤　白

一　かくのおしきに玄のぶ菊をかいしきにして御げんでう十七八廿ばかりほどつみてうつくしくきくの玄のぶにてかざり候
一　つく〳〵にはくもはゝのやうにゑどり候てきく玄のぶなどゑにかきて金ぱく白はくにてうつくしくゑどり候何も五色にさいしき候
一　なかほそもつく〳〵のごとく時々の繪をかゝれ候一番の亥にはきく二番は紅葉三番はいちやうにて何もうつくしく色どり候
一　御げんでうのつゝみ紙にはきく玄のぶをちうでいゑろでいにてとき〴〵の繪をかゝれ候

年中定例記云亥の日暮ておもてにて御祝參其樣ちいさき餅五色なるを角の折敷につみてさきに五色の粉すはり候又前のごとくの餅を二三百御四方につみたるがまいるさて面々一人づゝ御參候へば其おほき餅を一つ御取候てそと御口にあてられてまいらせられ候御たまはり候て御頂戴候て御まいり候面々過て其おほき餅を御對面所の御さいのきはに御配膳の人御をき候それを外樣衆一人づゝ被ㇾ出候て一づゝとられ候て頂戴候外樣衆過候ては此御膳をあげられ候さて又餅つみたる膳參候前のごとく御取候て御供衆御部屋衆申次攝津二階堂小笠原直にたまはられ候てさて公家の御かた〳〵御出候
一　餅をたまはられ候て頂戴候てくひ候が能候由貞宗申され候つる懷中玄たるがよきといへり又わろしとも被ㇾ仰候人によるべし
一　禁裏樣御源猪のつゝみ紙を一番に傳奏御持參にてひろげて被ㇾ參候へば御頂戴候其次に傳奏御給候
一　國々又御不參候大名國持衆は御源猪を申出されし女中より御つゝみ候て御出し候急度玄たるかたへ

○和歌

源順集

天元元年十月はじめの亥の日右大臣の女御の火桶にもちゐくだものもりて內裏の女房につかはす大臣この火をけひとつたてまつらせ給ふゑろがねして亥子龜のかたをつくりてするさせ給へりくはヽれるうた

わだつ海のうきたる山をおふよりは
動きなき世をいたゞけや龜

古今著聞集卷第十八飲食

泰覺法印ゐのこのもちをよめりける

なによりも心にぞつくゐのこもち
びんぐうすなる物とおもへば

○武家之儀

殿中申次記云御亥子次第之事如ㇾ常御對面所へ被ㇾ成御出則申次面々と申入三職を始て御相伴衆の大名一列御前へ祇候候て二膳まいり候て御相伴衆次第頂戴候て退出候其次國持之衆此內國持ならねども國持に准じて外樣も少々在ㇾ之被ㇾ參候て後二膳まいり候內一ぜん御とをりへ被ㇾ出候て如ㇾ常に外樣被ㇾ參候て此一膳は則あせ申して又別に一膳御前へまいり候て御供衆申次番頭已下節朔衆醫師（上池院又清も參候歟）參り候て其後公家と申入て公家被ㇾ參候又御部屋衆は御供衆と申次の間に被ㇾ參御供衆御部屋衆申次と次第在ㇾ之

一御亥子の事古記錄の上にては難ㇾ致二分別一間御佐五御局幷春日殿へ尋申所懇に注給之趣寫二置之一同御兩御局のみ在ㇾ之

御亥子の御祝之樣體之事

一一番ニ　三つの御盃參候

一二番ニ　黑き赤白三色の御嚴重かくの折敷につませ候て三ならび御四方にすはりて參候又同かくのおしきに黃なると靑きと二ならびて御四方にすはりて參候

一三番ニ　つく〳〵御四方にすはりてなかほそは御はしのすはり候ごとくに御前にをかれ候何も一度にまいり候て御祝の樣體常のごとく御座候てやがて御てうし參候三の御盃は女中衆ばかり御いたゞき候御けんてうの事は御てづからみな〳〵に下され候

一四番目ニ　のし四方にすはりて參候さて御てうし參候

中ほそといふ　御所にては上樣御つき有て灰をかけて出さるゝなり

一本云殿上にて唐衣を肩にかけて歌を唱てつきける事三度中に穴をあけて灰を入るを故實とすといへり

恒例行事略云亥日御玄猪御嚴重トモ云初獻ハ御嚴重二獻スルメ能勢餅但シ能勢モチハ折鋪合ニ赤小豆ノマジリヌル餅ニ入レ攝津國能勢郡ヨリ奉ル故ニ能勢ト云フ云々

攝津群談云能勢郡木代村門大輔數代第宅の境内三町四方に大竹林を圍に今繁榮也家記云往古より毎年玄猪の餅を供す其先神功皇后に起る昔此所及切畑大丸の近里は山城國八幡の神領たり因て善法寺門主より捧之天正年中信長公神領を改るの後貢調の古例暫斷絕すといへども舊禮不レ能ニ交易一終に古例の如くなれり其御調火を改め淨衣を着し餅米を蒸小豆を交て搗粘て餈（シトキ）とせば其色薄紅色長六寸五分涉四寸深二寸の筐に入て其形一つに堅め上に栗子五つを以て四隅と中央に置て蓋を覆ふ十月亥三日に及ぶ年は初の亥百箱中亥終亥依レ年雖レ有ニ增減一及ニ八九十一其料米穀貴買の高下を以て量レ之白銀三錢（八木五十匁以上に應ず）或は貳錢半（八木五十匁以下に應ず）一箱宛に下賜之毎年亥の日極て門太夫を先じ地下人五人の役次亥は木代大丸の兩村の地下人四人の課役終亥は白畑村の鄉中獻レ之亥三日に不レ及時は白畑村の役を關也右山城國山科の土民附ニ貢調使ニ京師に運て亥日亥刻に令レ獻レ之其箱を分て東武に賜ふ至レ今規式闕事なし

弘賢曰これは玄猪の餅にはあらずシトキといふべきなりすでに後水尾院年中行事にも御げんでうは初こんのせは三こんに供すとしるされたり○神功皇后に起るといひ傳へしおぼつかなき事なり○のせをおゆどのゝうへの記後水尾院年中行事には丹波國としるされたり能勢郡は丹波境ゆゑ丹波より奉りしとありしにや再按ずるに永祿の比攝州の守護職に能瀨丹波守久基といふもの丹波の國司渡多野の屬なりしかば能瀨へ課する事をば丹波より執しせしなるべし又曰道も丹波より通ずるなり

つにすふ都合十なり御はしはとらるゝにも及ばず陪膳手長撤せずしてしりぞく又西南に居なをらせ給ふ上﨟中﨟下﨟襠計にて先御盃次に二こん御まなを供す御盃常のごとくとをりて又御盃まいりて三こんのせを供す三こんめは天酌いで御とをし例のごとく人々天酌のついで初こんに供たる御左の方に有御げんでうをとらせ給ひてしきゐのうへにをかせ給ひて御ゆびにてはぢかせ給ふを給はるなり御げんでうの色前にみえたり但四位殿上人の内清花の族大臣の子式治雨頭などは二度の時も三度の時も一度は黒を給はるなり五位殿上人も又同じ五位職事は雨頭の准據也これらは賞翫の故なり亦職事補せらるゝ人は器用を稱せらるゝ由にて親王女御第一の公卿抔ははぢかるゝ迄はなく敷ゐのうへにをかるゝをさし寄て給はるなりゐのこの御祝は兩度三度共に同じ亥のこには女中の衣裳陪膳手長の外は各りんず唐あやなどの小袖を心次第に着用也

女房私記云ゐのこ近頃は御げんじよ諸臣に給ふ時外様大納言は小角にのせ鴨脚(イチヤウ)に名を書付るつゝみ様左に圖す宮々大臣上﨟三位以上は黒餅なり雲客四品はあかし五位以下六位女藏人まで皆白菊紅葉しのぶの葉敷也小角にのせたるはしろくれなゐにて十文字にゆふなり外様は殿上人までも小角にのる

典侍は黒　中らう赤　お下より以下白

包紙　御所にては後様は引合につゝむ内々は奉書紙院中にてはいづれも奉書也

鴨脚

夜に入御盃事あり昆布鮑なり此時につく〳〵と云てちいさきうすに白きこは飯をもり足付にのせ前にきね二本をくなり是を御前に獻ず次に上らうより女藏人まで祝之歌に云

神な月しぐれの雨のあしごとに
　わがおもふことかなへつく〳〵

と三べんうたふ左の袖をおほひて右にてつく歌の間きね一對ともに持てつくなり此ときみな女房小袖はかまなかをいふなり

の裡御けんてうを供ず御いきをかけらるゝ夫を人々申出すに之たがひて給はるなり御所〳〵親王方門跡御比丘尼衆大臣等其外外樣衆八幡別當醫師等にいたるまで小高檀紙に包小かくにすへ水引にてゆひて被レ出內々の男衆院の女中御所々々の上﨟同乳母などの申出は椙原に包て出さる杉原につゝみたるはかくにもすはらぬなり畢竟或は賞翫の人或は外樣の人にて小高檀紙に包みたるを給はるなりつゝみの中にいるものは初度は菊と忍と中度はもみぢと忍ぶと三度めはいちやうと忍となり銀杏の葉に申出す人の名を書て包紙にさしはさむなり御けんてうの色は公卿たる迄は黑四品の殿上人は赤五位の殿上人以下は白兒は赤地下の兒は白花族の人は三度に一度も二度に一度も赤きは黑白きは赤給はるなり家を賞翫の故なり女中は上﨟の限りは黑中らうは赤下﨟は白儲君の之んわうの上らうを初御所〳〵の上﨟は赤其家にては黑かるべきことなれど禁中にては中らうの准據なればなり又后はおはしまさぬ時も后の御料とてひるの御はんに土器三すへて御けんてう三色をそなへて御之やうしのうちに盃內侍ひとへぎぬ着てもてまいる

きく綿のたぐひ也丹波國野瀨といふ所より箱に入てけんずるもの有則野瀨と名付て夕方の御祝に供す衞士かちんを進上す高倉傳奏也夕方の御祝常の御所にて參る御座等例のごとく先つく〳〵をもてまいる

臺にすふ臺の體兩方に足あり花足の類也當時世俗にるふの足打といふ物なり

陪膳御前にすふすこし亥の方にむかはせ給ひて突せ給ひ陪膳御直衣の御袖をおほふ御直衣もとより疊ながら御座につきをはらせ給ひて御箸をとらせ給ひて供御を少し參る親王女御などあれは御相伴なり次第にもて參る親王は半尻着用なれば陪膳の人そでをおほふに及ばず女御のは陪膳の人から衣の袖をおほふ女中も上﨟中﨟は次第に御前にてつく下﨟から衣（上﨟は上﨟のから衣中﨟は中らうのなり）の袖をおほふ次第につきおはりて番衆所へ御之ものから衣を置て出さるおとこのれうとかやから衣はいかゞしたる事にか次に御けんてうを供す南にむかはせ給ふはい膳手長の人例のきぬをいだきもちて着座かけ帶ばかりをかく下﨟はひとへぎぬを着すつく〳〵と同體の臺（此臺ゐのこの外目にふれざる物なり）一つにすへて供す之ろき土器五に御けんてうを入て臺ひと

本朝月令云雜五行書曰十月亥日食レ餅令二人無一レ病
右亥日餅本緣如レ此奉レ供事藏人方沙汰候歟外記不
レ知也但內藏寮進二殿上男女房料餅一各一折櫃以二柳臼杵
等一於二朝餉方一令レ舂御云々仍言上如レ件
御膳宿申云內膳司供レ之卽於二御膳宿一盛二朱漆盤四
坏一立レ紙居二御盤一自二大盤所一傳二供之一或加二書御膳一
供レ之承安四年
河海抄引掌中曆云亥子餅七種粉大豆 小豆 大角豆 胡麻 栗 柿 糖
東宮年中行事云十月ゐの日しゆせんけむもちいをく
うすることこの月のゐのひことにこれを奉るうねへ
大ばん所にまいりて取つたへたてまつりあぐまた殿
上にもすへたり
建武年中行事云十月ゐの子はくられうよりまいる朝
かれゐにてまゐらす
宣胤卿記云文明十二年十月五日辛亥今日亥日也禁裏
御マイリ切斗取以二雜色一於二勾當局一申二出之一歸路入
レ夜當時難議間兼日語二都護一申二出之一翌日令二頂戴一
了文龜元年十月七日壬子去夜內裏豚之嚴重兼日申二
甘黃門一今日一裏此內兩人分小餅二到來令二頂戴一了又四條分同
申二出之一　永正元年十月七日甲子去夜禁裏豚嚴重
語二甘中一申出了兩人分在二一裏中一文隆永朝臣分在レ別
二水記云永正二年十月十二日御亥子御祝如レ例各御
嚴重申出予祇候
宣胤卿記云永正十四年十月九日今夜亥ノ子祝儀也禁
裏御マイリ切申出二內藏頭一翌朝令二頂戴一
二水記云永正十六年十月二日入レ夜參內御亥子御盃
如レ恒親王御方御不參仍於二御妻御所一各令三頂戴二御
嚴重一了十四日入レ夜參內御亥子御盃如レ常二十六日
入夜亥子之御祝如レ例今朝亥御樂不參候
弘賢曰これより後大永享祿にいたる迄大概同文
御湯殿の上の記云慶長三年十月十一日御ゐのこにて
いつものごとく御けんしやう申いだしありのせ久し
くまいり候はぬとてたんばへ尋候へばこしらへこん
よう申候てなかはしより百かう申つけ候けふ百かう
のほうしのせのしやうをしまつりうはく島津龍伯と申ふしち
ぎやうにとり候とて百かうしん上申女御ひろうこん
ゐのゐちより御申ありのせ御所々々女中おとこたち
御くはりあり云々
弘賢曰御げんしやうと書たるはあやまりなり
後水尾院年中行事云十月ゐのこ亥に當る日也あした

古今要覽稿卷第九十三

●歲時部

玄猪 本名亥子餅 御まいり切　一名嚴重 御なり切　げんでう

玄猪正しくは玄日餅又は亥子餅といふ此ことといづれの御時よりはじまれるといふこと詳ならず然れども禁中年中行事の一つにて藏人式にみえたれば貞觀以前より行はれしことなるべし

　藏人式は橘廣相撰廣相は貞觀年の人なり

昔は餅を豕子の形に作るといひ 年中行事秘抄 又大豆小豆及び胡麻等七種の粉を合せて作るなどみえたり 掌中曆 此儀唐土にても上古よりありと見えたり 初學記

初學記云荀民四時列饌傳曰十月亥日食レ餅令二人無レ病

拾芥抄所載年中行事云十月上亥日内藏寮進レ餅 次々亥同

小野宮年中行事云初亥日内藏寮進二殿上男女房一料餅事各一折櫃

年中行事秘抄云十月上亥日内藏寮進レ餅事 中下亥又同 殿并女房

亥子餅事

或記云盛二朱漆盤 立紙 四枚一居二御臺一本上一女房取レ之供二朝餉次一召二藏人所鐵臼一入二其上分一持令レ爲二猪子形一以レ綿裹レ之挿二於夜御殿疊四角一但臺盤所殿上料内藏寮進

弘賢曰師尚勘文には柳臼杵と見えたり

大外記賴業勘申云　十月亥日餅事

藏人式云初亥日自二内藏寮一進二殿上男女房料餅各一折櫃一内藏所レ進餅已見二人給料一但又大炊寮出二渡糯米一内膳司備二調供御一雖レ不レ載二式文一寮司供來尚矣

群忌隆集云十月亥日食レ餅除二萬病一

雜五行書云十月亥日食レ餅令二人無レ病

亥日餅本緣如レ此敬レ之調未レ詳其徵見二政事要略第二十五卷一

弘賢按河海抄引羣忌隆集曰十月亥日作レ餅食レ之令二人無病一也

大外記師尚勘申云　亥子餅事

群忌隆集云十月亥日食レ餅除二萬病一也

濟民要術云十月亥日食レ餅令二人無レ病

る樂事となりけるかといへる說のみやゝめさむるここちすしかるに惟熊先年京の伏見なる稻荷の祠官非藏人羽倉攝津名は信名へ文のついでに此起原のこと問合たりしかへしに申こせしは十三夜賞月のまさしき起りは天曆村上の朝七年九月十三夜はじめて月の宴を行はれしが遺例となりこしなり但し此宴はもと八月十五夜の御遊を後れておこなひ給へるなり其よしは八月十五日は先帝の御國忌にあたり給へば偖しも後れて此九月に其御遊を行ひ給ふべかりけるが此月とても十五日は猶其日次も忌しければとて偖十三夜にさだめて此月の宴をばひらき行はれし事なりと昔年韶光卿のまだ侍中にておはせし時かたり傳へ給ひきと具に書付て告傳へこせし也熊今これをおもふにそもそも彼卿の御說何のしるしをとゞめえてかくさだかにのたまへりといふことはしらずといへどももとよりかならずさる正しき徵もなからんにはいかでかくさだかには傳へられ給ふべき故に今暫く其御說につきてこれを史編に考るに朱雀天皇のかくれさせ給へるは實に天曆六年八月十五日とみゆればいかさまにもさる子細も侍らんかし

弘賢曰これらの說はいづれも躬恒集に正しき出所有をしらずしていへるなり

附錄

閑窓雜錄に明の趙世顯といふもの月社をむすびて每月十三夜の月を賞せし事有といひてその序を引て云

昔人曰醉レ月宜レ秋予殆以爲レ不レ然夫月闕而盈者歲十有二當二其盛時一無レ不レ可二樂而醉一也特秋云乎故予社集每月期二於十三一方二其淸光乍發一匣鏡新開林鬱騰レ輝萬彙生レ色以徘徊竊二素娥之半面一月幾レ望而與方新信可レ樂也

按明十二家詩鄭少谷何大復有二今夜翫月詩一然則中華亦至二明朝一賞二今夜一歟

弘賢曰無題詩に菅家の詩所見なし傳聞の誤ならん菅家後集に秋夜の題にて黄萎顏色白霜頭況復千餘里外投昔被二榮花一簪組縛今爲二敗謫一草萊囚月光似レ鏡無レ明レ罪風氣如レ刀不レ破レ愁隨見隨聞皆慘慄此秋獨作二我身秋一といへる律詩あり此題の下に九月十五日と自注ありこれを北野緣起には九月十三夜の皓月に心をすまさせ給ひけるときつくらせ給ひけるとあれども句中に月を賞せしおもむきはみえざればたま〳〵その日述懷の作ありしにて賞月の權輿とはいひがたきにや又何大復が集をみしに八月十三夜の作はあれども九月十三夜の詩はみえず十二家詩誤寫せるもあるべからず鄭少公が集はいまだみず明の趙世顯といふもの每月十三夜の月を賞せしことはあり下にしるせり

日本歲時記云今宵月を賞する事中秋の如し兼好が說には八月十五日九月十三日は婁宿なり此宿淸明なる故に月を翫ぶ良夜とすとみえたりしかれども此說他の出所をしらずそのうへ牛宿を除て考たり又月に大小あればちがへる故に證とするにたらず凡秋は月を賞する時なり中秋はもろこしにも月を賞する佳節とせり我邦に又九月十三夜を用て月を賞するは八月には既に十五夜の月を賞しぬれば易に月望にちかしといひ又天道は滿るをかくの義を取て此日を用るなるべし今宵の月を翫ぶこともろこしには定りたる期とは見えずたま〳〵十三夜の月を賞せし詩はこれあり又菅丞相宰府にて作り給へる黄萎顏色白頭霜と起句にある律詩を一說には九月十三夜の作とすしかれども菅家後集には九月十五夜の作とあればかならずその時より有し事ともおぼえず且又今宵の月を翫ぶ歌三代集にはいまだみえず源氏物語夕霧の卷に九月の比夕ぎりの大將小野よりかへり給ふ所に十三夜の月のいと花やかにさし出ぬればをぐらの山もたどるまじうおはするにとあり其比ははや此夜の月を賞せしにや

常盤日記（土師熊文）云九月十三夜の宴のはじめ先輩とりどりあげつろへるたぐひも物にみゆれどともにさだかならでうけがたき中に中御門右府記を引て寛平上皇（宇多帝）のかりそめの御雅遊よりはじめて永く傳へつけ

風雅和歌集卷第七秋歌下

九月十三夜月を見て　　左京大夫顯輔

暮のあき月の姿はたらねども
　ひかりは空にみちにける哉

從三位賴政卿集

九月十三夜法性寺殿會

津守より庵田へ渡るあき人の
　今宵の月をめでざらめやは

弘賢曰此歌の題書一本には法住寺殿供花會とあり
ゑかれども歌は賞月の會とおぼしきなり

忠度集

九月十三夜

おしと思ふ秋の半の月は猶
　こよひも有とおもひなされき

壬二集

長月の十日あまりの三日の原
　川浪ゑろくすめる月かな

藤原光經集

十三夜

數ふればけふ長月の十日餘り
　みよともすめる山のはの月

草庵集

九月十三夜

あきらけき御代の昔の秋よりや
　月も名にあふ今宵なるらん

○武家之宴

吾妻鏡云建保六年九月十三日酉刻快晴明月夜御所和歌御會也一條羽林李部(能保)巳下好士七八輩被レ候二御座一

又云嘉禎四年九月十三日今夜明月得レ讐左京兆(義時)先年御在京有下令二對面一之人上御二懇志于今一不二等閑一以二月與爲レ媒被レ遣二一首御歌一

都にて今もかはらぬ月かげに
　むかしの秋をうつしてぞみる

○正誤

節序紀原云本朝翫二今夜月一既有二菅丞相詩一則延喜以前賞レ之明矣(菅丞相詩載二無題詩集一)若其擬二仲秋一則季秋亦合レ取二十五夜一然賞二十三夜一者蓋易所レ謂月幾レ望又曰天道虧レ盈是其所レ注レ心其旨深矣卜部兼好曰九月十三夜與二中秋一共月在二婁宿一故古來賞二此夜一彼以二二十八宿一一周雖レ言レ之然月在二大小之差一則不三必爲二定論一

はみなあやまりなり

正誤にくはしく辨ず

躬恒集にせいれう殿のみなみのつまにみかは水ながれ出たりその前栽にさゝら川あり延喜十九年九月十三日にそのえんせしめ給ふ題に月にのりてさゝら水をもてあそぶ詩歌心にまかす

此詞書古鈔本に據流布印本はとらず

百敷の大宮ながらやそしまを
みる心ちする秋のよの月

弘賢曰これ九月十三夜賞月のはじめなるべしこれより前には所見なきにや此歌拾遺集雜上よみ人ゑらずと入詞書延喜十九年九月十三日御屛風に月にのりて翫潺湲とあり潺は潺の略字にや乘月弄潺湲といへる謝靈運の詩の句なり正韻に潺湲流水貌一曰水流聲とあり

中右記云保延元年九月十三日今宵雲淨月明是寬平法皇明月無雙之由被二仰出一云々仍我朝以二九月十三夜一爲二明月之夜一

弘賢曰年紀を記されざれば躬恒集と前後考べからずといへども法皇のかゝる仰も有しより內裏にても月宴せさせたまひしにや

世繼物語云康平三年九月十三日月のよのつねならぬに御遊あり

○詩歌

本朝無題詩卷第三

九月十三夜翫月　法性寺入道殿下

閑窓寂々月相臨、從屬窮秋望亙禁、潘室昔蹤凌レ雪訪、蔣家舊徑踏レ霜蹄、十三夜影勝二於古一數百年光不レ若レ今、獨憑二前軒一廻レ首見、淸明此夕價千金、

星河皎々月蒼々、從屬窮秋最斷腸、訪レ古無レ如二今夜影一、經レ年豈忘二此時光一、洛中各領二吾家雪一、塞外定疑二萬里霜一、起倚二前軒一廻レ首立、金波朧朗足二相望一、

月下有感

月清九月十三夜、天冷星稀叶四望、斜影訪レ窓臨二曉枕一、餘輝繞レ壁滿秋堂、長安遠近千家雪、洛邑東西萬井霜、倩見雲間晴去色、明珠在匣口中央、

弘賢曰この比は家々に月を賞することなかりしにや諸家の集を檢するに所見あることなしたゞ此殿下のみ數首あり古今和歌六帖をはじめ次郎百首新撰六帖等にも今夜の月を詠せるうたみえざるにや

野槌云八月十五夜を中秋としてことに月をもてあそぶこと大かた李唐の世より盛にして詩人文人其詠多しといへど古樂府に嫦娥怨の曲あり漢人の中秋の月なきによりて此曲を作るとある時は漢の世よりもある事にや

○和歌

貫之集第三

八月十五夜うみのほとりに人の家におとこをんないでゐて月の出るをみたる

難波がた汐みちくれば山のはに
　いづる月さへみちにけるかな

又第四

八月十五夜

もゝとせのちゝの秋ごとにあしびきの
　山のはかへすいづる月影

月ごとにあふよなれどもよをへつゝ
　今宵にまさる影なかりけり

古今和歌六帖第一

十五夜九月十三夜　つらゆき

久かたの天つ空よりかげみれば
　よくところなきあきのよの月　そせい法師

もち月のこまよりをそく出ぬれば
　たどる〳〵ぞ山はこえつる　みつね

こゝにまた我あかぬ月を山のはの
　遠のさとにはをそしとや待

いづくにかこよひの月のみえざらん
　あかぬは人の心なりけり

天喜四年四月晦日皇后宮春秋歌合

右八月十五夜左臨時客　伊勢大輔

くもりなき空の鏡とみゆるかな
　秋のよながくてらす月かげ

九月十三夜

九月十三夜月を賞することは延喜十九年內裏にて月の宴せさせ給ひしぞ始なるべき

躬恒集にみえたり○中右記には寬平法皇の仰より明月の夜とすとみえたり

然るを菅家の詩作よりといひ又は天曆七年八月十五日先帝の御國忌をさけられしよりはじまるといへる

惜別戀　作者左右大將通光　前大僧正慈圓　藤原朝臣定家　藤原朝臣雅經　右大納言公經　僧正行意藤原家隆　藤原朝臣秀能

貞永元年八月十五夜名所月歌合云題名所月　作者左方女房道家公　權中納言定家　前宮內卿家隆　行能朝臣　信實朝臣　賴氏朝臣　有長朝臣　親季朝臣隆祐　知家　三位侍從母俊成女　右方民部卿典侍後堀河院官女爲家卿女　高倉八條院官女　實持朝臣　資季朝臣　家長朝臣中宮少將藻壁門院官女左京大夫藤原信實女　下野後鳥羽院官女日吉禰宜元仲女　兼康光俊朝臣　源家淸　右衞門督爲家　判者權中納言定家

文永二年八月十五夜歌合云題未出月　初昇月　停午月　漸傾月　欲入月　作者左方女房　前關白左大臣良實關白左大臣實經　右大臣基平　前內大臣基家　兵部卿藤原朝臣隆親　大納言藤原朝臣良敎　權大納言源朝臣通成中宮大夫源朝臣雅忠　中納言藤原爲氏　左兵衞督藤原朝臣高定　參議源朝臣資平　右近衞權中將藤原朝臣經平　侍從藤原朝臣行家　左大辨源朝臣雅言　右近衞權中將源朝臣具氏　右方融覺　前太政大臣公式乾門院御匣　中納言　小宰相　前權大納言藤原朝臣資季　左近衞權中將藤原朝臣公雄　右近衞大將藤原朝臣通雅　權中納言藤原朝臣長雅　寂西　右兵衞督藤原朝臣爲敎　法印實伊　鷹司院そち　眞觀　左近衞中將藤原朝臣忠繼　右近衞權少將藤原朝臣隆博講師　讀師　判者衆議

永仁五年八月十五夜歌合云題寄月秋　寄月戀　寄月雜　作者左右近衞權中將藤原朝臣賴成　兵部卿藤原朝臣兼行　左近衞權中將藤原朝臣家親　中將　譽子內親王家大納言　中宮宣旨　中宮內侍　譽子內親王家兵衞督　右中宮大納言　春宮少納言　中納言典侍藤大納言典侍　權中納言藤原朝臣俊光　春宮左衞門督　新宰相　左馬頭藤原朝臣定成　講師　讀師判者衆議

永祿六年八月十五夜三首歌合云題月前松風　湖上明月　月前鴈　作者左方中納言　權大僧都兼俊　沙門宣僧　少納言　大和　僧意洵　法橋紹正　右方法印兼智　覺源　小辨　釋宗玹　釋玄孝　僧光祐　源賴辰　判者一位日野大納言

徒然草云八月十五日九月十三日は婁宿なり此宿淸明なる故に月を翫ぶ良夜とす

天氣爽也地形勝也物色幽也人心切也筆不二毛擧一聊記二口談一云爾謹序

又云八月十五夜於二文章院一對ㇾ月同賦二清光千里同一、都在中、夫文章院者國子學之流焉凾ㇾ經味ㇾ道之生此焉詠ㇾ業吐ㇾ鳳懷ㇾ蛟之士亦復容ㇾ身于ㇾ時天入二仲秋一夜當二三五一排二紙隔一而玩ㇾ月出二苫衡一以擧ㇾ杯盖斟二舊跡一也既而清光映徹雲書卷以添ㇾ晴皓彩時凝露文注而助ㇾ潔三十五名之星躔遙浮二於水鏡之面一五萬四千之土壤自化二氷壺之心一嗟秋月之可ㇾ望諒感而不ㇾ盡請賦二萓爽一各書二蕉葉一在中序

又云仲秋三五夕於二江州野亭一對ㇾ月言ㇾ志、江匡衡、去年八月十五夜營二吏務一以在二尾州一今年八月十五夜事二湯藥一以在二江州一不ㇾ見二漢宮之月一不ㇾ見二梁園之月一不ㇾ聞二鳳琴之聲一不ㇾ聞二龍笛之聲一我雖ㇾ假二風月名於風月之席一因緣淺明矣是風骨之鮫之令ㇾ然也是月將之鶩之令ㇾ然也定知翰林主人獨二步於文場一醉鄕先生鷹二揚於酒域一方今情慵病侵官冷齡爪性江翁望二江樓一亦有ㇾ便員外郎遊二外土一亦無ㇾ妨所二賣持一者祖父養生抄三卷坐臥卷舒所二相從一者愚息起居郎一人晨昏左右纒二宿霧一而獨居遙隔二青雲之路一向二明月一而閑詠自爲二白□□歌一嗟呼心事日々衰鬢髮星々薄身無二餘潤一不ㇾ耻二子貢之問一病志在二閑居一欲ㇾ學二陶潛之歸田一聊題二玩月之篇句一暫慰二綏風之心情一云爾

菅家文草云八月十五夜賦二秋月如ㇾ珪應製詩秋珪一隻度ㇾ天存下照二千家一不ㇾ定ㇾ門聖主何憐三五夜欲二將望ㇾ月始臨ㇾ軒（寛平九年作）

源氏物語（あかし）云御物語しめやかにありて夜に入ぬ十（八月）五夜の月おもしろうしづかなるにむかしのことかきつくしおぼし出られて云々

承安三年八月十五夜三井寺新羅社歌合云題遙見山花　古鄕郭公　湖上月　野宿雪　談合友戀　作者左中納言君（法性寺石藏法橋房）　阿闍梨蓮忠（三乃聖護院住）　阿闍梨證兼（丹波守爲盛息）　肥後君明智　藏人君賢辰　常陸公道禪　帥君信親（帥君信平息）　佐君良敏　右少輔君（三井寺南院執行房住敎智律師房）　阿闍梨泰覺（泰尋法橋息）　阿闍梨親實（大臣伊實息）　大進君智暹　讃岐君觀宗　出羽公長照　少將君智經（俊忠息）　淡路君忠勝　講師佐公良敏　讀師藏人公賢辰　判者從三位行皇太后宮大夫俊成卿

按に此八月十五夜歌合のはじめなるべし

建保五年八月十五夜右大將家歌合云題蟲聲驚夢　曉

二衢皆蹈二萬頃之霜一高宴千萬處各得二一家之月一斯乃良夜之美足二愛玩一者也況乎秋水澄徹夜池平鋪對二絳宵之明月一倒二素光一而映レ波玉鏡沈レ景與二止水一而可レ鑑金波凝レ色混二細浪一而難レ分于レ時詩賦之客筆硯得レ時遇二幽閑之月夜一取二縱容於池亭一周遊忘レ歸似レ行二瑤池之曲一風情漸高疑レ入二銀河之中一所三以爲二佳會一也與上夫魏夜徘徊開二西園之敬愛一晉月玲瓏催二北堂之賞玩一者上論二其風流一足レ誇二在昔一也嗟呼人之一遇時不二再來一蓋上命以二篇章一述中其中情上云爾

又云八月十五夜同賦二天高秋月明一各分二一字一應製、探二得水字一紀納言、八月十五夜者天之秋月之望也更闌人定雲淨月明十二廻中無レ勝二於此夕之好一千萬里外各爭二於吾家之光一況復思二感於秋一心疑レ不レ夜澄々遍照禁庭之草戴レ霜皎々斜沈御溝之水含レ玉于レ時高天早曉繁漏頻移憐二秋夜之可一レ憐玩二清景之可一レ玩更及二盃無一レ算命レ叙二事大綱一臣不レ勝二恩酌之重一已爲二醉鄕之人一恐下對二明月之輝一以述中暗陋之緒上云爾

又云八月十五日夜陪二菅師匠望月亭一同賦三桂生二三五夕一紀納言、八月十五夜者天至淨月至明之時也故古之玩レ月多在二斯霄一莫レ不三登レ高望レ遠命レ毫灑レ思古人之情知レ有レ以也菅師匠儒林之翹楚文苑之英花便對二三更之晴一以玩二一家之月一于レ時月明二於上一桂生二其中一潤二金波之遠流一拂二玉葉一而幽茂至下其託二根陰靈一裹中影淸夜上寵二常娥於華葉一蔭二顧兎於枝條一況亦千里之外九霄之中擢レ幹何方滄溟之東極垂レ陰何處宇宙之中央風霜無レ變古今何渝遂掩二白楡之歷々一更望二素花之澄々一於レ是更漏漸闌琴歌間奏吟詠之客歡二其得一レ時筆硯之間知二其有一レ味若不レ寫二其懷一何以貽二於後一請各探二一字一令レ賦二三篇一云爾

又云八月十五夜侍二亭子院一同賦三月影滿二秋池一應二太上法皇製一、菅淳茂、洛陽城內有二一離宮一竹樹泉石如二仙洞一爾蓋世之所謂亭子院焉太上法皇雖下入二三密之道一出中萬乘之家上猶未レ捨二此地風流一以助二彼岸寂靜一故今商飆半暮之秋漢月正圓之夕阿耨池淨摩尼光浮懸二鸞鏡於波心一似二揚州之鑄出一浸二冰綃於潭面一如二泉室之織成一況珠露萬點倚二荷葉一而助二桂花一玉沙數重穿二魚衣一而宿二蟾影一水月之相應空觀自生心目之不レ離煩慮卽滅宜哉我后偏命二斯遊一既而其屬レ事者千萬種其應レ製者八九人俗物去而無レ來囂塵絕而不レ起詠歌一曲奏二水閣之秋聲一盃酌數行促二華池之夜宴一嗟呼

古今要覽稿卷第九十二

●歳時部

八月十五夜　九月十三夜

八月十五夜の月を賞すること島田忠臣の集にはじめて見えたりその年記さだかならずといへども齊衡三年詠史百四十六首を奉り貞觀元年年調三百六十首を奉れるよし家集の自注に見えたればその時代大概ゑられたりそのゝち貞觀六年八月十五日菅原是善卿後漢書の竟宴せし時聖廟の作られたる序に滿月光暉咸陳二中庭之玉帛一とあればその宴夜に及びしこともゑらる本朝文粹また聖廟の八月十五夜望月亭にて桂生三五夕といふことを賦させ給ひし時は紀納言詩の序をかけり同上大内にて賞し給ひしは醍醐天皇の寛平九年なり同上仙洞にて賞し給ひしは寛平法皇の亭子院にて行はれし時菅原淳茂の詩序かけるや同上はじめならん歌は貫之躬恒素性法師などのをはじめともいふべきにや貫之集古今六帖林道春は古樂府の孀娥怨を引て西土にては漢の代よりもありしにやといひてされど盛なりしは李唐の代よりなりと野槌いへり

田氏家集云八月十五夜宴月夜明如レ晝宴二嘉賓一老兎寒蟾助二主人一欲レ及二露晞一天向レ曙未三曾投レ轄滯二銀輪一

又云八月十五夜惜レ月月好偏憐是夜深三更到レ曉可レ分陰一爭敎天柱當二西崎一礙滯明光不二肯沈一

又云八月十五夜宴各言レ志探二一字一得レ亭憐レ月情多暗二數蓂一逐レ光移レ座最西亭若令三他夕如二今夜一不レ惜明朝一莢零

本朝文粹云八月十五夜嚴閤尙書授二後漢書一畢各詠史得二黃憲一、菅贈大相國、云々貞觀六年甲申歳八月十五日訓說雲披云々於レ是赤帝之史倚二席於白帝之秋一三千之徒式宴二于三五之日一嚴凉景氣方醉二上界之烟霞一滿月光暉咸陳二中庭之玉帛一數盃快飮一曲高吟不レ可三必趣二瑤池一不レ可三必臨二梓澤一

又云八月十五夜同賦二映レ池秋月明一 并序可注也 善相公、八月十五夜者秋之仲月之望也風驚蕭索蒼天卷二其群翳一雲收蒙朧碧落晴而疎潤今夜初更鎖レ暗團月褰レ光清景外徹照二天地於冰壺一浮彩傍散變二都城於玉府一長宅十

つりたまふとしはかしやうたてまつらすと申つたへたれど今はいづれも〳〵ならべたてまつる事なり

弘賢曰この書は全篇僞書なるうへはとかくいふべきにあらずといへどもたのむのいはひといへる名目の小松のみかどの御時にありしといふことは正史實錄に所見なく野史家乘といへども書しるせしものなしもしさることあらんには博識の先達いかでもらすべきこの書は公事根源などよりも後に作りしにやあらん有識の人はをのづからわきまへしるべきものなり

桃花蘂葉云八朔事正應二年御記けふ家々のいとなみにてたのむ人に物奉るこの事はじまりてみそぢにもおほくあまりけんとおぼゆ就二此御記一勘レ之後深草院御代建長の比ほひより事おこれるにや宗尊親王の時代なるべし

弘賢曰公家にては後嵯峨院の御時より行はれしことは公事根源の或說と辨内侍の日記とを相あはせておししるべししかるを建長の比ほひとしるさせ玉ひしはおぼつかなし

公事根源云八朔風俗云々或假名記に建長の比より此事有云々又圓明寺太閤の文永の記に此七八年よりこのかた殊天下流布せるよしのせられたり誠に建長のころの事なるべきか

弘賢曰嵯峨院の御時よりはじまれることはすでに上にいふがごとし建長よりといふは誤也世諺問答はまたく公事根源によられたればこゝに論せず

白石手簡云祖宗以來は年始八朔大方つり合候大儀に候年始の事は萬國一統の事申に不レ及候八朔の儀頼みの節供の故とは不レ承候これは世に申傳候關東御入國と申事天正十八年八月朔日にて候これによりて當家の古例の第一になり來候歟其頃に御家人の轄地を改賜候三千石以上は大名と申候故に今も此日は三千石よりして太刀馬進上の事も候歟すべて三千石以上とて其定の事候これに倣ふ

弘賢曰八朔の儀頼みの節供の故とは不承云々の說は信じがたきに似たり其故は八朔の年始に對せしほどの式なりし事すでに先蹤なきにあらず殊に當家にてすべての儀式を格別に改させ給ひしことはあらざるをやなに事も先代の舊例によらせたまひしことはふかきゆゑあることにこそ

後公方様七間御厩侍へ有二御出一二間御厩ト七間御厩ト間御庭ニ御馬被レ替也其間別當御酒數十獻被レ申御劔以下進上宿中有二伺候一別當相談御馬ヲ見合テ被レ替御馬ヲバ御厩者受取其以後別當被官人引立掛二御目一御馬替アケ及二夕天一御酒過公方様御所へ有二御歸一別當並宿老中モ皆歸宅同二日依二例日一御返事御書被レ出之依ニ時宜一二日ニ被レ出日付ハ朔日也

弘賢曰此書は鎌倉年中行事とも殿中以下年中行事ともいひて足利左馬頭成氏朝臣の年中行事なり享徳三年の作にて京都にては慈照院殿の時にあたれり然るに毎月朔日の下に御祝如レ例と記し八月朔日に其文なければ月次の禮をとゞめしこと明らけし

國朝佳節錄云八朔風俗今京師荒涼難波俗實ニ時果諸餅子器ニ薹苡莖葉付ニ絲雀一以覆レ之相投報蓋古風也

○詩歌

辨内侍日記寶治元年の下に云八月一日中宮の御方よりまいりたりし御たきもの世のつねならずにほひうつくしう侍しかば

けふはまた空たきものゝ名をかへて
　たのめばふかきにほひとぞなる

年山紀聞云此歌そらたきものとたのめばふかきとにらみあひたりされはたのむの節といふことこの歌にみえたり

听雨齋集云八月初吉詩并叙

本邦風俗名二仲秋朔旦一爲二憑日一以レ貨相贈々則有レ富以レ故无レ貴也无レ賤也習以爲レ辰不二亦宜一乎余結二交足下一非二一日之雅一然則於二是辰一盍三獻以二小詩一乎所二庶幾一者酧畣如レ響所レ謂投以二木瓜一酧畣二瓊瑤一者乎仲秋初吉日憑寄小詩篇末レ倩二飛奴繋一好敎二黄耳傳一蕭朱無賴甚管鮑有二終焉一猶記昨宵面夢囘鐘度レ前

○正誤

四季物語云ついたちのあしたはたのむの御いはひとてむかしはさしてものしたまはざりしを小松のみかどたゞ人にてましませし比たてまつりそめて御代につかせ給ふても昭宣公のながくものせさせたてまつられしなりいろ〳〵のくだものをそのとしのさわせにそへていつくさのもちゐなどこしらへたてまつらるゝなり内藏づかさみくりどころのあづかりなどこのことつかうまつるまたみなつきにをこなはるゝかゑやうをこなはるゝとしはこのことなく此事たてま

候大方進物共定候御返しの事は御はからひの衆と申には御返し過分に出候大かたの職人には一重の代として三百疋二百疋など人によりて出候御醫師賀茂衆などにはから物引合などそへて似合たる物出候

一　御たのむ惣奉行伊勢守（右より此分）右筆御はからひ方は代々同前備後守方に仕候右筆はさだまらず候近年は下總守仕候つる一　御返の御使兩人にて候是は門跡大名衆へまかり候代々勢州名字仕候某右筆參候時は子にて候貞茂仕候進候は貞遠と兩人仕候御使在所日野殿三條殿此次に西殿へ參候門跡へは聖護院殿靑蓮院殿實相院殿吉良殿石橋殿澁川殿武衛細川殿畠山殿山名殿一色殿讃岐殿修理大夫殿（此四人御相伴に御參次第）赤松京極大内（此三人座敷同前）細川殿御母上さまへは同朋衆まいる攝家へは取次の方へわたし候其外の衆は殿中へ祗候候て御給候奈良衆賀茂衆取次の方へは渡候色々故實共候一　大名御供衆などは御返しの御禮に御參候一

朔日殿中にてめしあり御たのむ方より下行ひかる勢州より點心各へまいらせられ候御酒あり佳例也一

二日於殿中御憑御返各申合候て參候此間はからひ右筆の人各酒をまいらせられ候一　御はからひとは御返の物を取調候てをき候を公方樣そと御覽せられ候是を御はからひと申此衆規摸なり御はからひの同朋衆には千疋づゝ也一　三日御憑今日こと〴〵く御返すみてのこりたるものを右筆兩人御使人同朋御ちりとて鬮にて給候先勢州へ可レ然物を二色三色まいらせられ候いにしへは用脚など過分に御座候て方々へ御ほうか又人の御とふらひなどにもたまはりたるよし申候

已上京都將軍家の記錄なり

成氏年中行事云八月朔日八朔御祝ト號御連枝樣方護持管領奉公外樣當參之人ハ不レ及レ申在國之方々ニモ皆々御賴進上御連枝樣之御使管領之使計御對面其外ハ無レ之進上之御劍以下申繼之人數被ニ仰付一名字ヲ書テ被レ押御劍ハ廿間之御坐唐物十二間ニテ被レ替早旦ニ宿老中へ近臣爲ニ御使一急々有ニ出仕一テ御劍可レ被ニ申替一旨被ニ仰出一之間則皆以被レ參唐物ハ中老被レ替宿老中老申繼曰ニ殿中一御食ヲ被レ給御返御劍唐物等申繼人々持テ罷リ出代官々々ニ請取セテ後大御所樣進上御返モ皆代官給テ其後御厩別當被官人等御馬毛付仕所へ代官行テ毛付悉終テ代官各宿所へ罷歸其

武家にて八朔の禮行はれしは建久の比鎌倉より事おこりたれど其式はいかなりけんくはしくしるしたるものも傳はらざれはしるべきやうなし京都將軍家に行はれしは月次の禮を重んじてたのみは內々の事にて有しなり然るに成氏年中行事には月次の禮をとゞめて八朔御祝と號し御賴進上の事のみを記したれば今のごとく行はゝるは大かたは此比を濫觴とすべきにや

梅松論云或時夢窓國師談儀の次に云々今の征夷大將軍尊氏は仁德を兼給へるうへに尙大なる德ある也云云御心廣大にして物惜の氣なし云々八月朔日などに諸人の進物共數もしらず有しかども皆人に下し玉ひし程に夕に何ありとも覺えずとぞ承し云々

弘賢曰これ八朔の儀は鎌倉より引つゞきて京都將軍家にも行はれし證據なり

長祿二年以來申次記云七月二十日八朔御憑今日より諸家進上之八月朔日（公家、大名、外樣衆、御供衆申次、番頭、節、朔衆、造宮司）御對面次第同御盃以下同前也但八朔御憑御取亂之間御盃被畧時も在レ之

弘賢曰公家云々の分注は每月のごとし御對面云々同前也とは每月の朔日におなじといふこと也但といふ以下の文を按ずれは內々の御祝にまぎれ式正の御盃事なき時もあり

二日吉良殿以下御人數出仕有之

弘賢曰これは八朔の御返禮の爲かともおもはるれどもそのことはりもみえず

殿中申次記云八月朔日一　公家　大名　外樣御供衆出仕御對面在レ之

弘賢曰これは月次の禮なり

一御憑在レ之目錄別紙有レ之

年中定例記云一　八月朔日御對面御祝每月の如し

弘賢曰これは月次の禮なり

一　御憑禁裏樣へ御進上（目錄在レ之大高檀紙一枚伊勢守調レ之）御使傳奏御返まいる御使同前攝家門跡公家大名外樣御供衆惣番衆頭人奉行其外ことごとく進上地下衆職人御牛飼河原者さんしよの者まで似合の物を進上大和國衆奈良の門跡坊官上杉雜掌判門田いにしへはかい伊勢守披官蜷川越中なども進上申候七月晦日八月朔日同三日兩三度右大名衆は御進上にて近年は朔日の分進上候又女中衆御比丘尼衆賀茂衆五靈今熊野神子も進上申

はだんし十帖に御くらかけ二筋まいる水無瀬よりは御ようし木一ゆひ帯二本參る典藥頭よりはさかう丸鳴の社務は蟲籠などゑん上す此等はおほかたさだまりたること也其外諸家は大概御太刀をゑん上す人々の名字を書て札をつけ札計をとゞめおかれて太刀をばかへしたぶ將軍家よりは馬太刀ゑん上也太刀は此御所のを申出して進上の分也臺盤の妻戸より勾當の内侍取入武家の傳奏ひろうなり元は太刀もゑん上とみえたり舊記ゆどのゝうへの日記などには銘をもゑるしてありいつ比より申出さるゝことにや馬は左右馬寮の官人引て出朝餉にて御らん有御返しには大高檀紙十帖にうち枝此□橘の七なりの枝也勅作入てたぶ陰陽頭札ゑん上御殿の柱に押る牛飼御禮にまいる正月に同じあさ盃あさかれい等みな例のごとし夕方の御祝初こんに添ておはなのかゆはぎのはし也を供す是も初こんのうちなり六月朔日の氷もちゐなどの類なりまいりやうもおなじ

女房私記云八月朔日たのもの御祝として色々の物院中宮々方へまいらせらる又方々よりも獻之御盃事つねのごとしたのもといふことは田の實といふことなり此こと後嵯峨院の御時よりはじまるなり云々

恒例行事略云天明六年水原攝津守保明著八月朔日小花粥櫃司より奉る白粥にすゝきの黒焼を入るよし海人藻芥にみえたり尤今は別に品あるにや御箸ははぎの枝也生駒山國けづりて奉る也御馬御進獻關東の御使是は二條大番頭の内なり正德三年までは長袴にて參内ありしが同四年より衣冠にて諸大夫間へ參候内の御附唐御門より同伴なり御馬は馬絹ばかりを着せて手づなをつけ素襖の侍二人御玄關へひく傳奏兩卿取て平唐門より入れ高遣戸の前庭へひく簾の内より女中御簾を動し玉ふをみて退く清涼殿鬼の間簾中に出御なり御馬は順番に内院の御附四家へ下さる關東へ御返しは橘の打枝に大高檀紙銚子提なり

弘賢曰八朔御進獻の御馬は毛色は何にてもあれ目錄には月毛とかゝるゝ故實にてありしを或年に重職の人見とがめ玉ひて毛付たがひぬるよしいはせられし時久保吉右衞門過言申けることありしかばことしより毛色のまゝに毛付すべきといふことになりぬかといと念なきこと也

○武家之式

○興慶

公家にては後嵯峨院の寛元より事おこりたれど幾ほどなく絶しとおぼしくて後伏見院の正安の比よりおこりしことの樣にゑるせしものあるは（清家の說）再興とみゆ然るにその度も連綿せざりしにや康永二年よりをこなはれしやうにゑるせしものあるは（園太曆）又おこされしなるべし

康富記云八朔禮事云々所詮先代より沙汰初歟云々清家之記嘉元之比之記此事見之近年如レ此之由注付云云

弘賢曰嘉元は後二條院の御時なれば先代とは後伏見院の御時正安年中をさす此事後嵯峨院の御時事おこりしかば正安の御時は再興なることあきらけし

八朔之御禮紙一束（杉原檀紙）御太刀（金覆輪）一腰進二上院御所一了親王御方同兩種進上也（折紙之注文ハカリ書載之）又金覆輪一振鷹司殿進二上之一又同太刀一腰進入大炊御門殿又一振持二參局務文第一畢又金覆輪一振杉原檀紙一帖大茶碗一遣二飯尾肥前入道許一卽時付レ使有二返報一鵞眼百疋也木爪之報歟祝着又康顯進二入金覆輪一腰お藏氷御方二了云々

園太曆云康永四年八月一日云々侍從三位實益入來爲二近衞前關白使一有二恩賜一（菊二枝入二蒸物一）又獻二一枝一（椿同枝同入二蒸物一）獻レ之了盖俗習也自二去々年一有二此事一也其外自二所々一有二贈答等事一

弘賢曰去去年は康永二年なりこれは正安の御再興も連續せずして又再興ありしなるべし

○近代之例

當時年中行事云八月朔日けふは御たのむとて各おもひ〱のゑん物をさゝぐ返しをたぶ儲君親王よりはだんし十帖に

鳥子一枚を二つに折て竪に中央よりをし折て又二つに折はつがふ八ッ、折也腰に同じ鳥子を五分計に切女房ひいなの帶のごとくにしてさし入是を一品として十帖かさね杉原の帶のごとく又同じ鳥子を疊て惣の紲とするなり紲のはゝは見合かつて次第なり

はいはい一づゝみをすへてまいる陽明よりは中高だんし十帖御扇參る勾當內侍よりだんし十帖御帶二筋參る飛鳥井より短册百枚柳筥にすへて參る高倉より

閑素をなぐさめ申さんとて近習の男女密々奉りけるにその後ふしぎに聖運をひらかせ給しかば御嘉瑞なりとて內々御さた有けるなども申傳へたりかれこれいづれもたしかなることなし又眞實はじまりたる年紀も分明ならずたとへば後嵯峨院の御治世の時分よりの事成べきにや然るに今年中行事の中に玄るしくはふること詮なしといへども頃殊に世さかりにもてあそぶ事なれば筆の次に玄るし侍る也猶々まことしきおほやけ事にてゆめ〳〵あるまじき也

弘賢曰此儀後鳥羽院の末つかた鎌倉にてはじまりたらんには後嵯峨院潛龍の御比までは五十年許の星霜をへたれば京師へもうつりて世俗にては行はれし事なればこそ通方卿の亭にて其事有しなるべしそれを御嘉瑞なりとてつゐには禁中にても行はるゝ事になりしならん然るに八朔の儀を後嵯峨院に權輿せしやうに玄るされしは禁中にての事なり

○この前文に或假名記に建長の比より此事ありと玄るされしはあやまりなり後嵯峨院の御時よりといふ說を公家にてのはじまりと心得べしそのゆゑは辨內侍日記寶治元年八月一日のうたにたのめはふかきにほひとぞなるとよめるはたのみといへる風俗をよみしなり寶治元年は後深草院の元年にて建長の前なれば建長よりといふ說はあやまりなり

又云或假名記にはじめは田のみとてよねを折敷かはらけなどに入て人のもとへつかはしけるとかや

世諺問答云或說に云々始はたのみとてよねをほつかひとてわらはへのもちはべるはこのゆゑにやをしきに入て人のもとへつかはしけるとかや

弘賢曰この說によれば新穀を人におくりけるより事おこりけるにやさらば後漢書注に八朔を膢といふとみえ說文膢字の注に祈レ穀食レ新曰二離膢一と見えたるに似たる事なり

後漢書劉元傳注云冀州北郡以二八月朔一作二飮食一爲レ膢（月令廣義膢下俗曰膢臘四字有）

法言問道注云膢八月旦也

一切經音義云膢古文𦝫同云々三蒼八月祭名也

廣雅釋天云𦝫祭也

說文膢字注云楚俗以二二月一祭二飮食一也从レ肉婁聲一曰祈レ穀食レ新曰二離膢一力居切

弘賢曰この數說通考すべきなり

古今要覽稿卷第九十一

●歲時部

八朔

八朔の祝儀は武家より事起りて公家に及びしもの也その始をたづぬれば年紀さだかならずといへども建久の末に鎌倉より出來たりしよしいひ傳へたり（康富記）公家にては後嵯峨院の御宇より行はれしかど（公事根源）公事にてはなし堅固內々の事なりし

康富記云文安五年八月一日（乙卯）參二局務文第一奉謁八朔禮事何比より有レ之事哉之由尋申候處後鳥羽院末方より出來歟但不レ得二所見一隨所詮先代より沙汰初歟鎌倉より事起之由所二語傳一也淸家之記嘉元之比之記此事見レ之近年如レ此之由注付云々

弘賢曰嘉元の記に先代といひ上文に後鳥羽院末つかたといふ時は年代紛々としてさとし難しよりておもふにこの文は後鳥羽院末つかたより出來歟鎌倉より事起の由かたり傳ふる所なりと心得べきにや先代より沙汰し初歟といへるは又一說にてこれは公家にての事をいへるなり鎌倉より事起れる證は東鑑にみえたり先代よりといへる辨は下にいふべし

吾妻鏡云寶治元年（丁未）八月一日辛巳恒例贈物事可レ停二止之由被レ觸二諸人一令レ進二將軍家一之條猶兩御後見之外者禁制云々

弘賢曰是八朔の進上物を止められしを記せし也寶治は建久の末より五十年許なれば此儀御恒例となりしことあきらかなり吾妻鏡全篇の內八朔を志るすことたゞ此一條のみなりよりておもふに其始は建議して定られし事にもあらずかりそめに事おこりたれば記さゞりしものにて年を追て恒例となりしうへは恒例は記さゞる例にて書あらはさずこゝに至りて諸人の進物をとゞめられたることのみを記せしなるべし康富記と此文とをあはせ考へてたがひに相徵すべきことにこそ

公事根源云八朔風俗この事はさらに本說なし又正禮にもあらず堅固世俗の風儀なり云々或說には後嵯峨院いまだ若宮にて外戚通方卿の亭に御座ありし時御

所レ好物二食レ之遊俗稱二嘉祥食一

この二說正史實錄に所見なき事なり四季物語は元來僞作の書なれば引る所の道幹が日記も妄誕なるべし世諺物語は續日本紀と齟齬す改元の年もたがひ群臣に物賜はることもみえざるなり

白石先生手簡（與二安濟伯一）云嘉祥の事又大儀に候是又當家の吉例に候元和元年五月七日大坂事終りて京師へ入せられ候て初ての賀儀に候殊に京にては堂上にて此日の事を賀せられ候故によりて候歟

御當家の式はことごとく室町の舊例によられたり深き故ある御事にや然る故に堂上の式を學ばれし事一もなき事なり先生たまたま考を失せられたり殊に春齋先生の兩朝時令にも東照宮三州遠州に御座有し時より毎年六月十六日此儀式あり天下一統ののち御代々其禮嚴重なりといへり

或說云東照宮遠州味方原御合戰（元龜三）の時羽入八幡宮にして嘉定通寶錢の裏に十六と鑄付たるを拾はせ給ひて諸軍勢へ今度の御合戰御理運なるべしいづれも歡べきよし上意有て折節有合せ御たる菓子を賜はりたるより始れるよし也

大久保主水家に傳ふる所もこれに同じければ御當家にての御吉例をいふ成べし

恒例行事略云後嵯峨院御即位以前六月十六日嘉定錢十六文を以て餅を求め奉り御即位のゝちも御吉例になりしよし證跡たしかなる所に見あたらず

滑稽雜談云或說に文武の大寶を以始るなどいへど國史を考るに嘉祥の起りともみえず

これは續日本紀卷第二大寶元年六月壬寅朔丁己（十六日）引二親王及侍臣一宴二於西高殿一賜二御器膳幷帛一各有レ差とみえたるをいへるなりたまたま六月十六日に宴を賜つるにて毎年連綿せしことにもあらずもとより嘉定といふことは見えざる也

に用させ給ひたれば其頃よりもかきしにや〇かづうとは嘉定の轉音にや

或問武家の式室町家の時は親後日記にみえたるおもむきにや今のごとく八種と定まりて嚴重に行はるるはいつの頃よりにや答曰くはしきことはしりがたし但し駿府政事錄慶長十七年六月十六日嘉定如レ例云々珍菓肴片木如レ山積レ之所レ候之輩頂二戴之一とみえたれば此ころより今のごとくの品々にて有けるならんか

日次記事云六月十六日嘉定云々今夜諸家之中十六歲人於二禁裏一設二饗應一被レ催二遊宴一

この事まことにやたづぬへし

駿府政事錄云慶長十七年六月十六日嘉定如レ例日野唯心水無瀨一齋飛鳥井中納言冷泉三位土御門左馬權助舟橋式部少輔出仕在府之諸武士伺候午尅出二御南殿一（御座上壇）宰相殿中將殿少將殿同相隨給日野大納言入道水無瀨宰相入道飛鳥井冷泉土御門舟橋等（各座疊上）依二上意一山名禪高召二疊上一其餘皆候二御緣一御前御膳（御三方）日野飛鳥井（三方）冷泉土御門舟橋水無瀨山名（足付）其後珍菓嘉肴片木如レ山積レ之所レ候之輩頂二戴之一

同十八年六月十六日傳奏衆上洛今日嘉定如レ例諸武士登城拜謁

同十九年六月十六日御嘉定如レ例巳尅南殿出御宰相殿中將殿少將殿御列座御祝之時三人之公達御少年故令レ出二御座一給事御無用之由陪膳西尾丹後守次日野大納言入道（三方）傳長老（足付）冷泉中納言（足付）水無瀨宰相入道（足付）大澤少將（足付）御緣山名禪高（片木）佐々木中務（片木）畠山長門守（片木）土岐左馬助（片木）同市正（片木）其外三好因幡守同丹後守猪子內匠本多若狹守德永左馬助戶川肥後守市橋下總守堀丹後守其外諸侍不レ可二勝計一

同廿年六月十六日御嘉定諸大名參候云々

〇正誤

四季物語云嘉定の御祝は奈良の帝大同の頃ほひより年々にも又隔年にもなし給ひぬ云々然るに仁明天皇の承和十四年の頃二神の御つげおはして六月十六日は云々當社縣主加茂の道幹が日記に侍る

和漢三才圖會引二世諺物語一云仁明天皇承和十四年五月豐後國獻二白龜一以二吉兆一祝レ之改元爲二嘉祥元年一六月十六日群臣賜レ物有レ差而皆以二十六數一奴僕等亦同或水一升六合或錢十六文于レ今此日賜二米錢一以調二

なるべき歟

或問禁裏にも此事ありときく其式は如何やうなるや

答云當時年中行事にみえたり云六月十六日兼日各嘉祥をたぶ院女院などへは勿論まいる御所〳〵攝家がた門跡がた其外の人々時宜によりてたぶ定りたるやうなし常にならします方まで嘉定何にても七種とりならべて供ず親王御同宿の時女御など在時御相伴也御前を撤して後女中各かづうを持參して御前にて給る今日は女中の衣裳すゝし裏のねりにこしまきをする也こしまきはねりにてもまろすゝしにてもおもひおもひ也內々の男衆兼日長橋よりふれもよほして參る常の御所の南面をとりはなちてひさしと中の口との間に翠簾をかけわたして女中見物の所とす男衆ものをのおもひ〳〵にかづうを持參してすのこに候す公卿一列殿上人は公卿のうしろ亦一列也上段の南のはしに衣とねばかりを衣かせおはしまして御見物なりとり〴〵かづうを給はることはてゝ下らうより退くさらに各すゝみ出て元の御座に着六位藏人銚子さかなの臺などもて出て御とをり有五と土器など出てうたひなどうたふ毎度ゑひ過たるもの多くてにぎはし清閑寺大納言熙房卿說云前日御內々の諸家へ料を被レ下

諸家陪臣於二御臺所一請取白米三斗宛ノ由也以二彼料一心次第菓子等を調兼日銘々紙ニ裹ミ御前へ持出之服レ之（大納言以下至二殿上人一）其後謠三曲ホド有レ之（第一大納言始レ之）古ハ御酒ヲ持出飲レタルモ在レ之也此儀何頃ヨリ始リタルヤ不分明由云々

女房私記近代年中行事等にも見えたり然れども內內のことなれば柳原年中行事には記さず古き年中行事にはまして所見なきことなればもし武家の習をうつされしことにや

恒例行事略（天明六年水原攝津守保明著）云七嘉定とてむし菓子七色淸所より上る黑米一升六合づゝ錫盃に盛て院中親王門跡堂上方以下所々御祝儀被レ下なり

女房私記云嘉祥の御盃の事常のごとし女房はかづうといふなりこれ嘉祥通寶を中略したる事也

此書時代詳ならず䟦に伊勢祐和京都に住居の折から御所方より拜借し書寫すと記して元文五年と題ゑたればそれよりはまへの作なるべし嘉祥通寶とかけるはあやまりなり嘉祥の文字は當時年中行事

古今要覽稿卷第九十

●歲時部

嘉定

嘉定のはじまり詳ならずといへども大かたは天文のころに濫觴せしことにや

庖丁書錄親俊日記御湯殿上日記世諺問答等に見えたり

或は平城天皇の大同年中よりといひ或は仁明天皇の嘉祥元年よりといひ又は後嵯峨院御宇よりともいひ一說には元和元年大坂事終て京師へいらせられ初ての賀儀なりともいへるはみな信じがたし

下にくはしく辨ず

庖丁書錄云近代俗云傳ふるは室町家の時六月納涼の遊興有楊弓射負たる者嘉定錢十六文を出して食物に代て勝たる者をもてなすにはじまれり云々本說たしかならざる事也

本說たしかならずといへどもこの說據有に似たり

その故は慈照院殿御代年中行事ならびに申次記及び享祿三年記す所の年中出仕御對面の記其他の時代の諸書に所見なくして天文年中に記せしものより其名きこゆればなり

天文日記蜷川親俊云天文八年六月十六日嘉定イリコノフトニ同十一年六月十六日嘉定如例認之

此外每年所見あり

御湯殿上日記云天文廿年六月十六日長橋よりとしどしのごとくかづうまいる

これより先明應四年六月十六日けふの御いはひものまいるとみえたれど嘉定といふことはりもなく其後年々所見あるにもあらざれば證據となしがたし

世諺問答云嘉定此事はさらに本說有がたきことにやたゞかの錢の銘にかちやう通寶と侍れば勝といふみやうせんを賞翫するよしをぞ承及び侍りし

この書も天文十三年の作なればこの三書をもて庖丁書錄の說を徵すべきにや文安年中の下學集壒囊抄塵添壒囊抄の類ひには所見なきことなれば慈照院殿御代よりは後天文よりは前にはじまりしこと

らずある日のつれ〴〵八重葎しげれる軒端の窓のもとにある文をひらき見侍れば聖德太子のおさなくまします時冠裝束の色品を見習ひ給ふべき爲に作り初め給ふよし記し侍れ共太子は推古天皇の御時政申す司となり給ひ天皇十一年に始て冠位十二階を定め同十九年に百官の裝束の色冠の品を定め給ふとなれば太子の幼き時の事とするは最覺束なし又或の說には今の雛は天兒と名付て唐土東王公といへる仙人の像をうつしたるものにて仙源抄と云書にありと申され侍れ共是とても信用しがたしたま〳〵日本紀を見侍るに崇神天皇七年の春二月大物主神の告によつて朝庭の臣下を四方に遣し給ふ大彥命も勅命をうけ給はり和珥坂といふ處にいたり給ふにいづくともなく一人の少女參り逢て武埴安彥が妻の吾田媛と議りて謀反を企るよしを告しらす歌に比賣那素寐殊望といふこと見えたり比賣那索寐はひいなあそひの事なりと釋日本紀に識されたれば此時既にひいな遊といふ事の有て聖德太子の時よりは凡そ三百年以前の事なれば太子より始るにもあらず叉異國の我國へ來朝せし始は是も崇神天皇六十五年の秋七月任那國の使初て來りしなれば既に雛遊といふことのありしより五十五年後のことにて唐土東王公の像をうつしもてあそぶに非ざる事明かにて全く唐土より習ひ傳へたるにもあらず神代の時より有もの也

弘賢曰ひめなそひすもとは媛の遊びすもといふことなりと契仲いへりさてひめのあそびとは美女をあつめて酒宴などせさせ給ふをいひしにやと本居宣長いへりされはひゝな人形のことにはあるまじきなり

秇苑日涉云三月三日謂二之上巳一云々是日家有二女兒一必陳二人勝一供二艾糕赤豆飯一置酒飲醼謂二之雛會一因以二上巳一爲二女兒節一

按國語謂二人勝一爲レ雛是日女兒陳二人勝一遊戲謂二之雛遊一古昔以二正月一爲二此戲一舊事記曰敏達天皇二年正月侍從進二雛像一源氏物語亦有二元日雛遊之語一三日雛遊未レ詳レ起二于何時一也近世衣レ之以二繡繢一飾レ之以二金珠一一對價或至二五六十金一比者嚴二禁其淫靡者一雖二頗歸レ質要非二復古制一也

按に舊事記は僞書なれば敏達天皇の時よりといふも信じがたし

あたらおもひにいかゞなるらん
おなじひな社の前の河に紅葉ちる所にて
風さへや神のあたりをはらふらん
はやきせゝにもちる紅葉はを

中務集
中宮のひゝなあはせにかはらのかたすはまにつくれりひゝなの車のなぬか
七夕はけふはあふせときく物を
かはとばかりやみてかへりなん

○正誤

半宵談云昔神功皇后筑紫にて皇子を誕生なされしに都には麛坂皇子これを討取んと待うくる故表向の船には武内宿禰乗て向ひ神功皇后と生れ給ふ皇子とは小船に乘せて武内の外戚の國紀伊州へ巡したり難風に遭せ給ひ海上漂泊給ひしが御船ながれより恐多事成共御産後海上に漂泊給ふ故御體病安からず此邊に社や有とて少彦名命の社を尋ね出させ御自身紙にて形代を切て神前にて身を拭ひ祓をして參詣し給ふ皇子の御形代をも又かくの如くし給ふ天子皇后といへども鄙に竄れ給ふ御姿の形代ゆゑ是より鄙の名起れり後終には雛の字にかへ用ゆ然れば雛は御母子なり今用ゆる夫婦にあらず粟島の本社は少彦名命にて後に神功皇后を合祀りそれより體病を祈りあるひは雛をもつて祭ること先年紀國公より壺井安左衛門へ粟島の考へ仰付られしに安左衛門如何思ひけるにや此事を予に讓りて予をして考索せしむ予謹て古今の記錄を考へ且粟島の社記を探て緣起を撰ぬ予が文のまゝに理豊皇女御染筆にて今粟島にある處是なり其時分は實名は政仲といひし時なり

弘賢曰この說ことごとく信用しがたし

雛あそびの記 度會直方著 云ふるの神杉ふる年の昔より今に至て三月の節句ことにいとなみかざれる雛遊びの源を尋はべるに千早振神代の昔より傳はれる神事なるを世くだり人の心花にのみ成もてゆき神路山のふりこし林の道分て其深き本源にしをりして尋ね見る人しなければ其物の根さへ枯野の雪霜にうづもれ其下草の名殘をたづね求めんともせで只徒に童女のもて遊ものとおもふこそ愚にもいたましけれやつがれ此年頃此事を遠く古へに探り近く物知れる人に尋ね侍れ共定かにしれる人もなく慥に識せる書も見あた

たぐひなるべし人形もなで物なるを神體のやうにあがめ大麻も身をはらふべきものを本尊のやうにこゝろえしもまたくおなじこゝろのならはしなるべし

比那問答云女子の比那を翫ぶ事古き事なりひゝなあそびの事源氏物語所々に見えたり是は常に女子のもてあそぶ事なり三月三日に今世ひなを立る事は巳の日のはらへのなで物より始りたる事なるべし三月上の巳の日に古ははらへをするはらへは身の災をはらふ也此はらへをするに陰陽師のもとより紙の人かたを送るをその人かたにて身をなでゝ陰陽師につかはせばそれにてはらへを行ふなり人かたは我身かはりになるなりされはその人かたをかたしろともなで物ともいふ源氏物語やどり木の巻の歌に

見し人のかたしろならば身に添て
　戀しき瀬々のなで物にせん

とよめるにて知るべし古はかの人かたを陰陽師の方へつかはしはらへを行はせたるを後代ははらへの具にはせず棚にならべ置て酒食をそなへもてあそびものとせり是巳の日のはらへの具の人かたと古女子の常のたはふれのひゝなあそびと一つにまじりあひしなるべし今も世に紙ひなはひなの本式なりといひつたへたるはかの巳の日のはらへの紙の人かたより出しゆゑなるべし

月苅藻集云人語云三月三日雛遊シタル所ニテ飛鳥井榮雅卿都ニハヤヨヒノ空ノノドケシテヒナノアソビモ思ヒヤル哉女子三月三日小偶夫婦形ヲ作是號ニ雛壹對一其外大小人形各並ニ置座上一供ニ酒食一爲ニ人間一玩レ之名謂ニ雛遊一是往古有ニ女童業一凡女子幼童時身添ニ人形一號ニ尼兒(アマカツ)一速爲レ負ニ惡氣一也今拂子(ホウコ)一說作是尼兒類歟又祓之時撫物是以同意也然雛遊幼童三月三日遊事此謂歟可尋云々

○和歌

齋宮女御集

うちにおはせし時ひゝなあそびに神の御もとにまうづる女におとこまであひて物いひかはす

そのかみはさしも思はでこしかども
　思ふことこそことになりぬれ

女のかへし

神代よりおもふことだにある物を

ばはかなき花紅葉につけてもひいなあそびのつゐせうをもねんごろにまつはれありきて云々

又螢云またいけたる（明石姫君）御ひゝなあそびなどのけはひみゆればかの人のもろともにあそびてすぐし丶年月のまづおもひ出らるればひゝなのとの丶みやつかへいとようし給てをり／＼にうちしほたれたまひけり

清少納言枕册子（過にし方戀しきもの）云ひゝな遊びの調度

江家次第（立太子陪膳記）云或幼宮時以二女房一爲二陪膳一上二一本髮一女藏人四人以上傳二供之一藏人一人居二土器二口於御盤一持參卽受二御三把一奉二帳中阿末加津一云々但有二常阿末加津土器一撤二其後一供二比々奈一

弘賢曰撤の字但の下に有べし落字を下に書入こと常にみゆさてあまかつ土器を撤してひゝなに供すること其體詳ならずといへどもあまかつはふこのたぐひなるよしはおもひやるべし

日次記事云上巳雛遊本是贖物之義而所謂這兒則解除之撫物也

鹽尻卷五十五云（戊子上）熱田の海邊に遊び侍りし云々歸るさに民の家に雛祭とて兒女の集り物し侍るを見れば餅少々魚の類を作りなすもの二三尺程なるを筵に並て多きを榮とすと言も漁家の風よりや起りぬらん一里許隔て丶府下はか丶ることなしと京にては雛立ることさのみ多からず侍る難波東都のごときはことに驕りてさま／＼夫ならぬ人形まで立連侍る雛遊源氏物語にあれば久敷習はしにやされども上己に必する事共なく幼女の外はせざる事の樣にみえたり或曰雛は元來祓の紙人形より起身の代の餘風にて上巳祓に用ひ侍ると予曰古人雛を水に流し侍りしは祓のわざの樣にも覺え侍れ共熟思に供物を備へ男女の像を祭る體を考ふれば是古より有し幸の神なるべし夫婦の姿を造り兒女の祭りしは扶桑略記などに侍る是幸の詞により處女行末婚禮し幸あらんことを祈りて祭れるかそれに雛遊の調度なんど取添風流をなしけるより傳へ驕りに根本を忘れ侍ると思ふ

弘賢按ずるに幸の神祭の遺風にやと言こともや共思はるれど夫は只一時の流行にて年々相續せしことにもあらず上己の祓は年毎に行はる丶者なればその人形とひな遊と混ぜしと云說に荷擔せらる太神宮の大麻とて御師の元よりおくるを家ごとに宮のうちにおさめてこれを神體のやうにあがむる

みえしはあまかつはふこなどの類なるべし
うつぼ物語藏びらきの下云右大將はとう宮わかみやにおかしきもてあそび物まいりものてうぜさせ給云々大將手づからまかなひしてみやたちにものくゝめつゝまいり給てくるまどもをひいなにねのひせさせ給とてゐてまいりつるとてたてまつり給へば宮たちもよろこびてあそびたまふ
こゝの繪の注文にひいなのいとけこがねづくりの車いろ〳〵にてうじて人のこがねのあめうしかけてわりごども志ろがねこがねてうじていれ物おかしくてこまに人のせなどしてまうけ給へりと有り
又樓のかみ下の一云東のらうにいぬ宮いだきたてまつりて云云ゐてのぼり給てきんとりよせてたてまつり給へばひいなにきかせんいつらとの給へばわらひてこゝに侍とて御まへにさしすゑ給へり
源氏物語若紫云このわかぎみ紫の上おさなき心地にめでたき源をさす人かなとみ給ひて云々そののちはひゝなあそびにもゑかい給ふにも源氏のきみとつくり出てきよらなるきぬきせかしづき給ふ云々ひゝななどわざと家やなどつくりつゞけて我も源ゝろともにあそびつゝ云々
又末摘花云例のもろともにひゝなあそびしたまふ云々
又紅葉賀云いつしかひゝなをしすゑてそゝぎゐ給へり三尺のみつしひとよろひにしな〳〵しつらひすゑて又ちひさきやどもつくりあつめて奉給へるをところせきまであそびゝろけ給へり云々ひゝなの中の源氏のきみつくろひたてゝ内にまいらせなどし給ごとしたにすこしおとなびさせたまへとをにあまりぬる人はひなのあそびはいみはべるものを云々
又みをつくし云權中納言のむすめはこき殿の女御ときこゆ云々うべもよき御あそびがたきにおぼいたり兵部卿宮の中の君姫君もおなじほどにおはすればうたてひゝなあそびの心ちすべきを云々
又薄雲云御はかまぎのことなにかはわざとおぼしいそぐことなけれどいとけしきことなり御しつらひゝいなあそびのこゝちしておかしうみゆ云々
上文にちいさき御てうどゝもうつくしげにとゝのへさせ給へりなどみゆ
又乙女云おの〳〵夕霧十にあまり給ひてのちは御方ことにて云々おさな心ちにおもふこゝろなきにしもあらね

古今要覽稿卷第八十九

歳時部

ひゝなあそび　ひゝなあはせ　ひいなまつり

ひゝなあそびの始さだかならず崇神天皇の御時和珥坂の少女の歌に比賣那素寐殊望とあるを私記に今案ひゝな遊なりといへり弘仁私記か公望私記かゑらずといへ共公望承平六年十二月八日宜陽殿東廂に於て日本紀を講ずといへば其ころの私記ならんさらばたとひ崇神天皇の御時よりありといふことはうたがはしくあり共承平の前より行はれしことはうたがひなかるべし 釋日本紀 天曆四年東宮御殿祭の條にひゝなの料といふものをあげ 御産部類記引九記 うつぼ物語に右大將のとう宮わかみやにもてあそびもの奉り給ふといふ下にひいなに子の日させなどあるを合考ふるに當時はやごとなきあたりにてもせさせ給ふ事とゑらるたゞしこれはあまがつはふこの類にてそれよりうつりてひゝなあはせなどいふことさかりにをこなはる 齋宮女御集中務集うつぼ物語源氏物語清少納言枕册子 されど時節はさだまらざりしを今のごとく三月にかぎりて家ごとにかざりまつることも後土御門院の御宇の比はすでに有しと見えて飛鳥井榮雅の三月三日雛遊の歌月刈藻集に見えたり

たゞし本集には見えず此卿は文明五年に出家して延德六年に薨ぜられたりすなはち後土御門院の御時なり

さるを一條禪閤の世諺問答にゑるされざりしは世間一統の事にはあらざりしなるべしさていにしへは時節にかゝはらざりしを今はかならず三月三日にをこなふこととなりしは上巳の祓の人形とひなあそびと混ぜしなるべしといへり 日次記事鹽尻伊勢貞丈ひな問答稲山行敎說 一說には幸の神祭の遺風なるべしともいへり 鹽尻

釋日本紀云崇神天皇十年云々和珥坂上有二少女一歌之曰云々比賣那素寐殊望 私記曰云々今案比比奈遊也

御産部類記引九記云 天曆四七廿八東宮御殿祭 神祇少副春行奉二宮主御巫等一祭二御殿御膳宿上下御厨子御井等一其料神祇官自二諸司一受レ之奉レ祭レ之但比比奈料幷五色絹等本家給レ之

これは冷泉院降誕御百日の記なりこゝにひゝなと

三　六十九　七十七　八十六　九十三

とく日男ひのえたつ　女つちのえいぬ

弘賢曰女の年誤脱多しといへども比按する事能はず

續古事談云堀川院御時中略其日主上殿上にて人々に連句いはせ給ひけるに國賢末句いへと仰られければ今日わたくしの衰日なりはゞかりありと申ければ主上殿上の暦をめして御覽ずるに已日衰日いまだなき事なりいかでか君をあざむき申連句いはぬほどの者いかで博士に成べきと仰られける

拾芥記五條大納言菅原爲學記云永正七年正月九日晴陰室町殿毎度十日雖ㇾ御參內ㇾ去年冬之負ㇾ御手ㇾ御平愈以後初御參之條十日就ㇾ禁裏御德日ㇾ今日御參內也

生年衰日

生年の衰日といふは針灸にのみ忌ことのよし拾芥抄にみえたり

拾芥抄吉凶日部

生年衰日

子午生丑未　丑未生子午　寅申生巳亥　卯酉生辰戌　辰戌生卯酉

己亥生寅申

假令子年子時誕生人子日子時針灸忌ㇾ之又和氣嗣成朝臣云子午生人以ㇾ丑未ㇾ爲ㇾ衰日ㇾ之說所ㇾ用也奥書說不ㇾ用也

弘賢曰按に嗣成朝臣は後鳥羽院御宇の人なり

九十七
女ばう四 十一 十九 廿七 卅五 四十四 四十
六 五十一 五十九 六十七 七十五 八十
四 九十一

男☱女同三 十 十八 廿六 卅四 四十二 五十
兌上斷 とく日きのとのう かのとのとり
五十八 六十六 七十四 八十三 九十 九
十八

男☰ 乾皆連 とく日甲子男 庚午女
四 十一 十九 廿七 卅五 四十四 五十
一 五十九 六十七 七十五 八十四 九十
一 九十九

女
二 九 十七 廿五 卅三 四十二 四十九
五十七 六十五 八十二

男☵ 坎中連 德日戊戌 ひのえたつ
五 十二 廿 廿八 卅六 四十五 五十二
六十 六十八 七十六 八十五 九十二 百

女
一 八 十六 廿四 卅二 四十 四十一
五十六 五十八 六十四 七十二 八十

男☶ 艮上連 德日乙辛丑男 丁己未女
十三 廿一 廿九 卅七 四十六 五十三
六十一 六十九 七十七 八十六
弘賢曰十三の上に六有べし八十六の下に九十三有べし

女
二 十五 卅三 卅九 五十一 六十三 七
十二 七十九 八十七 九十五

男女☳ 震下連 とく日己きのとの丑男 己きのとの未女
七 十四 廿二 三十 卅八 四十七 五十
四 六十二 七十 七十八 八十七
弘賢曰此下に九十四有べし

男☴ 巽下斷 德日男きのとの卯 女きのとの酉
十五 廿三 卅一 卅九 五十五 六十三
七十一 七十九 九十五

女
六 十三 廿一 廿九 卅七 四十六 五十

四　十一　十九　廿七　卅五　四十四　五十
一　五十九　六十七　七十五　八十四　九十
一　九十九　百七　百十五

衰日辰戌
五　十二　廿　廿八　卅六　四十五　五十二
六十　六十八　七十六　八十五　九十二　百
八　百十六

衰日丑未
六　十二　廿一　廿九　卅七　四十六　五十
三　六十一　六十九　七十七　八十六　九十
三　百一　百九　百十七
弘賢曰十二を十三に改むべし

衰日丑未
七　十四　廿二　卅　卅八　四十七　五十四
六十二　七十　七十八　八十七　九十四　百二
百十　百十八

衰日卯酉
十五　廿三　卅一　卅九　五十五　六十三　七
十一　七十九　九十五　百三　百十一　百十九

衰日辰戌　衰日萬事忌之

八卦行事男自二丙寅一順計レ之女自二壬申一逆計レ之
假令有二五歳男一自二丙寅一順計當年庚午爲二行年一
有二七歳女一壬申逆計丙寅爲二行年一他効レ之衰日
二類生年衰日行年衰日今世不レ用生二年衰日一
按に上に記せし一二三四五は卽行年なりその
上に記せし卦は卽その年の當卦なり

假名陰陽書

☲　離中斷
おとこ一　八　十六　廿四　卅二　四十　四十一
四十八　五十六　六十四　八十　八十一　八
十八
弘賢曰八十の上に七十二有べし八十八の下に九十
九有べし
ねうばう五　十二　廿　廿八　卅六　四十五　五十
二　六十　六十八　七十六　八十五　九十二
百
とく日きのえとら　かのえさる

☷　坤皆斷
おとこ二　九　十七　廿五　卅三　四十二　四十九
五十七　六十五　七十三　八十二　八十九

行年衰日の嚴なるに及ばざるを以て遂にとゞめられしなるべし是を德日と稱することまたいつよりといふことを詳にせずけだし凶事を吉事といひ病痾を歡樂といへる例なるべし

五行大義云五行體別生死之處不ㇾ同遍有ニ十二月十二辰ニ而出沒木受ニ氣於申ㇾ胎ニ於酉ㇾ養ニ於戌ㇾ生ニ於亥ㇾ沐ニ浴於子ㇾ冠ニ帶於丑ㇾ臨ニ官於寅ㇾ王ニ於卯ㇾ衰ニ於辰ㇾ病ニ於巳ㇾ死ニ於午ㇾ葬ニ於未ㇾ

拾芥抄生年衰日の條に卯酉の生は辰を戌衰日といふ卽卯に王し木辰に衰ふが故なり

金受ニ氣於寅ㇾ胎ニ於卯ㇾ養ニ於辰ㇾ王ニ於巳ㇾ沐ニ浴於午ㇾ冠ニ帶於未ㇾ臨ニ官於申ㇾ王ニ於酉ㇾ衰ニ於戌ㇾ病ニ於亥ㇾ死ニ於子ㇾ葬ニ於丑ㇾ

卽酉に王すれば戌に衰ふと云は是なり

火受ニ氣於亥ㇾ胎ニ於子ㇾ養ニ於丑ㇾ王ニ於寅ㇾ沐ニ浴於卯ㇾ冠ニ帶於辰ㇾ臨ニ官於巳ㇾ王ニ於午ㇾ衰ニ於未ㇾ病ニ於申ㇾ死ニ於酉ㇾ葬ニ於戌ㇾ水受ニ氣於巳ㇾ胎ニ於午ㇾ養ニ於未ㇾ生ニ於申ㇾ沐ニ浴於酉ㇾ冠ニ帶於戌ㇾ臨ニ官於亥ㇾ王ニ於子ㇾ衰ニ於丑ㇾ病ニ於寅ㇾ死ニ於卯ㇾ葬ニ於辰ㇾ

卽子午は丑未を衰日とする義也

土受ニ氣於亥ㇾ胎ニ於子ㇾ養ニ於丑ㇾ寄ニ行於寅ㇾ生ニ於卯ㇾ沐ニ浴於辰ㇾ冠ニ帶於巳ㇾ臨ニ官於午ㇾ王ニ於未ㇾ衰ニ病於申ㇾ死ニ於酉ㇾ葬ニ於辰ㇾ

按に拾芥抄にいふ所全く是に出るといふにもあらざれどもその衰日と云義はこれによれるなるべし

拾芥抄八卦部

☲

一　八　十六　二十四　三十二　四十　四十
一　四十八　五十六　六十四　七十二　八十
八十一　八十八　九十六　百　百十二

弘賢按に百の下四の字あるべし

☷

衰日甲寅

二　九　十七　廿五　卅二　四十二　四十九
五十七　六十五　七十三　八十二　八十九　九
十七　百五　百十三

弘賢曰卅二を卅三にあらたむべし

☱

衰日卯酉

三　十　十八　廿六　卅四　四十三　五十　五
十八　六十六　七十四　八十三　九十　九十
八　百六　百十四

衰日子午

古今要覽稿卷第八十八

●曆占部

衰日德日　生年衰日　行年衰日

衰日はもと五行家の說なり皇朝にて用ひられし始いまだ詳ならずその衰日といふ義はたとへば子年に生れし人ならば子を得て王し丑にいたりて衰ふ故に丑を衰日とす午年に生れし人は午を得て王し未にいたりて衰ふ故に未を衰日とす五行大義これ卽生年衰日なり拾芥抄然るに今世生年衰日を用ひずと洞院相國記し給へばそれより前にはや行はれざりしとしらるさて今に用ひらるゝ行年衰日拾芥抄といふこともまたいつの世より用ひられしにやそのはじめをしらずされども行年をくることは隋唐の比專行はれしことなれば五行大義その始久しき事しられたり行年のくりやうを考ふるに甲子より癸酉まで十年の內に生れし男は丙寅を一とし丁卯を二とし戊辰を三とし己巳を四とし庚午を五とし順にその人の歲はど數へそのあたる歲を以て行年とす五行大義然してその行年にあたる卦をみるに離は寅申に衰へ坤震は卯酉に衰へ兌は子午に衰へ乾巽は辰戌に衰へ坎艮は丑未に衰ふ拾芥抄假名陰陽書されば今上天皇文政九年寶算廿七におはします年は辰戌を御德日とし仙洞寶算五十六におはします年は寅申を御德日とす大宮御年四十八女御御年十六みな寅申を以て御德日とす今上は寬政庚申に降誕まします庚申は甲寅旬の內なれば丙辰を以一とし順に數へて廿七を見れば壬午にして乾卦にあたる乾巽は辰戌を以て衰ふ故に辰戌を御德日とす仙洞は明和八年辛卯に降誕ましましき辛卯は甲申旬の內なり卽丙戌より數へ五十六は辛巳にして離卦にあたらせ給ふ大宮は安永九年庚子なり庚子は甲午旬の內なり女は壬寅より數ふ四十八は己丑にして離卦なり女御は文政八年乙酉なり乙酉は甲申旬の內なり女は壬辰より數ふ十六は丁未にして離卦なり卽ち仙洞大宮女御三所共に離卦にあたらせ給ふが故に寅申を以て德日となさせ給ふなりその明年二十八にならせ給ふ年は丑未を以て德日となさせ給ふなれば行年衰日は年々にかはりて一定せず生年衰日は一定してその人生涯かはることなし故に

五年づゝにして半吉二年といふはまだ前に見聞せざることなり

を寅申巳亥を共に生とす午に沐浴し未に冠帶し申に臨官し酉に王するを以て古義とするに子午卯酉みな王位とす何に據てかく云るにや考べからず又本命の人寅亥を以て有氣とすと云り木は生二於亥一臨二官於寅一と云は寅亥を有氣とするは其義なしとも云べからず然れども亦隋唐の間の人のいはゆる有氣とはおなじからず

又云以二納音一取二五行一生旺不レ同禍福以レ向爲レ準命主造作雜忌諸家泛論汗牛充棟靡レ有二定理一不レ足レ憑也准有命前五辰納音消息旦如乙丑金命五辰得二庚午土宅一乃生申冠戌官亥旺レ子爲二有氣一

按に納音によらざれば甲子金乙丑金など云生命を知ことあたはず故に納音によりて生年本命を推求るなり其法乙丑より丙寅丁卯戊辰己巳庚午まで數ふれば五辰なり然して庚午は路傍土なるが故に土宅を得たりといへりけだし土にあらざれば物を生ずることあたはず故に生年より五辰進み土を得その後五年を有氣といふなり然して此法納音より推しても同じく歸すると云とも三才圖會によれば紫白を本とするなり然もその原一行禪師桑道茂定宅經に出たりといへば唐人の遺法といふべしされども五年づゝ有氣と定めたれば皇朝に傳へし說とはおなじからざるなり

又云又如甲戌火命五辰得二己卯土宅一生寅冠辰官己旺午有氣

按に火は午に旺す已に臨官し辰に冠帶し卯に沐浴し寅に生ずれば此寅卯辰巳午五年を有氣とするは三才圖會と全くおなじきなり

又云金前五辰年月定例有氣年 月 日金宅宜二辰巳申酉未一年月日時在二旺宮一大吉

按に三才圖會には辰年を除けり

木宅宜二亥丑寅卯戌一年月日時到二有氣宮一吉

水宅宜二申酉戌亥子未午一年月日時吉

土宅宜二申酉戌亥子丑寅卯辰巳午未一年月日時吉

火宅一宜二寅卯辰巳午一年月日時吉

凡造作年月各以二五行一推レ之從二長生一數至二帝旺一五位皆爲二有氣一衰至二絕敗一五位並爲二無氣一胎養半吉

按に長生絕敗胎養の類は十二運の事にして卽五行大義に受氣胎養生沐浴冠帶臨官王衰病死葬とあるを更め名づけしものとゑらる然して有氣無氣共に

丙辛日　▲▲庚寅時絕　△辛卯時胎
戊癸日　△庚申時臨　△辛酉時帝
丁壬日　▲▲庚子時死　▲▲辛丑時墓
　　　　▲▲庚戌時衰　▲▲辛亥時病

水性人

甲巳日　△△壬申時長　△癸酉時沐
乙庚日　△壬午時胎　△△癸未時養
丙辛日　▲▲壬辰時墓　▲▲癸巳時絕
丁壬日　▲▲壬寅時病　▲▲癸卯時死
戊癸日　△壬子時帝　▲▲癸丑時衰
　　　　△壬戌時官　△癸亥時臨

○正誤

詹々言云有氣無氣ハ陰陽家ノ拘忌ニ出ヅ論ズルニ足ザレドモ俗間專ラ用ル故ニ錄ス陰陽家ニ人身氣有餘ニ當ル年ヲ有氣トシ虛耗ニ屬スル年ヲ無氣トス俗ニ有卦無卦ニ作ルハ非ナリ

按に陰陽家の拘忌と云ともその義あることにして後世選擇俗書にいへるとおなじからずかつて有餘虛耗といふごとき俗理にはあらず假借といふべきなり

閑田耕筆云世にうけむけといふは暦にあづからぬことなれども貴人は嚴重に祝ひ給ふことなりうけは七つめむけは五つめにて性をとる木ならば卯よりかぞふるなり然るにその文字を有卦無卦と書ならひたるは兄方を惠方と書如き誤にて有暇無暇と書べし大般若經に貧窮無暇入有暇といふに基せりと祖芳老禪の話なり

按に貧窮無暇入有暇といふ句大般若經にはみえずといへりもし他經の引たがへにや再按ずるに金光明最勝王經（梦見懺悔品）に不墮無暇八難中生在有暇人中尊といふことみえたりされど有氣無氣とはをのづから別事なり

直指通書（明國師伯溫劉基）云如三甲子生命一屬レ金從二巳上一起二甲子一順二輪十二宮一主三生年一起二一十零年一亦一歲一宮遇二子午卯酉一爲レ旺寅申巳亥爲レ生辰戌丑未爲レ墓凡生旺之說如二本命一生寅亥爲二有炁一巳申亦須不用卯爲レ旺余旺亦不レ用

按に甲子歲人納音金に屬す卽甲子一歲を旺年とし乙丑二歲を墓年とし丙寅三歲を生年とし丁卯四歲を旺年とし戊辰五歲を墓年とす是によれば旺年の次墓年墓年の次生年生年の次旺年と四年めに一周するをいふ既に五行生養の次第と合はず何なればば金は寅に受氣し卯に胎し辰に養はれ巳に生ず然る

干支	印	運	性
戊戌	▲▲	墓	土性人凶
己巳	▲▲	絶	
戊申	△△	長	土性人吉
己酉	△	沐	
庚寅	▲▲	絶	金性人吉凶
辛卯	△	胎	
壬申	△△	長	水性人吉
癸酉	△	沐	
壬子	△	帝	水性人凶吉
癸丑	▲▲	衰	
甲午	▲▲	死	木性人凶
乙未	▲▲	墓	
丙子	△	胎	火性人吉
丁丑	△△	養	
丙辰	△	官	火性人吉
丁巳	△	臨	
戊戌	△	官	土性人吉
己亥	△	臨	
庚辰	△△	養	金性人吉
辛巳	△△	長	
庚申	△	臨	金性人吉
辛酉	△	帝	
壬寅	▲▲	病	水性人凶
癸卯	▲▲	死	
戊子	△	帝	土性人凶吉
己丑	▲▲	衰	
庚午	△	沐	金性人吉
辛未	△	官	
庚戌	▲▲	衰	金性人凶
辛亥	▲▲	病	
壬辰	▲▲	墓	水性人凶
癸巳	▲▲	絶	
甲戌	△△	養	木性人吉
乙亥	△△	長	
甲寅	△	臨	木性人吉
乙卯	△	帝	
丙申	▲▲	病	火性人凶
丁酉	▲▲	死	
戊寅	▲▲	病	土性人凶
己卯	▲▲	死	
戊午	△	胎	土性人吉
己未	△△	養	
庚子	▲▲	死	金性人凶
辛丑	▲▲	墓	
壬午	△	胎	水性人吉
癸未	△△	養	
壬戌	△	官	水性人吉
癸亥	△	臨	

時之十二運正説 不断可レ用レ之

木性人

甲巳日　乙庚日　丙辛日　丁壬日　戊癸日

△ 甲子時沐
△△ 甲戌時養
▲▲ 甲申時絶
▲▲ 甲午時死
▲▲ 甲辰時衰
△ 甲寅時臨

△ 乙丑時官
△△ 乙亥時長
△ 乙酉時胎
▲▲ 乙未時墓
▲▲ 乙巳時病
▲▲ 丁酉時死

火性人

甲巳日　丙辛日　乙庚日　丁壬日　戊癸日

△△ 丙寅時長
▲▲ 丙申時病
△ 丙子時胎
▲▲ 丙戌時墓
△ 丙午時帝
△ 丙辰時官

△ 丁卯時沐
▲▲ 丁酉時死
△△ 丁丑時養
▲▲ 丁亥時絶
▲▲ 丁未時衰
△ 丁巳時臨

土性人

甲巳日　乙庚日　丙辛日　丁壬日　戊癸日

▲▲ 戊辰時墓
▲▲ 戊寅時病
△ 戊子時帝
△ 戊戌時官
△△ 戊申時長
△ 戊午時胎

▲▲ 己巳時絶
▲▲ 己卯時死
▲▲ 己丑時衰
△ 己亥時臨
△ 己酉時沐
△△ 己未時養

金性人

甲巳日　乙庚日

△ 庚午時沐
△△ 庚辰時養

△ 辛未時官
△△ 辛巳時長

△ 庚午沐　▲▲ 庚寅絶　▲▲ 庚戌衰
△ 辛未官　△ 辛卯胎　▲▲ 辛亥病
△△ 庚辰養　▲▲ 庚子死　△ 庚申臨
△△ 辛巳長　▲▲ 辛丑墓　△ 辛酉帝

水性人

△△ 壬申長　▲▲ 壬辰墓　△ 壬子帝
△ 癸酉沐　▲▲ 癸巳絶　▲▲ 癸丑衰
△ 壬午胎　▲▲ 壬寅病　△ 壬戌官
△△ 癸未養　▲▲ 癸卯死　△ 癸亥臨

月之十二運正說 節切可レ用レ之

木性人

甲己歳　乙庚歳　丙辛歳　丁壬歳　戊癸歳

△△ 九月養　▲▲ 七月絶　▲▲ 五月死　▲▲ 三月衰　△ 正月臨　霜月沐
△△ 十月長　△ 八月胎　▲▲ 六月墓　▲▲ 四月病　△ 二月帝　△ 雪月官

火性人

甲己歳

乙庚歳　丙辛歳　丁壬歳　戊癸歳

△△ 正月長　△ 霜月胎　▲▲ 九月墓　▲▲ 七月病　△ 五月帝　△ 三月官
△ 二月沐　△△ 雪月養　▲▲ 十月絶　▲▲ 八月死　▲▲ 六月衰　△ 四月臨

土性人

甲己歳　丙辛歳

▲▲ 三月墓　△ 九月官
▲▲ 四月絶　△ 十月臨

乙庚歳　丁壬歳　戊癸歳

▲▲ 正月病　△ 霜月帝　△△ 七月長　△ 五月胎
△△ 二月死　△△ 雪月衰　△ 八月沐　△△ 六月養

金性人

甲己歳　乙庚歳　丙辛歳　丁壬歳　戊癸歳

△ 五月沐　△△ 三月養　▲▲ 正月絶　▲▲ 霜月死　▲▲ 九月衰　△ 七月臨
△ 六月官　△△ 四月長　△ 二月胎　▲▲ 雪月墓　▲▲ 十月病　△ 八月帝

水性人

甲己歳　乙庚歳　丙辛歳　戊癸歳　丁壬歳

△△ 七月長　△ 五月胎　▲▲ 三月墓　△ 九月官　▲▲ 正月病　△ 霜月帝
△ 八月沐　△△ 六月養　▲▲ 四月絶　△ 十月臨　▲▲ 二月死　▲▲ 雪月衰

日之十二運正說 不斷可レ用レ之

甲子日 △△ 沐　乙丑 △△ 官　木性人吉
甲辰 ▲▲ 衰　乙巳 ▲▲ 病　木性人凶
丙戌 ▲▲ 墓　丁亥 ▲▲ 絶　火性人凶

甲申 ▲▲ 絶　乙酉 △ 胎　木性人凶吉
丙寅 △△ 長　丁卯 △ 沐　火性人吉
丙午 △ 帝　丁未 ▲▲ 衰　火性人吉凶

有氣

同我者爲二元辰一元辰宣旺有レ位有レ氣若無レ氣失陷專用天干二所レ用年月日時一爲二生氣有一レ氣進入爲レ吉當レ胎後七年有氣當レ衰後五年無氣

循環曆　小泉松卓撰

有氣無氣之事　世俗通用

木性人

○○有氣入酉年八月酉日酉上刻
○○有氣終辰年三月辰日卯下刻
●●無氣入辰年三月辰日辰上刻
●●無氣終酉年八月酉日申下刻

火性人

○○有氣入子年十一月子日朝子四刻
○○有氣終未年六月未日午下刻
●●無氣入未年六月未日未上刻
●●無氣終子年十一月亥日夜子三刻

土水性人

○○有氣入午年五月午日午上刻
○○有氣終丑年十二月丑日子下刻
●●無氣入丑年十二月丑日丑上刻
●●無氣終午年五月午日巳下刻

金性人

○○有氣入卯年二月卯日卯上刻
○○有氣終戌年九月戌日酉下刻
●●無氣入戌年九月戌日戌上刻
●●無氣終卯年二月卯日寅下刻

右如レ斯自二古來一雖レ令二通用一根元以二十二運之盛衰一配二五性一用レ之故一性運二兩年一雖二相續一五七年運續曾而無レ之蓋正當之理予所レ考日用大成四之卷六甲以二每日之運一配二五性一是則涉二年月日時一理一也依レ之今更十二運正說記二于爰一同志人一覽備レ之

歲之十二運正說　自二當立春入氣一至二來立春入氣一全一箇年分都合可レ用之節切也

木性人

△ 甲子沐
▲▲ 甲申絕
▲▲ 甲辰衰

△ 乙丑官
△ 乙酉胎
▲▲ 乙巳病

△△ 甲戌養
▲▲ 甲午死
△ 甲寅臨

△△ 乙亥長
▲▲ 乙未墓
△ 乙卯帝

火性人

△△ 丙寅長
△△ 丙戌墓
△ 丙午帝

△ 丁卯沐
▲▲ 丁亥絕
▲▲ 丁未衰

△ 丙子胎
▲▲ 丙申病
△ 丙辰官

△△ 丁丑養
▲▲ 丁酉死
△ 丁巳臨

土性人

▲▲ 戊辰墓
△ 戊子帝
△△ 戊甲長

▲▲ 己巳絕
▲▲ 己丑衰
△ 己酉沐

▲▲ 戊寅病
△△ 戊戌官
△ 戊午胎

▲▲ 己卯死
△ 己亥臨
△ 己未養

金性人

臨二官於亥一王二於子一衰二於丑一病二於寅一死二於卯一葬二於辰一火受二氣於亥一胎二於子一養二於丑一生二於寅一沐二浴於卯一冠二帶於辰一臨二官於巳一王二於午一衰二於未一病二於申一死二於酉一葬二於戌一土受二氣於亥一胎二於子一養二於丑一寄二行於寅一生二於卯一沐二浴於辰一冠二帶於巳一臨二官於午一王二於未一衰二病於申一死二於酉一葬二於戌一是火墓火是其母母子不二同葬一進行二於丑一丑是金墓金是其子義又不レ合欲レ還二於未一未是木墓木爲二土鬼一不二畏敢入一進休就レ辰辰是水墓水爲二其妻一於レ義爲レ合遂葬二於辰レ云々

按に酉より卯まで七つの間は木に胎養生沐浴冠帶臨官王と云氣あれば生王の時とも王相の氣ともいふべし辰より申まで五の間には衰病死葬受の五氣のみなれば死沒の氣とも又王相氣なしともいふべし但これは一年の間の事にして七年五年とつゞくべきにあらずそれを一氣一年づゝにせしは一行禪師に起れるにやあらん

三才圖會云一白貪狼居レ。坎屬レ。水申酉戌亥子年月爲二有氣一逢二辰年月一入レ墓凶入二中宮一不レ作二坎方暗建殺二一白中宮不レ作二中宮受剋殺一　六白武曲居レ乾屬レ金巳午未申酉年月爲二有氣一逢二丑年月一入レ墓凶入二中宮二不レ作二乾方暗建殺一六白在レ離不レ作二正南受剋殺一　八白左輔居レ艮屬レ土申酉戌亥子年月爲二有氣一逢二辰年月一入レ墓凶入二中宮二不レ作二艮方暗建殺一八白在レ震不レ作二正東受剋殺一　九紫右弼居レ離屬レ火寅卯辰巳午年月爲二有氣一逢二戌年月一爲二有氣一逢二戌年月一入レ墓凶入二中宮一不レ作二離方暗建殺一九紫在レ坎不レ作二正北受剋殺一

右曆書云修方遇二三白得令之方一不レ避二將軍大歲大小耗官符行年本命諸凶殺一並不レ能レ爲レ害惟忌天罡四旺大殺月建方不得動土一行禪師及桑道茂定宅經凡起造必先得紫白在其方當二有氣年月一用レ之吉

按に水は申に生じ酉に沐浴し戌に冠帶し亥に臨官し子に王す故に申酉戌亥子を有氣とし辰に葬する故に墓凶といふなりさて是は五年の間と定めてその年の内にてまた紫白をみて用ゆべしといふなり

尤の草紙云めでたきもの云々うけ振舞云々

按に此草紙は寛永年中の作なればそれより前に起れるならん

貞享曆法通書　源春海編

古今要覽稿卷第八十七

●曆占部

うけむけ

うけむけは元五行家の說にしてたとへば木は申に受氣し酉に胎し戌に養し亥に生じ子に沐浴し丑に冠帶し寅に臨官し卯に王し辰に衰へ巳に病ひし午に死し未に葬る胎より王まで七氣を王相の氣としてこれを有氣といひ衰病以下を死沒の氣としてこれを無氣といふなり（五行大義）これによればこの事隋より前にはや傳ふる所ありしならんたゞしこれは一年十二月の際の事なれば今いふごとく七年五年とつゞくにはあらざるなり然るを土木は申酉戌亥子年月を有氣とし金は巳午未申酉を有氣とし火は寅卯辰巳午を有氣とすと（三才圖會）いふは生より沐浴冠帶臨官王の五氣のみをとれるなりたゞしその事一行禪師に出たりと（同上）いへば唐よりはや五年七年といふことになりしならんさてこの事隋唐に露顯せしことなれば皇朝にもふるく傳はりしなるべしされども假名曆に書載ることは貞享よりなりといへり（貞享曆通法書脩環曆）然れば有卦無卦とかきあるひは有暇無暇と書べし（閑田耕筆）などいふは誤なりまたうけ振舞とて今世俗にすることも大かた寛永以前より有しことと見ゆれどもその始めさだかならず又うけに入人は名物のかしらにふ文字つきたる七種をそなふるなどいふこと其はじめいかなる故にや詳ならず

佛說に七福卽生といふことあれば有氣七年の數に合せし祝事にても有べきにや

五行大義云柳世隆龜經云凡父母有氣爲レ眞父母無氣爲二宗廟鬼神一有氣爲二兒子福助一無氣爲二財帛功德一云云生王之時則爲二有氣一死沒之時則是無氣云々王相氣來則吉死沒氣來則凶所レ言二無氣一者無二王相氣一耳

又云五行體別生死之處不レ同遍有二十二月十二辰一而出沒木受二氣於申一胎二於酉一養二於戌一生二於亥一沐二浴於子一冠二帶於丑一臨二官於寅一王二於卯一衰二於辰一病二於巳一死二於午一葬二於未一金受二氣於寅一胎二於卯一養二於辰一生二於巳一沐二浴於午一冠二帶於未一臨二官於申一王二於酉一衰二於戌一病二於亥一死二於子一葬二於丑一水受二氣於巳一胎二於午一養二於未一生二於申一沐二浴於酉一冠二帶於戌一

故大和川に落天滿に至りて淀川にいる此處をさして堀江といふといふによれば是また土佐日記に川のほり江といふに原づきて說を設けしなるべしただし川尻の江口に入てふねこぎのぼるほり江あさくてとは普通の本になし何本をひけるにや

又云河尻川西成郡ニ屬ス今ノ川尻ハ安治川波除山ノ西ニアリ上古遙ニ東ノ方江口ノ邊ニアリヤ土佐日記ニ所載二月六日水尾衝石(ミヲツクシ)ノモトヨリ出テ難波ノ津ヲ來テ河尻ニ入ト書リ或ハ大川尻トモ云リ今ノ俗淀川ノ流凡テ大川筋ト稱ス

按に安治川は貞享年中にほりたる川なりその川の波よけづゝみといふはすなはち瑞見山ともいへりそのにしは傳法といふ處の東にして今大阪より出入ふねのみちなればむかしの川尻にはあらず

末(シリ)なればしか名によべるなり

大河尻

散木集○淀河を今も猶大河といへばそのかみもしかいへるなるべし

淀の河尻

源平盛衰記○淀河の末(シリ)なること明らかなり

河陽

遊女記雲州消息○文章のためにいへるなるべし

○正誤

類字名所和歌集云大河尻

攝津國河邊郡長洲村○按に河邊郡長洲村は大物村の西にあり俊頼朝臣の集に江口よりは上のかた三島江村のほとりにて大河尻とよみたればこの所にはあらず

攝津志云東生郡古蹟大河尻

在二中村一昔自レ京通レ西者必繋二舟于此一光親記云壽永年中五條大納言國綱領レ之　高倉上皇幸二于嚴島一造二行宮于此一其營構甚盛焉○按に中村は淀より大阪にいたる川すじにて長柄の上流なれば神崎川とは別なりかしま江口をのぼりてこの中村をすぐべき理なし是土佐日記に河尻にいりてとありて次に川のほり江の水を淺みとあるをもて堀江川に取つけたるなるべし然れども堀江川のかたとは川すじたがへればうけがたし

攝陽群談云堀江川方角不レ詳大略東生西成ノ二郡ニ屬ス世俗今ノ東横堀ヨリ南ニツヾキ木津村ノ鼬川ニ至リ或ハ下寺町極樂橋ト稱スルノ井路亦ハ川邊郡尼崎庄下橋ノ溝川等ヲ指テ堀江ニ論ズルノ説アリト雖ドモ其證ナシ日本書紀ニ所載宮ノ北ノ郊原ヲ堀テ南水ヲ引テ西海ニ流シ入テ田宅ヲ全シ其水ヲ號ケテ堀江ト云ト出タリ仁德帝ノ宮地今ノ東西ノ高津ヨリ小橋村ニ至ルノ間トスルノ證古宮ノ部ニ論レ之以レ是見レ之宮ノ北ノ郊ハ玉造ノ岸ニシテ別ニ無レ所レ指郊ノ字ハ村ノ外ト云義也然ラバ今謂二平野川一古ノ百濟ノ川下玉造川ニ南水ヲ引テ淀川筋ノ大川ニ落シ西海ニ流入ルノ所堀江ノ證トスルコト雖レ不レ中不レ遠土佐日記等ニモ川尻ノ江口ニ入テ船濟登ル堀江淺クテ坐行ト書リ近歳大阪ノ津長堀道頓堀地ヲ南北ニ挿テ下難波領ノ田圃アリ云々

按に平野川といふは平野より出て玉造の東の流れ

源平盛衰記云源氏多田藏人行綱津ノ國ヲ押領シテ河尻ヲ打塞グトゾ聞エケル

按に京より西國へ落る人をとゞめんとて河尻を打ふさぐなれば攝津志にいはゆる中村の河尻に出張したらんには猶神崎川をへて下るべしかつ多田藏人は川邊郡に住せし人なりそれが平氏の落人をとどめんとて出張するに豐島島下等の郡をへてはるかに遠き東成郡まで出べきやこれけだし江口のにしの方に出しなるべし

又云薩摩守忠度ハ淀ノ河尻マデ下リタルガ云々

太平記（正成兵庫下向條）云正成モ河内ヘ罷下リ候テ畿内ノ勢ヲ以テ河尻ヲ差塞ギ云々

○和歌

菅家御集

河尻の江口に立て（てる一本）あしたづの鳴なる聲を（らんかた一本）我に聞せよ（一本それとしらずや）

此歌攝津志には菅家後集に出づと有後集にはなし

○釋名

河尻

本朝文粹土佐日記東鑑源平盛衰記太平記○淀河の

集に熊野に詣けるに淀にて船にのりて下りけるにとりかひといへる所にて舟のゐてくだらざりけるになどあればこのあたり川はゞひろく洲多くして舟路よろしからぬとみゆ土佐日記を思合すべし

遊女記云自二山城國與渡津一浮二巨川一西行一日謂二之河陽一往二返於山陽南海西海三道一之者莫レ不レ遵二此路一云々分流向二河內國一謂二之江口一蓋典藥寮味原村掃部寮大庭庄也到二攝津國一有二神崎蟹島等地一

雲州消息云我黨兩三人明月之夜向二河陽一欲レ遊二豫江口邊遊女處一如何

按に此二書に河陽とかきしは文章の上の事なり實には河尻といへるなるべし

散木奇歌集云帥大納言つくしにてかくれ給にければ云々わが身もたひらかにのぼりつかんこともありがたかりぬべきやうに覺へて云々あかしを過ていくたの杜をすぐとて云々なるを丶過て云々かしまを過けるに遊びどものあまたまうできて云々江口にてゑろといふ遊びのむすめ云々みしま江といふ所にて云々このみちにながらといふ處聞ゆるは過ぬるかと人のたづぬれば船人のながらはくま川のかたになんはべるといふをきゝて

なみだのみ大川尻のかたなれば
よもながらへはゆかじとぞおもふ

信充云かしまといふは西成郡加島なるべく神崎と向ひ合たる地也されば俊賴朝臣神崎川を溯られし事明か也扨は長柄とは下中島を隔たれば斯詠る也

又云かはじりに受領の下りふねにあそびの船こぎよせたるかたかける所をよめる

うたひくるあしまの聲はちりならぬ
こゝろもうごくものにぞありける

信充云雲州消息に向二河陽一遊二豫江口邊遊女之處一とあるを思ひ合すれば河尻はこの江口の前の分流の所にして河陽ともいひし所なること明かなり

高倉院嚴島御幸記云かくて御舟いだしてこちかせをおひてくだらせ給ふさるの時に河しりの寺江といふ所につかせ給ふ邦綱の大納言所つくりて御まうけこころをつくして御舟ながらにさしいれてつり殿よりおりさせ給ふ江の中をさしめぐりてのぼらせ給ひぬ

東鑑云元曆二年十一月五日甲申今日豫州攝津國至二河尻一翌六日於二大物濱一乘レ船云々

古今要覽稿卷第八十六

●地理部 水驛

河尻 河陽

河尻といふは淀河の末(シリ)にして難波江のくちをいふまた河陽ともいへり遊女記 俊賴朝臣筑紫よりのぼられける時江口を過てみしま江といふ所の次にて涙のみ大河尻とよまれたりみしま江といふは今の攝津國島上郡三島江村なるべし鳥飼牧の北にて江口よりは上なり攝津國圖 山陽西海南海三道より運上する舟船の泊する所にして行基菩薩の定めし處といへり本朝文粹三善清行意見十二箇條 されば河尻の江口にたちてとよめる歌もあり菅家御集 これら難波江のくち淀河のゑりをいふことの證とすべしそれを河邊郡長洲村なり類字名所和歌集とも東生郡中村攝津志なりとも西成郡安治川波除山のにしなり攝陽群談ともさまざまにいへれどみな後世の地理に付ていへることなればうけがたし

參議淸行朝臣意見十二箇條云臣伏見二山陽西海南海三道舟船海行之程一自二檉生泊一至二韓泊一一日行自二韓泊一至二魚住泊一一日行自二魚住泊一至二大輪田泊一一日行自二大輪田泊一至二河尻一一日行此皆行基菩薩計レ程所二建置一也延喜十四年四月廿八日

本朝文粹見二遊女記一云豫州源太守兼員外左典廐春行二南海一路次二河陽一則介二山河攝三州之間一而天下之要津也自レ西自レ東自レ南自レ北往反之者莫レ不レ率二由此路一

按に山河攝三州の間に介すといへば江口の事なること必せりそこを河陽といひまた天下の要津といへば河尻なることゑるべし

土佐日記云六日みをつくしのほどより出てなにはづまで川ゑりにいる七日けふ川ゑりにふねいりたちてこぎのぼるに川の水ひてなやみわづらふ舟のゝぼることといとかたし云々からくしてあやしきうたひねりいだせりそのうた

きときては川のほり江の水を淺み舟もわが身もなづむけふかな云々八日なを川のほとりになづみてとりかひのみまきといふ所にとまる

按に鳥飼牧は攝津國島下郡なり今は鳥飼上村中村下村八町村野々村西村八坊村輪道とわかてり散木

文德實錄云嘉祥三年九月丁酉先レ是七日大水山崎橋斷　帝以爲河橋易レ壞依レ水浸嚙得ニ其便地一自無レ所レ害是日詔遣ニ中納言安倍朝臣安仁源朝臣弘參議滋野朝臣貞主伴宿禰善男等一就ニ山崎一以察利害求ニ其便地一乃定置レ橋

延喜式雜式云山崎橋攝津伊賀等國各六枚播磨安藝阿波等國各十枚長各二丈四尺弘一尺三寸厚八寸

土佐日記云雨いさゝかにふりてやみぬかくてさしのぼるに東のかたに山のよこをれるを見て人にとへば八幡の宮といふこれをきゝて人々をがみたてまつる山崎のはしみゆうれしきことかぎりなし

拾芥抄大橋部云山崎今大渡歟

惺窩文集山州八幡橋本之橋銘云上略前博陸侯將レ有レ事ニ乎大明一命ニ諸國一開ニ道路一作ニ舟梁一而欲レ得ニ往還轉運之便一事絕ニ古今一慶傳ニ遐邇一矣時哉山州八幡橋本之雜華夷出入之咽喉也中略於レ是山口玄蕃頭豐臣奉ニ鈞命一主ニ其役一作ニ長橋一云々其長一百八十間其廣宗永五間柱數一百三十八柱根入レ地丈餘云々其頃八月九日貲始十二月初四日以成僅數月之間而卒ニ大業一者不ニ亦奇一乎望

山州名蹟志云山崎斷絕ス此橋山崎ノ方ハ今ノ觀音寺ノ前川畔也其向所ハ淀ノ大橋ノ南河內街道ノ内八幡山ノ坤ニ當テ片方ハ人家茶店アリ此人家ノ町北ノ端ヨリ三十間計北方其橋ノ渡場也ト云フ其所古老ノ說也因テ其邊ヲ橋本ト號ス但今云フ橋本ノ宿ハ後世ニ此所ヨリ移シ建ル所也此所今ハ渡也

又云狐川右舟渡ノ所ヲ云流ハ即淀川南一河ノ別名也此渡山崎ヨリ八幡及河內等ニ到ル又狐川ノ名義未考

都名所圖會云山崎橋は桓武帝即位三年に是を造る中頃より淀の橋をかけて絕てなし今は舟渡しありて狐川の渡しといふいにしへの人家を南にうつして今の橋本の宿是也

○正誤

新編本朝年代記云山崎橋天平寶字四年洪水流落

此事國史はさらなり他書にも所見なければこの說とるべからず

古今要覽稿卷第八十五

●地理部

山崎橋

山崎の橋は聖武天皇の神龜三年に行基ぼさつ造りたれども（按にこれより先橋ありて廢せしといふ事行基傳に見えたり但し再造は神龜二年といふ）洪水俄にいたり橋ながれ人あまた死亡せしなり（扶桑略記水かゞみ）そののち桓武天皇の延暦三年に朝廷より阿波讃岐伊豫三國に仰て造らせらる（續日本紀）それも文德天皇の嘉祥三年に又大水にて斷しを河橋壞易きは水の浸嚙によつてなりとて便地を擇て造られしなり（文德實錄）延喜の頃は攝津伊賀播磨阿波等の國より橋板を出さしめて修理せられしが（延喜式）そののちいつのころにやありけん又斷けるを天正二十年豐臣太閤朝鮮に事あらむとして往還に便せん爲に造られしとぞ長さ一百八十間廣さ五間柱數一百三十八本土に入事深さ一丈餘なりといふ（惺窩文集）その後又たえて今は舟渡にて狐川の渡といふ（都名所圖會）始め行基の造りし所はいづくなりけん嘉祥三年に造られし所は中頃大渡といひし所にやといへり（拾芥抄）是すなはち今の狐川のわたしならんかむかしは橋本といひしよし古老の說なり（山城名蹟志○今の橋本の宿はこの所よりうつせし也といふ）大僧正行基傳（作者部類引之）云行基大菩薩云々神龜二年九月將二諸弟子一行二到山崎河一不レ得レ船假掩留河中見有二一大柱一大菩薩問云彼柱有二知人一矣或人申云往昔尊船大德所レ度橋柱云々爰大菩薩發レ願從二同月十二日一始度二山崎橋一

扶桑略記云神龜三年丙寅行基菩薩造二山崎橋一故老相傳云造レ橋畢後菩薩於二橋上一大設二法會一洪水俄至橋流人死粗有二其數一云々

普通の本にこの所なしこれは尾張國大洲の眞福寺に藏する古寫本にあり

水鏡云聖武天皇神龜三年行基菩薩山崎の橋をつくりてそのうへに法會をまうけて供養し給ひしにはかにおほ水いで橋ながれ死ぬる人おほかりき

これは全く扶桑略記によられしなり是より後の書には橋おち人死せしことをばしるさず

續日本紀云延暦三年七月癸酉仰下阿波讃岐伊豫三國令レ造二山崎橋一料材上（按に造の上貢字有べき歟）

又引ニ荒井古老遠湖記ニ云濱名川は深くして岩あり山野の衆流此川より帶の湊へ落る湖水靜にして小舟に棹行かふ西の方へたより流る

○和歌

夫木和歌集雜部

澳　　　　土御門小宰相

冬歌中古來歌合たかしのおき

濱名川いり汐寒き山おろしに

たか師のおきも荒まさるなり

又同河　　　　中務卿の御子

御集はまながは遠江

濱名川みなとはるかに見わたせば

松原めぐるあまのつり舟

○橋本

東鑑治承五年閏二月十七日條　云癸亥安田三郎義定相ニ率義盛忠經親光祐茂義淸並遠江國住人横地太郎長重勝田平三成長等ニ到ニ于當國濱松庄橋本邊ニ

東海道名所圖會云橋本白菅より壹里計東也むかしは宿驛なり委は濱名の橋本なり古人の紀行古詠多し

入海とほく鹽ぞみちくる
都おもふ心も志ばしなぐさむは
濱名の橋のわたりなりけり

長方集春部
橋上霞といふことを
おきつしほたかしの海のゆふ霞
いつか濱名の橋も見ゆらん

夫木和歌集雜部三
橋　　大藏卿有家
最勝四天王院名所御障子
あさぎりに濱名のはしもと絶して
雲ゐをわたる秋の雁がね　　大藏卿爲房
遠江守に成て下り侍けるに
都にてきゝ渡りしにかはらぬは
濱名のはしの松のむらたち　　慈鎮和尚
後京極歌合羇中眺望
浪の上にへだつる松の梢より
はまなのはしに秋かぜぞふく

○釋名

濱名橋
三代實錄廬主拾遺和歌集重之集清少納言枕草子更科日記○拾遺和歌集の兼盛が歌に讀みてるほどに行かふ旅人やはまなの橋となづけそめけんとあるはたゞかりそめのたとへごとにて濱名の橋は遠江國濱名の郡にあれば志か名づけしなり濱名は延喜式民部上云遠江國濱名又兵部式云遠江國傳馬濱名敷智磐田佐野蓁原郡各五疋と見え和名鈔云遠江國濱名波萬奈など見えたる郡なり

○正誤

和漢三才圖會云濱名橋在二湖水北山際一古街道也今通二橋本一也陽成院元慶八年作二濱名橋一長五十六丈今斷絶也
今按に湖水と北山の際といふこと疑べしまた濱名橋は貞觀四年に修造せられて二十餘年を歷て元慶八年に破壞すと三代實錄に見えたれば元慶八年に造といふはあやまりなり

○濱名川

東海道名所圖會云濱名川今切となりてより廢す古は遠湖より流れて白菅の東帶の湊より海に入今は田となり沼と成又池にもなりて昔の川筋の形大畧に見ゆる

なみにぬれては戀わたるらん

建保名所百首　順德院女房

しるらめや濱名のはしの絶ずのみ
したゆく水のふかき心を　行意

おのづからみるめもしらぬ浪の上に
濱名の橋を戀や渡らん　定家

あづまぢや濱名のはしにひく駒も
さぞ待わたる逢坂のせき　家衡

はる〴〵と思ひぞわたる東路や
濱名の橋のなみにぬれつゝ　俊成卿女

あふ事もはるかに月のゆくかたを
濱名の橋の空にまがへて　兵衛内侍

行かよふ濱名の橋のしら浪の
あとなき道のしるべなりけり　家隆

うちわたす濱名の橋の磯なみに
たなゝし小舟たれを戀らん　忠定

しら浪の濱名の橋にかけてだに
思ひしことか雲のとだえは　知家

おのづから影やとまると行て見む
濱名のはしの水のしら波　範宗

逢ことは濱名の橋にゆきまどひ
跡なき浪にのこるおもかげ　行能

霧はるゝ（いわたる）濱名の橋の夕なみに
人のとだえぞあけてしらるゝ　康光

思ひあらばへだつる霧もなからまし
濱名の橋の秋の夕ぐれ

隣女和歌集雜部

濱名のはしにて

ゆふ日さす濱名の橋をみわたせば

すみわたるひかりもきよし白妙の
濱名の橋の秋の夜のつき
題しらず　よみ人しらず
こひしくば濱名の橋をいでゝみよ
下ゆく水に影やとまると
續後撰和歌集卷第十九羇旅
題しらず　前内大臣家
あさぼらけ濱名のはしはとだえして
霞をわたる春のたび人
續古今和歌集卷第十羇旅
あづまにまかりける時濱名の橋のやどりにて月くまなかりけるを見て
高師やま夕こえくれて麓なる　平政村朝臣
濱名のはしをつきに見るかな
續拾遺和歌集卷第九羇旅
濱名の橋をすぐとてよみ侍ける　中務卿宗尊親王
たちまよふみなとの霧の明がたに
松原見えて月ぞのこれる

續後拾遺和歌集卷第九羇旅
都よりあづまへかへり下りて後前大僧正慈鎮のもとへ讀てつかはしける歌の中に
前右大將頼朝
かへるなみ君にとのみぞことづてし
濱名のはしの夕暮の空
風雅和歌集卷第七秋下
題しらず　大江廣秀
うちわたす濱名の橋のあけぼのに
ひとむらくもる松の薄霧
堀川百首
橋　師頼
東路のはまなのはしのはし柱
波はをれどもまたたてりけり
いまはみな橋柱さへ朽はてゝ　永縁
濱名ばかりをきゝわたるかな
六百番歌合卷第七
二十五番　寄橋戀右　隆信朝臣
都おもふ濱名のはしの旅人や

又云振裾記にむかしは此國濱名の水うみ有しが後土御門院明應八年六月十日洪水の變ありて水うみとしほ海とのあひだきれて潮入て水うみはなくなるゆゑに今切といふなり濱名の橋は水うみよりおつる川にかゝりしゆゑ今はなし

又云今切後土御門院御宇明應八年六月十日大地震して湖と潮とのあひだきれて海とひとつに成て入海となる是を今切といふ其後後柏原院御宇永正七年八月二十七日螺の貝出て山崩れ川埋もれ舞坂の原を破り深淵となる又其後元祿年中地震津濤ありて海上あらく風強くして波高く渡船の災となれば寶永年中官家より有司來り今切の波頭に數萬の杭を打て逆流をとゞめ又舞坂の方より左へ海中半道の間波戸を築きて渡船の風波を穩にしゆきゝをとゞめず自由ならしむ

〇和歌

拾遺和歌集卷第六別

恒德公家の障子に　　かねもり

鹽みてるほどに行かふたびびとや
濱名の橋と名づけ初けん

後拾遺和歌卷集第九羇旅

ちゝのもとに遠江國にくだりてとしへて後しもつけの守にてくだり侍けるにはまなの橋のもとにてよみ侍ける　　大江廣經朝臣

あづまぢの濱名の橋をきてみれば
昔こひしき渡りなりけり

金葉和歌集卷第四冬

橋上初雪といへる事をよめる　　前齋院尾張

白浪のたち渡るかとみゆるかな
濱名の橋にふれるしらゆき

詞花和歌集卷第十雜下

藤原實宗がひたちの介に侍ける時大藏省のつかひどもきびしくせめければ匡房にいひて侍ければ遠江にきりかへて侍ければいひつかはしける

太皇大后宮肥後

つくば山ふかくうれしと思ふかな
濱名のはしにわたす心を

新勅撰和歌集卷第十九雜四

前關白家歌合に名所月を讀侍ける

藤原光俊朝臣

り北の湖の南海へ流れ落る所なるに橋をかけて有しなるべし高師山は則濱名郡にて白須賀と荒井との間海道より北の方に有り歌に高師山夕越くれて麓なる濱名の橋を月にみるかな高師山松に夕ゐる鵲の橋本かけて月わたるみゆ是らにて思ひやるべし其海中のなり出し道は舞坂より續きたる也東福寺の虎關が紀行にも左海右湖同一碧長江合含兩波瀾とも作れり其さま古書にて見しに丹後の天のはし立駿河の三穗に似たり文德實錄によりて思へば濱名郡角避比古社（ツヌサヒコノ）の前湖一口ありて開塞ありて塞れば民の煩にもなれるよしみえたるも其濱名の橋の下の支れとの塞れば北の湖水あふれて田をそこなふ故なるべしこの今の驛の荒井は濱松の庄にて敷智郡なり近江湖は京近き故にちかきあわうみと云に對して此湖は都に遠ければとほつあわうみといふを音便にてとほたうみとは名付し如く濱海によりて此處をば淵郡（フチク）とも云べし荒井も古は今の庄とはかはりて濱名の郡にて有しも知べからず其濱名川の末にかけたる橋なれば濱名の橋ともいへる歟云々その後土人の傳說には應永三年八月十日波あれて橋かけたりし所打やぶれしを又永正七年八月廿日地震にてその殘りし松原をもゆり崩しぬそれより西海北湖の隔うせてひとつに成てむかしの跡なしそれよりして此所を今切の渡しといふ由聞及ぬ是らのこと人のいへること又はしるしおきし紀行の類と考合てしるし付ぬ猶その土俗に聞てきはめ正すべし

東海道名所圖會云濱名橋今廢す橋本村はむかしの濱名の橋本也又橋向ひに小松茶屋といふありこれも廢す橋跡は今纔に橋爪の石垣など殘る

又云濱名の橋の絕たる事はいつのとしといふ事さだかにしる人なしむかしより度々の波濤に松原を打崩したるゆゑ橋もおのづから損はれ落たり有時はわづかに黑木をもつてわたし圯（ツチ）橋などをかけてしばらくとし月へたる事もありしと見えたり又隣國の騷擾に橋を落しゆきゝの自在ならざるを好む時代もありしにや只古詠のみ多く殘りてその蹟だにもさだかにしる人なしむかし行基菩薩のかけ初め給ひし山城の山崎橋も孝德天皇の御代に架し給ひし津の國の長柄の橋もこの橋の類ひにやありけん朽て久しき古歌のみ多し

覽富士記云橋もとの御とまり[今橋より五里]ちかくなり侍り濱名のはしも此あたりにこそと申を聞て

暮わたる濱名の橋は霧こめて
猶すゑとほし秋の川浪

富士紀行云橋もとの御とまりを夜をこめて立侍しかば濱名橋をうちわたして

忘めや濱名の橋もほの〴〵と
明わたる夜の末の川浪

濱名川よるみつゑほの跡なれや
なぎさに見ゆる海士の小舟は

宗長手記云濱名橋ひととせの高汐よりあら海おそろしきわたりすとて此たびの旅行までとなにとなく心ぼそく物かなしくて

たび〳〵の濱名の橋も哀なり
けふこそ渡りはてとおもへば

あづまの道記云これより濱名へは四里ばかりとなん今きれの左にあたりて北にみゆる山のあなたなりといふ此渡りは百年ばかり以前地震の時より家など鹽にひかれてかくかはれりといへり日よくはれぬれば水底に屋形のかたちみゆといへり此程一里船にて渡るあらゐの南外の海なり詠めやれば天と海とひとしく見わたされて波の立あがるは白雲の風に飛て忽消かへるにゝたり

縣居集云濱名の橋は今の新居のわたりの所也今もはし本の里有りされど今の渡りの所よりは南によりていと海のきはなるべし云々應永三年八月十日波高くして橋かけたりしほとり打やぶられ永正七年八月二十日なゐふりて松原をふりくづしければ湖大海ひとつになりぬそれより所のもの今きれのわたりとよびきたれるよし老たるものゝ物語に殘れり

日本釋名云明應八年六月十日洪水の變ありて湖と海との間きれて潮入て水海はなくなる故に今切といふ濱名の橋は湖より落る川に掛りし橋也故に今は迹もなし

類聚名物考云古の濱名の橋の跡はにしのかたは今の荒井の宿の西南に續たる所を橋本村といふ是すなはち古の橋のありし處にて驛路なるべし猶此所より南へおし出たる洲崎のありしなるべし東方は舞坂の松原一筋さし出て是にて海と湖とをせき分て堤の如きあり其松原と橋本の驛との間少し切たる所あり是よ

廣二丈三尺（三代實錄には一丈三尺につくる）高一丈六尺破損仍給ニ造料ニ
いほぬし云はまなのはしのもとにて
人しれず濱名の橋のうちわたし
歎きぞ渡るいくよなきよを
又云はしのこぼれたるを
中絕てわたしもはてぬ物ゆゑに
なにゝ濱名の橋をみせけん
重之集云實方の君のもとにみちのくにへゆくにいつしかはまなのはしをわたらんとてくるにはやうやけにければ
水のうへの濱名の橋もやけにけり
うちけつ浪やよりこざりけん
枕草子云はしは云々はま名のはし
又云遠江の守の子なる人をかたらひてあるがおなじ宮人をかたらふときゝてうらみければおやなどもかけてちかはせ給ふいみじきそらごとなり夢にだに見ずとなんいふいかゞいふべきといふときゝて
ちかへ君とほつあふみのかみかけて
むげに濱名の橋見ざりきや
さらしな日記云はまなの橋についたりはまなのはしくだりし時はくろきをわたしたりしこのたびはあとだに見えねば舟にてわたる入江にわたりし橋なり（せか）このうみはいといみじくあらく波たかくて入江のいたづらなるすともにこと物もなく松原のしげれる中より浪のよせかへるもいろ〳〵の玉のやうにみえまことに松の末より浪はこゆるやうに見えていみじくおもしろし
東關紀行云みづうみにわたせる橋を濱名となづくふるき名所なり朝たつ雲の名殘いづくよりも心ぼそし
行とまる旅ねはいつも變らねど
わきて濱名の橋ぞ過うき
十六夜日記云濱名の橋よりみわたせばかもめといふとりいとおほくとびちがひて水のそこへもいるいはのうへにもゐたり
太平記（俊基朝臣再關東下向條）云七月十一日ニ又六波羅ヘ召捕レテ關東ヘ送ラレ給フ云々熱田ノ八劍伏拜ミ鹽干ニ今ヤ鳴海潟傾ク月ニ道見エテ明ヌ暮ヌト行道ノ末ハイヅクト遠江濱名ノ橋ノ夕鹽ニ引人モ無キ捨小船沈ミハテヌル身ニシアレバ誰カ哀ト夕暮ノ晩鐘鳴バ今ハトテ池田ノ宿ニツキ給フ

古今要覽稿卷第八十四

●地理部　橋

濱名橋

遠江國濱名の橋は長さ五十六丈廣さ一丈三尺高さ一丈六尺貞觀四年に修造せられて二十餘年を歷て元慶八年に破壞せし時彼の國の正稅稻一萬二千六百三十束を給て改作せられし事を三代實錄にしるされまた仁和元年に破損して造料を給ひし事帝王編年記に見えたり增基法師がいほぬしには橋のこぼれたるを見てとしるし重之の集にはやけし事見えさらしなの日記にははまなの橋くだりし時はくろきをわたしたりしこのたびはあとだに見えねば舟にてわたると見えたりこのゝち造られし事は何の書にもしるさゞれども阿佛尼の十六夜の日記（建治三年）には濱名の橋より見わたせば云々前河内守親行が東關紀行（仁治三年）にはわたせる橋を濱名となづくふるき名所なりといひ雅世卿の富士紀行（永享四年）には濱名の橋をうち渡してと見えたればこのころはふたゝび造られしなるべし宗長手記（大永六年）に濱名橋ひとゝせの高汐よりあら海おそろしきわたりすとみえたるは應永三年八月十日波あれて橋かけたりし所打やぶれ（縣居集類聚名物考）そのゝち明應八年六月十日洪水の變ありて湖と海との間支れて潮入て水海はなくなりしゆゑに今切（按に今切といふ名光廣卿のあづまの道記に見えたり）といふ（日本譯名振裙記）又永正七年八月廿日地震にてその殘りし松原をもゆり崩しぬそれより西海北湖の隔うせてひとつになりてむかしの跡なし（縣居集類聚名物考東海道名所圖會）これらの時をさしていへるならん今のあらゐの宿の西南に續たる所を橋本村といふこれすなはち古の橋のありし所にて驛路なるべし（類聚名物考）覽富士記（永享四年）を按に橋もとの御とまり（今橋より五里）ちかくなり侍り濱名のはしもこのあたりにこそと申をきゝてとみえ吾妻鏡に遠江國橋本とあればはやく橋本といひしなり

三代實錄云元慶八年九月戊午朔云々遠江國濱名橋長五十六丈廣一丈三尺高一丈六尺貞觀四年修造歷二十餘年既破壞勅給彼國正稅稻一萬二千六百三十束改作焉

帝王編年記云仁和元年九月遠江國濱名橋長五十六丈

おひのぼる不二に比べやはせむ
こゝにきていよ／＼高し都人
みることかたき不二のたかねは
上をみんせめてことばの花もがな
月とゆきとのふじの詠めに
ふじをみむと高きたのみを掛川や
遠き渡りに今ぞきにけり
たかくみしふじを都にかたるとも
さやは思はんさやの中山
郭公さよの中山なかぞらに
およばぬふじの音をやなくらん
定めおくもちのみ雪はさもあらばあれ
けふまづ消ぬふじの白雪
ふじのねは雲のいづくぞ我にけふ
忍ぶの山の名をやかるらん

ながめやる時こそ時をわかね共
　ふじのみ雪は初めなりけり
御かへし　熈　貴
御心にかなふ時代のながめ哉
　袖にもふれるふじのしら雪
熈貴のかたへ御詠
我爲はあたらながめのふじの雪
　都のつとになすがうれしき
時ありてみはやす君が御代なれや
　ふじの高ねも猶かさね筒
御かへし　熈　貴
今ははや君ぞみはやす時しらぬ
　山とはふじのむかし成けり
みてだにも心およばぬ不二のねを
　都のつとにいかゞ語らん
還御遠江鹽見坂にて御詠
嬉しさも身にあまるかなふじのねを
　雲の衣の外にながめて
御詠
秋寒きふじのねおろしみにしみて
　思ふ心もたぐひやはある
嫺　眞　居　士
ふじのねは名高き山の飽ずみる
　此ことのはやたぐひなるらん

富士歷覽記

吉美妙立寺にてあけぼのゝ富士有明の月にさだかにみえ侍るに　入道中納言雅康卿
よこ雲のひくまの里をへだてきて
　またたぐひなきふじの曙
しほみ坂をみてよめる
鹽見坂こゝろひかれし富士もみつ
　今は都とさしにこそさせ
さ夜の中山にて云々一日とまりける間に十首讀侍る
大方に聞しはものかみてぞしる
　名よりも高きふじの高ねは
遠きだにふりさけあふぐ富士のねを
　麓の里にいかゞみる覽
四方の山を麓のちりに重ねても

十九日のあした御詠
朝日かげさすよりふじの高ねなる
　雪もひとしほ色まさる哉
御かへし　　範　　政
くれなゐの雪を高ねにあらはして
　富士よりいづる朝日影哉
又御返し
月雪も光をそへてふじのね
　うごきなき世の程をみせつゝ
同
吹さゆる秋のあらしにいそがれて
　空よりふらすふじの白雪
　　實雅三條殿
我君のくもらぬ御代に出る日の
　光りに匂ふふじの白ゆき
　　堯孝常光院
跡たれて君まもるてふ神も今
　名高き富士をともに仰がん
　　持信一色左京大夫
君がなをあふげば高き影とてや
　いとゞ見はやすふじの白雪
　　持春細川下野守
富士のねも雲こそおよべ我君の
　高き御影ぞなほたぐひなき
　　持賢　同右馬頭
あきらけき君が時代をしら雪も
　光りそふらし富士の高ねに
　　熈貴山名中務大輔
露のまもめかれし物をふじのねの
　雲の行きにみゆるしら雪
　　範　　政
ゆふべだに猶やおよばぬ入やらで
　そむる日影のふじの白雪
又御詠
富士のねにゝる山もがな都にて
　たぐへてだにも人に語らん
御かへし　　範　　政
あふぎみる君に引れてふじの根も
　いとゞ名高き山と成らむ
又御詠

此山の由來云々ことしの支干相應奇特におぼし
　めされて
かゝる身も神は引かとしら雲の
　ふじの高ねを猶やあふがむ
敷島の道はしらねど富士のねの
　ながめにおよぶことのはぞなき
御和
君がへむ八百よろづ代の坂までも
　ふじのね高き神ぞ知るらん
富士のねの雪さへ道の光にて
　いやまし〱に積るとぞみる
ひねもすにながめくらさせおはしまして
こと山は月になるまで夕日影
　なをこそ殘れふじの高ねは
たゞいまのおもかげをつかふまつるべきよし仰
　ごと侍しに
白妙の高根ばかりはさだかにて
　日影殘れる山のはもなし
袖しの浦は出雲國とこそきゝ侍しに此うらわに
同名侍りけり于レ時白雲重疊彼山不レ及二瞻望一

雲ふかくおほふ袖しの浦人よ
　いづくにふじをみるめからまし
駿河府にて御詠
旅衣たちぞかさぬる雲だにも、
　かゝらぬ富士の名殘をしさに
同府還御のとき申入侍し
末とをく君かへりみよふじのね
　年月かけて高きちぎりを
さ夜の中山にて富士のねほのかに見え侍しに歌
よませられしとき御詠
富士のねも面影ばかりほの〴〵と
　雪よりしらむさよの中山
詠進のうた
それとみる面影うすし富士のねの
　雪かあらぬかさよの中山
雨ふり侍りしに鹽見坂こえければいづかたもく
もりて松原一むらこそ奥をのこし侍る
松ばらの一村しぐれすぎやらで
　ふじのねたくも曇る今日哉
富士御覽日記

これにてあまたあそばされ侍し御詠のうち

見ずばいかで思ひえるべき言のはも
　及ばぬふじと兼て聞しを

この御和

言の葉を仰かさねて富士のねの
　雪もや君が千代をつむらん

夜もすがら月にかの山を御らむじあかして

月雪の一かたならぬながめゆゑ
　ふじにみじかき秋のよは哉

御和

富士のねや月と雪とのめ移りも
　あかずめづらし君がことの葉

翌朝の御詠

朝明のふじの根おろし身に染も
　忘れはてつゝながめける哉

あさ日影さすより富士のたかねなる
　雪も一しほ色増るかな

又御和

雲拂ふふじのねおろし吹やたゞ
　秋の朝けのみにはゑむとも

なをざりの景色ならずば朝日かげ
　雪にうつらふふじの高ねは

富士の根にくも一むらかゝりてさながらぼうしのやうに見えけるを御わたぼうしにおぼしめしなずらへて

我ならずけさはするがのふじのねに
　わた帽子とも成れる雲哉

御和

富士のねにかゝれる雲も我君の
　千代をいたゞく綿ぼうしかも

又御詠

いつゆくと忘れやはするふじ河の
　浪にもあらぬけさの詠めは

うれしさも身にぞ餘れる富士のねを
　雲の衣のよそにながめて

同御和

富士川の浪もいく世かかけまくも
　かしこき影を仰ぎわたらむ

ふじのねや心にこめむつゝみえぬ
　雲のま袖はかぎりありとも

又あらはるゝ富士の高ねは

覽富士記　堯孝法印

鹽見坂に至りおはします彼景趣なほざりにつゞけやらんことのはもなし云々富士のねまがひなくあらはれ侍りこれにて御筆をそめられ侍し御詠二首 将軍義教公歌下效レ之

今ぞはやねがひみちぬる鹽見坂
心ひかれしふじをながめて

立歸りいく年なみか忍ばまし
志ほみ坂にてふじをみしよを

辱く御和を奉るべきよし仰せ侍しかば

ことのはもげにぞおよばぬ鹽み坂
きゝしに越るふじの高ねは

君ぞなを萬代とをくおぼゆべき
富士のよそめのけふの面顏

二子づかと申侍し所にて富士を御覽じそめられたるよし仰られて

たぐひなきふじをみ初る道の名を
二子塚とはいかでいはまし

これについて又申入侍し

契りあれやけふの行手の二子坂
こゝよりふじを相み初ぬる

さやの中山にて出され侍し御詠

名にしおへば晝越てだに富士もみず
秋雨くらきさよの中山

おなじく奉りし御和

秋の雨も晴るばかりのことのはを
ふじのねよりも高くこそみれ

おなじ所にて

あま雲のよそに隔てふじのねは
さやにもみえずさやの中山

ゆき〳〵てけふぞ駿河府にも至り侍りぬる云々富士權現もきみの御光をまちおはしましけるとみえてあやしくたうとくぞおぼえ侍る山また山をかさねてたなびきわたれる雲より上にかゞやきみえたる遠望たぐひなくこそ

白雲の重なる山もふもとにて
まがはぬふじの雲にさやけき

わが君の高きめぐみにたぐへてぞ
猶あふぎみるふじの芝山

更に名高きふじを眺むる
二子塚と申所にての御詠とて同下され侍し次に
富士をみる此ことのはにあらはれて
名に立のぼる二子づか哉
さぎ坂と申所にて
遠くみるふじの高根もしら鳥の
さぎ坂山をけふぞこえぬる
こまゝがはらとかや申所にて御詠を拜見し奉り
て
類ひなくあすみよとてや秋の雨に
けふ侍ふじのかき曇る覽
國府につき侍り富士もことにさだかに見え侍し
かば
ふじの根の山とし高きよはひをも
君まちえてや今契るらん
上總介範政に御詠を被レ下侍し次に
この宿にかゝることばの玉しあれば
ふじのみ雪も光そふらし
又御詠を數首拜見し奉りて
ふじのねの月と雪とにあかす夜や
君にことばの花をそへけん
忘めやくもらぬ秋の朝日かげ
雪ににほへるふじのながめを
朝明のふじのねおろし身にしめて
思ふ心もたぐひやはある
富士の高根に雲のかゝり侍るが綿ぼうしに似侍
るよし御詠にあそばされ侍しかば
雲やそら雪をいたゞく富士のねも
ともに老せぬ綿ぼうし哉
府中に還御あり廿一日早旦に又持參
富士のねは名高き山と言の葉に
君のこしてぞ幾千代もへん
又御詠を下され侍しかば
數々のことばの花をみやこびと
ふじより高くなほやあふがむ
私の宿に一首よみおき侍り
雪にくらし月に明して富士のねの
おも影さらぬ宿や忍ばむ
又さよの中山にて御詠を拜見して
君よりも君をや慕ふ今日さらに

春深みまたきつけたる蚊遣火と
　みゆるは不二の烟り成けり
源重之集
燒人もあらじとおもふ富士のやま
　雪のうちより烟こそたて
夫木抄
　貞文家歌合　深養父
峯はもえふもとは氷る不二川の
　我も浮世はすみぞわづらふ
かげひたす沼の入江に不二のねの
　烟も雲もうきゝまがはら
拾玉集卷七
　羈中眺望
ふじのねはひとむすびして立烟に
　馬引とめて見る空ぞなき
玉葉集
目にかけて幾日になりぬ東路や
　三國をさかふ富士の芝やま
勅題雪中早苗　大友氏源朝臣義鎮
ふじうつる田子の浦わの里人は
　雪のうちにも早苗とるなり
　阿佛尼
誰かたになびきはてゝかふじの根の
　烟の末の見えず成らん
いつの世の麓の塵のふじのねを
　ゆきさへ高き山となしけん
くちはてしながらの橋を作らばや
　ふじの煙も立ずなりなば
六帖
ふじの山なげきこるてふ斧の柄の
　ほど〳〵しくも成し程哉
狹衣物語
いつ迄かきえずもあらんあわ雪の
　烟はふじの山と見ゆとも
もえわたる我身ぞ不二のやまよたゞ
　雪にも消ず烟り立つゝ
富士紀行
　遠江國鹽見坂にて御詠を下され侍しに　權大納言雅世卿
ゝほ見坂さか行く君にひかれてぞ

續千載集卷第十六
嘉元百首歌奉し時旅　前大納言有房
言の葉も及ばぬ富士のたか根かな
都の人にいかゞかたらん
風雅集
題しらず　藤原行朝
富士のねを山より上にかへりみて
今こえかゝる足柄のせき
新拾遺集
嘉元百首歌奉し時山　法印定爲
ふじのねを田子の浦よりみ渡せば
烟も空にたゝぬ日ぞなき
新後拾遺集
旅行のこゝろを　藤原長秀
富士のねをふりさけみれば白雪の
を花につゞく武藏のゝ原
柿本人麻呂集
不二嶺の絕ぬ思ひをするからに
常磐にもゆる身とぞ成ぬる
曾根好忠集
のどかなるときこそなけれ不二の山
いつかは絕んもゆる思ひの
伊勢集
はては身の不二の山とも成なゝん
もゆる歎きの烟たえねば
人知ず思ひするがの不二のねは
我ことかとや山ももゆらん
相模集　讀人しらず
さがみには有ともいはず富士の山
煙も浪も何にかくらん
返し　さがみ
いづことも思ひぞわかぬ不二の山
身を離れたる烟ならねば
紀貫之集
燃れ共しるしだに無き不二のねに
思ふ中をば譬へざらなん
藤原清正集
世の人のおよびがたきは不二のやま
麓に高き思ひなりけり
大中臣能宣集

入道前太政大臣
富士のねの空にや今は榮えまし
我身にけたぬ空しけむりを
百首歌讀けるに忍戀　前　關　白
我戀のもえて空にもまがひなば
ふじの煙といづれたかけん
同十二
題しらず　九條右大臣
富士のねに煙りたえずと聞しかど
我思ひには立おくれけり
建保三年内裏歌合に　藤原信實朝臣
東路の富士のしば山しばしだに
けたぬ思ひにたつ烟りかな
平兼盛するがのかみに成て下侍ける時餞し侍とて詠る
大中臣能宣朝臣
行かへり手向するがの富士の山
けぶりも立ぬ君をまつらし
二品親王家五十首歌　仁和寺二品親王守覺
ふじのねはとはでも空にしられけり
雲より上にみゆる白雪

名所百首歌奉ける時よめる
從三位範宗
よとゝもにいつかは消む富士の山
煙になれてつもるしら雪
清見がたふじの山を讀侍ける
藤原行能朝臣
君忍ぶよな〳〵わけし道芝の
かはかぬ露やたえぬしらたま
續後撰集
千五百番歌合に雪を　藤原基雅朝臣
時しらぬ山とはいへど富士のねの
み雪も冬ぞ降まさりける
九月十三夜十首歌合に寄烟忍戀
辨　内　侍
あぢきなくなど下もえと成にけん
富士の烟もそらに社たて
四月廿日あまりのころ駿河の富士の社にこもりて侍けるに櫻花さかりにみえければよみ侍ける
富士のねは開ける花のならひにて
猶時しらぬ山ざくらかな

萬葉集卷第三

山部宿禰赤人望二不盡山一歌一首幷短歌

天地之分時從神左備手高貴寸駿河有布士能高嶺乎天原振放見者度日之陰毛隱比照月乃光毛不見白雲母伊去波伐加利時自久曾雪者落家留語告言繼將往不盡能高嶺者

反歌

田兒之浦從打出而見者眞白衣不盡能高嶺爾雪渡零家留

詠二不盡山一歌一首幷短歌

奈麻余美乃甲斐乃國打緣駿河能國與己知其智乃國之三中從出立有不盡能高嶺者天雲毛伊去波伐加利飛鳥母翔毛不上燎火乎雪以滅落雪乎火用消通都言不得名不知靈母座神香聞石花海跡名付而有毛彼山之堤有海曾不盡河跡人乃渡毛其山之水乃當烏日本之山跡國乃鎭十方座神可聞寶十方成有山可聞駿河有不盡能高峰者雖見不飽香聞

反歌

不盡嶺爾零置雪者六月十五日消者其夜布里家利

布士能嶺乎高見恐見天雲毛伊去羽計田棊引物緒

右一首高橋連蟲麿之歌

古今集卷第十六

ふじのねのならぬ思にもえばもえ　きのめのと
神だにけたぬむなし煙りを

後撰集卷第十

題しらず　平定文

我のみやもえて消なむよと共に
思ひもならぬふじねのごと

返し　きのめのと

ふじのねの萌渡る共いかゞせん
けちこそしらね水ならぬ身は

弘長元年百首歌奉ける時同じ心を

卷第一　衣笠内大臣

立のぼる雲もおよばぬふじのねに
烟をこめてかすむ春かな

千載集卷第四　大炊御門右大臣

さよ更て富士のたか根にすむ月は
煙ばかりやくもり成けん

新勅撰集卷第十一

入道二品親王家に五十首歌讀侍けるに寄煙戀

古今要覽稿卷第八十三

●地理部

山部　富士山

○詩歌

詠二富士山一詩九首見二于丙申紀行中一

富士山　藤原肅

遠爲二士峰一成二此遊一、吟眸處々幾囘頭、青天忽見二素羅笠一、羅笠檐中十五州、

同　林道春

一山高出衆峯巓、炎裡雪冰雲上烟、大古若同二仁者樂一、蓬萊何必覓二神仙一、

同　山崎嘉

海東富士屹崢嶸、馬上飽看數日程、應是花開姫所レ愛、擎空白雪是山櫻、

望二富士山一　那波觚

雲端積雪出二羣山一、一望遙知不レ可レ攀、何日天仙遺二白帽一、長留二此岳一見二人間一、

望レ嶽　服元喬

雲臺玉女昔朝天、東指芙蓉帝所旋、豈有二秦時徐福識一、不レ令二漢代少君傳一、雪垂二閶闔一晴齊對、日動二扶桑一曉倒懸、瀛海瑞祥常五色、三峯高標拱二群僊一、

望二芙蓉峯一　秋山儀

帝擲二昆侖雪一、置二之扶桑東一、突兀五千仭、芙蓉插碧空、

日東曲　明宋濂

絕入二層霄一富士巖、蟠根直壓三州間、六月雪花翻二素毳一、何處深林覓白鵬、

紅雲起處是蓬瀛、十二樓臺白玉京、不レ知秦世童男女、還有二兒孫跨レ鶴行一、

題二雪舟富士一　明詹僖

巨嶂稜層鎭海涯、扶桑堪レ作二上天梯一、岩寒六月常留レ雪、勢似二靑蓮一直過レ氐、名利雲連淸建古、虛掌塵遠老禪栖、乘レ風吾欲下來遊去、特到二松原一竊中羽衣上、

房海舟中眺二富士山一作

芙蓉白雪海天間、房海舟中見二此山一、奇秀晴光眞如レ畫、寫來風景故鄕還、

右享和元年廣東陳世德房州に漂流して富士を望て作るよし中陵謾錄にみゆ

名ニ蓬萊一其山峻三面是海一朶上聳頂有ニ火煙一日中上有諸寶流下夜卽却上常聞ニ音樂一徐福止レ此謂ニ蓬萊一至レ今子孫皆曰ニ秦氏一

和漢三才圖會云按俗傳謂ニ琵湖土爲ニ富士山一者妄也駿江相去百有餘里何能擢レ之乎云々

諸州採藥記云駿河國富士山是は古歌にも駿河富士と詠じ世俗また駿河のふじとのみ心得る事なれどももと此山は甲州の山なるべし如何となれば甲州上吉田村の表口に三國第一と勅額懸り有也云々又駿河大納言殿富士山の道法改めさせ給ふ節も甲州上吉田村大鳥居より山上迄道法三百五十七町拾七間と云古來は吉田口より參詣の者ありしよし今は須走口の方參詣多しと云依レ之是を表口と云よし享保九辰年六月二十九日未刻予富士山へ登る六七分程登りたる時左右に大雷三箇所大風雨也此雨山の下より降り段々山上へふり上る雨次第に雪に成てその夜寒き事嚴寒のごとし云々

連歌新式增抄云富士山もとは不死山と書たるなり天智天皇のかぐや姫の天へ登るほどとてかさねてあひ申さんと別れだるなごりに不死の藥に歌をそへてまゐらせたるをあひ見ずば不死の藥もなにゝせんとて高き山を尋ねて烟となし給ひしそれより不死山と書たる也こかる間かぐや姫今はとて天の羽衣きる時ぞ君をあはれと思ひ出ぬるこの歌や郡の名に付て富士とかけり

廣益俗說辨に云俗間印行の書云駿河國富士山孝靈天皇の御宇に出現の事三代實錄に見えたり

今考るに三代實錄に此事かつて見へず三代實錄は光孝清和陽成三代の事を記したり此光孝を孝靈にとり違へ右書に貞觀六年六月二十五日駿河國富士郡大山甚熾燒山方一二里光炎高二十餘丈有ニ雷地震一歷ニ十餘日一火猶不レ滅焦レ巖崩レ嶺沙石如レ雨とあるを出現と覺えたるなるべし

和訓栞云萬葉集に天地の分れし時ゆ云々と詠れば世に孝靈天皇の時より涌出たりと云は信ずるにたらず

史記云齊人徐市等上書言海中有ニ三神山一名曰ニ蓬萊方丈瀛洲一僊人居レ之請得下齋戒與ニ童男女一求上レ之於レ是遣下徐市發ニ童男女數千人一入レ海求中僊人上

又封禪書云此三神山者其傳在ニ渤海中一去レ人不レ遠蓋嘗有ニ至者一諸仙人及不死之藥皆在焉

藤嶽鳴澤高根塵山常磐山二十山(ハタチ)三重山(ミヘ)新山見出山(ミダシ)三上神路山

以上十名○河内躬恒ノ秘藏抄ニ見ユ

不二の高根不盡のたかね時しらぬ山消せぬ雪ね二ッなきみね不二の芝山富士の小山ふじの高山不二の景山をぞ見山老せぬ山よもぎふ山不二の雪山初雪山大やま千はやふるおほね山

富士の異稱桐葉集に出るよし類聚名物考に見ゆ

芙蓉峰

和訓栞云後世に芙蓉峰など詩に作るは八葉の蓮花に似たる也よて俗に絶頂を八葉といへり云々

○正誤

富士山孝靈天皇五年に涌出せしとは古きより云つたへし俗語にや堯孝法印の道の記にもそのかみ壬子の年とかやに出現の由云々又紹巴が記にも今日しも申の日也富士涌出も此日也などあれど萬葉集に天地之分時從神左備手高貴寸駿河有布士能高嶺乎云々とあれば涌起せるといふ說は奇異をもて尊信をとらんとおもへる訛言なること明なり和訓栞三才圖會俗說辨などに其非を駁せり理あることなり又採藥記に富士山は甲州の山なるべしといへるもはなはだ信じ難し赤人の歌をはじめ國史の富士山の災異を記載せしもおほくは駿河より言すとあり且三代實錄に貞觀六年六月甲斐國言駿河國富士山云々といへり他の人は駿河より眺望の美しきによりて駿河の山とおもふとも元來甲斐の山ならんには其國よりの奏狀に駿河のふじとあやまりいふ事はあるまじきことなり又淺間大神の祠も三國にあれど駿州大宮口の祠のみ式內なるも一の證なり古き記錄勅撰の歌集等にも皆するがのふじとのみあれば富士の駿河に隷するは何ぞ言語を費すに逮んやさはあれどまゝ浮躁にして奇を好むの徒は其說の珍しきに左袒して正しき證あるをも考へざるものあり又義楚六帖に徐福が登る蓬萊をふじ山なりといへど此時代には吾國の人だにもいまだ探尋せる人もなき頃なるに異域の人の尋入しといふはおぼつかなしおそらくはこれも史記漢書などに本づき奇を好むの士の傅會せるなるべし連歌新式增抄にふじはもと不死と書たり不死の字かぐや姫に起るといへるもまた同日の談なるべし

義楚六帖云日本國都城東北千餘里有レ山名ニ富士一亦

皆爲開レ齋宰殺狠籍醉舞喧奴變童歌倡無レ不レ狎矣夫既不レ能レ脩ニ善於平日一而又不レ能レ敬ニ謹於事後一則其持戒念佛不レ過ニ以欺ニ神明一耳會謂ニ泰山不一レ如ニ林放一乎

又云峨眉雖ニ六月一必具ニ單夾絮衣一而登其下猶ニ炎暑一也至ニ半山一則御ニ夾衣一絕頂則著レ絮矣過ニ十月一則不レ可レ登道爲レ雪封且寒甚也

海東諸國記曰富士山高四十里四時有レ雪

又云道路用ニ日本里數一其一里准ニ我國十里一

又云孝靈天皇七十二年壬子秦始皇遣ニ徐福入レ海求一レ仙福遂至ニ紀伊州一居焉

鳴澤

なるさははふじの一の名なり萬葉集の歌に佐奴良久波多麻乃緒婆可里古布良久波布自能多可禰之奈流佐波能其登とあり其緣略解にみえたり云ふじの鳴澤は嶺上に穴有て昔は水有火有て相たゝかふに涌返る音高かりしといへり延曆云々甚燒て後日ものぼらず水も湛へねば涌るもなく烟も絕て云々

語林類葉云長秋詠藻の下右大臣家百首五月雨はたかねの雲のうちにしてなるさぞふじの烟なりける○長明無名抄上云五條三位入道は此道の長者にていますがされど富士のなるさはをふじのなるさとよみてなるさの入道名なしの大將とつかひて人にわらはれ給ひしかば云々

○釋名

布士

萬葉集

不盡

萬葉集○日本書紀○駿河風土記

布自

萬葉集○延喜式

富士

續日本紀○都良香富士山記云山名ニ富士一取ニ郡名一也○駿河風土記

富柢

靈異記

富慈

扶桑略記

不二分地粉陣富智風土風詩福智

駿河風土記云載ニ先代國史等一

は木花開耶姫にて相殿二座すべて三社の宮殿なり和訓栞云淸異錄に爲二博山香爐一峰尖上作二一暗竅一出レ煙則聚而且直一穗凌レ空實美二觀視一親明傚レ之呼二不二山一といへるは世にいふ富士香爐也云々人穴は東鑑にみゆ云々○世にひえの山を都のふじといふは拾遺集に我戀のあらはに見ゆる物ならば都のふじといはれなましを此歌により伊勢物語のふじの山をひえの山もて量れる詞につきて思まどふ也といへり有馬富士は攝津國也鹿舌山にならべり奥州岩城山よく似たりとか西行法師ふじ見てもふじとやいはんみちのくの岩城の山の雪の明ぼの南部にては岩鷲山ともに富士の三分一なるべし蝦夷のしりしつ山は夷中にての高山不二の如し半ばひくかるべし讚岐の不二西行の歌とか讚岐にて是をや富士と飯の山朝げの煙たゆる間もなし薩州にもあり開聞のだけ是也さつまがた頴娃郡なるうつぼ島是也筑紫の富士といふらん又筑前志摩郡かやの山又豐府の西にあたる柚布嶽をもつくしの富士と稱せり○伊勢朝明郡に布自神社式に見ゆ埋縄村にあり○姓に富士名あり富士名義綱は後醍醐帝の隱岐國より歸らせ給ふは此人實に啓きしより也○江戸にて未申の風を富士南といふ

正字通曰朶甘思之東北鄙有二大雪山一自レ腹之レ頂雪常不レ消山最高卽所レ謂崑崙也

文海披沙曰葱嶺黠蒼皆六月有二積雪一日觀大崎皆於二夜半一見レ日余登二黃山及五雲一下界皆昏黑禁鐘欲レ動而山桝日影猶煥爛如二初旦一夏蟲疑氷固非二虛語一白河燕談云陳簡齊詩曰正有二佛光一無二著處一注云喜州峨眉山有二光相寺一在二山頂一時々雨後雲霧四起佛光現焉大如二圓鏡一四圍靑黃紅綠之色光明洞徹毫髮畢照而觀者但見二自己形貌一不レ見二他人一謂二之攝身光一

五雜俎云岱宗巍然障二大海一而控二中原一其氣象雄偉莫二之與京一固宜レ爲二群岳之宗一也又岱爲二東方主發生之地一故祈レ嗣者必禱二於是一云々古之祠二泰山一者爲レ嶽也而今之祠二泰山一者爲二元君一也嶽不レ能三自有二其尊一而令三他姓女主一儼然据二其上一而奔中走四方之人上其倒置亦甚矣

又云渡江以北齊晋燕秦楚洛諸民無レ不下往二泰山一進上レ香者其齋戒盛服虔レ心一レ志不レ約而同卽村婦山氓皆持齋念佛若二臨レ之在一レ上者一云稍有レ不レ潔卽有二疾病及顚蹶之患一及禱祠以畢下レ山舍二逆旅一則居二停親識一

見けるに山のすがたにもたがひ朝日すわまのなりのやうにつらなりわかれいかにも其内に三尊ともいふべき形ち見え日のうちにかゞやけばたとへん方なくみやびやかに光をなせりみなく忝やとうとやとふし拜むを我は暫く考へてうなづきて見れば三尊もうなづき手にてまねけば三尊もまねくさてこそ我かげのうつる處にして日にえいじてうつくしくあやしく見ゆるにぞ有けると心得たりき高山のいたゞき日の出る方によりてまばゆからずとかたりし思へば世間にかゝる事多し云々

中陵謾錄云日本の高岳は富士より高大なるはなし然ども是を望む事二百里に過ず奧州仙臺の富の觀音より天晴を待て遙に望む事あり故に此處を富と云此處を去て十里なれば人の目力をよはずして望むと雖も見ることなし西にては大坂より希に見るとなり大抵人の目力に限りあればなり然ども濟州の世琉兜宇須は本と日本松前の人なり彼の國に至て日本の富士を見ること甚だ近きにありと云此說疑べし若し海を隔て望めば水氣に因て見ることあるかいまだ決しがたし云々出羽の三山鳥海山のごとき富士に似たる高山あり此等の山を遠望して富士と見誤るか異邦より望しことは甚だ疑はし又五雜組に天竺の雪山を見ると云是も富士を以て見れば雪山は二百里以内に在と見えたり

駿河國志作者未詳云伊勢物語に其形しほじりのごとくとのよし北へ遠く足長く南北は嶮岨に見えたり遠州よりも宇津の谷までは山の形同じことなるが淸見浮島蒲原よりは艮の方嶮岨にみゆる浮島原より箱根迄はふせこの樣に見え鎌倉よりは北少し足延て見ゆる武藏よりは南北より見る如く南嶮岨に見ゆる也云々登山道駿河口大宮相州道須走甲州口吉田此三所也何れも麓に淺間の宮あり大宮の外は式內の社にあらず大宮より一里根をとりて村山といふあり夫より二里ばかり登て八幡中宮龍馬場砂振といへるは砂計にて草木もなし云々絕頂に登りて四方を見ればすべて平野の如し只近江信州の湖はるかに小池のごとく江戶の入海も又しかり其外大井川富士川の如きも縷の如くに見ゆる云々淺間神社式帳に載る所當國一の宮にて則其所を大宮といふ昔は官幣使下りて大禮の神事行はる今猶その遺風ありて四時の神事おごそかなり本社

日の大さ地より十倍にて地をさる事數萬里なり故に日輪の地心の卯針に至れば日の上頭は地より高く出る事數萬里なり地上の人これを望て見るべきの理なり云々或云人目の及ぶ所かぎりあり數十萬里を見るべき理なしといふは誤なり此は目力の及ぶにあらず日輪の光り遠くさすなり云々

和漢三才圖會云平城天皇大同元年山上本宮社建凡每年六月多登レ山則百日浴レ水潔齋也惟江州人則七日潔齋而登亦所三以有二因緣一矣其山砂多故隨而砂流下夜則却砂上如レ舊一山多有二欅木一

又云按俗傳謂三琵琶湖土爲二富士山一而妄也

又云寶永四年十一月二十三日夜地震二度鳴動不レ止巳刻富士山燒炎高煙聳焦土降二於數十里一南至二岡部良栗橋一翌日稍止又自二二十五六兩日一大燒巖石碎飛土砂焦散灰埋二原及吉原之地一高五六尺至二江戸之地一高五六寸而所二燒出一爲二大空穴一其傍聳二生小山一呼稱二寶永山一

又云富士山隸駿州而跨二于四箇國一南西駿州東北相州北西甲州巽略跨二豆州一凡關東八州望レ之山形不レ異唯北面山脚長南面殊嶮岨也自二甲州一登曰二吉田口一自二駿州一曰二大宮口一自二相州一登曰二𨂻走（スバシリ）一而其三處各有二淺間神社一而坊舍神職有レ之皆謂二之新宮一

秋玉山記云上畧六成以上不毛而峭曰二小縣度一是時衆星皆沒東顧蒼茫間有レ物若二大炬火一災々有レ光動搖不レ定問二之石室一人則曰是啓明也此星上丈餘東海始見二朱碧相混青黃逆拂紅光一帶瀲灧一余謂靈曜將レ躍踞レ石注視久之既而諸彩皆滅扶桑无レ景衆凝焉須之山趾深黑中忽見二赤色一石室人指曰是日出也其初升如二車蓋一稍變爲二帝者金冠玉衣而立之狀一使下人不レ覺興レ敬故然端嚴上也須臾屢變爲二鏡容一爲二重輪一爲二鎔銀一旋轉不レ已欲レ合欲レ離暈凝二胭脂色一俄而光芒亂レ飲金線百通一輪吐二千輪一後輪屬二前輪一前輪相及飛到二我前一爲二珠璣一爲二瑠璃一雜而下者不レ知二其數一以レ手欲レ掬紛々墮レ地豈所謂日華者邪未レ知泰山日觀之奇與レ此果如何也下略

千加屋艸云渡邊氏いへるは富士禪定とていたゞきへのぼる時有り夜通しにのぼり岩陰にまちあはすに朝日出るを御來迎とてふれありくに皆々出て拜すればあみだ觀音勢至の三尊日の中にあらはるゝと申傳へけるまゝ先年登りて御來迎とふるゝにまかせて出て

レ雪固偏ニ乎北一富士位ニ吾東南偏一然盛夏常見レ雪西域雪山亦然胡應麟所レ識天台王大僕早秋宿ニ峨眉絶頂一雞三號遠見ニ西極荒垂一有下一點尖明若ニ火光一者上問レ僧云此天竺雪山爲ニ初日一所レ照也頃之日出而此山隱隱炫ニ耀天際一已而日色偏滿ニ大千一則但見ニ一粉堆一耳亦詳ニ于剩言一雪山在ニ乾毒之國一早秋積雪已見ニ于千百里之外一則其寒可レ知矣是知陽氣自レ地而生山太高則陽氣上微常多ニ寒雪一不ニ必域以ニ南北一也

又云近閲ニ嶋夷志一云琉球國有ニ大崎山一極高俊夜半登レ之望ニ暘谷日出一紅光燭レ天山頂爲レ之俱明又宋學士集云補怛落迦山在ニ東大洋海中一鷄初號遙見ニ東方日出一輪亦如レ火流光燭ニ海波一閃爍不レ定唐人詩云海岸夜深嘗見レ日非ニ虛語一也又青藤山人路史云王先生某言太山日觀是二更見レ日當ニ三更一發ニ紅光一廣千餘里久之倏然日升レ水則一輪雪白色升丈餘始紅他年再登其升之候與ニ始升之色一與レ前同但紅光之發則不レ同ニ於前一但見ニ黑雲中穿ニ出一輪一如雪後復見レ紅意特升時雲氣厚濁故耳胤按補怛落迦即今所レ謂普陀山閩廣賈舶到ニ日本一每必泊レ此候風與流帆諸國自ニ中國ニ而見固在ニ東方夷服之外一在ニ吾國一則曼在ニ極西垂之外一亦數千里里然吾國隨處高山未レ聞ニ夜半見レ日之事一但聞下登ニ富士絶頂一者說上云方ニ子夜一見ニ直北白氣一一方如ニ昧爽狀一漸々東移日始東升桴レ海者

又云四更時紅光大如ニ車輪一浮ニ海上一四方尙黑夜據ニ此諸說一大陽離レ海極早但在レ低而明未ニ遠及一又爲ニ衆山一所ニ蔽遮一而不レ見ニ其明一耳故東偏極高之山及ニ高嶼一孤在ニ海中一者恒方レ夜見レ日唐詩又云海日生殘夜

又云未明先看ニ海底日一實然

鳴村瑣記云日の未だ出ざるに少し高き所にのぼれば日輪を見る富士などにて日の出を見るも此なり唐土にて泰山にのぼり日觀峯にて東海の日の出を望む事あり此は奇にあらず地の大さ一萬三千四百三十七里七四六なり日の大さ三十二萬九千五百五十一里〇九なり月の大さ九百三十八里四五なり日本の里數に直したる處なり日輪の大さ地よりも十倍の大なりちいさき所より大きなるものを見るは見えざる事なし天にも晝夜なく地にも晝夜なし人の居る所によつて晝夜あり此故に少しも高き所にのぼれば早く日輪の出るを見るは此ゆゑなりまた

蓬萊山と名づくることは義楚が帖にあらはし六月雪花飜二素毳一何所深林覓二白鵬一といへるは宋濂が曲にあらずや加レ之羽客釋流の此山に跡を殘す事は役處士がはじめて攀躋せしより以來空海圓珍岩石をきざみて佛軀を彫もの山上におほかり白衣天女の形をあらはし淺間大神の跡を垂ましますは誠に我朝無双の名山なり近代叢林の詩僧この山を題せし中に富士千仭雪峻嶒幾度思レ登病未レ能送レ汝錫飛三伏裏歸來分レ我一壺水といへるは信義堂なり大地撮來無二寸土一當レ空還見二此山成一海濶纔浸半邊影多少漁舟載レ雪行といへるは乾峯なり絕頂雪殘春夏秋暮煙一抹畫眉脩吾疑上有二望夫石一不レ耐二閑愁一獨白頭といへるは岩惟肖なり六月雲間積雪新東遊未レ蹈玉嶙峋畫師今有二移レ山力一一洗京塵困レ暑人と云るは惺瑞岩なり富士峯高宇宙間崔嵬豈獨冠二東開一唯應白日靑天好雪裡看レ山不レ識レ山といへるは彥希世なり富士耳聞身未レ遊畫圖相對與悠々東關千里吟鞍上晴雪趂レ人三五州といへるは坑南江なり五須彌外有二須彌一呼作二士峯一吁是誰六月雪飛寒徹レ骨肇二開芥子一欲レ藏レ之といへるは澤天隱なり莫レ言北闕隔二東關一富士朝々如レ對レ顔四海一家皆帝力千秋白雪御前山といへるは三横川なり士峯秀出海之東名在二景濂一詩句中若把二白鷗一論二白雪一扶桑六十一雕籠といへるは九萬里なり天臺四萬八千丈若在二吾邦一立二下風一といへるは瑾雪嶺なり工拙は具眼の人の玄ることなれば書ならべておき侍るなり其外騷人墨客の詠じもらせるはあるまじきにや此頃人の作れるとて靑天忽見素羅笠々々擔中十五州といふ句を聞侍んべるにめづらしきにや我輩の今更口をひらかん事は人の涎を䑛て事あたらしきやうなれどさりとていはざらんも懶惰のおそれあれば聊申つゞけ侍るかの不下與二浮雲一齊上といへるは此たかきにや嵌空大始雪とあるは此雪にや衆山之嶺巃なるを玄るは此山にのぼりての事にや天下をすこしきにする人もあるべきにや蓮花は早く崆峒は薄といへるも此山に對しての事にや

再遊紀行云富士神木花開耶姬者大山祇命之女而瓊々杵尊之妃也云々　鎭座傳記曰　櫻大刀神始從二天上一降二于櫻樹一因爲二花開姬命一也

盍簪餘錄云北寒而南暖固負レ陰抱レ陽之象然高爽之地多寒峻極之山必多雪亦不レ限二地之南北一長句山常戴

かたえしと問ばさだかに答ふる人だになし云々

太平記（怪異之事）云元弘元年七月七日の酉刻に地震ありてふじの嶺崩る丶事數百丈也

富士記行（贈大納言雅世卿）云永享第四の年長月十日公方（將軍義教公）樣富士御覽のために東國へ御下向あり云々斯て此國の國府につき侍り富士もことにさだかに見え侍しかば云云

堯孝法印覽富士記云永享四のとし長月十よ日の程におぼしめし立れ侍り云々今日なむ遠江國鹽見坂に至りおはします彼景趣なほざりにつゞけやらんことのはもなしまことに直下とみおろせばといひふるしたるおもかげうかびて雲のなみ煙の浪そこはかとなき海のほとり松ばらはる〳〵と續きたるざすきかずもゑられず漕つらねたる小舟いとみどころおほかり雲水茫々たるをちかたに富士のねまがひなくあらはれ侍りこれにて御筆をそめられ侍し御詠云々ゆき〳〵てけふぞ駿河府（藤枝より五里）にも至り侍りぬる千里始ニ足下ニ高山起ニ微塵一ためし思ひゑられ侍りこの國の守護今川上總介（範政）御旅のおましかざりゐたちけいめいし侍るうちにも雪のつもれらむすがたを上覽にそなへ侍らばやとねんじわたりけるぞ昨日の雨彼山の雪なりけり今日しも白妙につもれるけしき富士權現もきみの御光をまちおはしましけるとみえてあやしくたうとくぞおぼえ侍る山また山をかさねてたなびきわたれる雲より上にかゞやきみえたる遠望たぐひなくこそ云々此山の由來たづねきこしめしけるにそのかみ壬子年とかやに出現の由守護仕申侍しにことしの支干相應奇特におぼしめされて云々

入道中納言雅康卿富士歷覽記云明應八年五月三日富士歷覽のために都をおもひ立侍りて云々十五日にゑほみ坂をみてよめる云々

紹巴富士見道記云今年永祿の春も十かへりの初久敷きあらましの富士見るべき事を頻に思ひ立日より云云今日しも申の日也富士涌出も此日也（但舊事記不レ詳ニ傳聞一之）など云々

緣起曰延曆廿四年託曰我號ニ淺間大神一平城天皇大同元年立レ社祭レ之本地大日如來也

丙申紀行云富士山の名ひとり我朝に鳴のみならず遠く中華まで聞ゆ赤人が歌は萬葉にのせ都良香が記は文粹に見えたり徐福藥を尋てこの山にとゞまり是を

なりときく人は歌にのみぞ心をなぐさめける云々

伊勢物語云富士の山を見ればさ月つごもり雪いとしろくふりたり云々この山は上はせばくしもはひろくて大笠のやうになん有ける高さはひえの山をはたちばかりかさねあげたらんやうになん有ける云々

都良香富士山記云富士山者在二駿河國一峯如二削成一直聳屬レ天其高不レ可レ測歷二覽史籍所一レ記未レ有下高二於此山一者上也其聳峯鬱起見在二天際一臨二瞰海中一觀三其靈基所二船運一亘二數千里間一行旅之人經歷數日乃過二其下一去レ之顧望猶レ在二山下一蓋神仙之所二遊萃一也承和年中從二山峯一落二來珠玉一玉有二小孔一蓋是仙簾之貫珠也又貞觀十七年十一月五日吏民仍レ舊致レ祭日加レ午天甚美晴仰觀二山峯一有二白衣美女二人一雙二舞山巓上一去レ巓一尺餘土人共見古老傳云山名二富士一取二郡名一也山有レ神名二淺間大神一此山高極二雲表一不レ知二幾丈一頂上有二平地一廣一許里其頂中央窪下體如二炊甑一甑底有二神池一池中有二大石一石體驚奇宛如二蹲虎一亦其甑中常有レ氣蒸出其色純青窺二其甑底一如二湯沸騰一其在レ遠望者常見二煙火一亦其頂上匝池生レ竹青紺柔愞宿雪春夏不レ消山腰以下生二小松一腹以上無二復生一レ木白砂成レ山其攀登者止二腹下一不レ得レ達レ上以二白砂流下一也相傳昔有二役居士一得レ登二其頂一後攀登者皆點二額於腹下一有二大泉一出レ自二腹下一遂成二大河一其流寒暑水旱無レ有二盈縮一山東脚下有二小山一土俗謂二之新山一本平地也延暦二十一年三月雲霧晦冥十日而後成レ山蓋神造也

更級日記云富士の山はこの國也云々その山のさまいと世に見えぬさまなりさまことなる山のすがたの紺しやうをぬりたるやうなるに雪のきゆる世もなくつもりたれば色こき衣に白きあこめきたらんやうに見えて山のいたゞきのすこしたひらぎたるより烟は立のぼるゆふぐれは火のもえたつもみゆ

東鑑云建久四年五月八日將軍家爲レ覽二富士野藍澤夏狩一云々

又云將軍賴家公建仁三年六月狩二伊豆駿河一到二富士麓一有二巖穴一未下曾有中知二其深限一者上俗呼曰二人穴一使下仁田四郎忠常探中入之上云々

いさよひの記（阿佛尼鎌倉下向道の記）云富士の山を見れば烟も立ずむかし父の朝臣にさそはれていかになるみの浦なればなどよみしころ遠つあふみの國までは見しかば富士の烟の末も朝夕たしか見えしものをいつの年より

ずよむもの閑窓孤燈の下飄々として山巓に坐遊すべし又異邦の人には宋景濂が日東曲詹希元が題雪舟富士詩海東諸國記房海漂客の詩などみな羨望の意言葉の外にみえたりされば削成奇拔の姿峨嵋崑崙と鼎立して讓らずと云も過たるにはあらず

日本書紀景行天皇紀是歳日本武尊初至二駿河一云々同皇極天皇紀秋七月東國不盡河邊人云々

續日本紀光仁天皇紀天應元年秋七月癸亥駿河國言富士山下雨レ灰灰之所レ及木葉彫萎

扶桑畧記云大寶元年正月役公小角召返云々夜修二行駿河國富慈峯一云々

日本紀畧云延暦十九年六月癸酉駿河國言自二去三月十四日一迄二四月十八日一富士山巓自燒晝則烟氣暗冥夜則火光照レ天其聲如レ雷灰下如レ雨山下川水皆紅色也又二十一年正月乙丑勅駿河相模國言駿河國富士山晝夜恒燎砂礫如レ霰者求二之卜筮一占曰天疫宜下令二兩國一加二鎭謝及讀經一以攘中災殃上

駿河風土記云不二神社大山祇之命也深待彥天皇孝昭天皇二年丁卯六月之旬始祭レ之馬養祝部掌祭レ之爲二一宮一

三代實錄云貞觀元年正月二十七日甲申京畿七道諸神進階云々駿河國從三位淺間神正三位云々

又云貞觀六年五月駿河國言富士郡正三位淺間大神大山其勢甚熾燒レ山方一二許里光炎高二十許丈有レ雷地震三度歴二十餘日一火猶不レ滅崩レ嶺砂石如レ雨云々所レ燒巖石流埋二海中一遠三十許里廣三四許里高二三許丈火焰遂屬二甲斐國界一

又云貞觀六年六月甲斐國言駿河國富士大山忽有二暴火一燒二碎崗巒一草木焦熱土礫石流云々百姓居宅與レ海共埋云々未二燒埋一之前地大震動雷電暴雨雲霧晦冥山野難レ辨然後有二此災異一焉

又云同七年十二月勅甲斐國八代郡立二淺間明神祠一列二於官社一云々先レ是彼國司言往年八代郡暴風大雨雷電地震雲霧杳冥難レ辨二山野一駿河國富士大山西峯忽二有熾火一云々令下甲斐國於二山梨郡一致中祭淺間明神上一同二八代郡一

靈異記云修二持孔雀王咒法一得二異驗力一條云身浮二海上一走如レ履レ陸體踞二萬丈一飛如二翥鳳一晝隨二皇命一居レ嶋而行夜往二駿河富岻巖一而修

古今集の序に云ふじの煙によそへて人をこひ云々今はふじの山もけふりたゝずなりながらの橋もつくる

古今要覽稿卷第八十二

●地理部

山　富士山　鳴澤

富士山は駿河國にあり本邦第一の高嶽にして且形像の奇勝なるは廣く八紘に甲たるべし天下に先て日光を見るは岱宗峨眉にひとしく四時に亙りて雪を積るは高潔を雪山と比並するにたれり駿河の名ははやく景行天皇（日本書紀）の紀にみえ不盡河は皇極天皇（同上）の時に載られたれどいまだ富士山のことは見えずその名はじめて赤人の歌（萬葉集）にあらはれ其後國史に見えたるは光仁天皇（續日本紀）の天應元年富士山下云々を初とせり延暦十九年同二十一年（日本紀畧）貞觀六年同七年（三代實錄）等には山火の災異を記載する詳悉なり又富士の記に延暦の時山の東脚下に小山をなすと云は寳永の災に噴起せる砂石の中腹に山を成したる類なり古今集の序には烟たえたりといひ更科の日記（安治康平の間の記）火のもえ立もみゆとしるし十六夜記には古今集の序の言葉まで思ひいでられてなどいへれば貞觀の後もあるひは燃え或は熄てあれど正史の記載にもれたるは其災異のさまでにあらず民に害あらぬによるなるべし又元弘元年（太平記）ふじのね崩とあるは地震にして自燒にあらず此山に登臨のはじめは役處士なるよし富士山記靈異記扶桑畧記等にみえ祭祀するの初は孝昭天皇二年大山祇神を祭ると（駿河國風土記）いひ大同元年木花開耶姫を祭るとも（三才圖會又緣起）いへり今の駿州大宮の社は二神を祭るといふされども貞觀元年淺間大神に正三位を贈る（三代實錄）又承和年中云々貞觀十七年吏民仍レ舊致レ祭（富士山記）などはあれどもたしかに年月を記せざれば上の二流も一槩には信がたし中古以來は諸家の記行風詠はなはだ夥し伊勢物語富士山記更級日記いさよひの記雅世卿の紀行堯孝法印の覽富士記雅康卿の富士歷覽記紹巴の富士見道記林道春丙申紀行等遊詠讃賞世々にたえずまた近古以來進香禱祠の俗士登臨題名の雅客肩を並べ臂を交へて輻輳する樣謝氏が泰山大和尚をいへると異ならず蓋太平の餘澤衆庶優遊の狀古今和漢を殊にせざるをしる盍簪錄玉山が記千茅草中陵漫錄など親く見て其奇錄しあるは證を採てその惑を辨

るは諸越の義にて幾重にも越てゆくをいふ相模國もろこしが原もおなじといへり

金峯

延喜式

金御嶽國軸山

共袖中抄

金峯山

拾芥抄

法印顯詮

みよし野の山の通路たえしより
　雪ふるさとはとふ人もなし

同雜歌

人々題をさぐりて歌より侍けるに山花を
中務卿宗尊親王

三吉野もおなじうき世の山なれば
　あだなる色に花ぞ咲ける

題しらず　源頼貞

峯に立つ雲もわかれて吉野川
　あらしにまさる花のしらなみ

新續古今集雜歌

正治百首歌中　從二位家隆

嵐ふくすゝの下草うらかれて
　よし野の山にしぐれふるなり

瀧邊時雨と云事を　勝命法師

ひとしぐれ過にけらしな三吉野の
　吉のゝ瀧つ岩たゝくなり

題しらず　權律師仙覺

花ならばさかぬ梢もまじらまし
　なべて雪降るみよしの丶山

○釈名

吉野
古事記○日本書紀○三代實錄○萬葉集○延喜式

美延新怒
古事記

美曳之努
日本書紀

耳我嶺（ミカネ）
萬葉集

佳野
懷風藻

芳野
萬葉集○袖中抄○神皇正統記

みたけ
枕草子○赤染衛門集○源氏物語

三吉野見吉野
共萬葉○和訓栞云よしのは京畿のうちながら山遠く谷深く殊にすぐれて神さびたる地なるをもて稱し來れり云々古今集にもろこしの吉野の山とよめ

なほ立まさる花のしらくも

同雑歌

百首歌奉し時花　　前中納言有光

朝ぼらけつもれる雪とみるまでに
吉野の山ははな咲にけり

新後拾遺集春歌

正治二年後鳥羽院に百首の歌奉ける時
後京極攝政太政大臣

よしの山ことしも雪のふる郷に
松の葉しろきはるの明ぼの

霞間花といふ事をよませ給うける
伏見院御製

櫻花さけるやいづこ御吉野の
よしの丶山はかすみこめつ丶

題しらず　　御製

さくら花今やさくらんみよしの丶
山もかすみて春雨ぞふる

正中百首歌めされしついでに
後醍醐院御製

みよしの丶山のやまもりこと訪ん
今いくかありて花は咲なん

題しらず　　源俊頼朝臣

さくら花さきぬる時は三吉野の
山のかひより浪ぞこえける

道命法師

吉野山はなのしたふし日かぞへて
匂ひぞふかき袖のはる風

題しらず　　惟明親王

吉野山あらしやはなをわたるらん
木末にかほる春のよの月

延文百首歌奉ける時　　太政大臣

三吉野の瀧つ河内にうち花や
おちてもきえぬみなわ成らん

おなじ心を讀せ給うける　　御製

三吉野や川音たかき五月雨に
いはもとみせぬ瀧のしらあわ

同冬歌

題しらず　　津守國助

吉野山おくよりつもるしら雪の
古郷ちかくなりまさるかな

百首歌奉し時花　權大納言義詮
分ゆけば花にかぎりもなかりけり
　雲を重ぬるみよしのゝ山　前參議爲實
みよし野のたかきのさくら開ぬらし
　空よりかゝる嶺の白雲
寶治元年十首歌合に山花　前大納言爲氏
三吉野の花はむかしの花ながら
　など故鄕のやまとなりけん
花の歌の中に　後一條前關白左大臣
ふるさとの吉野の櫻咲にけり
　いくよの春のかたみなるらん
題しらず　源重之
よしの山ふもとの櫻ちりぬらし
　立ものぼらできゆるしら雲
河上落花といふ事を　前參議敎長
吉野川はなのしら波流るめり
　吹にけらしなやまおろしの風
文保二年白河殿にて人々題をさぐりて七百首歌
つかうまつりけるついでに曉花　後嵯峨院御製
これも又有明のかげとみゆるかな
　よしのゝ山の花のしら雪
同夏歌
題しらず　讀人しらず
花さかぬ木末とみしはよしの山
　はるにおくるゝ櫻なりけり
同冬歌
百首御歌の中に　二條院御製
冬の夜のさゆるにしるし三よしのゝ
　山のしら雪今ぞ降らん
白河殿七百首歌に河邊雪
降つもる雪をかさねてみよしのゝ
　瀧津河うちにこほる白波
文保百首歌奉ける時　津守國冬
吉野山ゆき降はてゝとしくれぬ
　かすみし春は昨日と思ふに
同釋敎
得未曾有非本所望　法印房觀
かねて我おもひしよりも吉野山

題しらず
従二位家隆
花をまつはるもとなりに成にけり
故郷ちかきみよしのゝ山

同釋教
菩提心卽是白淨信心義也　權僧正道我
みよしのゝ雲を花ぞと聞しより
外にうつらぬ我こゝろかな

同戀歌
人のもとへつかはしける　兵部卿元良親王
みよしのゝ山より落る瀧つせの
はやく成せば待もしてまし

同雜歌
正治二年百首歌奉りけるとき
前大納言忠良
みよし野は花ともいはじ朝ぼらけ
眞木たつ杣の横ぐもの空

題しらず
讀人しらず
神さふる岩ねこりしくみよしのゝ
水分山をみればかなしも
平維貞朝臣

たづね入る道はまことの道ならで
花にぞ見つるみよしのゝ奥
藤原景綱

花にのみなほ分いればよし野山
また跡うづむ峯のしらゆき
大江頼重

よしの山散ぬる花のかたみさへ
跡なきくもにはる風ぞふく

新拾遺和歌集春歌
龜山院御製
はるたつと日影も空にしられけり
霞そめたるみよし野の山
藤原基俊

たつ日より花とみよとて吉野山
ゆきの木末に春やきぬらん
前中納言爲相

みよしのゝ瀧のしら絲春くれば
跡にとけゆくうすごほり哉

春歌とてよめる
二條院讃岐
日にそへて立ぞ重なるみよしのゝ
吉野の山のはなのしら雲

咲ぬればくもと雪とに埋れて　はなにはうとしみよしのゝ山
前大納言經房家歌合に　二條院讃岐
風かほる花のあたりに來てみれば　雲もまがはす三吉野の山
山花といへることをよませ給うける　後鳥羽院御製
よしの山雲井にみゆる瀧の絲の　たえぬや花の盛りなるらん
家五十首歌に花　彈正尹邦省親王
春風のにほはざりせば三吉野の　雲と花とをいかでわかまし
弘安百首歌奉ける時　後九條前内大臣
尋てもたれかはわかむよしの山　はなより花のおくのしら雲
題しらず　中宮大夫公宗
みよし野の芳野のさくら散ぬらし　たえまがちなる峯の白雲
爲道朝臣
いま更に雪とみよとやみよしのゝ　芳野の櫻はるかせぞふく
題しらず　讀人しらず
春風にかすみながれて芳野川　水のうへゆくはなのしらなみ
正三位知家
芳野川おつるしらあわの消かへり　殘るもつらき花の色かな
同秋歌
弘安百首歌奉りける時　二品法親王覺助
忘れずよふみならしてし三吉のゝ　岩のかけちの秋の夕ぐれ
同冬歌
正中百首歌奉りける時　二品法親王覺助
冬ごもるよし野のたけにふる雪を　たれ有明の月とだにみん
元亨三年八月內裏にてうへのをのこども題をさぐりて歌つかうまつりける時月前雪といへる事を　按察使公敏
花とみし面かげさらでよしの山　月にみがけるみねのしら雪

春歌に　　法印長舜

世の憂はいづくも花になぐさめば
　よしや芳野の奥も尋ねじ　　院御歌

同釋教歌

たつた川紅葉ながるゝ御吉野の
　よしのゝ山にさくら花咲く

同冬歌

　雪の歌とてよめる　　津守國夏

みよし野やすゝふく音はうづもれて
　槇の葉はらふ雪の朝風

　屏風の繪に雪のふりたる所　　貫之

みよし野の山より雪は降くれど
　いつともわかぬ我宿のたけ

新千載集春歌　　贈從三位爲子

春きぬとみかきか原はかすめども
　猶雪さゆるみよしのゝ山

　題しらず　　前參議雅有

春も猶はなまつ程のさびしさを
　なぐさめかぬる三吉野の山

　文保百首歌奉ける時　　二品親王覺助

思ひやる心もたらずみよし野や
　花まつころの春のあけぼの

　嘉元百首歌奉ける時花　　左近中將義詮

みよしのゝ高ねのさくら咲しより
　雲さへ花の香に匂ひつゝ

　正中二年七月廿七日うへのをのこども題をさぐりて百首歌つかうまつりける時初花といへる事をよませ給うける

おしなべて木のめも春とみえしより
　花に成行く三吉野の山

　前大納言爲世よませ侍ける春日社三十首の中に　　民部卿爲藤

三吉野は花よりほかの色もなし
　たてるやいづこ峯のしら雪

　山花を　　法印長舜

花とのみ春はさながらみよし野の
　山の櫻にかゝるしらくも

　建仁元年二月後鳥羽院五十首歌合に　　寂蓮法師

三吉野の瀧のしらあわ落たぎり
ふけども風のこゑも聞えず
よみ人しらず

みよしのゝ瀧の白波しらねども
かたりしきけば昔おもほゆ

故郷待花といへる事を　爲道朝臣

古郷にさらでは訪ん人もなし
さきてをさそへみよしのゝ花

風雅集春歌

みよしのゝ芳野の山のはる霞
たつをみる／＼猶ぞゆきふる

延喜十六年奥院の屏風に人の家に女どもの梅花見あるは山にのこれる雪をみたる所　貫之

梅の花さくとしらずやみよしのゝ
山に友まつ雪のみゆらん

春歌の中に　法印定圓

よしのがは岩なみはらふふし柳
はやくぞ春のいろはみえける
民部卿爲定

みよしのゝ吉野の櫻咲しより
ひと日も雲のたゝぬ日ぞなき
従二位家隆

行すゑの花かゝれとてよしの山
たれしら雲のたねを蒔けん

春の歌とて　前中納言爲相

みよし野の大宮どころたづねみん
古きかざしの花や殘ると
藤原爲基朝臣

尋ね行くみちも櫻をみよしのゝ
花の盛りのおくぞゆかしき

水上落花と云ことを　従三位頼政

よしの川岩瀬の波による花や
あをねが峯にさゆるしら雪

春御歌の中に　後鳥羽院

芳野川さくらながれし岩間より
うつればかはる山吹のいろ

百首歌奉し時春歌　覺譽法親王

よしの山花のためにも尋ねばや
またわけそめぬすゝの下道

をられぬはなや峯のしらくも
津守國助

ありて世のうきをしればや山櫻
よしのゝおくの花と成けん

嘉元百首歌奉し時雪　二品法親王覺助

降る雪と幾重かうづむよしの山
見しはむかしのすゝの下道

弘安百首歌奉ける時　靜仁法親王

老の身に吉野のおくのすゝ分て
うき世を出る道はしりにき

續後拾遺集春歌

春の初の歌　源信明朝臣

よしの山雪には跡も絶にしを
かすみぞ春のしるべなりける

題しらず　よみ人しらず

よしの山霞たちぬるけふよりや
あしたの原は若菜つむらん

題しらず　土御門院御製

みよしのゝ花にわかるゝ雁金も
いかなる方によると鳴らん

花滿山河といふことを
光明峯寺入道前攝政左大臣

吉野がはいはもとさくら咲にけり
峯よりつゞく花のしら波

題しらず　藤原爲道朝臣

櫻花咲ぬとみえてよしの山
ありしにもあらぬ雲ぞかゝれる
三條入道左大臣

尋ね入る吉野のおくのやま櫻
にほひもふかく成まさりけり

河花をよませ給ひける　御製

よしの川なみさへ花のにほひにて
影みる水に春かぜぞふく

花の歌の中に　西行法師

吉野山こずゑの花をみし日より
心は身にもそはずなりにき

落花をよめる　前大納言經繼

ときはなる色ともみえず芳野河
いはとかしはの花のしら波

題しらず　順德院御製

よそにやみまし峯の白くも

百首歌奉し時　権大納言經繼

白雲はたちも別れてよしのやま
花のおくより明るしの丶め

題しらず　平貞時朝臣

三芳野や尾上の花にいる月の
ひかりをのこす山ざくらかな

前大納言爲家

花をみてなぐさむよりや三吉野の
山をうき世の外と云らん

千五百番歌合に　野宮左大臣

いかばかりまつもをしむも花ゆゑは
人の心をみよし野の山

題しらず　前内大臣通

吉野川花のしがらみかけてけり
をのへの櫻いまやちるらむ

嘉元百首歌奉し時花　津守國冬

櫻ばなちり殘るらしよしの山
あらしの跡にかゝるしらくも

題しらず　後鳥羽院御製

よしの山くもらぬ雪とみるまでに
有明の空に花ぞちりける

百首歌奉し時　内大臣

古郷の月をいく夜かみよし野の
山風さむくころもうつらん

同冬歌　法印定爲

よしの山峯のあらしも今よりは
さむく日ごとにつもる白雪

後二條院御製

いとゞまた冬ごもりせるみよしのゝ
吉野の奥の雪のふる郷

祐子内親王家紀伊

天の原そらかきくらしふる雪に
思ひこそやれみよしのゝ山

同戀歌

題しらず　津守國平

我なみだよしや吉野の河となれ
妹せの山のかげやうつると

同雑歌　源重泰

よしの山おなじ櫻の色ながら

ふもとにくもる春のよの月

花歌の中に　前中納言雅頼

みよしのゝ山のあなたに散花を
吹こす風のたよりにぞゑる

同夏歌

六帖題にて人々歌つかうまつりけるになこしの
はらへ　如願法師

夕されば麻の葉ながるみよしのゝ
瀧つ川うちに祓すらしも

同戀歌

いもうとのをかしきを見て書つけて侍ける
参議篁

なかにゆく吉野の川はあせなゝん
妹せの山を越てみるべく

返し　参議峯守朝臣女

妹背山かげだにみえてやみぬべく
吉野の河は濁れとぞ思ふ

續千載集春歌　伏見院御製

春とだにまたゑら雪のふるさとは

嵐ぞさむきみよし野の山

二月餘寒といへる心を

みよしのはなほ山さむしきさらぎの
空もゆきげの殘る嵐に

歸雁の心を　中宮

吉野山みねとびこえて行く雁の
つばさにかゝる花の白くも　柿本人丸

おとにきく吉野の櫻見にゆかむ
つげよ山もり花のさかりは

正治百首歌奉りける時　宜秋門院丹後

吉野山かすみのうへにゐるくもや
峯のさくらの梢なるらん

弓のわざゑ侍けるに芳野山のかたをつくりて山
人の花見たる所をゑ侍ける　鎌倉右大臣

三吉野の山に入けんやま人と
なりみてしかな花にあくやと

山花といへる心を　談天門院

芳野山まがふさくらの色なくば

水邊落花といへる心を　藤原泰綱
吉野がは嶺のさくらの移りきて
淵せもしらぬ花のしらなみ

新後撰集夏歌
百首歌よませ給ける時霞　法皇御製
山風はなほさむからじ御吉野の
よしのゝ里はかすみ初れど

同夏歌
初五月雨といふ事を　後鳥羽院御製
五月雨の程もこそふれ三吉野の
みくまの菅を今日や刈まし

題しらず　後九條内大臣
よしの川たきつ岩浪ゆふかけて
故さと人やみそぎしつらん

同釋教
金剛般若經不應取法不應取非法　法印定圓
吉野山わきてみるべき色もなし
雲もさくらもはる風ぞふく

同雜歌
題しらず　津守國平
櫻花ちらずばやがてみよし野の
山やいとはぬ栖かならまし

玉葉集春
早春の心を　前關白太政大臣
いつしかも霞にけらしみ吉野や
またふる年の雪もけなくに

見花といふ事を　後二條院御製
花ならしかすみて匂ふ白雲の
春はたちそふみよしのゝやま

千五百番歌合に　西園寺入道前太政大臣
さき立てたれみよしのゝ山櫻
しらぬしをりの跡つけてけり
ほの〴〵と花のよこぐも明そめて
櫻にしらむみよしのゝ山

花御歌の中に　順德院御製
みよしのゝ山のあなたの櫻ばな
人にしられぬ人やみるらん

春月を　常磐井入道前太政大臣
みよしのゝ峯のはな園風ふけば

拾遺集雜下

みたけにとしおひてまうで侍りて

いにしへも登りやしけん吉野山
やまより高きよはひなる人

千載集雜上

吉野の瀧をよめる　中納言經忠

白雲にまがひやせまし吉野山
おちくる瀧のおとせざりせば

新古今集春上

吉野山さくらが枝に雪ちりて
花おそげなる年にもあるかな　西行法師

花のうたとてよみ侍ける

吉野山こぞのしをりの道かへて
また見ぬかたの花を尋ねん

題しらず　藤原家衡朝臣

よしの山花やさかりに匂ふらん
故郷さえぬみねのしらくも　正三位秀能

花に見るみちの芝草ふみわけて
よしの丶宮の春のあけぼの

最勝四天王院障子に吉野山かきたる所　太上天皇

みよし野の高ねのさくら散にけり
嵐もしろき春のあけぼの　藤原家隆朝臣

吉野がは岸の山吹さきにけり
嶺のさくらはちりはてぬらん

同秋下

擣衣のこゝろを　藤原雅經

みよし野の山の秋風さよふけて
故郷さむくころもうつなり

同冬下

題しらず　俊惠法師

みよしの丶山かき曇り雪ふれば
ふもとの里はうち時雨つゝ

續拾遺集雜春

題しらず　讀人しらず

櫻花いまやちるらんみよしの丶
山したかせにふれるしら雪

村作歌

瀧上之御舟乃山爾水枝指四時爾生有刀我乃樹能彌繼嗣爾萬代如是二二知三三芳野之蜻蛉乃宮者神柄香貴將有國柄鹿見欲將有山川乎清々諸之神代從定家良思母

反歌

山高三白木綿花落多藝追瀧之河内者雖見不飽香聞

同巻第七　詠蘿

三芳野之青根我峯之蘿席誰將織經緯無二

芳野作

皆人之戀三芳野今日見者諸母戀來山川清見

巻一

芳野川多藝津河内爾高殿乎高知座而上立國見乎爲波疊有青垣山山神乃云々

古今集春歌

寛平御時きさいの宮の歌合の歌　とものり

三吉野の山べに咲るさくら花
雪かとのみぞあやまたれける

同冬歌　壬生忠峯

三吉のゝ山のしら雪ふみわけて
いりにし人の音づれもせぬ

ならの京にまかれりける時にやどれりける所にてよめる　坂上これのり

三吉のゝ山の白雪つもるらし
ふる郷さむくなりまさるなり

同戀歌

題しらず

よしの河水の心ははやくとも
瀧の音にはたてじとぞおもふ　讀人しらず

みよしのゝ山のあなたに家もがな
世の憂時の隱れがにせん

同雜體

左のおほいまうちぎみ仲平

諸こしの吉野の山にこもる共
おくれんと思ふ我ならなくに

よしのゝ瀧を見てよめる　承均法師

誰ために引てさらせる布なれや
世をへてみれど取人もなき

古今要覽稿卷第八十一

●地理部

吉野山下

○詩歌

懷風藻

遊二吉野山一　従三位中納言丹墀眞人廣成

山水隨臨賞、巖溪逐望新、朝看度峯翼、夕玩躍潭鱗、放曠多幽趣、超然少俗塵、栖心佳野城、尋問美稻津、

吉野之作

高嶺嵯峨多二奇勢一長河渺漫作二廻流一鐘地超潭異二凡類一美稻逢レ仙月冰洲

和州舊跡考

如意輪寺本尊觀世音御厨子の扉に後醍醐天皇宸翰にて

崝嵫月前爲二敎主一金峯嵐底現二藏玉一班荊禪客安居砌緇素群焉滿願望慈風扇レ境四流渴惑霧晴レ心六度差碧樹集レ雲飛二鷲嶺一黄金敷レ地契二龍華一風月澄レ心文道祖火雷宥レ忿法陀尊日藏聖感瑞夢處大政天爲二敎海繁一兩山梯峻古仙跡四海船浮權化神行積二僧祇一鑒二末世一威政鬼類縛二其身一

萬葉集卷第一

天皇御製歌

三吉野之耳我嶺爾時無曾雪者落家留間無僧雨者零計類其雪乃時無如其雨乃間無如隈毛不落思乍叙來其山道乎

天皇幸二于吉野宮一時御製歌

淑人乃良跡吉見而好常言師芳野吉見與良人四來三

大行天皇幸二于吉野宮一時歌

見吉野乃山下風之寒久爾爲當也今夜毛我獨宿牟

同卷第三雜歌

釋通觀歌一首

見吉野之高城乃山爾白雲者行憚而棚引所見

八年丙子夏六月幸二于芳野離宮一之時山部宿禰赤人應レ詔作歌

自神代芳野宮爾蟻通高所知者山河乎吉三

同卷第六雜歌

養老七年癸亥夏五月幸二于芳野離宮一時笠朝臣金

日藏上人

寂寞の苔の岩戸のしづけきに
なみだの雨のふらぬ日ぞなき

續拾遺和歌集卷第九羇旅歌

大峯にて讀侍ける　法印良賢

今も猶むかしの跡をしるべにて
また尋ねいるみよしのゝやま

玉葉和歌集卷第八旅歌

修行し侍けるに大峯にて　前權僧正教範

時雨ふる外山のすゑは晴やらで
雲のうへゆくみねの月かげ

續後拾遺和歌集卷第十五雜歌中

修行のついでに大峯の花を見侍りけることを年經て後思ひ出でゝよみ侍ける　前大僧正道昭

尋ばやよしのゝおくの山ざくら
見し世の花もなほや殘ると

續門葉和歌集

大嶺第二度の修行にをさゝの宿をとほり侍るとてよめる　阿闍梨宗尋

しげれども道は迷はずかよひなれし
跡はみじかき峯の笹原

謂二逆峯一當山方勤レ之於二三寶院御門室一被レ行レ之
玉かつま云里人のいへるは金峯山より釋迦が岳まで十三里釋迦が嶽より神山まで六里半ありとなり峯中の詞に一里を一なびきといひて大峯の峯中をすべて七十五なびきといへりさて俗には金峯山を大峯と心得たれどそは俗なり金峯山はみたけにて大峯といふはかの神仙のあたりなり千載集の詞にもみたけより大峯にまかりて神仙といふ所にてとありと云々
吉野山獨案內云大峯より熊野までは七十二なびきとて十二三日にとをる峯なり秘所なれば筆にあらはしがたし云々毎年七月八日に本山當山の先達入峯したまひ天下安全の御祈禱あり峯中に蟷螂が岩屋聖天の岩屋菊の岩屋蝙蝠の岩屋笙のいはやなどゝて三百八十餘のいはやありといへども秘所なればみる事なし

○和歌

金葉和歌集雜歌上

笙の岩屋にて　僧正行尊

草のいほを何露けしと思ひけん
もらぬ岩屋も袖はぬれける

大峯におもひがけず櫻のさきたりけるを見て　同

諸ともにあはれとおもへやま櫻
はなより外にしる人もなし

千載和歌集卷第十七雜歌中

大峯とほり侍りける時笙のいはやといふ宿にてよみ侍ける　前大僧正覺忠

やどりする岩屋の床の苔筵
いくよになりぬいこそねられね

前大僧正覺忠みたけより大峯にまかり入て神仙といふ所にて金泥の法華經書奉りて埋み侍とて五十日ばかりとゞまりて侍りけるに房覺熊野のかたよりまかり入けるにつけていひおくりける　前大納言成道

をしからぬ命ぞさらにをしまるゝ
君が都にかへり來るまで

返し　前大僧正覺忠

うき世をば捨て入にし山なれど
君がとふにや出んとすらん

新古今和歌集卷第二十釋敎歌

みたけの笙の岩屋にこもりてよめる

をなにをむさぼる身のいのりにかと聞給ふになもたうらひのだうしとぞをがむなる云々

細流抄云金剛藏王は過去釋迦現在觀音當來彌勒なり彌勒の出世の時地にしくべき金をまもり玉ふ神也仍みたけ精進に彌勒を禮するか

百練抄云寛治六年七月二日上皇御參詣金峯山

又云建長二年四月乙丑軒廊御卜（金峯山卅八所鳴動事）

續世繼物語云大峯は熊野發心門より入を順といふ役小角熊野よりわけ初し也其後山に大蛇住て人のいる事なりがたきを醍醐の聖寶吉野より蹈初しなり自然連綿して芳野より入る聖寶中興なり此時笙の窟にてもろともに哀と思へ云々

元亨釋書云聖寶讃州人光仁帝之後也年十六投二眞雄法師一得度又謁二金剛峯寺眞然一稟二密敎一復從二源仁一益得二奧秘一寶好二修練一經二歷名山靈地一金峯之嶮岨徑役君之後榛塞無二行路一寶援二葛藟一而踏開自レ是苦行者相繼不レ絕又勤二悲濟一置二傭役于金峯山一設二渡舟于吉野川一行人賴レ之云々

三才圖會云役行者白雉三年十二月晦日始入二葛城大峯一是爲二順峯入之始一也翌年七月十六日復入二大峯修行一是爲二逆峯之始一也義學義玄相續有二入峯一而後至二聖護院道譽一（時年十九）爲二白河院熊野御參詣先達一而以來累世御門跡每二十九歲時一七月二十五日必始入レ峯都鄙門下山伏等數萬人髮髯長一寸八分頭巾鈴掛佩二二刀一前驅扈從儀式嚴重

類聚名物考云或抄に峯入の始めは役小角熊野より發心門十信十住十行十廻向等覺妙覺芳に出右順峯也吉野より入を逆と云聖寶（醍醐三寶院の祖也）吉野より入て妙覺より發心門に至る是を逆峯と云聖寶以下は皆逆峯なり四月峯に入を花供といへりとぞ云々七月十七八九の三日甚群聚す一日に二三百人も登山すと云々また八月七日も禁裡關東の御祈禱ありて法會あり參詣ありといふ御嶽まいりみたけ精進是なり云々又金峯山へ千日の行に籠りまた家に在ながらもつとめする事あり源氏物語に云々

雍州府志曰往昔慕二役行者一入レ峯路每年自二熊野一入二葛城大野一出二吉野一是謂二順峯入一其後大蛇自二大峯一出擁レ道依レ之入峯年久絕然聖寶自執二斧鉞一自二吉野山一入二大峯山後一云々是稱二逆峯入一春秋之峯入春謂二之順峯一本山方勤レ之於二聖護院御門室一撿二挍之一秋是

古今要覧稿巻第八十

●地理部

吉野山中　大峯

大峯は吉野の最高深邃のところ神仙と稱するあたりをいふ（玉がつま）白雉三年役行者始て躋攀せし道は熊野路より入しを聖寶が中興のとき吉野より登り給へるより世の人多くは吉野より登る（元亨釋書三才圖會類聚名物考）今に至て熊野よりいるを順峯といひ吉野より入を逆峯といふ（續世繼物語）みたけそうしの事は枕草子赤染衛門集源氏物語等にみえ順峯を本山方となし逆峯を當山と稱せり（雍州府志吉野獨案内）峯中凡七十五里ありといふ

枕草子云よき男のわかきがみたけさうじゑたるへだてゐてうちおこなひたるあかつきのぬかなどいみじうあはれなりむつまじき人などのめさましてきくらんおもひやりまうづるほどのありさまいかならんとつゝしみたるにたいらかにまうでつきたるこそいとめでたけれゑぼうしのさまなどぞすこし人わろきなほいみじき人ときこゆれどこよなくやつれてまうづとこそはえりたるに右衛門のすけ信賢はあぢきなきことなりたゞきよき衣をきてまうでんになでうことかあらんかならずよもあしくてよとみたけのたまはじとて三月つごもりにむらさきのいとこきさしぬきゑろきあをやまぶきのいみじくおどろ〳〵しきなどにてたかみつがとのもりのすけなるはあをいろの紅のきぬすりもどろかしたるすいかんばかまにてうちつゞきまうでたりけるを歸る人もまうづる人もめづらしくあやしき事にすべて此山道にかゝるすがたの人みえざりつとあさましかりしを四月晦日にかへりて六月十餘日のほどに筑前のかみうせにしかはりになりにし云々

赤染衛門集云六條の源中將と經房中將と花みんと契りてにはかに源中將は御嶽精をしていかにぞ花見にはありき給ふやと云々

源氏物語云明がたもちかうなりにけり鳥の聲などは聞えてみたけさうじにやあらんたゞおきなびたるこゑにてぬかつくぞ聞ゆるたちゐのけはいとだへがたげにをこなふもいと哀にあしたの露にことならぬ世

男子欲レ上三月斷ニ酒肉欲色一所レ求皆遂云菩薩是彌勒化身如ニ五臺文殊一

河の瀧へ五町程あり大瀧と云源義經吉野山より西河へ落給ひし時宿のあるじに給はりし太刀今にありそれより家名を太刀屋といふ二尺六寸の太刀作は青江國次なり西河の瀧の上なる山を鎧が嵩といふ云々

吉野川の水上を大臺原といふ此所に巴が淵とてありよしの川熊野川伊勢の宮川三ッの水上なりあたりに藤おひしげり西風吹ば藤が枝にて水を東へなびけ宮川へ水出東風吹ばよしの川又北風吹ば熊野川へ水出るとかやさるによりて今も東風吹ば晴天にも吉野川へ俄に水出るなり

大瀧より國栖へ一里あり云々いにしへ大内の節會に此所より笛吹人のまいりける清見原天皇おはしましける跡に御垣原とて名所ありといへども所さだかにしれがたし

西河より夏箕へ出る道に佛が峯とて一里の坂あり麓に蟬が瀧とてだん／＼に落る瀧あり少し下に樫尾の茶屋ありそれより三町程過ぎ夏箕也

此所に花籠の水とて名水あり又靜しばらくすみし屋敷あり

夏箕より三町ばかり過ぎ宮瀧とて名所の瀧川あり岸のうらむかひは大なる岩根に巖重なりてその景氣たへにして筆にも中々およびがたきながれの瀧なり瀧のあひだに柴橋あり瀧の間に屛風岩といふあり里人岩飛とて此岩より水底へとびいりてみするなり柴橋よりひがしに清河原又日晩野といふ名所あり傍に樋口河原とてあり大河野邊又形小野などいへる名所ありといへども所さだかにしれがたし

宮瀧より十町ばかり川下に妹脊山あり妹山脊山とて川をへだてたる山なり

此あたりにて小鷹網をなげ鮎をとるなり鵜飼舟などあり

宮瀧より櫻木の宮へゆく道に外(ド)象(キサ)の橋あり櫻木の宮のかたはらに高瀧あり

櫻木の宮のまへをながるゝを象小川(キサノ)といふなり同所に象山とて名山あり

すこし行右のかたに神子の水といふあり云々神子水より三町ばかり行笙の岩屋あり云々

義楚六帖云日本國都城南五百餘里有二金峯山一頂上有二金剛藏王菩薩一第一靈異山有二松檜名花軟草大小寺數百一節行高道者居レ之不下曾有二女人一得上上至レ今

は狩野永徳歌は前聖光院殿の御筆なり子守明神は男女の御子數多もたせ給ふ三十六ばんめは地藏菩薩の化現なり御厨子にいらせ給ひてむかしより今に至るまで吉野なみに一日づゝ御逗留にてまいらせ給ふ面面に時の珍物をそなへ奉るよしの山まはり地藏是也子守の前より少し過ぎ城の橋あり右のたかみ高算上人の御影堂あり云々少し過ぎ牛頭天王のほこらあり左に大塔の宮のこもらせ給ひし城山あり此所を高城とも又つゝじが岡ともいふ下なる谷をはるかの谷といへり忠信そら腹きりし所なり此谷に李子おほしはるかの谷より南を岩倉谷といへり

牛頭天王より西の方に大杉殿とて魔所あり此谷を櫻谷といふ道の行手に義經鎧懸の松あり同所に青葉の鳥居とて左右よりはへしげりたる並木あり此所青葉山といひて名所なりすこし行琴堂あり右の方に杉の洞といふ所あり同所に吉野山鎮守金精大明神の宮あり云々

一町ばかり過てひだりに蹴抜塔とも隱家塔ともいへる塔あり義經蹴抜給ふと申ならはせり此あたりをかくれ家の山ともいふなりけぬけの塔より坂をのぼれば辨才天のほこらありすこしかみに茶屋あり

飯高山安禪寺寶塔院とて伽藍あり右の方に多寶塔あり云々右の方に行者の母の像あり上なる山を青根峯といへり

寶塔院を三町ばかり右へ行奥の院四方正面の秘佛の堂あり山の岨を二町程行て苺清水といへる名水あり此ほとりに西行庵室をむすばれしその跡に小堂を立て彼法師の御影あり

安禪寺を出すこし行ば青折嵩あり此所より道二筋ありひだりは西河の瀧へゆく道右は山上へのぼる道なり是より道上までは五里餘あり年毎に六月一日より七日迄は諸人精心潔齋してのぼるなり

釋迦嵩一里ふもとに前鬼生(ゼンギフ)と云所ありむかし役の行者に事へし前鬼後鬼の末孫此所にすめり

青折嵩より一里過ぎ清明が瀧あり峨々たる岩の間よりみなぎり落る瀧八十尋あり此ほとり蜻蛉小野とて名所なりしからば蜻蜓が瀧なるべし云々瀧の上なる山を琵琶山といふ

此瀧の水流るゝ末を音無川といへり二三町の間だ河原にて下にて水わき出流るゝ川なり清明が瀧より西

うたひしゆゑ袖振山といひ天女のかげ移りしゆゑ御影山といふ

勝手より東に塔尾山如意輪寺とて日藏上人開基の寺あり今は淨土宗になりぬ堂の御本尊は安阿彌の作にて如意輪觀音なり御厨子のうちに是も安阿彌の作にて長三尺の藏王あり春日の阿彌陀は脇の佛壇におはします御厨子の戸びらには吉野山より熊野までの曼茶羅の繪あり後醍醐天皇勅筆にて詩をあそばされ今にあり天皇の御手なれし硯箱當寺へおくらせ給ひて有レ之

本堂よりうしろの山に天皇の御廟所あり楠正行自筆の過去帳あり

天皇逆修のために束帶の御かたちを一尺三寸の座像にみづからつくらせ玉ひ此寺にすゑさせられし也

如意輪寺より町へ出五町ばかり行ば竹林院とて古寺ありいにしへ此寺の住僧大兵にていられし持弓とて一寸三分の弓あり

椿谷椿山寺は日藏上人の古跡なり

道の行手に天皇の橋ありたかみに大梵天皇の宮ありひだりのかたを猿引坂といふすこし行ば辰の尾とて家居あり道の左右を布引の櫻といふ

布引よりすこし過ぎ雨師夢違の觀音あり後醍醐天皇此所へ行幸ありしに云々此所より一里川下に丹生大明神の御社あり

夢違の觀音むかひの方に白山權現のほこらありすこし西の方に大將軍の宮あり大將軍よりひだりの谷に瀧櫻あり

大將軍より少かみに辻堂あり西の方を中院谷と云ひ上なるやふしかくれに横川の覺範佐藤忠信にうたれし龍返しといふ岩ありすこし行き忠信ふせぎ矢射たる花矢倉といふ所あり上なる坂を鹿の尾といふ

鹿の尾の坂の上に世尊寺とて伽藍あり云々

同所朽木の洞に役の行者の像あり

此所は天竺靈鷲山のうつしたる靈地にて山のたかみに鷲尾の鐘とてあり此鐘の銘に保延五年庚申十二月三日平朝臣忠盛と書付ありわしの尾のかたはらに人丸塚あり竹木しげりて名のみのこれり

八王子より二町計り過ぎ子守明神三社の寶殿あり幣殿拜殿樓門あり昔拜殿の歌仙は定家卿の筆なりしを炎上し八十年以前に再興せし御社なり今の歌仙の繪

千軒の餘あり皆旅人をとめうり物には花をかざり名物には頭襟螺緌塗物葛櫃茶紙漆多葉粉造花花籠瓶鮨材木杉丸太柿木鉢山折敷松茸椎茸金の鳥居よりすこし行二王門あり二王の御たけ一丈八尺運慶湛慶の兩作なり

藏王堂は南向むかしは七十二間の廻廊大塔金堂等の伽藍おほかりしを武藏守師直心づよくも火をかけて刹那がうちに燒はらふ云々

役の小角三十餘歲にして和州葛城山より熊野山を經て大峯山をふみわけ玉ひしゆゑよしのを熊野の奧の院と申なり云々

本堂のうち右の方に弘法の御作の不動あり庭前に四本櫻あり云々四本の櫻のうちに玉石とて寶石あり西の方に威德天神の御社ありならびに大塔の阿彌陀護摩堂千體地藏堂あり東の方に筋違觀音南に金剛力士二階の門石居あり下に惠美須大黑の寶殿あり

本堂より西に實城寺とて後醍醐の天皇の御所の跡あり云々天皇崩御如意輪寺に葬り奉る御廟今にあり

本堂より一町過ぎ稻荷の明神あり同所石垣のうち今熊野うへなる山を駄天山といふもりの內にほこらあり東のかたを朝原といふ天神のほこらあり町の右に講堂の屋敷あり

町より三町ばかり左に吉水院の城とて古寺あり久治元年十一月十七日源義經云々潛に此寺へいり給ふに云々靜を木のもとに捨置多武峯を經て南院のうち藤室十字坊へ入給ふとなり作り庭にことふりたる松あり立石に辨慶力だめしにおしこみしとて釘あまたあり西のかたに聖天山とて古跡あり

後醍醐天皇此院へ行幸あり座敷の床を御枕となされしばらくまどろませ給ふ云々太閤秀吉公も此所に旅館なされしなり

吉水院より町へ出西へ一町ばかり行ば筒井とて弘法大師加持し給ふ名水あり同所に燈籠の辻あり右の方に五臺寺櫻本とて當山の先達大峯修行の寺あり東に辨才天のほこらあり右に佐抛明神の社あり

町より右に勝手明神の寶殿あり此神前にて靜も法樂の舞をまひ云々右に御影山ひだりに袖振山あり天武天皇勝手の神前にて御琴を彈じさせ給ふに天女あまくだり羽衣の袖を五たびひるがへして乙女子がをとめさびすもから玉を袂にまきて乙女さびすもとなん

りしかども水にながれて河原になりぬ水分山より北の川ばたにふしおがみいづみかへりといふ所あり泉式部此所にて筏士のありしによしの丶花さかりなるやととはれければ筏士はいかだをぞゑる花ゑらずちるもちらぬも風にとへかしと答へけるとなり其時式部さはりありけるにや藏王をふし拜みかへられしゆゑかく名付侍る

水分山より北にあたり比曾寺とて七堂伽藍聖德太子建立の地あり炎上し本堂計あり推古天皇三年云々觀音をつくらせ給ひ此比曾寺にすゑたまふそのほか靈佛おほし我朝安居のはじまりし寺なり

四手懸より長峯をのぼり行ば丈六山一の藏王ありすこし過姥が懷とて在レ之三方に山ありて南をうけ冬もあた丶かなれば俗にいひならはしたるとみえたり

姥が懷より七町計り過峯の藥師堂あり同所に石の不動あり上なる松山に文祿三年二月二十五日に太閤秀吉公御參詣の時御茶屋のありし跡あり

藥師堂三町計過右の方に嵐山あり龜山院の御宇に此山を洛外へうつされしとなり同所むかひのかたに千本の櫻あり少し行き責辻有りひだりを日本が花といへり

日本花少し過ぎ多武峯へ行道ありふもとに飯貝とて里あり昔は猪養とかきつるをいつ比よりあやまり飯貝とかきけるにやうへなる山を舟ばりといふ川邊に櫻のわたしとて船あり花筏おほし同所に本善寺とて眞宗の御堂あり親鸞聖人より八代目蓮如上人建立し玉ふ

飯貝よりのぼり行道を七まがりといへり坂の中程に龜石ありのぼりつきて本道と一筋になりぬ此所にてわらはべども櫻なへをうるなり日本が花よりむかひの方に花園山あり下なる谷を櫻田といふなり

隱れ松右のたかみに山の井あり隱れ松より金鳥居までを闕屋花といふなり

金の鳥居のたかさ二丈五尺はしら一丈一尺回り鳥居の額を名筆にて發心門とかけり破損ゑけるにより今はおろして藏王堂のうちにありすこし西に藤井坂あり靜をよしの丶衆徒いけどりし所なり鳥居よりひがしに御船山あり西にぬたの山ありすこしひだりに櫻が嶽あり

闕屋の花より子守明神の坂の下までかけ作りの家居

世尊寺の釋迦如來は欽明天皇十四年五月戊辰云々海に入て見ぬれば樟木のうかびて照かゞやくにぞありける云々佛像二ばしらをぞつくらしめ給ふ今吉野寺に光をはなち給ふ樟木の像是なり（日本紀）

又山上（寺領千十三石）云々鐘あり鐘樓もなく堂の椽にする置たり其銘曰遠江國佐野郡原田庄長福寺天慶六年七月二日と云々此所に二つの道あり南に向ふは大峰の通路西に行は天の川の通路小篠へ一里ばかり篠宿小池宿へいちの宿古屋宿姨捨峰千種嶽東屋峯屛風立行者歸兒留三重瀧轉法輪嶽釋迦嶽（轉法輪岳同山異名か）神仙笙嶇大峯山上より原八十町をくだりぬれば蟷螂が岩屋を見て泥川にいたる大峰修行の人の旅館なり

又天川白飯寺は役行者大峰の道をひらきなんとて先此山にして靈驗をいのり給ひしに山に冷水湧ながれ神靈圓光をかゞやかす廟には琵琶の響ありて人心の迷雲を拂ひしより琵琶山と號せり云々業平朝臣天の川といふなる所にて入定ありと緣起に見え侍るよし河海抄にあり廟といふは入定の地にや賀名生は天川の奥なり後醍醐天皇御身をかくさせ給ふ所のよし（太平記）賀名生の奥銀（カネ）が嶽といふ山にして云々（同上銀がたけは南にして金がたけは北にあり）

吉野山獨案內云よしの山の濫觴は天竺鷲の御山の半かけて五つの雲にのせ來り今此山とあらはれぬ山のかたち東西はちかく南北ははるかなり北は台藏八葉の曼茶羅を表し南は金剛九會の諸尊をうつせり四十九院の砌には修法の花あざやかに三百八十の岩屋には瑜伽の月あきらかなり春は紛々たる峰の櫻谷の奥迄咲そひて白雲落るかとあやしまれ云々此土中みな閻浮檀金なりしゆゑ金の御嶽と云山號を金峰山と名付又は國軸山と號し吉野山の麓六田の里にわたし船あり參詣の諸人此川にて身をきよむるなりすこし川上に六田の淀とて名所あり

船よりあがり一の坂をのぼりゆけば山口に四手懸の明神あり同所に役の行者とも又都鑑の尼ともいへる石の像あり此所より吉野山奥の院までは百町にあまれり四方の山なみみな櫻にて云々立春より七十五日程にてふもとより花の紐ときそめ次第に咲のぼり三十日あまりも花はのこれりされども中十日ばかりを花のさかりといへり皆一重櫻なり四手懸より四五町行ひだりの川中に水分山とて名所ありむかしは山な

美我の多氣と訓べき也その御は眞にてほむる辭御吉野の御の如し美我は缶甕などの類ひなりもと此嶺の形甕に似たるより名づけやしつらんさて此大御歌の如く吉野山の中にて非時に雪さへ降を思へば後にかねのみたけといふ是也仍て思へば後に金峯とつゞめ書てかねのみたけといふは古へはみやびては上に御の語を冠らせて御美我嶺といひ常ことばには美我禰の高といひつらんを後人はこがねのことを思ひて式の頃金峰とは書にけん金の皇朝に出しは奈良の朝なりその前は他國より渡るをたま〳〵に用ゐられしのみなるに此山をしも上つ世に金てふ言を負出べきかは

○或人云古人かねと云しはこがねのみならねば鐵あるよしにても金峰といはんといへど今昔物語に此峰に金多きよしをいひ源氏の夕顔物がたりに御たけさうしするを聞てかりの世になにをむさぼるらんとの給ひしを書しも中つ世よりこがねのことに思ひまとひしなりけり

○近き頃に書たる物に今も別に耳我のみねといふ吉野の中に有といへるは淺き心より好事にまどはされしなりかの大御歌の如くめでたき山の別にあらばはやくよりふみにも歌にもなどかとり出さゞらん只此一首のみに有ば中つ代より是をかねのみたけといふに名をまどひとられてよりのことぞ

和州舊蹟考云神武天皇畝火の柏原宮におはしゝ時かの吉野に離宮をかまへて臨幸ありけるにより神代よりとは神武の御宇をさすなるべし葺不合尊の第四の御子なれば神代とよめるもことはりにや(詞林採葉)西川瀧云々又大川などよめるも此ほとりにや顯注密勘にいはく大川のべとは芳野川はおほきなればおほ川のべとよめるなり又吉野川の渡し船は聖寶僧正のはじめておき給ひしよりながくつたはりて絶ず(元亨釋書)又云堀川院寛治七年九月二十日金峰山の寶殿炎上再興あり(帝王編年)金峰山の塔成就の供養承暦三年十一月(釋書)又云袖振山八雲御抄にいはく吉野にありと云々今猶芳野の袖振山とつゝける古詠をもとめえず神女降臨の事のみをあらはす本朝月令に曰云々(河海抄)又現光寺といへり額は栗天八一(玉林抄)當代たづねしに此額なくなりし時代をしらずとなり推古天皇三年四月云々

者曰此形難レ度ニ衆生ニ次彌勒形現行者尙曰未也次藏王權現出甚可レ怖貌也行者曰此我邦之能化也

貝原篤信大和巡覽記曰凡此山は六田の方の麓より奥の院まで百餘町の間民家なき所は左右皆並木の櫻なり又左右の傍も下の谷も左右のかけなる所々の谷にも皆櫻多しまれに杉あり二三月は花の世界と云つべし春は麓より先花開初てやうやく山に咲のぼりて奥の院にてをはる麓の花盛過て中の花盛になる中の花盛過て上の花盛に開く其間大やう三十日許あり又晩櫻は麓にも所々に在て春のすゑ奥の院の花盛の頃盛に開くあり初櫻は高き所にあるも早く咲なり凡此山の櫻は皆一重なり八重櫻は山中及び民家僧坊に一株もなし寒風はげしき年或は風雨久しく續けば花の容色あしゝ故に年に寄て好否あり山僧の曰此四十年以前は今よりも此山に櫻多し凡此山の花上中下一時にひらかずといへども大やう立春より六十五日に當る頃をさかりの最中とす但し年の寒溫によりて遲速あり吉野の町より少し口東の方に山のさし出たる所あり櫻の盛此あたりより左の谷の內まへよりむかひ左より右およそ方二十町ばかりたゞ一目に見えて皆花の林なりおもしろき事たとへていはん方なし雪のあけぼのはたゞひたゑろにてわいためなし此所花のところ〳〵にさきほころびたるよそほひうき世の外の物にやとあやしまる凡櫻は雲すきに見えたるはあやなし山のかたほとり又谷底にありてむかひにすき間なき所にあるを見たるがよきなり此所の花は四邊の山のかたはら谷のそこにあるをたかき所よりのぞみ見るたとへば大なる盃などの內を見るやうにぞ侍る此やうのめでたき見ものはやまとはいふにおよばずおそらくは見ぬもろこしにもあらじとぞおもふその外のあだし國はさらなり子守より上のはなはおそしこの山にて櫻を切る事をはなはだ禁ず櫻木を薪にせずかるが故に樵夫櫻をきりて賣らずもし薪のうちにさくらあれば里人これをえらびすつ是里人のひとへに櫻をあいするにもあらず藏王權現の神木にてをしみたまふといひつたへて神の祟を畏るゝゆゑなりと云々

萬葉考別記云耳は借字我は假字にて實は御缶嶺てふことなりけりその由は卷十三に此歌の再載しには御金高爾とあれどその金は缶を誤しものにて同じく御

はてぬ心たゞ花に散つゝよくみむとおもふにたがふ
みよしのゝ山とありしかば紹巴咲ばちりちればさく
らのかげなりき芳野は花のときは山哉あたりをみれ
ば立願にて花の木どもうゑてまいらせけるよし申せ
しに百本の內と札つけたる木そのたけ二尺あまりな
る木どもいまみとせ四とせのうちには盛の花の木た
るべきよしおもひやりて咲散はけふみつくしつこゝ
ろなを若きに殘す花のみよしのやどりにかへりて紹
巴もろこしのよしのかはなにおくもなしとありしか
ばおなじかざしのさくらいくもと兩吟百韻をはりぬ
かくて一夜をあかしけり
六日芳野を出ける六田川けふ橋をわたしければむま
などむかへにきたりてたやすくわたりて云々
按神皇正統錄曰二十八代安閑天皇大和國金峰山權現
是也
神社考詳節林道春云金峰山　古今皇代圖說云宣化天皇
三年和州金峰山明神出現世稱二安閑天皇之靈一也延喜
年中沙門日藏入二此峰一見二藏王菩薩一
三才圖會云吉野山一名金峰山又名國軸山藏王堂南向
本尊二丈六尺文武天皇大寶元年役行者建立千手觀音
脇士也高二丈四尺也彌勒二丈六尺威德天神社天慶年
中日藏上人建レ之役行者像四本櫻金鳥居醍醐帝呂泰
元年建レ之高二丈五尺寺領千十三石餘本朝七高山之
內其土皆黃金也因稱二金御嶽一聖武天皇朝有二良辨僧
正一奉レ勅欲レ堀二當山金一然藏王權現不レ許元亨釋書凡南北
山深遠未レ知二里程一東西不レ過二三里一
一坂ヨリ十五町　丈六堂八町　銅鳥居三町　藏王堂五町　勝手明神四町　吉
水院十三町　子守明神三十町　奥院一里　西河瀧一里　宮瀧十五町　櫻本宮
吉野川水上名大臺原高嶺不レ通二人倫一
三船山見二於藏王堂鳥居之東一宮瀧岩石峙如二屏風一
與二錢於土民一自二巖上一跳投二身於吉野川一謂二之吉野
岩跳一常人見レ之堪レ怪千本櫻過七曲坂峰筋左右並木
櫻也貴賤求二櫻苗一植レ之獻二權現一其花盛遠望之恰如
レ雲如レ雪實成寺在二藏王堂之西一後醍醐天皇之皇居一名金輪寺　金精明
神吉野地主也駄天山近二于藏王堂一　朝原在二駄天山之東一　吉水院源義經
入二吉野一居二當院一秀吉公花見時亦寓二于當寺一云　勝手社在二吉野山中一
祭神一座愛鬘命ウケノリガミ六十四神式
又云金剛藏王菩薩出二于圓覺經及首楞嚴經一役小角始
入二當山一後所二安置一矣
增補下學集云昔役行者在二吉野山一時神現二釋迦像一行

おとろへぬうちに君のため父のために打死してむと先帝の御廟にまうで丶心をひとつにおもひさだめけるともからの名をかきつけて敵の陣にむかひけるがおほくのいくさを追なびけて後つひにうち死をしいきほひにのりてむさしの守もろなをが四萬餘のいくさを玄たがへ皇居をおそひ奉りしにふせぐべきたよりなかりしかば君をはじめたてまつりて猶山ふかくいらせ給ひけるに皇居をはじめまゐらせておほくのがらんを燒ほろぼしけるがまことにあさましきわざなりけり

太平記云大塔宮ノ籠給ヘル吉野城ヘ押寄ル云々城ノ後ノ山金峰山ニハ峻シキヲ憑テ云々金峰山ヨリ忍入愛染寶塔ノ上ニテ夜ノホノ〴〵ト明ハテン時云々去程ニ搦手ノ兵思モ寄ズ勝手ノ明神ノ前ヨリ押寄テ宮ノ御座有ケル藏王堂ヘ打テ懸リケル又云主上勝手ノ宮ノ御前ヲ過サセ給ヒケル時寮ノ御馬ヨリ下サセ給テ御泪ノ中ニ一首カクゾ思召ツヾケサセ給ケル憑カヒ無ニ付テモ誓テシ勝手ノ神ノ名コソ惜ケレ云々サラバ燒拂トテ皇居幷卿相雲客ノ宿所ニ火ヲ懸タレバ魔風盛ニ吹カ丶リ二丈一基ノ笠鳥居二丈五尺ノ金ノ鳥居金剛力士ノ二階ノ門北野天神示現ノ宮七十二間ノ回廊三十八所ノ神樂屋寶藏竈殿三尊光ヲ和ゲテ萬人頭ヲ傾ケル金剛藏王ノ社壇マデ一時ニ灰燼ト成ハテ云云

吉野詣記（稱名院右府公條公記）云紹巴とてつくばの道に心ざしふかくてこのころみやこのすまひし侍りてよるひるきとぶらひける玄かも敷島のやまとの國までみちたど〳〵しからず芳野のはなみるべきよしいざなひけり云々行々てよしのに入ぬれば關屋の花はちりて所々のこりちりおつる花を谷風の吹あけたる世はなれたるさまなりこもりかつての兩社に參りかねの鳥居めおどろかれたり鳥形の額あり字形わきまへがたし人にとひければ發心門とぞ申ける入もて行まゝに一里ばかりはいまをさかりなる花の木どもかずも玄らずおもひやりしにもきゝしにもこへたる壯觀とぞ覺えし愛染寶塔までのぼりてみれば此あたりはいまだ木ずゑどもさきあへざりしかば又さかりの木のもとにかへりて酒すゝめ醉のこゝちにいよ〳〵花もいろをましたりいかなる歌もよみぬべきよし兼ておもひしもなか〳〵ことさましたるやうにて歌こゝろもうせ

日ばかりありてぞ死ける薄は金峰山にぞ返し給ひけるとなり

元享釋書云役小角一日告二山神一曰自二葛木嶺跨金峰山一其間危嶮雖二苦行者一猶或艱汝等架二石橋一通レ路衆神受レ命夜々運二嵓石一督二營構一小角呵レ神曰何不二早成一對曰葛木峰一言主神其形甚醜難二晝役一待レ夜出以故遅耳小角促二一言主一不レ肯小角怒咒縛繋二之深谷一

神皇正統記云成良親王を東宮にすゑ奉る同十二月にゑのびて都を出ましまして河内の國に正成といひしが一族等をめし下して芳野にいらせ給ひぬ行宮をつくりてわたらせたまふもとのごとく在位の儀にてぞましましける云々大日本島根は本より皇都也内侍所神璽も芳野におはしませばいづくか都にあらざるべき

吉野拾遺云（正平年中）おなじみかどとよのあかりの節會をせさせ玉へるにあまりにかたばかりなるありさまをおぼしなげかせ玉ひけるに袖ふる山のまぢかくみえわたりければ袖かへす天津乙女もおもひ出よ吉野の宮の昔がたりを云々

先帝の御時さみだれのいとひさしうふりつゞき侍りける比かんたちめあまた御まへにさぶらひ玉ひて御あそびのおはしましけるに實世卿の川音たかき五月雨に岩もと見せぬ瀧のけしきこそことなうとけいしさせたまひければさもこそあらめ空さへはれなばとのたまはせてそのあけの日とりあへずみゆきありけるにくはんおん堂のほとりまでわたらせ給ひけるに空のけしきいとおどろおどろしくなりてまたかきくもりてゑのをつくがごとふり出ければ御堂にゑばらく立やすらはせ給ひてこゝは猶丹生のやしろに程近し祈らば晴よ五月雨の空と詠じさせ給ひければときにとりてははれけるのみかは日かげうらゝかになりてそれよりふらざりけり云々藏王權現は役のうばそくのをこなひ出させ給へるよりこのかた靈驗あらたにわたらせるにより大塔金堂玉をみがき南のかたには金剛りきしのたゝせたまへる二階の門東に救世觀音の御堂阿彌陀如來の御堂は西のかたにたゝせたまへり中にも大ゐとく天神のみやしろは日藏上人のいとなませ給へるとかやさしもゆゝしきのきをならべておはしましけるを正平つちのとのうしの年む月の比にや帯刀正行が世をみじかう思ひとりてちからの

延喜式云大和國吉野郡金峯神社名神大月次新嘗

袖中抄云芳野山は金御嶽又は金峯山又は國軸山ともいへり抑吉野山は日藏上人の傳には天竺佛生國のたつみ闕ながら飛來りて此山となる又もろこしの五臺山の岸の端かけ雲にのりて飛來るともいへり江中納言のみたけの御塔の御願文にもかくとこそ記されたれ

續世繼物語云龍田川紅葉みだれてながるめりわたらば錦中や絕なんとよませたまへるは人丸があひたてまつれるみよの御歌なるべきにやあらん古今序にたつた河にながるゝもみぢばみかどの御めにはにしきとみえ吉野山のさくらは人丸がめには雲かとぞおぼえけると云々

東鑑云文治二年三月六日召二靜女一云々依レ聞二大衆蜂起事一自二其所一似二山臥之姿一稱下可レ入二大峯一之由上入レ山件坊主僧送レ之我又慕而至二一鳥居邊一之處云々

義經記に云九郎判官殿はちうゐん谷におはすなり云云此山の麓と申は欽明天皇の御建立の吉野のみたけ藏王權現とてれいけんふさうのかたのはつたいこんがうどうじかつてひめくりしきわうしさらけやこざうけの明神とていらかをならべ玉へる山上なり云々それがしも立入てみる事は候はね共あら〳〵承候三方は難所にて候一方は敵の矢さき西は深き谷にて鳥のねもかすかなり北はりう返しとておちとまる所は山川のたぎりてながるゝなり東は大和國宇多へつゞきて候ぞこなたへ落させ給へやと申ける

古今著聞集云吏部王記曰貞崇禪師述二金峰山神變一云古老相傳云昔漢土有二金峰山一金剛藏王菩薩住レ之而彼山飛二移蒼海一而來是間金峰山則是彼山也山有二捨身谿一又號二阿古谷一有二八體龍一昔元興寺僧有二童子一名阿古少而聰悟試經之時師使二阿古一奉試及二已得一幾代度二他人一如レ是兩度爰阿古恨忿捨二身此谷一卽得二龍身一師聞レ捨レ身驚悲往看于時已化二龍頭一猶レ人也而先欲レ害レ師菩薩護崩レ石壓レ龍故師得レ免云々

又云奧儀抄云李部王記云吉野山乃五臺山之半片飛來也

宇治拾遺云むかし宮古の七條にはくうちありみたけにまうでゝかなくづれを行て見れば金のやうにてありけりいとうれしくて袖につゝみて家に歸りはくにうちぬる程に七八千まいになりけり云々わづかに十

又(雄略天皇)云天皇幸二行吉野宮一之時云々卽幸二阿岐豆野一而御獵之時云々於レ是作二御歌一其歌曰美延斯怒能袁(ミエシヌノチ)牟漏賀多氣爾(ムロカタケニ)云々

日本書紀云是後天皇(神武天皇)欲レ省二吉野之地一乃從二菟田穿邑一親率二輕兵一巡幸焉至二吉野一時云々又云冬十月辛未幸二于吉野宮一(雄略天皇紀)

又(天智天皇)壬午東宮見二天皇一請下之二吉野一脩中行佛道上天皇許焉東宮卽入二於吉野一大臣等侍送至二菟道一而還云童謠曰其一美曳之努能云々

又云欽明天皇十四年夏五月戊辰朔河內國言泉郡茅渟海中有二梵音一震響若二雷聲一光彩晃曜如二日色一天皇心異レ之遣二溝邊直一入レ海求訪是月溝邊直入レ海果見二樟木浮レ海玲瓏一遂取而獻天皇命二畫工一造二佛像二軀一今吉野寺放光樟像也

三代實錄云貞觀元年八月於二大和國吉野郡高山一令レ修二祭禮一董仲舒祭法云螟螣賊二害五穀一之時於二害食之州縣內淸淨處一解レ之攘レ之故用二此法一

扶桑略記云推古天皇三年春土左南海夜有二火光一云々夏四月着二淡路島南岸一云々故釋梵感德漂二送此木一卽有レ勅令三百濟工刻二造檀像一作二觀世音一菩高數尺安二吉野比蘇寺一時々放レ光

又云皇極天皇四年中大兄王深以甘心云々禪二位於輕皇子一云々於二法興寺一出家着二袈裟一入二吉野山一勤二修佛道一

又云醍醐天皇昌泰元年十月二十四日上皇進行留二宿於吉野郡院一二十五日遂至二宮瀧一愛賞徘徊不レ知二景傾一其瀧之爲レ體也廣袤二十三町勢非二峻嶮一其浪礚急流之色如レ崩二積雪一有レ勅曰勝地不レ可二空過一以二觀宮瀧一爲レ題各獻二和歌一云々路次向二龍門寺一禮レ佛捨レ綿松蘿水石如レ出二塵外一云々兩人執レ手向二古仙舊庵一

又云法華驗記云延喜二十三年陽勝仙人於二金峯山一語二東大寺僧一云予住二此山一五十餘年八十有餘適得二仙道一昇レ天冲虛無二障礙一依二法華力一見レ佛開レ法心得自在云々

又云堀河天皇寬治六年七月二一日癸未太上天皇參二詣金峯山一又同七年九月二十日金峯山金剛藏王御殿燒亡但御體不レ燒云々

又云或記云東大寺大佛料爲レ買二黃金一企二遣唐使一然宇佐神宮託宣云可レ出二此土一世傳云天皇差二使於金峯山一令レ祈二黃金之時出一矣云々

古今要覽稿卷第七十九

●地理部

よしの山上　耳我嶺　金峯山

吉野山は大和國吉野郡にあり吉野の名は古く古事記神武天皇紀又雄略天皇記日本書紀神武雄略欽明天智等の諸紀にみえ耳我嶺は文武天皇の御歌萬葉集に見えたり始て山上大峰を踏ひらきたるは役小角なるよし元亨釋書其他多くの書どもに載たりされど欽明天皇十四年に放光の佛像を造り吉野寺に置よしを記す又推古天皇三年に觀世音の像を吉野比蘇寺におくと扶桑略記あれば此山に寺あるは役氏に始るにあらじ延喜式に金峰の神社と載たれど何れの神を祭るを詳にせず神社考詳說に安閑天皇を祭るといへり藏王權現を祭るは役氏より始るなり又みよしのゝ青根がみね青垣山の山すみなど萬葉集いへるは山の鬱蒼を美したる言葉にして名稱にあらず又義經記東鑑に文治年中源義經此山にて愛妾靜を捨しと記し吉野拾遺太平記正統記に南帝皇居を營み給ふこと詳かなり山に櫻木夥き事は世にしる所也遠く西土にも聞えしにや義楚六帖に記し又金峰と名づけしは山にこがねおほきをもていふとかや釋者宇治拾遺袖中抄古今著聞集などにさま〲說つらねたり三才圖會和州舊跡考吉野山獨案內記などに地理のさま名所の遠近までいとくはしされども右の書どもゝ皆釋書などのいへる所を祖とし述て怪き事のみ多し正史の載せざる所は疑を存んのみ萬葉別記考に御缶高をこがねと誤れるよしを云り理あるやうにおもはる此山名稱の古今に高く風詠の士足跡の至るといたらざると賞詠讚頌せざるものなし吉野詣記貝原篤信の記質にしてよく其勝概を盡せり神武天皇八咫烏に從て幸行まし〲けるより後の帝も殊に愛で給へるにや宮造りのこと應神齊明兩朝の記もみゆれば離宮ありて時に御幸ましましけん就中南北に皇居分れしをりからはこの山忠臣義士の叢となり楠氏三代の貞操は後世の規範たりおもふに山水清潔いはゆる類を以て集る歟たゞ其神秀の氣櫻花にあつまるのみかは

古事記神武天皇云從二其八咫烏之後一幸行者到二吉野河之河尻一云々

と訓ずるが如し比叡山はもと和語なるを後の人音になして呼しなり肥前肥後はもと火の國なるを火の假名に肥を假て書るが如し

鷲嶺

新後撰集○わしのみね天台山などいへるは傳教大師の寺をいとなまれしより西土の天台山天竺の靈鷲山になづらへていふなり

艮嶽

羅山詩集

我立杣

傳教大師のうた

權僧正恒守すゝめ侍ける日吉社三首歌合に神祇
　　　　　　　　　　　法　印　長　舜
憐れとはなゝます神も照しみよ
　　こゝのゑなにとかくる心を
常在靈鷲山　　　　顯　遍　法　師
常にすむわしのたかねの月かげを
　　心の闇に見ぬぞかなしき
橫川に侍し頃靈山院の生身供の式のふるきをかきあらため侍とて　　　　兼　好　法　師
浮ぶべきたよりとをなれ水莖の
　　跡とふ人もなき世なりとも
天台座主になりて初て山へのぼりてよみ侍ける
　　　　　　　　　　　前大僧正慈勝
今もなほ五代ふりにし跡とめて
　　同じさかゆくみとぞ成ぬる
　　○釋名
日枝
　古事記○名義未詳
裨叡
　懷風藻

比叡山
　舊事記○三代實錄○延喜式○日本逸史○拾芥抄
天台
　本朝麗藻百練抄
台嶺
　江吏部集東鑑
金子山
　東鑑
叡山
　百練抄東鑑
小比叡
　三代實錄○小比叡は西塔と橫川の間を云
大比叡
　續千載集
大嶽
　新勅撰○大ひえをいふ
都のふじ
　拾遺集
日吉
　延喜式○日吉もすなはちひえなり住吉をすみのえ

山のかひある君とこそみれ

新後撰集　雜中

天台座主道玄無動寺にすみ侍ける頃
申つかはしける　前大納言爲氏

きくまゝにいかに心のすみぬらん
昔のあとのみねのまつ風

返し　天台座主道玄

とはるゝやむかしの跡のかひならん
我山さとの庭のまつ風

新續古今集　雜歌

ひえの山にかたわきてけづり花しける事侍るに
かたぎのかたにをみなへしをつくりたりけるを
人々もてあそびければねたくてむすびつけゝる
僧都觀敎

草も木も佛になるといふなれば
女郎花こそうたがはれけれ

同上　神祇部

神祇を　一品法親王堯仁

大比叡や杉たつ陰を尋ぬれば
志るしもおなじ三輪のかみ垣

日吉社に奉りける歌に　法印經賢

空にすむほしと成ても君が代を
ともにぞまもる七のかみ垣

古今六帖第二

山　喜撰法師

昔わがことてに志てしひえのやま
心よわくは歸るものかは

拾玉集　慈鎭

わが山は花の都のうしとらに
鬼ゐるかどをふさぐとぞきく

續門葉和歌集

比叡山に侍りけるが醍醐にうつりて後花の歌よ
みける中に　法師道惠

思ひいづや我たつそまのやま櫻
色かはりぬる身の昔しをも

續現葉和歌集

前大納言爲世すゝめ侍し日吉社歌合に
同じ心を　前大僧正良信

にほのうみや浦風さえてよる浪の
たちゐも寒く千鳥鳴なり

風雅集

前中納言定家母の思ひに侍ける頃ひえの山の中堂にこもり侍るに雪のいみじうふりけるつとめておぼつかなさなど書て奥に

皇太后宮大夫俊成

子をおもふ心や雪にまよふらん
山のおくのみ夢に見えつゝ

返し

前中納言定家

うちもねず嵐のうへのたび枕
みやこの夢にわくるこゝろは

前大僧正良覺横川にて如法經書けるに天長のむかしまで思ひやらるゝよし申とて

前大納言爲家

古へのながれの末をうつしてや
横川の杉のしるしをもみる

かへし

前大僧正良覺

其まゝに流れの末をうつしても
猶いにしへの跡ぞゆかしき

波母山や小比叡の杉のみやま井は
嵐もさびし問ふ人もなし

是は日吉地主權現の御歌となん

天台座主にて侍ける時日吉祭の日禰宜匡長がもとよりかざしのかづらを送りて侍ければ

入道二品親王高圓

ひさかたの天津日吉の神祭り
月のかつらもひかりそへけり

新拾遺集

比叡山の中堂に始て常燈ともしてかゝげ給ひける時

傳敎大師

あきらけく後の佛のみよまでも
光りつたへよ法のともし火

延曆寺戒壇さらにつくりて澄覺法親王受戒おこなひける時思ひつゞけゝる

法印源全

法のみち昔にかへる時にあひて
今もかはらぬ敎へをぞきく

天台座主忠尋僧正になりて程なくまた法務になりぬと聞てよろこびにつかはしける

祝部成仲

日にそへて位の高くなりゆけば

天台座主道玄日吉社にて人々にすゝめ侍ける廿
一首歌の中に　普光園入道前關白左大臣
都にて見し面かげぞのこりける
草のまくらにのこる白つゆ
天台の法門御詩にあづかる事代々に成ぬる事を
思ひてよみ侍ける　前大僧正忠源
ならひこし妙なる法の花ゆゑに
君にとはるゝ身とぞ成ぬる
題しらず　太上天皇
わしの嶺やとせの秋の月きよみ
そのひかりこそ心にはすめ
家に花五十首歌よみ侍けるに
後京極攝政前太政大臣
鷲の山御法の庭にあるはなを
吉野のみねのあらしにぞみる
久安百首歌に　皇太后宮大夫俊成
つねにすむ鷲のたかねの月だにも
思ひしれとぞ雲隱れける
わが山にその跡まれなる事を思ひて
よみ侍ける　前大僧正公什
思ひきや我立杣のかひありて
まれなる跡をのこすべしとは
玉葉集
日吉神輿感神院におはしましける時月あかく侍
けるに讀侍ける　前大僧正忠源
神よいかに都の月に旅ねして
思ひやいづる志賀のふるさと
日吉社に奉ける百首の中に
前大僧正慈鎮
まことには神ぞ佛の道しるべ
跡をたるとはなにゆゑかいふ
日吉社に三十首歌奉ける中に
法橋春誓
うつしおく法のみ山をまもるとて
麓にやどる神とこそきけ
續後拾遺集
ひえの山の六月會の勅使にふたゝびのぼりて坊
の柱に書付ける　光俊朝臣
思ひ出よ年のいくとせへだつとも
ふたゝびわくる峰の白雲

拜堂の後社頭にてよみ侍ける　天台座主慈勝

忘れじなおもひしまゝにみる月の契りありける七の神がき

日吉社に奉りける百首歌の中に　前大僧正慈鎭

鐘の音を友と賴みて幾夜かもねぬはならひのをはつせの山

日吉社によみて奉りける歌中に大宮　後京極攝政前太政大臣

いにしへの鶴の林にちる花の匂ひをよするしがのうらかせ

十禪師宮

木のもとに浮世をてらす光りこそくらき道にもあり明の月

同社によみてたてまつりける　前大僧正慈鎭

わしの山有明の月はめぐりきてわが立杣のふもとにぞすむ　入道親王尊快

和らぐる光りにもまた契る哉やみぢはれなむあかつきの空

聖眞子宮に讀て奉りける　權少僧都良仙

やはらぐる光りはへだてあらじかし西の雲井の秋の夜の月

神樂のとりもの丶歌　橘仲遠

足びきの山をさかしみゆふつくる榊のえだを杖にきりつゝ

大ひえやをひえの杣に宮木引いづれのねぎか祝ひそめけん

新勅撰集

山にのぼり侍ける道にて月をみて讀侍ける　前大僧正慈圓

大嶽のすそふく風に霧晴れてかゞみのやまに月ぞくもらぬ

日吉垂跡の心をよみ侍ける　同

志賀の浦にいつゝの色の波たてゝあまくだりける古への跡

新後撰集

天津かせ雲吹はらふ高根にて
いるまでみつる秋の夜のつき

千載集　雑歌中

題しらず　法印慈圓

おほけなくうき世の民におほふかな
我たつ杣に墨染のそで

後三條院の御時はじめて日吉の社に行幸侍ける
にあづまあそびにうたふべき歌おほせことにて
よみ侍りける　大貳實政

あきらけき日吉のみかみ君がため
山のかひある萬代やへん

比叡の山に堂衆學徒不和の事出來りて學徒皆ち
りける時千日の山こもりみちなん事もちかくひ
じりの跡を絶ん事を歎てかすかに山洞にとゞま
りて侍ける程に冬にも成にければ雪降たる朝に
尊圓法師の許につかはしける　法印慈圓

いとゞしくむかしの跡や絶なんと
思ふも悲しけさの白ゆき

返し　尊圓法師

君が名ぞ猶顯れんふる雪に
むかしのあとはうづもれぬとも

日吉の大宮の本地を思ひてよみ侍ける　法橋性憲

いつとなくわしの高ねにすむ月の
光りをやどすしがの唐崎

日吉の社に御幸侍ける時雨の降侍けるその時に
成てはれにければ讀侍ける　中原師尙

御幸する高根の方に雲はれて
そらに日吉のしるしをぞみる

新古今集

日吉社にたてまつりける歌中に二宮を　前大僧正慈圓

やはらぐるかげぞ麓に曇りなき
もとの光りは峰にすめども

比叡山中堂建立の時　傳教大師

阿耨多羅三藐三菩提の佛たち
わが立杣に冥加あらせたまへ

續千載集

風美景非レ無レ意吾亦東西南北人

古今集

ひえにのぼりて歸りまうできてよめる　つらゆき

山たかみ見つゝわがこし櫻花

風はこゝろにまかすべらなり

ひえの山なるおとはの瀧を見てよめる　忠岑

おちたぎつ瀧の水上としつもり

老にけらしな黑きすぢなし

おなじたきをよめる　躬恒

風吹どところもさらぬ白雲は

よをへて落る水にぞありける

拾遺集　雜上

權中納言敦忠が西坂本の山庄の瀧の

岩にかきつけゝる　伊勢

音羽河せきいれておとす瀧津瀨に

人の心の見えもするかな

同　神樂歌

ひえのやしろにてよみ侍ける

願かくるひえの社のゆふだすき　僧都實因

草のかきはもことやめてきけ

冬よりひえの山にのぼりて春までおとせぬ

人のもとに　藤原きよたゞがむすめ

詠やる山邊はいとゞ霞つゝ

おぼつかなさのまさるはるかな

戀部　題しらず　讀人しらず

我戀のあらはにみゆる物ならば

都のふしといはれなましを

後拾遺集

ひえの山に二月の五番とて花などつくる事侍け

りその花つくらせむとて人の山によびのぼせて

侍ければ昔この山にてものなどまなびけること

思ひ出て　蓮仲法師

おもひきや故鄉人に身をなして

花のたよりに山を見んとは

詞花集　秋雜歌

ひえの山の念佛にのぼりて月をみてよめる

良暹法師

峻絶高峰可易尋登攀盡力亦雖禁丘陵似粒宜含口江水如絲擬頃針寶殿夜燈星有作尊容秋霽月無陰因君濯頂初知分西刹他生報法音

台山絶頂

脛齅手杖汗難收得上台山最絶頭惆悵貴人無到日只今猶合傲王侯

江吏部集

七言冬日登天台郎事應員外藤納言教言八韻幷序

天台奇秀甲天下山名花異草非佛種不生香象白牛唯法輪所轉衆山屬其足巖扃有道大湖在其前水鏡無私開霧則見淸顏類周文之遇師父涉海則開浪迹譏漢武之求神仙至如夫近白日而人雖及倚靑天而鳥纔通觸石雲興旱天作霖雨之用含玉木潤任土貢廊廟之材者也若以此山比君子德員外藤納言近之矣是以同類相求登善根山一心不退尋功德院所牽者虎牙蟬冕策逐日而景從所談者鶴勒馬鳴叩凝氷而響應數往來于此場誠有以矣時也十月餘閏景物幽

藤納言尊閤命一儒生吾有法門師友已以道通交情汝爲翰林主人宜以詩作佛事匡衡避席垂淚曰多年不遇知己徒老尼山之雪今日被引善緣幸攀台嶽之雲不敢辭死況於詩乎若不記錄謂洛無人云爾

相尋台嶺與雲參來此有時遇指南進退谷深魂易惑升降山峻力難堪世途善惡經年見隱士寒溫近日諳常欲掛冠緣毋滯未能晦迹向人慙心爲止水唯觀月身是微塵不怕嵐偶遇攀雲龍菅駕幸聞披霧鷲臺談言詩讃佛風流冷感法禮僧露味甘恩煦豈圖兼二世安知珠繫醉猶酣

懷風藻天平勝寶三年淡海三船撰

和藤江守詠禆叡山先考之舊禪處柳樹之作

石見守麻田連陽春

近江惟帝里禆叡寔神山山々靜俗塵寂谷閑眞理等於穆我先考獨悟闡芳緣寶殿臨空構梵鐘入風傳煙雲萬古色松柏九冬專日月荏苒去慈範獨依々寂寞精禪處俄爲積草墀古樹三秋落寒草九月衰唯餘兩楊樹孝爲朝夕悲

比叡山

林道春

艮嶽從來守紫宸先王立作國家鎭雲波五色三津浦星斗千年七社神湖水朦朧空得月山櫻寂寞自過春好

こゝより見ゆるといふ事疑あるべからず傳聞元弘建武の亂には此山に皇居ありて講堂の洪鐘を撞事度々也云々世俗鬼門柱といふは此艮嶽をいふなるべし五雜爼曰金陵鐘山百里外望之紫氣浮動鬱々葱々云々其他四遠諸山重沓環抱劉禹錫詩山圍故國周遭在高季廸曰下有レ山皆繞レ郭是也但有ニ牛首一山一背レ城而外向然使ニ此山亦內繞一則無ニ復出レ氣不レ成レ都矣

○正誤

俗に比叡山とは僧最澄の桓武天皇の叡慮に比し草創せられしによりて號るといひ又太平記にも比叡といふ事は佛法王法の相比らぶる故なりなどいへる皆僻事なり北畠親房卿正統記山崎嘉右衛門の記これを辨せり又諸社根元記に比叡といふは日の光を得といふこころにて日得の山と名づくとあるも信じ難き說なり又先代舊事本紀に景行天皇四年二月天皇幸ニ箕野一路經ニ淡海一一枯木殖梢穿レ空入レ空問ニ由於國老一云神代栗木昔此木榮時枝並ニ山嶽一故云ニ並枝山一といへるは東方朔の神異經に東方荒中有レ木名曰レ栗其殼徑三尺三寸云々といふを本として僞れるもの也

再遊紀行山崎闇齋云 比叡山號出ニ于舊事紀一矣然則此桓武帝叡慮之者台徒傅會之說耳源儀同三司嘗議之矣元氣自凝大嶽颸祭儀己久七神祠誰言山號記ニ延曆一爲賦ニ小詩一報レ世知

經國集卷十

五言登ニ延曆寺一拜ニ澄和尚像一一首　良安世

溟海占ニ抔路一天台輔ニ法輪一芳蹤踞レ冠レ國應化不レ留レ身道與ニ乾坤一遠基將ニ日月一均鑪煙猶似レ昔形像正疑レ眞定室苔封レ砌禪房雲是隣登攀春黛裡拜頂暮鐘辰

本朝麗藻

秋日登ニ天台一過ニ故康上人舊房一　勘解相公

天台山上故房頭人去物存歲幾周行道遺蹤苔色舊坐禪昔意水聲秋石門罷月無ニ人到一巖空掩雲見ニ鶴遊一此處徘徊思ニ往事一不レ圖君去我孤留

田氏家集

天台夜鐘

寺在ニ天台最峻峰一危樓夜打五更鐘秋風一道凄々起吹度深溪凡幾重

上叡山上圓座主

小禪師、惡王子、新行事、岩瀧、山末、劍宮、竈殿、以上山王廿一社也云々

○大權現御宮
眞葛原の上にあり

讃佛堂
御宮の中殿にあり本尊藥師如來

金鼓
寛永三年丙寅十二月と鐫す銘文略す

○桓武天皇御廟
眞葛原の東にあり

○慈眼大師廟
帝陵下壇の地にあり南光坊は台嶺戒壇堂の傍にあり

又云四明嶽比叡山の絕頂なり山王社より登れば十町許に花摘社ありこゝは傳敎大師の御母堂妙德夫人を祭る云々これより中堂まで二十町四明峰は中堂より八町許に石標ありこれより東南の方へ登る事八町峰に大巖三ッ石佛十體計これ日枝の頂上なり樹木一株もなし根笹のみ敷たるが如し常に雲霧來往して風烈し頂上より東方へ三四町行ば凹なる所あり是山城近江の國堺なりこゝより五町計ゆけば智證大師の廟塔あり四方石の玉垣ありて嚴重也是より道廣くして三町ばかりゆけば無動寺と中堂の中間往還道へ出る也それ四明峯は山州第一の高嶺にして山水淸暉を含千里に目を極むまづ西南には　帝城の巍然たる粧ひ鴨川大井の二流愛宕高雄の連峰雲端には淀川の流れ長し遠く眺わたせば難波津の金城其西には滄海洋洋として帆かけ船は昆蟲の蠢に似たり東南の眼下には唐崎の孤松大津浦粟津の城勢多の長橋北の方は琵琶湖の樂々(サヾ)波悠々として山水の美こゝにとゞまる邈に三上の翠巒比良膽吹の雙峯黛色深く湖上には沖の島竹生島も浪の上にちいさく今津海津の商船山田矢橋のわたし舟は水雲の中に鮮也會稽山の記に四明の高嶺雲に軼(クサビ)すと書しも同日の論此峯も四方明なれば四明の名あり秋の日雲消し天外蒼々たる時には駿河の富士山此峯より見ゆる也百富士といふ書に京師の愛宕山より富士峯見ゆるの圖あり日枝の山をおよびこしにておさ〳〵鮮ならず此艮嶽は眼下に大抵二十里の湖水の低を湛て其より東の方に美尾三遠四州の間に高山なし遠の秋葉は長嶺にして高峯にあらず蒼天に

云々北陸の高峰より此山に來現し給ふゆゑ客人宮といふ
影向石
延曆元年六月十八日雪降事三尺餘此時白山權現こゝに影向し給ふ故に雪尺石ともいふ
攝社
劍宮杵舂祠祇園祠北野祠
○十禪師宮
二宮同所にあり延曆二年鎭座
祭神天瓊々杵尊云々
攝社
小禪師祠內王子祠
夢妙幢石
二宮樓門の前に有歡喜天を祭る
攝社
岩瀧祠、惡王子祠、山末祠、下八王子祠、倶に二宮の馬場にあり
船石
二宮の前林の中にあり下の八王子影向石なり
明星水

下八王子の東林中にあり
○八王子宮
八王子山にあり崇神天皇卽位元年坂本に鎭座す
祭神國狹槌尊
垂跡灌頂大法王子也云々
攝社
牛御子祠百太夫祠
○三宮
八王子山にあり延曆二年坂本に鎭座
祭神惶根尊
云々或記云三貴女良嶽に降臨し給ふ故に三宮といふ
攝社
美御前
金岩
八王子山にあり此神こゝに影向し給ふ
○中七社
牛御子、大行事、早尾、氣比、下八王子、王子宮、聖女
○下七社

なりいにしへは此橋上四廊の形にして廊あり都て
朱塗にして金銅の飾也云々土俗は極樂橋といふ此
橋をわたりて比叡山に登るは大宮より山路なり
桓武帝石浮圖
波止土濃の東爪にあり石多寶塔也白河院の御願
濯眼水
岩頭に清水あり眼疾を洗は平愈す
春日神
大宮の前の森をいふ中に靈石あり
竈殿祠
大宮の傍にあり澳津姫を祭る
猿戸（サルヤ）
こゝに猿を飼ふ山王の使令なり
哞字門（ウンジ）
大宮坂路の口にあり朱木柱に哞の字の形あり云々
依レ之惣合鳥居と號す
○二宮
神路山にあり小比叡大明神と稱す
祭神國常立尊
神代より小比叡の峰に鎭座す大宮と同時にこゝに
うつす云々
攝社
竈殿新行事大行事稻荷
龜井
二宮の傍に有り傳敎大師存在の時靈龜此井より現
れしより名とす水極て清冽味ひ甘輕茶を烹に可也
○聖眞子宮
大宮の東にあり天武帝元年坂本に鎭座す
祭神天忍穗耳尊云々
本地堂
本尊阿彌陀佛慈惠大師の作洛東眞如堂の本尊と同
作同佛なり
橘樹
二株神前にあり此神の紋を表す
攝社
聖女祠此神は音樂を司り給ふにより其家の雲卿尊
信厚し竈殿氣比祠共に傍にあり
○客人宮
聖眞子の次にあり白山明神と稱す
祭神伊弉諾尊

五男三女降石
同所にあり
樺生谷
横川より八王子に至る道にあり
戒心谷
飯室へ下る行路にあり
定家卿墓
横川へ至る道のかたはらにあり傳云定家卿此山に登臨しつねに閑寂なるを愛し給ふ石の小塔なり
奈良坂
横川より坂本へ下る道をいふ春日明神影向の地なり
蛇池
雲母坂を登て左の路のかたはらに窪きところあり今は水涸て池なし
水飲
雲母坂の中途にありむかし地藏堂ありて脫俗院と號す眞如堂の阿彌陀佛山上藥師堂よりはじめて遷佛ありし所なり
音羽谷
雲母寺の南に有り昔は瀧ありて比叡山音羽瀧といふ今は山崩て瀧なし
又云魚山來迎院は融通寺の東に隣る本尊は三尊にして云々此地は叡嶺西塔の北谷にして昔は坊舍一百餘宇ありしなり魚山と號するは漢土の天台山の西を大原魚山といふ此所も天台山の支山なれば此例によつてなづくるとかや
東海道名所圖會云日吉山王神社云々大宮
大比叡大明神都て山王權現と稱す
祭神大國主大神
又大黑天君と名づく云々天智天皇御宇大津宮遷都の後白鳳年中坂本に遷す大乘院座主慶命より七社倶に本地佛を立る云々
竹臺
左右にあり影向竹と號す住吉八幡をこゝに勸請し君子の德を表し云々神前に樓門あり左右に朱の玉垣あり
波止土濃
神前の溪川の流をいふ此流水五水落合て五ッの色の浪たつ云々又橋を通天橋となづく惠日山と同名

黒雲覆ひ山谷震動し岩石くだけ散し也夫より祟なしとぞ宇治拾遺に見えたり

三尊石

横川に至る道の傍に大岩三あり此所魔境といふ

五百羅漢石

道より西のかた谷の向ふに岩石幾許ならびありむかし五百の賢聖習定の所なり

阿字休息峰

路の傍に切石あり北嶺回峰の行者王城加持修行の所なり

釋迦多寶佛

これ山城近江の境なり西は八瀨の里へ下る路あり東は横川へいたる

波母山

又小比叡ともいふ横川へ行左の方山の半腹に大巖あり神代に白鬚明神釣を垂し所なりとぞ

寒嵐嶽

とりゐ岡より西の方高峰を云也

華表岡

又不二門といふ是より横川の分地なり

阿彌陀峰

鳥居の下に立て西を臨ば二峰あり昔惠心僧都彌陀來迎を拜せし所なり又峰越彌陀とも云也

蟻塚

路のかたはらに石垣を築く小徑にあり相應和尙此道を通りし時大雨頻に降りて前路を崩隔す時に山蟻數萬集りて暫時に路を闢て往來をなさしむ和尙奇異の思ひをなして此所に其印を築て蟻塚と號す

龍池

又赤池ともいふ慈覺大師結界して龍神を潛居すといへり今も雨を乞ふ時はこゝに祈るとぞ

護法石

中堂の東の下にあり

如法水

中堂の閼伽井なり

獨鈷水

又寂靜水ともいふ慈惠大師鑿開の水華藏院のうちにあり

衣掛石

和勞堂より八王子にいたる小徑にあり

退散す故に染殿后より此所を御建立ありしなり

大乘陣

慈鎮和尙住給ひし所なり此院のうへに墳墓あり又本願寺の祖親鸞聖人もこゝに住給ひ天台の學文ありしなり當院は山中第一の絶景なり山王七社の中客人宮は此谷の守護神なり

辨財天

竹生島より此地に白虵と化して影向ありしなり宮のうしろに影向石あり親鸞聖人弘法のため此宮に祈誓ありしとぞ

雲母坂不動堂

本尊不動明王は傳教大師の作也雲母寺の額は石川丈山の筆とぞ

南光坊

戒壇堂の傍にあり慈眼大師と號す日光御門主の御本坊なり

當山名勝

四明嶽

叡岳第一の峰也雲母坂より登りて右に小徑あり山上に石佛を安ず是山城近江の堺なり絶頂より快晴の日は西海の淡路島四國の海路幽にみゆるなり

滿土混論辻

大講堂を東へ下りて四辻ありこれをいふ傳教大師在世の時大黑天出現の地なり大黑堂あり是より南へ行ば南谷無動寺の通路なり東へ行ば東谷より坂本へ下るなり寶地坊證眞の舊跡花王院あり北へ行ば根本中堂の參路なり

登天石

東塔の南谷遺敎坊の門前にあり此ほとりに法性坊尊意僧正の舊跡あり菅神此石を踏て登天したまふといふ

常光坊

此寺の前は絶景にして中秋の月佳境なり又此地に楓多く有て紅葉の時も眺望あり

三ッ子坂

戒壇院の後より右へ下るなり

青龍石

西塔千手院の大嶽に大巖あり龍の口をあきたる形に似たり此前に至れば人多く死す千手院の靜觀僧正此石頭に坐して一七日加持し給へば忽然として

青龍寺
黒谷にあり本尊文殊十一面觀音淨名居士を安置す法然上人此所に住す木像あり俗に元黒谷といふ

横川

楞嚴院と號す十四坊あり

中堂
本尊聖觀音は慈覺大師の作脇士は毘沙門不動なり

慈惠大師廟
釋良源といふ永觀三年正月三日入寂す此ゆゑに元三大師といふ俗姓は木津氏にして江州淺井郡の人なり大師の影像飯室横川御圝に就て安ず都鄙の詣人日々に多くありて靈驗新なり

四季講堂
五部大乘四季に講讃あり故に名とす

大師堂
村上天皇の御願にして慈惠大師の開基也彌勒如意輪不動山王を安置す

觀音堂
華表岡又不二門といふ願諸來向者皆不二門の額は慈覺大師の筆なり首楞嚴院に揭る

慈忍和尙廟
横川小聖と號す九條殿師輔卿の十男なり

飯室
横川の別所也寶滿寺といふ不動堂あり

安樂院
惠心僧都住給ふ所也本尊阿彌陀佛惠心の作又惠心の像を安置す院内に菩提樹ありこれは惠心僧都の製作し給ふ往生要集を宋國へ贈られしとき四明の知禮禪御披見して隨喜し報酬のため此菩提樹一株を渡す惠心これを植給へば日に枝葉繁茂しけり元龜の兵火に滅しける所十有九年を經て此樹に忽枝芽出て再生す山門是より再興に及ぶ故に後鑑の樹と謂べし○當院に寄桓僧都のすませ給ひ法華經一萬部精誦ありし時釋迦普賢の尊像忽然として壇上に顯れ感見すといふ

無動寺

或は無幢寺に作る此所に坊舍十三坊有り

不動堂
相應和尙の作なり染殿の皇后に靈鬼の障碍ありし時相應和尙此不動尊に祈り給ふ日を經ずして靈鬼

擔してかへり戒壇の下に埋給ふ

文殊樓

五臺山をうつして本尊には文殊菩薩を安置す

大講堂

本尊は大日如來梵天帝釋文殊を定置す深草天皇の御願也大會執行のとき勅使參向の堂なり

前唐院

慈覺大師の廟堂なり

千手堂

千手觀音を安置す

山王院

智證大師の本房にして山王神常に影向の地也

千手井

又辨慶水ともいふ西塔武藏坊千手堂に千日參籠す此水を毎日閼伽とせしより此名あり平相國清盛熱病の時此水を石船に湛て沐と云り

淨土院

傳敎大師の廟堂也最澄と號す俗姓は三津氏江州志賀郡の人也

西塔

寶幢院と號す西塔の東谷に九坊南谷に十坊北谷に十二坊有り淨土院を下りて谷川を堺とす

法華堂

本尊普賢菩薩なり

轉法輪堂

本尊は釋迦文殊四天王承和元年勅によつて延秀圓澄造立す

常行堂

阿彌陀佛を安置す寬平五年靜觀僧正建立なり

椿堂

如意輪觀音を安置す山門建立以前聖德太子此山に登て勝地を求て此本尊を安置す又椿の御杖を伽藍の傍に立置れけるが後に枝葉茂りて大木となる年經て荒廢に及び今小堂あり

寶幢院

惠亮和尙の廟堂なり

相輪堂

王城の東北にあたる印にして傳敎大師の銘あり俗に鬼門柱といふ高さ四丈五尺九層あり十一の寶鐸を懸る弘仁十一年歲次庚子九月十一日とあり

西方山城也四明嶽下有二城州江州界一
諸社根元記曰平安の帝都は天上の名跡をあらはせる國也艮に當りて日得といふ山あり日の神の御光をねがへどもその光を得ざる所を諸神是を祈りて日を得べきといふ心にて日得の山と名づく
花摘女人ヲ許シテ花摘社へ詣ルヲ花摘ト云此社ハ傳敎大師ノ御母堂妙德婦人ヲ祭ルトイヘリ婦人存在ノ時大師ヘ御對面ノ爲此處マデ登山シ玉フ今日女人ノ參詣此遺意ト云リ
又云練供養緣起云此來迎引接ノ法事ハ惠心僧都成置玉フト云々永觀中叡山ニテ此法會ヲ行ヒ始メ給フ云々是橫川(ヨコカハ)花臺院ヨリ寫ス所也
又云諸神鎭座之記云山王例祭四月中申日先三月廿八日山王祭榊於二其處一伐取至二四月三日一靠二西敎寺側法樹ニ又置二山王社前一入レ夜諸人拏レ之建二大津四宮一祭日神幸時從二大津一奉レ返二入大宮拜殿一
又紀事曰申日江州東坂下山王祭午後田樂法師獅子舞比叡辻人幷衆徒前驅迎二神輿一下レ山則爭二先后一競進使レ乘レ船
又云自二下坂本一至二唐崎一之路傍兩社在南若宮權現北酒井大明神云々山門悅藏坊代々預二兩社之事一
又云六月會弘仁十四年始行建曆三年勅被レ准二御齋會一之旨宣命使權右中辨經高云々此會式叡山谷々論義アリ
又云山家法華宗傳記曰天台山花頂峰ノ西南ニ有二圓宗院一見二篠䉤竹林一碑銘文云圓宗佛法東漸故蘖蓨竹林自然生神明和レ光垂レ跡化二衆生一皆令レ得二利益一天竺靈鷲山亦有二此竹林一本邦叡山根本中堂ノ前左右ノ竹臺三國一致ノ表相也何レモ擁護ノ神明所住所ナリ云々都名所圖會云比叡山延曆寺止觀院は本朝五岳の其一にして王城鬼門に當れば云々

東塔

止觀院と號す西塔橫川を合せて三塔といふ東塔の東谷に十一坊西谷に十一坊南谷に十一坊北谷に十二坊あり

根本中堂

本尊は藥師佛開基傳敎大師の作なり

一乘戒壇堂

釋迦文殊彌勒を安置す嵯峨天皇弘仁十四年の造立にして慈覺大師入唐のとき漢土の五臺山の土を荷

古今要覽稿卷第七十八

●地理部

山 比叡山下

和訓栞云扶桑明月集に崇神天皇元年甲申近江國滋賀郡小比叡東山金大巖傍天隆矣と見ゆ今山王と呼は天台山の地主の金毘羅神を山王と稱せしをもて傳敎大師延曆寺を建し後七社を比して名くるなり佛祖統紀道邃傳附錄に日本國最澄遠來求レ法泛レ舸東還指二一山一爲二天台一創二一刹一爲二傳敎一と見ゆ日枝の坂下に福成明神の社あり是傳敎大師入唐の時の從者に舟福成といへる者有しことゝ入唐の時天台山拜巡の路引の一紙にみゆ云々

華實年浪草云大師講十一月自二廿一日一至二廿四日一諸山修二大師講一比叡東叡日光之三山自二廿一日曉一至二廿三日朝一晝夜有二法問一謂二之論義一一山一院充年々勤二會場一號二之天台會一

淡海志叡山緣起云天武天皇卽位九年壬申近江國滋賀郡垂跡八幡一御前云々是山王七社之神而在二淡海國滋賀郡坂下邑一非二見瀨村神社一

又云修學寺祭一說牛頭天王或云赤山明神是天台護法神也此神は慈覺大師唐ヨリ歸朝ト共ニ來朝ノ神也大師依二遺誡一徒弟此社ヲ建テ勸請セリ元亨釋書

又云台家記云禮拜講者後一條院御宇萬壽二年依二大宮權現御託宣一修二法華八講於大宮寶前一云々

盛衰記云平淸盛公ノ御母堂心願ノ事オハシテ新禮拜講ヲ修行シ玉フ云々

又云戒壇堂開帳

帝王編年記云弘仁十三年六月參議左大辨藤家業可レ立二戒壇一由帶二宣旨一登山云々

拾芥抄曰四月八日延曆寺受戒云々元龜元年九月十三日爲二織田家一滅亡其後太閤秀吉公再興猶又慶長年中被レ下二台命一寬永十七年悉改造復二上古一云々○紀事曰四月八日諸人參詣女人常不レ得レ登二叡山一者許亦今日詣二東坂本花摘社一謂二之花摘造堂一安二小釋迦之銅像一今日四谷之衆徒四口出仕修二法華三昧一謂二之卯月會一

淡海志曰抑比叡山者山城國愛宕郡限レ峰東方近江國

社と云も有て合せて二十一社と云ふ其下七社の中に山末社と云あり此名此に由あり然れども僧徒いかに心のまゝに爲ればとてもさすがに古より此山に主はき坐神をさばかり末々にはよも置奉らじと思はるれば上七社の中にては坐べしとぞ思はるゝ抑二十一社みな佛さたのみにて宗とあるべき古の神社は其中に何れにかとたどらるゝばかり埋れ賜ひぬるは甚もあさましきわざなりけり凡て此神社のことは後の書どもにくさ〳〵云ることども多けれどもみな延暦寺に因て佛めきたることのみなれば取に足ず後世ながら公事根源に比叡山の神は松尾社と同體にて大山咋神と記したまへるは古書に依て實のことなり

結構事ニ而件樓門敷地爲ニ山門管領之内ニ仍樓門者可レ被レ撤者却於ニ長老ニ者可レ被レ處ニ流刑ニ之由奏聞之云云同二年己酉四月二十日云々同七年甲寅六月二日云云永和八年乙卯同二年丙辰同三年丁巳六月下旬云々同四年戊午康曆元己未閏四月十四日云々八月　日吉神輿悉奉レ歸ニ入之ニ云々康曆二年庚申六月晦七社御輿造營事畢卽今日坂本奉レ送レ之人夫千餘人自ニ松本ニ載ニ舟唐崎ニ可著之於彼奉莊之云々

公事根元云延曆三年十一月十八日よりはじめて殿上の使を立らる過ぬる八月に延曆寺の衆徒長樂寺にて官兵のためにおほく誅せらるかやうの事にこそ其頃より御願有けるとなむ

又云日吉祭は中申日神體は洛西松尾の社と同體にして大山咋神なり後朱雀帝長久四年六月八日にはじめて廿二社の内にくはゝる　後三條院御宇延久四年四月廿三日に祭をはじめらる云々

和漢三才圖會云比叡山延曆寺在ニ王城艮三里半ニ（州跨ニ山城ニ）中堂（藥師）西塔（釋迦）横川（阿彌陀觀世音）鎭守山王日吉權現（在ニ坂本ニ）寺領五千石座主輪王院宮（日光）青蓮院宮（粟田口）圓融院宮（小原）曼珠院宮（竹内）妙法院宮（大佛）

古事記傳云日枝山に坐とは神名式に近江國滋賀郡日(ヒ)吉(エノ)神社（名神大）是也三代實錄に云々奉レ授ニ正二位勳一等大比叡神正一位從五位上小比叡神從四位上ニとあり臨時祭式にも日吉神社一座とあれば神名式なるも一座なり然れば是大比叡神にして小比叡は式外の神と見ゆ云々最澄僧此山に佛寺を建て此神をも其寺の守神の如くになして山王といふ名をさへ負せ奉りつれば今世に至ては其比與志と云名さへかくれてたゞ山王とのみ申すめり又後世に日吉七社と申すは古書に見えぬことなり其はかの最澄が延曆寺を建たる時よりの所爲と見えたり三代實錄延喜式などは彼より後なれども古によれりさて其七社の中に大宮と申すや大山咋神ならむと思ふに然には非ず大宮は彼最澄が大三輪神を祀るよし後の書どもに見ゆ然らば二宮と申すが大山咋神にて小比叡神かさだかならず或書に大宮は大比叡明神にて大物主神なり二宮は小比叡明神にて國常立尊なり號ニ地主權現ニと云へれども小比叡を國常立尊と云はいたくひがことにてこれを地主權現と申すを思へばこれ大山咋神ならむかさて又別に中七社下七

山王院　西塔院　淨土院

同書延暦寺緣起云延暦四年（歲次乙巳）七月中旬登二陟叡峯一結レ草爲レ庵奉二爲四恩一毎日轉二讀法華經金光明仁王般若等經一二一心精勤同七年（歲次戊辰）奉二爲桓武天皇一創二建根本一乘止觀院一云々弘仁十三年六月云々前件二八年分於二比叡山寺一出家得度云々同十四年二月廿六日下二詔勅一改二易本名一號二延暦寺一厥後寺家立

同書云臨海記云天台山者居二諸山之中一超岨秀出異二於衆山一晉太元元年有二沙門一曰二道猷一獨居二此山一云云

又云大般若經云鷲峯山縱廣四十踰繕那量西域記云山頂東西長南北狹臨レ岸西垂有二軌精舍一云々

同書最澄大師一生記延暦四年（乙丑）七月中旬創登二叡岳一轉二稽聖跡一無二一物一而不レ窺二巡禮一半年遂云々同七年初入二大嶺杣一手自取二材木一

九院佛閣抄云延暦寺々大界地參拾陸町周山四方各六里（示云此一里四十丈爲二一丁一以二六丁一爲二一里一也已上王城山門田舍三十六丈又爲二一丁一）

凡聖同居結界亦名理即結界

結界淨地　東限比叡山并天之堖南限登美溪西限大比叡北峯小比叡南峯北限三津濱橫川谷

邪正一如結界亦名名字即結界

東限金輪堖南限得果川（示云俗戸川）西限神聖影山北限夜馬溪

冥薰密益結界亦名觀行即結界

東限頓悟峰南限波羅夷谷西限千種谷北限蘇陀峰

好世淨土結界（示云不定也佛說法御座時成淨土寺也）亦名相似即結界

東限香興谷南限長等崛西限向眞院北限護國院（橫川ノ事也）

開方便門結界亦名分眞即結界

東限隨緣不變不二門（性者隨緣不變也）南限四生得果道西限不變隨緣不二門（心者不變隨緣也）北限一如頓證界

示眞實相結界亦名究竟即結界

東限補度幽崛（補度化谷）南限上天秀嶂西限尸羅奇嶽（示云尸羅生谷是也戒初也）北限保運澗底（示云西塔行道淨土院アナタ石船アル處ノ下谷ヲ云也此水ヲバホウノ水ト云也）

又云九院佛閣第一根本中堂最初建立合大寺并寺內外院及諸國別院五十六處

日吉神輿御入洛見聞畧記云應安元年戊申八月二十八日山門大衆頂戴神輿忽入洛防護之武士如二雲霞一馳二向一條邊一但神幸二正近一御之時分者武士各下馬伏レ弓就二首於地一敢無二防戰之儀一是偏恐二神威一猶不レ應二勅宣一歟云々傳聞今度訴訟之篇目者近會有二南禪寺樓門

山比叡山在二近江國志賀郡一云々
天台座主記云弘仁十四年癸未二月廿六日勅賜二寺額一號二延暦寺一三月勅被レ定二置俗別當一事
又云正元元年己卯四月日吉社云々幷根本塔悉囘祿畢此火梅辻小屋出大風吹如レ此
叡岳要記云延暦寺在二日本國近江國志賀郡一比叡山大界地參拾六町周山四方各六里
傳教大師結界内地淨刹結界
東限比叡社幷天䨺(アマナミノツカ)　南限登美溪　西限大比叡峰小比叡南峰　北限三津濱横川谷光孝天皇　太政官符
近江國
應四早勘二定言三上延暦寺外堺一事
四至　東限江際　南限富谷　西限下水飲　北限楞嚴院
仁和元年十月十五日下官符
太政官牒　延暦寺
定寺家四至内西北兩方外事堺事
西限親林寺號二水飲一下　北限楞嚴院北溪橫川谷
右彼寺幷賀茂下上社司等各訴二申兩方堺相違之狀一仍卽差二遣官使一與二三鋼及社司一共加二實檢一辨定如レ件

弘仁九年三月十八日
十六院　五十二代嵯峨天皇
根本大乘止觀院
法華三昧院或名二根本法花三昧院一
一行三昧院或名二根本一行三昧院一○今講堂内艮方地于堂移法花堂南頭爲二阿彌陀堂一也
般舟三昧院或名二法華常行三昧院一○昔般舟師造六角在二今文殊樓地北内一
覺意三昧院或名二法花覺意三昧院一○隨自意堂也
東塔院或名二法花千部東塔院一○今定心院艮地是行レ夢移二惣持院一
西塔院或名二法花千部西塔院一
寶幢院或名二法花延命寶幢院一
菩薩戒壇院或名二法花戒壇院一
護國院或名二法花護者多聞院一○若中堂北多門堂歟
惣持院或名二法花佛頂惣持院一○今院是也塔渡移來
根本法華院或名二根本法花知見院一○惣持院南脚呼地院是也
淨土院或名二法花清淨土院一○今院地也
禪林院或名二法花清淨禪林院一○虛空藏尾今云彼岸所大師御墓艮岳背谷水邊平地也
脫俗院或名二法花清淨脫俗院一○本尊地藏或水飲堂
向眞院或名二法花清淨向眞院一○本尊地藏
九院　仁明天皇
止觀院　定心院　惣持院　四王院　戒壇院　八部院

兩親王令レ宿二十禪師一云々並レ楯調レ鏃官軍幷叡岳惡僧列立招二東士一仍挑戰爭レ威

安貞二年五月南都惡僧等重燒二多武峯一訖山門殊蜂起

又云文曆二年七月廿三日台嶺衆徒奉レ動二三社神輿於花洛一是近江國高島郡田中鄕地頭佐々木次郎左衞門尉高信代官與二日吉社人等一起二鬪亂一之故也云々宣下之上爲二關東御計一爲レ慰二山門鬱胸一被レ處二流罪一訖至二山徒張本一者又召二出其身一可レ被レ誡二後昆一之旨被二奉聞一之間七社神輿造替之後被レ召二其張本一之處去月八日奉レ振二上新造神輿於中堂一依二訴申一同廿八日被レ下二勅免綸旨一之由被レ告二申之一

又云建長二年三月

一　山門僧徒寄沙汰事

近年蜂起之間爲二諸人之煩一可レ有二誡御沙汰一之由內々可レ被レ申二入富小路殿一

正嘉二年四月十七日卯尅奉レ振二日吉神輿一於二縫殿陣口一警固之輩鏁二諸門一之間取二御正體一投二入築垣內一是園城寺戒壇事依レ可レ有二勅許一也

正元二年正月四日園城寺三摩耶戒壇事被二宣下一之處同六日卯刻日吉神社三基祇園三基北野二基京極寺一基已上九基神輿入洛奉レ振二弃陳頭一二基奉レ振二院御所一云々又二月三日依二山門蜂起一園城寺定有二火災一歟可レ警二固彼寺一之由可レ相二觸大番一之旨被レ仰二遣六波羅一云々

太平記云元德二年三月廿七日比叡山ニ行幸成テ大講堂供養アリ云々前代未聞ノ行裝也山上ニハ知法院大塔宮三千ノ大衆ヲ召具シテ御迎ニ下山アリ云々

又云主上已ニ東坂本ニ臨幸成テ大宮ノ彼岸所ニ御座アレ共未參スル大衆一人モナシ云々

又云衆徒ノ心ヲ勇シメン爲ニ七社靈神九院ノ佛閣ヘ各大庄二三箇所ヅヽヲ寄附セラル其外一所住トテ衆徒八百餘人早尾ニ群集シテ軍勢ノ兵粮已下ノ事取沙汰シケル衆ノ中ヘ江州ノ關所分三百餘箇所ヲ被二宛行一テ當國ノ國衙ヲ山門永代管領スベキ由永宣旨ヲ成テ被二補任一云々

又云山門ノ大衆唐崎ノ合戰ニ打勝テ事始ヨシト喜合ル事斜ナラズ爰ニ西塔ヲ皇居ニ被レ定ル條本院面目無ニ似タリ壽永ノ古ヘ後白河院山門ヲ御憑有シ時モ先橫川ヘ御登山有シカ共ヤガテ東塔ノ南谷圓融坊ヘコソ御移有シカ且ハ先蹤也且ハ吉例也拾芥抄云七高

遠流之條裁報尙不レ足者雖二禁固一隨二申請一可レ被レ行歟抑定綱有二逐電一之間罪科彌以重疊仍仰二京畿諸國一慥可レ令レ搦二進其身一之由宣下已畢其間暫休二鬱訴一可レ待二裁斷一之由皆悉引二率門徒僧綱等一不レ廻二時刻一早企二登山一可レ奉レ迎二神輿一之由殊可下令二仰含一給上兼又梟惡之輩狠戾不レ止者各加二同心制止之詞一宜レ廻二衆議和平之計一者院宣如レ此仍上啓如レ件

四月廿八日　大藏卿　宗　賴　奉

謹上　天台座主御房

又云於二近江國辛崎邊一佐々木小二郎兵衛尉定重止二流刑一被二梟首一此事日來可レ遁二此難一之樣幕下雖レ被レ廻二賢慮一山徒鬱胸遂以無レ所レ被二宥仰一云々

又云建仁三年十月十日叡岳堂衆等以二金子山一爲二城郭一群居之間同十五日差二遣官軍一依レ被レ攻レ之堂衆等退散云々官軍三百人爲二惡徒一被二討取一訖

又建曆元年山門騷動可レ燒二三井寺一之由有二風聞一

又云同三年八月三日清水寺構レ城山僧集二會于長樂寺一自二公家一先遣二檢非違使一被二禁制一之處所司法師等僅相逢更無二承伏之詞一惡僧等妄吐二奇恠之詞一殆及二放言一廳官爲レ遁二當時耻一退去之間飛礫打二門扉一馳歸奏聞之間忽被レ仰二北面之輩並在京健士近臣家人等一圍二彼寺四至一不レ殘二一人一可二生虜一之由宣下依レ之壯士等進二先登一近江守賴茂將下伏レ兵遮二嶺東之險阻一生中虜山上者上是惡徒等多赴二險阻一仍先令下家人廻二其所一指中上旗於嶺上上之間更還奔登レ嶺者不レ幾于レ時不レ及二狠籍一剩甲冑相具之令レ參殊預二叡感一凡生虜二十人被レ誅者十餘人也同六日山門衆徒悉離レ山打二村中堂一常行滅二三昧堂燈一截二落七社以下御簾鏡鑽二門々一追放祠官二云々天台佛法及二魔滅期一歟

又云十月廿九日清水寺法師等依レ寄二附寺家於台嶺之末寺一山門使入二部彼寺領一之間南都衆徒憤レ之爲レ燒二失延曆寺一擬二發向一

建保四年四月十五日山門衆徒發二向于園城寺一金堂上下佛閣僧坊不レ殘二一宇一放火燒失云々近代叡岳殊成二群動一仍飛脚馳二走東西一使節往二來于都鄙一公家之煩民戶之費職而此由也抑園城寺者天武天皇御宇十六年草創之後爲二山徒一燒失事已及二五箇度一

同六年九月廿一日山門衆徒頂二戴日吉祇園北野等神輿一入洛奉レ振二閑院殿陣頭一

又云承久三年六月主上上皇入二御于西坂本梶井御所一

罪科觸頼朝者不顧先例可行斬罪又可隨衆徒趣之處肖綸言企亂入凡不辨是非之性宛不異木石歟寛宥定綱之有罪蔑山王之靈威可成衆徒之鬱憤之由緣底存知畢縱雖頼朝身有其咎之時者自公家何無御沙汰哉抑頼朝爲天台爲法相雖有忠節更無踈略其由何者義仲謀叛之日謀座主明雲不經幾程追討義仲畢又重衡狼唳之時燒拂南都誅僧徒而生虜重衡向所刎首畢彼等惣雖爲一朝之讐是非二宗之敵乎爰南都感悅此志叡岳未致一言今以被刃傷宮主法師之忿怒忝奉驚公家固知爲義仲被誅貫首之時何不蜂起敵對乎謂其勝劣貫主與宮主如何如義仲有不措所之者不出山門訴仰崇有余時乘勝企濫訴後代濫吹兼以所推察也縱有訴訟者蜂起以雖不洛中亂入以雖不及喧嘩捧一通奏狀令達天聽者有理事裁許何拘乎委細之旨不遑筆端就中今年相當三合之曆運可勵攘災祈請之處以小成大與心事發卽自吾山致騷動之條若是僧徒小德行將又因果之所致歟凡可謂逆徒矣是則惡徒者多善侶者少歟然者惡徒其性雖似瓦礫善侶其性爭不慙愧叓宜以此旨可達叡聽給頼朝恐惶謹言

建久二年五月三日　頼朝

院宣云

被院宣偁近江國住人源定綱殺害日吉社宮主等之犯罪科不輕仍先勘罪名雖可被行所當之罪科勘錄可及遲怠之上且爲增神明之威光且依優衆徒之訴訥於定綱者處遠流至下手輩者可禁獄所之由欲被宣下之間尙任奏狀不申給其身者不可散鬱結之由奉振神輿濫訴帝闕縱不行斬刑於給其身之條者同死罪仍都以不可裁許凡於件刑法者嵯峨天皇以來停止之後多輕年代仍不致裁報之間奉振神輿卽以歸山違勅之上彌添驚天聽之科滅法之余更招忘神鑒之咎就中忝敬當社歸依當寺超過余社卓躒餘寺雖背佛勅令蔑如王事若仰聞子細爭不停自由遠流之罪不再歸禁固之法滿徒年者雖非死罪更無勝劣歟仍以遠流比死罪以禁固代斬刑但

二年八月七日辛卯山門衆徒打二付諸堂一日吉神輿奉レ迎二山上一云々

三年六月卅日己酉仰二五畿七道國々司及民部卿藤原朝臣郎從等一可レ令レ搦二進山門惡徒一由被レ下二宣下一

東鑑云文治二年今日行家義經猶在二洛中一叡岳惡僧等同意結構之由云々

又同七月云至二于去六月廿日之頃一隱二居山上一候之旨所二申上候一如レ件白狀者叡山惡僧俊章承意仲教等令二同心與力一者云々此事令差二遣軍士於台嶺一之由雖二言上一無二左右一被レ遣二勇士一之條偏可レ爲二法滅之因一

又建久二年佐々木小太郎兵衞尉定重於二近江國彼庄一刃二傷日吉社宮仕法師等一仍山徒蜂起所司捧二奏狀一參洛可レ賜二定重身上一之由申レ之又可レ差二進延暦寺所司等於關東一之由風聞朝家大事忽然出來之其濫觴近江國佐佐木庄者延暦寺千僧供領也去年有二水損之愁一乃貢太闕之間云二定綱一云二士民一無レ所レ干レ欲二沙汰送一之仍衆徒等去月下旬差二遣日吉社宮司等官一捧二日吉神鏡一亂二入定綱之宅一叩二門戶一破二城壁一譴二責家中男女一頗及二恥辱一云々

又云被レ付二奏書於高三位一泰經卿善信草レ之俊兼淸書也

申尅雜色成重帶レ之上洛其狀云

言二上事由一

右依二定綱濫行一自二叡山一所レ遣使者所司二人義範辨勝去月卅日到着告狀云依二罪科一欲レ預二賜定綱幷子息三人於衆徒中一云々此外子細盡二使者之詞一仍去一日與二返報一又相二遇愚意所レ及答云定綱猥逆不レ能二左右一爭遁二重科一乎隨二風聞之說一即以二去月十六日一可レ被レ行二罪科一之由兩度達二叡聞一畢任二罪名一被二仰下一歟但存下可二召賜一之儀上者不レ經二言上一先令レ觸二賴朝一者可二進止一之處令付二衆議一召渡者恐似レ輕二聖斷一又非レ有レ私乎交名輩召二其身一可レ進二院廳一也宜レ令レ待二勅定一云々然而衆徒有二註申旨一者隨二重狀一可二左右一之由相存之處以二去月廿六日一辰刻群二參禁闕一奉レ振二神輿一發レ聲濫訴奉レ驚主上三條不レ定レ言事也存二此義一者不レ可レ差二下使一又遣二使者一可レ待二返事一歟而待二計下洛一之條心與レ事相違更非二本意一賴朝苟以二忠貞奉公一繼二家業一守二朝家一衆徒有二何意趣一强廻二奇謀一令二待計一哉鬱望之至啓而有レ餘配二流定綱一禁二獄下手一之由宣下已畢誠是明時之尋範也而衆徒欲レ背二勅裁一者本自不レ可レ經二奏達一

類従六十四藤原武智麻呂傳云公欽ニ仰無爲之道一咀ニ嚼虛玄之味一優遊自足託ニ心物外一遂登ニ比叡山一淹留彌レ日爰栽ニ柳樹一株一謂ニ從者一曰嗟乎君等令ニ後人知ニ吾遊息之處一焉

神皇正統記云傳敎入唐以前より比叡山をひらきて練行せられけり云々入唐して天台眞言をきはめならひて叡山にひろめられしかば彼門風いよ／＼さかりになりて天下に流布せり云々祖師の意巧悉鎭護國家のためと心ざしけるにや比叡山には

比叡と云ことと桓武傳敎と心を一つにして興隆せられしゆゑに名付と山の輩種々これを講ずゑかれど舊事本紀に比叡の神の御事也とみえたり

顯密ならびて紹隆す殊に天子本命の道場をたてゝ御願をいのる地なり云々傳敎はじめは圓頓戒壇を立べきよし奏せられしを南京の諸宗表をあげてあらそひ申しゝかどつゐに戒壇の建立をゆるされ本朝四箇所の戒壇となる

百練抄云永延二年十月二十九日圓融院於ニ天台戒壇院一受ニ戒灌頂一

又云久安二年六月十七日兩院御登山數日歷ニ覽所々一二十四日還御

又云永暦元年六月二十二日洪水日吉社二宮十禪師寶殿自ニ山上一大水出來奉レ埋レ之小神等皆流失去此件社木俄枯損云々

又云仁安三年六月三日上皇御登山七箇日御參籠

壽永二年七月二十二日源氏軍兵已着ニ東坂本一相ニ卒大衆一登山云々二十四日夜半上皇密々出ニ御法住寺殿一臨ニ幸叡山一院中男女不レ知レ之失レ度

文治二年六月廿日辛未法皇御ニ幸日吉社一云々廿一日壬申法皇於ニ日吉社一競馬

建永元年十月七日被レ行ニ請印政一天台山造ニ營文殊樓一勸ニ進七道諸國官符一也

建保二年五月廿五日於ニ天台座主吉水房一有ニ如法經十種供養一是奉ニ爲高倉院御菩提一上皇殊於ニ叡慮一爲ニ彼僧正之沙汰一先院御陵以下天台山所々可レ被ニ安置一ニ仍上皇御ニ幸彼房一

貞永元年三月廿一日天台山文殊樓供養云々又伊豆守信光供ニ養渡部橋一云々件橋彼信光所ニ營作一也

嘉禎元年七月廿五日丙戌山門閉レ樞道々引ニ逆母木一云々

又云凡延暦寺僧身死者其度縁戒牒三綱勘收令座主毀所毀名數作目署印備之檢閲

又(民部省)云凡延暦寺從十二月廿三日迄正月十四日合三七箇日修法料白米一十斛同寺定心院正月一七箇日修法料白米九斗二升糯米一斛七升大小豆各七斗七升胡麻子三斗八升五合並十二月十日以前試年分度者證師並使從八月廿四日迄廿七日合四箇日料白米四斛七斗七升六合七月卅日以前同寺西塔院試年分度者證師并使從三月廿三日迄廿五日合三箇日料白米八斗八升二合八勺二月廿日以前並割近江國年料進官内官長主當送彼寺

凡延暦寺定心院十禪師并釋迦堂五僧料炭者令近江國以徭丁燒備每年起十一月一日迄來年二月卅日計日人別充一斗十月廿日以前惣送寺家

又(主税)云凡延暦寺燈分油一斛八升同寺寶幢院燈油二斛六斗四升僧供料黑米六十九斛一斗二升隨自意三昧堂佛燈油五斗四升僧供料白米卅六斛楞嚴院燈油三斗六升僧供料白米十四斛四斗千光院燈油四斗五升勸修寺五大尊燈油一石八升僧供料白米三十三斛六斗並近江國以正税交易并舂備每年十月以送納寺家

又云延暦寺灌頂料白米五石以近江國年料進官米之内充之

又凡修理延暦寺惣持院料穀七百斛令近江國每年出擧以其息利舂米運送彼院其舂功運賃用同穀内

凡度天台宗年分日衆僧供養者近江國每年三月上旬送延暦寺其米并菜直運賃等料稻七十一束一分二厘以滋賀郡正税充之

又(大膳)延暦寺定心院料鹽日別一升五合　右每年計日支度申官正月三十日以前運送

同寺試年分度者三度料醬三升九合(僧供料)滓醬三斗一升二合(二斗四合僧供料一斗八合使料)醬滓三斗六升(使料)鹽二斗二升二合(一斗六升八合僧供料五升四合使料)和布二十七斤(廿一斤僧供料六斤使料)滑海藻十五斤(僧供料)

同寺西塔院試年分度者料醬一升三合(僧供料)滓醬一斗四合(六升八合僧供料三升六合使料)和布九斤(七斤僧供料二斤使料)鹽六升八合(五升僧供料一升八合使料)滑海藻五斤(僧供料)

同寺西塔院釋迦堂五僧料鹽一日料七合五勺每年計日支度申請正月三十日以前依員運送若致違怠奪官人季祿

又(主殿)延暦寺灌頂料一斗(寮家送之)

りその狼戻の狀ヱるべき而巳
日吉の神佛氏の守護と稱せしより本地影向託宣など種々の珍事蜂起すといへどもこゝのあづからざる所はみな措ていはず
日本逸史舊事本紀神皇正統記天台座主記叡岳要記九院佛閣抄公事根源記和漢三才圖會和訓栞詩歌には經國集本朝麗藻田氏家集江吏部集などより代々の歌撰家集に採錄吟詠少しとせずさはあれどおほくは延曆以後の言にして上代大山咋神の鎭めおはしまして國民を守らせ給ふ事よしは寂々として聞ことなし古事記の傳にも深くこれを悲めり實にすくなからぬ遺恨と云べしと謝氏いへり金陵は牛首の一山外に向ふ此なければ氣を出さず都をなさずと吾平安の帝城もまたヱかり衆山連環して相峙え只比叡の一山巍然としてひとり江濃に面す宸居の悠久なる故あるかな此天造り地設けて聖主を待つ其欝々葱々の氣なんぞ延曆弘仁にはじまらんや
古事記云故其大年神娶二神活須毘神之女伊怒比賣一生レ子云々次大山咋神亦名山末之大主神此神者坐二近淡海國之日枝山一亦坐二葛野之松尾一用二鳴鏑一神也

日本逸史云弘仁十三年六月壬戌傳燈法師位最澄言夫如來制戒隨レ機不レ同衆生發心大小亦別伏望天台法花宗年分度者二人於二比叡山一每年春三月先帝國忌日依二法花經制一令二得度受戒一十二箇年不レ聽レ出レ山四種三昧令レ得二修練一然則一乘戒定永傳二聖朝一山林精進遠勸二塵劫一許レ之癸亥傳燈大法師位最澄卒云々
三代實錄云貞觀元年正月廿七日甲申京畿七道諸神進階及新叙惣二百六十七社奉授云々近江國從二位勳一等比叡神正二位云々從五位下小比叡神從五位上
又云元慶四年五月十九日奉レ授二正二位勳一等大比叡神正一位從五位上小比叡神從四位上一
小右記云寬弘九年六月四日 運慶上僧年 七十 有餘不レ出二山門一練行年深彼弟子法師處二飛礫之事一尋搜運慶房乃冒レ夜被レ裝晦レ跡逃去滿山憐悲又彼邊房々五箇日所主人逃隱無二住人一亦東坂下比叡御社鳥居前往還人必伏拜過而左府登山之間上下悉騎馬過二御社前一
日吉神社 名神大
延喜式 神祇 云近江國一百十五座滋賀郡八郞 大三座小五座 云々
又 玄蕃寮 云凡延曆寺三綱一任之後任二諸國講讀師一其上座寺主任二講師一都維那任二讀師一

古今要覽稿卷第七十七

●地理部

山　ひえの山　上

比叡山は近江國滋賀郡にあり其名は古く古事記（神代上）にみゆ神代より鎮めましますを大山咋神と稱し奉りいとも仰ぎ尊むべき御神也貞觀元年（三代實錄）神階正二位を授け奉り又元慶四年正一位を授奉る僧都實因が歌にひえの社のゆふだすきといひ小右記に東坂下比叡御社などゝありて日枝（古事記）稗叡（懷風藻）日吉（延喜式）の類ひ或は訓によりあるは音を用ゆれど皆かな書にして意義の異あるにあらず大貳の實政が後三條院の日吉行幸の時の歌にはひよしの御神とよみたればひよしと呼初しは寛弘の後延久の前より云誤れるひがごとなり又金子山（東鑑）臺嶺（江東部集）大嶽（新勅撰）天臺（本朝麗藻・百練抄）艮嶽（林道春詩集）都のふじ（拾遺集）鷲嶺我立杣などいへる此山の假稱にして詩客歌人の意に隨て冐ひ負せし名號なり撰集家集その他の書どもにも數多みえて擧るにいとまなし釋延慶が武智麿の傳麻田連陽春の詩などによらば和銅の末にはじめて僧房を營れしが程なく荒廢れて其後傳敎大師又遊陟し給て終に庵室を結び三昧修練の處となし玉ひしを桓武天皇の勅願によりて根本中堂を創建し給ひ弘仁年中寺號を延曆寺と賜ふしかるより代々の天皇禮奉一かたならず欽崇寵臨し給ふて父の如く子の如しさるによりて聲五山の上に驕り名は七山の儔に冠す堂塔の莊嚴と山上の眺望と誠に本邦無二の絕勝にして言語の盡すべきにあらず其山足は山江二州に張跨り且近郊最高の峻嶺にして東坂下より四明の巓までは行程凡そ四十六町西南は帝城四境の佳景より淀大坂を一望し東北は淡海一圓の山水を眺臨し朝日僅に登りて雲靄洞谷に收るに及んで富山白雪の巓をみる寰內の壯觀これに過るなし中世佛界の隆盛なりしより日吉の神廟は山麓におはしまして佛法守護の神と稱し主客位を易へ疎遠親を移し且衆徒の頑凶なる神威に堯傲て愚民を恐喝し强願暴訴いふばかりなしあやしき王法の守護なりき白居易の所レ謂區區西方之敎與二天子一抗行すとまことに虛言にあらぬかし百練抄東鑑太平記神輿入洛記等記載して詳悉な

平高望王ノ長男良將其子將門二子國香此流淸盛四子ハ良茂ニテ村岡五郎ハ第三子ナリ○秩父重綱ヨリ堯寛ノ頃迄江戸ニ住ス今ノ御城内其館舍ナリト云重綱長子重弘其子重能其子畠山重忠小山田有重ナリ江戸四郎重繼ハ重綱ノ二子ナリ○北見勝忠江戸ヲ改テ喜多見ト號ス御入國後召出サレ喜多見五百石ヲ賜ル九戸關ケ原大坂ノ御陣供奉元和四年堺政所タリ寛永三年受爵十四年十二月廿六日卒○石井兼重母氏ニ因テ石井ヲ稱ス重政重國采地收公ノ後江戸ノ文書其外家傳ノ書悉皆石井兼重コレヲ傳承ス

按に桓武帝より當今に至る迄凡三十六世なり年數をはかるに千餘年たり一世の年數三十年づヽなり世々長壽の人ばかりにても如斯には有べからずおもふに中頃の系にもれたる人あるべし

又按に齋藤氏の江戸名所圖繪に此石井家は足立藤九郎盛長が裔なるよし記せり是ははじめ兼重喜多見家臣小野田氏に恩ありて暫時小野田を稱せし故に斯傳へたるにや小野田は其先甲州武士にて藤九郎が後なるよし但石井はもとより三浦の流にて兼重の母の氏なり

○

この江戸刱建の編は古今要覽稿の未調本にして石井至穀氏の著なり稿本今其孫石井至凝氏の家に傳ふ至凝氏余が此擧をきゝ遠く伊豆より寄せらる感謝に堪ざるなり江戸の事につき未發の論すくなからず然ども未定稿にして塗抹多く叙次の際或は作者の意に悖るものあるべし看人これを察せよ

校者景雄謹誌

江戸莊一巻我自刊我校本ニ據テ之ヲ補フ

附記

多麻郡喜多見天神森天王社ノ圖

從江戸日本橋四里半程

喜多見村高八百石ノ内（高五百石元北見家料今ハ安藤氏知行之高三百石ハ御料所外ニ寺社領アリ）

稲毛道

田所

今出之

喜多見氏館址

天神森

北見家墳墓

慶元寺

氷川社

氷川別當

川

世田谷道

江戸道

北見ヨリセタカヤヘ一リセタカヤヨリ澁谷ヘ一リ半澁谷ヨリ江戸日本橋ヘ二リ

江戸家喜多見石井統系

○桓武天皇—葛原親王—高見王

平高望（始賜平姓）—村岡五郎良久—忠頼

將恒—武基—武綱

秩父權守重綱（凡重綱重長ヨリ後ノ頃迄江戸ニ住ス今ノ御城内其舍ナリト云其後北見村ニ移リシ年代不詳）

江戸四郎重繼—江戸太郎重長（見東鑑）

重長子ヨリ堯寛父マテ此間四世—江戸遠江守堯寛（見太平記イ長門）

堯寛子ヨリ常先父迄此間九世—江戸攝津入道常先（住北見村イ淨先）

刑部賴忠—攝津朝忠

○北見若狹守勝忠—恒重（五郎左衛門）—重政（若狹守養子實者石谷武清子ニテ重勝外孫也高二萬石元祿二年收公）

重勝（久太夫別被召出）—重國（茂兵衛養子實者弟也高千五百石元祿二年收公）

女子（伊丹播磨守某室）

女子（石谷長門守武清室）

此二女子祖父勝忠ノ子トナリテ嫁ス

○石井兼重（重勝致仕後ノ子）—通兼—女子（ヨネ娶兼次生廣昌）

廣昌（養父石井昌包實父石井兼次本姓河村氏）—至穀

澤和尙所撰堺南宗寺喜多見勝忠朝臣碑文云江戸氏其先畠山重忠之後云々

中古武家盛衰記所載喜多見家譜云畠山重忠後云々

按に此說共に誤れり喜多見は江戸太郎重長流にて重忠の流にあらずさるを畠山葛西川越豐島稻毛澁谷みな同族なれば混じ誤りしなるべし

古今武家盛衰記云抑此喜多見は右大將賴朝卿の寵臣畠山次郎重忠一族江戸太郎重長の次男喜多見小次郎武重が末葉也云々

按に此說の如くなれば武重の時既に喜多見の稱號あり又考小田原記云武州蒔田吉良左兵衞佐幕下の士北見氏みえたり因て考れば今の喜多見村いにしへより江戸一族の采地にて或は江戸喜多見時としで並稱せしにやされど近く天正の頃は正しく江戸を稱せし事文書顯然なり

武藏史料引玉露證話云江戸但馬守重道姓者藤原彥五郎忠通嫡男常州水戸城主ニテ水戸但馬守トモ新田義興ヲ矢口渡ニテ殺セル江戸遠江守ガ末ニテ喜多見氏ノ先祖ナリ

按に此說大に誤れり常州江戸但馬守は同國江戸崎の領主なり依之江戸氏とす曆名七代にも藤原とす武藏の江戸氏に濕すべからず

鎌倉圓覺寺藏建武四年七月十日左馬頭直義寄進狀云當寺領云々武州國江戸鄉內前島云々

同藏永和三年十二月十一日下文云鹿苑院殿時代なり武藏國江戸鄉前村云々

同藏應永廿六年十二月十七日寄進狀云武藏國江戸前島內森木村云々

按に此圓覺寺古文書を引て或書に云新井白石江戸を庄名ならんと云しは此文書をしらざる故なりと記したれ共此文書もおなじく中古以來國郡以下稱號亂れし時の物なれば證となしがたし既に新井氏の說に東鑑に川越を庄名となし或は太平記に稻毛を庄名とせしによれば江戸の如きも庄園の名とおもはるれど上古は邈たり某人某年に創建せられし徵據なければ定めいひ難し○又再按に此圓覺寺所藏の古文書にも永和三年には江戸鄉內前島村といひ應永廿六年には江戸前島內森木村云々とあるは前島は鄉名を書しに似たりいづれにも郡鄉村又は庄號も名は同じくて上古の正しき稱には非ざる也

南向亭云風土記所謂江戸大明神は今の築土明神なるべし此明神むかし平川にあり築土もと次戸に作る次の字江の字と體相似たり祭神も素佐雄尊にてかなへり云々

按に此説尤うけがたし築土社は或説に天慶三年將門亡びて後其首級を平川觀音堂にうつし築土明神と號云々又一説には太田道灌江戸城の鎭守として川越城の乾に氷川明神の社あるに准じ文明十年戊戌六月五日江戸の乾に津久戸明神を勸進云々（江戸砂子に此文永享記を引て記したりされど本書に所見なし引違ひしにや）又按に此社はもと平川にありて築土と稱し中頃田安に移して田安明神と稱し後又今の牛込にうつして舊郷に復せり然るを砂子に此所（牛込なり）をも元より築土山といふは久しき地名のよし混ぜしは信じがたし

又云平川一水を隔て今の三の丸の地は江戸の郷日輪寺の方は神田郷なり

此平川は水源牟禮井之頭の池水小日向江戸川の流今の飯田町堀留の水路にして南流して海に歸するが如しされば江戸村は河西神田村は河東なるべし

因に云此川いにしへより江戸をながれて江戸川といふ又利根川の支流下總の關宿より分れて行德に至るをも江戸川といふ此川の名によりても江戸庄の廣境おもふべし○按に本説によれば今の神田橋御門内天王の舊地といふはもとよりして神田の地にして江戸村にはあらざるが如し如ㇾ斯なれば天王を地主の社といふべき謂なし○南向の説如何神田も江戸の分内にて既に江戸神田といふべし別郷にはあらざるべし

大道寺友山翁說云江戸城むかしは千代田の城をいふ云々

按に此説疑べし古代軍記記錄には江戸城のみ記して千代田の號所見なし今の鐵炮町は千代田村の舊跡なりといふされば郭外の村落なり城の名に負ふべき謂なし

又云今の御城は千代田寶田祝の三村なり云々

按に太田家譜には道灌の臣千代田寶田齋田の三氏に命じ築しむと云ふ或は地名とし又人名とし詳ならず是等の説疑しきによりても其本名江戸村の幹郷を正しき據とすべし

ば御門といふ據も有べくおもはる猶考べし
又風土記の或は荏土と書るによりて此地もと荏を産せしより名に負へるなどいふ尤非なるべし
因にいふ多麻郡にも麻を産するより名とすといふもおなじく非なり

〇正誤

江戸名所圖繪齋藤氏說云其封境往古は廣からざるに似たり白石先生の說に江戸は庄名なるべし云々按るに中古庄と唱しは鄉の事なるべし鄉里ともに佐登と訓す令義解云凡五十戸爲レ里云々然る時は佐は狹登は所の畧にして廣大ならざる意なるべし云々天正以降御居城となりしより月日を追ひ繁昌して今は經緯十里に及んで都て江戸と稱せり寛永廿年板吾嬬めぐりといふ書に淺草を打越ゆけば程もなくむさしの江戸に着にけりとあるもいにしへ封域今の如く廣からざる意なり云々

按に中古庄と唱るは鄉の事成べし云々といふは非也庄は莊園にて今の下屋敷也鄉は和名抄に見えたる郡鄉の鄉にておのづから別也又鄉の外に或は保或は縣又は領又は證又は手長などいふ稱なり八道各國其稱を異にすれども其實はみな郡を分つの稱なり又其下に村名町名を置また其下に小字あり庄園は郡を分ちたる名にあらずして今の下屋敷又は別業の事なり〇又按るに江戸村は前にいふ如く其幹鄉にて凡一村の名なればもとより廣大の地にはあらざるべしされど其支鄉神田櫻田麻布牛込其餘遠境までも今江戸の某所といふ庄號の惣境をすべいふ時は尤廣地なるべしあづまめぐりの書もとより證するに足らず小田原北條家の分限帳に江戸廻り何所と記せる尤多く是その支鄉にて其境廣大なり

神田社家說云三社牛頭天王の中殿大政所素佐男尊は則江戸神社也云々

按に江戸神社は三社天王をすべ稱せる號にて中殿大政所ばかりを然いふにはあらざるべし大政所は正殿にて八王子本御前は配祭なり〇又按に今三社の座位小舟町へ旅出の三之宮本御前を中殿とし南傳馬町に旅出の一之宮大政所を西殿として位置違あり江戸總鹿子といふ印書にも中殿素佐男尊とあればいにしへ三社の位置正しかりしを何頃より錯亂せしにや

とみえたり○小早川同書云太田新六郎拾四貫文江戸飯倉内小早川庄分云々とみゆ○大根不詳分限帳に大根原といふ所あり○國府不詳分限帳に國府方あり或云麻布笄橋なりと○横山不詳分限帳に横山あり但今の横山町といふは其所違へり○山中或云四谷鮫橋の古名なりと其所の名主を今も山中といふ○富塚は戸塚なるべし○原宿は今の巣鴨小原町歟○芝崎は今の神田なり○新堀間不詳○代山は城山にて今の谷中邊砦跡などの事をいふか○無戸は今戸の誤りなるべし○阿佐倉不詳分限帳に千束の内阿佐谷分あり但中野にも同名あり○在家所考なし○僧司谷は雜司谷○下條は十條の誤必せり○大藏不詳○大澤今赤坂に其名あり北條氏康の紀行にみえたり○本住院は本所報恩寺の院號なり○三藐院は今下谷坂本養玉院の舊號なり○會下寺は或は云橋場法源寺なるべしと○葛西地には龜高石原柳島今其名あれ共方位叶がたし疑べし○紫一本云比比谷虎御門幸橋の南をひゞやといふ（今の日蔭町の邊）爰にいなりの社あり則比々谷稻荷といふ彌與三川岸を南へ行て櫻田へ出る御門を比々谷といふ然れば此御門より比々谷のいなり邊迄をいにしへ比々谷村と申たるべし云々又事跡合考には日比谷町はむかしは八代洲川岸にありしを芝口に移さるゝ云々此說紫一本に異なり今按に八丁堀に日比谷町あり事跡合考のむかし八代洲川岸にありといへるは八丁堀の事歟猶考べし又按に今麴町心法寺の鐘に市谷庄と彫れりされば此邊より今の番町といふ邊にかけて皆市が谷にて矢部田安局澤平川などに接したるべし

○釋名

江戸は江所の義なるべし戸の字地名に尤多し水戸松戸榎戸杉戸登戸河戸などみな所の意多し江戸は地名ならで川に添て物洗ふ所をも川戸といふ其意おなじ風土記に此地大江に臨む故に江戸と稱せりといふ尤是なるべし然るに近世和歌者流の歌に大江の御戸などゝ續て戸門の義とするは穩ならず

太寂庵大綱が詠歌に江上春曙といふ題にてほて打て大江の御門に入船の霞にうかむ春の明ぼのなど詠しは本據ありていひ出せしにや今人の歌にていふに足ざれども考據を專一とする古言家の作なれ

按に今も石井の家にて新田明神を避るよしまた喜多見村にては農民一統に參詣する事なしといふ

地名考追加に松原正誅云江戸神社は今神田明神社內の天王是なり云々

神田明神神主芝崎氏家說是に同じ

南向茶話云平川一水を隔て今の三の丸の地は江戸の鄕日輪寺のかたは神田の鄕なり云々

○又云今の御城の邊いにしへ江戸と稱し地なるべし云々

按に爰に御城のあたりいにしへ江戸の地なるべしといふは其幹鄕の江戸村にて江戸庄と稱る地に廣く支鄕をする稱せるなり

此中古江戸繪圖一本は或人の所藏にて年暦なく一本には元龜の頃とありて樽屋與左衛門江戸町年寄方に傳ふ一本は長祿年中と記して繪所狩野閑川が所藏なり三本を參考するに地理水路大同小異今の地理に合考すれば疑はしきもの尤多しされど又徵する所なきにしもあらず

按に新倉は今の飯食の誤なるべし北條分限帳に江戸衆の內飯倉彈正忠貳貫八百七拾貳文飯倉內云々

レ之依レ之江戸苗字相憚喜多見五郎左衛門相名乘云々
按今石井と改しは內藏允が高祖兼重といふ人の母氏なりといふ夫江戸は武藏の平氏石井は本姓三浦にて相模の平氏たり然るに今の石井は菅原姓なり是は久太夫重勝の時菅神の告ありて改しとも又は其家の鎭守稻荷の鰐口に寛永四年菅原兼寛とあり元より菅姓なりともいふよし或は江戸名所圖繪の藤九郎盛長の裔なるよし記せしは兼重幼時丑歲にて喜多見を名乘ずして一度小野田氏を稱せし故に斯傳ふるよし小野田は本國甲州にて盛長流の藤氏なり則喜多見の家臣なり

新安手簡云莊園の事令にもみえ候得共其後院宮よりはじめて攝家有勢の人々諸國に莊園を置れて候賴朝地頭職に補せられ候抔勿論に候今に至りて莊號を唱候國々も有レ之候又踪かたもなく成候て有レ之哉國にあらず郡にあらず鄕にあらぬもの大方は庄名と見え候其中に當地江戸と申もの某愚管の及び候處に庄名と存じなされ候江戸川越澁谷などは賴朝の時の大名にて有レ之候得ばみな〳〵夫より先の庄官故にて有レ之哉覽齋藤別當實盛が申候詞にも近年御料に附せられ候やらん武藏の長井に居住し候と申も院宮または平家などの新建にて長井の庄の別當に補せられ候よしも可レ有レ之候か江戸の事は今に至ては天下の大都會になり候得ば建置沿革は考究し置度事の候へ共東鑑に江戸川越葛西などみえ候より先の事は更に不レ及レ見候扨又川越庄と東鑑に見え候へば江戸も庄名と存じ候若庄名にも候はゞ誰人の剏建せられし庄にて江戸は其庄官とはなり候やらん其後太平記に江戸遠江守と申者は東鑑の江戸が子孫にや近き頃亡びし北見久太夫方は太平記の江戸竹澤の其江戸の的々の子孫にて矢口の祟を避られし家說も有レ之候北條の頃迄江戸と稱し候が當家を憚り累代所領の地名を稱し喜多見とは稱せられ候よし此段は慥に北見家の家の子にて候人の說を承候に其家既に斷絕して今は尋得がたく候是も又夫迄の事に候云々都てむかし地名を稱して庄司など申は不レ及レ申其外にも京家の人の子孫にて豪富なる多くは是等の由緒とおぼえ候或は其國の四分の一に任じ候て新墾の地を庄となし子孫に讓附し候事も候武家の世となり事勢一變し候上はそれより先纔に一二百年の間の事分明ならず云々

又云綾部惣四郎抱拾貳貫文是は島津同心江戸小三郎本地問答有二柏木角筈一共組御判形御尋之上可レ有二御落着一除レ之云々

又云江戸廻某所と記したる支郷の地名

六郷　大森　下谷　銀　菅野　阿佐布　前野　湯島　川崎　中藤　上川　鷺沼　駒込　新堀　中新居　大井　新倉　泉村　國府方　牛込　比々谷　落合　櫻田　平尾　小日向　上下平川　赤塚　石濱　金津　上野　原宿　馬込　横山　千束　局澤　芝崎　牛島　鳥越　志村　廣澤　岩淵　豐島　平塚　長崎　比留方　石神井　雜司谷　十條　大根原　谷市　下澁谷　士志田　瀧の川　飯倉　江古田　板橋　石原　駒井　宿河原　三田　神田　目黑　高田　富塚　菅西之内中丸　西ヶ原　練馬　毛呂　雪谷　今井　品川

以上の地名みな上に江戸廻云々の字を冠せたりされば悉く江戸幹郷に屬せし支郷なるべし中に六郷川崎大森新倉(今新座に作る)駒井宿河原石神井練馬等は今は江戸より遙に隔れる地なれども皆江戸の支郷なりし○又按に豐島は郡名の幹郷なれど中古以來江戸の號專となりて今は却て其支郷になれり此類多かるべし○又按に菅西の地名今所聞なし今北見村の邊を中丸郷といふ其事氷川の棟札にみえたり此邊凡て菅刈庄に屬す北見邊は則此庄の西の限なりされば菅西は菅刈庄の西方といふ意なるべし猶考べし○又按に江戸近郷に菅云々の地名最多し小菅菅生菅刈菅野など其餘猶あるべしおもふにむかし菅草を產せしにや

等々力村農家大平氏藏北條氏政朝臣文云江戸刑部少輔江戸近江守云々

按に此近江守は前の並合記にいへる近江守とは別なり年代隔れり

喜多見村氷川祉梁牌云永祿十三年庚午江戸刑部少輔賴忠云々

幕下石井内藏允先祖由緒書云先祖喜多見若狹守勝忠(初五郎左衞門)本苗江戸氏にて代々武州江戸住人其後喜多見村住居仕小田原北條家世田谷吉良家隨從罷在　權現樣御代天正十八年小田原落去關東御入國後增上寺國師吹擧以被二召出一御目見之節先祖江戸太郎創立苗字之地今般御在城に相成候儀格別被二思召一候旨上意有

べし○按に矢口村の鵜木光明寺に遠江守が墳あるよし傳ふ然るに太平記の文によれば延文三年十月晦日頃に卒したるべし

同書云上略武州稻毛十二郷は江戸遠江守同下野守伯父甥の所領なり云々

中野柏木村圓照寺寺記云建仁二年壬戌江戸民部大輔頼助修營云々

鶴岡八幡社藏延文三年十二月廿二日文書云江戸淡路寺云々

小日向金剛寺寺記云江戸下野入道心佛

按に此人太平記に所謂下野守が事なるべし

並合記云應永廿三年八月十五日名月ニ事寄テ上杉入道禪秀鎌倉ノ新御堂滿隆ヘ行謀叛ヲ進メ囘文ヲ以テ武藏上野下野ニ觸ニケル新田世良田千葉岩松小田等ノ一族時ヲ待ケル兵トモ思ヒ〳〵ニ旗ヲ上ル桃井宗綱禪秀ニ加ハリテ鎌倉ヲ攻メ江戸近江守ヲ國淸寺ニテ討取ル宗綱頓テ近江守ガ首ヲ武藏國橘郡矢口村ノ川端ニ梟首シテ高札ヲ立ル

今度攻二相州鎌倉一於二國淸寺一討二取江戸近江守一事爲二新田義興主一也如レ件

應永廿三年丙申十月十日

桃井右京亮宗綱

トゾ書ニケル近江守ハ義興ヲ矢口渡ニテ殺ケル江戸遠江守ガ子ナリ云々

橘樹郡子母口村伊東某藏至德元年七月廿三日文云々江戸藏人入道希全同信濃入道三貞同四郎入道道儀云云

按に以上是迄は長祿元道灌氏城壘取立以前の考據引書なり

新撰菟玖波集云文明十四年六月云々關東江戸伊勢守平助長

天文十五年丙午世田谷八幡梁牌銘云大旦那源朝臣頼貞總奉行江戸攝津守法名淨仙云々

按に頼貞は吉良氏なり

永祿二年小田原北條家分限帳云島津彌七郎知行貳拾七貫七百文江戸千東之內近藤分六貫七百文同局澤元江戸小三郎云々

按に局澤は今の吹上御庭構の地なるよしされば此頃迄も江戸氏の一族此局澤邊に土着せしなるべし

かで渡すべきと申處に千葉介葛西の兵衞を招きて申けるはいざや江戸太郎を助んとて云々海士の釣舟を數千艘のぼせて石濱と申は江戸太郎が知行所なり折ふし西國船の着たるを數千艘集め三日の內に浮橋を組て江戸太郎に合力す佐殿御覽じ神妙なるよし仰られて太井隅田打越て板橋に着玉ひけり

太平記云新田左兵衞佐義興は父左中將戰死の後越後國に在しが武藏下野の國中にて新田家に志をよする輩竊に音信を通じけるは兩國の間に其勢漸く萌せり然るに此事鎌倉へ聞えければ管領足利左馬頭尊氏畠山大夫入道道誓大に驚き義興が所在を尋ねて度々勢を向るといへども義興事ともせずして討破り千變萬化凡て人の業にあらず故に是を持あまし道誓竊に竹澤右京亮と謀り云々竹澤僞り鎌倉を亡さん謀をめぐらし大に義興を勸めしかば義興其意に隨ひ延文三年十月十日の曉主從僅十三人忍びてこそは發向す既に矢口の渡りに至り船に乘ず竹澤先に謀をまうく故に渡守誤て櫓楫を取落し是を採んといひ僞りて水中に入兼て鑿ち置たりし船底なる二の穴を塞し木を拔ければ河水そゝぎ入て其船沈んとする時向の岸なる江戸遠江守が伏勢川邊に起り鬨を揚ぐ爰に於て義興はじめて其謀事を察し大に忿て自腹搔切てぞ失玉ふ云云終に主從十三人共に討死す（今新田明神の末社に十騎明神あり）其後竹澤及江戸の兩士等悉く其首級を尋出し入間川なる某氏の陣へ馳參實驗に入たり其後同十月廿三日遠江守は今度賜はりし恩賞の地へ下らんとし日暮に及び矢口の渡に掛る時に雷頻りに鳴霆きければ恐れて馬を走らせとある辻堂に入らんとす折柄黑雲ひと村江戸の首の上に落くだりて雷電耳のあたりに鳴ひらめきければ餘りにおそろしく渡をきつと顧たるに義興緋をどしの鎧に龍頭の五枚甲の緒をしめ白栗毛なる馬の額に角の生たるに乘鞭をしとゞ打て遠江守を弓手の物になし鐙の鼻に落下りてわたり七寸計なる雁股をもつてかひがねより乳の下へかけふつと射通さるゝとおもひて馬より倒に落て悶絶しけるを從者ども輿に乘て家に歸りけるが七日の間水に溺たる眞似をして死にける云々

按に參考太平記云江戸遠江守堯寛同甥下野守能登云々北見系圖には遠江守長門に作る長門能登の名字疑べし二人共爵名に混じ且世代の內出入ある成

此儀一云々江戸太郎重長同與レ之
又云同年九月廿八日丁丑遣二御使一被レ召二江戸太郎重長一依二景親之催一遂二石橋合戰一雖レ有二其謂一守二令旨一可レ奉二相從一重能有重折節在レ京於二武藏國一當時汝爲二棟梁一專被二恃思食一上者催二具便宜勇士等一可二豫參一云々
又云同二十九日云々重長依レ令レ與二景親一予レ今不參之間試昨日雖レ被レ遣二御書一猶追討可レ宜之趣有二沙汰一被レ遣三申四郎惟重於二葛西三郎淸重許一可レ見二太井要害一之由僞而誘二引重長一可二追討一之旨所レ被レ仰也江戸葛西雖レ爲二一族一淸重依レ不レ存レ二如レ此云々
又云同年十月四日癸未畠山次郎重忠參二會長井渡一河越次郎重賴江戸太郎重長又參上云々
按に爰に長井渡といふは齋藤別當がいひし武藏の長井に居住し候云々とありし所なるべし長井の地名北條氏康のむさしの紀行にみえたり江戸砂子には湯島池のはたの邊今も長井堤といふありといひまた或說には西久保の長井町なりともいふ是も江戸の支鄕なり
又云同月五日甲申武藏國諸雜事等仰二在廳官人幷諸郡司等一可レ令レ致二沙汰一之間所レ被三仰二付江戸太郎重長一也云々
按に此餘東鑑に江戸次郎親重江戸四郎重通江戸七郎重宗江戸次郎朝重江戸八郎太郎景益江戸七郎重保江戸七郎太郎重光等の名みえたり其一族多かりしなるべし
義經記云治承四年九月十一日武藏と下總の境なる松戸の庄市川といふ所に着給ふ御勢八萬九千とぞ聞えける云々雨ふり洪水して云々水にせかれて五日滯留し給ひ云々江戸太郎隅田のわたり雨所に陣取て櫓をかき柱には馬を繫て源氏を待かけたり兵衞佐殿是を御覽じてきやつが首とれとの玉へば櫓の柱を切おとし筏にし市川に參葛西兵衞に附見參に入べきよし申たりけれ共用ひ玉はず云々心ゆるすなとぞ仰られける江戸太郎色を失ひける所に千葉介近所に在ながら如何有べき成胤申さんとてふびんの事を申ければ佐殿仰られけるは江戸太郎は八個國の大福長者と聞に賴朝の此二三日水にせかれて渡し兼たるにみつのわたりに浮橋を組て賴朝に加勢し武藏國王子板橋に附なとぞの玉ひける江戸太郎承りて首をめさるともい

天慶三年將門亡びて其首級を平川觀音堂にうつし築土明神といふ云々按に明神田安に移されし後觀音はいづかたに移しやらん思ふに今も明神と相殿として本地佛のごとく成すもの歟いづれにも觀音は明神より先に平川に安置せしなるべし○初の九箇所は悉く江戸氏此所に在住の頃の古跡なり

また此外に平川口に今の赤坂淨土寺牛込の善養寺あり大手の邊に今の下谷養玉院（舊名は三藐院）あり麴町に今の四谷日宗寺（舊號乘蓮寺）あり番町邊に今の牛込松源寺あり龍口に今の染井圓勝寺あり局澤（吹上御庭の舊名なり）今の淺草聖德寺といふあり

以上の七寺は草創の時代不詳太田氏以前なりやまた文明已後の寺なりや猶考べし中にも局澤聖德寺は聖實上人草創とはあれども聖實の時代不詳○次の七箇所は開基の時代不レ知江戸氏の頃とも道灌氏の頃とも知がたし

以上九個の神祠古刹又次の七個の寺院ども古へ御城內外邊にありて古跡なれど形の如く地形一變して今は聊考據に便なし纔に神田社內の天王江戸明神ばかり江戸の舊號を傳ふるのみ

麴町の平川天神芝の靑松寺天德寺麻布の七佛藥師四谷の西迎寺牛込の正藏院丸山の淨心寺駒込の吉祥寺淺草淨念寺おなじく祝言寺下谷幡隨意院本所大法寺同所報恩寺淺草專稱院など皆昔し御城內外に近く有る所なれど或は道灌氏の開創又は其後に取立し寺院にて元より江戸氏の考に據なし○此十三個所はみな道灌氏以後開創のものなり

○考證

武藏國風土記云豐島郡荏土公穀五百九拾貳束三字田假粟三百貳拾七九三毛田貢二牛濱荻阿無見與呂比等一充三左右馬寮與二武庫司一云々

又云豐島郡江戸神社（祭神）素盞嗚尊云々大寶二年壬寅神貢百束三字田云々

按に風土記いにしへの眞物は亡びて今傳ふる所のもの其古書にあらずといへども亦實に近世僞作にはあらず徵すべし

東鑑云治承四年八月廿六日丙午武藏國畠山次郎重忠且欲レ報二平氏重恩一且爲レ雪二由井濱會稽一欲レ襲二三浦之輩一仍相二具當國黨々一可二來會一由觸二遣河越太郎重賴於秩父家一雖レ爲二次男流一相二續家督一依彼黨等及二

り天正七年田守にうつし(今の牛込御門內邊)田安明神といふ元和二年今の牛込銀町に移され舊號に復して再び築土明神と稱すといひ傳ふ

霞山稻荷はいにしへ霞關にあり今は麻布櫻田町に鎭座す

勸請年代不詳秩父重康の安置とも又は澁谷重國の勸請ともいふ舊地は今の霞が關たり年月不知麻布に移されて櫻田町といふは舊地さくら田より社と倶に移し所なるべし

三緣山增上寺はむかし麴町貝坂にあり今は芝に建り

後小松院の勅願によつて草創すもと密宗にして光明寺と號す至德二年淨土宗に改る寺號も改めて增上寺と號し舊地は今の麴町貝坂なり中頃今の比々谷の邊に移され(一說に天正十二年日比谷にうつる)天正十八年平川に移り慶長三年今の芝に移されしといふ按に其舊地貝坂といふに一疑あり今麴町喰違の內土手際に增上寺舊地といふ所あり貝坂とは大いに隔る猶考べし

閻魔堂長延寺はもと霞關にあり今は淺草御藏前に建り

慈覺大師下野國に草創し文永年中江戸霞關に移し御入國の時に馬喰町に移され後今の御藏前に移る文永は鎌倉惟康幕府の時なり

正保山東漸寺は古へ郭內の地にあり今は淺草新堀にたてり

慈覺太師の草創舊地は今の御城內なりといふ太田氏再興し後に神田芝崎村に移り正保年中今の地にうつりて山號とす

神田山日輪寺は昔の芝崎道場是なり今は淺草寺町にあり

一遍上人第二世眞敎房の開山なり舊地は今の神田なり慶長年中柳原に移され明曆後今の淺草に移されしなり世に神田明神の宿寺なるよしいひ傳ふ

藥王山東光院は古へ今の常盤橋邊にあり後に淺草寺町に移さる

是も慈覺太師の創建其後道灌氏再興あり舊地今の常盤橋の北邊にありそれより小傳馬町にうつり明曆後今の所に移れり

平川觀音堂は古へ上平川にあり今は其所在不詳といふ

此城扇谷上杉家の有となり大永四年甲申正月十三日上杉ほろびて小田原北條氏綱に屬し遠山富永等の臣を城代として守らしめ終に天正十八年庚寅に御在城とはなりしなり

江戸家は喜多見村に移し後も鎌倉柳營に奉仕し或は小田原北條氏世田谷吉良氏に隨從し天正十九年終に御當家に屬し奉り貞享元祿の頃頗登庸して既に侯家の列に加はりし故ありて收公せられしなり

按に江戸氏喜多見村に移りて後も先考尊信の鎭守なればとて江戸大明神を居所のほとりに移し祭りしが元祿二年收公の後は其跡纔に小祠殘りて木立物ふり寂寥たりむかしより天神を相殿とし今は天神森の天王或は菅刈天神ともいふとぞ○又按喜多見の紋所は三龜甲なり別に祇園守又三巴をも用るは此江戸大明神の紋所なるよし三巴の章は古武鑑にも見えたり或は雪梅は別流久太夫菅神の告ありて菅原氏に改しより用之といひ傳ふ○再按元祿二年喜多見重政同茂兵衞重國罪ありて采地收公せられし後は其家跡繼て根葉枯果たるよし憐みおもひしに久太夫重勝といふ人血統を傳しよしにて石井某今幕下に奉仕したり此家にて每年六月七日江戸明神をも祭り又喜多見家世々の祭祀をも竊に絕せざるよし幸事といふべし

前に考據していへるが如くなれば江戸氏此所に土着の事跡又は墳墓の古跡等正しく御城郭の邊にして舊刹古祠の内に必傳ふべき事なるに世々其地沿革によりて其傳を失ひしなるべし凡其舊刹古祠今外に移されし處を考るに左の如し

神田明神幷三社天王はいにしへ神田村にあり今は湯島の臺に鎭座す

天王は大寶二年神田は天平二年の勸請にて將門の靈を配祭せしは延文三年なり舊地は今の神田橋御門内にて一橋殿別舘の邊といひ傳ふ慶長八年駿河臺（古名は神田臺といふ）に移されまた元和二年今のゆしま臺にうつる

築土明神はいにしへ上平川村にあり今は牛込銀町に鎭座す

天慶三年將門誅せられし後に其首級を平川觀音堂に移し築土明神と號すとも又一說には文明十年道灌氏の所祭ともいへ共不詳舊地は今の平川口邊な

年前なれば新古によりて天王を地主と稱するにや
○又按に神田の祭神は大貴巳命にて則素盞雄尊の御子なり(日本紀の説如レ斯古事記にては七世の孫とするよし)父子の御神なれば兩社近く其境を交あがめ祭りしを江戸村に在をば江戸大明神と稱し神田村に在をば神田と稱せしにて賓主の説無益なるべし

今も毎年の六月七日天王中橋南傳馬町へ御旅出の折柄には其神輿大城大手の御橋上に止りまして奉幣の御式あるは江戸氏舘舍の鎭守たりしより舊例なりとぞ

按に三社の內中橋に旅出の社は中之間大政所祭神素盞雄尊これ御城內より凡そ御囘輪內邊神田橋より數寄屋橋まで外は日本橋より南は京橋迄東は本材木町三十間堀限の鎭守也御幸は毎年六月八日歸座は十四日なり慶長十八年より始るといひ傳ふ○大傳馬町に旅出の社は東之間八王子五男三女御城外日本橋より北の方西は御堀を限り東は通旅籠町邊北は神田紺屋町松下町鎌倉町邊の鎭守なり神幸は毎年六月五日歸座は八日なり元和の頃より始る○小舟町に旅出の社は西之間本御前稻田姬命にて小傳馬町邊より東は兩國橋限り南は小網町北は馬喰町邊限の鎭守なり神幸は毎年六月十日歸座は十二日なり始の年代不詳○以上三社合江戸大明神と號し江戸庄の鎭守にして就中太政所素盞雄尊を本社とするなり

されど此江戸大明神も今は世に牛頭天王とのみ稱へて本よりの神號は知る人だに稀なり抑今の大城と成ての鎭守山王權現は更なり其時神田湯島築戸平川などの社は太田氏の頃にも早く大社にてありしなれば其等の御神などをこそ第一に尊信せらるべきに六月七日には此天王の神輿をして大手の橋上に祭らるゝ舊式これ江戸氏のむかしより舘舍の鎭守たりしに因て今の御城郭の敷地全く江戸氏の舊趾なりといふ證審なり

按に社地の沿革は慶長八年舊地より駿河臺に移され元和二年ふたゝび今の湯島の臺に移さる其度毎に地主三社天王客位神田社ともに從ひて遷座あり江戸の舘趾には長祿元年丁丑太田左金吾入道道灌城郭を新築し文明十八年丙午七月廿六日道灌亡びて後

都て江戸地志の書籍若干なること〴〵く中古道灌氏以後の事跡のみを傳へてそれより先の事毫も考る所なしおもふに是は此地太田氏に一變しまた天正慶長に大沿革して山川も所を替へ古刹舊社悉く他に移されて今に於ては重長以來墳墓の跡さへ誰志る者なきに至れば其餘の事實傳ふる事なきもまた自然の理なるべし

按に上古に江戸豐島葛西澁谷稻毛等はみな〳〵同族にて苗字の地を傳領し豐島氏は今豐島村に事跡を存して清光寺に清光の墓あり葛西氏も澁江村に事跡を傳へて其村西光寺に清重の墓あり澁谷も其所に跡を傳へ金王八幡其外殘れり稻毛氏は菅生村廣福寺に重成の墓あり其外升形山に事跡を傳へたり是等みな山川の沿革なきが故なるべしされば江戸に重長以來の事跡傳ふべき勿論なるに其地變轉して失ひしは尤もかなしむべし

江戸大明神は則江戸氏の鎮守にして祭神は今湯島の臺神田明神の社側に鎮座ある所の三社牛頭天王是なり

武藏風土記殘篇幷江戸家譜等○按に昔天王祠は神田明神と倶に今の神田橋御門の內の邊に鎮座ありて天王は地主の神神田明神は賓位の神なりといひ傳ふ然るに末に出す所の江戸古繪圖にて考れば神田社と神田村とは川を隔てゝ（此川水は今の神田橋御門の御堀より東流して海に入が如し）社は河南にありて江戸の地に屬せるが如く村落は河北にありて芝崎道場に接したりされば其神田橋御門の內に所在の舊地と稱する所は本より江戸の地にて此三社天王は古へより爰に鎮座ありし所へ後に河北の神田村芝崎道場に在し明神をも爰に移し來たるにや此說の如くなれば天王を地主の神といふ其理叶へるに似たり扨芝崎道場は神田社の宮寺にて社と寺とは其境接近したるべく又淺草小石川牛込市谷或は四谷赤坂芝口等の御門に名付られし例を以ていふに某御門といふはみな其御門の外地名をさして稱る例にて神田橋口も御門より外を神田村といひし事必せり然ればいよ〳〵其御門內に所在の舊地は江戸の地にて明神は後に移し來り客位と成しにや○又按に江戸大明神天王は大寶二年の鎮座神田明神は天平二年の所祭にて天王の方二十餘

涼何書によりて記せしにや未所見なし考べし又按に峡田領の號もと峡といふ山のなだれの所を云ふ名なり其下に田あれば是を峡田といふ江戸の地王子道灌山谷中邊より本郷ゆしま駿河臺御城の邊霞が關愛宕山まで皆片なだれにて其麓に田ありされば峡田といふなるべし又云某領といふこと東國に限りし名にて其外に聞所なし或は云是は今小田原侯の所知を小田原領といひ川越侯の所知を川越領といふ如くむかし稲毛氏の采地を稲毛領といひ葛西氏の采地を葛西領といふより起れりといへども今轉じて唯村々の組合分の名と成れり峡田領といへども峡田氏の人昔より所見なし扨此組合分の名目もいと古き事なり武州御嶽山奉納の古太刀銘弘治某年云々入東郡山口領安松郷野老村云々と鐫たり○組合分郡の下の郷和名抄に出たり但州には國郡は慥に國郡とありて記すのみされど郡の下にあれば郷ならんと推知するのみ又別に村と云もなし○領上古領主の名に起れり稲毛領（三郎）葛西領（三郎）江戸領（太郎）と云今轉じて組合分の稱となる此説非なり○縣に相州筑井對州上下縣是を天下三縣といふ

其後年經ていつの頃にや江戸氏は多摩郡喜多見村（江戸より西の方およそ四里）に移住し（南向亭茶話）たりし跡へ足利の末の世に上杉は兩家に分れて關東に威を得しころ長祿年間扇谷の老臣太田左金吾入道道灌この江戸の地に初めて城を築きしもむかし江戸氏の舘趾おのづから要害の地勢たりしに便りしなるべし

按に鎌倉の世には今世の如き城壘の結構なし太平記足利家の末より專堅固の構になりたりされど大方は昔有勢の人居舘の舊地要害にたよりて下河邊行平の舘趾にたよりて成氏朝臣城をば取立られし也此類諸國にあり擧るに遑なし○又按に江戸氏喜多見村に移りし年代不詳延文三年遠江守堯寛が時矢口の渡りにて新田義興を討し頃迄はいまだ江戸の舘に住し成べしされど又同書に稲毛莊十二郷は江戸遠江守同下野守伯父甥が所領なり云々とあれば此頃はや其所知なりける喜多見村に住しともおもはる喜多見村は稲毛の莊に接近したり猶考べし

江戸庄は本より江戸氏土着の地なれば世々の墳墓もこの地にありて其事跡をも慥に傳ふべき筈なるに今

古今要覽稿卷第七十六

●地理部

江戸莊剏建（江戸大明神 江戸氏舊趾）

江戸大城の地名たるや國にあらず郡にあらず郷にあらず古へ諸國に置れし處の莊園（令義解）の號なるべし其後も有勢の家々は諸國に莊園を置れしと見えたり田舍凡給二園地一者隨二地多少一均給義解云謂戸內之口不レ論二多少一每レ人均給何者則殖二桑漆一者必於二園地一故若絕戸還公義解云下條聽賣園地郎地主存日賣訖者不レ可二更還一其戸內所貫有二一人一存者不レ別二親疎一不レ爲二絕戸一也又云凡課二桑漆一云々義解云 其桑漆者皆於二園地一種無二園地一者不レ在二課限一也其莊園と云は今の下屋敷別業の類にて地境廣大にはあらずされど中古以來は莊園の回りに附屬せし支鄕をみな某莊と稱し某村と稱して莊官是を守りし也されば莊園はもと狹少の境なれ共後世其莊官など傳領し近鄕を買得する世となりては悉く其號を冠らしめしより莊園の屬邑廣大に及びし也

江戸はもと誰人の剏建せし園地といふことは詳ならねど（新安手簡 白石翁說） 江戸氏は其莊官たりしより 其所を傳領し鎌倉の時大名にて有けれと東鑑に始めて江戸太郎重長とみえしより先の事更に所見なしそれより南北朝の頃までも此所に土着し世々館舍は盖し今の大城の所にて正しく其莊園の址を江戸村と稱し夫より中古以來いつとなく莊園の名鄕の名となり江戸鄕とも稱し則幹鄕と其廻りの村落は所謂皆支鄕にて江戸神田江戸櫻田江戸比々谷江戸平川江戸牛込など稱し（永祿年中小田原北條分限帳） 其餘の支鄕みな悉く江戸莊に屬せるなり

按に國郡又は鄕村みな多くは幹鄕あり所謂安房國に安房郡伊賀國に伊賀郡河內國に河內郡和泉國に和泉郡駿河國に駿河郡あり其餘枚擧に遑なし又鎌倉郡に鎌倉鄕あり豐島郡に豐島村あり川崎領に川崎驛あり府中領に府中あり植田谷領に植田谷村あり世田谷領に世田谷村あり或は攝津國大坂の都會に其所御城內鴈木坂の舊號を大坂と稱し幹號とし其時市中みな支鄕にて大坂の何所といふが如し又按るに江戸砂子に峽田領江戸云々此峽田領の號沾

苗代　阿闍梨隆源

くはゐ生る野澤の荒田打かへし

いそげるたろは室の種かも

同　夏十五首

早苗　中宮權大進仲實

こなぎつむふか田の代はかきてけり

急ぎて植よむろの早苗

夫木和歌集卷第七　夏部

早苗

永承六年五月五日殿上根合早苗　式部大輔國成

さをとめの山田の代におり立て

急ぐさなへや室のはやわせ

○正誤

東雅云古語に田地をシロといふ日本紀に田地の字讀てシロといひし卽此なりのちの俗また代の字を取用ひよむこと田地の字のごとしまた田を量る事にも代をもつてす日本紀に頃の字讀てシロといひしまたこれなりたゞそのシロといふ義のごときはすでに闕ぬ

按に田地をシロといふは百姓の身の代を出す處なればなり田を量るに代を以てせしは租稻束積を勘ふるにたよりよきやうに名付しことにてダイと音にていふなり頃の字をシロと訓しはたゞ田地のことゝしてたか注せしにて頃といふべきほどの字をシロといふといへるにはあらざるなり

て定められしといふことを詳にせずといへどもけだし大寶令の一段に比すれば猶五十歩廣しといふべきなり

大和國古圖帳云式下郡小坂村法貴寺村西井上村文祿四未年長束次郎兵衞檢地高市郡小槻村川西村忌部村曲川村御牧勘兵衞檢地中曾司村佐田村寺崎村雲梯村五條野村飛驒村石田木工頭檢地葛上郡今住村戸毛村栗垣村古瀨村朝町奉膳村重阪村南佐味村內谷村東佐味村林村五百家村新庄駿河守檢地葛下郡今里村甚原村中島惣右衞門檢地添上郡櫟枝村增田右衞門尉檢地云々

長曾我部元親百箇條云丈杖之事城普請其外何によらず本間六尺五寸たるべき事

付田地は可レ爲二各別一事○按に田地は各別とあれば六尺五寸を用ひしにあらざることしるし

○和歌

建仁元年老若五十首歌合

右　嘉陽門院越前

暮ぬとて千町の早苗とりどりに
急ぐぞしるき田子のもろ聲

○

しろ　代

しろとは田租の束積を勘ふるにたよりよきために名付し處にして一段を五十代とし一町を五百代といふなり（政事要略）延喜式に一町の穫稻五百束とあり一段にては五十束あるべし故に一反を五十代といへりそのはじめ何れの時といふことを詳にせざれども弘仁十三年にはやこの事見えたれば猶それより前に起れるならん

政事要略云弘仁十三年十一月勘二田租束積一事云々田一段廣六步（以二一尺一爲レ步長六十步）幷積三百六十步令舊記二百五十步者廣五步（以二一尺二寸一爲レ尺當五尺亦爲レ步）長五十步云々二百五十步爲二五十代一

按に弘仁の時に用ひられし尺は卽大尺なり然るを舊說に一尺二寸を尺とすといふは現存大尺より外に猶大尺ありしと思ひたるなるべし然る時は弘仁の一步は令の五尺四方にあたれば弘仁の三百六十步は令の二百五十步なりといへるなり

○和歌

堀河院御時百首和歌　春二十首

大寶田令云凡田長三十歩廣十二歩爲ㇾ段十段爲ㇾ町 段租稻二束二把町廿二束

白雉三年に段一束半と定め給ひしを大化の時のごとく二束二把となされたりこれ白雉の六尺一歩を改められし證なり

又雜令云凡度ㇾ地五尺爲ㇾ歩

五尺を歩とすれば三十歩は十五丈なり十五丈を六尺にてわれば廿五歩となる十二歩は六丈なり六丈を六尺にてわれば十歩なり卽大寶の一段は今の二百五十歩にして大化の時と全く同じき也

又

慶雲三年九月また使を五畿七道につかはされはじめて田租法を定められしと續日本紀ある は大寶にさだめ給ひし租法を改められしにて一町十五束とあればけだし白雉の六尺一歩一束半の法を用ひ給ひしならんこれよりのちあらためらるゝことなく延喜式作られし時も六尺一歩三百六十歩を用ひられしなり

續日本紀云慶雲三年九月遣二使五畿七道一始定二田租法一一町十五束及點二役丁一

令集解云古記云和銅六年二月十九日格其度ㇾ地以二六尺一爲ㇾ歩者未ㇾ知二令格之赴并段積歩改易之儀一

按に大寶に五尺一歩二束二把となされしに間もなくまた六尺一歩一束半の法を用ひ給ひしなれば段積歩改易の義を知らざる者のために和銅六年二月十九日ふたゝび格を出されしをいふなり

類聚國史云貞觀四年三月廿六日甲午云々今須國內所ㇾ有諸田云々舊例段別一束五把

これ貞觀の時も慶雲と同じき證なり

延喜主稅式云一町獲稻五百束其租一段穀一斗五升

又雜式云度地六尺爲ㇾ歩以外如ㇾ令

如令とあれば卽長三十歩廣十二歩を一段とすることは同じきなり

貞應二年淡路國國領庄園田畠地頭注進云殘田廿町八反四十歩

一斗五升代二町八反三百五十歩三斗代三町〇按に三百五十歩と注せしによれば貞應の比も猶いまだ三百歩一反にあらざる證なり

又

文祿四年豐臣太閤の檢地にいたりて三十歩を一畝とし三百歩を一段とし三千歩を一町とせらる何により

一升を三百六十にわかてば三合〇五撮有奇にあたる
即一歩の地より得る處なりたゞしこの一歩といふは
今の曲尺五尺四方なれば一段は今の二百五十歩にあ
たれり

きた戸

長三十歩

廣十二歩

歩 歩 歩

今廿五歩

今十歩

升今と同じからざることは量の部にいへり
日本書紀云孝德天皇大化二年春正月甲子朔宣ニ改新
之詔一其三曰凡田三十歩廣十二歩爲レ段十段爲レ町租
稻二束二把町租稻廿二束
又

白雉三年正月また田の廣狹を改められ六尺四方を一
歩となされたり政事要畧に令前大方六尺を以て歩と
あるこれなり
類聚國史云白雉三年正月凡田長卅歩爲レ段十段爲
レ町段租稻一束半町租稻十五束
政事要畧云令前租法以ニ大方六尺一爲レ歩
又
文武天皇大寶元年にいたりまた孝德天皇大化二年に
さだめ給ひし五尺一歩となされたり

前大僧正行尊

人のすむ里のけしきに成にけり

山路のすゑのゑづのやけ畑

この歌修行に出て山をこゆとてと云々

新撰六帖

せり　九條三位入道知家

いたづらに荒るそのふの畑せり

侘しげにても有世なりけり

あゐ　信實朝臣

播磨なるゑかまに作るあゐ畑

いつあながちのこ染をかみん

○釋名

はた　陸田

日本書紀○按にはとは散の字の意にして土の散(ハラ、)け
る田といふ義なるべし

畝

同上○按に畝は田地の廣狹をはかる名なるをハタ
ケと注せしは假字なり

𤱶(ハタケ)

同上

田圃(ハタケ)

同上

畠(ハラ、)

延喜式

○

きだ　段　まち　町

きだとは長三十歩廣十二歩にして卽三百六十歩の地をいふ日本書紀これ孝德天皇の大化二年にさだめ玉ふところなりたゞし大化二年は唐の太宗貞觀廿年にあたるよりて李唐の田制を考ふるに二百四十歩を畝とし百歩を頃とす六典戶部とありて段と云名を以て田をはかられしことをきかず然れども唐武宗會昌元年にたてたる重修大像寺記に一段洪拾參畝半など記せしを以て考ふるに段の字を用ひしこと西土に所見なしとはいふべからずまた小畝步百周之制也中畝二百四十澤之制也大畝三百六十齊之制也齊民要術とも云ばこれらの制度を考へ合されて定めさせ玉ひしなるべしその段(キダ)十を町(マチ)といひ町の田より稻廿二束を奉る稻廿二束には穀(モミ)一斛一斗を得べし町にて廿二束なれば段にては二束二把なり二束二把には穀一斗一升を得べし一斗

故にしかよべり

○

はた　はたけ　暵　畠

はたは保食神の顱(ヒタヒ)になれる粟(アハ)眼になれる稗(ヒエ)陰になれる麥(ムギ)および大豆(マメ)小豆(アヅキ)を陸田(ハタ)の種子となせしよし日本書紀いへばそれより前よりありしなるべし

日本書紀云保食神實已死矣唯有其神之頂化爲牛馬顱上生粟眉上生蠒眼中生稗腹中生稻陰生麥及大豆小豆天熊人悉取持去而奉進之于時天照大神喜之曰是物者則顯見蒼生可食而活之也乃以粟稗麥豆爲陸田種子(ハタノタネ)以稻爲水田種子

又云仁德天皇十一年夏四月戊寅朔甲午詔群臣曰今朕視此國者郊澤曠遠而田圃(ハタケ)少乏云々

又云仁賢天皇云々白水郎暵(ハタケ)（暵(ハタケ)耕麥之田也）

又云孝德天皇云々皆作戸籍及挍田畝(タハタケ)

延喜式（大學寮）云山城國久世郡畠一町永爲菜圃其在京中園地者任令得業生等居住若有餘地者種殖雜菜以充食料

○和歌

新撰六帖

のこりの雪　前藤大納言爲家

風渡るやけ山はたの下萌も　まだことゆかずさゆるしらゆき

木　信實朝臣

ふる枝のふしのみのこるうつぼ木の　立るも淋し畑のやけ山

けぶり　同

山本のはたやく里の夕ぐれも　遠きはほそきけぶりとぞみる

夫木和歌集巻第廿二雜部四

畑

百首御歌　順德院御製

あはれなるとを山畑のいほり哉　柴のけぶりの立につけても

御集山家　後九條内大臣

山里のそのゝふるはたあれにけり　昔やこけの種をまきけん

寶治二年百首夏草　信實朝臣

かた山の畑のかきほのすぎはらの　種よりもげにしげる夏草

○釋名

た田

古事記日本書紀○東雅に古語に手をタといふ乎讀てタヒラといふも手によりていひしことばなり田をタといふも其平かなることの手のことくなれはかくいひしなるべしといへり

天狹田（サタ）

日本書紀○按に狹き田なり

天長田（ナカ）

同上○按に長き田なり

天埴田

同上○按に土の細密にして肥たるなればしかいふなるべし

天安田

同上○按に耕にやすき地なればしかいふなるべし

天平田（アメノヒラタ）

同上

天邑幷田（ムラアハセ）

同上○按に集解に邑幷無レ對の義なりといへり

天櫼田（クヒ）

同上○按に田に杙櫼（キリグヒ）ある地なり

天川依田（カハヨリ）

同上○按に川にちかき田なり

天口鋭田（クチト）

同上○按に水口のはやき田なるべし

高田

同上

下田（クボ）

同上

○正誤

成形圖説云多登古呂

書紀卽田地也東鑑には田所とあり橘次爲茂賜二富士郡田所職一と又太平記伯耆卷曰執事田所が申けるはなど見ゆ今ところをはぶきてとことのみいふ苗床床作など是なり○按に田所とは田地の段歩を改むる役人の名にして田地をタトコロといふにはあらず租稅の數を改むるを稅所といふと同じそれより推うつりて稱號とせしもあり伯耆卷の執事田所とある是なりまた苗床床作などいふは苗代をするために田に草を刈入て別に苗の所を作り設ける

古今要覽稿卷第七十五

屋代弘賢著

●地理部

た　田

たは神代に月夜見尊の保食神をうち殺し玉ひける時保食神の腹より稲を生しを水田の種子となせしよし（日本書紀）いひあるひは素戔嗚尊の天照大御神の田の畔をはなち溝うめなどし玉ひけるなど（同上）あるを考ふればそれよりはやくありしならんたゞし高田下田狹田長田埴田安田平田邑幷田樴田川依田口鋭田など名付てこれをはかりしまでにて段町のごとき名目を以てはかりしことはなかりしなり仁德天皇の御宇に田四萬頃ひらかれしよしいひ孝德天皇の御宇に數萬頃田を兼幷すなど（日本書紀）しるされたれども當時頃を以てはかられし證ともいひがたし

古事記云爾速須佐之男命白天照大御神我心清明故我所生之子得手弱女因此言者自我勝云而於勝佐備（此二字以音）離天照大御神之營田之阿（此阿字以音）埋其溝云々

又云綿津見大神誨曰云々然而其兄作高田者汝命營下田其兄作下田者汝命營高田

日本書紀云一書云保食神實已死矣其神之腹中生稲云々生稲爲水田種子云々卽以其稲種始殖于天狹田及長田

又云是後素戔嗚尊之爲行也甚無狀何則天照大神以天狹田長田爲御田

又云一書曰神尊以天垣田爲御田

又云一書曰神之田有三處焉號曰天安田天平田天邑幷田此皆良田雖經霖旱無所損傷其素戔嗚尊之田亦有三處號曰天樴田天川依田天口鋭田此皆磽地雨則流之旱則焦之

又云仁德天皇十四年是歲堀大溝於感玖乃引石河水而潤上鈴鹿下鈴鹿上豐浦下豐浦四處郊原以墾之得四萬餘頃之田

孝德天皇大化元年云々其於倭國六縣被遣使者宜造戸籍幷挍田畝（謂檢覈墾田頃畝及民戸口年紀）

卷第百六十九（馬具）鞦　（内美本）
（内半本六十）　（圖本廿五）
（黒本十三）　六九一

卷第百　七　十（馬具）乘沓　（内美本）
（内半本六十一）　（圖本三十二）
（黒本十三）　六九八

卷第百七十一（馬具）手綱一　（内美本）
（岩本四十八）　七〇六

卷第百七十二（馬具）手綱二　（内美本）
（内半本六十二）　（岩本四十八）　七一一

卷第百七十三（馬具）杏葉　（内美本）
（内半本六十三）　（圖本三十）　七一六

卷第百七十四（馬具）韉（かれひつけ八子）志ほで　取付　物付
鏡志ほで　（内美本）
（内半本六十四）　（圖本廿六）
（黒本八十三）　七二二

卷第百七十五（馬具）鞭　（内美本）
（内半本六十五）　七三〇

卷第百七十六（馬具）鐙　鞙　力革
貫鞘　今所用力革　（内美本）
（内半本六十六）　（圖本廿八）
（岩本四十八）　七三六

卷第百七十七（馬具）腹帶（附由木搦）　（内美本）
（内半本六十七）　（圖本廿九）
（黒本八十三）　七四二

古今要覽稿第貳目錄終

巻第百五十四（馬具鞍十一）黒漆鞍（黒鞍） 無海鞍 布袋鞍（内美本）（黒本十五）（内半本四十四）（岩本四十五）六〇〇

巻第百五十五（馬具鞍十二）水精地鞍 亀甲地鞍 梨地鞍 金覆輪鞍（黄覆輪鞍） 蒔絵金覆輪鞍 銀覆輪白鞍 銀覆輪鞍（白覆輪鞍） 蒔絵白覆輪鞍 梨地白覆輪鞍（内美本）（黒本十五）（内半本四十六）（岩本四十五）六〇五

巻第百五十六（馬具鞍十三）（内美本）（黒本十五）（内半本四十五）（岩本四十四）六一一

巻第百五十七（馬具鑣一）鑣 白磨銜 銀銜 ぬり銜 あらひ銜 散物銜（内美本）（圖本二十）（岩本四十七）（内半本四十八）（黒本十一）六一七

巻第百五十八（馬具鑣二）蕀藜銜（うばらぐつわ） 唐鞍銜 唐鞍銜異形 鏡銜（内美本）（圖本廿一）（岩本四十七）（内半本四十九）（黒本十一）六二六

巻第百五十九（馬具鑣三）杏葉銜 木葉銜（内美本）（圖本廿二）（内半本五十）（黒本十二）六三三

巻第百 六十（馬具鑣四）くゝみ銜（ふくみ銜）（内美本）（圖本廿四）（岩本四十七）（内半本五十一）（黒本十二）六三八

巻第百六十一（馬具鑣五）出雲轡 蜻蛉文銜（内美本）（圖本廿三）（内半本五十二）（黒本十三）六四一

巻第百六十二（馬具鐙一）鐙 大壺鐙（内美本）（内半本五十三）六四六

巻第百六十三（馬具鐙二）唐鐙 舌長鐙 半舌鐙 木鐙 武蔵鐙（木五六） 七條鐙（京掛） 佐々木掛（近江掛） 大和掛 岩崎掛（知多掛） 加賀掛 鏡鐙 半舌鏡鐙（内美本）（内半本五十四）六五三

巻第百六十四（馬具鐙三）（内美本）（内半本五十五）（岩本四十六）六五九

巻第百六十五（馬具）籠頭（鼻革）（内美本）（圖本廿七）（内半本五十六）（黒本十四）六六八

巻第百六十六（馬具）韉（下鞍 切付）（内美本）（圖本十九）（内半本五十七）六七五

巻第百六十七（馬具）鞍帊（内美本）（黒本十三）（内半本五十八）六八〇

巻第百六十八（馬具）馬甲（内美本）（圖本三十一）（内半本五十九）六八七

卷第百三十九　はた　(內美本)(內半本九十)　四七五
卷第百　四　十　のぼり旗(縫くるみ　まねき)旗差　(內美本)(內半本九十一)　四九五
卷第百四十一　旗紋　旗竿(手附竿)　旗袋　(內美本)(內半本九十二)　五〇二
卷第百四十二　錦旗　白旗　赤旗　黑旗　青旗　黃旗　(內美本)(內半本九十三)　五一一
卷第百四十三　あげばり(帷　幕　幄)　とばり(幔)　(內美本)(內半本九十四)　五二〇
卷第百四十四　(馬具鞍一)上古鞍制作公家所用(附鞍名目)　(內美本)(圖本十五)(岩本四十三)(內半本三十六)(黑本九)　五三八
卷第百四十五　(馬具鞍二)中古鞍制作武家所用　(內美本)(圖本十六)(岩本四十三)(內半本三十七)(黑本九)　五四六
卷第百四十六　(馬具鞍三)近世鞍制作　(內美本)(圖本十七)(岩本四十四)(內半本三十八)(黑本九)　五五一
卷第百四十七　(馬具鞍四)唐鞍　(內美本)(黑本十)(內半本四十七)(岩本四十五)　五六〇
卷第百四十八　(馬具鞍五)移鞍(平文移鞍)　(內美本)(黑本十六)(內半本三十八)　五六七
卷第百四十九　(馬具鞍六)水干鞍　(內美本)(黑本十六)(內半本三十九)　五七二
卷第百　五　十　(馬具鞍七)雜鞍(結鞍　賤の鞍　荷鞍)　(內美本)(圖本十八)(岩本四十六)(內半本四十)(黑本十六)　五七八
卷第百五十一　(馬具鞍八)和鞍有筋螺鈿鞍(緣螺鈿鞍)　(內美本)(黑本十四)(內半本四十一)　五八四
卷第百五十二　(馬具鞍九)鏡鞍(御幸鞍)　銀鞍(白鞍　白覆輪)　(內美本)(黑本八十三)(內半本四十二)(岩本四十五)　五九〇
卷第百五十三　(馬具鞍十)木地螺鈿鞍　白鞍　金貝摺鞍　(內美本)(黑本十四)(內半本四十三)(岩本四十四)　五九六

巻第百二十四　筑紫長刀（内半本八十三）（黒本四十七）　三七〇

巻第百二十五（武具）ほこ（内美本）（内半本百四）（黒本五十三）　三七一

巻第百二十六（武具）やり（内美本）（内半本百五）（黒本四十七）　三八一

巻第百二十七（武具）たて　かいだて（歩楯）　ひしぎだて（竹束）（内美本）（内半本九十五）　三八九

巻第百二十八（征戰具）はらのふえ　こさ（大角）　くだのふえ　竹ぼら（小角）（内美本）（内半本百六）（黒本四十八）（岩本三十八）　四〇二

巻第百二十九（征戰具）貝（螺　海螺　寶螺　法螺）（内美本）（内半本百九）　四一一

巻第百三十（甲冑一）緋縅（紅梅縅）（内美本）（内半本八十四）（黒本八十四）　四一六

巻第百三十一（甲冑二）小櫻縅（内美本）（内半本八十五）（黒本八十四）　四二二

巻第百三十二（甲冑三）ふしなはめをどし（内美本）（内半本八十六）（圖本十一）（黒本八十一）　四二七

巻第百三十三（甲冑四）ゑながはをどし（内美本）（内半本八十七）（圖本十二）（黒本八十一）　四三四

巻第百三十四（甲冑五）卯花縅　あらひ革縅（内美本）（内半本八十八）（黒本八十四）　四四〇

巻第百三十五（甲冑六）紅下濃縅　紅下濃黑絲鎧　紫下濃縅　はた下濃縅（内美本）（内半本八十九）（黒本八十四）　四四五

巻第百三十六　ほろ上（内美本）（岩本三十八）　四四九

巻第百三十七　ほろ中　今所用ほろ（内美本）（岩本三十八）　四五三

巻第百三十八　ほろ下（内美本）（岩本四十六）　四六一

卷第百九　(矢四)音なし鏑　目なし鏑　角鏑　くろり　舟鏑　上さしの鏑　(内美本)(岩本四十二)(黒本四十五)　二七四

卷第百十　(矢五)ひきめ　(内美本)(圖本一)(岩本四十二)(内牛本十一)(黒本八十二)　二七九

卷第百十一　(矢六)かりまた(狩俣之矢)　(内美本)(黒本四十五)(内牛本十四)　二八六

卷第百十二　(矢七)一手四目　四目一　手神頭　神頭　(内美本)(内牛本十二)　二九二

卷第百十三　つるまき　(内美本)(内牛本十七)(岩本四十二)　三〇一

卷第百十四　(ゆぎ上)ゆぎ(靫)　(内美本)(内牛本十八)(岩本四十一)　三〇六

卷第百十五　(ゆぎ中)姫靫　蒲靫　(内美本)(内牛本十九)(岩本四十一)　三一一

卷第百十六　(ゆぎ下)歩靫　歩叉同　(内美本)(黒本五十)(内牛本二十)　三一五

卷第百十七　さかづら箙　熊箙　猪皮箙　猪逆頬　(内美本)(岩本四十)(内牛本廿一上)　三二〇

卷第百十八　平やなぐひ　(内美本)(岩本四十)(内牛本廿一下)　三二九

卷第百十九　(武具)弓袋　(内美本)(内牛本廿二)　三三七

卷第百二十　うつぼ　(内美本)(圖本二)(内牛本廿三)(岩本四十一)　三四二

卷第百二十一　弦袋　(内美本)(内牛本廿七)(岩本四十二)　三五〇

卷第百二十二　さやまき(つゞらさやまき)　(内美本)(黒本五十一)(内牛本八十一)　三五五

卷第百二十三　なぎなた　(内美本)(黒本四十八)(内牛本八十二)　三六四

巻第九十四　(弓　一)天のかご弓　天のはじ弓　(内美本)(内半本一)(岩本三十九)　一八四

巻第九十五　(弓　二)梓弓　槻弓　檀弓　柘弓　丸木弓　(内美本)(内半本二)(黒本四十四)(岩本三十九)　一九一

巻第九十六　(弓　三)ふせたけ弓　外竹弓　かまぼこ弓　十萬弓　腹眞弓　(内美本)(内半本三)(岩本三十九)　一九六

巻第九十七　(弓　四)まゝき(眞卷弓)　(内美本)(内半本四)(黒本四十四)(岩本三十九)　二〇一

巻第九十八　(弓　五)重籐弓(本重籐弓　二所重籐弓　三所重籐弓)　(内美本)(内半本五)(黒本四十四)(岩本三十九)　二一一

巻第九十九　(やなぐひ上)やなぐひ　胡籙　箙(附矢數)　(内美本)(内半本六)(圖本三)(黒本四十五)　二一六

巻　第　百　(やなぐひ中)矢くばり　矢たばね　(内美本)(内半本七)(圖本四)　二二二

巻第百一　(やなぐひ下一)かけ緒　こしを　(内美本)(内半本八)(圖本五)(黒本四十四)　二二九

巻第百二　(やなぐひ下二)うけ緒　上帶　矢ぼろ　(内美本)(内半本二十五)(圖本十)(黒本四十四)　二三四

巻第百三　えびら(箙)　つくしえびら　つのえびら　(内美本)(内半本九)(圖本八)(岩本四十)　二三九

巻第百四　そや　(内美本)(内半本十三)　二四六

巻第百五　つぼやなぐひ(壺胡籙)　(内美本)(内半本十)(圖本六)(岩本四十)　二五二

巻第百六　(矢　一)矢　天羽々矢　眞鹿兒矢　ちゝ矢(獵箭)　野矢　(内美本)(内半本十五)(黒本八十二)　二五六

巻第百七　(矢　二)かぶら矢　(内美本)(内半本十六)(黒本四十八)(岩本四十二)　二六二

巻第百八　(矢　三)ぬための鏑　ひめ鏑　(内美本)(黒本八十二)(岩本四十二)　二七〇

卷第八十六　河尻河陽　（岩本十一）　一二九

暦占部

卷第八十七　うけむけ　（內美本）（內牛本一）（圖本）（黑本二十一）　一三四
卷第八十八　衰日德日（附生年衰日　行年衰日）　（內美本）（內牛本二）（圖本）　一四二

歲時部

卷第八十九　雛遊（附ひゝなあはせ　ひゝなまつり）　（內牛本一）　一四七
卷第九十　嘉定　（內牛本二）　一五三
卷第九十一　八朔　（內牛本三）　一五七
卷第九十二　八月十五夜 九月十三夜　（內牛本四）（圖本）　一六五
卷第九十三　玄猪（本名亥子餅　一名嚴重げんでう　御まいり切　御なり切）　（內牛本五）　一七四

器財部

古今要覽稿第貳目錄

地理部

巻第七十五　た(田)　はた　はたけ(畠)　きだ(段)　まち(町)　しろ(代)　(内美本)(圖本)(岩本八)(内半本一)(黒本二十)　一

巻第七十六　江戸莊　(我本)　九

巻第七十七　比叡山上　(岩本七)　二八

巻第七十八　同下　(岩本七)　四〇

巻第七十九　吉野山上　耳我嶺　金峯山　(岩本十)　六〇

巻第八十　同中　大峯　(岩本十)　七五

巻第八十一　同下詩歌　(岩本十)　七九

巻第八十二　富士山　鳴澤　(岩本六)　九四

巻第八十三　同詩歌　(岩本六)　一〇六

巻第八十四　濱名橋　(圖本)(黒本二十)(岩本十三)　一一八

巻第八十五　山崎橋　(岩本十二)　一二七

古今要覽稿 第二